

平成23年

衆議院の動き

第19号

第177回国会（常会）

第178回国会（臨時会）

第179回国会（臨時会）



衆議院事務局

平成23年

衆議院の動き

第19号

第177回国会(常会)

(平成23. 1. 24～ 8. 31 220日間)

第178回国会(臨時会)

(平成23. 9. 13～ 9. 30 18日間)

第179回国会(臨時会)

(平成23. 10. 20～12. 9 51日間)

衆議院事務局

東日本大震災からの復旧・復興を通じて、
日本社会の在り方を考え直す熟議の国会に



衆議院議長
横路孝弘

平成23年は、3月に東日本大震災という、我々の想像を絶する自然災害が発生し、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を含め、日本の行く末や我々の生き方などを根本的に考えさせられた年でした。

さらに震災復旧の中、7月には新潟・福島の記録的豪雨、9月には台風第12号の高知県東部上陸、台風第15号の静岡県浜松市付近上陸と続き、自然災害の猛威を実感するとともに、「自然との共生」を今更ながら強く考えさせられました。

あの震災以来、人々の価値観、人生観、幸福感が大きく変わりました。帰るべき家があり、仕事があり、家族や友人に囲まれるという当たり前のような日常生活の幸福を改めて思い知らされました。経済成長の豊かさを求めるだけではなく、地縁、血縁、社縁といった伝統的な社会、地域の絆を大切にしなければなりません。大震災からの復旧・復興を通じて、日本の社会や経済の在り方の見直しが迫られており、国会としても、熟議の上で結論を出さなければなりません。

昨年、国会では、東日本大震災からの復旧・復興に係る復興基本法、原子力損害賠償支援機構法、復興特区法、復興庁設置法、二重ローン救済法など、数多くの震災関連の法律が成立いたしました。このほか、公債発行特例法や国税、地方税、子ども手当などの予算関連法について、与野党間での修正協議が重ねられ、一定の結論が出されました。さらに、今後の我が国のエネルギー政策、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）への参加、消費税率引上げ、沖縄普天間基地移設など、解決を避けて通れない諸課題について、熱心な議論が行われました。

「衆議院の動き」では、この1年間の国会の動きや本会議・委員会の概況を取りまとめました。本誌を通じて、未曾有の大震災への対応をはじめとする内外の重要問題についての各党間の活発な議論の経過と結果をお知らせし、衆議院の活動に対する皆様のご理解を深めていただければ幸いです。あわせて、衆議院ホームページでも各種情報を提供しておりますので、是非ご利用ください。今後とも本誌の内容の充実に一層つとめてまいりますので、どうぞ忌憚のないご意見をお寄せください。

目 次

東日本大震災からの復旧・復興を通じて、
日本社会の在り方を考え直す熟議の国会に…………… 横路孝弘衆議院議長

第1 平成23年の国会の動き

1 国会の召集及び会期……………	1
2 国会の主な動き……………	1
(1) 概況……………	1
(2) 議長談話……………	12
(3) 東日本大震災関連立法……………	13
(4) 財政関係（平成23年度公債発行特例法案と平成23年度税制改正）……………	32
(5) 子ども手当関係……………	39
(6) 35人学級関係……………	42
(7) 在日米軍駐留経費負担関係……………	45
(8) 児童虐待防止関係……………	47
3 国政選挙結果……………	49
(1) 平成23年4月統一補欠選挙……………	49
(2) 平成23年10月統一補欠選挙……………	49

第2 本会議の概況

【第177回国会】

1 内閣総理大臣の指名……………	51
2 国務大臣の演説及び質疑……………	51
(1) 菅内閣総理大臣の施政方針演説……………	51
(2) 前原外務大臣の外交演説……………	58
(3) 野田財務大臣の財政演説……………	63
(4) 与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説……………	65
(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨……………	67
3 主な議案等の経過……………	79
4 決議……………	85

【第178回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑……………	88
(1) 野田内閣総理大臣の所信表明演説……………	88
(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨……………	95
2 主な議案等の経過……………	101

【第179回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑……………	102
(1) 野田内閣総理大臣の所信表明演説……………	102
(2) 安住財務大臣の財政演説……………	106
(3) 国務大臣の演説に対する質疑要旨……………	107
2 主な議案等の経過……………	114
3 決議……………	116

第3 委員会等の概況

- ・委員名簿 ・議案審査等 ・国政調査 ・閉会中審査 ・決議 ・小委員会 ・分科会
- ・公聴会 ・連合審査会 ・合同審査会 ・公述人 ・参考人 ・意見陳述者 ・委員派遣
- ・視察 ・議員海外派遣

1	内閣委員会	119
2	総務委員会	137
3	法務委員会	165
4	外務委員会	179
5	財務金融委員会	195
6	文部科学委員会	209
7	厚生労働委員会	219
8	農林水産委員会	237
9	経済産業委員会	251
10	国土交通委員会	263
11	環境委員会	279
12	安全保障委員会	290
13	国家基本政策委員会	298
14	予算委員会	304
15	決算行政監視委員会	320
16	議院運営委員会	348
17	懲罰委員会	360
18	災害対策特別委員会	363
19	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	372
20	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	382
21	青少年問題に関する特別委員会	386
22	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会	391
23	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	395
24	消費者問題に関する特別委員会	398
25	科学技術・イノベーション推進特別委員会	402
26	郵政改革に関する特別委員会	407
27	東日本大震災復興特別委員会	414
28	政治倫理審査会	430

第4 憲法審査会 433

第5 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

1	概要及び設置経緯	435
2	事故調査委員会の活動に至る経緯	435
3	両院議運合同協議会及び事故調査委員会の概況	436

第6 請願等	
1 請願審議の概況等	439
2 採択された請願の概要	442
第7 予備的調査	
1 予備的調査制度の概要	445
2 平成23年における予備的調査の概要等	445
第8 衆議院改革の動き	
議会制度協議会	447
第9 国際交流	
1 議員海外派遣	449
2 国際会議及び出席議員	451
3 国賓・公賓等の国会訪問及び行事	453
4 正式招待による訪日外国国会議員団	455
5 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談	456
国会関係資料	
1 各会派所属議員数及び役員一覧	457
2 閣僚一覧	461
3 議案経過一覧	465
4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧	468
5 質問主意書一覧	471
6 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等	490
7 国会に対する報告等一覧	492
8 傍聴人数	497
9 参観者数	498
[参考]	
1 国会議員定数の変遷	499
2 国会議員会派別議員数の推移	500
3 会期等	502
国会案内	503
国会周辺図/ 広報・広聴<衆議院ホームページ><国会審議中継><参観者ホールでの情報提供> <会議録等刊行物の閲覧及び購入>/ 国会会議録検索システム/ 国会参観(衆議院)の手続/ 本会議・委員会・憲法審査会・両院議運合同協議会の傍聴/ 請願の手続/ 陳情の手続/ 地方 議会からの意見書の手続/ 復興特別意見書の手続/ 行政に関する苦情受付窓口/ 意見窓口 「憲法のひろば」/ 憲政記念館/ 国会議員政策担当秘書資格試験/ 衆議院議員の資産等報告 書等の閲覧/ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧/ 衆議院事務局の情報公開	
国会年表	527

会派名の略称（順不同）

（衆議院）

民主	民主党・無所属クラブ
自民	自由民主党・無所属の会
公明	公明党
共産	日本共産党
きづな	新党きづな（平成24年1月18日～）
社民	社会民主党・市民連合
みんな	みんなの党
国民	国民新党・新党日本
大地	新党大地・真民主（平成24年1月25日～）
日本	たちあがれ日本
国守	国益と国民の生活を守る会（～平成23年12月6日）
無	無所属

（参議院）

民主	民主党・新緑風会
自民	自由民主党（～平成23年9月9日） 自由民主党・無所属の会（平成23年9月9日～平成24年1月18日） 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会（平成24年1月18日～）
公明	公明党
みんな	みんなの党
共産	日本共産党
日改	たちあがれ日本・新党改革（～平成24年1月18日）
社民	社会民主党・護憲連合
国民	国民新党
改革	新党改革
無所属	各派に属しない議員

第1

平成23年の国会の動き

第1 平成23年の国会の動き

1 国会の召集及び会期

平成23年には、第177回国会（常会）、第178回国会（臨時会）及び第179回国会（臨時会）が召集された。

第177回国会は、平成23年1月24日に召集され、会期は6月22日までの150日間であったが、70日間延長され、8月31日までの220

日間となった。

第178回国会は、9月13日に召集され、会期は同月16日までの4日間であったが、14日間延長され、同月30日までの18日間となった。

第179回国会は、10月20日に召集され、会期は12月9日までの51日間であった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第177回国会（常会）】

第177回国会は、平成23年1月24日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、決算行政監視委員長選挙が行われ、引き続き、特別委員会が設置された。休憩後、菅内閣総理大臣の施政方針演説等の政府4演説が行われた。

特別委員会については、従来から設置されている災害対策特別委員会等の7特別委員会のほか、新たに科学技術・イノベーション推進特別委員会が設置された。また、4月12日には、郵政改革に関する特別委員会、5月19日には、東日本大震災復興特別委員会が、それぞれ設置された。

8月30日、本会議において、菅内閣の総辞職決定に伴う、内閣総理大臣の指名の議事が行われ、記名投票の結果、野田佳彦君308、谷垣禎一君118、山口那津男君21、志位和夫君9、福島みずほ君6、渡辺喜美君5、平沼赳夫君4、小沢一郎君1、海江田万里君1、鳩山邦夫君1、横糸勝仁君1、無効1で野田佳彦君が内閣総理大臣に指名された。

また、参議院においても、同日、野田佳彦君が内閣総理大臣に指名された。

この国会においては、東日本大震災の復

旧・復興対策に関連する諸法律案をはじめ、公債発行特例法案、子ども手当関連法案などが大きな焦点となった。

このほか、原子力発電所の事故対応、原子力をはじめとする電力の問題、社会保障と税の一体改革、民主党マニフェスト実行のための財源確保問題、外交・安保、消費税率引上げ問題、「政治とカネ」の問題、菅内閣の基本姿勢、主婦の年金問題などが主な論点となり、議論が行われた。

施政方針演説及び代表質問

召集日の1月24日、衆参両院の本会議において、菅内閣総理大臣の**施政方針演説**、前原外務大臣の外交演説、野田財務大臣の財政演説及び与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。

菅内閣総理大臣は冒頭で、国づくりの理念として、「平成の開国」「最小不幸社会の実現」「不条理を正す政治」を掲げ、勢いを増すアジアの成長を取り込み、国際社会と繁栄を共にする新しい公式を見付け、社会構造の変化の中で、この国に暮らす幸せの形を描く国づくりに向けてかじを切る決意を表明した。

第一の国づくりの理念である「平成の開国」について、「明治の開国」と「戦後の開国」に続く「第三の開国」と位置付け、自ら新しい

発想と確固たる信念で課題を解決するとの覚悟を示した。

その具体化について、平成23年は、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化で踏み出し、平成22年秋に定めた包括的経済連携に関する基本方針に基づいた決断と行動の年であるとの決意を示した上で、韓国、EU及びモンゴルとの経済連携協定交渉を再開・立ち上げ、日中韓自由貿易協定の共同研究を推進し、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、6月を目途に交渉参加について結論を出すと述べた。

また、「平成の開国」実現のためのもう一つの大目標である農林漁業の再生は待ったなしの課題であると述べ、商工業と連携した六次産業化、農地集約による大規模化に取り組む考えを示した上で、この政策の柱が農業者戸別所得補償であり、6月を目途に基本方針を、10月を目途に行動計画を策定することを表明した。

さらに、この「平成の開国」を成長と雇用につなげるため、新成長戦略の工程表を着実に実施し、平成23年を日本経済復活に向けた跳躍の年にしていくと述べた。

次に、第二の国づくりの理念である「最小不幸社会の実現」について、一人一人の不幸を放置したまま、日本全体が自信を持って前進することはできないとの認識を示し、失業、病気、貧困、災害、犯罪という不幸の原因をできる限り小さくしなければならないと述べた。

そのために最も重視するのが雇用であり、働くことで、人は「居場所と出番」を見付けることができるとの考えを示した上で、新卒者雇用について、全都道府県に新卒応援ハローワークを設置したほか、企業に対しても働き掛けを強化していると述べた。そして、求職者支援制度の創設等による雇用に「つなぐ」取組、医療、介護、子育てや環境分野の雇用創出を図るとともに、雇用促進税制の導入による雇用に「つくる」取組及び低炭素産業の立地支援の拡充、雇用保険の基本手当の引上げによる雇用に「守る」取組の三つの柱によって雇用確保等、雇用対策全般についても一

層充実させる考えを表明した。

また、最小不幸社会の実現のために必要なことは、社会保障をしっかりとさせることであるとの認識を示した上で、平成23年度はその予算を5%増加させ、医師の偏在解消や大腸がんの無料検診の開始、3歳未満の子ども手当の月2万円への増額、保育や地方独自の子育て支援のため500億円の交付金の新設など、国民生活を守るための予算を確保できたと述べた。しかし、我が国は社会保障制度を根本的に改革する必要に直面しており、その認識に立ってまとめた①「全世代対応型」の保障、②子ども・子育て支援による「未来への投資」、③地方自治体による「支援型サービス給付」の重視、④サービスを受ける方の視点に立った包括的な支援、⑤次世代に負担を先送りしない安定的財源の確保という五つの社会保障制度改革の基本原則を具体化し、国民生活の安心を高めるために、国民にある程度の負担をお願いすることは避けられないとの考えを表明し、平成23年6月までに社会保障改革の全体像とともに、消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すことを明らかにした。

負担の問題については、問題意識と論点の多くは既に共有されており、与野党間で協議するよう呼び掛けた。

第三の理念である「不条理を正す政治」について、我が国には見落とされた不条理が残っており、一人でも困っている人がいたら、手を差し伸べるとの使命感を抱いて幾つかの特命チームを設置したと述べ、「社会的孤立」の問題に取り組む特命チームは、病気や貧困、自殺の背景にもなっている孤立した人を温かく包み込む社会的包摂戦略を進めると述べた。

また、政治改革の推進について、政治資金の一層の透明化、企業・団体献金の禁止等、与野党がそれぞれの提案を持ち寄り、国民が納得する具体的な答えを出すことを呼び掛けた。

以上の国づくりの三つの理念を推進する土台が地域主権改革の推進であるとの考えを示した上で、地域が自由に活用できる一括交付金を創設し、平成23年度5,120億円、同24年度1兆円規模で実施することとなったことは、政権交代の大きな成果であると述べるとも

に、今国会では基礎自治体への権限移譲や総合特区制度の創設を提案し、国の出先機関は、地方による広域実施体制を整備し、移管していくとの方針を表明した。

さらに、国づくりの具体策を実施するための行政刷新について、政治主導を強化した上で、事業仕分け、公務員制度改革、国家公務員の人件費2割削減等に取り組む意向を示し、マニフェストの事業は、公表から2年を区切りに検証すると述べた。

外交・安全保障では、我が国周辺には依然として不確実性・不安定性が存在しており、平和と安定を確かなものとするためには、現実主義を基調にして世界の平和創造に能動的に取り組む政策の推進が不可欠であるとの認識を示した。

日米同盟は、我が国の外交安全保障の基軸であり、世界にとっても安定と繁栄のための共有財産であると述べ、今年前半の訪米時に、21世紀の日米同盟のビジョンを示す方針を表明した。

また、沖縄だけ基地負担の軽減が遅れていることはざんきにたえないと述べ、普天間飛行場の移設問題については、平成22年5月の日米合意を踏まえ、危険性の一刻も早い除去に向け最優先で取り組むとの考えを示した。

北朝鮮に対しては、挑発的行為を繰り返さないよう強く求める一方、日米韓の連携を強化する考えを述べた上で、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決を図り、国交正常化を追求する意向を示した。拉致問題については、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、全力を尽くすと述べた。

また、平成22年末に決定した防衛計画の大綱に沿って、動的防衛力の構築に取り組み、いかなる危機にも迅速に対応する体制を整備すると述べた。

結びとして、今の危機を脱し、将来の日本をどう築いていくのか、建設的に議論することを求めている国民の期待にこたえるため、今度こそ、熟議の国会となるよう呼び掛けた。

これに対する本会議の**代表質問**は、1月26日及び27日の両日行われ、高病原性鳥インフ

ルエンザの防疫対策、民主党マニフェスト、社会保障と税の一体改革、補助金の一括交付金化、消費税率引上げ問題、普天間基地移設問題、TPPへの参加問題、外交・安全保障問題、政治資金問題、公務員制度改革問題などについて議論が展開された。

参議院においては、同月27日及び28日に代表質問が行われた。

平成23年度総予算、平成23年度第1次補正予算及び平成23年度第2次補正予算審議

中期財政フレームに基づき財政規律を堅持するとともに、新成長戦略及びマニフェスト工程表の主要事項を実施する平成23年度総予算は、1月28日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、集中審議、参考人質疑、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て2月28日に可決された。翌3月1日未明の本会議において、自民から提出された編成替えを求める動議を否決した後、平成23年度総予算は記名投票の結果可決されたが、同月29日の参議院本会議において否決され、衆参両院で異なる議決となった。

このため、同日、両院協議会が開かれたが、両院の意見の一致が見られなかったため、憲法第60条第2項の規定に基づき本院の議決が国会の議決となった。

3月11日に発生した東日本大震災に対応し必要な財政措置を講ずるための平成23年度第1次補正予算は、4月28日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月30日の本会議で可決され、5月2日の参議院本会議において可決、成立した。

原子力損害賠償法等関係経費、二重ローン対策を含む被災者支援関係経費等、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すために必要な財政措置を盛り込んだ平成23年度第2次補正予算は、7月15日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月20日の本会議で可決され、同月25日の参議院本会議において可決、成立した。

主な議案の審議

平成23年度総予算を参議院で審議中の3月

11日に発生した巨大地震による東日本大震災に対処するため、5月13日、内閣から、復興対策本部、現地対策本部及び復興構想会議の設置等を盛り込んだ東日本大震災復興基本法案が提出された。

また、同月18日、自民から、基本・再生計画、基本施策及び復興再生院の設置等を盛り込んだ東日本大震災復興再生基本法案が提出され、両法律案は震災復興特別委員会において審査された。

同委員会における審査と並行して、民主、自民及び公明による修正協議が進められ、復興の基本理念、復興債の発行及び復興庁の創設等を盛り込んだ東日本大震災復興基本法案について合意がなされた。本法律案（東日本大震災復興特別委員長提出）は、6月10日の本会議で可決され、同月20日の参議院本会議において可決、成立した。なお、内閣提出及び自民提出の両法律案は、同月9日に撤回された。

また、同月14日、内閣から、原子力損害の賠償の実施及び電気の安定供給等を図る原子力損害賠償支援機構法案が提出され、7月15日、参議院から、東日本大震災に伴う原子力発電施設事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支出等を定めた平成23年原子力事故被害緊急措置法案(参議院提出)が送付された。両法律案は、震災復興特別委員会の審査を経て、同月28日の本会議でいずれも修正議決された。本院回付の参議院提出法律案は、同月29日の参議院本会議において本院の修正に同意され、内閣提出法律案は、8月3日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(3)東日本大震災関連立法参照】**

平成23年度における公債発行の特例措置及び同年度における基礎年金の国庫負担追加に伴う歳出増加に必要な財源を確保するための措置等を盛り込んだ平成23年度公債発行特例法案が、総予算とともに1月24日に提出された。

本法律案は、平成23年度第1次補正予算において、公債を追加的に発行せず、歳出の見直しや臨時財源の活用で対応としている

ことに伴い、内閣から議案修正承諾要求書が提出され、4月28日の本会議において承諾された。修正の内容は、基礎年金の国庫負担の追加に係る規定の削除及び題名の改正等である。

本法律案は、財務金融委員会の審査を経て、8月11日の本会議で修正議決され、同月26日の参議院本会議において可決、成立した。

税制抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するため、1月25日、給与所得控除額の縮減、法人税等の軽減税率の引下げ、相続税の税率構造の見直し等を盛り込んだ所得税法等改正案が、また、同月28日、個人住民税における扶養控除及び寄附金税額控除の見直し等を盛り込んだ地方税法等改正案がそれぞれ提出された。

しかし、両改正案は、いわゆる日切れ法案であったため、年度内成立が困難な場合に備え、3月22日、同月末に適用期限の到来する租税特別措置及び税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に6月末まで延長する措置を講ずる租税特別措置法等改正案及び地方税法改正案が議員立法として提出され、いずれも同月29日の本会議で可決、同月31日の参議院本会議において可決、成立した。

さらに、所得税法等改正案及び地方税法等改正案の取扱いに関する民主党、自由民主党及び公明党による合意を受け、6月10日、内閣から、当該合意において分離するとされた改正事項を削除するとともに、題名を改める議案修正承諾要求書が提出され、同日の本会議において承諾された。

同日、両改正案から削除された事項を主な内容とする経済・雇用対応所得税法等改正案及び経済・雇用対応地方税法等改正案が提出され、関係委員会の審査を経て、いずれも同月16日の本会議で可決され、同月22日の参議院本会議において可決、成立した。

なお、内閣修正された両改正案は、いずれも継続審査となった。**【詳細は、(4)財政関係（平成23年度公債発行特例法案と平成23年度税制改正）参照】**

平成23年3月末で終了する子ども手当について、暫定的に同年9月末まで支給すること

を盛り込んだ子ども手当支給法改正案（議員立法）が、厚生労働委員会の審査を経て、3月29日の本会議で可決され、同月31日の参議院本会議において可決、成立した。

なお、3歳未満の子どもに月額2万円を支給すること等を盛り込んだ平成23年度子ども手当支給法案（閣法）は、参議院における前記改正案の審議に当たり、野党の要求を受けて内閣から撤回の申出があり、3月31日の本会議において承諾された。

前記改正により9月末まで延長された子ども手当について、支給額及び支給要件等を見直して平成24年3月末まで支給すること等を盛り込んだ平成23年度子ども手当支給特措法案が、8月17日に提出された。本法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、同月23日の本会議で可決され、同月26日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(5)子ども手当関係参照】**

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置適正化等を図る義務教育諸学校標準法改正案が、文部科学委員会の審査を経て、3月31日の本会議で修正議決され、4月15日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(6)35人学級関係参照】**

在日米軍駐留経費の日本側負担（在日米軍基地の日本人従業員の給与や米軍等が公用のため調達する光熱水料等の経費）に関する特別協定を5年間延長するための日米地位協定特別措置協定が、外務委員会の審査を経て、3月31日の本会議で承認され、同日の参議院本会議においても承認された。**【詳細は、(7)在日米軍駐留経費負担関係参照】**

児童虐待防止及び児童の権利利益擁護のため親権停止制度の新設等を盛り込んだ民法等改正案が、法務委員会の審査を経て、4月28日の本会議で可決され、5月27日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(8)児童虐待防止関係参照】**

このほか、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入等を盛り込んだ再生可能エネルギー電気調達特措法案並びに供給約款変更のための届出等の措置を盛り込んだ電気事業法及びガス事業法改正案の両法律案が、経済

産業委員会の審査を経て、8月23日の本会議で可決（再生可能エネルギー電気調達特措法案は修正議決）され、同月26日の参議院本会議において可決、成立した。

北朝鮮関係では、特定船舶入港禁止承認案件が国土交通委員会の審査を経て、6月9日の本会議で承認され、同月17日の参議院本会議において承認された。また、外為法北朝鮮貨物輸出入承認義務の件が経済産業委員会の審査を経て、7月15日の本会議で承認され、同月25日の参議院本会議において承認された。

継続審査となった主な議案としては、第174回国会提出議案では、製造業務への労働者派遣を原則禁止すること等を盛り込んだ労働者派遣事業等法改正案などがあり、第176回国会提出議案では、温室効果ガスの排出量を25%削減する目標等を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案、郵政事業の実施主体の再編等を盛り込んだ郵政改革関連法案などがあり、第177回国会提出議案では、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勸告制度の廃止等を盛り込んだ国家公務員法等改正案などがある。

主な決議案としては、菅内閣不信任決議案が6月1日提出され、翌2日の本会議において否決された。

このほか、東日本大震災に関する決議案、東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議案、日独交流150周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議案が、本会議において可決された。

その他

4月18日以降今国会中に、災害対策特別委員会をはじめ内閣委員会、総務委員会、財務金融委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、国土交通委員会、環境委員会、安全保障委員会、予算委員会、青少年特別委員会、消費者問題特別委員会及び震災復興特別委員会の各委員会において、東日本大震災による被害状況調査等のため委員派遣が行われた。

8月29日、民主党両院議員総会において代表選挙が行われ、菅直人代表の後任に野田佳彦議員が新代表に選出された。

同月30日、民主党の野田佳彦代表と国民新

党の亀井静香代表との間で連立政権維持に関する合意が交わされた。

会期末

6月22日の本会議において、今国会の会期を8月31日まで70日間延長することが議決された。

会期最終日の8月31日、本会議において閉会中審査の手續や請願採択等が行われ、第177回国会は閉会した。

成立した主な議案

本国会において成立した議案は、内閣提出法律案が82件、議員提出法律案が28件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、地方公共団体選挙期日等臨時特例法案、展覧会美術品損害補償法案、都市再生特別措置法改正案、国民年金法等改正案などがある。

議員提出法律案では、地震防災対策特別措置法改正案（災害対策特別委員長提出）、国会議員歳費月額減額特例法案（議院運営委員長提出）、特定非営利活動促進法改正案（内閣委員長提出）、東日本大震災民法特例法案（法務委員長提出）、スポーツ基本法案、障害者虐待防止法案（厚生労働委員長提出）、津波対策推進法案（災害対策特別委員長提出）などがある。

条約では、朝鮮半島に由来する図書を韓国政府に対して引き渡すための日韓図書協定など15件が承認された。

第177回国会閉会后

災害対策特別委員会において、9月9日、平成23年台風第12号による被害状況等について政府から説明を聴取した後、質疑が行われた。



第177回国会開会式

【第178回国会（臨時会）】

第178回国会は、平成23年9月13日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が9月16日までの4日間と議決された後、議院運営委員長外11常任委員長辞任に伴う選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会外9特別委員会が設置された。休憩後、野田内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

この国会においては、東京電力福島原子力発電所事故の原因等を調査し、原子力に関する基本的な政策及び原子力発電所事故の防止対策を樹立する等のため、国会に、両院議運合同協議会を置くこと等を盛り込んだ国会法改正案（議院運営委員長提出）、原子力発電所事故の原因を調査し、防止施策等について提言を行う調査委員会を国会に設置する福島原発事故調査委員会法案（議院運営委員長提出）の2件が成立した。

所信表明演説及び代表質問

召集日の9月13日、衆参両院の本会議において、野田内閣総理大臣の**所信表明演説**が行われた。

野田内閣総理大臣は冒頭で、政治に求められるのは、「正心誠意」の四字があるのみと述べ、大震災がもたらした国難に立ち向かう重責を全力で果たしていくとの決意を表明した。

次いで、私たちが決して忘れてはならないものとして、①大震災の絶望の中で示された日本人の気高き精神、②原発事故や被災者支援の最前線で格闘する人々の姿、③被災者、とりわけ福島の方々の抱く故郷への思いを挙げ、希望と誇りある日本を再生するために、今こそ、行政府も、立法府もそれぞれの役割を果たすべきときであると強調した。

東日本大震災からの復旧復興については、この内閣が取り組むべき最大かつ最優先の課題であるとの姿勢を明らかにした上で、「復興基本方針」に基づき、第3次補正予算の準備作業、交付金や復興特区制度など一つ一つの具体策を着実に、確実に実行していく考えを

示した。

財源については、今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うことが基本であるとの方針を示し、歳出の削減、国有財産の売却、公務員人件費の見直しなどで財源を捻出する努力を行った上で、時限的な税制措置について、具体的な税目や期間、年度ごとの規模などについての複数の選択肢を多角的に検討する意向を表明した。

また、被災自治体の要望にワンストップで対応する「復興庁」を設置するための法案を早急に国会に提出することを明らかにした。

原発事故の収束は「国家の挑戦」であり、福島の再生なくして、日本の信頼回復はないとの認識を示した上で、事故収束に向けた工程表の着実な実現を図ると述べた。また、世界の英知を集め、国際的な視点に立って事故原因を究明し、情報公開と予防策を徹底する考えを述べた。

さらに、被害者への賠償と仮払いも急務との認識を示し、避難生活者、畜産業者、農家、中小企業者など厳しい状況に置かれた被害者に対して、迅速、公平かつ適切な賠償や仮払いを進めると述べた。

また、住民の不安を取り除き、復興を加速するため、放射性物質の除去、周辺住民特に子どもや妊婦の健康管理の徹底、農作物や牛肉等の検査体制の充実を図る考えを示した。

福島第一原発周辺地域を中心とした放射線量の高い地域については、生活空間にある放射性物質を取り除く大規模な除染を、国の責任として全力で取り組む方針を示した。

内閣が取り組むべきもう一つの最優先課題として、日本経済の立て直しを挙げ、産業の空洞化と財政の悪化によって、「国家の信用」が大きく損なわれる瀬戸際にあるとの認識を示した。そして、立て直しの第一歩となるのは、エネルギー政策の再構築であるとの考えを示した上で、ここ1、2年にかけての電力の需給対策を実行し、同時に、2030年までをにらんだエネルギー基本計画を白紙から見直し、平成24年の夏を目途に、新しい戦略と計画を打ち出すとの方針を表明した。

また、原子力発電について、「脱原発」と「推

進」という二項対立で捉えるのは不毛と指摘し、中長期的には、原発への依存度を可能な限り引き下げていくとの方向性を示した。同時に、安全性を徹底的に検証、確認された原発については、地元自治体との信頼関係の構築を大前提に定期検査後の再稼動を進めると述べた。さらに、原子力安全規制の組織体制について、環境省の外局として、「原子力安全庁」を創設すると述べた。

歴史的な水準の円高は、空前の産業空洞化の危機を招いているとの認識を示した上で、日本銀行と連携してあらゆる政策手段を講じていく必要があり、予備費や第3次補正予算を活用して緊急経済対策を実施し、さらに、日本企業による海外企業の買収や資源権益の獲得を支援する考えを述べた。

財政再建については、政治と行政が襟を正す歳出削減の道、経済活性化と豊かな国民生活をもたらす増収の道、更なる国民負担をお願いする歳入改革の道の三つの道を同時に展望しながら歩む厳しい道のりであるとの認識を示した上で、経済成長と財政健全化を車の両輪として同時に進めていかなければならないとの考えを表明した。そのために既存の会議体を集約して、総理が主宰する新たな会議体を創設し、年内に日本再生の戦略をまとめると述べた。

社会保障制度について、「全世代対応型」へ転換し、世代間の公平性を実感できるものにしなければならないとの認識を示した上で、民主党、自由民主党及び公明党の3党が合意した子どもに対する手当を含む総合的な子ども・子育て支援を進める考えを表明した。

また、平成23年6月に政府・与党でまとめられた「社会保障・税一体改革成案」を土台として、次期通常国会への関連法案の提出を目指す方針を表明するとともに、与野党が胸襟を開いて話し合い、法案成立に向け合意形成できるよう要望した。

政治、行政について、「仕分け」の手法の深化、公務員制度改革、一票の格差の是正など具体的な成果を出すことを通じて信頼の回復に努める考えを述べた。

日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基

軸であると述べ、21世紀にふさわしい同盟関係に深化・発展させていく考えを示した。また、普天間飛行場の移設問題については、日米合意を踏まえつつ、全力で取り組む意向を表明した。

日中関係は、平成24年の国交正常化40周年を見据えて、戦略的互惠関係を深めると述べた。

北朝鮮との関係は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を図り、国交正常化を追求し、拉致問題については、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くす考えを示した。

経済連携について、世界経済の成長を取り込み、産業空洞化を防止していくために欠かせない課題であるとの認識を示した上で、日韓・日豪交渉を推進することなどとともに、TPPへの交渉参加について、できるだけ早期に結論を出すと述べた。

このほか、新たな産業と雇用を生む環境整備、農林漁業の再生、郵政改革、新しい日本のフロンティアの開拓、動的防衛力の構築などに取り組んでいく考えを述べた。

結びとして、閣僚は一丸となって職責を果たし、官僚は専門家として持てる力を最大限に発揮し、与野党は徹底的な議論と対話によって一致点を見いだして、危機に立ち向かうことを呼び掛けるとともに、愚直に一步一步、粘り強く、全力で取り組んでいく覚悟を表明した。

これに対する本会議の**代表質問**は、9月14日及び15日の両日行われ、東日本大震災からの復旧・復興、平成23年度第3次補正予算の編成、社会保障と税の一体改革、政治資金問題、普天間基地移設問題、TPPへの参加問題、エネルギー政策の見直し、国家公務員制度改革、平成23年台風第12号による災害対策などについて議論が展開された。

参議院においては、同月15日及び16日に代表質問が行われた。

その他

9月22日、平成23年台風第12号による被害状況等調査のため、災害対策特別委員会による委員派遣が行われた。

会期末

9月16日の本会議において、今国会の会期を同月30日まで14日間延長することが議決された。

会期最終日の同月30日、本会議において閉会中審査の手続が行われ、第178回国会は閉会した。

第178回国会閉会后

震災復興特別委員会において、10月5日、東日本大震災復旧・復興等について質疑が行われた。

東日本大震災による被災地の実情調査のため、厚生労働委員会及び国土交通委員会による委員派遣が行われた。

【第179回国会（臨時会）】

第179回国会は、平成23年10月20日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が12月9日までの51日間と議決された後、議長は憲法審査会委員を指名した。また、災害対策特別委員会外9特別委員会が設置された。

この国会においては、地方交付税総額特例法案、地方税臨時特例法案、東日本大震災復興財源確保法案、震災復興特区法案、復興庁設置法案など東日本大震災からの復興を図るための諸法律案が大きな焦点となった。

このほか、TPPへの参加問題、「政治とカネ」の問題、普天間基地移設問題、社会保障と税の一体改革、消費税率引上げ問題、一票の格差是正などが議論された。

委員会等の審査では、決算行政監視委員会において、行政監視小委員会が設置され、国の予算及び組織等に関し、いわゆる国会版事業仕分けの議論が行われた。

また、憲法審査会において、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件について審査が行われた。**【詳細は、第4参照】**

さらに、東京電力福島原子力発電所事故に係る両院議運合同協議会及び事故調査委員会がそれぞれ開会された。**【詳細は、第5参照】**

所信表明演説及び代表質問

10月28日、衆参両院の本会議において、野田内閣総理大臣の**所信表明演説**、安住財務大臣の財政演説が行われた。

野田内閣総理大臣は冒頭で、この国会がなし遂げなければならないことは、被災地の復興、原発事故の収束、日本経済の建て直しを加速するため、一日も早く第3次補正予算とその関連法の成案を得て、実行に移すことであると述べるとともに、復興のための巨額の資金は、国会の決断がなければ手当することはできないとして、国家国民のための大仕事を共になし遂げようと呼び掛けた。

そして、被災地の復興を大きく加速するために、被災自治体に対し、使い勝手のよい交付金を創設し、自主事業を支援し、各種補助事業での自治体負担分を実質的にゼロにする等財政面での確かな裏付けを行うと述べた。

また、被災者のこれからの暮らしの安心を支え、被災地の農林漁業をよみがえらせ、復興特区制度を創設して復興を加速するとともに、被災地の最先端のモデル地域づくりを制度面で応援すると述べた。

新設する復興庁には、強い調整・実施権限を持たせ、各被災地に支部を置き、ワンストップで要望に対応する考えを示した。

原発事故の収束について、福島の再生なくして日本の再生なしとの断固たる決意を述べた上で、原子炉の年内の冷温停止状態の達成をはじめ、工程表の着実な実現に全力を尽くす国家の意思は揺るぎないと強調した。

そして、住民の生活空間も含めて、除染を徹底的に進めることが急務であるとの認識を示した上で、実態把握と除染を国の責任として進める考えを明らかにした。

また、放射性物質の飛散状況や健康に関する情報など、持てる情報を徹底的に開示し、風評が被災地の復興を阻むことのないよう心ある対応を促していこうと呼び掛けた。

日本経済について、歴史的な円高に伴い、産業空洞化の危機が続いているとの認識を示し、「円高への総合的対応策」に基づき、日本銀行とも連携して、あらゆる政策手段を講じるとの方針を示した。

そして、産業空洞化を阻止する国の決意を行動で示すべく、5,000億円の立地補助金を用意し、2,000億円規模の節電エコ補助金によって最先端技術の先行需要を生み出し、雇用調整助成金の要件を緩和するとともに、総額約7,000億円の中小企業対策を実行する意向を表明した。

総額12兆円を超える第3次補正予算の裏付けとなる財源の確保に関し、まず、政府全体の歳出削減と税外収入の確保に断固たる決意で臨むと述べ、公務員給与の引下げ法案の早期成立が欠かせないとしたほか、行政刷新会議における「提言型政策仕分け」、郵政改革関連法案の成立を期した上での日本郵政やJTの株式など、売却できる政府資産の売却を行うとした。

また、政治家自身も自ら身を切らなければならないと述べ、一票の格差是正や定数削減と選挙制度の在り方について、与野党の議論が進むことに強い期待感を示した。

次に、経済成長を通じた「増収の道」も追求すると述べ、その先駆けとして、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を着実に実行する考えを述べた。

また、国家戦略会議では、年内に日本再生の基本戦略をまとめる方針を示し、さらに、エネルギー戦略の見直し、地球温暖化対策、新たなフロンティアの開拓に向けた方策など、中長期的な国家ビジョンを構想し、産官学の英知を結集して具体化する方針を示した。

沖縄の振興については、最終年度を迎えた振興計画の総仕上げを行うとともに一括交付金を創設する考えを述べた。

そして、「歳出削減の道」と「増収の道」では足らざる部分について、初めて「歳入改革の道」があると述べ、復興財源案では、所得税、法人税、個人住民税の時限的な引上げなどにより、国民に一定の負担を求める考えを示した。そして、欧州の危機は、対岸の火事とは言い切れないとの認識を示した上で、復興財源の確保策を実現させ、未来の世代の重荷を少しでも減らし、「国家の信用」を守る大義を共に果たそうと呼び掛けた。

さきの国連総会で、大震災での支援に感謝し、

人類のより良き未来に貢献することで恩返しをする決意を発信したと述べ、まずは、タイとトルコの自然災害被害、中東・北アフリカ地域の改革・民主化努力に支援を行い、南スーダンでの国連平和維持活動への自衛隊施設部隊の派遣について早急に結論を出す述べた。

また、経済連携について、日豪交渉を推進し、日・EU、日中韓の早期交渉開始を目指し、TPPへの交渉参加もできるだけ早期に結論を出すなど、戦略的かつ多角的に進める意向を表明した。

普天間飛行場の移設問題については、日米合意を踏まえつつ沖縄の負担軽減を図ることが、この内閣の基本的な姿勢であると述べた上で、移設実現に向けて全力で取り組む方針を明らかにした。

拉致問題については、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組むことを誓うと述べた。

このほか、自然災害に強い地域づくり、福島再生のための基金の創設、地域主権改革などに取り組んでいく考えを述べた。

結びとして、全ての国会議員に対して、「希望づくり」の先頭に立って共に行動を起こし、政治家としての覚悟と器量を示そうではないかと呼び掛けた。

これに対する本会議の**代表質問**は、10月31日及び11月1日の両日行われ、東日本大震災からの復興施策等、放射性物質の除染対策、円高対策、社会保障と税の一体改革、TPP交渉への参加問題、一票の格差是正、普天間基地移設問題、南スーダンでの国連平和維持活動などについて議論が展開された。

参議院においては、同月1日及び2日に代表質問が行われた。

平成23年度第3次補正予算審議

東日本大震災からの本格的な復興等を実現するために必要な財政措置を盛り込んだ平成23年度第3次補正予算は、11月2日に予算委員会にて提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月10日の本会議で可決され、同月21日の参議院本会議において可決、成立した。

主な議案の審議

東日本大震災に係る復興事業等実施のための特別の財政需要等に対応する震災復興特別交付税を交付できる特例を設ける地方交付税総額特例法案が、総務委員会の審査を経て、11月24日の本会議で可決された。また、東日本大震災からの復興を目的として地方公共団体が実施する防災施策の財源確保のため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方のたばこ税の税率の上げを行う地方税臨時特例法案が、同委員会の審査を経て、同日の本会議で修正議決された。両法律案は、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。

東日本大震災からの復興を目的とした施策に必要な財源を確保するため、税外収入に係る措置、復興特別税の創設及び復興債の発行等を定める東日本大震災復興財源確保法案が、財務金融委員会の審査を経て、同月24日の本会議で修正議決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。

東日本大震災の被災地において、地域の創意工夫を生かした復興を行うため、復興特別区域基本方針、復興推進計画、復興整備計画、復興交付金等について定める震災復興特区法案が、震災復興特別委員会の審査を経て、同月29日の本会議で修正議決され、12月7日の参議院本会議において可決、成立した。

東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図るための復興庁設置法案が、震災復興特別委員会の審査を経て、同月6日の本会議で修正議決され、同月9日の参議院本会議において可決、成立した。

また、第177回国会に参議院から送付され、本院で継続審査となっていた、債権の買取り等を通じて過大な債務を負っている事業者の再生を支援する東日本大震災事業者再生支援機構法案が、震災復興特別委員会の審査を経て、11月15日の本会議で修正議決され、同月21日の参議院本会議において可決、成立した。

【詳細は、(3)東日本大震災関連立法参照】

第177回国会に提出され、6月10日に内閣修正が行われ、今国会まで継続審査となっていた所得税法等改正案及び地方税法等改正案は、

10月28日、内閣から、施行期日の修正及び改正規定の一部削除など、再度の議案修正承諾要求書が提出され、同日の本会議において承諾された。両改正案は、関係委員会の審査を経て、いずれも11月24日の本会議で修正議決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(4)財政関係（平成23年度公債発行特例法案と平成23年度税制改正）参照】

このほか、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図る津波防災地域づくり法案、B型肝炎ウイルスの感染被害の解決を図るB型肝炎給付金等支給特措法案などが成立した。

継続審査となった主な議案としては、第176回国会提出議案では、郵政事業の実施主体の再編等を盛り込んだ郵政改革関連法案などがあり、第177回国会提出議案では、国家公務員給与の減額を盛り込んだ国家公務員給与臨時特例法案などがあり、第179回国会提出議案では、国民年金の第3号被保険者に関する記録の不整合に対処するための国民年金法改正案などがある。

また、第174回国会に提出され継続審査となっていた労働者派遣事業等法改正案は、厚生労働委員会の審査を終了したが、再び継続審査となった。

主な決議案としては、難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議案、第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案が、本会議において可決された。

その他

議院運営委員会において、11月8日から9日までの2日間、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会の今後の活動に資する現地実情等調査のため委員派遣が行われた。

同月17日の本会議において、野田内閣総理大臣からアジア太平洋経済協力（APEC）会議出席等に関する報告についての発言があり、報告に対する質疑が行われ、焦点となっていたTPP交渉等が議論された。

12月6日、国益と国民の生活を守る会が解散した。

同月9日、参議院本会議において、一川防衛大臣及び山岡国務大臣の問責決議案が可決された。

会期末

会期最終日の12月9日、本会議において、条約の議決、閉会中審査の手續及び請願採択が行われ、第179回国会は閉会した。

成立した主な議案

本国会において成立した議案は、内閣提出法律案が13件、議員提出法律案1件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、地方税法改正案、東日本大震災国税関係臨時特例法改正案、国民年金法等改正案などがある。

条約では、日本とロシア、韓国、ベトナム及びヨルダンとの間の原子力協定など6件が承認された。

第179回国会閉会后

農林水産委員会において、12月15日、農林水産関係の基本施策について質疑が行われた。

東京電力福島原子力発電所事故等による被災状況等の実情調査のため、震災復興特別委員会による委員派遣が行われた。

12月28日、大地・真民主党（平成24年1月5日、「新党大地・真民主」と名称変更）が結成され、鈴木宗男前議員が代表に就任した。

12月30日、新党きづなが結成され、内山晃議員が代表に就任した。

平成24年1月13日、野田内閣総理大臣は、改造内閣を発足させた。閣僚17人のうち12人が留任した。

(2) 議長談話

ア 予算案の参議院受領

3月1日未明に衆議院を通過し、参議院に送付された平成23年度予算案をめぐり、西岡参議院議長は、2日の会見で、衆議院を通過した予算案について、通過翌日の2日に受領するとの見解を示した。憲法の規定により、

予算案は参議院で受領した後、30日以内に議決しなければ自然成立する。西岡参議院議長の今回の見解は、この自然成立の時期を個人の判断で変更することにもつながる。これについて、横路衆議院議長は、翌3日、以下の談話を発表した。

横路衆議院議長談話

平成23年3月3日

「衆議院送付案の扱いについて」、日本国憲法、国会法の解釈及び過去の先例を踏まえて以下のとおり見解を表明する。

1. 日本国憲法第59条及び第60条の「受け取り」、国会法第83条以下の「送付」、「回付」、「返付」は、後議院の審査のため或いは両議院関係に進展させるため機械的に行われるもので、何らかの意思によって左右されるものではない。
2. 日本国憲法における期間計算に当って、何らかの意思によって変動させることは法的安定性を害することになる。
3. 過去の事例として予算の自然成立、条約の自然承認、法律案を参議院が否決したものの見做し行為は、参議院へ送付の日を起算日として期間計算が行われている。平成23年度総予算も同様にして、平成23年3月30日満了をもって自然成立する。

4. 予算案と予算関連法案とを一体送付するか否かは衆議院の判断によるもので、一体送付の是非を政治的に批判することはあり得るが、基本的には衆議院の自律権の問題である。
5. 予算関連法案は衆議院に提出された後、遅滞なく参議院に予備送付されており、送付された予算案と一体審議を行うことは可能である。

イ 「一票の格差」訴訟の判決

3月23日、最高裁判所大法廷が、平成21年8月に実施された衆議院議員総選挙小選挙区をめぐる「一票の格差」訴訟の判決で「違憲

状態」との判断を下した。これについて、横路衆議院議長は、翌24日、以下の談話を発表した。

横路衆議院議長談話

平成23年3月24日

昨3月23日、最高裁判所大法廷は、2009年8月実施の衆議院議員総選挙小選挙区をめぐる「一票の格差」訴訟の判決で「違憲状態」との判断を下した。

民主主義の根幹となる衆議院議員総選挙への信頼は、投票価値の平等を基にしており、それに疑義を示されたことは、極めて遺憾である。

とりわけ、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第2項に規定するいわゆる「一人別枠方式」を最大の理由とされたことは、現行小選挙区制の根本に関わる問題である。

「一人別枠方式」について、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で早急に議論を開始し、結論を出さなければならない。

(3) 東日本大震災関連立法

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 東日本大震災の発生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、マグニチュード9.0という我が国観測史上最大規模の地震及び地震に伴い発生した最大波9.3m以上の巨大な津波により、東北地方沿岸を中心に、関東地方まで極めて広範な地域で甚大な被害が発生するとともに、地震及び津波により発生した東京電力福島第一原子力発電所事故では、核燃料が溶融し、水素爆発が発生するなど、放射性物質の放出を伴う原子力災害となり、多くの住民が避難を余儀なくされた。

東日本大震災は未曾有の複合災害となり、被害は岩手県、宮城県及び福島県を中心に、

12月14日現在で、死者1万5,842人、行方不明者3,485人、建物被害107万3,906戸（警察庁調べ）、全国の避難者は、最大となった3月15日で55万7,000人（消防庁調べ）に及んだ。また、津波による冠水面積は全国で561km²（国土地理院調べ）、流失・冠水した農地は2万3,600 ha（農林水産省調べ）と推定されており、電気、ガス、水道等のライフラインや道路、港湾、空港等のインフラも破壊され、さらに農水産業をはじめとする産業も壊滅的な打撃を受けた。

被害額については、内閣府（経済財政分析担当）が3月23日の月例経済報告等に関する関係閣僚会議震災対応特別会合に提出した「東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響

の分析」では、被災7道県のストック（社会資本・住宅・民間企業設備）への影響（被害）として、建築物や社会インフラ等の損壊率を津波被災地域は阪神・淡路大震災の2倍程度とした場合には、被災地域全域の毀損額が約16兆円、建築物について津波の被害が特に大きいと想定した場合には、同約25兆円と推計した。また、内閣府（防災担当）が、6月24日に公表した東日本大震災における被害額の推計では、各県及び関係府省からのストック（建築物・ライフライン施設・社会基盤施設等）の被害額を取りまとめた推計として、被害額は約16兆9,000億円とされている。

（イ）特別立法の必要性

政府は、発災当日、緊急災害対策本部を設置し、被災地における救命、救難及び被災者支援を開始するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、原子力災害対策本部を設置した。また、これらの対策本部の下には現地対策本部等も設置された。

さらに、未曾有の大震災に対処し、被災者の支援や被災地の復旧を迅速に図るためには、特別な立法措置も必要となったことから、政府から「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案」が3月16日に提出されたのを皮切りに、議員立法も含め、多数の震災関連法案が提出された。

提出された法律案のうち、第177回国会は32件（他に承認案件1件が両院承認）、第178回国会は2件、第179回国会は10件がそれぞれ成立した。その内容を大別すると、①復旧・復興全般（財源措置を含む）、②被災者・被災企業支援、③被災地方公共団体支援、④原子力発電所事故対応となる。

（ウ）東日本大震災復興特別委員会の設置

震災関連の法案審査等は、当初、その内容に応じて、既存の常任委員会又は特別委員会で行われていた。5月19日の本会議において、東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため委員45人よりなる東日本大震災復興特別委員会が設置され、これ以

降、東日本大震災復興基本法案をはじめ、主要な震災関連法案については、東日本大震災復興特別委員会で審査等が行われるようになった。

（エ）復旧から復興へ

被災者支援やインフラの復旧、瓦れきの処理、また、仮設住宅の建設など、初期段階の震災対応が進むに従い、被災地の復興をどのように図るか、復興のための財源をどのように確保するのが課題となった。政府は、東日本大震災復興構想会議による「復興への提言～悲惨のなかの希望～」や東日本大震災復興対策本部が決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」などに基づき、また、政党間の協議などを受けて、第179回国会において、復興を推進する施策や復興財源の確保に関する法律案を提出することとした。

イ 主要な立法の概要

（ア）東日本大震災復興基本法案（東日本大震災復興特別委員長提出）及び地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出） 〈提出の経緯〉

未曾有の複合災害となった東日本大震災からの復興を図るための基本的方針や復興を推進する組織の必要性については、震災発生直後から認識され、関東大震災や阪神・淡路大震災の例も参考として、様々な考えが政党をはじめ各界から表明され、議論が行われた。これらを定めるいわゆる復興基本法案として、5月13日、政府から、東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件及び内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案が、同月18日、自民から東日本大震災復興再生基本法案（石破茂君外4名提出）が、それぞれ提出された。承認案件を除く上記3法律案は、19日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、翌20日に4案件とも東日本大震災復興特別委員会に付託され、審査に入った。委員会における審査とともに、民主、自民

及び公明による修正の協議が進められ、合意に至った。この合意に基づいて、6月9日、内閣提出の東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件及び石破茂君外4名提出の東日本大震災復興再生基本法案の3案件はいずれも撤回され、同日、東日本大震災復興特別委員会から東日本大震災復興基本法案が、政府から地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件が、それぞれ提出された。

〈関連議案の概要〉

東日本大震災復興基本法案（東日本大震災復興特別委員長提出）

東日本大震災の被害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたり極めて大規模なものであり、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電所施設事故による複合的なものであることに鑑み、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ろうとするもので、その主な内容は、

- a 東日本大震災からの復興の基本理念として、新たな地域社会の構築とともに、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと、被災地域の住民の意向を尊重し、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと、原発事故による被災地域の復興については、復旧状況等を勘案しつつ、これらの事項が行われるべきこと
- b 国及び地方公共団体は、この基本理念の通り、復興に必要な措置を講ずる責務を有すること
- c 東日本大震災からの復興に関する基本的施策として、資金の確保に関して、徹底的な歳出削減、財政投融资に係る資金や民間資金の活用を図るとともに、復興債を発行すること等を定めるほか、政府は、復興の推進を図るため、復興特別区域制度について、速やかに法制上の措置を講ずること
- d 内閣に、内閣総理大臣を長とする東日本大震災復興対策本部を置き、その地方機関

として、関係府省の副大臣等を長とする現地対策本部を置くとともに、東日本大震災復興対策本部に、東日本大震災復興構想会議を置くこと

- e 内閣に、復興施策の企画立案、総合調整、実施等を行う復興庁を、期間を限って置くこととし、政府は、その設置について、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずること
 - f 東日本大震災復興対策本部は、復興庁の設置の際に廃止することとし、本部の組織の機能は、復興庁の組織に引き継がれるものとする
- 等である。

地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）

関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進等を行う体制を整備するため、「東日本大震災復興基本法」（撤回された承認案件においては、「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」）に規定する東日本大震災復興対策本部の現地対策本部を岩手、宮城及び福島の3県に設置することについて、国会の承認を求めるものである。

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出）

東日本大震災が、被害が甚大で、被災地域が広範にわたる等大規模であるとともに、地震・津波・原発事故の複合災害であるという未曾有の災害であることに鑑み、被災地域の復興についての基本理念、東日本大震災復興対策本部の設置等を定めるもので、その主な内容は、

- a 基本理念として、単なる災害復旧にとどまらない抜本的な対策を推進すること、被災地域の住民の意向を尊重すること、国民相互の連帯を基本に、国民、事業者その他民間の多様な主体の自発的協働と役割分担を行うこと、少子高齢化、エネルギー利用の制約、環境負荷等の課題の解決に資する

先導的施策に取り組むこと、安全な地域づくり、社会経済の再生、地域文化の振興等を図るための施策を推進すること、原発事故による被災地域の復興については、復旧状況等を勘案しつつ、これらの事項を行うこと

- b 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、被災地域の復興に必要な措置を講ずること
- c 被災地域の復興施策に関する基本的方針の企画・立案・総合調整、関係行政機関が講ずる復興施策の実施の推進・総合調整等を行うため、内閣に、内閣総理大臣を長とし、国務大臣等を本部員とする東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置くとともに、本部の地方機関として、所要の地（岩手、宮城、福島）に、関係府省の副大臣等を長とする現地対策本部を置くこととし、また、本部に事務局を置き、事務局に現地対策本部事務局を置くこと
- d 本部に、本部長の諮問に応じて被災地域の復興に関する重要事項の調査審議等を行う東日本大震災復興構想会議を置くとともに、原発事故による被災地域の復興に関する重要事項の調査審議等を行うための合議制の機関を置くことができること
- e 政府は、復興庁（復興の企画・立案・総合調整を行う行政組織）の設置等について総合的に検討を加え、この法律の施行後1年以内を目途に必要な法制上の措置を講ずること等である。

内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

当分の間、特別に必要がある場合において増加することができる国務大臣の数を6人を限度とすることとともに、内閣府に置かれる副大臣の数を6人以内の限度で、大臣政務官の数を6人以内の限度で、それぞれ増加することができることとするもので、その主な内容は、

- a 内閣法の一部改正
 - (a) 当分の間、特別に必要がある場合においては、6人を限度に国務大臣の数を増加し、20

人以内とすることができることとする事
 (b) 当分の間、内閣官房に置くことができる内閣総理大臣補佐官の数を10人以内とすること

b 内閣府設置法の一部改正

- (a) 当分の間、現在の3人のほか、内閣府に、副大臣6人以内を置くことができることとする事
- (b) 当分の間、現在の3人のほか、内閣府に、大臣政務官6人以内を置くことができることとする事

等である。

東日本大震災復興再生基本法案（石破茂君外4名提出）

東日本大震災が、被害が甚大で、被災地域が広範にわたる等大規模であるとともに、地震・津波・原発事故の複合災害であるという未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興再生についての基本理念、復興再生基本計画・復興再生計画、東日本大震災復興再生院の設置に関する基本方針等を定めるもので、その主な内容は、

- a 基本理念として、東日本大震災からの復興再生は、単なる原形復旧ではなく、21世紀半ばのあるべき姿を目指すことを旨として行われなければならないこと、地方公共団体と協力し、かつ、被災地域の住民の意向を最大限に尊重しつつ、国が主体的に復興再生を推進すること、国民一人一人の総力と官民の英知を結集して、国の総力を挙げて、復興再生を推進するものとする事
- b 政府は、計画期間を10箇年とする復興再生基本計画を策定するとともに、被災した県又は市町村は、国の復興再生基本計画を踏まえつつ、それぞれの県又は市町村の被災状況に応じ、当該県又は市町村の区域における復興再生に関する施策についての復興再生計画を策定するものとする事
- c 復興再生に関する基本的施策として、特に、資金の確保に関して、徹底的な歳出削減と財政投融资に係る資金や民間資金の活用について定めるとともに、政府は、復興再生に係る歳出の財源に充てるために復興再生債を

発行することができることとし、その際には、あらかじめ、復興再生債の償還の道筋を明らかにしなければならないこと

d 東日本大震災からの復興再生に関する事務を行う東日本大震災復興再生院(以下「復興再生院」という。)を設置することとし、その組織編成に関する基本方針を定めるとともに、復興再生院は、企画立案、総合調整のみならず、施策の実施まで行うこととし、復興再生に関する事務を一元的に行う機関とすること。また、被災地域の住民の意向を尊重する観点から、復興再生院の職員には被災地域の職員を採用するように配慮するとともに、第三者機関である復興再生委員会の構成員に被災した地方公共団体の長等が含まれること等である。

〈審議経過〉

東日本大震災復興基本法案は、6月9日、東日本大震災復興特別委員会において、同案の起草案を成案とし、委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者から趣旨説明を聴取し、委員の発言があった後、採決を行った結果、賛成多数をもって動議は可決され、同日、提出された。

翌10日の本会議において、東日本大震災復興特別委員長の趣旨弁明の後、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月20日の本会議で可決され、成立した。

地方自治法第156条第4項の規定に基づき、**現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件**は、6月9日に提出され、同日、東日本大震災復興特別委員会に付託された。

同委員会において、翌10日に趣旨説明を聴取した後、直ちに採決を行った結果、本件は承認すべきものと議決された。

同日の本会議において、本件は承認すると議決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月20日の本会議で承認された。

内閣提出の**東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案、地方自治法第156条第**

4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件及び内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案は、5月13日に、石破茂君外4名提出の**東日本大震災復興再生基本法案**は、18日に、それぞれ提出された。承認案件を除く上記3法律案は、19日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、翌20日に4案件とも東日本大震災復興特別委員会に付託された。

同委員会においては、20日、順次提案理由の説明を聴取した後、23日から質疑に入り、同日に菅内閣総理大臣に対する質疑、25日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑、27日に福島県、宮城県及び岩手県への委員派遣が行われ、さらに菅内閣総理大臣に対する質疑が31日(原発問題等について)及び6月9日に行われたが、内閣提出の**東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件及び石破茂君外4名提出の東日本大震災復興再生基本法案**は、本会議の承諾又は委員会の許可を経ても撤回され、**内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案**は、審査未了となった。

〈主な質疑事項〉

上記5案件に対する主な質疑事項は、①復興を進めていく上での基本的な考え方、②復興を進めるための一元的組織の必要性、③「復興特区」の必要性、④震災被災者への支援の在り方、⑤復興のための財源についての考え方、⑥被災地の産業復興、⑦東京電力福島原子力発電所事故における政府の対応の是非、⑧放射線被曝への対応、⑨瓦れき処理及び二重ローン問題への対応、⑩国務大臣等増員により期待される効果、⑪増員する国務大臣の人選と職務等であった。

(イ) **原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出)及び平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(参議院提出)**

〈提出の経緯〉

東京電力福島第一原子力発電所事故による

大規模な原子力損害を受け、被害者への迅速かつ適切な損害賠償の実施及び事故処理に関する事業者等への悪影響の回避並びに電力の安定供給の確保を図るため、政府は、国民負担の極小化を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行うための所要の措置を講ずる**原子力損害賠償支援機構法案**を、6月14日、国会に提出した。

他方、自民、公明、みん及び日改の各会派は、東京電力福島第一原子力発電所事故によって、我が国において未曾有の原子力災害が発生し、これにより、避難住民をはじめ、農業、漁業、製造業など産業等への大きな被害が発生したことから、当該事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定める**平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(佐藤正久君外9名提出)**を、6月21日、参議院に提出した。

〈関連議案の概要〉

原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出）

大規模な原子力災害が生じた場合に、被害者への賠償の迅速かつ適切な実施を確保するとともに、電力の安定供給等を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）を設立すること
- b 機構には運営委員会を置き、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する重要事項に関する議決を行うこと
- c 原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、融資や資金の交付等の資金援助を行うとともに、さらに、必要がある場合には、機構は、事業者の経営合理化等を内容とする特別事業計画を事業者と共同で作成し、主務大臣の認定を受けた上で、政府が交付する国債を活用して行う特別資金援助を実施すること。なお、特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、通常の負担金に特別な負担金を加算し

た額を原子力損害賠償支援機構に納付するものとし、また、機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行うこと

- d 機構は、原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等、損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務を行うこと
- 等である。

平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出）

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による災害が大規模かつ長期間にわたる未曾有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があることに鑑み、事故による損害を迅速に填補しようとするもので、その主な内容は、

- a 平成23年原子力事故による損害であって原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定により賠償の責めに任ずべきものを特定原子力損害とすること
- b 国は、この法律の定めるところにより、特定原子力損害であって政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原子力損害を填補するためのものとして、仮払金を支払うものとする
- c 仮払金の支払を受けようとする者は、文部科学大臣にこれを請求しなければならないものとし、仮払金の支払に関する事務の一部は、都道府県知事が行うこととすることが出来るものとする。さらに、支払の決定を除く仮払金の支払に関する事務の一部は、その事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に委託することができるものとする。なお、都道府県知事が当該事務を処理し、又はその委託を行う場合には、国が必要な支援等を行うものとする
- d 特定原子力損害を受けた者が当該特定原子力損害の賠償等を受けたときは、その価額の限度において、仮払金を支払わないものとする。国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮

払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得するものとし、その場合に、国は、速やかに当該損害賠償請求権を行使するものとする

- e 地方公共団体が、平成23年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法等の規定に基づいて行う応急の対策に関する事業及び特別会計に関する法律に定める財政上の措置の対象となり得る経済社会又は住民の生活への平成23年原子力事故による影響の防止又は緩和等を図るために行う応急の対策に関する事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができるものとする
- 等である。

〈審議経過〉

原子力損害賠償支援機構法案は、6月14日に提出され、7月8日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、東日本大震災復興特別委員会に付託され、同日、提案理由の説明を聴取し、11日から質疑に入った。12日に菅内閣総理大臣に対する質疑、13日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑、14日及び20日に質疑を行い、26日に再び菅内閣総理大臣に対する質疑を行った。

平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案は、6月21日に参議院に提出され、7月15日の本会議で可決された後、衆議院に送付された。同月19日に東日本大震災復興特別委員会に付託され、翌20日に提案理由の説明を聴取した後、25日から質疑に入った。

26日には、**原子力損害賠償支援機構法案**に対して、民主、自民、公明及び日本の4会派共同提案により、国の責務規定を設けること、国債を交付しても特別資金援助に係る資金が不足するときに限り、政府は機構に資金を交付することができるとの規定を追加すること、機構は、原子力事業者の委託を受け、損害賠

償の全部又は一部の支払を行うことができることなどを内容とする修正案が、また、**平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案**に対して、民主、自民、公明、みんな及び日本の5会派共同提案により、国が行う仮払金の支払について、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならぬとの規定を追加することなどを内容とする修正案が、それぞれ提出された。両修正案の趣旨の説明を聴取した後、両法律案及び両修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局した。質疑終局後、みんなから、**原子力損害賠償支援機構法案**に対し、原子力事業者が債務超過に陥った場合に、電力再生委員会が特別公的管理の開始を決定することなどを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、内閣の意見を聴取した。次いで、討論・採決を行った結果、**原子力損害賠償支援機構法案**については、みんな提出の修正案は賛成少数をもって否決され、4会派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。**平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案**については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付された。

その後、7月28日の本会議において、両法律案は修正議決され、参議院に回付等された。

参議院においては、**平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案**は7月29日の本会議で修正に同意され、**原子力損害賠償支援機構法案**は8月3日の本会議で可決され、それぞれ成立した。

〈主な質疑事項〉

両法律案に対する主な質疑事項は、①福島第一原子力発電所事故の責任の所在、②損害賠償の総額、③仮払金の支払状況、④原子力損害の賠償に関する法律との関係、⑤東京電力のステークホルダー(利害関係者)の責任、

⑥機構法における東京電力以外の事業者の負担の妥当性、⑦原子力発電所のストレステストの在り方、⑧周辺住民の健康問題、⑨原子力安全・保安院の在り方、⑩今後のエネルギー政策等であった。

(ウ) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(東日本大震災復興特別委員長提出)

〈提出の経緯〉

東日本大震災では、地震や津波によって膨大な量の災害廃棄物が発生し、被災地では復旧・復興に向けてこれらの災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が急務となっており、被災市町村を中心に処理が行われてきたが、単独ではその処理が困難な団体もあり、国が直轄で処理して欲しいとの要望もあった。

災害廃棄物の迅速な処理のため、国がより積極的な役割を果たし、また、被災市町村の処理費用の負担を軽減するための法整備について、政府及び各政党でそれぞれ検討が進められ、自民、公明、みんな及び日本の4会派から共同で、7月1日、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(小里泰弘君外10名提出)が、政府から、同月8日、東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案が、それぞれ提出された。両法律案は、7月28日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、東日本大震災復興特別委員会に付託され、審査に入った。その後、各党による修正の協議が進められ、合意に至った。この合意に基づいて、8月9日、東日本大震災復興特別委員会から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案が提出された。

〈関連議案の概要〉

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(東日本大震災復興特別委員長提出)

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国

が被害を受けた市町村に代わって処理するための特例等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、災害廃棄物の処理に関する基本方針、処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有すること
 - b 環境大臣は、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする
 - c 環境大臣が行う災害廃棄物の収集等に要する費用は国が負担するものとし、市町村は、当該費用から、自ら収集等を行うこととした場合に国が市町村に交付すべき補助金額を控除した額を負担すること
 - d 国は、当該市町村の負担分について、必要な財政上の措置を講ずるものとし、加えて、地域における持続可能な社会の構築等に資する事業を実施するための基金の活用による被災市町村負担費用の軽減など、災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずること
 - e 国は、災害廃棄物に係る仮置き場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請や私有地の借入れの促進、災害廃棄物の再生利用、処理に係る契約内容に関する統一的指針の策定、アスベストによる健康被害の防止、海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理、津波堆積物等に係る感染症等の発生の予防など、必要な措置を講ずるものとする
 - f 国は、被災市町村負担費用について、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする
- 等である。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（小里泰弘君外10名提出）

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が著しく停滞し、被災地域の復旧復興が著しく遅延している現状に鑑み、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有するものとする事
- b 国は、被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における災害廃棄物の処理の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認められるときは、国の費用負担において、当該被災市町村に代わって自ら災害廃棄物の処理を行うものとする事
- c 国は、被災市町村に対し、災害廃棄物の処理を行うために要する費用について、その全部を補助するとともに、災害廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うための施設の整備、運営等に要する費用についても、その全部を補助するものとする事
- d 国は、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、被災市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、私人が所有する土地の借入れ等の促進、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路その他の輸送手段の整備その他の必要な措置を講ずるものとする事
- e 国は、災害廃棄物の再生利用等を図るため、東日本大震災からの復興のための施設の整備等への災害廃棄物の活用その他の必要な措置を講ずるものとする事
- f 国は、被災者の財産、遺留品等の適切な

取扱いに要する費用、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者の賃金、受注者の資金繰りに配慮した支払の方法、受注後の事情変更への対応等を勘案して、災害廃棄物の処理に要する費用の算定に係る適正な単価その他の災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする事

- g 国は、津波による堆積物その他の災害廃棄物に関し、感染症の発生の予防及び悪臭の発生の防止のために緊急に必要な措置を講ずるとともに、国の責任において、早期に、無害化処理を行った上での復旧復興のための資材等としての活用を含めた処理等を行うよう必要な措置を講ずるものとする事
- 等である。

東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案（内閣提出）

東日本大震災による被害を受けた市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、その処理に関する専門的知識及び技術の必要性並びにその広域的な処理の重要性に鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定めようとするもので、その主な内容は、

- a 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）を行うことができるものとする事
- b 環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とするものとする事。この場合において、市町村は、当該費用の額から、自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の

額に相当する額を控除した額を負担するものとする。また、国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するものについて、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

〈審議経過〉

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案は、8月9日、東日本大震災復興特別委員会において、同委員長から趣旨説明を聴取し、委員の発言があった後、内閣の意見を聴取し、採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、委員会提出の法律案とすることに決し、同日、提出された。

同月11日の本会議において、東日本大震災復興特別委員長の趣旨弁明の後、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、8月12日の本会議で可決され、成立した。

小里泰弘君外10名提出の東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案は、7月1日に、内閣提出の東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案は、8日に、それぞれ提出され、両法律案は、28日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、東日本大震災復興特別委員会に付託された。

同委員会においては、翌29日、順次提案理由の説明を聴取した後、8月2日に質疑に入ったが、両法律案とも審査未了となった。

〈主な質疑事項〉

上記3法律案に対する主な質疑事項は、①災害廃棄物処理に係る被災自治体の経費負担に対する国の補助の在り方、②災害廃棄物処理を国が代行する必要性、③災害廃棄物を広域処理する体制の確立、④原子力発電所事故により放射能汚染された廃棄物の処理の方法、⑤災害廃棄物の処理状況、⑥海に流出した災害廃棄物の処理問題、⑦グリーンニューディ

ール基金の活用、⑧災害廃棄物処理施設への補助の必要性、⑨災害廃棄物処理作業従事者の健康管理等であった。

（エ）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出）

〈提出の経緯〉

東日本大震災では、多くの被災事業者が、地震や津波、原発被害などによって、担保の建物、設備、農地、漁船などを破壊されたり立ち入りができなくなっているにもかかわらず、債務やリースの支払は残って、事業再開のための新規の資金を借りようとすると二重債務状態となることから、リースも含む債権の買取りなどを通じて債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することによって被災地域からの人口、産業の流出を防ぎ、復興を可能とするため、自民、公明及び日改の3会派は共同で、7月11日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（片山さつき君外6名提出）を参議院に提出した。

〈関連議案の概要〉

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出）

東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、対象事業者に対し、金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするもので、その主な内容は、

- a 機構は、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行うこととし、機構の資金借入れ等については、政府保証を付することができることとする
- b 再生支援を受けることができる対象事業者は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者

であって、被災地域において債権者等と協力してその事業の再生を図ろうとするものとする

- c 機構は、支援決定を行った対象事業者に対してリース業者を含む金融機関等が有する債権の買取り、資金の貸付け、債務保証、出資、専門家の派遣、担保財産の取得等により、事業の再生を支援すること
 - d 機構は、原則として機構成立の日から5年以内に支援決定を行うとともに、支援決定の日から15年以内に全ての再生支援を完了するよう努めること
 - e 機構による債権の買取価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の債権の価額に、東日本大震災による被害の状況等に応じて主務大臣が支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とすること
 - f 機構は、買取債権の管理及び処分に当たっては、対象事業者の債務の一部免除及び一定期間の弁済猶予をしなければならないこととするとともに、第三者保証人の保証債務については、免除等の措置をとらなければならないこととする
- 等である。

〈審議経過〉

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案は、7月11日に参議院に提出され、同月29日に参議院本会議において修正議決された後、衆議院に送付された。

衆議院においては、8月11日に東日本大震災復興特別委員会に付託され、同委員会において、25日に趣旨説明を聴取した後、継続審査となった。

その後、第179回国会において、11月14日、民主、自民、公明、社民、国民及び日本の6党派共同提案により、機構の行う業務について、資金の貸付けをつなぎ融資等に限定するとともに、担保財産の取得等の規定を削除すること、債権の買取価格について、支援決定に係る事業再生計画、その他個々の実情を勘案した適正な時価を上回ってはならないことなどを内容とする修正案が提出され、趣旨の

説明を聴取した後、原案及び修正案に対して質疑を行った。同日、質疑を終局し、討論・採決の結果、修正案は賛成多数をもって、修正部分を除く原案は全会一致をもっていずれも可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

翌15日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月21日の本会議で可決され、成立した。

〈主な質疑事項〉

主な質疑事項は、①支援機構の債権買取りにおける買取価格の在り方、②債権買取価格が債権額を下回る場合の差額分免除規定の趣旨、③株式会社東日本大震災被災事業者支援機構と産業復興機構とのすみ分け、④「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務の救済状況、⑤住宅ローンに対する支援の必要性、⑥政党間の修正協議の在り方等であった。

(オ) 東日本大震災復興特別区域法案(内閣提出)

〈提出の経緯〉

東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進めるためには、被災地を特別な区域とし、区域内においては、区域外とは異なる規制の緩和や特別の措置を認め、また、税制や財政上の優遇措置を行う必要性は早くから指摘されていた。東日本大震災復興特別委員会においても、いわゆる復興基本法案の質疑において復興特区の必要性が指摘され、6月20日に成立した東日本大震災復興基本法に復興特別区域制度の整備が盛り込まれた。その後、6月25日の東日本大震災復興構想会議による「復興への提言～悲惨のなかの希望～」では特区手法の活用が提言されるとともに、7月29日に東日本大震災復興対策本部が決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」では、復興特区制度を創設することとされた。これを受け、政府は10月28日、東日本大震災復興特別区域法案を国会に提出した。

〈関連議案の概要〉

東日本大震災復興特別区域法案(内閣提出)

東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域住民の意向が尊重され、地域の創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別措置、復興整備計画の実施に係る特別措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めるもので、その主な内容は、

- a 復興特別区域基本方針

政府は、復興特別区域（復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の区域）における復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本方針を定めなければならないものとする
- b 復興推進計画に係る特別措置
 - (a) 災害救助法が適用された区域又はこれに準ずる区域である特定地方公共団体は、単独又は共同で復興推進計画を作成することができ、内閣総理大臣がその認定をするものとし、また、計画の認定を受けた地方公共団体等は、内閣総理大臣に新たな規制の特例措置等の提案ができるものとする
 - (b) 内閣総理大臣等は、都道府県ごとに新たな規制の特例措置の整備等に関し国と地方の協議会を組織し、特定地方公共団体は、復興推進計画の作成、実施に関し復興推進協議会を組織できるものとする
 - (c) 認定復興推進計画に基づく事業に対しては、規制、手続、税制上の特例及び復興特区支援利子補給金の支給等の特別措置を適用できるものとする
- c 復興整備計画等に係る特別措置
 - (a) 被災関連市町村は、単独又は都道府県と共同で、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業等に関する復興整備計画を作成できるものとし、その公表により、復興整備事業等に関する特例が適用されるものとする
 - (b) 復興整備計画に記載された復興一体事業を施行しようとする被災関連市町村は、事業計画を作成し、都道府県の認定を受けるこ

とができるものとする

d 復興交付金事業計画に係る特別措置

特定地方公共団体の市町村は単独で、又は市町村と都道府県は共同で復興交付金事業計画を作成できるものとし、提出された復興交付金事業計画に基づき、国は、予算の範囲内で復興交付金を交付することができるものとする

等である。

〈審議経過〉

東日本大震災復興特別区域法案は、10月28日に提出され、11月18日に本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日、東日本大震災復興特別委員会に付託された。

同委員会においては、同日、提案理由の説明を聴取し、21日から質疑に入り、29日には、民主、自民、公明、国民及び日本の5党派共同提案により、認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等について、国会に復興特別意見書を提出することができること、国と地方の協議会において協議が調った場合、認定地方公共団体等の講ずる措置の実施のために必要があるときは、内閣総理大臣等は、速やかに、法制上の措置等を講じなければならないこと、復興交付金事業計画に記載する事項について、基幹事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務が含まれることなどを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案に対して質疑が行われた。同日、質疑を終局した後、共産及びみんなからそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、討論・採決の結果、みんな及び共産提出の各修正案は賛成少数をもってそれぞれ否決され、5党派共同提案による修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月7日の本会議で可決され、成立した。

〈主な質疑事項〉

主な質疑事項は、①防災集団移転促進事業と土地利用再編の在り方、②漁業法の特例の妥当性、③復興特別意見書及びこれに対する国会の対応、④使い勝手のよい復興交付金とする必要性、⑤条例による法律の上書き権の是非、⑥被災した土地を国が買い上げる必要性、⑦新規立地促進税制を既存の企業にも適用する必要性、⑧計画の作成など手続を簡素化する必要性、⑨地方自治体からの提案に柔軟に対応する必要性等であった。

〈力〉平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

〈提出の経緯〉

平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災の復興事業等に係る特別の財政需要等に充てる震災復興特別交付税を措置するため、地方交付税が1兆6,635億円増額計上されたことに対応して、平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等を改正することとし、政府は、10月28日、平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出した。

〈関連議案の概要〉

平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

震災復興特別交付税に要する額についての財源措置を講ずる等のため必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 平成23年度分の地方交付税の総額に震災復興特別交付税の額1兆6,635億円を加算すること
- b 震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額について、通常の特別交付税とは異なる特例を設けること
- c 震災復興特別交付税の額のうち、復興事業等の実施状況を勘案して定める額については、平成23年度に交付せず、平成24年度に交付できることとすること

等である。

〈審議経過〉

平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案は、10月28日に提出され、11月7日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、同月17日、提案理由の説明を聴取した後、同月22日、質疑を行い、同日質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は、全会一致をもって可決すべきものと議決された。

その後、同月24日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月30日の本会議において可決され、成立した。

〈主な質疑事項〉

主な質疑事項は、①震災復興特別交付税の創設理由及び通常の特別交付税との相違点、②震災復興特別交付税による措置の対象となる事業の内容、③震災復興特別交付税と使途の制限がないという地方交付税の本質的性格との関係等であった。

〈キ〉東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

〈提出の経緯〉

政府税制調査会は、東日本大震災による被災地域の復興に関して、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）や「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針」（平成23年10月7日閣議決定）等を踏まえ、10月11日に、「東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱」を決定した。政府は、これを踏まえ、10月28日、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案を国会に提出した。

〈関連議案の概要〉

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方のたばこ税の税率を引き上げる特例を定めようとするもので、その主な内容は、

- a 平成26年度から平成30年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、個人の道府県民税の均等割にあつては標準税率（現行1,000円）に200円を加算した額とし、個人の市町村民税の均等割にあつては標準税率（現行3,000円）に300円を加算した額とすること
 - b 平成24年10月1日から平成29年9月30日までの間に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税（現行1,000本につき1,504円）にあつては1,000本につき395円を加算した額とし、市町村たばこ税（現行1,000本につき4,618円）にあつては1,000本につき605円を加算した額とすること
- 等である。

〈審議経過〉

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案は、10月28日に提出され、11月7日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、同月17日、提案理由の説明を聴取した後、同月22日、民主、自民及び公明の3会派から共同で提出された、個人住民税の均等割の標準税率の特例の期間の延長（5年度間→10年度間）及び税率の引上幅の増大（500円→1,000円）を行うとともに

地方のたばこ税の税率の引上げに係る規定を削除すること等を内容とする修正案の趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局し、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

その後、同月24日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月30日の本会議において可決され、成立した。

〈主な質疑事項〉

主な質疑事項は、①緊急防災・減災事業の財源を個人住民税均等割に求める理由、②全国防災対策費に係る地方負担額等と本法律案による増収額が必ずしも一致しないことについての見解、③被災地域を特例の対象外とすることの検討の有無、④被災団体が被災者に対して個別減免を行った場合の減収額の交付税による措置の有無、⑤修正案によりたばこ税の引上げを行わないこととする結果として所得税非課税の低所得者に一層の負担を求めることの問題、⑥修正後の増収額が原案による増収額に不足することについての見解等であった。

（ク）東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出）

〈提出の経緯〉

「東日本大震災からの復興の基本方針」において当初5年間の集中復興期間の復旧・復興の事業規模が少なくとも19兆円程度とされたこと等を受けて、その財源の確保について検討が進められた。歳出削減及び税外収入による財源確保額については、9月28日の政府・与党合意により、5兆円程度とされ、さらに今後10年間で2兆円程度を確保することとされた。税制上の措置については、5兆円の歳出削減及び税外収入を前提として、税制調査会等において検討が行われた結果、所得税及び法人税に対する付加税、たばこ税の臨

時特別税、個人住民税均等割の引上げ等によって財源を確保することとされた。これらの措置の一部等を講じるため、10月28日、政府は、**東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案**を国会に提出した。

なお、地方税に係る措置については、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案に盛り込まれた。

〈関連議案の概要〉

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出）

東日本大震災からの復興を図るために平成23年度から平成27年度までの間に実施する施策に必要な財源を確保するため、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は、

- a 税外収入に係る措置
財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替を行うこと
- b 復興特別税の創設
復興特別所得税、復興特別法人税及び復興特別たばこ税を創設すること
- c 復興債の発行等
 - (a) 復興費用の財源として、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができること
 - (b) 平成23年度一般会計補正予算（第1号）において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができること
- d 復興特別税の収入の用途等
復興特別税等の収入については、復興費用及び復興債の償還費用の財源に充てることとし、また、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金等については、復興債の償還費用の財源に充てること

e その他（検討条項）

- (a) 復興の状況等を勘案し、復興費用及び必要な財源を確保するための措置の在り方について見直しを行うこと
 - (b) 平成23年度から平成34年度までの間において2兆円相当の財源確保を旨として、日本たばこ産業株式会社の株式及びエネルギー対策特別会計所属の株式の保有の在り方について検討を行い、可能な場合には、できる限り早期に処分すること
 - (c) 日本郵政株式会社の株式について、経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に処分すること
 - (d) (b)、(c)による財源確保が見込まれる場合、(a)の見直しに基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための措置を講ずること
- 等である。

〈審議経過〉

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案は、10月28日に提出され、11月7日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、財務金融委員会に付託された。

復興財源の確保の在り方については、民主党、自由民主党及び公明党の3党間でも断続的に協議が行われた。

財務金融委員会においては、11月9日、提案理由の説明を聴取した後、18日から質疑に入り、同日、上記の3党間協議の結果を受け、民主、自民及び公明の3党派共同提案により、復興特別所得税の課税対象期間及び税率の変更、復興特別たばこ税に係る規定の削除並びに復興債等の償還期間の変更を行うとともに、附則に決算剰余金の償還費用の財源への活用及び復興に係る特別会計の設置についての規定を追加する等の修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した。22日には、原案及び修正案について、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑並びに野田内閣総理大臣に対する質疑が行われた。同日、質疑を終局し、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、

本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同月24日、本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月30日の本会議で可決され、成立した。

〈主な質疑事項〉

主な質疑事項は、①現在の景況の下での増税の妥当性、②復興特別税と「東日本大震災からの復興の基本方針」の理念との整合性、③日本たばこ産業株式会社の株式の売却の在り方、④復興債の発行額の上限、⑤復興債の償還期限をおおむね10年間からおおむね25年間とする修正案に対する参考人の見解、⑥法律の見直しの具体的な時期等であった。

〈ケ〉復興庁設置法案（内閣提出）

〈提出の経緯〉

東日本大震災から迅速な復興を図るための組織については、いわゆる復興基本法案における審査において、その在り方について議論が行われた。焦点となったのは、かかる組織は、企画及び立案並びに総合調整だけではなく、施策の実施も行うべきか、各省庁の復興に関する施策の実施を一元的に行うべきかであった。6月20日に成立した東日本大震災復興基本法では、東日本大震災復興対策本部の設置を定めるとともに、復興庁について、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務、復興に関する施策の実施に係る事務等をつかさどる復興庁を、できるだけ早期に設置することとし、政府は、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとされた。

東日本大震災復興対策本部は、7月29日に「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定し、復興庁について、「東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、既存省庁の枠組みを超えて地方公共団体のニーズにワンストップで

対応できるようにするなどのため、復興庁(仮称)を設置することとし、その全体像について年内に成案を得るとともに、その後速やかに、設置法案を国会に提出する」とした。これを受け、政府は11月1日、**復興庁設置法案**を国会に提出した。

〈関連議案の概要〉

復興庁設置法案（内閣提出）

東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興に関する施策の企画立案及び総合調整並びに実施に関する事務等を所掌する復興庁を設置するもので、その主な内容は、

- a 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務
 - (a) 内閣に、復興庁を置くこと
 - (b) 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を助けること及び復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とすること
 - (c) 復興庁は、(b)の任務を達成するため、復興に関する施策の企画立案及び総合調整、復興に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整、関係地方公共団体に対する情報提供、助言その他必要な協力、復興推進計画の認定及び復興交付金の配分計画に関すること等を行うこと
- b 復興庁の組織
 - (a) 復興庁の長は、内閣総理大臣とすること。また、同庁に、事務統括権、関係行政機関の長に対する勧告権等を有する復興大臣を置くとともに、副大臣1人、大臣政務官3人及び事務次官1人を置くこととし、各大臣政務官は、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画立案及び政務に関し、復興大臣を補佐すること
 - (b) 復興庁に、全ての国務大臣等をもって組織する復興推進会議を置くとともに、内閣総理大臣が任命する関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者をもって組織する復興推進委員会を置くこと
 - (c) 復興庁の地方機関として、岩手県、宮城県及び福島県の各県庁所在地に復興局を置くこと

- c 復興庁の廃止
復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成33年3月31日までに廃止すること等である。

〈審議経過〉

復興庁設置法案は、11月1日に提出され、同月24日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、東日本大震災復興特別委員会に付託された。

同委員会においては、12月2日、提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、6日には、民主、自民、公明、国民及び日本の5会派共同提案により、復興庁は、東日本大震災復興基本法第2条の基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること等を任務とすること、復興庁の所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理することを追加するとともに、東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理すること、必要な予算を一括して要求、確保すること、事業を自ら執行し、又は関係行政機関に予算を配分すること等を追加すること、関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこと、復興庁に、副大臣を2人置くこととするほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができること等とすること、復興庁に大

臣政務官3人を置くこととしていた条項を削ることとし、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができること等の修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案に対し、野田内閣総理大臣の出席を求め、質疑が行われた。質疑終局後、みんなから修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、みんな提出の修正案は賛成少数をもって否決され、5会派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

同日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月9日の本会議において可決され、成立した。

〈主な質疑事項〉

主な質疑事項は、①東日本大震災復興基本法及び復興庁設置法案に規定する復興庁の権限及び所掌事務の同異、②復興大臣の権限、③復興庁が復興事業の実施まで担う必要性、④岩手県、宮城県及び福島県以外の被災地における復興庁の出先機関、⑤復興庁によるワンストップ対応、⑥大臣、副大臣及び大臣政務官を増員する必要性、⑦復興庁の設置時期、復興庁本庁の設置場所及び復興庁の規模、⑧復興庁の設置と地方分権の関係等であった。

ウ 成立した東日本大震災関連議案一覧

議案名	付託委員会名等	成立日
内閣提出法律案29件 (第177回国会)		
平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第38号)	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	3.18
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出第57号)	財務金融委員会	4.27
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第58号)	総務委員会	4.27
東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(内閣提出第61号)	国土交通委員会	4.28

議案名	付託委員会名等	成立日
東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（内閣提出第62号）	国土交通委員会	4. 28
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（内閣提出第63号）	災害対策特別委員会	5. 2
平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（内閣提出第64号）	総務委員会	5. 2
東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（内閣提出第65号）	農林水産委員会	5. 2
東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案（内閣提出第66号）	農林水産委員会	5. 2
東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出第67号）	財務金融委員会	5. 2
平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	5. 20
東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案（内閣提出第69号）	総務委員会	6. 8
東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案（内閣提出第72号）	外務委員会	6. 1
東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）	財務金融委員会	6. 22
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）	農林水産委員会	7. 27
原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出第84号）	東日本大震災復興特別委員会	8. 3
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第86号）	災害対策特別委員会	7. 25
平成22年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第87号）	財務金融委員会	7. 25
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（内閣提出第88号）	総務委員会	8. 5
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第89号）	総務委員会	8. 5
（第179回国会）		
東日本大震災復興特別区域法案（内閣提出第1号）	東日本大震災復興特別委員会	12. 7
平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	総務委員会	11. 30
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出第3号）	総務委員会	11. 30

議案名	付託委員会名等	成立日
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第4号）	財務金融委員会	11.30
津波防災地域づくりに関する法律案（内閣提出第6号）	国土交通委員会	12.7
津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第7号）	国土交通委員会	12.7
復興庁設置法案（内閣提出第8号）	東日本大震災復興特別委員会	12.9
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	財務金融委員会	12.7
地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	総務委員会	12.7
衆議院議員提出法律案11件		
（第177回国会）		
平成23年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第7号）	（議院運営委員会）	3.31
東日本大震災復興基本法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第13号）	（東日本大震災復興特別委員会）	6.20
津波対策の推進に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第14号）	（災害対策特別委員会）	6.17
東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（法務委員長提出、衆法第18号）	（法務委員会）	6.17
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）	（災害対策特別委員会）	7.25
東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第22号）	（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会）	8.3
東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第26号）	（東日本大震災復興特別委員会）	8.12
東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案（総務委員長提出、衆法第28号）	（総務委員会）	8.24
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案（環境委員長提出、衆法第29号）	（環境委員会）	8.26
（第178回国会）		
国会法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第1号）	（議院運営委員会）	9.30
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（議院運営委員長提出、衆法第2号）	（議院運営委員会）	9.30
参議院議員提出法律案4件		
（第177回国会）		
平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（佐藤正久君外9名提出、参法第9号）	東日本大震災復興特別委員会	7.29

議案名	付託委員会名等	成立日
災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、参法第19号）	災害対策特別委員会	8. 23
東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、参法第20号）	災害対策特別委員会	8. 23
（第179回国会）		
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（片山さつき君外6名提出、第177回国会参法第12号）	東日本大震災復興特別委員会	11. 21
承認を求めるの件1件		
（第177回国会）		
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第7号）	東日本大震災復興特別委員会	6. 20両院承認

※ 「付託委員会名等」欄中、（ ）表記したものは、該当する議案の提出に係る委員会名を記載している。

（4）財政関係（平成23年度公債発行特例法案と平成23年度税制改正）

ア 国会で議論されるに至った経緯

（ア）平成23年度公債発行特例法案

我が国の財政は多年にわたり極めて厳しい状況にあり、大規模な公債発行が常態化している。このような中、政府は、財政健全化の数値目標等を示した「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）を策定し、その一部である平成23年度から平成25年度における「中期財政フレーム」では、平成23年度の新規国債発行額について平成22年度予算の水準（約44兆円）を上回らないものとする等とした。平成23年度の当初予算は、これらを受けて編成され、新規国債発行額の枠は遵守したものの、前年度に引き続いて公債発行額が税収を上回る異例のものとなった。

この厳しい財政収支の状況に鑑み、政府は、平成23年度において、財政法により認められている建設公債以外の公債（特例公債）の発行を行うため、特例措置を講じる必要があった。また、同年度において、基礎年金国庫負担割合を2分の1とするために必要な約2.5兆円の財源として、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の積立金等を活用することとされた。

このような情勢の下、公債の発行の特例措置を定めるとともに、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる歳出の増加に充てるた

めの財源を確保するための特例措置等を講ずるため、平成23年1月24日、「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」が国会に提出された。

その後、3月11日の東日本大震災を受け、早期復旧に必要な経費を計上した第1次補正予算（4月22日閣議決定）では、その財源の一部として、財務金融委員会において審査中の同法律案に盛り込まれている基礎年金国庫負担の追加に係る財源を活用することとされた。そのため、4月28日に内閣から、同法律案について、基礎年金の国庫負担の追加に係る規定を削除するとともに、題名を改める等の議案修正承諾要求書が提出され、同日の本会議において承諾された。この内閣修正により、本法律案は平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案となった。

これに伴い、同日、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の積立金等を第1次補正予算の財源として活用するため、東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案が国会に提出された。

（イ）平成23年度税制改正

平成23年度税制改正に当たっては、平成22年度の税制改正大綱において改革の方向性が

示された納税者権利憲章の制定、所得税及び個人住民税の各種控除の見直し、法人税率の見直し、相続税の課税ベース等の見直し、地球温暖化対策のための税や寄附金税制の検討などが主な課題とされていた。このうち、法人税率の見直しについては、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、租税特別措置等を見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、法人実効税率を段階的に引き下げる旨が明記された。また、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)では、法人実効税率の引下げについて、平成23年度予算編成・税制改正作業の中で結論を得るとされた。

税制調査会においては、平成22年10月から税制改正に向けた審議が開始され、上記の課題に関して広範にわたる議論が行われた。この中で法人実効税率の引下げについては、「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)において示された財源確保ルール(ペイアズユーゴー原則)との関係などから、減税相当額の財源確保策などが大きな焦点となっていた。こうした中、菅内閣総理大臣から、法人実効税率の5%引下げが指示され、その財源確保のための調整が行われることとなった。

そして同年12月16日、平成23年度税制改正大綱が閣議決定された。同大綱では、①デフレ脱却と雇用のための経済活性化、②格差拡大とその固定化の是正、③納税者・生活者の視点からの改革、④地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革の4つを柱として、所得課税、資産課税、消費課税全般にわたる改正を行うとされた。具体的には、納税者権利憲章の策定、所得税及び個人住民税の諸控除の見直し、金融証券税制における軽減税率の延長、相続税の諸控除や税率構造の見直し、課税ベースの拡大等と併せた法人実効税率の引下げ、雇用促進のための政策税制の創設、地球温暖化対策のための税の導入、寄附金税制における税額控除制度の導入、国税に係る租税特別措置及び地方税に係る税負担軽減措置等(以下「租税特別措置等」という。)の見直し等である。

こうした経緯を経て、平成23年1月25日に、

「所得税法等の一部を改正する法律案」(以下「所得税法等改正案」という。)が、同月28日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」(以下「地方税法等改正案」という。)が、第177回国会に提出され、両法律案とも2月15日に審議入りした。

一方、平成23年度予算は、3月1日、衆議院において可決され、年度内に成立する見通しとなった。近年では、予算とその歳入関連法案は、同じ日に本会議において採決されていたが、所得税法等改正案等の歳入関連法案は、予算の衆議院通過後も引き続き衆議院において審査が行われることとなった。その後、所得税法等改正案及び地方税法等改正案の年度内成立が困難な情勢となる中、3月末に適用期限の到来する租税特別措置等の取扱いが焦点となっていた。

このような情勢下、3月22日、議員提出により、所得税法等改正案及び地方税法等改正案の法律としての施行が4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、3月末に適用期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に6月末まで延長する措置を講ずるため、**国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案(野田毅君外3名提出)及び国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(石田真敏君外4名提出)**が国会に提出され、両法律案とも3月31日に成立した。

所得税法等改正案及び地方税法等改正案の取扱いをめぐることは、民主党、自由民主党及び公明党の3党間において協議が進められた結果、6月8日、所得税法等改正案のうち、個人所得課税、法人課税、資産課税及び消費課税に係る税制の抜本改革の一環をなす改正並びに国税通則法の抜本改正については、各党間で引き続き協議を行うこととし、それ以外の改正事項である雇用促進税制等の政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、納税者利便の向上・課税の適正化等及び期限切れ租税特別措置の延長等については、別の法律案として分離するものとし、地方税法等改正案についても同様とする旨が合意された。

これを受け、6月10日、内閣から、所得税法等改正案及び地方税法等改正案について、題名を改めるとともに、上記の合意において分離するとされた改正事項（以下「分離改正事項」という。）を削除する等の議案修正承諾要求書が提出され、同日の本会議において承諾された。この内閣修正により、両法律案は、それぞれ経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（①）、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（②）となった。また、同日、それぞれの分離改正事項を内容とする、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案及び現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案が内閣から提出された（いずれも6月22日に成立）。なお、内閣修正された上記①及び②の両法律案は、民主党、自由民主党及び公明党の3党間において協議が進められた結果、8月9日、復興のための第3次補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議することが確認され、継続審査となった。その後、第179回国会まで継続審査となったこれらの法律案は、10月28日、内閣から、①の法律案について施行期日を修正するとともに、国税通則法の改正規定の一部を削除する等を、また、②の法律案について施行期日を修正するとともに、地方税に関する税務調査手続等の見直しに関する規定中新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除する等を、内容とする議案修正承諾要求書がそれぞれ提出され、同日の本会議において承諾された。

イ 関連議案の概要

（ア）平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）

平成23年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- a 平成23年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること
- b この法律は、公布の日から施行すること
なお、本法律案は、平成23年1月24日に提出された「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」について、基礎年金の国庫負担の追加に係る規定を削除するとともに、題名を改める等の内閣修正（同年4月28日、本会議において承諾）が行われたものである。

（イ）国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅君外3名提出）

平成23年度の税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律案」（内閣修正前の法律案）の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講じようとするもので、延長される租税特別措置は、

- a エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除等
 - b 中小企業者等の法人税率の特例等
 - c 住宅用家屋の所有権の保存登記に係る登録免許税の税率の軽減等
 - d 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
 - e 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例
 - f 特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付等
 - g 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例
 - h 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例
- 等である。

(ウ) 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(石田真敏君外4名提出)

平成23年度の税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律案」(内閣修正前の法律案)の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講じようとするもので、延長される項目は、

- a 電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置等、事業税の税負担軽減措置等
- b 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置等、不動産取得税の税負担軽減措置等
- c 鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置等、固定資産税及び都市計画税の税負担軽減措置等
- d 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置等、事業所税の税負担軽減措置等

等である。

なお、事業所税関係の項目については、延長に伴う所要の規定の整備を行うこととされている。

(エ) 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、納税環境整備等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 個人所得課税について、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除の縮減、成年扶養控除の対象の見直し等を行うこと

b 法人課税について、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ並びに税率引下げに併せた課税ベースの拡大等を行うこと

c 資産課税について、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し等を行うこと

d 消費課税について、地球温暖化対策のための課税の特例を創設する等の措置を講ずること

e 納税環境整備について、更正の請求期間を延長する等の措置を講ずること

等である。

なお、本法律案は、第177回国会において当初、「所得税法等の一部を改正する法律案」として平成23年1月25日に提出され、題名を改めるとともに、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」(後述(力))により措置される事項を削除する等の内閣修正(同年6月10日、本会議において承諾)が行われ、継続審査となった。その後、第179回国会まで継続審査となった本法律案は、施行日等について所要の修正を加えるとともに、国税通則法の改正規定中題名及び目的の改正、納税者権利憲章の作成並びに新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除する等の内閣修正(同年10月28日、本会議において承諾)が行われた。

(オ) 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における扶養控除の見直し及び退職所得に係る税額控除特例の廃止等を行うほか、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等所要の措置を講じようとするもので、その内容は、

- a 個人住民税の成年扶養親族に係る扶養控除を見直すこと
- b 個人住民税の退職所得に係る税額控除特例の廃止等を行うこと
- c 道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税

に移譲すること

d 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間を5年に延長することである。

本法律案は、第177回国会において当初、「地方税法等の一部を改正する法律案」として平成23年1月28日に提出され、題名を改めるとともに、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」（後述（キ））により措置される事項を削除する内閣修正（同年6月10日、本会議において承諾）が行われ、継続審査となった。その後、第179回国会まで継続審査となった本法律案は、地方税に関する税務調査手続等の見直しに関する改正規定中新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除するとともに、施行期日等について所要の修正を行う等の内閣修正（同年10月28日、本会議において承諾）が行われた。

なお、内閣修正後の法律案に存置される項目は、上記の4項目のみであった。

(カ) 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 雇用促進税制の創設等を行うこと
 - b 認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設等を行うこと
 - c 年金所得者の申告手続等を簡素化する措置を創設すること
 - d 航空機燃料税の税率を軽減する措置を創設すること
 - e 上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等を行うこと
- 等である。

(キ) 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応

して税制の整備を図る観点から、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 個人住民税の寄附金税額控除の適用対象の見直し及び適用下限額の引下げを行うこと
 - b 個人住民税の上場株式等の配当所得等に係る軽減税率の適用期限を2年延長すること
 - c 罰則の見直しを行うこと
 - d 税負担軽減措置等の整理合理化を行うこと
 - e 航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成25年度までの間、9分の2とする特例措置を講ずること
- 等である。

ウ 審議経過

平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案は、当初、「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」として平成23年1月24日に提出され、2月15日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同月23日、提案理由の説明を聴取した後、同月25日から質疑に入った。

4月28日には内閣から、議案修正承諾要求書が提出され、同日の本会議において承諾された。

財務金融委員会においては、同月30日、内閣修正の趣旨の説明を聴取し、7月15日には4名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、8月10日に菅内閣総理大臣に対する質疑が行われた。同日、質疑を終局した後、民主、自民及び公明から、政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。次いで、討論・採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。

翌11日、本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、8月26日の本会議で可決され、成立した。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、自民及び公明により、平成23年3月22日に共同提出され、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同月29日に、提出者野田毅君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日、本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月31日の本会議で可決され、成立した。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案は、自民及び公明により、平成23年3月22日に共同提出され、同日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、同月29日に、提出者石田真敏君から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行った結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日、本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月31日の本会議で可決され、成立した。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案は、第177回国会において、「所得税法等の一部を改正する法律案」として平成23年1月25日に提出され、2月15日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同月23日、提案理由の説明を聴取した後、同月25日から質疑に入った。

6月10日には内閣から、議案修正承諾要求書が提出され、同日の本会議において承諾された。

財務金融委員会においては、同月14日、内

閣修正の趣旨の説明を聴取し、7月15日には4名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われたが、継続審査となった。

第178回国会においても継続審査となり、第179回国会においては、10月28日、内閣から議案修正承諾要求書が提出され、同日の本会議において承諾された。

財務金融委員会においては、11月18日、改めて提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、同日、民主、自民及び公明の3党派共同提案により、所得税法、相続税法、租税特別措置法等に係る改正事項の一部を削除する等の修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した。同月22日には、原案及び修正案について参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑並びに野田内閣総理大臣に対する質疑が行われた。同日、質疑を終局し、修正案について内閣の意見を聴取した後、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。

同月24日、本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月30日の本会議で可決され、成立した。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案は、第177回国会において、「地方税法等の一部を改正する法律案」として平成23年1月28日に提出され、2月15日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、同月22日、提案理由の説明を聴取した後、3月29日に質疑が行われた。

6月10日には内閣から、議案修正承諾要求書が提出され、同日の本会議において承諾された。

総務委員会においては、同月14日、内閣修正の趣旨の説明を聴取し、16日に質疑が行われたが、継続審査となった。

第178回国会においても継続審査となり、第179回国会においては、10月28日、内閣から議案修正承諾要求書が提出され、同日の本会議

において承諾された。

総務委員会においては、11月17日、改めて提案理由の説明を聴取し、同月22日、民主、自民及び公明の3会派共同提案による個人住民税の扶養控除の見直しに係る改正規定を削除する等の内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、原案及び修正案について質疑を行った。同日、質疑を終局し、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。

同月24日、本会議において、本法律案は、修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月30日の本会議で可決され、成立した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案は、平成23年6月10日に提出され、同月13日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同月14日に提案理由の説明を聴取した。翌15日、質疑を行い、同日、質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと議決された。

翌16日、本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月22日の本会議で可決され、成立した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案は、平成23年6月10日に提出され、同月13日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、翌14日に提案理由の説明を聴取し、同月16日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」（内閣提出）と合わせて質疑を行った。同日、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」のみ質疑を終局し、討論・採決の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同日、本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月22日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案に対する主な質疑事項は、①本法律案の成立の遅れによって生じる影響、②本法律案の成立時期の限界、③基礎年金国庫負担割合を2分の1とするための財源の在り方、④民主党マニフェスト施策の見直しによる歳出削減の必要性、⑤「中期財政フレーム」における新規国債発行44兆円枠の妥当性、⑥「財政運営戦略」の目標達成と東日本大震災の復興費用との関係等であった。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、①本法律案が野党提出となった理由、②期限延長期間を3か月間とした根拠及び単純延長とした理由、③本法律案と平成23年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律案」における研究開発減税の取扱いの整合性等であった。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案については、委員会における提出者からの提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行ったため、質疑は行われなかった。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、(第177回国会) ①国税通則法改正の基本的考え方、②政府・与党の「控除から手当へ」という考え方における所得税法改正の位置付け、③法人税減税に係る効果及び減税が実施できない場合の影響、④税制改正を伴わない税収増に向けた方策、(第179回国会) ①税務調査手続について法律上明確にするに至った理由、②納税者権利憲章に係る規定の修正内容の確認及び修正の経緯、③地球温暖化対策税導入の適否、④利用の有無により税負担が異なることとなる研究開発促進税制の見直しを法人税の課税ベース拡大項目に含めることの妥当性等であった。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、①更正の請求者に更正請求書の提出を義務付けた趣旨、②徴税吏員の質問検査権に関し物件の提示・提出の要求及び留め置きをすることができることを明文化した趣旨、③今回の法人税に係る改正が地方法人特別譲与税に与える影響、④給与所得控除を見直す規定を削除する修正の理由等であった。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、①本法律案における租税特別措置の見直しについての基本理念、②本法律案に盛り込まれなかった法人税率引下げについての検討状況、③本法律案提出に至る経緯についての政府対応の反省点、④上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の再延長についての決定

経緯及び再延長取止めの必要性等であった。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、①寄附金税制の改正について、地方公共団体の条例指定による個人住民税の寄附金税額控除の対象法人の範囲について総務省から基準又はガイドラインを提示する予定の有無、②個人住民税に係る上場株式等の配当所得等に係る軽減税率の適用期限を2年間延長する理由、③当初提案の法案の一部を切り出したことによる平成23年度地方財政計画への影響の有無、④国民健康保険税の所得割額の算定方式を一本化する理由、⑤「ブランド・ギビング」の制度内容の確認、⑥寄附金控除の拡大により寄附金控除の対象として条例指定されるNPO法人数及び税額控除の見込額並びに現在国税において認定されているNPO法人数の確認等であった。

(5) 子ども手当関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 平成22年度における措置

民主党は、平成21年の総選挙で掲げたマニフェストに中学卒業までの子ども1人当たり月額2万6,000円の子ども手当創設（平成22年度は半額）と所得控除から手当への切替えを記していた。

政権交代後、マニフェストの実現に向けて検討が進められた結果、財源構成について地方との協議が整わなかったことなどから、恒久法とはせず、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年度子ども手当支給法）に基づく平成22年度単年度の措置として、中学校修了前の子ども1人当たり月額1万3,000円の子ども手当が所得制限なしに支給されることとなった。

一方、税制においては、15歳以下の子どもについての扶養控除（年少扶養控除）を廃止する等の改正が行われ、所得税については平成23年1月から、住民税については平成24年6月から実施されることとなった。

(イ) 平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案（内閣提出）

平成22年8月、民主党は、平成23年度以降の子ども手当制度について検討を開始した。マニフェストどおり満額の月額2万6,000円を支給するのは財政的に困難との見方が強く、満額への引上げは見送る方向であったが、月額1万3,000円の子ども手当と年少扶養控除の廃止による家計への影響額を試算すると年収800万円以下で3歳未満の子どもがいる世帯において、従来の児童手当制度時と比較して月額1,000円から6,000円、実質的な手取額が減少することが明らかとなり、これに対応するため、支給額の上積みを検討することとなった。

政府においては、11月から「子ども手当5大臣会合」（玄葉国務大臣、片山総務大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣、岡崎少子化対策担当大臣）で議論を重ね、12月2日、上積み分について、見合いの恒久財源を確保することを前提に、3歳未満に限定して月額7,000円上積みすることで合意した。しかし、財源について

は、合意に至らず、引き続き協議となった。

子ども手当制度の検討と並行して、政府税制調査会において税制の見直しが進められ、子ども手当の上積み財源について議論が進められた。財源の候補としては、①高所得者の配偶者控除廃止、②高所得者の給与所得控除額の上限設定、③一定所得以上の成年扶養控除廃止などが挙げられた。議論の結果、12月16日に取りまとめられた平成23年度税制改正大綱においては、財源の候補のうち、②と③の措置が決定した。

12月20日、子ども手当5大臣会合において、平成23年度の子ども手当制度について合意した。平成23年度も単年度の子ども手当を支給するための法律案を提出することとし、その内容は、3歳未満の子どもについて月額7,000円上積みをする事、財源構成については平成22年度と同様に児童手当分について事業主、地方の負担を継続するが、上積み分の財源は全て国庫負担とすることとした。また、平成22年度子ども手当支給法に対して指摘された問題点を解消すべく保育料・学校給食費の天引きを可能とすること、子どもに国内居住要件を設けること、児童養護施設に入所している子どもにも法律に基づいて手当を支給すること、地方が地域の実情に応じた子育てサービスを拡充することができるよう新たな交付金を設けることが明記された。

こうした経緯を経て、平成23年1月28日、政府は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案を国会に提出した。

(ウ) 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(城島光力君外6名提出)

平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、政府が総力を挙げて震災対応に取り組めるよう、国会審議は一時中断された。

この間、年度末が迫り、年度内に成立させる必要のある予算関連法案の取扱いについて与野党間で協議が進められた。子ども手当については、平成22年度子ども手当支給法を半年間延長する法改正で対応すべく、与党は各

党と協議したが、合意を得ることができなかった。このため、民主及び国民は与党単独で、3月22日、平成22年度子ども手当支給法に基づく子ども手当を平成23年9月まで暫定的に支給することを内容とする国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(城島光力君外6名提出)を衆議院に提出した。

同法律案は3月31日に成立し、平成22年度と同様、中学校修了前の子ども1人当たり月額1万3,000円の子ども手当が平成23年4月分から同年9月分まで支給されることとなった。

なお、(イ)の内閣提出法律案を撤回せずに同法律案を参議院で採決することはできないとの野党の主張を受け、政府は、3月30日、内閣提出法律案の撤回承諾要求書を衆議院に提出し、翌31日、内閣提出法律案の撤回は、本会議において承諾された。

(エ) 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(内閣提出)

平成23年4月28日、政府は、平成23年度第1次補正予算を提出した。翌29日、第1次補正予算と関連法案を成立させる前提として、民主党、自由民主党及び公明党の3党政調会長が、合意文書に署名し、①子どもに対する手当の制度的な在り方等について各党で早急に検討を進めること、②①などを前提として特例公債を発行するための法案(平成23年度公債発行特例法案)の成立に向け検討を進めることに合意した。

6月1日、菅内閣不信任決議案が提出された。翌2日、本会議における内閣不信任決議案の採決を控え、菅総理が、東日本大震災への取組に「一定の目途」がついた段階で若い世代に責任を引き継ぐ旨発言したことにより、不信任決議案は否決された。後日、菅総理は、一定の目途とは、①平成23年度第2次補正予算、②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案、③平成23年度公債発行特例法案の成立であると表明した。

4月の3党合意で平成23年度公債発行特例法案成立の前提として、子どもに対する手当

の制度的な在り方等について検討を進めることとなっていたことから、民主党、自由民主党及び公明党は協議を開始し、数次にわたる協議の結果、8月4日、合意に達し、平成23年10月分から平成24年3月分までの半年間、子ども手当を支給するための平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案の骨子が示された。

その概要は、①支給額を0～3歳未満と3歳以上～小学校修了前の第3子以降の子について1万5,000円、3歳以上～小学校修了前の第1子・第2子と中学生は1万円とすること、

②撤回された内閣提出法律案に盛り込んだ子どもの国内居住要件等の事項を規定すること、③附則に平成24年度以降の子どものための現金給付については児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする旨を規定すること等であった。

このような経緯を経て、8月17日、政府は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案を国会に提出した。

イ 関連議案の概要

上記3法律案の概要は、次のとおりである。

関連議案の概要

	平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案（内閣提出）	国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（城島光力君外6名提出）	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（内閣提出）
支給期間	平成23年4月分～平成24年3月分	平成23年4月分～同年9月分	平成23年10月分～平成24年3月分
支給対象となる子どもと支給額（月額）	[0～3歳未満] 2万円 [3歳～中学生] 1.3万円	[0～中学生] 1.3万円	[0～3歳未満] 1.5万円 [3歳～小学生] 第1子、第2子 1万円 第3子以降 1.5万円 [中学生] 1万円
海外に居住する子ども	留学を除き支給しない	支給	留学を除き支給しない
施設入所等の子ども	施設等へ支給	親の同意に基づく入所の場合、親へ支給。親がいない又は措置入所の場合は支給されない	施設等へ支給
両親が別居の場合	両親が別居している場合、子どもと同居している親に支給	原則、生計の維持の程度の高い親に支給	両親が別居している場合、子どもと同居している親に支給
学校給食費等の天引き	徴収できる	（規定なし）	徴収できる
交付金の創設	市町村又は都道府県に対し、子育て支援のための経費として交付金を交付	（規定なし）	市町村又は都道府県に対し、子育て支援のための経費として交付金を交付

ウ 審議経過

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案は、平成23年1月28日に提出され、2月24日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託され、同委員会において、3月9日、提案理由の説明を聴取した。

3月30日、同法律案の撤回承諾要求書が提出され、翌31日、同法律案の撤回は、本会議において承諾された。

国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案は、平成23年3月22日に提出され、同月28日、厚生労働委員会に

付託された。翌29日、同委員会において、提案理由の説明を聴取し、質疑が行われた後、みんなから修正案が提出されたが否決され、同法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日、本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月31日の本会議で可決され、成立した。

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案は、平成23年8月17日に提出され、同月22日、厚生労働委員会に付託された。翌23日、同委員会において、提案理由の説明を聴取し、質疑が行われた後、みんなから修正案が提出されたが否決され、同法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日、本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、8月26日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

平成23年度における子ども手当の支給等に

関する法律案に対する主な質疑事項は、①月額2万6,000円の子ども手当を創設するとした民主党のマニフェスト変更の有無、②3歳未満の子どもに対する手当額のみを引き上げる理由、③法律案の検討段階における地方との合意の有無等であった。

国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、①政府が1月に提出した法律案を撤回する必要性、②本法律案で手当の支給内容を変更することにより捻出した予算を東日本大震災の復興財源に充当する必要性、③児童養護施設に入所する子どもにも手当を支給する必要性等であった。

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案に対する主な質疑事項は、①民主党、自由民主党及び公明党の3党合意に基づいて平成24年度以降における子どもに対する手当の内容を決めていくことの確認、②年少扶養控除の廃止が地方財政及び子育て世帯に与える影響への対応策、③手当への所得制限の導入が子育て世帯に与える影響への対応策等であった。

(6) 35人学級関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 学級編制及び教職員定数について

公立の義務教育諸学校に関しては、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めることにより義務教育水準の維持向上に資することを目的として、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が昭和33年に制定された。

これまで、7次にわたる教職員定数改善計画により、学級編制の標準の引下げや教職員定数の改善が実施されており、現在の40人学級は、昭和55年度からの第5次教職員定数改善計画により実現された。

40人学級完成後においては、第6次（平成5～12年）及び第7次（平成13～17年）教職

員定数改善計画等により、加配定数等が拡充されるなど、教職員定数の改善が進められてきた。

(イ) 新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）の策定

小学校において平成23年度から、中学校において平成24年度から全面実施される新しい学習指導要領は、言語活動、理数教育、外国語活動などをはじめとする指導内容の充実が図られ、基礎的・基本的な知識・技能の習得が重視されるとともに、観察・実験、論述など知識・技能の活用を図る学習活動が充実されており、授業時数も増加している。

また、いじめ・不登校等生徒指導上の課題、様々な障害のある児童生徒や日本語指導が必

要な児童生徒に対する支援など学校が直面する課題は複雑化・多様化している。

このような状況に学校が適切に対応していくためには、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導のできる環境を整備することが求められている。

このため、文部科学省において、学級編制及び教職員定数の改善について、平成22年2月より有識者や関係団体からのヒアリングを実施するなど、検討が行われた。

さらに、中央教育審議会初等中等教育分科会においても並行して審議が行われ、平成22年7月26日に「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」を取りまとめるに至った。そこでは、学級編制の標準の引下げや教職員定数の改善とともに、都道府県教育委員会が定める学級編制基準に関する権限の市町村教育委員会への移譲が提言された。

こうしたヒアリングや提言、「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)等を踏まえ、文部科学省は、平成22年8月27日、平成23年度から30年度までの8か年計画となる「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」を策定した。

同改善計画(案)では、平成30年度までに小学校第1・2学年を30人学級とし、小学校第3学年～中学校第3学年を35人学級とするなどの少人数学級の推進及び平成26年度から5か年計画による教職員配置の改善を行うほか、小・中学校の設置者である市町村による柔軟な学級編制を実施するための権限を見直す等とされた。

(ウ) 平成23年度予算案の閣議決定及び法律案の提出

文部科学省は、平成23年度概算要求・要望において、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)の初年度分として、小学校第1・2学年で35人学級を実現するために必要な8,300人の教職員定数の改善分の経費増として184億円を計上した。

また、平成23年度概算要求・要望については、元気な日本復活特別枠での要望に対し政

策の優先順位付けを行う「政策コンテスト」が実施されることとなった。平成22年12月1日に行われた「小学校1・2年生における35人学級の実現」(小学校第1・2学年に係る義務教育費国庫負担金2,247億円)に対する評価は、A～Dの評価区分のうち、B評価(事業の「内容」は積極的に評価できるが、「改革の姿勢」等の問題がある)とされた。

その後、平成22年12月17日、平成23年度義務教育費国庫負担金について、国家戦略担当・財務・文部科学3大臣による合意がなされた。同合意では、「小学校1年生の35人以下学級を実現する(4,000人の教職員定数を措置)」「平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年度以降の予算編成において検討する」こと等とされた。

このような経緯を経て、平成22年12月24日、小学校第1学年における35人以下学級の実現に必要な2,300人の定数改善(純増300人)が計上された平成23年度予算案が閣議決定された。

また、平成23年2月4日、政府は、**公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案**を閣議決定し、同日国会に提出した。

イ 関連議案の概要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第1学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- a 公立の小学校の第1学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を40人から35人に引き下げること
- b 都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、

これらの学校の設置者が学級編制を行う際に従わなければならないとされている点を緩和し、標準としての基準とすること。

また、市町村立義務教育諸学校の学級編制について、市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とすること

c 各都道府県ごとの公立の義務教育諸学校に置くべき教職員定数の標準となる数に関して、その算定基礎となる学級数を、実学級数から、都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により算定した学級数に改めること

d この法律は、平成23年4月1日から施行すること。ただし、b及びcに関する事項は、平成24年4月1日から施行すること

ウ 審議経過

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案は平成23年2月4日に提出され、3月22日、文部科学委員会に付託された。

同委員会では、翌23日、提案理由の説明を聴取し、同日から質疑に入り、25日（参考人の意見聴取及び質疑）及び30日に質疑を行った。

同30日、質疑終局後、民主、自民及び公明から、教職員定数の新たな加配事由を創設すること、東日本大震災に係る教職員定数の特別の措置を講ずること、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正し、教職員の定数配分に当たり都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務付けること等を内容とする修正案が提出された。また、共産から、公立の小・中学校の1学級の児童生徒の数の標準を40人から30人に順次引き下げること等を内容とす

る修正案が提出された。各修正案について趣旨説明を聴取した後、共産提出の修正案について内閣の意見を聴取した。

次いで、討論・採決の結果、共産提出の修正案は賛成少数をもって否決され、3党派共同提出の修正案は全会一致、修正部分を除く原案も、全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

その後、31日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、4月15日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①少人数学級による教育的効果、②小学校第2学年の35人以下学級の実施を見送った理由及び小学校第2学年以上への35人以下学級実施の見通し、③小学校第1学年の35人以下学級の実施により必要となる教室増等への対応、④平成23年度概算要求において、日本国憲法上の国の責任である義務教育費国庫負担金をマイナスシーリングの対象としたことの妥当性、⑤本法律案の成立の遅れが教育委員会の教員採用計画に与える影響、⑥市町村教育委員会による柔軟な学級編制時に想定される具体的取組、⑦教職員の定数配分に当たり都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を十分に尊重するということを法的に担保する必要性、⑧地方の実情に応えるため基礎定数の改善より加配定数増を優先させる必要性、⑨基礎定数の新しい算定方式の作成について検討する必要性、⑩東日本大震災において被災した子どもたちに対する教職員定数の加配措置等による心のケアの必要性等であった。

(7) 在日米軍駐留経費負担関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 日米地位協定による経費負担

日米安全保障条約第6条は、在日米軍の地位については、日米地位協定により規律されると定めている。

日米地位協定第24条では、米軍の日本駐留に係る経費について下記の取決めがなされている。

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

つまり、日本側は在日米軍基地のための国有地の提供を行うとともに、公有地・私有地の借料、補償費などを負担し、米国側はそれ以外の施設整備費・在日米軍基地従業員の給与・光熱水料等の全てを負担するというものであった。

ところがその後、昭和30年代から40年代にかけて、我が国は高度経済成長を遂げて、ベトナム戦争で疲弊した米国に迫る経済力を備えるに至り、さらに昭和50年代に入ると円高ドル安が進行し、米国が自己分の駐留経費を負担し続けることが困難になった。

かかる状況下の昭和52年12月、日本政府は米国に対し駐留経費の一部を日本側で負担することを表明した。その後、当時の金丸信防衛庁長官は国会で「日本で円高ドル安という問題、信頼性を高めるためにはいわゆる思い

やりというものがあるべきだ」と答弁したが、こうした説明が後世において「思いやり予算」という呼称につながった。

この駐留経費負担は、当初は基地従業員関連経費の一部に限られ、日本政府はこの新規負担について、基地従業員と家族「10万人の生活にかかわる問題でございます」といった説明や、「法定福利費、任意福利費、それから管理費につきましては、地位協定上米側の当然に持つ経費ではないという判断で日本政府が持つことにした」といった説明を行った。

しかし昭和53年には、基地従業員経費のうち、更に格差給・語学手当・退職金の一部の日本側負担を受け入れるとともに、それまで米国負担であった在日米軍基地の隊舎・家族住宅・環境関連施設（下水処理場など）などの提供施設整備費（F I P）も負担することとした。

これに対して「在日米軍駐留経費のなし崩し的な日本側負担は、地位協定の事実上の変更」であるといった批判がなされたが、政府は「あくまで地位協定の中で行われたものでありまして、解釈はいささかも変わっておりません。今後起こるべき問題についても、この地位協定の枠内において処理する」と答弁した。

(イ) 特別協定による経費負担

昭和60年の「プラザ合意」を受けた急激な円高の進行は更に米国側の財政事情を圧迫し、日本側には「日米地位協定の枠内」とは言いかねる更なる負担が求められることとなった。

このため日米両政府は、在日米軍の効果的な活動を確保するため、「駐留経費負担特別協定」（以下「特別協定」という。）を締結し、日米地位協定の「枠外」の日本側負担を制度化することとなった。

昭和62年に国会へ提出された最初の特別協定の提案理由について、政府は「在日米軍経費、なかんずく労務費が急激に逼迫してきている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もって在日米軍の効

果的な活動を確保するため」と説明した。また、「一時的な、暫定的、限定的なかつ特例的な措置でございます。したがって、この措置は5年間で終わるとも答弁した。

しかし、特別協定は5年間では終わらずに、その後累次にわたって締結（改定）され、特別協定に基づく駐留経費負担は、20年余りを経た平成23年に至るも継続している。

昭和62年以来今日まで、特別協定は7回締結され、昭和62年特別協定の改定（昭和63年）も含めると8回国会へ提出されている。

この間、我が国の負担は増大する一方であったが、我が国の危機的な財政状況と米国側の経済事情好転などもあり、平成13年特別協定以降は負担額の削減と米軍における節約努力などを通じて減少傾向に転じた。この結果、現在はピーク時の平成11年度との比較で約30%余りの減少が実現している。

なお、平成23年度予算における特別協定分負担は「訓練移転費」「労務費」「光熱水料等」計1,384億円で、うち労務費は1,131億円を占める。このほかF I P費206億円がある。平成23年度の防衛予算は4兆6,635億円であり、駐留経費負担はその約3%に相当する。

（ウ）新たな特別協定

平成20年特別協定の締結に当たり、日米両政府は、駐留経費負担の「包括的見直し」で合意していたが、見直し作業は平成21年の政権交代以後も継続され、最終的に平成22年12月、結果が公表された。

この中で平成23年4月以降を対象とする新特別協定は期間を5年とし、その期間中に労務費と光熱水料等を段階的に削減する。さらにその削減分に相当する金額を提供施設整備費（日米地位協定による負担）に上積みすることで、地位協定分と特別協定分を合わせた駐留経費負担全体を、平成22年度予算と同額の約1,881億円とした。

この見直し結果に基づいて、政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関

する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を平成23年2月1日、国会へ提出した。

なお、同年6月21日に開催された日米安全保障協議委員会（2+2）において、「包括的見直し」の結果が日米両国の外務・防衛担当閣僚によって確認されている。

イ 関連条約の概要

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

本協定は、日米間の経費負担の原則を定める日米地位協定第24条についての新たな特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

- a 我が国は、平成23年から27年までの日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること
- b 我が国は、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合又は日本国政府が適当と判断して行う日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部若しくは一部をアメリカ合衆国の施政の下にある領域におけるアメリカ合衆国の軍隊の訓練のための場所を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること
- c アメリカ合衆国は、前記3種類の経費の節約に一層努めること
- d 我が国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報すること

- e 日米両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができること
- f この協定は、平成28年3月31日まで効力を有すること等である。

ウ 審議経過

本件は、平成23年2月1日に提出され、3月22日、外務委員会に付託された。

同委員会においては、翌23日、提案理由の説明を聴取した後、30日に質疑を行い、同日質疑を終局し、討論・採決の結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決された。

翌31日、本会議において、本件は承認すると議決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月31日の本会議で承

認された。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①民主党が平成20年特別協定の締結に反対したにもかかわらず同じ内容の特別協定を締結したことに関する政府の見解、②駐留経費負担について我が国国民への説明責任を果たす必要性、③東日本大震災のために多額の経費が必要になっているにもかかわらず、駐留経費負担を継続することの妥当性、④在日米軍再編計画の進展に伴い本特別協定の内容が見直される可能性、⑤駐留経費負担に関する予算をいわゆる「政策コンテスト」にかけたことの妥当性、⑥民主党委員が平成20年の質疑を通じて指摘した多くの問題点が解決されていないことに対する政府の見解等であった。

(8) 児童虐待防止関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の附則

児童虐待が深刻な社会問題となってきたことを背景に、平成12年5月、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）が成立した。その後、平成16年4月の同法一部改正や、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第73号）により、児童虐待の防止のための制度が見直されてきたが、同法の附則第2条第1項において、「政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされた。

(イ) 児童虐待防止のための親権制度研究会

そこで政府は、検討の一環として、平成21年5月、学者、家庭裁判所判事、弁護士、児

童相談所関係者、最高裁判所事務総局担当者、厚生労働省担当者及び法務省担当者で構成する「児童虐待防止のための親権制度研究会」を組織した。同研究会は、平成22年1月に、①一定の期限を設けて親権を停止する制度の導入、②子の監督・保護や教育に関する「身上監護権」など親権の一部に限り停止する制度の検討等を求めた報告書を取りまとめた。

(ウ) 法制審議会の答申及び社会保障審議会専門委員会の報告書

以上の経緯を背景に、平成22年2月5日、法務大臣は法制審議会に対し、「児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から民法の親権に関する規定について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」と諮問した。その後、法制審議会は、平成23年2月15日、「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案」を採択し、法務大臣に答申した。

一方、社会保障審議会においても、親権に関わる児童福祉法等の改正の検討を行うため、平成22年3月31日に児童虐待防止のための親

権の在り方に関する専門委員会が設置された。その後、同委員会は、平成23年1月28日に報告書「児童の権利利益を擁護するための方策について」を取りまとめた。

(エ) 法律案の提出

これら要綱及び報告書を踏まえ、法務省及び厚生労働省において法律案の作成作業が進められ、平成23年3月4日、政府は**民法等の一部を改正する法律案**を国会に提出した。

イ 関連議案の概要

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

本法律案は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の喪失の制度等及び未成年後見制度等の見直し等の措置を講ずるため、民法や児童福祉法等を中心に所要の法整備を行うものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- a 親権の喪失の制度等の見直し
 - (a) 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権停止制度を新設すること
 - (b) 親権の喪失等の請求権者について、現行の請求権者(子の親族及び検察官)に加え、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も請求権を有するものとする
 - (c) 児童相談所長による家庭裁判所への請求権について、現行の請求権(親権喪失についてのみ)に加え、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについても請求権を有するものとする
 - (d) 児童福祉施設の長等が児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことを規定すること
- b 未成年後見制度等の見直し
 - (a) 未成年後見人について、法人又は複数の未成年後見人を許容すること
 - (b) 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行するものとする
- c その他
 - (a) 子の監護及び教育が子の利益のためにさ

- れるべきことを明確化すること
- (b) 懲戒権行使の目的を明示する等、懲戒に関する規定を見直すこと
- (c) 協議離婚の際に定める「子の監護について必要な事項」に、離婚後の親子の面会交流及び養育費の分担に関する定めが含まれることなどを明文化すること
- d 施行期日
 - 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

ウ 審議経過

民法等の一部を改正する法律案は、平成23年3月4日に提出され、4月12日に法務委員会に付託された。同委員会においては、13日に提案理由の説明を聴取し、15日から質疑に入った。20日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われるとともに、青少年問題に関する特別委員会との連合審査会が行われ、26日、質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同月28日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月27日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①協議離婚の際に定めるべき事項として面会交流及び監護費用の分担を明示した趣旨及び理念、②懲戒に関する規定を削除しなかった理由、③親権の一時停止制度を導入する理由、④親権の一部制限制度の導入が見送られた理由、⑤未成年者の法律行為に対する親権者の同意に代わる裁判所の許可の制度の導入を見送った理由、⑥児童虐待を防止するための児童相談所の体制強化の必要性、⑦親権者に優先して児童福祉施設の長等が必要な措置をとることができる場合についてのガイドラインを作成する必要性等であった。

3 国政選挙結果

(1) 平成23年4月統一補欠選挙

平成23年4月24日には、衆議院愛知県第6区において補欠選挙(4月12日告示)が行われた。選挙結果は右のとおりである。

参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

衆・愛知県第6区(石田芳弘君23. 1. 11辞職)			
立候補者数	5人	投票率	41.94%
当選人	丹羽 秀樹君(自由民主党)		

(2) 平成23年10月統一補欠選挙

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

第2

本会議の概況

第2 本会議の概況

【第177回国会】

1 内閣総理大臣の指名

第177回国会は平成23年1月24日に召集された。当初菅内閣のもとで始まった今国会であったが、8月30日、菅内閣が総辞職を決定

し、同日の衆参本会議において野田佳彦君が内閣総理大臣に指名された。

2 国務大臣の演説及び質疑

平成23年1月24日に菅内閣総理大臣の施政方針演説、前原外務大臣の外交演説、野田財務大臣の財政演説及び与謝野経済財政政策担

当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月26日及び27日に各党の代表質問が行われた。

(1) 菅内閣総理大臣の施政方針演説

演説に先立ち、一言申し上げます。

一昨日、宮崎県において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。政府は、当日中に鳥インフルエンザ対策本部を開催し、初動対応を行ったところです。本件も含め、感染拡大の防止など、対応には万全を期してまいります。

(1 はじめに)

さて、発足から半年、私の内閣は、元気な日本の復活を目指し、経済、社会保障、財政の一体的強化に全力で取り組んでまいりました。これを推し進めた先に、どのような国をつくっていくのか。そのために国政はどうあるべきか。本日は、改めて、私の考え方を、国民の皆様、そして国会議員の皆様に申し上げます。

私が掲げる国づくりの理念、それは、平成の開国、最小不幸社会の実現、そして不条理を正す政治の三つです。

変化の時代の真ただ中であって、世界じゅうが、新しい時代を生き抜くにはどうすればよいか模索しています。日本だけが、経済の閉塞、社会の不安にもがいているわけにはいかない

のです。現実を冷静に見詰め、内向きの姿勢や従来の固定観念から脱却する。そして、勢いを増すアジアの成長を我が国に取り込み、国際社会と繁栄をともにする新しい公式を見つけ出す。また、社会構造の変化の中で、この国に暮らす幸せの形を描く。ことしこそ、こうした国づくりに向けかじを切る。私のこの決意の中身をこれから説明いたします。

(2 平成の開国 — 第一の国づくりの理念 —)

第一の国づくりの理念は、平成の開国です。

日本は、この150年間に、明治の開国と戦後の開国をなし遂げました。不安定な国際情勢にあって、政治や社会の構造を大きく変革し、創造性あふれる経済活動で難局を乗り切ったのです。

私は、これらに続く第三の開国に挑みます。過去の開国にはない困難も伴います。経験のない変化、価値観の多様化、その中で安易に先例や模範を求めても、有効な解は見つかりません。みずから新しい発想と確固たる信念で課題を解決する、その覚悟を持って平成の開国に取り組みます。

（包括的な経済連携の推進）

開国の具体化は、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化で踏み出します。このため、包括的な経済連携を推進します。経済を開くことは、世界と繁栄を共有する最良の手段です。我が国は、そう強く認識し、戦後一貫して実践してきました。この方針に沿って、W T Oドーハ・ラウンド交渉の妥結による国際貿易ルールの強化に努めています。

一方、この10年、二国間や地域内の経済連携の急増という流れには大きく乗りおくりてしまいました。そのため、昨年秋のA P E Cに先立ち、包括的経済連携に関する基本方針を定めました。

ことしは、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。また、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、E U及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを目指します。さらに、日中韓自由貿易協定の共同研究を進めます。T P P、環太平洋パートナーシップ協定は、米国を初めとする関係国と協議を続け、ことし6月を目途に、交渉参加について結論を出します。

（農林漁業の再生）

そして、平成の開国を実現するため、もう一つの大目標として、農林漁業の再生を掲げます。

貿易を自由化したら農業は危うい、そんな声があります。私は、そのような二者択一の発想はとりません。過去20年で国内の農業生産は2割減少し、若者の農業離れが進みました。今や、農業従事者の平均年齢は66歳に達しています。農林漁業の再生は、待ったなしの課題なのです。昨年視察で、夢とやりがい満ちた農業の現場に接し、私は確信をいたしました。商工業と連携し、六次産業化を図る、あるいは農地の集約で大規模化する、こうした取り組みを広げれば、日本でも、若い人たちが参加する農業、豊かな農村生活が可能なのです。

この目標に向けた政策の柱が、農業者戸別所得補償です。来年度は、対象を畑作に拡大し、大規模化の支援を厚くします。また、安

全でおいしい日本の食の魅力を海外に発信し、輸出につなげます。中山間地の小規模農家には、多面的機能の発揮の観点から支援を行います。

農業だけではなく、林業が中山間地の基幹産業として再生するよう、直接支払い制度や人材育成支援を充実させます。漁業の所得補償対策も強化します。そして、内閣の食と農林漁業の再生実現会議において集中的に議論を行い、6月を目途に基本方針を、10月を目途に行動計画を策定します。

（国会における議論の提案）

我々は、経済連携の推進と農林漁業の再生が平成の開国の突破口となると考え、以上のような方針を定めました。国民の皆様は、この問題に高い関心を寄せています。各党の意見をもち寄り、この国会で議論を始めようではありませんか。

（開国を成長と雇用につなげる新成長戦略の実践）

さらに、この平成の開国を成長と雇用につなげるため、新成長戦略の工程表を着実に実施します。

既に、前国会の所信表明演説でお約束した政策が決定され、実行に移されています。国内投資促進プログラムを策定し、法人実効税率の5%引き下げを決断しました。中小法人の軽減税率も3%引き下げます。観光立国に向けた医療滞在ビザも、約束したとおり創設しました。地球温暖化問題に全力を尽くすため、長年議論された地球温暖化対策のための税の導入を決定しました。再生エネルギーの全量買い取り制度も導入します。鉄道や水、原子力などのパッケージ型海外展開、ハイテク製品に欠かせないレアアースの供給源確保は、閣僚による働きかけで前進しています。私みずからベトナムの首相に働きかけた結果、原子力発電施設の海外進出が初めて実現しました。米国、韓国、シンガポールとのオープンスカイ協定にも合意しました。

こうした行動に産業界も呼応し、10年後の設備投資を約100兆円とする目標が示されました。新事業と雇用を創造する野心的な提案を歓迎します。その実現を後押しするため、

大学の基礎研究を初め科学技術振興予算を増額します。日本をアジア経済の拠点とするため、海外企業誘致も強化します。中小企業金融円滑化法の延長や資金繰り対策など、中小企業支援にも全力を期します。有言実行を一つ一つ仕上げ、ことしを日本経済復活に向けた跳躍の年にしていきます。

（3 最小不幸社会の実現 — 第二の国づくりの理念 —）

次に、平成の開国とともに推進する、二番目の国づくりの理念について申し上げます。

それは、最小不幸社会の実現です。失業、病気、貧困、災害、犯罪、平成の開国に挑むためにも、こうした不幸の原因をできる限り小さくしなければなりません。一人一人の不幸を放置したままで、日本全体が自信を持って前進することはできないのです。我々の内閣で、最小不幸社会の実現を確実に進めます。

（雇用対策の推進）

最も重視するのが雇用です。働くことで、人は居場所と出番を見つけることができます。

特に厳しい状況にある新卒者雇用については、特命チームで対策を練り、全都道府県に新卒応援ハローワークを設置しました。2,000人に倍増したジョブサポーターの支援で、昨年12月までに約1万6,000人の就職が決定しました。私が会ったジョブサポーターは、誠心誠意語り合えば、自信を取り戻し、元気になる学生がたくさんいると話してくれました。学生の皆さん、ちゅうちょせずに訪ねてみてください。ジョブサポーターがきっと味方になってくれるはずです。

企業に対しても、トライアル雇用を増し、卒業後3年以内を新卒扱いとするよう、働きかけを強化しています。12月現在、大学新卒予定者の内定率は68.8%にとどまっており、引き続き全力で支援していきます。

そして、雇用対策全般も一層充実させていきます。

一つ目の柱は、雇用をつなぐ取り組みです。新卒者支援は、今申し上げた取り組みに加え、中小企業とのマッチングも強化します。また、雇用保険を受給できない方への第二のセーフ

ティーネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。

二つ目は、雇用をつくる取り組みです。新成長戦略の推進で、潜在的に需要の大きい医療、介護、子育てや環境分野の雇用創出を図るとともに、企業の雇用増を優遇する雇用促進税制を導入します。

そして三つ目は、雇用を守る取り組みです。雇用の海外流出を防ぐため、既に雇用効果が出ている低炭素産業の立地支援を拡充します。雇用保険の基本手当の引き上げも行います。

これらの三つの柱による雇用確保に加え、最低賃金引き上げの影響を受ける中小企業を支援します。労働者派遣法の改正など、雇用や収入に不安を抱える非正規の労働者の正社員化を進めます。

（社会保障の充実）

最小不幸社会の実現のために何といたっても必要なこと、それは、国民生活の安心の基盤である社会保障をしっかりとさせることです。

来年度は、社会保障予算を5%増加させます。基礎年金の国庫負担割合は、2分の1を維持します。また、年金記録問題の解消に全力を尽くします。

医療分野では、医師の偏在解消や、大腸がんの無料検診の開始、乳がん、子宮頸がんの無料検診の継続を盛り込みました。B型肝炎訴訟における裁判所の所見には前向きに対応し、国民の皆様の御理解を得ながら、早期の和解を目指します。

介護分野では、24時間対応のサービスなど、ひとり暮らしのお年寄りに対する在宅介護を充実させます。

子ども・子育て支援は、現金給付と現物支給の両面で強化します。3歳未満の子ども手当は月2万円に増額し、保育や地方独自の子育て支援のため500億円の交付金を新設します。

障害者支援サービスは、法改正を踏まえて拡大し、今国会には障害者基本法の改正を提案します。また、総合的な障害者福祉制度の導入を検討します。

（社会保障制度改革の進め方）

厳しい財政状況ですが、来年度については、

このように、国民生活を守るための予算を確保できました。公共事業の絞り込みや特別会計の仕分けなど、最大限の努力を重ねた結果です。昨年決めた財政健全化の約束も守りました。

しかし、こうした努力だけで膨らむ社会保障の財源を確保することには限界が生じています。制度が想定した社会経済状況が大きく変化した今、我が国は社会保障制度を根本的に改革する必要に直面しています。

この認識に立ち、内閣と与党は、社会保障制度改革の五つの基本原則をまとめました。

第一は、高齢者をしっかり守りながら若者世代への支援も強化する、全世代対応型の保障であります。第二は、子ども・子育て支援による未来への投資であります。第三は、地方自治体による支援型サービス給付の重視です。第四として、制度や行政の縦割りを超え、サービスを受ける方の視点に立った包括的な支援を挙げました。そして第五が、次世代に負担を先送りしない安定的財源の確保です。公正で便利なサービスを提供するため、社会保障と税の共通番号制度の創設も必要です。

これら五つの基本原則を具体化し、国民生活の安心を高める。そのためには、国民の皆様にある程度の負担をお願いすることは避けられないと考えます。

内閣は、ことし6月までに、社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための、消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示します。国民の皆様には十分考えていただくため、検討段階から、さまざまな形で議論の内容を発信してまいります。

(国民参加の議論に向けた提案)

負担の問題は、触れたくない話題かもしれませんが、負担の議論に当たって、行政の無駄を徹底的に排除することは当然の前提であります。それに加え、議員定数削減など、国会議員もみずから身を切る覚悟を国民に示すことが必要だと考えます。国会で議論し、決定すべき問題であることは言うまでもありません。

本日は、一政治家、そして一政党の代表として、この問題を与野党で協議することを提案いたします。そうした努力を徹底した上で、

今の現実を直視し、どう乗り越えるか、国民の皆様にも一緒に考えていただきたいのです。

1年半前、自公政権下で設置された安心社会実現会議は、持続可能な安心社会の構築のため、社会保障給付と負担のあり方について、与野党が党派を超えて討議と合意形成を進めるべきと提言しました。さらに、昨年12月、自由民主党は、「税制改正についての基本的考え方」において、税制の抜本改革の検討に当たっては、超党派による円卓会議等を設置し、国民的な合意形成を図るとしています。同じ時期に公明党が発表した新しい福祉社会ビジョンの中間取りまとめは、健全な共助、健全な雇用こそ福祉の原点とした上で、充実した中福祉・中負担の実現を主張し、制度設計を協議する与野党の社会保障協議会の設置を提案しました。

問題意識と論点の多くは既に共有されていると思います。国民の皆様が最も関心を有する課題です。各党が提案するとおり、与野党間で議論を始めようではありませんか。

経験したことのない少子化、高齢化による生産年齢人口の減少は、かなり前から予測されていました。この大きな課題に対策を講じる責任は与野党の国会議員全員が負っている、その認識を持って、熟議の国会を実現しましょう。よろしくお願いいたします。

(生き生きと暮らせる社会の形成)

こうして、社会保障の枠組みをしっかり築くとともに、国民の皆様が生き生きと暮らせる社会の形成に向け、具体策を充実させていただきます。

子供たちに夢を実現する力を与えるため、幼保一体化を初め、子ども・子育て支援と教育を充実させます。小学校1年生は一学級35人以下にします。高校授業料の実質無償化を着実に実施し、奨学金も拡充します。

女性の積極的な社会参加も応援します。育児などで就労をちゅうちょする女性が200万人います。そこで、内閣の特命チームは、2万6,000人に上る待機児童を解消するプロジェクトを用意しました。これに沿って、来年度は、認可外保育施設の補助など、柔軟で多様な保育サービスの整備に200億円を投じます。

家庭を持つ女性や子育てを経験した女性が働く意欲を持って職場に参加する、あるいは仕事人間だった男性が家庭に参加する、どちらも得られることがたくさんあります。男女が共同で参画できる社会に向けて、職場や家庭の環境を整えていきましょう。

暮らしの安全強化も重要です。サイバー犯罪や国際犯罪の取り締まり強化、消費者行政の体制強化、さらに、防災対策の強化を進めます。また、児童虐待防止に向けた民法改正も提案します。

（「新しい公共」の推進）

こうした最小不幸社会実現の担い手として、新しい公共の推進が欠かせません。苦しいときに支え合うから喜びも分かち合える、日本社会はこの精神を今日まで培ってきました。そう実感できる活動が最近も広がっております。我々永田町や霞が関の住人こそ、公共の範囲を狭く解釈してきた姿勢を改め、こうした活動を積極的に応援すべきではないでしょうか。

そこで、来年度、認定NPO法人など新しい公共の担い手に寄附をした場合、これを税額控除の対象とする画期的な制度を導入します。あわせて、対象となる認定NPO法人の要件を大幅に緩和します。

（4 不条理をただす政治 — 第三の国づくりの理念 —）

平成の開国、最小不幸社会の実現と並ぶ私の三つ目の国づくりの理念は、不条理を正す政治です。これは、政治の姿勢に関する理念です。

私がかつて薬害エイズ問題に全力で立ち向かった原動力は、理不尽な行政で大変な苦しみが生じている不条理への怒りでした。当時、この問題にともに取り組んだ一人が、山本孝史議員でした。山本さんは、金のかからない選挙を展開して国政に飛び込み、命を守るのが政治家の仕事と、社会保障問題に一貫して取り組みました。5年前に胸腺がんに襲われた後も、抗がん剤の副作用に耐え、やせ細った身を削りながら、がん対策基本法、そして自殺対策基本法の成立に尽くされました。

党派を超えて信頼を集めた彼の行動力、そ

して世の中の不条理と徹底的に闘う情熱、私はそれを引き継いでいかなければなりません。先月、山本さんの3回目の命日を迎え、決意を新たにいたしました。

（特命チームによる不条理の解消）

この国には、見落とされた不条理がまだまだ残っています。一人でも困っている人がいたら、決して見捨てることなく手を差し伸べる、その使命感を抱き、幾つもの特命チームを設置いたしました。

HTLV1ウイルス対策の特命チームは、この問題が長年解決されていないことを菅付加代子さんを初めとする患者の皆様から伺い、直ちに設置しました。その3カ月後、妊婦健診時の検査、相談や、治療研究を進める総合対策をまとめることができました。このウイルスが原因の病氣と闘う前宮城県知事の浅野史郎さんは、特命チームに感謝し、闘病に勝利をおさめたいとメッセージを送ってくれました。

また、硫黄島遺骨帰還の特命チームは、4年前に硫黄島を訪問して以来、温めてきた構想でした。国内であるにもかかわらず、硫黄島には今も1万3,000柱もの御遺骨が収容されずに眠っています。その御帰還は、国の責務として進めなければなりません。特命チームが米国で大量の資料を調べ、御遺族や関係者の御協力をいただいた結果、新たな集団埋葬地を見つけることができました。

（「社会的孤立」の問題への取組）

そして、先週、社会的孤立の問題に取り組む特命チームを、現場の実務家も参加して設置しました。無縁社会や孤族と言われるように、社会から孤立する人がふえています。これが、病氣や貧困、年間3万人を超える自殺の背景にもなっています。

私は、内閣発足に当たり、だれ一人として排除されない社会の実現を誓いました。既に、パーソナルサポーターの普及や、自殺、うつ対策を強化しています。新しい特命チームでは、改めて孤立の実態と要因を全世代にわたって調査します。そして、孤立した人を温かく包み込む社会的包摂戦略を進めます。

（政治改革の推進）

また、国民の皆様は、政治改革に対して不

断の努力を求めています。政治家、そして政党は、この要求にこたえる責任があります。政治資金の一層の透明化、企業・団体献金の禁止、そして個人寄附促進のための税制改正は、多くの政党が公約に掲げています。与野党がそれぞれの提案を持ち寄って、今度こそ国民が納得する具体的な答えを出そうではありませんか。

（5 地域主権改革の推進と行政刷新の強化・徹底）

（地域主権改革の推進）

以上、国づくりの三つの理念を推進する土台、それが、内閣の大方針である地域主権改革の推進です。

改革は、ことし大きく前進します。地域が自由に活用できる一括交付金が創設されます。当初、各省から提出された財源は、わずか28億円でした。これでは地域の夢は実現できません。各閣僚に強く指示し、来年度は5,120億円、平成24年度は1兆円規模で実施することとなりました。政権交代の大きな成果です。

そして、我々の地域主権改革の最終目標はさらに先にあります。

今国会では、基礎自治体への権限移譲や総合特区制度の創設を提案します。国の出先機関は、地方による広域実施体制を整備し、移管していきます。既に、九州や関西で広域連合の取り組みが始まっています。こうした地域発の提案で、地域主権に対する慎重論を吹き飛ばしていきましょう。

（行政刷新の強化・徹底）

地域主権改革を進め、そしてまた平成の開国や最小不幸社会の実現の具体策を実施するため、政治主導を強化した上で、行政刷新は一段と強化、徹底します。一昨年政権交代以降、行政刷新、とりわけ無駄の削減には、従来にない規模と熱意で取り組んできました。しかし、もういいだろうという甘えは許されません。1円の無駄も見逃さない姿勢で事業仕分けを深化させます。

さらに、公務員制度改革や国家公務員の人件費2割削減、天下りや無駄の温床となってきた独立行政法人や公益法人の改革にも取り組みます。また、規制仕分けにより、新たな

成長の起爆剤となる規制改革を実現します。

マニフェストの事業については、既に実現したものもありますが、公表から2年を一つの区切りとして、国民の皆様の声を伺いながら検証していきます。透明で公正な行政に向け、情報公開法改正により国民の知る権利の強化を図るとともに、検察改革を進めていきます。

（6 平和創造に能動的に取り組む外交・安全保障政策）

一方、世界に視点を移せば、国際社会が大きく変化している中、我が国周辺には依然として不確実性、不安定性が存在します。こうした情勢にあつて平和と安定を確かなものとするためには、現実主義を基調にして世界の平和創造に能動的に取り組む外交・安全保障政策の推進が不可欠です。

（日米同盟の深化）

日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界にとっても安定と繁栄の共有財産です。既に、オバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に、日米同盟を深化させることで一致しています。これを踏まえ、ことし前半に予定される私の訪米時に、21世紀の日米同盟のビジョンを示したいと思います。また、米国とは、アフガニスタン、パキスタンの復興支援など、世界の平和を牽引する協力も強化をします。

（沖縄の振興強化と基地負担軽減）

沖縄は、今、若者の活力があふれており、観光の振興や情報通信産業の集積などを通じ、日本で最も成長する可能性を秘めています。その実現を沖縄振興予算で支援するとともに、沖縄に集中する基地負担の軽減に全力を尽くさなければなりません。本土復帰から約40年が過ぎましたが、沖縄だけ負担軽減がおくれていることはざんきにたえません。

昨年末の訪問で沖縄の現状をみずから確かめ、この思いを新たにしました。米国海兵隊のグアム移転計画を着実に実施し、米軍施設・区域の返還、訓練の県外移転をさらに進めます。普天間飛行場の移設問題については、昨年5月の日米合意を踏まえ、沖縄の皆様

誠心誠意説明し、理解を求めながら、危険性の一刻も早い除去に向け、最優先で取り組みます。

（アジア太平洋諸国との関係強化）

アジア太平洋諸国との関係強化にも努めます。

中国の近代化の出発点となった辛亥革命から、ことしで100年になります。革命を主導した孫文には、彼を支える多くの日本の友人がいました。来年の日中国交正常化40周年を控え、改めて両国の長い交流の歴史を振り返り、幅広い分野での協力によって戦略的互惠関係を充実させることが重要です。同時に、中国には、国際社会の責任ある一員として建設的な役割を果たすよう求めます。

韓国とは、昨年総理大臣談話を踏まえ、韓国の意向を十分尊重しつつ、安全保障面を含めた協力関係を一層強化し、これからの100年を見据えた未来志向の関係を構築していきます。

ロシアとは、資源開発や近代化など経済面での協力、そしてアジア太平洋地域及び国際社会における協力を拡大します。一方、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの日ロ関係の基本方針を堅持し、粘り強く交渉していきます。

ASEAN、豪州、インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。

（欧州・中南米諸国との関係強化）

基本的な価値を共有するパートナーである欧州諸国とは、引き続き緊密に連携します。

また、国際社会で存在感を高めるブラジル、メキシコなど新興国を初めとする中南米諸国とは、資源開発を含む経済分野を中心に関係を深めていきます。

（北朝鮮）

北朝鮮に対しては、韓国哨戒艦沈没事件、延坪島砲撃事件やウラン濃縮活動といった挑発的行為を繰り返さないよう強く求める一方、日米韓の連携を強化していきます。我が国は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決を図るとともに、不幸な過去を清算し、国交正常化を追求しま

す。拉致問題については、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、全力を尽くします。

（平和創造に向けた貢献）

国際社会が抱えるさまざまな問題の解決にも、世界の不幸を最小化する観点から貢献します。

私が協力をお願いした延べ26名の非核特使の皆様が、被爆体験を語るため世界各国を訪れています。唯一の被爆国として、核軍縮、核不拡散の重要性を引き続き訴えていきます。環境問題、保健・教育分野での協力や、アフリカなどの発展途上国に対する支援、包括的な中東和平、テロ対策やPKOを含む平和維持、平和構築にも、各国と連携して取り組みます。国連改革、安保理改革も主導していきます。

（防衛力や海上保安の強化）

現在の日本を取り巻く安全保障環境を踏まえ、昨年末、安全保障と防衛力のあり方に関する新たな指針として、防衛計画の大綱を決定しました。

新大綱では、日本の防衛と並び、世界の平和と安定や人間の安全保障の確保に貢献することも安全保障の目標に掲げています。この新大綱に沿って、即応性や機動性を備え、高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力の構築に取り組みます。

いかなる危機にも迅速に対応する体制を整備します。その際、南西地域、島嶼部における対応能力を強化します。また、海上保安強化のため、大型巡視船の更新を早めるなど体制の充実を図ります。海上警察権の強化も検討します。

（7 結び）

本日、国会が開会しました。この国会では、来年度予算と関連法案を成立させ、早期のデフレ脱却により、国民の皆様が安心と活気を届けなければなりません。また、前国会では、郵政改革法案や地球温暖化対策基本法案、日韓図書協定など、残念ながら、多くの法案、条約が廃案や継続審議となりました。これらの法案などについても十分な審議をお願いすることとなります。

国民の皆様は、国会に何を期待されているのでしょうか。今の危機を脱し、将来の日本をどう築いていくのか、建設的に議論することを求めていると思います。先送りをせず、結論を出すことを求めていると思います。国

会質疑や党首討論を通じて、その期待にこたえようではありませんか。

今度こそ熟議の国会となるよう、国会議員の皆様呼びかけ、私の施政方針演説といたします。

(2) 前原外務大臣の外交演説

第177回国会の開会に当たり、外交の基本方針について所信を申し述べます。

(基本方針)

私は、外務大臣就任以来、ダイナミックに変革をするアジア、世界の中で日本外交がより一層建設的な役割を果たしていくために、中長期的視点に立った経済外交を展開していく重要性を強調してまいりました。

日本は、これまで、ODAなどを通じてさまざまな国際貢献を行ってきています。そのような日本国民の国際貢献への意志は、国際社会で着実に評価されています。世界の地域のほとんどで日本人が親近感と敬意を持って迎え入れられるのも、その証左であります。

ただ、これらの支援や協力、例えば、教育を受けたい子供のいる村落に新たに学校をつくるのにも、新興国で発生する環境汚染対策のために協力するにも、日本自身の経済力が基盤となることは言うまでもありません。身の丈以上の外交を展開することは困難であるという現実を踏まえ、経済外交を戦略的に展開し、我が国の土台である経済を強化することは、我が国の総合的な外交力を強めることにつながるのであります。

しかし、現在、我が国は、国内外でさまざまな困難や課題に直面をしています。国内的には、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という三つの制約要因を抱えています。国外に目を転じれば、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、国際社会には、環境問題やテロなど、課題が山積をしています。資源、エネルギーをめぐる競争も激化しています。我が国がさらなる発展を遂げるためには、これらの変化に柔軟かつ能動的に対応していかなければなりません。

このような新たな地域、国際社会の戦略環境下で、将来にわたって平和で安定した豊かな日本を実現し、それに資する国際関係を構築するためには、日米同盟を基軸とした盤石な安全保障体制が必要不可欠であります。昨年末に改定された防衛計画の大綱でも示されたとおり、我が国自身の防衛力を強化するとともに、日米安保体制を新たな安全保障環境にふさわしい形で深化、発展させていきます。

また、米国そして近隣諸国等と協力しながら、国際社会が直面するさまざまな課題への取り組みを通じて、新たな地域の秩序形成にイニシアチブを発揮していくことが大事であります。

大きな変動期にある国際社会において、法の支配の確立を一層推進し、各国との協調行動のもとで、国際社会の共生に向けて主体的な外交を展開していく決意であります。

以上の方針に基づき、本年の日本外交の具体的な取り組みについて申し述べます。

(経済外交)

まず、私の掲げる経済外交の四つの柱、自由な貿易体制、資源・エネルギー・食料の長期的な安定供給の確保、インフラ海外展開、観光立国の推進について御説明申し上げます。

第一の柱である自由な貿易体制を推進するための取り組みといたしまして、昨年11月に閣議決定をいたしました包括的経済連携に関する基本方針に基づき、各国との間で高いレベルの経済連携を推進してまいります。

経済連携協定に関しては、昨年、インドとペルーとの交渉を完了いたしました。ことしも、EUやモンゴルとのEPA交渉開始に向けて努力するとともに、豪州等との交渉の早期妥結と、韓国との交渉の早期再開を目指します。

アジア太平洋自由貿易圏に向けた道筋の中で唯一交渉が進んでいる環太平洋パートナーシップ協定につきましては、関係国との間で情報収集、協議を開始した段階であります。国民の皆様の御理解や対応策の準備などを総合的に勘案し、協議の状況を見きわめつつ、ことし6月を目途に、交渉参加につき政府として判断をしたいと考えております。

また、日中韓F T A共同研究を推進し、東アジア自由貿易圏構想、東アジア包括的経済連携構想などの議論に積極的に参加をいたします。

世界貿易機関ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けても積極的に取り組んでまいります。

第二の柱である資源・エネルギー・食料の安定供給の確保のために、在外公館を通じた情報等の集約に一層努めるとともに、要人往来やO D A等の外交ツールを活用し、オール・ジャパンとして戦略的に各国との連携を強化してまいります。

特に、レアアースを含む鉱物資源につきましては、菅政権発足以降、アメリカ、オーストラリア、モンゴル、インド、ベトナム、カザフスタン等との間で、協力関係を強化することで一致をしています。

今後も、官民連携のもと、多角的な資源外交を推進し、資源国との間で協力関係を強化いたします。

第三の柱は、インフラの海外展開です。

アジアを初めとする新興国を中心に世界各国でインフラ需要が増加する中、日本のすぐれた技術を積極的に展開し、日本の経済の成長につなげたいと考えます。

昨年、新興国においては初めて、我が国がベトナムにおける原子力発電所建設の協力パートナーに選ばれました。また、昨年12月の第2回日本・アラブ経済フォーラムには私も参加をし、魅力的な市場及び投資先へと変貌しつつあるアラブ諸国との経済関係の強化につき一致をいたしました。

今後も、重点分野の原子力発電や高速鉄道、水分野について、アジア、中南米、中東、アフリカなど各地域の新興国へのトップセール

スのみずから行ってまいります。

また、インフラプロジェクト専門官の指名を含む在外公館における取り組みの強化や国際協力機構による海外投融資の再開など、関係政府機関のファイナンス面での機能強化を目指し、民間を支援する必要なツールを含め、包括的な取り組みを進めてまいります。

第四の柱は、観光立国の推進であります。

政権交代以降、羽田の国際化やオープンスカイの推進を図るとともに、中国人個人観光客に対する査証発給要件の緩和や医療滞在ビザの創設などの措置を講じており、昨年の外国人観光客数は過去最多となる見通しであります。

訪日観光客の増加による内需拡大、雇用増を通じて日本経済の活性化に資するため、在外公館を通じた海外での我が国の魅力の発信など、観光庁と連携しながら、外国人観光客の誘致に向けた取り組みを強化してまいります。

（日本を取り巻く国際環境及び各国・地域との関係強化）

経済外交を展開し、日本の総合的な外交力を高めていくには、安定した地域・国際環境が必要不可欠であります。

日米同盟は、日本の外交、安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための公共財です。昨年の菅政権発足以来、日米首脳は、累次にわたり、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を21世紀にふさわしい形でさらに深化、発展させていくことで一致しております。

先般の私の訪米の際も、クリントン国務長官との間で、本年前半に予定をされている総理訪米に向けて、日米両国が直面する国際環境にふさわしい新たな戦略目標を策定し、共同で対処していくことを再確認いたしました。総理訪米の機会には、21世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すべく、引き続き両政府間で緊密に議論してまいります。

我が国をめぐる安全保障環境が厳しさを増す中で、我が国は、安保分野における同盟深化協議プロセスを加速させ、幅広い分野での具体的な日米安保協力を着実に進めてまいり

ます。

普天間飛行場の移設問題については、まず、一昨年 of 政権交代時の経緯や沖縄県への米軍施設・区域の過度の集中について、沖縄県におわびを申し上げなければなりません。その上で、政府としては、昨年5月の日米合意を着実に実施してまいります。同時に沖縄の負担の軽減にも全力を挙げて取り組み、沖縄の皆様の御理解を得られるよう、誠心誠意努力をいたします。

また、在日米軍駐留経費負担特別協定につきましては、速やかに御審議の上、本年度内の御承認をお願い申し上げます。

経済面では、TPP等、貿易・投資等の自由化に関する情報収集、協議を進め、クリーンエネルギー、高速鉄道や超電導リニア、レアアース等、戦略資源などの分野のパートナーシップを推進してまいります。

次に、ダイナミックに変化をするアジアを初めとする近隣諸国との関係強化について申し述べます。

我が国は、アジア太平洋地域において、アメリカやアジア諸国と協力、連携しながら積極的に外交を展開し、地域の平和と繁栄に貢献をいたします。

日中両国は、世界第二及び第三の経済大国として、今後もさまざまな面で相互依存関係がより強まっていくと考えております。こうした大局的観点から、戦略的互惠関係を深め、東シナ海資源開発、環境、気候変動、国際金融といった幅広い分野において具体的な協力を推進してまいります。

一方で、我が国は、中国の透明性を欠いた国防力の強化や海洋活動の活発化を懸念しており、中国が国際社会の責任ある一員として、より一層の透明性を持って適切な役割を果たすように求めてまいります。

日韓両国は、基本的価値や利益を共有する最も重要な隣国同士であります。私は、今月15日に韓国を訪問し、先方との間で、政治、経済、交流、安保といった幅広い分野で、日韓間の戦略的関係の構築に向けてともに努力していくことを確認いたしました。日韓図書協定については、速やかに御審議の上、今国

会での御承認をお願い申し上げます。

昨年 of 日韓併合100年に続き、本年を、未来志向の新たな100年を切り開いていく元年と位置づけ、協力関係を一層に進めてまいります。

また、日中韓それぞれの二国間関係を補強し、地域の平和と安定をより確かなものにするためにも、日本が本年議長を務める日中韓サミットの成功に向け、3カ国の協力を着実に推進してまいります。

ロシアとの関係では、最大の懸案である北方領土問題を解決すべく、精力的に取り組んでまいります。同時に、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい日ロ関係を構築するために、あらゆる分野において関係を発展させるべく、努力してまいります。

このような考え方に基づき、なるべく早い時期にモスクワを訪問し、ロシア側と実りある意見交換を行いたいと考えております。

北朝鮮とは、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針であります。

我が国は、拉致問題を初めとする北朝鮮の人権侵害問題について、国連を含む国際社会との一層の連携に努め、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するために全力を尽くしてまいります。

北朝鮮による延坪島砲撃については、我が国は強い非難を表明いたしました。また、先般、北朝鮮が六者会合共同声明に反するウラン濃縮活動を公表したことを強く懸念しております。北朝鮮が六者会合共同声明を真剣に履行することが大事であり、米国及び韓国を初めとする関係国と連携をし、北朝鮮に、六者会合共同声明や国連安保理決議に従って非核化等のための具体的な行動をとるように強く求めてまいります。

東南アジア諸国連合は、国際社会での役割が大きくなっています。我が国は、ASEAN共同体構築及びASEANの一体性を高める連結性強化を支援するとともに、日本・ASEAN関係を新しい段階に引き上げるべく、新たな宣言と行動計画を策定いたします。メ

コン地域との関係も深化をさせてまいります。

本年のASEAN議長国でもあるインドネシアとは、戦略的パートナーシップを抜本的に強化いたします。3月には、地域の災害対応能力向上のため、ASEAN地域フォーラム災害救援実動演習を共催いたします。また、バリ民主主義フォーラムへの積極的な関与を通じて、民主主義を目指す国との対話を推進いたします。

東アジア首脳会議につきましては、米口の参加を歓迎し、EASがアジア太平洋地域の平和と繁栄のためにより一層の役割を果たすよう、積極的に取り組んでまいります。

豪州とは、昨年11月の訪問の成果も踏まえ、相互依存的経済関係の強化に加えて、安全保障分野での協力を進めます。この関連で、昨年署名を行いました日豪物品役務相互提供協定については、速やかに御審議の上、今国会での御承認をお願い申し上げます。

インドとは、経済や安全保障を初め、幅広い分野で協力を強化し、両国間の戦略的グローバルパートナーシップを発展させてまいります。また、ミャンマーの民主化、国民和解が一層進むよう、同国との対話を強化いたします。

欧州は、基本的価値を共有するパートナーであり、英国、ドイツ並びに本年のG8及びG20議長国であるフランスを初めとする欧州諸国や、統合を深めるEU等と緊密に連携をいたします。

国際社会で存在感を飛躍的に増大させているブラジル、メキシコ等の新興国を初めとする中南米諸国との間でも、さらに連携、協調を深めてまいります。

(グローバルな課題への積極的取組)

次に、グローバルな課題の解決に向けた我が国の取組みについて申し述べます。

気候変動分野では、昨年のカンクン合意を発展させた新しい一つの包括的な法的文書の採択に向け、引き続き交渉の進展に尽力してまいります。生物多様性の保全については、昨年の生物多様性条約第10回締約国会議で得られた成果を着実に実施してまいります。これらの取組みを推進する上で、途上国支援

を引き続き活用してまいります。

ODAにつきましては、国際社会のさまざまな課題の解決に向けて、また、我が国の平和と豊かさの実現に向けて、戦略的かつ効果的に活用してまいります。

そのため、ODAのあり方に関する検討を踏まえ、貧困削減、すなわちミレニアム開発目標達成への貢献、平和への投資、持続的な経済成長の後押しを引き続き重点分野とするとともに、さきに述べた経済外交の推進への積極的活用を、我が国と途上国の双方に裨益するものとして、特に重視をしております。

また、我が国としては、人間の安全保障の視点に立って引き続きMDGsの達成に貢献する考え方であり、本年6月、MDGs国連首脳会合をフォローアップするための国際会議を我が国で開催いたします。

特に、経済成長の反面、紛争、貧困などに苦しむアフリカを支援するため、我が国は、第4回アフリカ開発会議でのアフリカ向けODA倍増等の公約を確実に実施し、この地域の開発と成長を後押しいたします。

PKOへの協力は、国際社会の平和と安定への貢献の最も有効な手段の一つであります。既にハイチ等において自衛隊が重要な貢献を行っていますが、今後もより積極的な役割を果たすべく、さらなる貢献について検討してまいります。スーダン、ソマリアを含む紛争地域や脆弱国家における平和定着支援にも積極的に取り組んでまいります。

米国における同時多発テロから10年目を迎える本年、テロ行為や組織犯罪の撲滅は、引き続き国際社会全体の課題であり、我が国としても取組みを継続いたします。

アフガニスタン及びパキスタンの安定と復興は、我が国及び国際社会の最優先課題の一つであります。アフガニスタンについては、引き続き、治安、再統合、開発を三本柱とした、おおむね5年間で最大50億ドル程度の支援を着実に実施してまいります。パキスタンについては、昨年の洪水被害から復興を果たし、治安対策と経済改革の取組みを加速させるよう、支援を継続してまいります。

中東和平交渉につきましても、パレスチナ

支援等を通じ、和平プロセスの進展に貢献をいたします。

海洋国家である我が国にとって、海上航行の安全確保は重要な課題です。自衛隊等による海賊対処行動や、ソマリア周辺国の海上保安能力向上に向けた支援を継続いたします。

核軍縮・不拡散分野につきましては、2010年核兵器不拡散条約運用検討会議の合意の着実な実施を促進するとともに、昨年立ち上げました核軍縮・不拡散に関する外相会合の活動を進め、核リスクの低減を通じた核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会の議論を主導してまいります。

また、来年の核セキュリティーサミットに向け、主催国韓国や米国との協力を強化し、具体的取り組みを進めてまいります。

イランの核問題につきましては、平和的、外交的解決を目指して、国際社会と連携しつつ、イランへの働きかけを継続いたします。

人権・人道分野においては、普遍的価値である人権及び基本的自由が、我が国はもちろん、世界各国・地域で保障されることが重要であり、引き続き、国連や二国間人権対話等の場を通じて働きかけてまいります。

また、難民問題の解決に向け、今年度より開始をした第三国定住による難民受け入れを積極的に進めてまいります。

これらのグローバルな課題を解決するために、G8、G20等における議論に積極的に参加し、主導してまいります。

国連が果たす役割を重視し、その実効性を高めるべく、国連の組織改革と機能強化を積極的に推進してまいります。特に、安全保障理事会が今日の国際社会を反映した正統性を備えた機関となるよう、安保理改革の早期実現及び我が国の常任理事国入りを目指し、積極的に取り組んでまいります。また、国連を含む国際機関の邦人職員の増強に努めます。

（総合的な外交の能力強化のための環境作り）

最後に、これまで述べてきた政策を効果的に実行するために必要となる総合的な外交力

の強化について述べます。

在外公館の新設や在外公館職員の再配置を含む体制整備を推進するとともに、情報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化してまいります。

予算の効率化、適正な文書管理及び外交記録の公開にも努め、国民への説明責任を果たしてまいります。

また、我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼を得ることは必須の課題であり、重要外交政策の積極的な対外発信に取り組むとともに、戦略的な日本事情、文化の発信や日本語の普及にも努め、人の交流をさらに活発にしたいと考えております。そのことは、外交政策の円滑な推進や、日本企業の海外展開の支援につながるものと考えます。

これらの政府の取り組みに加え、地方自治体やNPO、市民の皆様との連携を強化し、オール・ジャパンで外交を推進してまいります。

世界各地で活躍する多くの日本人及び海外に進出する日本企業が力が発揮できるよう環境づくりに努めるとともに、適切に支援し、日本の国力向上につなげてまいります。

アジアそして国際情勢は激動の時代を迎えております。この荒波の中で日本が引き続き世界の平和と繁栄のための役割を果たしていくには、国民一人一人の力が源泉となるのは言うまでもありません。

今日ある日本を築いたのも、日本人の主体性と独自性でありました。その誇りと気概を持って、あしたの日本を築き、アジア、世界に新しい秩序を形成していけば、チャレンジをチャンスに変えることができるのです。私たち一人一人がその覚悟で行動していけば、未来を切り開いていけるものと確信をしております。私は、その先頭に立って、菅政権の外交のかじ取りを担っていく決意であることを表明いたします。議員各位、そして国民の皆様のお支援と御協力をお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

(3) 野田財務大臣の財政演説

平成23年度予算の御審議に当たり、財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明申し上げます。

(我が国の抱える課題と成長に向けた方策)

我が国経済は、リーマン・ショック後の経済危機を克服したものの、足元については、失業率が若年層を中心に依然として高水準で推移するなど、厳しい状況にあります。加えてデフレが続いており、円高、世界経済の動向等、景気の下押しリスクについても注視していく必要があります。

また、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進んでおります。さらに、我が国財政は厳しさを増しており、国債発行に過度に依存した財政運営はもはや困難な状況にあります。こうした難局を乗り越えるため、政治主導による改革が国民から求められております。

このためには、確固たる戦略に基づいた政治のリーダーシップのもとで、限りある財源を有効に活用し、生きたお金の使い方の道筋を示し、大胆な政策の実行を進めていかねばなりません。

経済成長、財政健全化及び社会保障改革の強力な推進こそが、我が国の持続的な発展のための最重要課題であり、これに政府一丸となって取り組んでまいります。

また、デフレ脱却に向けては、引き続き、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な政策努力を行ってまいります。

グローバルな社会の中で、日本が勝ち抜き、成長を実現していくためには、国を開くことが必要と考えております。

農業再生を念頭に置きながら、主要国との高いレベルの経済連携への取り組みを推進してまいります。

また、輸出通関における保税搬入原則の見直しやアジア諸国との政策協議等を通じて、貿易関連手続の円滑化を図ってまいります。

加えて、インフラ分野における海外展開等を通じて、アジア諸国等の目覚ましい発展を我が国の成長に取り込んでいくことが重要です。

現在、各国で膨大なインフラ需要が見込まれておりますが、厳しい国際競争があるため、官民一体となった取り組みが不可欠であり、政府としては、国際協力銀行など関係機関を最大限活用してまいります。そのために、関係機関に資金面の手当てを行うほか、国際協力銀行については、機能強化を行うことに伴い、その実を上げるため、組織を分離し、財務の独立性、明確性を確保するとともに、その機動性、専門性等を強化してまいります。

また、IMFと世界銀行グループの第2位の出資国として、両機関がその資金基盤を拡充するための増資の早期実現に積極的に貢献していくことで、諸外国の発展を我が国の成長につなげてまいります。

これら国際協力銀行の機能強化等やIMF等への追加出資について、所要の法案の準備を進めてまいります。

(平成23年度予算及び税制改正の概要)

続いて、平成23年度予算及び税制改正の概要を御説明申し上げます。

平成23年度予算は、中期財政フレームに基づき財政規律を堅持するとともに、成長と雇用や国民の生活を重視し、新成長戦略及びマニフェスト工程表の主要事項を着実に実施する、元気な日本復活予算であります。

基礎的財政収支対象経費は70兆8,625億円であります。前年度当初予算と比べ、694億円の減少となっております。

これに国債費21兆5,491億円を合わせた一般会計総額は、前年度当初予算と比べ、1,124億円増加の92兆4,116億円としております。

一方、歳入については、租税等の収入は40兆9,270億円を見込んでおります。前年度当初予算と比べ、3兆5,310億円の増加となっております。その他収入は、基礎年金の国庫負担割合2分の1を維持するための特例法による2兆4,897億円の受け入れを含め、7兆1,866億円を見込んでおります。

以上のように、租税等の収入が依然として低水準にある中で、歳出歳入両面において最大限の努力を行った結果、新規国債発行額に

については44兆2,980億円となっております。

主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費については、高齢化等に伴って年金、医療等の経費を引き続き増額するとともに、3歳未満の子供について子ども手当の支給額を引き上げ、雇用のセーフティネットを広げるため、求職者支援制度を創設いたします。また、成長や雇用の観点も踏まえて、ライフイノベーションプロジェクト、新卒者の就職支援などの施策を充実することとしております。この結果、前年度当初予算と比べて約1兆4,000億円と、他の経費を大きく上回る増額となっております。

文教及び科学振興費については、高校の実質無償化の着実な実施や小学校1年生の35人以下学級の実現、大学における教育研究基盤の強化を図るなど教育環境の整備を進めるとともに、基礎研究の充実に資する基金の創設やグリーン・ライフイノベーション分野を初めとする最先端の研究開発等への重点配分を行いつつ、科学技術振興費を増額しております。

地方財政については、地方歳出について国の歳出の取り組みと基調を合わせつつ、地方の財源不足の状況を踏まえた加算を1兆500億円行うこととしております。この結果、地方交付税交付金等について、前年度当初予算と比べ6,932億円減少し、16兆7,845億円となっておりますが、地方自治体に交付される地方交付税交付金の総額は4年連続で増加し、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、引き続き、地方に最大限配慮しております。

防衛関係費については、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定を踏まえ、即応性、機動性等を重視した動的防衛力の整備を図るとともに、コスト縮減への取り組みなど、経費の合理化、効率化を行っております。

公共事業関係費については、大規模公共事業の抜本的な見直しを引き続き進めるとともに、さらなる選択と集中やコスト縮減の徹底を通じて合理化、効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に重点的に予算を配分し

ております。

経済協力費については、事業の見直しを行い、めり張りを強化しつつ、国際的な評価の対象となるODA全体の事業量の確保を図っております。

中小企業対策費については、中小企業の活性化を図るため、中小企業の海外展開支援、研究開発支援、資金調達の円滑化に関する施策等に重点化を行うほか、最低賃金引き上げに向けた中小企業支援にも取り組むこととしております。

エネルギー対策費については、地球温暖化対策の中心的な役割を果たす省エネルギー促進事業などの施策に重点化を行っております。

農林水産関係予算については、農業の戸別所得補償制度を米から畑作物に拡大し、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、新たに規模拡大加算等を措置し、農業の体質強化に向けた第一歩を踏み出すこととしたところであります。

治安関係予算については、治安関連職員の増員を初め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた重点化を行っております。

公務員の人件費は、国、地方を通じて、給与改定による給与の減額や定員純減等を的確に予算に反映することとしており、国家公務員の人件費は、前年度当初予算と比べ190億円の減少となる、5兆1,605億円となっております。

また、地域の知恵や創意を生かし、地域の自由裁量を拡大するため、都道府県向けの投資関係の経費を対象とした地域自主戦略交付金等を創設いたします。

平成23年度財政投融资計画については、新成長戦略等を踏まえ、対象事業の重点化、効率化を図りつつ、必要な資金需要に的確に対応した結果、前年度当初計画と比べ18.8%減となる、14兆9,059億円としております。

借換債及び財投債を含む国債発行総額については、169兆5,943億円と、3年連続で対前年度比増額となりました。国債残高が多額に上る中、財政規律を維持して市場の信認を確保するとともに、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ、動向等を踏まえた発行を行

うなど、国債管理政策を適切に運営してまいります。

平成23年度税制改正においては、所得、消費、資産等にわたる抜本改革の実現に向けて経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みのもとで、特に、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応して、経済活性化や税の再分配機能の回復、地球温暖化対策などの課題に優先的に取り組むとともに、納税者、生活者の視点などに立った改革に取り組む、全体として、税制抜本改革の一環をなす、緊要性の高い改革を実施いたします。

具体的には、法人実効税率や中小法人の軽減税率の引き下げ、雇用促進税制、環境関連投資促進税制の創設、所得税の各種控除の見直し、相続税、贈与税の見直し、地球温暖化対策のための税の導入、市民公益税制の拡充、納税環境の整備など、所要の措置を講ずることとしております。

(中期的な財政運営の課題等)

最後に、中期的な財政運営の課題等について申し上げます。

我が国の財政の現状は、国及び地方の長期債務残高が平成23年度末には対GDP比で184%に達すると見込まれるなど、主要先進国の中で最悪の水準にあります。財政健全化は、どの内閣であっても逃げることのできない課題です。昨年6月には、財政運営戦略において財政健全化への道筋を示し、2015年度までに基礎的財政収支の赤字対GDP比を半減し、2020年度までに黒字化することを目標といたしました。

少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するため、昨年12月に閣議決定した社会保障改

革の基本方針において、政府・与党は、社会保障改革と、その必要財源の確保及び財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進めていくこととしております。さらに、その改革の実現に向けた工程表とあわせ、本年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上で改革の実現を図ることとしております。

このような改革の実現のためには、立場を超えた、幅広い議論の上に立った国民の皆様への御理解が必要であると考えております。各党の皆様にも、ぜひ積極的に議論に御参加いただきますようお願い申し上げます。

(むすび)

以上、財政政策等の基本的な考え方と平成23年度予算の概要について御説明申し上げます。

国民生活に直結する諸施策が来年度当初から直ちに実施されるためには、平成23年度予算を今年度内に成立させることが必要不可欠であります。関係法律案とともに、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

日本は、デフレや人口減少など困難な課題に直面しており、その解決への道を切り開くことができます。世界に新しい経済社会のあり方を示すことができます。日本国民は、一致団結して挑戦すれば、必ずこうした難局を乗り越えることができるはずです。課題解決の道筋を示し、日本を成長軌道に乗せ、日本が自信を持って誇れる国であり続けられるよう、私も全身全霊をささげてまいります。国民各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

(4) 与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説

(1 はじめに)

経済財政政策を担当する内閣府特命担当大臣として、その所信を申し述べます。

(2 経済財政政策の基本姿勢)

2年余り前に発生したいわゆるリーマン・ショックにより、世界は金融・経済危機に陥

り、日本経済も景気、雇用の大幅な悪化を経験しました。

世界経済は、今、各国の政策努力にも支えられ、緩やかに回復しておりますが、依然、信用収縮の継続など、大きなリスクに直面しております。一方で、新興国が躍進し、広域

の経済連携の動きが強まるなど、新たな動きも見出されます。

私は、こうした世界経済の新たな動きの中に最大限のチャンスをつくり、一方で、日本経済に影響し得るリスクを最小化しつつ、我が国が直面する長期の構造問題に正面から全力で取り組んでまいります。

（3 景気回復と雇用環境の改善に向けた取組）

第一に、景気回復と雇用環境の改善に取り組んでまいります。

我が国の景気は昨年秋ごろから足踏み状態にあり、失業率が高水準にあるなど、厳しい状況です。

政府は、昨年9月に閣議決定した新成長戦略実現に向けた三段構えの経済対策に基づき、経済危機対応・地域活性化予備費を活用したステップワン、平成22年度補正予算によるステップツーを実行に移し、景気、雇用の下支えを図ってまいりました。これらの経済対策が早期かつ最大の効果を発揮するよう、各府省の副大臣、政務官級で構成する景気対応検討チームを活用し、徹底した進捗管理を図るとともに、引き続き、景気のかみ細かい実情把握に努めてまいります。

さらに、成長と雇用に重点を置いた平成23年度の予算、税制等からなるステップスリーに切れ目なくつなぎ、雇用に起点とした経済成長の実現を確かなものとしてまいります。

こうした取り組みにより、新成長戦略に掲げたように、平成23年度中に消費者物価上昇率をプラスにし、その後、速やかに安定的な物価上昇を実現し、デフレを終結させることを目指します。

また、日本銀行に対しては、早期のデフレ脱却に向け、引き続き、政府と緊密な情報交換、連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策の運営によって経済を下支えするよう期待します。

世界経済の緩やかな回復が期待される中で、こうした政府の取り組みを通じて、雇用、所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直していき、平成23年度の実質経済成長率は1.5%程度になると見込んでおります。

（4 経済の活性化に向けた取組）

第二に、我が国経済の閉塞状況を打ち破り、元気な日本を復活させるため、経済を活性化することに取り組んでまいります。

政府は、新成長戦略を実現するための施策を盛り込んだ平成23年度予算、法人実効税率5%引き下げなどを含む税制改正を決定いたしました。これらを早期に成立させていただき、経済活性化に積極的に取り組むことを通じて、2020年度までの年平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指します。

日本経済の本質的な力を強くするためには、イノベーションの創造と、その発揮のための経済政策が重要です。

中長期的に、人口減少、高齢化から強まっていく供給面からの成長制約に備えるため、科学技術、教育、人材育成など、効果の発現までに相当のリードタイムを必要とする成長基盤づくりを図ってまいります。

また、ことし3月までに、新成長戦略の実現に資する規制・制度改革の方針を策定するなど、各般にわたる取り組みを推進してまいります。

経済活性化は、諸外国との開かれた経済関係を構築していくこと、それによってさらに促進されます。昨年11月に閣議決定した包括的経済連携に関する基本方針に基づき、主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携と、そのために必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を進めてまいります。

（5 社会保障、財政の持続可能性の確保に向けた取組）

第三に、経済活性化と社会保障改革、財政健全化は相互に密接に関係するものであり、持続可能性の確保に向けて一体的に取り組む、国民が日本の将来に対する確固たる自信を持てるようにしていくことが重要であります。

社会保障制度について、持続可能性を確保するための制度改革が必要であることは、国民各層の御理解をいただきつつあると考えております。英知を集め、内閣と与党がまとめた社会保障改革の五つの基本原則を具体化してまいります。

本年6月までに、社会保障改革の全体像をお示しするとともに、必要な財源を確保するための、消費税を含む税制抜本改革の姿をお示いたします。

社会保障のほころびをどう是正し、その一方で、社会保障の機能をどう強化するか、また、経済との関係をどう考えるかを検討し、国民の安心を実現してまいります。

また、財政健全化については、財政運営戦略において定めた中期財政フレームのもと、平成23年度予算案において、基礎的財政収支対象経費は平成22年度当初予算の規模である約71兆円を上回らないものとし、新規国債発行額についても約44兆円と、本年度と同水準以下に抑制をいたしました。

財政健全化への道筋については、経済財政の見通しや展望等を踏まえつつ、その進捗状況等を検証したところでございます。税収を超える財源が国債発行によって調達されているような現在の財政状況をそのまま放置しておく、将来、長期金利の上昇や債務残高比

率の発散が生じ、日本に対する国際的な信認も失われることとなりかねません。

今後、デフレ脱却と経済成長の実現を確かなものとしつつ、財政健全化と社会保障改革の達成に向け、一步一步取り組みを進めてまいります。

(6) むすび

私の政治家としての原点は、日本の豊かさを失いたくないというものです。すなわち、次世代への責任を最も重視する政治です。

国民が安心して安全に暮らせる社会をつくり、後世に受け継いでいくためにも、日本経済は休むことなく前進し続けなければなりません。景気回復と自律的な経済成長の実現、社会保障改革、税制改革、財政健全化など、我が国が直面している諸課題に対し、勇気を振り絞って、微力ではありますが、全身全霊を傾けて取り組んでまいります。

国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をお願いし、所信の表明といたします。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（1月24日）に対する質疑は、26日に谷垣禎一君（自民）、城島光力君（民主）及び小池百合子君（自民）が行い、27日には井上義久君（公明）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民）、渡辺喜美君（みんな）及び田中康夫君（国民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

(構造改革)

①「地方向け補助金の一括交付金化による歳出削減効果」に関する質疑に対して、「各省に、一括交付金に充てる財源を捻出させたところ、僅かに28億円しか出さなかったため、各閣僚に強く指示をし、平成23年度は5,120億円、平成24年度は約1兆円規模で実施することとなった。これは、各省から提出された平成23年度要求・要望額のベースの約5,400億円と比較すると、約300億円、約6%の削減となる。一括交付金は、地方の自由度を拡大することが目的で、財源の捻出を直接目的と

するものではないが、今後、地方公共団体において優先度の高い事業が効率的に実施され、国の予算の効率化も更に図られることを期待している」旨の答弁があった。

②「直轄事業負担金の廃止」に関する質疑に対して、「直轄事業負担金については、平成22年度から、維持管理に係る負担金制度を廃止した。その他のものについては、平成25年度までに、現行の制度の廃止とその後の在り方について結論を得ることとしている」旨の答弁があった。

③「国家公務員制度改革及び人件費2割削減への取組」に関する質疑に対して、「大変重要な課題であり、天下りあっせんの廃止などの措置を講じてきた。これにより、独立行政法人への補助金の削減なども実現した。さらに、幹部人事の内閣一元管理や自律的労使関係制度の措置など、公務員制度の全般的かつ抜本的な改革を実現するための法律案を今通

常国会に提出する。国家公務員総人件費の2割削減という目標については、第一に、地方分権推進に伴う地方移管、第二に、各種手当、退職金等の水準や定員の見直し、第三に、労使交渉を通じた給与改定など、様々な手法を組み合わせることにより、平成25年度までに目途をつけ、目標達成に向け取り組む」旨の答弁があった。

④「国の出先機関廃止のスケジュール」に関する質疑に対して、「具体的な改革を円滑、速やかに実施するため、アクション・プラン推進委員会を設置する。今後は、この推進委員会において十分に協議を行った上で、平成24年の通常国会に法案を提出し、平成26年中の出先機関のブロック単位での移譲を目指すこととしている」旨の答弁があった。

⑤「労働者派遣法改正案及び郵政改革関連3法案の成立に向けた決意」に関する質疑に対して、「労働者派遣法改正案については、行き過ぎた規制緩和を適正化し、派遣労働者を保護するための抜本的な改革を行うものであり、政府としては、速やかな成立を目指したい。郵政改革関連3法案については、平成22年12月、民主党と国民新党との間で、平成23年通常国会で予算成立後直ちに審議し成立させることを合意したところであり、今国会において速やかな成立を目指したい」旨の答弁があった。

⑥「公共事業削減の理由」に関する質疑に対して、「極めて厳しい財政状況の中、地域の生活や経済の厳しい状況を踏まえつつ、国民にとって本当に必要なものかどうかを見極め、真に必要な社会資本整備を戦略的に進めるとの観点から重点化を図ってきたところである」旨の答弁があった。

⑦「平成23年度予算における施策の優先度」に関する質疑に対して、「リーマン・ショック後の経済停滞の中、景気回復を最優先課題として経済財政運営に取り組んできた。平成23年度予算では、平成22年からの経済対策を引き継ぎ、雇用と需要の創造に重点を置き、法人実効税率の5%引下げや、新成長戦略に沿った重点分野への配分を行ってきた。事業仕分けで、約3兆円の財源も生み出した。マニ

フェストについては、子ども手当や農業戸別所得補償制度を拡充するほか、求職者支援制度を創設した。この結果、平成23年度予算は、公共事業を削減する一方、社会保障関係費を5%、科学研究費補助金を3割増すなど、めり張りのきいた予算になっている。さらに、地域が自由に活用できる一括交付金を創設し、平成23年度は5,120億円規模で実施することとした。財政規律については、国債費を除く歳出の大枠約71兆円以下、国債発行額を約44兆円以下という、財政運営戦略に基づく約束はしっかりと守った。平成23年度予算は、財政規律を堅持しつつ、新成長戦略やマニフェスト施策、地域主権改革を着実に実施することにより、元気な日本を復活させる予算としている」旨の答弁があった。

⑧「経済、社会保障、財政の一体的強化への取組」に関する質疑に対して、「過去20年間の経済政策は、公共事業中心の第一の道、行き過ぎた市場原理主義に基づいた生産性重視の第二の道と進んできた。私（菅総理）が目指す経済社会が抱える課題の解決のためには、需要や雇用創出を中心とした第三の道という考え方を平成21年の新成長戦略の基本方針の中に盛り込んだ。平成の開国の理念の下、勢いを増すアジアの成長を我が国に取り込むため、包括的経済連携の推進と同時に農林漁業の再生に取り組むことが重要である。社会保障については、最小不幸社会の実現のためには、国民生活の安心の基盤である社会保障をしっかりとさせることが不可欠である。そのため、6月までに、社会保障改革の全体像と、必要な財源を確保するための、消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示していく。財政について、財政健全化は、どの内閣であっても避けることができない課題である。財政運営戦略を着実に実行し、財政規律を堅持していく。これらの改革により、国民の安心を実現し、経済成長につなげていく覚悟である」旨の答弁があった。

（社会保障政策）

①「平成23年度子ども手当の増額と同年度税制改正」に関する質疑に対して、「平成23年度の子ども手当については、児童手当制度

当時との比較において負担増にならないように3歳未満の子供に対し、月額を7,000円引き上げることとしたところである。一方、平成23年度税制改正では、給与所得控除については、格差是正、所得再配分機能の回復の観点、成年扶養控除については、本来成年者が基本的に独立して生計を立てるべき存在であることなどを踏まえ、控除の見直しを行うこととしたものであり、「子ども手当の財源あきりではない」旨の答弁があった。

②「民主党マニフェストの年金改革案と社会保障の改革案との関係」に関する質疑に対して、「民主党の年金改革は、社会保険方式としての所得比例年金と税を財源とする最低保障年金の組合せから構成され、現役時代の収入が少ないために所得比例年金の受給額が少ない受給者に対して補足的に最低保障年金を給付することで一定の年金額を担保する制度となっている。今後、社会保障の在るべき姿を検討するに当たっても、民主党案をベースとしながら、様々な選択肢を検討したいと考えており、野党にも議論に参加してほしい」旨の答弁があった。

③「年金、医療、介護における重点項目への取組」に関する質疑に対して、「平成23年度予算案において、年金については、基礎年金の国庫負担割合2分の1を維持するための予算を確保し、そのための法案を今国会に提案する。医療分野においては、医師不足病院の医師確保の支援等を行う地域医療支援センター等の予算を盛り込んだ。介護分野においては、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスについて、モデル事業のための費用を計上するとともに、介護保険制度改正法案にも盛り込み、普及を図っていく」旨の答弁があった。

④「消費税増税及び年金制度に関する与謝野大臣と総理の考え方の違い」に関する質疑に対して、「与謝野大臣については、過去様々な発言があったが、社会保障改革において高い見識と強い志を共有している方だと考え閣僚に起用した。年金については、民主党の年金改革案は、税と社会保険の両方で成り立つという意味で、与謝野大臣がこれまで発言し

ていることとも大きな面では違いはない」旨の答弁があった。

⑤「保育所の待機児童解消策」に関する質疑に対して、「保育所運営費の確保による受入れ児童数5万人増、安心こども基金の積み増しによる集中重点的な保育所整備等、保育サービスの量的拡充、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクトの推進などに取り組んでいる」旨の答弁があった。

⑥「がん対策」に関する質疑に対して、「がん対策推進基本計画に基づき、がん検診や緩和ケアの推進を含めたがん対策を総合的に推進している。がん検診については、公明党の指摘も踏まえ、乳がんや子宮頸がん検診の無料クーポン事業を引き続き行い、平成23年度からは大腸がん検診にも拡大するなど、最大限努力をしたい。緩和ケア研修については、平成20年度以降、2万人を超える医師が修了している。今後の緩和ケア研修等の充実に向けた取組について、現在、専門家により議論を行っている。公明党の指摘も受けながら、がん対策の推進に向けて全力で取り組みたい」旨の答弁があった。

⑦「イレッサ訴訟の和解勧告受入れ」に関する質疑に対して、「副作用で被害を受けていると主張している人たちの気持ちは理解できる。一方で、そのことが新しいがんの治療薬の開発にとってどういう影響を与えるのかという指摘も受けている。現在、政府内において関係閣僚が鋭意対応を協議しているところであり、その結果を踏まえ、和解勧告に対する回答期限までに方針を決定したい」旨の答弁があった。

(政治と金の問題)

①「小沢民主党元代表の国会における説明問題」に関する質疑に対して、「小沢議員は、国会が決めれば従うことを表明し、平成22年末には、条件を付けずに政治倫理審査会に出席することも約束した。民主党も岡田幹事長を中心に努力をしてきたが、結果的に実現していないのは残念に思う。国会の場における説明は必要だと考えており、各党にも意見があると聞いている。関係委員会等において、

各党各会派で議論をしてほしいと考えている」旨の答弁があった。

②「鳩山前総理の偽装献金問題に係る修正申告についての説明責任」に関する質疑に対して、「個人の申告納税の問題は、税執行の個別にわたる事柄であり、その内容については承知していない。総理として国会の場で説明を何度もしたと理解しており、この問題も含めて、責任をとり総理の座を辞したことで、政治的には一定のけじめがついていると理解している」旨の答弁があった。

③「公明党提出の政治家の監督責任強化のための政治資金規正法改正案」に関する質疑に対して、「政治家の責任を明確化する趣旨は、評価し理解をしている。ただし、詰めるべき論点も存在していることから、岡田幹事長に検討を指示し、今国会中に何らかの結論が出せるよう、他の課題と併せて、党の政治改革推進本部において議論している」旨の答弁があった。

④「企業・団体献金の禁止」に関する質疑に対して、「民主党の方針にいささかの変更もなく、法改正以前の経過的な暫定措置を含め、マニフェストどおりの対応を決めている。この問題は政党、政治家に係る問題であることから、政党間協議に入ることを是非とも実現させてほしい」旨の答弁があった。

(外交政策)

①「北朝鮮による日本人拉致問題への取組」に関する質疑に対して、「拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、情報の収集、分析については、拉致問題対策本部事務局の体制を拡充するとともに、関連予算を大幅に増額し、取り組むなど、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、政府としてやれることは何でもやるという覚悟で臨んでいく。北朝鮮から拉致問題の解決に向けた具体的な行動を引き出すべく、引き続き、関係国と連携して最大限の努力をしていく」旨の答弁があった。

②「菅総理の『平和な海』と鳩山前総理の『友愛の海』の違い」に関する質疑に対して、「平和な海とは、豊かなアジア太平洋海域の

恩恵を地域全体が平和裏に享受できるよう、紛争予防のための海上ルールを作ることなどを念頭に置いたものであり、近隣国との友好関係と経済的繁栄を目指すという意味で、友愛の海と鳩山前総理が発言したことと軌を一にするものだと理解をしている」旨の答弁があった。

③「日米中正三角形論に対する菅総理の賛否」に関する質疑に対して、「私自身、いわゆる日米中の正三角形論の立場をとったことはない。一貫して、日米同盟が日本の外交、安全保障の基軸であると考えてきた。中国の間では、幅広い分野での協力によって戦略的互惠関係を充実させていくことが必要だという考え方も、従来と変わっていない」旨の答弁があった。

④「第17回気候変動枠組条約締約国会議（COP17）への対応」に関する質疑に対して、「気候変動問題の解決のためには、国際社会が一体となって取り組む必要があり、そのためにアイデアを出すことは、積極的な貢献であって、夢物語とか、日本が世界の標的になるといった指摘は全く当たらない。気候変動問題では、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築が不可欠である。このため、我が国としては、途上国支援策の活用などを通じて、カンクン合意を発展させた新しい一つの包括的な法的文書の速やかな採択という最終目標を目指して、リーダーシップを発揮していきたいと考えている」旨の答弁があった。

⑤「アフガニスタン支援額の突出と国益」に関する質疑に対して、「アフガニスタンの安定と発展は、我が国を含む国際社会全体が対処すべき重要課題であり、国際社会における責任を果たすため、我が国としても最大限の支援を行っている。アフガニスタンを再びテロの温床とはしないという考え方の下、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009年からおおむね5年間で最大約50億ドル程度までの支援を表明し、着実に実施してきている。同時に、ODA予算全体の中で他の主要課題やアフガニスタン以外の国・地域への支援とのバランスにも十分配慮しつつ、ODAの一

層戦略的かつ効果的な実施に取り組んでいる。したがって、外交上大きく国益を損ねる結果となるとの指摘は当たらないと考えている」旨の答弁があった。

⑥「食料主権を認める貿易ルールの確立」に関する質疑に対して、「我が国農業は、過去20年間で農業生産が20%減少し、耕作放棄地が増加するなど、食料安定確保の観点から様々な問題を抱えているため、農業の再生が急務であり、しっかり取り組んでいく必要がある。また、我が国は食料純輸入国であり、貿易ルールの確立に当たって、安定的な食料の確保が重要な課題でもある。今後とも、各国の多様な農業との共存と食料問題の解決を目指して、農産物貿易ルールをめぐる議論に積極的に参加していく」旨の答弁があった。

⑦「日本の外交の在り方」に関する質疑に対して、「国際社会が大きく変化している中、我が国周辺には依然として不確実性、不安定性が存在する。平和と安定を確かなものとするためには、現実主義を基調にして世界の平和創造に能動的に取り組む外交・安全保障政策の推進が不可欠であるという認識の下、現在の日本を取り巻く安全保障の課題に的確に対応するため、我が国自身の防衛力を構築するとともに、我が国の外交、安全保障の基軸である日米同盟を一層深化させる、また、アジア太平洋諸国との関係強化にも努め、開発援助や国連平和維持活動などの分野で地域や世界の平和と安定や人間の安全保障の確保にも貢献する。政府としては、このような基本的な考え方に立脚し、尖閣諸島、北方領土、北朝鮮を含め、着実に外交を推進していかなければならないと考えている。対米従属、軍事偏重、外交不在が日本の外交の姿であるという指摘は、全く当たっていない」旨の答弁があった。

（安全保障政策）

①「新時代に対応した防衛力」に関する質疑に対して、「新たな防衛大綱に沿って、即応性や機動性等を備えた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力の構築に取り組んでいく。防衛力の構築は、国民一人一人の理解と支持があって初めて成り立つものであり、

我が国の安全保障、防衛政策について積極的な発信を行うなど、国民へのわかりやすい説明に努めていきたい」旨の答弁があった。

②「島嶼防衛及び海上警察権の強化」に関する質疑に対して、「我が国周辺海域においては、平素から海上保安庁が巡視船、航空機による警戒監視を行うとともに、情勢に応じて体制を強化するなど、適切に警備を実施している。海上警察権の強化についても、海上保安庁において具体的な検討が進められており、自衛隊も、周辺海域において、航空機、艦艇等により警戒監視活動を行っている。今後とも、関係省庁が緊密に連携しながら、警戒監視活動に万全を期す」旨の答弁があった。

③「新防衛大綱において動的防衛力という概念を採用した理由」に関する質疑に対して、「日本を取り巻く安全保障環境の変化等を踏まえ、防衛力の在り方について、改めて総合的な検討を行った結果、防衛力を単に保持するだけでなく、運用を重視することにより抑止の信頼性を高めると同時に、地域の安定とグローバルな安全保障環境の改善を図ることが重要と考えた。このため、新大綱においては、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した基盤的防衛力構想によることなく、従来にも増して、即応性、機動性等を備え、高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築することとしている」旨の答弁があった。

④「武器輸出三原則の見直し」に関する質疑に対して、「武器輸出三原則等は、国際紛争などを助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、政府としては、この基本理念は引き続き堅持していく考えである。他方、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつコストの高騰に対応することが先進諸国で主流となってきている。このような大きな変化の中で、国際的な協力を推進するとともに、効果的、効率的な防衛力整備を行うにはどのような方策が適切なのかなど、平和国家としての基本理念を堅持しつつ、幅広い視点から検討していく」旨の答弁があった。

⑤「普天間飛行場の移設問題」に関する質

疑に対して、「危険性の一刻も早い除去に向け、平成22年5月の日米合意を踏まえ、沖縄の方々に誠心誠意説明し、理解を求めながら、最優先で取り組んでいく。また、沖縄に集中した基地負担の軽減を図るべく、訓練移転の拡充や在沖海兵隊のグアム移転事業の着実な実施、米軍施設・区域の返還の更なる進展などについて、米国と協議をしながら前進させていきたい。政府としては、沖縄の一層の負担軽減を実現すべく、沖縄政策協議会などの場で沖縄の方々の意見も聞きながら、全力を挙げて取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑥「在日米軍駐留経費の現行水準維持の妥当性」に関する質疑に対して、「我が国を取り巻く国際環境が依然として不透明、不確実である中、在日米軍の抑止力が我が国や地域の平和と安定のために重要な役割を果たしていることなどから、在日米軍駐留経費負担の総額については、現行水準を維持することとした。一方で、内容的には、娯楽性の高い施設に勤務する駐留軍等労働者の給与負担を取りやめるなど、国民の理解が得られるよう、包括的な見直しを行っている」旨の答弁があった。

⑦「国際テロ関連資料流出事件の責任」に関する質疑に対して、「現在、警察において、徹底した捜査及び調査が行われており、平成22年12月には中間的見解等が発表された。また、国家公安委員会の管理の下、全力で事実の究明に当たるとともに、個人情報や個人情報を保護、情報保全の徹底強化のための取組を一層強化することが正に責任を果たすことになると考えている」旨の答弁があった。

(TPP協定等)

①「平成の開国」に関する質疑に対して、「我が国は、この150年間、明治の開国と戦後の開国を成し遂げた。不安定な国際情勢の中で、政治や社会の構造を大きく変革し、創造性あふれる経済活動で難局を乗り越えてきた。私は、これらに続く第三の開国に挑んでいく。経済を開くことは、世界と繁栄を共有する最良の手段である。高いレベルの経済連携による貿易自由化等を通じ、世界と日本の間で人、物、金の流れを大きく増加させる。平成の開

国のもう一つの大目標として、若者の参加しやすい農業の実現など、農林漁業の再生に取り組んでいく。開国を通じて、精神的に日本人全体が世界に向かって羽ばたいていくようにし、平成23年度を、明治維新や戦後に続く平成の開国元年としたいと考えている」旨の答弁があった。

②「日米同盟と『平成の開国』」に関する質疑に対して、「鳩山内閣においても、一貫して日米同盟は我が国の外交、安全保障の基軸であったと理解している。私の内閣において、日米同盟を21世紀にふさわしい形で、安全保障、経済、文化・人材交流の三本柱を中心に、深化、発展させたいと努力している。我が国は、明治の開国と戦後の開国を経験した。他方、この10年余り、二国間や地域内の経済連携の急増という流れに我が国は大きく乗り遅れてしまったのではないかと考えている。現在、新興国の台頭をはじめ、国際社会が地殻変動とも呼ぶべき変化に直面している中、政治や社会の構造を大きく変革し、創造性あふれる経済活動で難局を乗り越えなければならない。そのような意味で第三の開国が必要であると考えている」旨の答弁があった。

③「TPP協定等条約署名の際の対応」に関する質疑に対して、「我が国が条約への署名を行うに当たっては、当該条約の内容、意義等を十分に踏まえた上で対応してきていることは当然であり、TPP協定については、平成22年に策定した包括的経済連携に関する基本方針に従い、関係国との協議の結果や国民の理解の深まり具合なども総合的に勘案しながら、平成23年6月を目途に、交渉参加について結論を出していく」旨の答弁があった。

④「日本にとってのTPP協定参加の意味」に関する質疑に対して、「TPP協定交渉参加9か国の中で、我が国は、シンガポール、チリ、ブルネイ、ベトナム、マレーシアとEPAを締結済みであるが、既に妥結済みのペルーのほか、米国、豪州、ニュージーランドの間ではまだ締結はされていない。9か国の中で米国が貿易額、GDP等で圧倒的に多いことは事実であるが、我が国としては、アジア太平洋地域全体が自由な貿易圏として発展

していくことが重要だと考えている。TPP協定は、平成22年11月の横浜APECで採択された横浜ビジョンにおいて、我が国として重視しているアジア太平洋自由貿易圏、FTAAPを追求していく上で基礎となる取組と位置付けている」旨の答弁があった。

⑤「TPP協定と経済主権」に関する質疑に対して、「第一の国づくりの理念として、平成の開国を掲げている。具体的には、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化により経済を開くことは、世界と繁栄を共有する最良の手段と考えている。TPPは、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の成長とエネルギーを日本に取り込むためにも重要である。したがって、日本の経済主権を全て米国に委ねるとか、売国の政治とかという指摘は、全く当たらないと考えている」旨の答弁があった。

（財政、税制改革）

①「財政健全化の取組」に関する質疑に対して、「平成23年度予算は、財政運営戦略に基づき、基礎的財政収支対象経費を約71兆円以下、新規国債発行額を約44兆円以下とし、財政規律を堅持した。財政健全化は、どの内閣にあっても避けることのできない課題である。財政運営戦略で示した財政健全化への道筋に向けて、成長と雇用拡大を実現しながら、一步一步着実に目標の達成を目指していく」旨の答弁があった。

②「平成23年度税制改正」に関する質疑に対して、「平成23年度税制改正は、デフレ脱却と雇用拡大を最優先し、課税ベースの拡大等と併せて法人実効税率を5%引き下げるとともに、雇用促進税制等の政策税制措置を講ずることや、格差の拡大とその固定化を食い止めるために、税の再配分機能を回復させる観点から、所得税の諸控除、相続税の控除や税率構造を見直すことなどの改正に取り組んだ。今回の税制改正は、所得、消費、資産にわたる抜本改革の実現に向けて、全体として、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革を実施するものであると認識をしている」旨の答弁があった。

③「税制抜本改革成案の策定期限及び内容」

に関する質疑に対して、「スケジュールについては、平成23年6月までに、社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示す。これは、政府・与党全体の方針である。内容については、在るべき社会保障の姿をしっかりと議論した上で、最終的には、政府・与党として、社会保障制度と税制の改革案について具体的に示す必要があると考えている」旨の答弁があった。

④「税制抜本改革法案の提出時期」に関する質疑に対して、「平成21年度改正所得税法附則第104条の規定は、平成23年度までに、年金、医療、介護、子育てなど社会保障に必要な費用の増大を踏まえ、税制抜本改革法案を提出することを政府に義務付けているものであり、政府としては、法律を尊重し、しかるべく対応すべきものと考えている」旨の答弁があった。

⑤「菅内閣がガソリン税率を引き下げない理由」に関する質疑に対して、「ガソリン税の暫定税率については、平成22年度税制改正において、それまでの10年間の暫定税率を廃止する一方、厳しい財政事情や地球温暖化防止の観点などを勘案し、当分の間、その税率水準を維持することとした。平成23年度税制改正においては、この当分の間の税率について、地球温暖化対策のための税の導入に合わせて検討し、引き続き、国及び地方の厳しい財政事情や地球温暖化対策の観点を踏まえ、これを維持することとした」旨の答弁があった。

⑥「法人実効税率引下げの効果」に関する質疑に対して、「法人実効税率の引下げにより、企業が海外へ移転して雇用が失われることを回避し、国内投資の増加や雇用創出につながる効果が期待される。投資や雇用の増加により、所得が増加し、消費の増加につながり、経済の好循環がもたらされることを期待している」旨の答弁があった。

⑦「いわゆる埋蔵金の一般会計への繰入れ」に関する質疑に対して、「国債整理基金特別会計の減債基金、労働保険特別会計の資産・負債差額等をそう簡単に使っていないものか。また、使ったとしても、それは恒久財源ではない

ので、これで全てがバラ色になるという見方には、やや違和感がある」旨の答弁があった。

（農業・林業・水産業・畜産政策）

①「農業再生に取り組む基本姿勢」に関する質疑に対して、「若い人たちが参加する農業や豊かな農村生活の実現を目指し、六次産業化、農地集約による大規模化や農産物の輸出促進を推進する。農業再生に向けた対策について、内閣の食と農林漁業の再生実現会議において集中的に議論をし、6月を目途に基本方針を、10月を目途に行動計画を策定することとしている」旨の答弁があった。

②「高病原性鳥インフルエンザの防疫対応」に関する質疑に対して、「高病原性鳥インフルエンザの蔓延防止は、危機管理上重要な課題であると認識し、鳥インフルエンザ対策本部を設置し、殺処分などの初動対応を迅速に行っている。また、風評被害の防止のため、消費者や流通業者への正確な情報の提供を行っている。さらに、防鳥ネットの整備点検、野鳥の監視体制の強化などを進めるとともに、韓国をはじめとする関係各国との積極的な情報交換を行い、アジアにおける家畜伝染病の防疫対応の強化に努めていく」旨の答弁があった。

③「口蹄疫対応」に関する質疑に対して、「第三者による口蹄疫対策検証委員会において検証が行われ、平成22年11月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえて、政府としては、今通常国会に家畜伝染病予防法の改正法案を提出することとしており、これにより、水際対策の強化など防疫対応の強化を図る」旨の答弁があった。

④「農業者戸別所得補償制度」に関する質疑に対して、「今回の予算で概算決定した戸別所得補償制度については、畑作への拡大や、加算措置の導入など、マニフェストで想定していた内容はおおむね盛り込んでいる。土地利用型農業の構造改革については、全国一律の単価設定により加速化されると考えられるが、それを更に促進するため、最終的に規模拡大加算を導入することとした。また、遅くとも田植えの最盛期前には制度を固めることが円滑な実施を図る上で不可欠であることか

ら、今国会への関連法案の提出を見送り、平成23年度は予算措置で対応することとした」旨の答弁があった。

⑤「林業の再生」に関する質疑に対して、「平成22年11月に森林・林業再生プランの具体策の最終取りまとめを行い、森林境界の明確化、施業集約化、路網整備、搬出間伐、人材の育成等を推進することとした。具体的には、平成23年度から、路網整備と搬出間伐を一体的に促進する森林管理・環境保全直接支払制度を創設するとともに、森林経営を担う日本型フォレスターの育成に努めていく。また、国有林野事業についても、その組織、技術力、資源を活用し、民有林と連携していく」旨の答弁があった。

⑥「海洋水産資源の持続的利用と開発」に関する質疑に対して、「漁獲可能量制度に基づく漁獲可能量の都道府県への配分については、その年の漁獲状況等に応じて必要な見直しを行っている。漁獲可能量制度の対象とする魚種の拡大については、現時点で、資源状況に鑑み、直ちに対象に加えるべき魚種はないと考えているが、引き続き検討していきたい。我が国周辺国間の水産資源の管理に係る連携協力については、日中、日韓、日ロの間においてそれぞれ漁業協定を締結しており、今後とも、これら二国間の漁業関係の枠組みの下で水産資源の管理の強化を図っていきたい」旨の答弁があった。

（雇用対策）

①「若者と非正規労働者に対する政府の取組」に関する質疑に対して、「これまで、ジョブサポーターを2,000人に倍増してきめ細かな支援を行い、平成22年12月までに約1万6,000人の就職が決定した。また、卒業3年以内の既卒者を採用する企業やトライアル雇用を行う企業へ奨励金の創設などして取り組んできた。さらに、新卒者雇用・特命チームにおいて、未内定者が卒業前に就職できるよう、既卒者を採用する企業への奨励金を未内定者も対象とするとともに、ジョブサポーターによる徹底した電話連絡などの個別支援、中小・中堅企業を中心とする就職面接会の追加開催などに取り組むこととした。また、3人

に1人が非正規労働者の現在において、雇用保険を受給できない方々に対する雇用のセーフティネットの強化のため、平成23年度中に、無料の職業訓練と訓練中の生活支援のための給付を行う求職者支援制度の創設を考えている」旨の答弁があった。

②「非正規労働者の正社員化」に関する質疑に対して、「事業主が正社員転換制度を導入し、実際に適用した場合には奨励金を支給する制度や派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に奨励金を支給する制度を設け、非正規労働者の正社員としての就職を支援している。その他、労働者派遣法の改正や労働政策審議会における有期労働契約の在り方の検討などを行っている」旨の答弁があった。

③「最低賃金の引上げ」に関する質疑に対して、「平成22年の6月に策定した新成長戦略において、2020年までの目標として、全国最低800円、全国平均1,000円の最低賃金の実現に取り組むことを盛り込んでいる。今後とも、雇用、経済への影響にも配慮し、労使関係者との調整を丁寧に行いながら取り組んでいく。また、最低賃金の引上げにより最も影響を受ける中小企業に対しての、地域の中小企業団体とも連携した相談窓口の整備や、賃金引上げに資する業務改善への助成等の支援を効果的に講ずるとともに、技術開発や新事業展開支援など総合的な施策を講じていく」旨の答弁があった。

④「退職強要、解雇等のルールの強化」に関する質疑に対して、「労働者の自由な決定を妨げる退職勧奨は違法な権利侵害に当たるとされた最高裁判決が存在している。解雇については、労働契約法において、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用するものとして無効とするとされている。雇止めについては、一定の場合には解雇権濫用の類推適用がなされるとの判例法理が確立している。政府としては、今後とも、適切な労務管理が行われるよう、こうした労働関係法令や裁判例について周知、啓蒙に取り組んでいく」旨の答弁があった。

（経済、金融政策）

①「成長戦略分野における予算措置」に関する質疑に対して、「新成長戦略の実現に向けたステップスリーとして、元気な日本復活特別枠による配分を含め、新成長戦略関連施策に重点的に配分をした。例えば、電気自動車や太陽光パネル等の低炭素機器のリースに対する助成、世界に先駆けた革新的新薬、医療機器創出のための臨床試験拠点の整備、科学技術振興予算の増額、日本企業による海外インフラプロジェクトの受注支援、訪日外国人3,000万人プログラムの推進、首都圏空港の拡充強化、医療、介護と連携したサービス付きの高齢者住宅の供給拡大などの予算措置を盛り込んだ」旨の答弁があった。

②「平成23年度予算のねらい」に関する質疑に対して、「平成23年度予算は、成長と雇用や国民の生活を重視し、新成長戦略やマニフェスト施策を着実に実施する最善のものとなっている。この平成23年度予算等を3段階の経済対策のステップスリーとして、ステップワン、ステップツーである平成22年度予備費0.9兆円、補正予算約5兆円に続き切れ目なく実施することにより、景気の自律的な回復に向けた道筋を確かなものとしていきたい」旨の答弁があった。

③「地域経済や中小企業の活性化に向けた施策」に関する質疑に対して、「中小企業金融円滑化法の延長や資金繰り対策に加え、低炭素型産業の国内投資に関する支援、中小企業の技術開発や新事業展開の支援等を推進する。さらに今後は、総合特区制度の創設等により、地域の創意工夫を生かした地域活性化を図りたい」旨の答弁があった。

④「元気な日本復活特別枠の実態」に関する質疑に対して、「元気な日本復活特別枠を活用し、政治主導で予算編成を進め、大胆な予算の組替えを行った。具体的には、社会保障関係費を5%増、科学技術研究費補助金を3割増したほか、新成長戦略等に0.9兆円を配分し、需要と雇用を生み出す分野に財政資金を重点化することができた。在日米軍駐留経費負担については、国民生活の安定、安全等に真に必要なものであり、ごまかしとの指摘は

当たらない」旨の答弁があった。

⑤「地域活性化のための協同組合やNPOなどの育成支援」に関する質疑に対して、「一次産業を基盤とする地域産業を持続可能とするためには、地域資源を活用して成長への潜在力の発揮及び需要喚起に結び付けていく取組が必要だと考えている。農商工連携の推進、いわゆる六次産業化を進めるとともに、新しい公共の推進や寄附税制の拡充を通じてNPO等の地域活性化の担い手を育成することにより、地域が有する資源や個性を生かした地域活性化を進めていきたい」旨の答弁があった。

⑥「名目4%の経済成長の実現とみんなの党提案の日銀法改正」に関する質疑に対して、「高い成長率をいかにして実現するのかという視点で新成長戦略を考え、アジアの成長を日本につなげていく等の活動をしているわけであり、日銀法改正をすれば4%成長が実現するのであれば、それは大いに検討することになると思うが、もう少し中身を言ってもらわないと、希望的なことを言っているのか、政策的な裏付けがあるのか、理解できない提案である」旨の答弁があった。

⑦「離島及び沖縄への予算重点項目及び振興策」に関する質疑に対して、「離島については、離島航路・航空路などの地域公共交通に係る予算を充実するとともに、本土に比べて割高な離島のガソリン小売価格が実質的に下がるよう支援措置を創設した。沖縄については、10年ぶりに前年度を上回る予算を確保するとともに、沖縄振興について国の責務を明確にするため、他の都道府県関係予算とは別に、沖縄振興自主戦略交付金を創設するなど、予算の充実を図った」旨の答弁があった。

(菅総理の政治姿勢)

①「与謝野大臣起用の意図」に関する質疑に対して、「社会保障と税の一体改革は、この20年間先送りされてきた重要課題の象徴と言える事項である。与謝野大臣は、国民の最大の関心事である社会保障改革については大きな方向で志を同じくし、高い見識と志を持っている方だと考え、内閣に三顧の礼をもって迎えた」旨の答弁があった。

②「民主党マニフェストの破綻と衆議院解散」に関する質疑に対して、「私たちがマニフェストで掲げたことは、従来の政権ができなかった政策に転換したことであるとともに、政策実施の優先順位に基づいて国民の生活が第一の政治を実現することであり、平成22年度予算、平成23年度予算を通じて多くのマニフェスト政策が実現している。現在の経済状況や国民生活を考えれば、平成23年度予算を一刻も早く成立させることが内閣の最重要課題だと考えており、この最大の責務を果たすことに全力で取り組んでいく覚悟であり、現時点で解散は全く考えていない」旨の答弁があった。

③「税制抜本改革成案策定に『政治生命をかける』との総理発言の真意」に関する質疑に対して、「改革に向けて最大限努力をしていきたいという覚悟を示したものである」旨の答弁があった。

④「税制抜本改革と衆議院解散」に関する質疑に対して、「政府が提出をしている予算案及び関連法案は、第一に、法人税の引下げなど早期のデフレ脱却と日本経済の再生、第二に、待機児童対策や子ども手当の増額など国民生活の改善、第三に、一括交付金の創設など地方分権の推進などの面で国民に安心と活気をもたらすためのなくてはならないものだと考えている。国民に信を問うと述べたのは、仮に消費税を引き上げる場合や、それに匹敵する大規模な税制改正を行う場合についてであり、毎年の税制改正を行う度に解散するようなことは考えていない」旨の答弁があった。

⑤「菅政権における平成23年の位置付け、日本の将来像及び優先課題」に関する質疑に対して、「平成の開国、最小不幸社会の実現、そして不条理を正す政治の三つの理念を体現させるのが私の政治的な目標であり、目指すべき将来像である。平成23年を新しい国づくりに向け本格的にかじを切り、これらを実現していくことで元気な日本を復活させる重要な節目の年としたい。最優先の課題としては、経済成長、雇用拡大の実現に向けた新成長戦略の実践、社会保障と税の一体改革、平成の開国、地域主権改革の推進と行政刷新の強化、

徹底など全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑥「菅総理の今国会にかけの決意」に関する質疑に対して、「施政方針演説で、先送りできない最重要課題について、私の考え方、決意を述べた。党首討論を含む国会審議を通じて建設的な政策議論を進めて回答を出していく。国民がこの国会に望んでいるのは、激しい議論が一定の合意形成につながり、それが実行につながることでありと思われる。国民からの期待に対して応えられるような熟議の国会になることを野党に重ねてお願いする」旨の答弁があった。

⑦「歴史の分水嶺における日本の位置付け」に関する質疑に対して、「我が国の平和と繁栄は、地域や世界の安定と密接不可分である。その中で、我が国としてふさわしい貢献を国際社会に対して行っていくことが必要である」旨の答弁があった。

⑧「菅総理の日本人拉致実行犯釈放嘆願書への署名」に関する質疑に対して、「当時、韓国の民主化運動に参加していた在日の学生が、民主化運動を理由に逮捕されていた人たちの釈放要求をするということで社会党を中心とした各党に呼び掛け、多くの国会議員が署名したと記憶している。しかし、その中に辛光洙という名前があったことについては、その書類を渡されていなかったのが確かだったので確かできなかったことは、不用意であり反省をしている」旨の答弁があった。

⑨「最小不幸社会に代表される総理の政治理念」に関する質疑に対して、「私がなぜ最小不幸社会という言葉を使うかというと、十代の頃にハックスレーの『すばらしい新世界』を読み、幸せの感じ方は人によって違い、政治という権力が押し付けるものではない、逆に政治という権力が担わなければならないのは、人々を不幸にする要素をいかに少なくするか、取り除くことだと感じてきたからである。権力の怖さを権力を持つ立場にある政治家は認識しなければならないところからきているわけで、決して暗い考えではなく、より自由な国民の在り方を認める考え方だと思っている」旨の答弁があった。

⑩「一票の格差是正と総理の解散権」に関する質疑に対して、「一票の格差是正については、国会において各党各会派で是非議論をして欲しいと考えている。また、解散は、総理の専権事項であることを改めて言うておく」旨の答弁があった。

（民主党の政権運営）

①「民主党マニフェストの不履行と税収減の関係」に関する質疑に対して、「マニフェストは、国民生活が第一という視点で、子ども手当、高校無償化、農業の戸別補償制度など、従来の政権ではできなかった政策を取り入れ、とるべき政策を実行しており、ばらまきでは決していない。その財源は、事業仕分けで徹底的な無駄削減を行い、しっかり確保している。リーマン・ショックで税収が落ち込み、当初46兆円程度を想定していた税収が大幅に減少した中でも、3段階の景気対策や新成長戦略など、新たな課題も次々と実現している」旨の答弁があった。

②「ガソリン税率の引下げをめぐる民主党野党時代の行動」に関する質疑に対して、「ガソリン税については、道路財源の一般化の議論、価格の高騰による経済や国民生活への影響など、当時の状況を踏まえ、年度改正について反対したものであり、経済と生活から離れての行動ではなかった」旨の答弁があった。

③「民主党政権の成果」に関する質疑に対して、「成果を要約すれば、次の3点である。第一の経済対策では、厳しい経済状況に迅速に対応する3段階の経済対策を実行し、景気、雇用の両面から経済を切れ目なく下支えしている。第二のマニフェストの実施については、子ども手当、高校授業料実質無償化、農業の戸別補償制度など、平成22年度から実施をした。地域主権についても、平成23年度から5,000億円規模の一括交付金を創設するなど、着実に前進している。第三の財政規律については、財政運営戦略を策定し、歳出の大枠71兆円以下、新規国債発行額44兆円以下を堅持した」旨の答弁があった。

④「民主党の意思決定プロセス」に関する質疑に対して、「民主党は、政権交代に際し、従来の自民党のような、内閣と党の二重の意

思決定構造を変えて、一元化する方針をとった。同時に、私が代表に就任した際に、一時廃止されていた政策調査会を復活させて、現在は、国家戦略担当大臣が政調会長を兼務し、政府での検討と並行して政策調査会の部門会議等で政策議論を行い、党内機関により議論が積み上げられ、政調会長が政府に提言を行う形で政府の決定に反映させている」旨の答弁があった。

⑤「永住外国人への地方参政権付与」に関する質疑に対して、「永住外国人への地方参政権付与の問題については、様々な意見があり、各党各会派においてしっかり議論する必要がある、そのような議論の中でその取扱いを決めることになる」旨の答弁があった。

⑥「民主党綱領策定及び憲法審査会設置への取組」に関する質疑に対して、「民主党には、綱領という名称ではないが、『私たちの基本理念』という表現で、新しい形の目指すべき理念と普遍的な価値を結党時に定めている。私が今回代表となった中で、この基本理念や基本政策の改定作業に着手するよう幹事長に指示した。憲法の在り方については、これまでも民主党内で議論をし、2005年には憲法提言をまとめている。今後も党内でしっかり議論し、その上で与党、しかる後に与野党間でしっかりと協議を進めていくべきものと考えている。憲法審査会の始動の問題も同様と考えている」旨の答弁があった。

⑦「民主党の野党時代の国会運営と今後の国会運営」に関する質疑に対して、「国会運営

については、民主党にも反省すべきところがある。また、私自身も反省するところがある。その上で、国民の利益を優先して、国民が期待する国会を目指すために岡田幹事長が協議を呼び掛けたと理解している。また、超党派の有志議員、比較的若い議員が新しい国会の在り方を検討しているなど、そうした機運が生じていることにも注目したい」旨の答弁があった。

⑧「民主党マニフェストの破綻」に関する質疑に対して、「平成22年度、23年度において、既存予算の縮減、税制改正等によって恒久財源を確保し、この間実現してきた子ども手当等のマニフェスト施策の所要経費を確保している。マニフェストは国民との約束であり、その実現に向けて取り組んでいくことが基本だと考えている。一方で、平成23年9月で衆議院議員の任期の折り返し点を迎えることから、党においてマニフェストの検証を行いたいと考えている。検証の結果、マニフェストを見直すとの結論を得た際には、国民に説明し、理解を得たい」旨の答弁があった。

⑨「平成21年9月の3党合意の実現」に関する質疑に対して、「2009年9月9日に社会民主党、国民新党、民主党の3党党首間で調印した連立政権樹立に当たっての政策合意については、これを尊重し、引き継ぐことを確認している。社会民主党との連立関係は解かれたが、公党として、3党政策合意については引き続き尊重する」旨の答弁があった。

3 主な議案等の経過

年 月 日	議 案 等
平成23年 1月24日	○国務大臣の演説 ・菅内閣総理大臣の施政方針演説 ・前原外務大臣の外交演説 ・野田財務大臣の財政演説 ・与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説
1月26日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 谷垣禎一君（自民）、城島光力君（民主）、小池百合子君（自民） 答弁 菅内閣総理大臣、細川厚生労働大臣、与謝野社会保障・税一体改革担当大臣・男女共同参画担当大臣
1月27日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 井上義久君（公明）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民）、渡辺喜美君（みんな）、田中康夫君（国民） 答弁 菅内閣総理大臣、中野公務員制度改革担当大臣
2月15日	○趣旨説明 ・平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出） ・所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 野田財務大臣 質疑 岡田康裕君（民主）、後藤田正純君（自民）、竹内譲君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、中島隆利君（社民） 答弁 菅内閣総理大臣、野田財務大臣、与謝野経済財政政策担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣、玄葉国家戦略担当大臣 ○発言・趣旨説明 ・平成23年度地方財政計画 ・地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 発言・説明 片山総務大臣 質疑 皆吉稲生君（民主）、坂本哲志君（自民）、西博義君（公明）、塩川鉄也君（共産）

年月日	議案等
2月15日	答弁 菅内閣総理大臣、片山総務大臣・地域主権推進担当大臣、与謝野社会保障・税一体改革担当大臣
2月24日	○趣旨説明 ・平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案（内閣提出） 説明 細川厚生労働大臣 質疑 郡和子君（民主）、田村憲久君（自民）、古屋範子君（公明）、高橋千鶴子君（共産）、阿部知子君（社民） 答弁 菅内閣総理大臣、細川厚生労働大臣、高木文部科学大臣、枝野内閣官房長官、与謝野少子化対策担当大臣
2月28日	○予算委員長中井洽君解任決議案（佐藤勉君外7名提出）〈否決〉 趣旨弁明 馳浩君（自民） 討論 手塚仁雄君（民主）、あべ俊子君（自民）
3月1日	○平成23年度一般会計予算〈可決〉 ○平成23年度特別会計予算〈可決〉 ○平成23年度政府関係機関予算〈可決〉 ・予算3案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議（石原伸晃君外3名提出）〈否決〉 趣旨弁明（動議） 石原伸晃君（自民） 討論（以上4件） 中川正春君（民主）、塩崎恭久君（自民）、遠山清彦君（公明）、笠井亮君（共産）、阿部知子君（社民）
3月29日	○参議院から平成23年度一般会計予算外2件を否決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・平成23年度一般会計予算外2件両院協議会協議委員の選挙（休憩） ・平成23年度一般会計予算外2件両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず） ・両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告 ○国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅君外3名提出）〈可決〉 討論 秋葉賢也君（自民）
3月29日	○国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（城島光力君外6名提出）〈可決〉 討論 加藤勝信君（自民）

年 月 日	議 案 等
3月31日	<p>○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件〈承認〉</p> <p>討論 笠井亮君（共産）、小野寺五典君（自民）、服部良一君（社民）、赤松正雄君（公明）</p> <p>○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉</p> <p>討論 下村博文君（自民）、池坊保子君（公明）</p>
4月12日	<p>○郵政改革に関連する諸法案を審査するため委員45人よりなる郵政改革に関する特別委員会を設置するの件（議長発議）〈可決〉</p> <p>討論 菅義偉君（自民）</p>
4月22日	<p>○東日本大震災に関する決議案（川端達夫君外24名提出）〈可決〉</p> <p>○東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議案（川端達夫君外24名提出）〈可決〉</p> <p>趣旨弁明（以上2件） 川端達夫君（民主）</p> <p>○日独交流150周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議案（川端達夫君外15名提出）〈可決〉</p> <p>趣旨弁明 田中真紀子君（民主）</p>
4月28日	<p>○国務大臣の演説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田財務大臣の財政演説 <p>質疑 石原伸晃君（自民）、斉藤鉄夫君（公明）、穀田恵二君（共産）、重野安正君（社民）</p> <p>答弁 菅内閣総理大臣、野田財務大臣、玄葉国務大臣</p>
4月30日	<p>○平成23年度一般会計補正予算（第1号）〈可決〉</p> <p>○平成23年度特別会計補正予算（特第1号）〈可決〉</p> <p>○平成23年度政府関係機関補正予算（機第1号）〈可決〉</p> <p>討論（以上3件） 泉健太君（民主）、馳浩君（自民）、富田茂之君（公明）、笠井亮君（共産）、阿部知子君（社民）</p>
4月30日	<p>○東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論 後藤田正純君（自民）</p>

年月日	議案等
5月19日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出） ・内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・東日本大震災復興再生基本法案（石破茂君外4名提出） <p>説明 枝野内閣官房長官、石破茂君（自民）</p> <p>質疑 山口壯君（民主）、小池百合子君（自民）、高木毅君（自民）、遠山清彦君（公明）、高橋千鶴子君（共産）、吉泉秀男君（社民）、柿澤未途君（みんな）</p> <p>答弁 菅内閣総理大臣、枝野内閣官房長官、玄葉国家戦略担当大臣、加藤勝信君（自民）、石田真敏君（自民）、齋藤健君（自民）、細川厚生労働大臣、海江田経済産業大臣、野田財務大臣、大島国土交通大臣</p>
6月2日	<p>○菅内閣不信任決議案（谷垣禎一君外10名提出）〈否決〉</p> <p>趣旨弁明 大島理森君（自民）</p> <p>討論 山井和則君（民主）、石原伸晃君（自民）、井上義久君（公明）、柿澤未途君（みんな）</p>
6月10日	<p>○東日本大震災復興基本法案（東日本大震災復興特別委員長提出）〈可決〉</p> <p>討論 高橋千鶴子君（共産）、橋本清仁君（民主）、柿澤未途君（みんな）、加藤勝信君（自民）、石田祝稔君（公明）、吉泉秀男君（社民）</p>
6月22日	<p>○本国会の会期を6月23日から8月31日まで70日間延長するの件（議長発議）〈可決〉</p> <p>討論 木村太郎君（自民）、高山智司君（民主）、遠藤乙彦君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、服部良一君（社民）、山内康一君（みんな）</p>
7月8日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出） <p>説明 海江田経済産業大臣・原子力経済被害担当大臣</p> <p>質疑 高邑勉君（民主）、額賀福志郎君（自民）、佐藤茂樹君（公明）、吉井英勝君（共産）、吉泉秀男君（社民）、柿澤未途君（みんな）</p> <p>答弁 菅内閣総理大臣、海江田経済産業大臣・原子力経済被害担当大臣、細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣、高木文部科学大臣</p>
7月14日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出） ・電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

年 月 日	議 案 等
7月14日	<p>説明 海江田経済産業大臣</p> <p>質疑 平智之君（民主）、近藤三津枝君（自民）、稲津久君（公明）、吉井英勝君（共産）、阿部知子君（社民）</p> <p>答弁 海江田経済産業大臣、大畠国土交通大臣、鹿野農林水産大臣、玄葉国家戦略担当大臣、江田環境大臣</p>
7月15日	<p>○国務大臣の演説 ・野田財務大臣の財政演説</p> <p>質疑 山本公一君（自民）、石井啓一君（公明）、宮本岳志君（共産）、中島隆利君（社民）</p> <p>答弁 菅内閣総理大臣、野田財務大臣、江田環境大臣、大畠国土交通大臣、鹿野農林水産大臣、平野東日本大震災復興対策担当大臣、細川厚生労働大臣、高木文部科学大臣、海江田経済産業大臣</p>
7月20日	<p>○平成23年度一般会計補正予算（第2号）〈可決〉 ○平成23年度特別会計補正予算（特第2号）〈可決〉</p> <p>討論（以上2件） 笠井亮君（共産）、馳浩君（自民）、竹内譲君（公明）、服部良一君（社民）</p>
7月28日	<p>○原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出）〈修正〉 ○平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出）〈修正〉</p> <p>討論（以上2件） 高橋千鶴子君（共産）、吉野正芳君（自民）、吉泉秀男君（社民）、佐藤茂樹君（公明）</p> <p>○趣旨説明 ・東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案（内閣提出） ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（小里泰弘君外10名提出）</p> <p>説明 江田環境大臣、小里泰弘君（自民）</p> <p>質疑 吉川政重君（民主）、高木陽介君（公明）、秋葉賢也君（自民）</p>
7月28日	<p>答弁 片山総務大臣、江田環境大臣、小里泰弘君（自民）、江田康幸君（公明）、細川厚生労働大臣、平野東日本大震災復興対策担当大臣、田中和徳君（自民）、山内康一君（みんな）</p>
8月11日	<p>○平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）〈修正〉</p> <p>討論 佐々木憲昭君（共産）、石破茂君（自民）、竹内譲君（公明）</p>

年月日	議案等
8月23日	○平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（内閣提出） 〈可決〉 討論 高橋千鶴子君（共産）、田村憲久君（自民）、古屋範子君（公明）、阿部知子君（社民）
8月30日	○内閣総理大臣の指名 ・野田佳彦君を内閣総理大臣に指名
8月31日	○請願246件〈採択〉

4 決議

○ 可決したもの

東日本大震災に関する決議案（川端達夫君外24名提出、決議第3号）[民主・自民・公明・社民・みんな・国民・日本・国守提出]（平成23.4.22可決）

3月11日午後2時46分ごろ発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴い発生した大津波は広く東日本各地を襲い、死者・行方不明者2万8,000人、避難者55万7,000人、建物被害も31万戸を超えるなど甚大なる被害をもたらした。さらに、地震及び津波に伴い発生した原子力発電所の事故では懸命なる復旧作業にもかかわらず放射性物質の放出が続いており、長期の避難生活を余儀なくされる住民の方々がおお多くおり、さらに農林水産業を始めとする地場産業など地域経済への被害がいまなお拡大しつつある。

本院は、ここに院議をもって犠牲となられた方々及び自らの危険を顧みることなく殉職された方々に深甚なる哀悼の意を表するとともに、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

自衛隊、警察、消防、海上保安庁を始めとする国や地方自治体の関係者、民間の関係者、市民ボランティア、米軍を始め海外から駆け付けていただいた救援隊など、多くの方々の余震が続く危険な状況下での救助・救援活動、復旧活動への奮闘に敬意を表するとともに、義援金や各種物資の提供など国内外から寄せられている温かな支援に感謝を申し上げます。

本院は、いまだ被災地において不自由な生活を強いられている多くの避難者の方々が一刻も早く安全な生活を送れるよう、さらに、被災された方々の生活再建、被災地の経済復興に向け、新たな立法措置も含めて、前例や省庁の壁にとらわれることなく、あらゆる必要な措置が早急に実施されるように全力で取り組む。

また、深刻な原子力災害に、全世界のあらゆる知見を活用して一刻も早い収束に向け全力で立ち向かう。

千年に一度と言われる本震災を教訓として、二度と同様な被害を被ることがないように、これまで以上に自然災害に強くかつ国民が安心して持続可能な豊かな暮らしを享受できる国にすることはもとより、こうした自然の脅威に立ち向かい、自然と共生する国づくりが世界の模範となるように、国民と一体となって復興に取り組むものとする。

特に次の事項について万全の対策を期す。

- 一 政府は、国の総力をあげて、速やかな被災者の生活の回復と被災地の復興を実現すること。
- 一 ライフラインや仮設住宅等の確保により被災地の生活基盤の早急な回復を図り、雇用対策に全力で取り組み、民生の安定に努めるとともに、被災地域の復興に重要となる道路、鉄道、港湾等の交通ネットワーク、通信インフラ及び農林水産業・中小企業を始めとする産業基盤等の速やかな復興を促進すること。
- 一 被災地における医療・介護サービスの提供体制を早急に再構築して、二次災害の発生を回避するように全力を尽くすこと。また、被災した子どもたちが一刻も早く教室に戻れるように、教育環境の復旧を優先的に進めること。
- 一 被災地方自治体の行政機能の回復に、国は他の地方自治体の協力も得て全力で取り組むこと。災害復旧、復興に当たっては、国は被災地方自治体への財政支援はもとより、支援地方自治体に対する財政措置についても確実にを行うこと。
- 一 今般の未曾有の震災を契機に、将来にわたり災害に強く、世界をリードする新たな経済社会を提示するような総合復興計画を被災地域の住民を含む幅広い層の参加を得て策定し、実施に移すこと。また、官民の持てる力を結集し協働により、あらゆる危機を乗り越えること

ができる地域社会と市民社会の形成に取り組むこと。

- 一 地震を始め自然災害に係る観測体制の強化と予知研究の一層の充実に努めるとともに、本震災を教訓に、最悪の事態を想定した国家の危機管理のあり方について抜本的に見直すこと。
 - 一 いまだ収束の目途の立たない原子力発電所事故については、情報公開を確保し、政府の責任のもと内外のあらゆる英知を結集して一刻も早い収束を図り、健康及び環境への被害の拡大回避に全力を尽くすとともに、事故の影響を受けた地域住民、風評被害を含め直接・間接に被害を被った事業者等への補償・救済対策に万全を期すこと。
 - 一 原子力災害については、放射性物質に関する各国の懸念に鑑み、国際社会に対して、正確、迅速に適切な情報提供を行うこと。
- 右決議する。

東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議案(川端達夫君外24名提出、決議第4号)[民主・自民・公明・共産・社民・みんな・国民・日本・国守提出](平成23.4.22可決)

この度の東日本大震災において、海外の皆様から戴いた厚い温情、支援、激励のすべてに、深い感謝の意を表する。

去る3月11日、我が国史上、未曾有の大規模地震とこれに伴う大津波が東北・関東地方を襲い、3万人近くに及ぶ痛ましい犠牲者・行方不明者を生じた。まことに哀悼痛惜の至りに堪えない。さらに、多くの街々が失われたのみならず、深刻な原子力災害をも引き起こした。

我が国は、この大震災以降、政官民が総力を挙げて救援活動に取り組み、現在は復旧から復興へと、少しずつ、しかし着実に、その歩みを進めている。

この間、世界の140以上の国と地域及び、40近い国際機関、さらには数多くのNGO等から支援等の申し入れを戴き、世界各地から派遣された多くの救援隊には、被災地での救急救命活動を行って戴いている。

これら力強い支援に加え、国際社会から寄せられた心温まるお見舞いの数々は、筆舌に尽し難い惨害を受けた被災地域の住民はもとより全ての日本国民を励まし勇気づけてくれた。同時に、この災害から復興し、明日への希望を持ち続けるための大いなる力となっている。

我々日本国民は、国際社会から受けた友情に心から感謝し、この気持ちをけっして忘れず、これからの復興の道を、国際社会の友人と共に歩んでいくことを誓う。そして、今後とも国際社会のために尽力していく決意を表明する。

ここに本院は、日本国民を代表し、支援を戴いたすべての人々、国家、地域、国際機関およびNGOに対して、あらためて深甚なる感謝の意を表明する。

右決議する。

日独交流150周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議案(川端達夫君外15名提出、決議第5号)[民主・自民・公明・みんな・国民・国守提出](平成23.4.22可決)

今から150年前の1861年、我が国は日・プロイセン修好通商条約に調印し、日本とドイツの前身であるプロイセンとの間に公式な関係が樹立された。

1871年にプロイセンを中心に統一を達成したドイツは、我が国が近代化に当たり模範とした国の一つであり、日独両国はお互いに影響を及ぼし合いながら、友好関係を築いてきた。

両国は、第一次世界大戦で敵対したものの、先の大戦においては、1940年に日独伊三国同盟を結び、同盟国となった。その後、各国と戦争状態に入り、多大な迷惑をかけるに至り、両国も多くの犠牲を払った。

しかし、両国は奇跡の経済復興を遂げ、同時に戦争への反省に立ち、今日、自由、民主主義、人権の尊重という基本的な価値観を分かち合いつつ、世界の平和と繁栄のために緊密に協力し

ている。さらに、両国の国民は、相互の文化と価値観に対する尊敬の念を基礎に、広範多岐にわたる交流を着実に進めている。

本院は、日独交流150周年に当たるこの機会に、今後とも我が国は、信頼関係に基づくパートナーであるドイツと共に、国際平和の実現に向けて最大限の努力を継続する所存であることを、ここに銘記する。

右決議する。

○ 否決したもの

予算委員長中井治君解任決議案（佐藤勉君外7名提出、決議第2号）〔自民・公明・みんな・日本提出〕（平成23.2.28否決）

本院は、予算委員長中井治君を解任する。

右決議する。

菅内閣不信任決議案（谷垣禎一君外10名提出、決議第6号）〔自民・公明・日本提出〕（平成23.6.2否決）

本院は、菅内閣を信任せず。

右決議する。



東日本大震災に関する決議

【第178回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑

平成23年9月13日に野田内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、

これに対して、同月14日及び15日に各党の代表質問が行われた。

(1) 野田内閣総理大臣の所信表明演説

(1 はじめに)

第178回国会の開会に当たり、東日本大震災、そして、その後も相次いだ集中豪雨や台風の災害によって亡くなられた方々の御冥福をお祈りします。また、被害に遭われ不自由な暮らしを余儀なくされている被災者の方々に、改めてお見舞い申し上げます。

このたび、私は、内閣総理大臣に任命されました。政治に求められるのは、いつの世も、正心誠意の4文字があるのみです。意を誠にして心を正す。私は、国民の皆様の声に耳を傾けながら、みずからの心を正し、政治家としての良心に忠実に、大震災がもたらした国難に立ち向かう重責を全力で果たしていく決意です。まずは、連立与党である国民新党初め各党各会派、そして国民の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

あの3月11日から、はや半年の歳月を経ました。多くの命と穏やかな故郷での暮らしを奪った大震災のつめ跡は、いまだ深く被災地に刻まれたままです。そして、大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故は、被災地のみならず、日本全国に甚大な影響を与えています。日本の経済社会が長年抱えてきた課題は残されたまま、大震災により、新たに解決が迫られる課題が重くのしかかっています。

この国難のただ中を生きる私たちが、決して忘れてはならないものがあります。それは、大震災の絶望の中で示された日本人の気高き精神です。

南三陸町の防災職員として、住民に高台への避難を呼びかけ続けた遠藤未希さん。防災庁舎の無線機から流れる彼女の声に、勇気づけられ、救われた命が数多くありました。恐

怖に声を震わせながらも最後まで呼びかけをやめなかった彼女は、津波にのまれ、帰らぬ人となりました。生きておられれば、今月結婚式を迎えるはずでした。

被災地の至るところで、みずからの命さえ顧みず、使命感を貫き、他者をいたわる人間同士の深いきずながありました。彼女たちが身をもって示した、危機の中で公に尽くす覚悟。そして、互いに助け合いながら、寡黙に困難を耐えた数多くの被災者の方々。日本人として生きていく誇りとあすへの希望が、ここに見出せるのではないのでしょうか。

忘れてはならないものがあります。それは、原発事故や被災者支援の最前線で格闘する人々の姿です。

先週、私は、原子力災害対策本部長として、福島第一原発の敷地内に入りました。2,000人を超える方々が、マスクと防護服に身を包み、被曝と熱中症の危険にさらされながら、事故収束のために黙々と作業を続けています。

そして、大震災や豪雨の被災地では、みずからが被災者の立場にありながらも、人命救助や復旧、除染活動の先頭に立ち、住民に向き合い続ける自治体職員の方々があります。御家族を亡くされた痛みを抱きながら、豪雨対策の陣頭指揮をとり続ける那智勝浦町の寺本眞一町長も、その1人です。

今この瞬間にも、原発事故や災害との闘いは続いています。さまざまな現場の献身的な作業の積み重ねによって、日本の今と未来は支えられています。私たちは、激励と感謝の念とともに、こうした人々にもっと思いをいたす必要があるのではないのでしょうか。

忘れてはならないものがあります。それは、

被災者、とりわけ福島の方々の抱く故郷への思いです。

多くの被災地が復興に向けた歩みを始める中、依然として先行きが見えず、見えない放射線の不安と格闘している原発周辺地域の方々の思いを、福島の高校生たちが教えてくれています。

福島に生まれて、福島で育って、福島で働く。福島で結婚して、福島で子供を産んで、福島で子供を育てる。福島で孫を見て、福島でひ孫を見て、福島で最期を過ごす。それが私の夢です。これは、先月、福島で開催された全国高校総合文化祭で、福島の高校生たちが演じた創作劇の中の言葉です。

悲しみや怒り、不安やいら立ち、あきらめや無力感といった感情を乗り越えて、あすに向かって一歩を踏み出す力強さがあふれています。こうした若い情熱の中に、被災地と福島の復興を確信できるのではないのでしょうか。

今般、被災者の心情に配慮を欠いた不適切な言動によって辞任した閣僚が出たことは、まことに残念でなりません。失われた信頼を取り戻すためにも、内閣が一丸となって、原発事故の収束と被災者支援に邁進することを改めてお誓いいたします。

大震災後も、世界は歩みをとめていません。そして、日本への視線も日に日に厳しく変化しています。日本人の気高い精神を賞賛する声は、この国の政治に向けられる厳しい見方にかき消されつつあります。政治が指導力を発揮せず物事を先送りすることを、日本化すると表現して、やゆする海外の論調があります。これまで積み上げてきた国家の信用が、今、危機に瀕しています。

私たちは、厳しい現実を受けとめなければなりません。そして、克服しなければなりません。目の前の危機を乗り越え、国民の生活を守り、希望と誇りある日本を再生するために、今こそ行政政府も立法府も、それぞれの役割を果たすべきときです。

(2 東日本大震災からの復旧・復興)

(復旧・復興の加速)

言うまでもなく、東日本大震災からの復旧復興は、この内閣が取り組むべき最大かつ最

優先の課題です。

これまでも政府は、地元自治体と協力をして、仮設住宅の建設、瓦れき撤去、被災者の生活支援などの復旧作業に全力を挙げてきました。発災当初から比べれば、かなり進展してきていることも事実ですが、迅速さに欠け、必要な方々に支援の手が行き届いていないという御指摘もいただいています。

この内閣がなすべきことは明らかです。復興基本方針に基づき、一つ一つの具体策を、着実に、確実に実行していくことです。

そのために、第3次補正予算の準備作業を速やかに進めます。自治体にとって使い勝手のよい交付金や復興特区制度なども早急に具体化してまいります。

復旧復興のための財源は、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うことが基本です。

まずは、歳出の削減、国有財産の売却、公務員人件費の見直しなどで財源を捻出する努力を行います。その上で、時限的な税制措置について、現下の経済状況を十分に見きわめつつ、具体的な税目や期間、年度ごとの規模などについての複数の選択肢を多角的に検討します。

省庁の枠組みを超えて、被災自治体の要望にワンストップで対応する復興庁を設置するための法案を早急に国会に提出します。被災地の復興を加速するため、与野党が一致協力して対処いただくようお願いをいたします。

(原発事故の収束と福島再生に向けた取組)

原発事故の収束は、国家の挑戦です。福島の再生なくして日本の信頼回復はありません。

大気や土壌、海水への放射性物質の放出を確実に食いとめることに全力を注ぎ、作業員の方々の安全確保に最大限努めつつ、事故収束に向けた工程表の着実な実現を図ります。世界の英知を集め、技術的な課題も乗り越えます。原発事故が再発することのないよう、国際的な視点に立って事故原因を究明し、情報公開と予防策を徹底します。

被害者の方々への賠償と仮払いも急務です。

長期にわたって不自由な避難生活を余儀なくされている住民の方々、家畜を断腸の思い

で処分された畜産業者の方々、農作物を廃棄しなければならなかった農家の方々、風評被害によって、ゆえなく廃業に追い込まれた中小企業の方々。厳しい状況に置かれた被害者の方々に対して、迅速、公平かつ適切な賠償や仮払いを進めます。

住民の方々の不安を取り除くとともに、復興の取り組みを加速するためにも、既に飛散してしまった放射性物質の除去や周辺住民の方々の健康管理の徹底が欠かせません。特に、子供や妊婦の方を対象とした健康管理に優先的に取り組みます。毎日の暮らしで口にする食品の安全、安心を確立するため、農作物や牛肉等の検査体制のさらなる充実を図ります。

福島第一原発の周辺地域を中心に、依然として放射線量の大変高い地域があります。

先祖代々の土地を離れざるを得ない無念さと悲しみをしっかりと胸に刻み、生活空間にある放射性物質を取り除く大規模な除染を、自治体の協力も仰ぎつつ、国の責任として全力で取り組みます。

また、大規模な自然災害や事件、事故など国民の生命身体を脅かす危機への対応に万全を期すとともに、大震災の教訓も踏まえて、防災に関する政府の取り組みを再点検し、災害に強い持続可能な国土づくりを目指します。

（3 世界的な経済危機への対応）

大震災からの復旧復興に加え、この内閣が取り組むべきもう一つの最優先課題は、日本経済の立て直しです。

大震災以降、急激な円高、電力需給の逼迫、国際金融市場の不安定化などが複合的に生じています。産業の空洞化と財政の悪化によって、国家の信用が大きく損なわれる瀬戸際にあります。

（エネルギー政策の再構築）

日本経済の立て直しの第一歩となるのは、エネルギー政策の再構築です。

原発事故を受けて、電力の需給が逼迫する状況が続いています。経済社会の血液ともいえるべき電気の安定的な供給がなければ、豊かな国民生活の基盤が揺るぎ、国内での産業活動を支えることができません。

ことしの夏は、国民の皆様による節電のお

かげで、計画停電を行う事態には至りませんでした。多大な御理解と御協力、ありがとうございました。

我慢の節電を強いられる状況から脱却できるよう、ここ1、2年にかけての需給対策を実行します。同時に、2030年までをにらんだエネルギー基本計画を白紙から見直し、来年の夏を目途に、新しい戦略と計画を打ち出します。その際、エネルギー安全保障の観点や費用分析などを踏まえ、国民が安心できる中長期的なエネルギー構成のあり方を、幅広く国民各層の御意見をお伺いしながら、冷静に検討してまいります。

原子力発電について、脱原発と推進という二項対立でとらえるのは不毛です。中長期的には原発への依存度を可能な限り引き下げていくという方向性を目指すべきです。同時に、安全性を徹底的に検証、確認された原発については、地元自治体との信頼関係を構築することを大前提として、定期検査後の再稼働を進めます。

原子力安全規制の組織体制については、環境省の外局として原子力安全庁を創設して、規制体系の一元化を断行します。

人類の歴史は、新しいエネルギー開発に向けた挑戦の歴史でもあります。化石燃料に乏しい我が国は、世界に率先して、新たなエネルギー社会を築いていかなければなりません。我が国の誇る高い技術力を生かし、規制改革や普及促進策を組み合わせ、省エネルギーや再生可能エネルギーの最先端のモデルを世界に発信します。

（大胆な円高・空洞化対策の実施）

歴史的な水準の円高は、新興国の追い上げなども相まって、空前の産業空洞化の危機を招いています。我が国の産業を牽引してきた輸出企業や中小企業がまさに悲鳴を上げています。このままでは、国内産業が衰退し、雇用の場が失われていくおそれがあります。そうならば、デフレからの脱却も、被災地の復興も、ままなりません。

欧米やアジア各国は、国を挙げて自国に企業を誘致する立地競争を展開しています。我が国が、産業の空洞化を防ぎ、国内雇用を維

持していくためには、金融政策を行う日本銀行と連携し、あらゆる政策手段を講じていく必要があります。

まずは、予備費や第3次補正予算を活用し、思い切って立地補助金を拡充するなどの緊急経済対策を実施します。さらに、円高メリットを活用して、日本企業による海外企業の買収や資源権益の獲得を支援します。

(経済成長と財政健全化の両立)

大震災前から、日本の財政は、国の歳入の半分を国債に依存し、国の総債務残高は1,000兆円に迫る危機的な状況にありました。大震災の発生により、こうした財政の危機レベルはさらに高まり、主要先進国の中で最悪の水準にあります。

国家の信用が厳しく問われる今、雪だるまのように債務が債務を呼ぶ財政運営をいつまでも続けることはできません。声なき未来の世代にこれ以上の借金を押しつけてよいのでしょうか。今を生きる政治家の責任が問われています。

財政再建は、決して一直線に実現できるような単純な問題ではありません。政治と行政が襟を正す歳出削減の道、経済活性化と豊かな国民生活がもたらす増収の道、そうした努力を尽くすとともに、将来世代に迷惑をかけるためにさらなる国民負担をお願いする歳入改革の道、こうした三つの道を同時に展望しながら歩む、厳しい道のりです。

経済成長と財政健全化は、車の両輪として同時に進めていかなければなりません。そのため、昨年策定された新成長戦略の実現を加速するとともに、大震災後の状況を踏まえた戦略の再強化を行い、年内に日本再生の戦略をまとめます。

こうした戦略の具体化も含め、国家として重要な政策を統括する司令塔の機能を担うため、産官学の英知を集め、既存の会議体を集約して、私が主宰する新たな会議体を創設します。

経済成長を担うのは、中小企業を初めとする民間企業の活力です。

地球温暖化問題の解決にもつながる環境エネルギー分野、長寿社会で求められる医療関

連の分野を中心に、新たな産業と雇用が次々と生み出されていく環境を整備します。また、海外の成長市場とのつながりを深めるため、経済連携の戦略的な推進、官民一体となった市場開拓を進めるとともに、海外からの知恵と資金の呼び込みも強化します。

農業は国のもとなりとの発想は今も生きています。

食は、命をつなぎ、命をはぐくみます。消費者から高い水準の安全、安心を求められるからこそ、農林漁業は、新たな時代を担う成長産業となり得ます。東北の被災地の基幹産業である農業の再生を図ることを突破口として、食と農林漁業の再生実現会議の中間提言に沿って、早急に農林漁業の再生のための具体策をまとめます。

農山漁村の地域社会を支える社会基盤の柱に、郵便局があります。地域のきずなを結ぶ拠点として郵便局が三事業の基本的なサービスを一体的に提供できるよう、郵政改革関連法案の早期成立を図ります。

また、地域主権改革を引き続き推進します。

(4 希望と誇りある日本に向けて)

東日本大震災と世界経済危機という二つの危機を克服することとあわせ、将来への希望にあふれ、国民一人一人が誇りを持ち、この国に生まれてよかったと実感できるよう、この国の未来に向けた投資を進めていかなければなりません。

(分厚い中間層の復活と社会保障改革)

かつて、我が国は、一億総中流の国と呼ばれ、世界に冠たる社会保障制度にも支えられながら、分厚い中間層の存在が経済発展と社会の安定の基礎となってきました。しかしながら、少子高齢化が急速に進み、これまでの雇用や家族のあり方が大きく変わり、人生の安全網であるべき社会保障制度にもほころびが見られるようになりました。かつて中間層にあって、今は生活に困窮している人たちも増加しています。

あきらめはやがて失望に、そして怒りへと変わり、日本社会の安定が根底から崩れかねません。失望や怒りではなく、ぬくもりある日本を取り戻さなければ、希望と誇りは生ま

れません。

社会保障制度については、全世代対応型へと転換し、世代間の公平性を実感できるものにならなければなりません。

具体的には、民主党、自由民主党、公明党の3党が合意した子供に対する手当の支給や幼保一体化の仕組みづくりなど、総合的な子ども・子育て支援を進め、若者世代への支援策の強化を図ることが必要です。

医療や介護の制度面での不安を解消し、地域の実情に応じた質の高いサービスを効率的に提供することも大きな課題です。

さらに、労働力人口の減少が見込まれる中で、若者、女性、高齢者、障害者の就業率の向上を図り、意欲あるすべての人が働くことができる全員参加型社会の実現を進めるとともに、貧困の連鎖に陥る者が生まれないう、確かな安全網を張らなければなりません。

本年6月に、政府・与党の社会保障・税一体改革成案が熟議の末にまとめられました。これを土台とし、真摯に与野党での協議を積み重ね、次期通常国会への関連法案の提出を目指します。

与野党が胸襟を開いて話し合い、法案成立に向け合意形成できるよう、社会保障・税一体改革に関する政策協議に各党各会派の皆様にご参加いただきますよう、心よりお願いいたします。

（世界に雄飛し、国際社会と人類全体に貢献する志）

日本人が希望と誇りを取り戻すために、もう一つ大事なことがあります。それは、決して内向きに陥らず、世界に雄飛する志を抱くことです。

明治維新以来、先人たちは、果敢に世界に挑戦することにより繁栄の道を切り開いてきました。国際社会の抱える課題を解決し、人類全体の未来に貢献するために、私たち日本人にしかできないことが必ずあるはずです。新たな時代の開拓者たらんという若者の大きな志を引き出すべく、グローバル人材の育成や、みずから学び考える力をはぐくむ教育など、人材の開発を進めます。

また、豊かなふるさとを目指した新たな地

域発展モデルの構築や、海洋資源の宝庫と言われる周辺海域の開発、宇宙空間の開発利用の戦略的な推進体制の構築など、新しい日本のフロンティアを開拓するための方策を検討していきます。

（政治・行政の信頼回復）

国民の皆様、政治、行政への信頼なくして国は成り立ちません。行政改革と政治改革の具体的な成果を出すことを通じて、信頼の回復に努めます。

既に、終戦直後の昭和21年、国民の信頼を高めるため、行政の運営を徹底的に刷新する旨の閣議決定がありました。60年以上を経たにもかかわらず、行政刷新は道半ばです。行政に含まれる無駄や非効率を根絶し、真に必要な行政機能の強化に取り組む、こうした行政刷新は、不断に継続、強化しなければなりません。

政権交代後に取り組んできた仕分けの手法を深化させ、政府・与党が一体となって、国民の生活が第一の原点に立ち返り、既得権と闘い、あらゆる行政分野の改革に取り組みます。

真に国民の奉仕者として、能力を発揮し、効率的で質の高い行政サービスを実現できるよう、国家公務員制度改革関連法案の早期成立を図り、国家公務員の人件費削減とあわせて、公務員制度改革の具体化を進めます。

政治改革で最優先すべき課題は、憲法違反の状態となっている一票の格差の是正です。

議員定数の問題を含めた選挙制度のあり方について、与野党で真剣な議論が行われることを期待します。

（5 新たな時代の呼び掛けに応える外交・安全保障）

（我が国を取り巻く世界情勢と安全保障環境の変化）

我が国を取り巻く世界の情勢は、大震災後も日々変動し続けています。新興国の存在感が増し、多極化が進行する新たな時代の呼びかけに対して、我が国の外交もしっかりとこたえていかなければなりません。

我が国を取り巻く安全保障環境も不透明性を増しています。そうした中で、地域の平和

や安定を図り、国民の安全を確保すべく、平時からいかなる危機にも迅速に対応する体制をつくることは、国として当然に果たすべき責務です。

昨年末に策定した新防衛大綱に従い、即応性、機動性等を備えた動的防衛力を構築し、新たな安全保障環境に対応していきます。

（日米同盟の深化・発展）

日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための公共財であることに変わりはありません。

半世紀を超える長きにわたり深められてきた日米同盟関係は、大震災でのトモダチ作戦を初め、改めてその意義を確認することができました。首脳同士の信頼関係を早期に構築するとともに、安全保障、経済、文化、人材交流を中心にさまざまなレベルでの協力を強化し、21世紀にふさわしい同盟関係に深化、発展させていきます。

普天間飛行場の移設問題については、日米合意を踏まえつつ、普天間飛行場の固定化を回避し沖縄の負担軽減を図るべく、沖縄の皆様にも誠実に説明し、理解を求めながら、全力で取り組みます。また、沖縄の振興についても積極的に取り組みます。

（近隣諸国との二国間関係の強化）

今後とも世界の成長センターとして期待できるアジア太平洋地域とは、引き続き政治経済面での関係を強化することはもちろん、文化面での交流も深め、同じ地域に生きる者同士として、信頼を醸成し、関係強化に努めます。

日中関係では、来年の国交正常化40周年を見据えて、幅広い分野で具体的な協力を推進し、中国が国際社会の責任ある一員として、より一層の透明性を持って適切な役割を果たすよう求めながら、戦略的互惠関係を深めます。

日韓関係については、未来志向の新たな100年に向けて、一層の関係強化を図ります。

北朝鮮との関係では、関係国と連携しつつ、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を図り、不幸

な過去を清算して、国交正常化を追求します。

拉致問題については、我が国の主権にかかわる重大な問題であり、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くします。

日ロ関係については、最大の懸案である北方領土問題を解決すべく精力的に取り組むとともに、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に努めます。

（多極化する世界とのつながり）

多極化する世界において、各国との確かなきずなをはぐくんでいくためには、世界共通の課題の解決とともに挑戦する大きな志が必要です。こうした志あるきずなを、官民のさまざまな主体が複層的に広げていかなければなりません。

大震災からの復旧復興も、そうした取り組みの一例です。被災地には、世界各国から温かい支援が数限りなく寄せられました。これは、戦後の我が国による国際社会への貢献と信頼の大きな果実とも言えるものです。

我が国は、唯一の被爆国であり、未曾有の大震災の被災国でもあります。各国の先頭に立って核軍縮、核不拡散を訴え続けるとともに、原子力安全や防災分野における教訓や知見を他国と共有し、世界への恩返しをしていかなければなりません。

国と国との結びつきを経済面で強化する取り組みが経済連携です。これは、世界経済の成長を取り込み、産業空洞化を防止していくためにも欠かせない課題です。

包括的経済連携に関する基本方針に基づき、高いレベルの経済連携協定の締結を戦略的に追求します。具体的には、日韓、日豪交渉を推進し、日・EU、日中韓の早期交渉開始を目指すとともに、TPP、環太平洋パートナーシップ協定への交渉参加について、しっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出します。

資源、エネルギーや食料の安定供給の確保などの面でも、経済外交を積極的に進めます。また、途上国支援、気候変動に関する国際交渉への対応、中東、北アフリカ情勢への対応や脆弱国家対策といった諸課題にも、我が国

として積極的に貢献していきます。

(6 むすびに)

政治とは、相反する利害や価値観を調整しながら、粘り強く現実的な解決策を導き出す営みです。議会制民主主義の要諦は、対話と理解を丁寧に重ねた合意形成にあります。

私たちは、既に、前政権のもとで、対話の積み重ねによって解決策を見出してきました。ねじれ国会の制約は、議論を通じて合意を目指すという、立法府が本来あるべき姿に立ち返る好機でもあります。

ここにお集まりの国民を代表する国会議員の皆様、そして国民の皆様、改めて申し上げます。

この歴史的な国難から日本を再生していくため、この国の持てる力のすべてを結集しよ

うではありませんか。閣僚は一丸となって職責を果たす。官僚は専門家として持てる力を最大限に発揮する。与野党は徹底的な議論と対話によって懸命に一致点を見出す。政府も、企業も、個人も、すべての国民が心を合わせて、力を合わせて、この危機に立ち向かおうではありませんか。

私は、この内閣の先頭に立ち、一人一人の国民の声に、心の叫びに、真摯に耳を澄まします。正心誠意、行動します。ただ国民のためを思い、目の前の危機の克服と宿年の課題の解決のために、愚直に、一步一步、粘り強く、全力で取り組んでいく覚悟です。

皆様の御理解と御協力を改めてお願いして、私の所信の表明といたします。

御清聴ありがとうございました。



野田内閣総理大臣の所信表明演説（第178回国会）

(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（9月13日）に対する質疑は、14日に谷垣禎一君（自民）、樽床伸二君（民主）及び古川禎久君（自民）が行い、15日には井上義久君（公明）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民）、渡辺喜美君（みんな）及び下地幹郎君（国民）が行った。

質疑の主なもの、次のとおりである。

（民主党のマニフェスト）

①「子どもに対する手当の制度の在り方についての3党合意」に関する質疑に対して、「平成24年度以降の制度は、児童手当法の改正で対応することが確認されているが、以前の児童手当がそのまま復活するものではなく、今後、合意に基づき3党で十分に協議を行い、平成23年末までに具体的な制度を取りまとめてもらいたいと考えている」旨の答弁があった。

②「マニフェストの中間検証」に関する質疑に対して、「中間検証は8月26日に取りまとめられたものである。掲げた政策で実現できていないものがある理由として、経済状況の変化、ねじれ国会、東日本大震災、作成時の検討、検証が不十分なことなどが列挙されているが、これらの理由に順位付けはなく、いずれもが実現のハードルとなっている。このうち、検討、検証が不十分なことは民主党自身の責任であり、真摯に反省しなければならないとされ、中間検証と同じ認識である」旨の答弁があった。

③「マニフェスト実行のための財源問題」に関する質疑に対して、「公共事業の見直し、事業仕分け等を通じた、いわゆる埋蔵金の確保については、マニフェストに掲げた金額に2年間でほぼ達した。補助金や人件費の削減、租税特別措置の見直し等については、全力を挙げてきたが、掲げた金額に達しておらず、この点、検証に不十分な点があったことを率直に認める。今後、3党合意を踏まえて進めていきたいと考えており、野党からも御意見を頂戴したい」旨の答弁があった。

④「マニフェストの見直し」に関する質疑に対して、「マニフェストは国民との約束であり、現下の厳しい状況においても、政策の優

先順位と選択に基づき、更に努力を重ね、その理念を貫いていきたい。今後、大震災からの復興、原発事故の収束と被災者支援の更なる推進を着実に進めつつ、個別具体の政策については、これまでの他党との合意を踏まえ、政党間協議を進めていきたい」旨の答弁があった。

（政治と金の問題）

「政治資金に関する国会での説明責任及び小沢民主党元代表の党内処分」に関する質疑に関して、「政治家個人の政治資金問題は、政治家それぞれが説明し、適正な措置を講ずるものであり、私個人も含め、各々が記者会見や国会答弁等で説明してきたところと考える。最近指摘された外国人からの寄附の問題は、誠実に対応していきたいと考え、専門家の協力を得て調査している。結果が出たら改めて報告したい。また小沢元代表については、党内手続に手順を踏んでおり、これから公判が開始されることも踏まえ、状況を見定めながら適切に対処していきたい」旨の答弁があった。

（東日本大震災からの復旧・復興）

①「復興財源」に関する質疑に対して、「復興事業を復興債で賄うことが、3党合意に盛り込まれ、復興基本法及び復興基本方針にも定められているので、これらに沿って対応していきたい。また日本郵政株式会社の株式は現在その処分が停止されているが、郵政改革関連法案の成立により、その売却が可能となるため、同法案の早期成立を目指し、売却に向けた環境整備を含め、努力していきたい。さらに、復旧復興のための具体的な税制措置は、税制調査会から、具体的な税目、年度ごとの規模等を組み合わせた複数の選択肢が復興対策本部へ報告され、与野党の協議を経て決定される。与野党協議に積極的な参加をお願いしたい」旨の答弁があった。

②「復興庁の設置」に関する質疑に対して、「被災地の要望をしっかりと受け止め、復興を加速していくためには、省庁の枠組みを超え、被災自治体の要望にワンストップで対応

できるよう、復興庁の設置が重要と考える。そのために必要な法案を早急に国会へ提出する」旨の答弁があった。

③「復興特区制度の早期創設」に関する質疑に対して、「地域における創意工夫を生かした復興を図るため、規制・制度の特例措置、税財政、金融上の支援措置を講ずる復興特区制度を可能な限り早期に実行に移せるよう、必要な法案を早急に国会へ提出する」旨の答弁があった。

④「二重ローン問題」に関する質疑に対して、「6月17日に決定した政府の対応方針等に基づき、債権の買取り等を行う産業復興機構を県ごとに設立することとしており、現在、具体的な支援の方法も含め、県や地域金融機関と精力的に調整を進めており、早急に設立することを考えている」旨の答弁があった。

⑤「被災地の雇用対策」に関する質疑に対して、「雇用なくして被災地の再生はないと強く実感しており、今後、本格的な安定雇用を生み出すため、これまでの『日本はひとつ』しごとプロジェクトの推進に加え、第3次補正予算に向けて、産業政策と一体となった雇用面の支援や、若者、女性、高齢者、障害者の雇用機会の確保について検討していく」旨の答弁があった。

（福島第一原子力発電所事故への対応）

①「原発事故の原因と事故の収束」に関する質疑に対して、「今回のような事故をあらかじめ想定し、十分な対策を準備できなかったことは事実であり、この点を真摯に反省し、事故が再発することのないよう、事故原因を究明し、情報公開と予防策を徹底する。さらに、原子力安全規制の組織体制を見直し、原子力安全庁を創設するとともに、事故原因の徹底的な検証を踏まえつつ、安全規制を抜本的に強化するなど、世界最高水準の安全性を確保すべく取り組んでいく。事故の収束は、国家として責任を持って取り組むことは当然であるが、世界の英知を集め、技術的な課題も乗り越えなければならない国家の挑戦である」旨の答弁があった。

②「東京電力の損害賠償」に関する質疑に対して、「今回の原発事故により被害を受け

た全ての方々が、その損害額全てについて迅速かつ適切に賠償を受けられることが何よりも重要と考える。自主避難の取扱いについては、原子力損害賠償紛争審査会で改めて検討されることと承知している。賠償の支払方法については、東京電力に対し、請求手続の簡素化や被害実態に即した賠償の支払を着実に促していきたい。国においても原子力損害賠償支援機構を通じた賠償支援及び当事者間の和解交渉の仲介体制の整備などを通じ、適切かつ迅速な賠償を促進していく」旨の答弁があった。

③「放射性物質による汚染の対処」に関する質疑に対して、「汚染された廃棄物の処理や土壌等の除去は喫緊の課題である。放射性物質環境汚染対処特措法について、まず基本方針の閣議決定と基準等の策定を急ぎ、あわせて除染技術や体制の整備を行い、平成24年1月1日の全面施行へ万全を期していく。また、汚染された廃棄物や除染後に出る土壌を保管、処分するための安全な施設の確保について、国が責任を持ってロードマップを作成し、公表したい。特措法に基づく除染等の措置は、東京電力の負担で実施するという基本原則も踏まえつつ、政府として緊急的に必要な財政的措置を図っていく」旨の答弁があった。

④「原子力発電所の新增設、再稼動」に関する質疑に対して、「現状では新增設は困難で、中長期的には原発への依存度を可能な限り引き下げていくべきであり、他方、建設中の発電所等は、立地地域の方々の意見も踏まえながら、個別の事案に応じて検討していく必要があると考える。また停止中の発電所の再起動については、事業者が行ったテストの評価及びその妥当性の確認、地元の理解や、国民からの信頼といった点から、政治レベルで総合的に判断を行う。さらに既存の全ての発電所について、ストレステストの2次評価を実施し、安全性の検証、確認を行った上、運転の継続について判断を行っていく」旨の答弁があった。

⑤「福島県再生のための特別法及び福島復興再生基金等」に関する質疑に対して、「福

島の原子力災害からの復興については、復興の基本方針において、長期的な視点から国が継続して責任を持って再生・復興に取り組むとされているように、国を挙げて取り組んでいく。特別法の制定については、福島県から賜った要望を踏まえ、なるべく早い時期に対応できるよう、速やかに検討を行っていく。また、復興のための財政支援については、現在、第3次補正予算案の中で検討中であり、あわせて基金についても検討を行わせているところである」旨の答弁があった。

(エネルギー政策)

①「前総理が掲げた脱原発」に関する質疑に対して、「方向性は前総理と同じ考えであり、脱原発と推進という二項対立で捉えるのではなく、中長期的には原発への依存度を可能な限り引き下げていくという方向性を目指すべきと考える。同時に、安全性を徹底的に検証し、確認されたものは、地元自治体との信頼関係の構築を大前提とし、定期検査後の再稼働を進める。国民が安心できる中長期的なエネルギー構成の在り方について、幅広く国民各層の意見を聞きながら、エネルギー・環境会議を中心に、今後冷静に検討していきたい」旨の答弁があった。

②「エネルギー政策の検討の在り方」に関する質疑に対して、「7月にエネルギー・環境会議で決定した中間的な整理を通じ、国民各層の幅広い意見を踏まえ、平成24年夏を目途に革新的エネルギー・環境戦略の策定を行っていく。エネルギー基本計画は白紙から抜本的に見直し、新しい戦略と計画を打ち出すこととしているが、その際、総合資源エネルギー調査会の委員に、これまでの政策に批判的な委員の数を増やすなど、できる限りオープンでバランスのとれた議論ができるよう見直しを行うとともに、幅広く国民各層の意見をもらう場を持ちながら検討を進めていく」旨の答弁があった。

③「省エネルギーの今後の目標と促進策」に関する質疑に対して、「我が国はこれまで、官民を挙げた取組により、世界最高水準のエネルギー効率を実現してきたが、震災後の状況の変化を踏まえ、省エネルギーの推進が一

層重要になったと認識している。具体的な目標については、今後、エネルギー政策全体を議論していく中で検討を進めていくが、世界最先端のモデルを構築すべく、省エネ設備、機器の導入支援、技術開発等、様々な政策を一段と強化していく」旨の答弁があった。

④「再生可能エネルギーの導入目標」に関する質疑に対して、「導入拡大について、様々な意見を伺いながら積極的に取り組んでいきたいと考えている。固定価格買取制度の導入に加え、規制・制度改革や研究開発などを総動員して取り組んでおり、今後とも最大限の努力を重ねていく」旨の答弁があった。

⑤「エネルギー基本計画の策定と2020年温室効果ガス25%削減目標」に関する質疑に対して、「エネルギー政策見直しの際には、エネルギー政策基本法にも規定されている地球温暖化防止の観点も踏まえつつ、国民が安心できる中長期的なエネルギー構成の在り方を検討していく必要があると考えており、現時点で温室効果ガスの削減目標を変更しているわけではない」旨の答弁があった。

(外交・安全保障政策)

①「東アジア共同体構想」に関する質疑に対して、「豊かで安定したアジア太平洋地域の実現は、日本の平和、安定、繁栄にとって不可欠であるとの考えのもと、ASEAN、東アジア首脳会議、APECなどの枠組みを活用し、開かれた形で重層的な地域協力のネットワークを強化していく方針である。このような地域協力に関する基本的な考え方に変わりはない」旨の答弁があった。

②「普天間飛行場の移設を含む日米同盟関係」に関する質疑に対して、「同盟を基礎とした日米の信頼関係は、長い歴史を持ち、軽々に揺らぐものではない。普天間飛行場移設をはじめとする諸課題を着実に実施していくことは、その信頼を維持強化し、日米同盟を更に深化、発展させるために極めて重要だ。移設問題については、飛行場の固定化を回避し、沖縄の負担軽減を図るべく全力で取り組む」旨の答弁があった。

③「普天間飛行場の移設問題と沖縄の声」に関する質疑に対して、「普天間飛行場の辺

野古沖への移設とともに、約8,000名の海兵隊員のグアム移転や嘉手納以南の土地の返還等を内容とする現在の日米合意は、全体として、少なくとも現状に比べ沖縄の大きな負担軽減につながると考えており、引き続き沖縄の人々の理解を得るべく、誠実に努力していく。沖縄において県外移設を求める声があることは承知しているが、引き続き、日米合意を踏まえつつ、沖縄の人々に誠意を持って説明し、理解を求めながら、移設に向けて全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

④「日中関係」に関する質疑に対して、「日中関係は、アジア太平洋地域、ひいては世界にとっても重要な関係と認識しており、平成24年の国交正常化40周年を見据えつつ、大局的観点から幅広い分野で具体的な協力を推進し、戦略的互惠関係を深めていく。一方、透明性を欠いた国防力の強化や、海洋活動の活発化には懸念を有している。中国には国際社会の責任ある一員として、適切な役割を期待する。日中双方の都合の良い時期に訪中したい」旨の答弁があった。

⑤「武器輸出三原則等の見直し」に関する質疑に対して、「防衛大綱の見直しの過程で様々な意見があった経緯を踏まえ、新防衛大綱においては、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策を検討する旨規定されている。もとより武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、政府としては、この基本理念は引き続き堅持していく」旨の答弁があった。

⑥「自主防衛の覚悟」に関する質疑に対して、「国の防衛は国家が担うべき最も基本的な施策であり、また、その根幹となるのは、我が国自身が主体的に行う努力であると認識している。我が国を取り巻く安全保障環境は不透明性を増しており、そうした中で、いかなる危機にも迅速に対応する体制を構築すべく、平成22年末に策定した新防衛大綱においても、我が国の安全保障の目標を達成するための根幹となるのは、自らが行う努力であるとの認識に基づき、同盟国等とも連携しつつ、平素から国として総力を挙げて取り組むこと

としている。今後とも、こうした考え方に立って、我が国の平和と安全の確保に万全を期していく」旨の答弁があった。

(構造改革)

①「行政刷新の取組」に関する質疑に対して、「これまで3回にわたって実施してきた事業仕分けにより、行政の透明性を飛躍的に高め、大幅な無駄の削減を実現するなどの成果を挙げてきたと認識している。また、事業仕分けは、独立行政法人改革や特別会計改革といった大きな改革の動きへとつながり、行政刷新の取組全体の原動力となっている。道半ばであるが、仕分けの手法を深化させ、行政に含まれる無駄や非効率を根絶し、真に必要な行政機能の強化に取り組んでいきたいと考えている」旨の答弁があった。

②「国家公務員人件費2割削減」に関する質疑に対して、「地方分権推進に伴う地方移管、各種手当、退職金等の水準や定員の見直し、労使交渉を通じた給与改定など、様々な手法を組み合わせることにより平成25年までに目途をつけることとし、2割削減という目標の達成に向けて取り組んでいるところである。特に給与については、平成23年6月3日におおむね8%を減額する法案を国会に提出しており、まずはこの法案の早期成立に協力をお願いしたい」旨の答弁があった。

③「国家公務員の再就職あっせん禁止と再就職等監視委員会の立ち上げ」に関する質疑に対して、「民主党政権発足後、直ちに府省庁による再就職のあっせん禁止を内閣の方針とし、独立行政法人の役員を公募するなど、再就職の適正化について取り組んできた。これに加え、再就職等規制の監視機能強化を目的の一つとする国家公務員制度改革関連法案の早期成立を図っていく。再就職等監視委員会については、前国会において同意人事案の採決が行われなかったが、今後、改めて人事案を国会に提出し、同意が得られ次第速やかに立ち上げ、規制違反行為の監視に万全を期していく」旨の答弁があった。

④「地域主権改革」に関する質疑に対して、「地域のことは地域住民が責任を持って決められるようにするための重要な改革であり、

この課題に取り組む姿勢に変わりはない。引き続き、地域主権戦略大綱や出先機関改革のアクション・プランに基づき、地域主権戦略会議を中心に党の協力も得ながら着実に推進していく。地方に関わる様々な重要政策課題については、国と地方の協議の場を活用し、地方の意見を十分に反映していく。また、一般の東日本大震災の復興事業においても、自治体にとって使い勝手のよい交付金や復興特区制度などの施策を具体化していく」旨の答弁があった。

⑤「災害対策インフラとしての社会資本整備」に関する質疑に対して、「災害時に重要な機能を果たす道路をはじめ、安全、安心な国民生活を支えるために真に必要な社会資本整備について、戦略的に実施していくことが必要であると認識している」旨の答弁があった。

（財政政策）

①「新しい財源としての特別会計の剰余金等の活用及び国有財産の売却」に関する質疑に対して、「特別会計の剰余金、積立金については、一般会計の財源として既に最大限活用してきたが、今後も活用できるものについては、その確保に努めていく。また、国有財産については、財源確保という観点から売却すべきものは積極的に売却し、税外収入の確保に努めていく。特に日本郵政株式会社の株式は、仮に売却が確定した場合には、それ以降、東日本大震災復興財源フレームの見直しの際に売却収入を織り込むことになる」旨の答弁があった。

②「無利子非課税国債の発行」に関する質疑に対して、「相続税や贈与税を減免するもので、無利子ゆえに失われる利子収入よりも軽減される相続税額の方が大きい人が主に購入するものと想定され、国の財政収支は、その分悪化するものとなるかもしれない。現在、国債の発行、消化が総じて円滑に行われている中、こうした特別な国債が必要か、また、税の公平性や、市場経済への影響等の観点から、慎重に検討したいと考えている」旨の答弁があった。

③「一般会計から国債整理基金への定率繰

入れの停止」に関する質疑に対して、「定率繰入れは、財政規律を確保するための重要な柱であり、国債償還に対する市場の信認の礎となっているため、これを停止することは、市場の信認を損なうおそれがあり、停止した分だけ国債償還の負担を将来へ先送りするにすぎず、財源とはならず適当でないと考えている」旨の答弁があった。

④「日銀の国債引受け」に関する質疑に対して、「戦前戦中に多額の公債を日銀引受けにより発行した結果、急激なインフレが生じたことへの反省から、財政法において禁止されている。東日本大震災からの復興財源については、復興基本方針に基づき、次の世代に負担を先送りせず、今を生きる世代全体で連帯して分かち合うことを基本とし、できる限り歳出の削減や国有財産の売却等の努力を行った上で時限的な税制措置の検討を進めていく」旨の答弁があった。

⑤「故松下幸之助氏の無税国家論」に関する質疑に対して、「松下氏は無税国家という大きな理想を掲げられたが、同時に国の重要課題の一つである財政危機について真剣に考え、国債残高の増大に歯止めをかける必要性を主張しておられた。今や、松下氏が想定していたよりも、はるかに深刻な財政状況を招いており、これ以上の借金を将来の世代に残してしまうことは断固阻止しなければならない。その一方で、経済成長と財政健全化は、車の両輪として同時に進めていかなければならない。そのため、平成22年に策定された新成長戦略の実現を加速するとともに、大震災後の状況を踏まえた戦略の再強化を行い、平成23年内に日本再生の戦略をまとめ、経済成長につなげていきたいと思っている。これが、松下氏に対して、私が一番やらなければならない使命と考えている」旨の答弁があった。

（税制等改革）

①「税制抜本改革のスケジュール」に関する質疑に対して、「消費税を含む税制の抜本改革の具体的内容を定める法案について、社会保障・税一体改革成案に基づき、平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に従って、平成23年度中の法案提出に向けて準

備を進めていく。各党各会派には、政策協議に参加をお願いしたい」旨の答弁があった。

②「社会保障財源を確保するための税目」に関する質疑に対して、「国民が将来に不安を持たないようにするため、社会保障の安定財源を確保し、同時に財政健全化を達成するための社会保障と税の一体改革は、先送りできない課題である。安定財源となる税収は、一定規模の財政需要を賄い、かつ経済動向や人口構成の変化に左右されにくいことが求められ、消費税は主要な財源にふさわしい税目であると考えている」旨の答弁があった。

③「消費税率の引上げ時期」に関する質疑に対して、「社会保障・税一体改革成案では、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まず、2010年代半ばまでに段階的に税率を10%まで引き上げるとされ、また、税制抜本改革の実施は、経済状況の好転が条件であり、実施過程で予期せぬ経済変動が生じた際には柔軟に対応するとされている。具体的な引上げ時期については、今後、政府・与党内の議論及び与野党協議等を踏まえ決定し、実施前に民意を問うべきものと考えている」旨の答弁があった。

（農業・林業政策）

①「農家の戸別所得補償制度」に関する質疑に対して、「戸別所得補償制度は、全国一律単価としているため、農地の集積や集落営農の組織化によりコストダウンを図った場合には、所得が増加する仕組みであり、規模拡大を誘導する効果を有している。本年度から規模拡大加算を新たに導入しているが、農業者の評価は高く、加入者は昨年度を上回っている。引き続き本制度の着実な実施を進めるとともに、今般の3党合意を踏まえ、平成24年度以降の本制度の在り方について、政策効果の検証をもとに必要な見直しを検討してい

く」旨の答弁があった。

②「森林の整備、保全及び林業の再生」に関する質疑に対して、「森林は、水源の涵養、土砂災害防止、地球温暖化防止などの公益的機能を有しており、森林・林業の再生を図り、緑豊かな国土を次世代に伝えていくことが政治の使命と考えている。今後、森林・林業基本計画に基づき、森林施業の集約化、路網整備、人材育成、地域材の利用拡大等の施策により、森林の適切な整備、保全、林業の再生、森林・林業を支える山村振興に努めていく」旨の答弁があった。

（TPP協定）

「TPPへの参加の是非」に関する質疑に対して、「世界経済の成長を取り込み、産業空洞化を防止していくためには、国と国との結び付きを経済面で強化する経済連携の取組を欠かすことはできない。このため、包括的経済連携に関する基本方針に基づき、高いレベルの経済連携協定の締結を戦略的に追求していく。同時に農業の活性化や再生も重要であり、農業は国のもとなりという発想のもと、東北の被災地の基幹産業である農業の再生を図ることを突破口として、先般取りまとめた食と農林漁業の再生実現会議の中間提言に沿って、早急に農林漁業の再生のための具体策をまとめる。TPP協定については、随時、関係国との間で情報収集や協議を行ってきている。その結果得られた情報については、国益を確保する観点から、様々な検討、分析を行うとともに、国民の理解を深めるため、可能な限り説明に努めてきており、今後とも努めていく考えである。8月15日に閣議決定した『政策推進の全体像』にあるような広範な視点も踏まえて、協定への交渉参加について、しっかりと議論をし、できるだけ早期に結論を出したいと考えている」旨の答弁があった。

2 主な議案等の経過

年 月 日	議 案 等
平成23年 9月13日	○今回の臨時会の会期は9月16日まで4日間とするの件（議長発議）〈可決〉 討論 馳浩君（自民） ○国務大臣の演説 ・野田内閣総理大臣の所信表明演説
9月14日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 谷垣禎一君（自民）、樽床伸二君（民主）、古川禎久君（自民） 答弁 野田内閣総理大臣
9月15日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 井上義久君（公明）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民）、渡辺喜美君（みんな）、下地幹郎君（国民） 答弁 野田内閣総理大臣、安住財務大臣、枝野経済産業大臣、蓮舫公務員制度改革担当大臣
9月16日	○本国会の会期を9月17日から30日まで14日間延長するの件（議長発議） 〈可決〉

【第179回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑

平成23年10月28日に野田内閣総理大臣の所信表明演説、安住財務大臣の財政演説が衆議院本会議において行われ、これに対し

て、同月31日及び11月1日に各党の代表質問が行われた。

(1) 野田内閣総理大臣の所信表明演説

(はじめに)

第179回国会に当たり、私の所信を申し上げます。

東日本大震災からの復興に歩み始めた被災地で、改革に情熱を傾ける全国各地の農村や漁村で、歴史的な円高に立ち向かう中小企業の町で、そして欧州に発したあらしが吹き荒れる国際金融市場で、今、私たち政治家の覚悟と器量が問われています。

この国会がなし遂げなければならないことは明確です。被災地の復興、原発事故の収束、そして日本経済の立て直しを大きく加速するために、1日も早く第3次補正予算とその関連法案の成案を得て、実行に移すことです。これは、政府・与党と各党会派の皆様との共同作業にほかなりません。この苦難の日々を懸命に生き抜く現在の日本人と、この国の未来を託す将来の日本人への責任を、ともに果たしていこうではありませんか。

苦しむ人々の力になりたいという願いは、日本じゅうにあふれています。

何よりも、被災者の方々が、みずからが救援物資を分け合い、避難所で支え合いました。そして、これまでに延べ約80万人の方々が被災地での支援活動にボランティアとして参加していただき、集まった義援金は3,000億円以上に上っています。どんな困難の中でも他者をいたわる心は、世界に誇るべき日本人の気高き精神です。しかし、それだけでは、未曾有の大震災から被災地が立ち直り、日本経済を立て直していくことはできません。被災地の町や暮らしをもとどおりにし、復興に向けて歩む道を確認なものとしていくためには、

少なくとも5年間で20兆円近くが必要になると試算されています。これだけ巨額の資金は、国会が決断しなければ手当てすることはできません。

国会の決断を担うのは国民を代表する国会議員の皆様であり、ほかのだれでもありません。これまで積み重ねてきた議論を成案として仕上げ、今の私たちにしかできない、国家国民のための大仕事をともになし遂げようではありませんか。

(被災地の復興を大きく加速するために)

歴史に輝く世界遺産平泉は、平安末期に、争乱で荒れ果てた東北の地を復興する営みの中で生まれました。明治期の大火災で町を焼かれた川越や高岡の人々は、耐火建築として蔵づくりを広め、風情ある町並みを後世に残しました。関東大震災の瓦れきは、海に埋め立てられ、横浜の名所としてにぎわう山下公園に姿を変えています。

繰り返す戦禍や災害に打ちのめされながらも、先人たちは、あすに向かって希望の種をまき、大きく育ててきたのです。今般の東日本大震災も、その例に漏れません。

住民とのひざ詰めの話し合いを繰り返し、独自の復興プランを必死につくり上げようとしている被災自治体に対して、まずは財源面での確かな裏づけを行います。地域主権改革の理念に沿って、被災自治体に使い勝手のよい交付金を創設するとともに、自主事業を思い切って支援し、各種の補助事業でも自治体の負担分を実質的にゼロにします。

仮設住宅に移られた被災者の方々の多くが、働く場の確保に次なる不安を感じておられます。

道路や港湾といったインフラを本格的に復旧し、雇用創出の基金や中小企業グループ化補助金の積み増し、就職支援策の強化などにより、被災者のこれからの暮らしの安心を支えます。

また、津波を浴びた農地から塩分を洗い流し、漁船や養殖場を取り戻すことにより、土を愛し、豊饒な海とともに生きてきた被災地の農林漁業を力強くよみがえらせます。

しゃくし定規な国の決まり事が復興プランを邪魔してはなりません。

大胆な規制緩和や税制の特例を認める復興特区制度を創設し復興を加速するとともに、被災地の強みを生かした最先端のモデル地域づくりを制度面で応援します。

また、復興特区において法人税を5年間無税にするといった前例のない措置によって、新たな企業の投資を内外から呼び込みます。

新設する復興庁には、霞が関の縦割りを排する強い調整・実施権限を持たせ、各被災地に支部を置き、ワンストップで要望に対応します。被災地に寄り添う優しさと、前例にとらわれず果敢に実行する力強さをあわせ持った機関とし、国と被災地を太いきずなで結びつけます。

また、今般の大震災で得た教訓を生かし、自然災害に強い地域づくりを被災地のみならず全国に広めていくため、まずは、津波防災地域づくり法案の成立を図ります。

(原発事故の1日も早い収束のために)

福島の再生なくして日本の再生なし、この切なる願いと断固たる決意を、私は何度でも繰り返します。

1日も早く原発事故を収束させるため、原子炉の年内の冷温停止状態の達成を初め、工程表の着実な実現に全力を尽くす国家の意思は、揺るぎありません。

これまでに、放出される放射線量は事故当初より大きく減少し、緊急時避難準備区域も解除に至っておりますが、周辺住民の方々が、安心して故郷に帰り、日常の暮らしを取り戻す日まで、事故との戦いは決して終わりません。

早くお外で鬼ごっこやリレーをしたい、お

友達とドングリ拾いやきれいな葉っぱ集めをして遊びたい、前歯が抜けたままの顔で屈託なく笑う福島幼稚園児たちの言葉が、私の脳裏から離れません。

それぞれの地域で、公共の場だけではなく、住民の皆様の生活空間も含めて、除染を徹底的に進めることが急務です。政府を挙げて取り組む体制を整備し、適切な実態把握と大規模な除染を国の責任として進め、周辺住民の方々と国民全体の抱く不安を少しでも早く解消してまいります。

また、福島再生のための独自の基金を設け、国際的な医療センターの整備といった新たな構想を、地元と一体となって推進します。

この3次補正を実行し、ふるさと福島で生まれ一生を過ごすという当たり前の人生を若者が夢として語らなくて済む未来を必ずや取り戻そうではありませんか。

政府は、放射性物質の飛散状況や健康に関する情報など、持てる情報を徹底的に開示します。根拠ない風評が被災地の復興を阻むことのないよう、私たち政治家が率先して、国民の皆様の心ある対応を促していこうではありませんか。

(日本経済を建て直すために)

歴史的な円高に伴い、産業空洞化の危機が続いています。大企業が海外に拠点を移せば、その取引先である中小企業も後を追ひ、本来この国に残すべき貴重な雇用の場が失われかねません。

そうした事態を防ぐため、先般の円高への総合的対応策に基づき、日本銀行とも連携して、円高自体への対応も含め、あらゆる政策手段を講じます。

産業空洞化を阻止する国の決意を行動で示すべく、これまで措置した累計額の約3倍となる5,000億円の立地補助金を用意します。また、2,000億円規模の節電エコ補助金によって最先端技術の先行需要を生み出し、日本のすぐれた環境エネルギー技術力をさらに高めます。

円高で苦しみながらも、それを乗り越えようとする企業には、雇用調整助成金の要件を緩和するとともに、金融支援の拡充を中心と

した、総額約7,000億円に上る中小企業対策を
実行します。

この3次補正を実行し、産業空洞化の圧力
に抗して、歯を食いしばって日本での操業に
こだわり続ける経営者と現場を支える労働者
の方々に、確かな希望を感じてもらおうでは
ありませんか。

(責任ある復興を実現するために)

これまで申し上げた支援措置や、さきに和
解が成立したB型肝炎問題への対応など、3
次補正の歳出は、総額12兆円を超える規模に
及びます。その実行のためには、裏づけとな
る財源を確保しなければなりません。

まず何よりも、政府全体の歳出削減と税外
収入の確保に断固たる決意で臨みます。

国家公務員の人件費削減を進めるため、公
務員給与の約8%を引き下げる法案を既に国
会に提出しており、その早期成立が欠かせま
せん。朝霞住宅の取り扱いを含めた公務員宿
舎の抜本見直しにも着手しました。行政刷新
会議においては、行政の無駄や非効率の根絶
に粘り強く取り組むだけでなく、政策や制度
に踏み込んだ、国民目線での提言型政策仕分
けを行います。

郵政改革関連法案の成立を期した上で、日
本郵政やJ Tの株式など、売却できる政府資
産は売却し、あらん限りの税外収入をかき集
めます。

地域主権改革は、地域のことは地域で決め
るための重要な改革であり、国の行政の無駄
削減を進めるためにも有効です。地方の意見
をお伺いしながら、補助金等の一括交付金化
や出先機関の原則廃止に向けた改革を進めま
す。

また、効率的で質の高い行政サービスを提
供するための公務員制度改革を具体化すべく、
関連法案の成立を図ります。

政治家自身も、みずから身を切らなければ
なりません。江戸時代の儒学者である佐藤一
齋は、「春風を以て人に接し、秋霜を以て自
ら肅む」と説きました。国民を代表して政治
と行政に携わる者に求められているのは、こ
の秋の霜のようにみずからの行動を厳しく正
していく心です。

私と政府の政務3役の給与については、公
務員給与引き下げ法案の成立を待つことなく、
自主返納することといたしました。

また、この国会で、憲法違反の状態になっ
ている一票の格差を是正するための措置を図
ることや、定数の削減と選挙制度のあり方
についても、与野党の議論が進むことを強く期
待します。

次に、経済成長を通じた増収の道も追求し
ます。

古来、財政改革をなし遂げた偉人は、創意
工夫で産業を興し、税金をふやす方策を探り
ました。

人口減少に転じた日本において、数年で経
済と税金を倍増させるような奇策はありません。
日本経済を長く停滞させてきた諸課題を
一つ一つ地道に解決し足元の危機を克服した
後に、日本が進むべき道を見きわめ、それを
実行していただくです。

その先駆けとして、21世紀の成長産業とな
り得る農林漁業の再生に向けて、次世代を担
う農林漁業者が安心して取り組めるよう、さ
きに策定した我が国の食と農林漁業の再生の
ための基本方針・行動計画を、政府全体の責
任をもって着実に実行します。

新たに設置した国家戦略会議では、年内に
日本再生の基本戦略をまとめ、新産業の創出
や世界の成長力の積極的な取り込みなどを一
層推進します。

また、原子力への依存度を最大限減らし、
国民が安心できるエネルギー構成を実現す
るためのエネルギー戦略の見直しや地球温暖化
対策、新たなフロンティアの開拓に向けた方
策など、中長期的な国家ビジョンを構想し、
産官学の英知を結集して具体化していきます。

成長するアジアへの玄関口として高い潜在
力を持つ沖縄の振興については、最終年度を
迎えた振興計画の総仕上げを行うとともに、
新たな振興策の一環として、使い道を限定し
ない、自由度の高い一括交付金を創設します。

そして、歳出削減の道と増収の道では足ら
ざる部分について、初めて歳入改革の道があ
ります。

復興財源案では、基幹税である所得税や法

人税、個人住民税の時限的な引き上げなどにより、国民の皆様にご負担をお願いすることとしています。

国家財政の深刻な状況が、その重要な背景です。

グローバル経済の市場の力によって、国家の信用が厳しく問われる歴史的な事態が進行しています。欧州の危機は広がりを見せており、決して対岸の火事とは言いきれません。

きょう生まれた子供の1人の背中には、既に700万円を超える借金があります。現役世代がこのまま減り続けられれば、1人当たりの負担はふえていくばかりであり、際限のない先送り続けられる状況にはありません。

復興財源の確保策を実現させ、未来の世代の重荷を少しでも減らし、国家の信用を守る大義をともに果たそうではありませんか。

(確かな外交・安全保障のために)

さきの国連総会では、大震災での世界じゅうの人々の支援に感謝し、人類のよりよき未来に貢献することで恩返しをしていく我が国の決意を発信しました。その決意を確実に行動に移していきます。

まずは、大規模な洪水に見舞われているタイ、地震により多数の死傷者が出ているトルコなど、自然災害で被害を受けた国々に必要な支援を行います。

アラブの春と呼ばれる大変革を経験している中東・北アフリカ地域の改革・民主化努力にも、総額約10億ドルの円借款を含めた支援を具体化していきます。

南スーダンでの国連平和維持活動については、これまでの現地調査団による調査結果を踏まえ、自衛隊施設部隊の派遣について早急に結論を出します。

国と国との関係は、人と人との関係の積み重ねの上に築かれるものです。

既に、オバマ大統領を初め主要各国の首脳と国連総会の場でお会いし、先般の韓国訪問では、李明博大統領と政治家としての信念に基づき語り合うなど、各国首脳との個人的な関係を取り結び、よいスタートを切ることができました。

秋は外交の季節です。

来るべきG20では、欧州発の世界経済危機の封じ込めに、日本としての貢献を示します。

米国主催のAPEC首脳会議では、アジア太平洋地域の将来像を示した横浜ビジョンの理念を実現するために、さらなる一歩を踏み出し、その成果を日米間のきずなの強化にも活用します。

ASEAN諸国との諸会合にも参加し、豊かで安定したアジアの未来をともに開くための関係強化のあり方を議論します。

より幅広い国々と高いレベルでの経済連携を戦略的かつ多角的に進めます。

先般の日韓首脳会談では、経済連携協定の実務者協議を加速することで合意しました。さらに今後、日豪交渉を推進し、日・EU、日中韓の早期交渉開始を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定への交渉参加についても、引き続きしっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出します。

普天間飛行場の移設問題については、日米合意を踏まえつつ沖縄の負担軽減を図ることが、この内閣の基本的な姿勢です。沖縄の皆様の声に真摯に耳を傾け、誠実に説明し、理解を求めながら、普天間飛行場の移設実現に向けて全力で取り組みます。

先日、拉致被害者の御家族の方々とお話をして、国民の生命や財産、そして我が国の主権を守るのには政府の最も重要な役割であるとの思いを新たにしました。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、政府一丸となって取り組むことを誓います。

また、自然災害だけでなく、テロやサイバー攻撃への対策を含め、危機管理対応には万全を期し、常に緊張感を持って対処します。

(結びに — 確かな希望を抱くために —)

3次補正とその関連法は、大震災から立ち直ろうとする新しい日本が、あすへ向かって踏み出す大きな一歩です。

嬉しいなという度に

私の言葉は花になる

だから

あったらいいなの種をまこう

小さな小さな種だって

君と一緒に育てれば
大きな大きな花になる

仙台市に住む若き詩人、大越桂さんが大震災後に書き、被災地で合唱曲として歌われている詩の一節です。障害を抱え、声も失い、寝たきりの生活を続けてきた彼女が、筆談で文字を知ったのは13歳のときだったといいます。それから10年も経ず、彼女は、詩人として、被災地を言葉で応援してくれています。

だれでも、どんな境遇のもとにいても、希望を持ち、希望を与えることができると私は信じます。

希望の種をまきましよう。そして、被災地に生まれる小さな希望の芽をみんなで大きく育てましよう。やがてそれらは希望の花とな

り、すべての国民を勇気づけてくれるはずです。

連立与党である国民新党を初め、ここに集うすべての国会議員の皆様、今こそ、希望づくりの先頭に立ってともに行動を起こし、すべての国民を代表する政治家としての覚悟と器量を示そうではありませんか。

私は、日々懸命に土を耕し、汗と泥にまみれながら、国民の皆様が大きな希望の花を咲かせることができるよう、正心誠意、命の限りを尽くして、この国難を克服する具体策を実行に移す覚悟です。

国会議員の皆様と国民の皆様の御理解と御協力を改めてお願いして、私のこの国会に臨む所信の表明といたします。

(2) 安住財務大臣の財政演説

今般、東日本大震災からの本格的な復興等を実現するため、必要な財政措置を盛り込んだ平成23年度第3次補正予算を提出することといたしました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の大要を御説明申し上げます。

(はじめに)

東日本大震災、原子力発電所事故の発生から7カ月以上が過ぎました。改めてここに、災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に対し、深く哀悼の意を表します。また、今なお避難を続けておられる方々を初め、被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

東日本大震災からの復旧復興は、言うまでもなく、この内閣が取り組むべき最大かつ最優先の課題であります。

これまで、救助救援活動や復旧活動にかかわる官民の関係者やボランティアなど、多くの国民の皆様の御尽力により、復旧復興への歩みは進んでまいりました。一方で、復旧復興への取り組みが迅速さに欠け、必要な方々に支援の手が行き届いていないとの御指摘もいただいております。

こうした点を真摯に受け止め、復旧から本格的な復興への取り組みをさらに加速していくことが重要であります。また、原子力災害についても、一刻も早い事態の収束に向け、国の総力を挙げて対応していかなければなりません。

さらには、日本経済を取り巻く環境も変化しており、現下の円高に対応して、産業空洞化対策等に取り組むことも喫緊の課題であります。

被災地域の復興なくして日本経済の再生はない、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識のもと、間断なく迅速に復旧から復興への取り組みを進めるなどにより、我が国経済を自立的な回復軌道に乗せるよう、全力を挙げてまいります。

(平成23年度補正予算(第3号、特第3号及び機第2号)の大要)

今国会に提出をいたしました平成23年度第3次補正予算の大要について御説明申し上げます。

まず、東日本大震災関係経費として11兆7,335億円を計上し、その内訳は、災害救助等関係経費、災害廃棄物処理事業費、公共事業等の追加、災害関連融資関係経費、地方交付

税交付金、東日本大震災復興交付金、原子力災害復興関係経費、全国防災対策費、その他の東日本大震災関係経費、年金臨時財源の補てんとなっております。

これらの東日本大震災関係の歳出を賄うため、1,648億円の既定経費の減額を行うこととしており、歳入面においては、187億円のその他収入の増加を見込むほか、11兆5,500億円の復興債の発行を行うこととしております。

なお、復興債の発行等については、別途、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

また、台風12号等に係る災害対策費などのその他の経費について、3,210億円を計上しております。

その歳出を賄うため、東日本大震災復旧・復興予備費を2,343億円減額することとしており、歳入面においては、その他収入の増加等748億円及び前年度剰余金受け入れ119億円を見込んでおります。

さらに、B型肝炎関係経費として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等480億円を計

上しております。

その歳出を賄うため、202億円の既定経費の減額を行うこととしており、歳入面においては、279億円のその他収入の増加を見込んでおります。

これらの結果、平成23年度一般会計第3次補正後予算の総額は、一般会計第2次補正後予算に対し、歳入歳出とも11兆6,832億円増加し、106兆3,987億円となります。

関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融资計画については、東日本大震災からの復興等に必要となる資金需要に対応するため、補正予算において総額1兆3,421億円を追加することとしております。

(むすび)

以上、平成23年度第3次補正予算の概要について御説明を申し上げます。

被災地域の一刻も早い復興のため、何とぞ、関連法案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（10月28日）に対する質疑は、31日に谷垣禎一君（自民）、前原誠司君（民主）及び小淵優子君（自民）が行い、11月1日には斉藤鉄夫君（公明）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民）、渡辺喜美君（みんな）及び田中康夫君（国民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

(野田総理の政治姿勢)

①「総理が交代するときには民意を問うべきとの考え」に関する質疑に対して、「民意を問うことは大切であり、考えは不変であるが、まずは、政府、国会、全政党が、大震災からの復興、原発事故の収束、経済金融危機からの脱却という共通目標のもとで協力することを国民の大多数が望まれていると理解している」旨の答弁があった。

②「マニフェスト」に関する質疑に対して、「党の前執行部が8月26日に取りまとめた中間検証において、掲げた政策で実現できていないものがある理由の一つとして、作成時の検討、検証が不十分なことが挙げられているが、これは率直に認めなければならないと考えている。政権交代の結果、高校授業料無償化をはじめ、多くの政策が実現されている一方、残念ながらいまだ実現できていない政策があるのも事実である。経済財政状況の変化と3党合意を踏まえ、政策の優先順位、政策選択に基づき、今後も一つでも多くの政策が実現できるよう努力していきたいと考えている」旨の答弁があった。

③「国民負担を願う際の政治家の覚悟と器量」に関する質疑に対して、「まず、何より

も政府全体の歳出削減に断固たる決意で臨むことが肝要となっている。国家公務員給与引下げ法案の早期成立に向けた努力、給与の自主返納、行政刷新会議における行政の無駄や非効率の根絶及び国民目線での提言型政策仕分けへの取組、さらに地域主権改革や天下りの根絶など、あらゆる施策を通じ、人件費の削減や行政の無駄根絶に徹底して取り組んでいきたいと考えている。一番覚悟と器量を求められるのは私だと思っている」旨の答弁があった。

(政治と金の問題)

①「野田総理への外国人及び脱税関係企業からの献金」に関する質疑に対して、「外国人からの献金については、専門家の協力も得た調査の結果、自分の資金管理団体への過去の寄附者2名が外国籍である事実が判明し、10月26日に全額を返金した。日本人名での寄附であり外国籍とは知らず、寄附を受けたこと自体認識していなかった。大変申し訳なく思っており、お詫び申し上げます。今後、返金した事実について政治資金収支報告書に記載するとともに、専門家の指導を受け、このようなことのないよう十分注意していきたいと考えている。脱税関係企業からの献金については、税務に関する事実関係を承知していなかった」旨の答弁があった。

②「小沢民主党元代表の国会における説明問題」に関する質疑に対して、「各党会派で議論いただきたいと考えるが、現実には既に本人の公判が始まっており、説明責任は本人が法廷で果たすべきものとする。現時点では裁判を冷静に見守るべきと申し上げている」旨の答弁があった。

③「政治資金規正法改正」に関する質疑に対して、「議員の監督責任の強化については、本当に検討の余地がある。企業団体献金の禁止の提案もあり、具体的に協議を進めれば、より良い成案が得られると考える」旨の答弁があった。

(選挙制度改革)

①「一票の格差是正」に関する質疑に対して、「衆議院議員選挙区確定審議会の審議再開について、選挙区改訂案の作成基準の見直し

や勧告期限を延長することを内容とする設置法の改正が必要と認識している。国会の不作為が最高裁に指摘されている中、違憲状態からの脱却に向け、各党間の協議が開始されていると理解しており、今国会中に法改正が実現することを強く期待している」旨の答弁があった。

②「国会議員定数の削減」に関する質疑に対して、「各党からの様々な提案が協議の対象となると理解している。削減してしかるべしとの考えを持っており、議員自身、政党自身が自ら身を切るという観点から、多くの政党の賛同が必要となる。実りある協議が進むことを期待している」旨の答弁があった。

(東日本大震災からの復旧・復興)

①「復旧復興予算全体の規模」に関する質疑に対して、「当初5年間の集中復興期間では少なくとも19兆円程度、10年間では少なくとも23兆円程度と見込んでいる。復旧復興対策の3次にわたる補正予算を踏まえた全体の事業規模の進捗は、14兆円半ばであり、少なくとも19兆円程度を超えてしまう事態に直ちになるとは考えていない。一定期間経過後に復旧復興事業の進捗等を踏まえ、事業規模の見込みと財源を見直すこととしている」旨の答弁があった。

②「復興庁の人員、組織及び権限」に関する質疑に対して、「内閣総理大臣を復興庁の長とし、事務を統括する大臣として復興大臣を置き、岩手、宮城、福島の3県に大臣政務官が担当する復興局を設置するなど、強力な体制を整備する。勧告権や各省の復興関係予算要求の調整権を含む強い総合調整権限のみならず、復興のための補助を横断的に一括する復興交付金の配分、各省の規制・制度や税制等に切り込み、その特例を実現する復興特区の認定などの強力な権限、予算を担う。これらを活用し、被災自治体の要望等にワンストップで対応し、復旧復興のための事業を強力に進めていく」旨の答弁があった。

③「復興特区法案」に関する質疑に対して、「復興特区について、被災地の要望を踏まえ、復興に必要な規制及び手続の特例、税、財政及び金融上の支援措置を盛り込んでおり、さ

らに、地方からの要望に基づき、国と地方の協議会での協議により、特例を追加、充実する仕組みを導入しており、地域の創意工夫を生かした取組を支援していく所存である」旨の答弁があった。

④「二重ローン問題」に関する質疑に対して、「各県に産業復興機構を設立すべく、県や地域金融機関と精力的に調整を進めている。他方、東日本大震災事業者再生支援機構は、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者などを支援の対象とし、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、支援の拡充を図るとされているものと承知している。今後、東日本大震災事業者再生支援機構に関する法案が成立した暁には、両機構が連携しつつ着実に被災者の救済に当たれるよう、体制の整備等にしっかりと取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑤「被災地の雇用対策」に関する質疑に対して、「雇用なくして被災地の再生はないと強く考えている。今後、本格的な安定雇用を生み出すため、立地補助金や中小企業等グループ補助金を活用する。また、第3次補正予算を踏まえたこれまでの『日本はひとつ』しごとプロジェクトフェーズ3に基づき、復興を図る産業政策と一体となった雇用面の支援や、若者、女性、高齢者、障害者の雇用機会の確保に官民総力で取り組み、被災者のこれからの暮らしの安心を支えていく決意である」旨の答弁があった。

（福島第一原子力発電所事故への対応について）

①「福島再生に向けた決意」に関する質疑に対して、「原子炉の年内の冷温停止状態の達成をはじめ、1日も早い事故の収束に全力を尽くす。まず大規模除染を国が責任を持って実施する。また、住民の健康を確保するため、必要な事業を中長期的に実施する基金として、第2次補正予算に962億円を計上し、全面的に支援している。引き続き健康管理に最大限取り組んでいく。さらに今回の事故との相当因果関係が認められる損害については、被災者が迅速かつ適切な賠償を受けられるよう、原子力損害賠償支援機構を通じた支援など、万全を期していく。いずれにしても国が

最後まで責任を持って取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「除染の推進」に関する質疑に対して、「生活空間にある放射性物質を取り除く大規模かつ迅速な除染を、自治体の協力を仰ぎつつ、国の責任として全力で取り組む。環境省が中心となって関係府省が連携し、政府が一体となって取り組むための体制準備等を進めているところである」旨の答弁があった。

③「森林の除染」に関する質疑に対して、「福島県内には追加被曝線量が年間5ミリシーベルト以上相当の森林があり、これが年間1ミリシーベルト以上相当の森林は、更に宮城県、栃木県、群馬県等に広がっていると認識している。除染方法については、森林内の放射性物質の調査等を踏まえ、9月30日に原子力災害対策本部において、適切な方法等を公表したところである。今後とも、知見の集積に伴い、随時見直しをしていく」旨の答弁があった。

④「除染予算」に関する質疑に対して、「既に平成23年度復旧・復興予備費約2,180億円を確保し、第3次補正予算案、平成24年度予算要求と合わせ、土壌等の除染、汚染廃棄物の処理など、総額1兆1,000億円程度の財政措置を講じることを検討している。国が責任を持って必要な予算を確保していく所存である」旨の答弁があった。

（エネルギー政策）

①「今後のエネルギー政策の在り方」に関する質疑に対して、「国民が安心できる中長期的なエネルギー構成の在り方について、幅広く国民各層の意見を聞きながら、エネルギー・環境会議を中心に検討していく。原子力発電については、中長期的には依存度を最大限引き下げていく方向性を目指すべきと考える。そのためには、徹底的な省エネが必要であるのに加え、再生可能エネルギーの普及促進が重要であり、第3次補正予算においては、固定価格買取制度の導入支援策を盛り込んだ。さらに、規制・制度改革や研究開発などを総動員して取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「定期検査で停止中の原子力発電所の再稼動」に関する質疑に対して、「事業者が行

ったテストを保安院が評価し、さらにその妥当性を原子力安全委員会が確認した上で、地元の理解や、国民からの信頼といった点から、政治レベルで総合的に判断を行っていく。地元自治体に対しては、政府が前面に立って安全対策等について丁寧に説明し、理解を得るべく努力をしていく」旨の答弁があった。

(外交・安全保障政策)

①「世界へ発信する日本外交のメッセージ」に関する質疑に対して、「日々変動し続ける世界の情勢、多極化する国際社会にしっかりと応える外交を推進する所存である。この考えのもと、国際社会が抱える課題の解決のため、引き続き積極的に貢献していく。中東・北アフリカ地域の改革・民主化努力には、総額約10億ドルの円借款を含めた支援を具体化し、金融危機に関しては、来るG20で欧州発の世界経済危機の封じ込めに日本としての貢献を示す」旨の答弁があった。

②「普天間飛行場の移設問題」に関する質疑に対して、「政権交代以降、何とか県外移設ができないかという考えのもと、様々な案を検証してきたが、結果として現在の日米合意に至った。この過程で沖縄の皆様に大変御迷惑をおかけしたことについて、深くおわびしなければならないと認識している。沖縄において県外移設を求める声があることは承知しているが、現在の日米合意は、全体として、少なくとも現状に比べると、沖縄の大きな負担軽減につながると考えている。引き続き、沖縄の皆様の声に真摯に耳を傾け、政府の考えを誠実に説明し、御理解を得るべく、一步一步努力していく考えである」旨の答弁があった。

③「南スーダンでの国連平和維持活動」に関する質疑に対して、「自衛隊施設部隊の派遣について、政府調査団の調査報告に基づき、様々な角度から検討した結果、国連の要請に応ずることが望ましいと判断し、11月1日午前中の閣議で、官房長官から、要員の派遣に係る準備を開始したい旨の発言を行った。言うまでもなく、PKO参加5原則を含む国際平和協力法にのっとって行われるべきものである」旨の答弁があった。

④「北朝鮮への対応」に関する質疑に対して、「北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国のみならず、国際社会全体にとって安全保障上の脅威である。日米韓で緊密に連携しつつ、北朝鮮による全ての核計画の放棄を引き続き強く求めていく。また、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くす決意である」旨の答弁があった。

⑤「武器輸出3原則の見直し」に関する質疑に対して、「日米首脳会談で武器輸出3原則等の緩和を表明する意向を固めたとの報道は、事実ではない。武器輸出3原則等は、国際紛争等を助長することを回避する平和国家としての基本理念に基づくものであり、この基本理念は堅持していく所存である。その上で、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策については、幅広い視点から検討を行っているところである」旨の答弁があった。

⑥「日米首脳会談及びG20首脳会合」に関する質疑に対して、「日米首脳会談では、私から、引き続き日米合意に従って、沖縄の負担軽減を図りながら人々の理解を得られるよう全力を尽くしていきたい旨述べ、オバマ大統領からは、これからの進展に期待している旨の発言があった。また、TPP交渉参加について、しっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出したい旨伝えた。また、G20では、カンヌ・サミットへ向け、政策協調を通じ、強固で持続可能かつ均衡ある成長を確保するためのアクションプランを策定することとしており、現在、関係各国との間で調整を行っているところである」旨の答弁があった。

⑦「二元外交批判」に関する質疑に対して、「外交は、官邸の指示のもと、外交全般を所掌する外務省が責任を持って一元的に行うべきものとする。国会議員が外国を訪問して、率直な意見交換を行うことは、相互理解や信頼醸成の促進を通じ、我が国外交を下支えする役割を果たしているものと認識している。政府・与党が一体となって外交政策に取り組んでいる現在、批判は当たらないものとする」旨の答弁があった。

(構造改革)

①「公務員宿舎」に関する質疑に対して、「朝霞宿舎を含めた今後の公務員宿舎の在り方について、財務省において検討会を設置し、11月末の取りまとめを目指して随時開催されているところである。朝霞宿舎の取扱いについては、中止を含めて判断を検討会に委ねたいと考えている」旨の答弁があった。

②「大阪都構想等」に関する質疑に対して、「昨今、大阪において提起されている都構想、職員条例、教育条例といった取組については、それぞれ、大都市制度、公務員制度及び教育制度に係る自治体からの事実上の問題提起であると受け止めている。政府としても地方の実情と意見を真摯に受け止めていく」旨の答弁があった。

③「独立行政法人の役員人事」に関する質疑に対して、「公務員の天下りに対する国民の厳しい批判等を踏まえ、政権交代後、公務員OBポストの後任者を任命する場合等には公募を行うこととし、これまで7回にわたり実施したところである。これにより、独立行政法人の常勤役員に就いている公務員OBの数は大幅に減少している。今後とも、役員公募を厳正に実施し、透明性、公平性を十分確保しつつ、優れた人材を得られるよう努めていきたい」旨の答弁があった。

④「出先機関の改革と庁舎の建設」に関する質疑に対して、「政権交代後の平成21年10月に、国の出先機関が入居する合同庁舎の整備について、整備の緊急性が真に高いものであるという2つの要件を設け、これまでも要求の一部を見送るなどの対応を行ってきた。引き続き出先機関改革の議論を踏まえるとともに、大震災後の政策の優先順位に照らし、平成24年度予算編成のプロセスにおいて精査していく」旨の答弁があった。

⑤「歳入庁の創設」に関する質疑に対して、「平成22、23年度の税制改正大綱でも設置する方向で検討を進めるとしており、今後の年金制度改革や社会保障・税に関わる番号制度の議論などを踏まえつつ、国民の視点に立った徴収体制を構築する観点から検討してい

く」旨の答弁があった。

⑥「給与臨時特例法案と人事院勧告等との関係」に関する質疑に対して、「未曾有の危機的状況に対処するため、既に提出している特例法案が、今般の人事院勧告による給与水準の引下げ幅と比べ厳しい給与減額措置を講じようとするものであり、総体的に見れば人事院勧告の趣旨を内包しているものと評価できること等を総合的に勘案し、本年の人事院勧告を実施するための法案は提出しないこととしたものである」旨の答弁があった。

(財政、税制等改革)

①「復興財源」に関する質疑に対して、「特例公債に頼らない財政運営を心掛けることは大変重要だ。財源である時限的な税制措置について、全体の負担を抑制するため、最大限、歳出削減や税外収入の確保に努める」旨の答弁があった。

②「復興債の償還期間の合理性及び事業の性質」に関する質疑に対して、「償還期間は復興期間と同様10年としているが、少子高齢化、人口減により将来世代への負担が増加していく中、更なる負担の先送りは避けるべきであろうとの考え方や、税金の使途がはっきりと実感できる間に税制措置を行う方が理解してもらいやすいのではないかとこの考え方に基づくものである。復興基本法では、復興の基本方針に掲げられた、真に復興に資する施策を、復興債の対象となる経費として予算計上することとしている」旨の答弁があった。

③「復興債の償還期間の大幅延長」に関する質疑に対して、「長い償還期間を設定すれば、若い世代は負担をし続ける一方、高齢世代は短い期間しか負担を負わないこととなり、我々の世代が、更に若い世代に負担を先送りすることとなる。こうした認識から、今を生きる世代全体で連帯して負担を分かち合うという基本的考え方を踏まえ、期間を設定している。しかし、野党の意見も真摯に聞きながら、柔軟に対応していきたいと考えている」旨の答弁があった。

④「消費税率の引上げ時期等」に関する質疑に対して、「社会保障・税一体改革成案では、社会保障給付の規模に見合った安定財源

の確保に向け、まず、2010年半ばまでに段階的に税率を10%まで引き上げ、また、平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に従って、平成23年度中に消費税を含む税制抜本改革法案を国会に提出するといった方針が示され、さきのG20における財務大臣の発言は、こうした従来からの方針を説明したものと考えている。具体的な引上げ時期については、今後、政府・与党内の議論及び与野党協議等を踏まえ決定し、実施前に民意を問うべきものと考えている」旨の答弁があった。

⑤「インボイス制度の導入」に関する質疑に対して、「課税の適正化に資する面と事業者の事業負担等への配慮とのバランスを踏まえた検討が必要と考えている。いずれにせよ、消費税を含む税制全般の在り方について、今後、税制調査会等において幅広く議論していきたいと考えている」旨の答弁があった。

⑥「法人税の外形標準化」に関する質疑に対して、「法人の利益に関係なく、事業規模等に応じて課税する新たな仕組みを設けることとなるが、一般論として、新たな課税を行う際には、その目的や影響等を含め、慎重な検討が必要と考えている」旨の答弁があった。

⑦「無利子非課税国債の発行」に関する質疑に対して、「無利子ゆえに失われる利子収入よりも軽減される相続税額の方が大きい人が主に購入するものと想定され、国の財政収支は、その分悪化するものとなるかもしれない。現在、国債の発行、消化が総じて円滑に行われている中、こうした特別な国債が必要か、また、税の公平性や、市場、経済への影響等の観点から、慎重に検討する必要がある」旨の答弁があった。

⑧「日銀による国債の直接引受け」に関する質疑に対して、「戦前、戦中に直接引受けにより急激なインフレが生じたことへの反省から、他の主要国と同様、現行財政法において禁止されている。仮に直接引受けが行われた場合、財政規律が失われ、金利の上昇や為替の減価、急激なインフレを招くおそれがあり、慎重に考える必要がある。日銀が現に保有している公債の満期到来に伴う借款債の長期引受けは、通貨膨張要因となるものではな

いことから、財政法第5条ただし書きに基づき、毎年度、国会の議決を経て実施しているところである」旨の答弁があった。

（円高対策等）

①「円高の要因とGDPの押下げ効果」に関する質疑に対して、「要因として欧州の政府債務危機や欧米経済の停滞懸念等があるとの見方もあるが、日本経済が震災からようやく復興に立ち向かいつつある中、景気下振れリスクを十分警戒する必要がある。内閣府の短期日本経済マクロ計量モデルによる試算では、対ドルで10%の円高が1年間続く場合、輸出の減少等により、実質GDP比が0.19%押し下げられる可能性がある」旨の答弁があった。

②「円高対策」に関する質疑に対して、「景気の下振れや産業の空洞化を防ぐため、先般閣議決定した円高への総合的な対応策に基づき、日銀とも連携し、あらゆる政策手段を講じていく。円建ての国家ファンドに関しては、外国為替資金特別会計からJ B I Cへの融資枠を10兆円規模に拡大することや、J O G M E Cや産業革新機構の活用なども盛り込んでいる。また、為替市場における投機的な動きへの対応に万全を期し、日本経済への下振れリスクを具現化させないため、10月31日午前中に為替介入を行った。今後も為替市場の動向を注視していく。さらに、新たに始動した国家戦略会議において、日本再生の基本戦略を年内にまとめていく」旨の答弁があった。

（社会保障政策）

①「社会保障と税の一体改革」に関する質疑に対して、「一体改革は、安定財源を確保しながら社会保障の充実と重点化、効率化にあわせて取り組むことにより、その機能強化を図るものである。今後の与野党協議をも踏まえ、改革案の具体化を早急に進め、次期通常国会への関連法案の提出を目指していく」旨の答弁があった。

②「少子化、子育て支援の道筋」に関する質疑に対して、「『子ども・子育てビジョン』に基づき、待機児童の早期解消や地域における拠点づくり、経済的支援など、バランスのとれた総合的な子育て支援策を推進し、あわせて、子どもと子育て家庭を社会全体で支援

する子ども・子育て新システムの実現を図る。新システムについて、平成24年の通常国会に関係法律案を提出し、恒久財源を得て早急に本格実施できるよう、関係者と丁寧に協議し、成案を取りまとめていく」旨の答弁があった。

③「年金の支給開始年齢の引上げ」に関する質疑に対して、「政府としては引き上げることを決定したのではなく、また、年金の財源対策として議論を開始したわけでもない。高齢期の雇用、働き方や、高齢者世帯の約6割が年金だけで暮らしているという現実を踏まえ、年金制度への信頼確保のため、中長期的な観点から考えていく。拙速に議論を進めることは考えていない」旨の答弁があった。

④「高額医療費制度の見直し」に関する質疑に対して、「一体改革成案に盛り込まれた受診時定額負担とともに、現在、厚生労働大臣のもとで議論しているが、必要な医療にかかることが不可能とならないよう、低所得者には定額負担の軽減を行うことをあわせて検討している。引き続き、成案に盛り込まれた社会保障の機能強化の具体化へ向け、関係者の意見をよく聞きながら取り組んでいく」旨の答弁があった。

（農林漁業政策）

「食と農林漁業の再生」に関する質疑に対して、「待ったなしの課題であり、このため、21世紀の成長産業となり得る農林漁業の再生へ向け、次世代を担う農林漁業者が安心して取り組めるよう、さきに策定した『我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画』を、政府全体で責任を持って着実に実行していく。5年間で競争力・体質強化、地域振興を集中展開し、再生を早急に図り、そのための取組に資源を集中投下していく」旨の答弁があった。

（TPP協定）

①「TPP参加のメリット・デメリット」に関する質疑に対して、「アジア太平洋地域に位置する貿易立国である我が国にとって、世界の成長エンジンであるアジア太平洋地域の成長力を高いレベルの経済連携を通じて取

り込むことはプラスであると考え一方、農業再生との両立といった課題もある」旨の答弁があった。

②「TPPに関する情報開示、参加判断」に関する質疑に対して、「随時、関係国との間で情報収集や協議を行ってきているが、その結果得られた情報については、国民の理解を深めるため可能な限り説明に努め、関係団体への説明も順次行ってきている。今後とも説明や情報提供にしっかりと努めていく考えである。交渉参加については、経済の成長など、国益を追求する観点から、引き続きしっかりと議論し、できる限り早い時期に結論を出したいと考えている」旨の答弁があった。

③「TPP参加による経済面での影響」に関する質疑に対して、「例えば米国の関税撤廃を通じて対米輸出の拡大につながるという指摘や、既に米韓FTAが締結されていることを考えれば、協定への参加を通じて、日本の産業が競争上不利になることを回避できるとの指摘がある一方、農業再生との両立が課題になるとの指摘もある」旨の答弁があった。

④「食料自給とTPPとの関係」に関する質疑に対して、「世界人口の増加等を背景に農産物の需要が増大する一方、供給面での懸念が生じ、世界の食料需給の逼迫が予想される。このため、今後の農政において、食料自給率を最大限向上させていくことが必要である。農業再生は、協定交渉への参加判断いかんにかかわらず進めていく課題との考え方のもと、10月25日に政府決定した『我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画』に基づき、食料自給率、カロリーベース50%、生産額ベース70%を目指し、競争力・体質強化、地域振興のための施策等を5年間で集中展開する」旨の答弁があった。

⑤「参加交渉からの離脱」に関する質疑に対して、「一般論として、交渉の中で国益を最大限追求することは当然であり、国益に合致するよう全力を尽くして交渉に臨むべきものと考えている」旨の答弁があった。

2 主な議案等の経過

年月日	議案等
平成23年 10月20日	○今回の臨時会の会期は12月9日まで51日間とするの件（議長発議）〈可決〉
10月28日	○国務大臣の演説 ・野田内閣総理大臣の所信表明演説 ・安住財務大臣の財政演説
10月31日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 谷垣禎一君（自民）、前原誠司君（民主）、小淵優子君（自民） 答弁 野田内閣総理大臣
11月1日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 斉藤鉄夫君（公明）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民）、渡辺喜美君（みんな）、田中康夫君（国民） 答弁 野田内閣総理大臣、安住財務大臣、枝野経済産業大臣
11月7日	○趣旨説明 ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出） ・平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出） 説明 安住財務大臣、川端総務大臣 質疑 西村康稔君（自民）、竹内譲君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、阿部知子君（社民） 答弁 野田内閣総理大臣、安住財務大臣、川端総務大臣、自見金融担当大臣
11月10日	○平成23年度一般会計補正予算（第3号）〈可決〉 ○平成23年度特別会計補正予算（特第3号）〈可決〉 ○平成23年度政府関係機関補正予算（機第2号）〈可決〉 討論 （以上3件） 笠井亮君（共産）、西村智奈美君（民主）、金田勝年君（自民）、高木陽介君（公明）、中島隆利君（社民）
11月17日	○難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議案（小平忠正君外17名提出）〈可決〉 趣旨弁明 逢沢一郎君（自民）

年 月 日	議 案 等
11月17日	<p>○アジア太平洋経済協力（A P E C）会議出席等に関する報告</p> <p>報告 野田内閣総理大臣</p> <p>質疑 谷垣禎一君（自民）、遠山清彦君（公明）、笠井亮君（共産）、服部良一君（社民）、柿澤未途君（みんな）、中島正純君（国民）</p> <p>答弁 野田内閣総理大臣、安住財務大臣</p>
11月18日	<p>○趣旨説明</p> <p>・東日本大震災復興特別区域法案（内閣提出）</p> <p>説明 平野東日本大震災復興対策担当大臣</p> <p>質疑 石原洋三郎君（民主）、谷公一君（自民）、高木美智代君（公明）、高橋千鶴子君（共産）、吉泉秀男君（社民）</p> <p>答弁 平野東日本大震災復興対策担当大臣・防災担当大臣、中川文部科学大臣、自見金融担当大臣、前田国土交通大臣、鹿野農林水産大臣、藤村内閣官房長官、小宮山厚生労働大臣</p>
11月24日	<p>○経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第177回国会、内閣提出）〈修正〉</p> <p>○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出）〈修正〉</p> <p>討論（以上2件） 佐々木憲昭君（共産）、丹羽秀樹君（自民）、阿部知子君（社民）、竹内譲君（公明）</p> <p>○趣旨説明</p> <p>・復興庁設置法案（内閣提出）</p> <p>説明 平野東日本大震災復興対策担当大臣</p> <p>質疑 畑浩治君（民主）、加藤勝信君（自民）、石田祝稔君（公明）、穀田恵二君（共産）、中島隆利君（社民）</p> <p>答弁 野田内閣総理大臣、平野東日本大震災復興対策担当大臣、細野環境大臣</p>
12月6日	<p>○第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（鳩山由紀夫君外19名提出）〈可決〉</p> <p>趣旨弁明 鳩山由紀夫君（民主）</p>
12月9日	○請願1件〈採択〉

3 決議

○ 可決したもの

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議案(小平忠正君外17名提出、決議第2号) [民主・自民・公明・社民・みんな・国民・日本] (平成23. 11. 17可決)

2011年は、1951年の『難民の地位に関する条約』採択から60周年、また日本の同条約加入から30周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの30年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民それぞれについて人道支援と平和構築を中心に据えた取り組みを行ってきた。2010年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。

また国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。

このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとり難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべく、右決議する。

第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(鳩山由紀夫君外19名提出、決議第3号) [民主・自民・公明・社民・みんな・国民・日本・国守] (平成23. 12. 6可決)

我が国において、1964年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会及びパラリンピック競技大会を開催することは、今般成立したスポーツ基本法の趣旨に沿うものであって、国際親善とスポーツ振興、共生社会の実現にとって極めて意義深いものである。また、東日本大震災からの復興の途上にある我が国にとって、両大会の招致と開催の成功は、国民に希望を与えるとともに、世界に対する復興の証となる。

来る2020年の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、政府、国会が一体となり、内外における招致活動及びスポーツ外交を強力に推進するとともに、国を挙げて、必要となる支援や競技環境等その準備態勢を整備すべきである。

右決議する。

○ 未決のもの

A P E Cの場での「T P P交渉協議への参加表明」に反対する決議案(小野寺五典君外17名提出、決議第1号) [自民・公明・社民・国民・国守・松木けんこう君(無)]

昨年秋に菅総理が唐突に「平成の開国」のスローガンのもと、交渉参加を打ち出した。また、野田政権においても、今年12日からのA P E Cを目前に意見集約に努めているが、現時点でも交渉で協議されている事項が何なのか、わが国のメリット・デメリット・リスクが何か、いかなる対策を検討しているのかが、国民に示されないままである。

T P Pについては、政府内の各省の試算が異なることや、政府からの情報提供が不十分なため、国民的議論が全く熟していない段階である。特に「聖域なき関税ゼロ」が前提であるとさ

れているにもかかわらず、これにどう対応するのか不明確である。現段階では、政府の情報収集および国民に対する説明は決定的に不足している。よって次の通り決議する。

一、今回のハワイAPEC首脳会議においてTPP交渉参加の表明をすることに反対する。

右、決議する。

第3

委員会等の概況

「委員会等の概況」については、次のとおりである。

(1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

(2) 議案審査一覧 凡例

凡 例	凡例が示すもの
参	提出時において参議院先議の議案
() 付年月日	当該国会前のもの
(公聴)	公聴会
(地公)	いわゆる地方公聴会
(小委)	小委員会
(連)	連合審査会
(分科)	分科会
(発言)	質疑に代わる発言
(全)	全会一致
(多)	賛成多数
(少)	賛成少数
(欠)	欠席
(附)	附帯決議

第3 委員会等の概況

1 内閣委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	荒井	聰君	民主				
理事	大島	敦君	民主	理事	岡島	一正君	民主
理事	階	猛君	民主	理事	津村	啓介君	民主
理事	村井	宗明君	民主	理事	塩谷	立君	自民
理事	平井	たくや君	自民	理事	高木	美智代君	公明
	井戸	まさえ君	民主		磯谷	香代子君	民主
	打越	あかし君	民主		岡田	康裕君	民主
	岸本	周平君	民主		小林	正枝君	民主
	後藤	祐一君	民主		坂口	岳洋君	民主
	園田	康博君	民主		長島	一由君	民主
	西村	智奈美君	民主		橋本	博明君	民主
	福島	伸享君	民主		松岡	広隆君	民主
	本村	賢太郎君	民主		森本	和義君	民主
	森山	浩行君	民主		山崎	誠君	民主
	湯原	俊二君	民主		甘利	明君	自民
	鴨下	一郎君	自民		小泉	進次郎君	自民
	塩崎	恭久君	自民		平	将明君	自民
	中川	秀直君	自民		長島	忠美君	自民
	野田	聖子君	自民		遠山	清彦君	公明
	塩川	鉄也君	共産		浅尾	慶一郎君	みんな

欠員 1

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案11件（うち継続審査1件）、議員提出法律案6件（うち継続審査5件）及び承認を求めるの件1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第13号）

○ 要旨

政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、内閣官房に国家戦略局を、内閣府に行政刷新会議及び税制調査会をそれぞれ設置するとともに、国家戦略官等の新たな政治任用職を設ける等の措置を講ずるもの

- 結果
本会議において撤回承諾

② 内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

- 要旨
地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をよりの確に実施することができるようにするため、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関する事務を内閣府の所掌事務とするもの
- 主な質疑内容
 - ・ 東日本大震災を踏まえた一括交付金化の再考の必要性
 - ・ 一括交付金化と補助金総額の削減との関係
 - ・ 客観的指標に基づく交付金配分の在り方
- 審査結果
可決（附帯決議）

③ 総合特別区域法案（内閣提出第27号）

- 要旨
産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、総合特別区域基本方針の策定、総合特別区域の指定、総合特別区域計画の認定、当該認定を受けた同計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 総合特別区域制度と構造改革特別区域制度との関係
 - ・ 条例による法律の上書き規定が本法案に盛り込まれなかった理由
 - ・ 通訳案内士法の特例の適用による有償通訳案内サービス水準の低下に対する懸念
 - ・ 総合特別区域制度の活用により東日本大震災の被災地復興を支援する必要性
- 審査結果
可決（附帯決議）

④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）

- 要旨
最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、電話転送サービス事業者を規制対象の事業者に加えるとともに、規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を行うもの
- 主な質疑内容
 - ・ 本改正による規制強化に伴う事業者及び国民の負担
 - ・ 電話転送サービス事業の実態
 - ・ 警察において疑わしい取引の届出に関する情報を管理することの是非
- 審査結果
可決

⑤ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）

○ 要旨

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等活用事業推進会議の設置等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 基幹インフラにPFIが活用されてこなかった理由
- ・ 東日本大震災の被災地復興におけるPFI活用のための被災自治体に対する支援策
- ・ 民間事業者への公務員の派遣が天下りとなる懸念

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 障害者基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）

○ 要旨

障害者の権利の保護に関する国際的動向等を踏まえ、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進することを目的として、当該社会の実現を図るための基本原則を定めるほか、障害者の定義、障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策等に関する規定の見直し、中央障害者施策推進協議会の障害者政策委員会への改組等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 障害者基本法第1条の目的規定における「障害者の福祉を増進する」を削除する理由
- ・ 修正案において特別支援教育を選択したい障害者及び家族の意思を尊重する旨の確認と文部科学省の今後の取組
- ・ 今後の障害者制度改革の推進における障害当事者の参画の重要性

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

定義の規定において「精神障害」に「発達障害」が含まれる旨を明記すること、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと等

⑦ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）

○ 要旨

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等を行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑧ 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）

○ 要旨

国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑨ 国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出第75号）

○ 要旨

国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑩ 公務員庁設置法案（内閣提出第76号）

○ 要旨

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの

○ 審査結果

継続審査

⑪ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第77号）

○ 要旨

国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑫ 地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）

○ 要旨

地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びに地域住民等の役割を明らかにするとともに、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑬ 死因究明推進法案（下村博文君外 5 名提出、第174回国会衆法第30号）

○ 要旨

死因究明の推進について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、死因究明の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備するもの

○ 審査結果

継続審査

⑭ 国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外 6 名提出、第174回国会衆法第32号）

○ 要旨

職員団体の業務の実態にかんがみ、公務に対する国民の信頼の確保を図るため、職員団体と当局との交渉の内容を公表するとともに、勤務時間中に職員団体の業務に短期間従事することができる制度を廃止するもの

○ 審査結果

継続審査

⑮ 国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外 6 名提出、第176回国会衆法第5号）

○ 要旨

人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行うとともに、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑯ 幹部国家公務員法案（河野太郎君外 6 名提出、第176回国会衆法第6号）

○ 要旨

行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑰ 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第12号）

○ 要旨

特定非営利活動法人の認証制度について、その活動分野を拡大し、2以上の都道府県に事務所を設置する特定非営利活動法人の所轄庁を主たる事務所の所在する都道府県知事とし、また、認証制度の柔軟化及び簡素化並びに特定非営利活動法人に対する信頼性向上のための措置を拡充するとともに、特定非営利活動法人に対する寄附をより一層促進する等のため、国税庁長官による全国一律の認定制度を改め、地域に根差した公益の増進に資する特定非営利活動法人を、都道府県知事等が認定する制度を創設する等の措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

- 結果
成案・提出決定

⑱ 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外2名提出、衆法第31号）

- 要旨
国民の祝日として、主権回復記念日を加え、同記念日を4月28日とするもの
- 審査結果
継続審査

⑲ 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第6号）

- 要旨
国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置することについて、国会の承認を求めるもの
- 審査結果
継続審査

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第13号）	(22. 2. 5)	(22. 5. 13)	23. 1. 24 (22. 11. 19)			5. 12 撤回承諾			
内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	2. 4		3. 22 3. 23	3. 25	3. 25 可決(多) (賛-民主・公明・ みんな) (反-自民・共産) (附)	3. 29 可決	内閣 3. 31 可決 (附)	3. 31 可決	3. 31 法4号
総合特別区域法案（内閣提出第27号）	2. 15		4. 19 4. 20	4. 22 4. 27	5. 13 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・みんな) (反-共産) (附)	5. 17 可決	内閣 6. 21 可決 (附)	6. 22 可決	6. 29 法81号
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	4. 1		4. 12 4. 13	4. 15	4. 15 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・みんな) (反-共産)	4. 22 可決	内閣 4. 26 可決	4. 27 可決	4. 28 法31号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）	参 4.1		5.12 5.13	5.20	5.20 可決（多） （賛-民主・自民・ 公明・みんな） （反-共産） （附）	5.24 可決	内閣 4.19 可決 （附）	4.20 可決	6.1 法57号
障害者基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	4.22		6.14 6.15	6.15	6.15 修正（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ みんな） （附）	6.16 修正	内閣 7.28 可決 （附）	7.29 可決	8.5 法90号
行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	4.22		8.29			8.31 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）	6.3		8.29			8.31 閉会中 審査			
国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出第75号）	6.3		8.29			8.31 閉会中 審査			
公務員庁設置法案（内閣提出第76号）	6.3		8.29			8.31 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第77号）	6.3		8.29			8.31 閉会中 審査			

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）	(21.11.26)		23.1.24			8.31 閉会中 審査			
死因究明推進法案（下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号）	(22.6.11)		1.24			8.31 閉会中 審査			

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号）	(22. 6. 14)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号）	(22. 11. 4)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			
幹部国家公務員法案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第6号）	(22. 11. 4)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第12号）	6. 8				6. 8 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ みんな)	6. 9 可決	内閣 6. 14 可決 (附)	6. 15 可決	6. 22 法70号
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外2名提出、衆法第31号）	8. 26		8. 29			8. 31 閉会中 審査			

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備 考
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第6号）	23. 6. 3		8. 29			8. 31 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 原子力災害に関する情報公開の在り方
- ・ 津波による原発事故の危険性を指摘されながら対策を取らなかったことに対する原子力安全・保安院及び原子力安全委員会の責任についての内閣官房長官の見解
- ・ 東日本大震災直後の混乱等に鑑みた首都代替機能の必要性

- ・ 東日本大震災関連の企業倒産の発生を踏まえた企業再生支援機構の在り方
- ・ 警察情報漏えい事案を踏まえた情報セキュリティの強化の必要性
- ・ 取調べの全面可視化及び捜査手法の高度化
- ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結による子どもの福祉への波及効果及び国内担保法の立案方法
- ・ 民法の女性差別的規定の改正に向けた法務省の決意
- ・ 公務員の天下りを禁止する必要性
- ・ 行政コストの改善のために公共調達において競り下げ方式による入札を継続的に実施する必要性
- ・ 事業仕分けの手法を制度化する必要性

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会 内閣委員会 連合審査会	平成 23. 4. 27	経済産業の基本施策に関する件（原子力発電所事故による経済被害対応等）

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 3. 9	株式会社企業再生支援機構代表取締役社長	西澤 宏繁君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
4. 13	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	
4. 15	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	
5. 25	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	
8. 3	株式会社企業再生支援機構代表取締役社長	西澤 宏繁君	
	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 23. 8. 10	宮城県	東日本大震災の発生に伴う原子力発電所の安全対策等の実情調査	14人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	荒井	聰君	民主				
理事	岡島	一正君	民主	理事	後藤	祐一君	民主
理事	田村	謙治君	民主	理事	津村	啓介君	民主
理事	若泉	征三君	民主	理事	塩谷	立君	自民
理事	平井	たくや君	自民	理事	高木	美智代君	公明
	青木	愛君	民主		石田	勝之君	民主
	石山	敬貴君	民主		磯谷	香代子君	民主
	金子	健一君	民主		小林	正枝君	民主
	園田	康博君	民主		高井	崇志君	民主
	玉城	デニー君	民主		長島	一由君	民主
	橋本	博明君	民主		福嶋	健一郎君	民主
	福島	伸享君	民主		村上	史好君	民主
	本村	賢太郎君	民主		森山	浩行君	民主
	矢崎	公二君	民主		湯原	俊二君	民主
	渡辺	浩一郎君	民主		甘利	明君	自民
	鴨下	一郎君	自民		小泉	進次郎君	自民
	塩崎	恭久君	自民		平	将明君	自民
	中川	秀直君	自民		長島	忠美君	自民
	野田	聖子君	自民		遠山	清彦君	公明
	塩川	鉄也君	共産		浅尾	慶一郎君	みんな

欠員1

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案5件（継続審査）、議員提出法律案6件（継続審査）及び承認を求めるの件1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第60号)

○ 要旨

(第177回国会参照)

○ 審査結果

継続審査

② 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）

○ 要旨

(第177回国会参照)

○ 審査結果

継続審査

③ 国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑤ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑥ 地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑦ 死因究明推進法案（下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑧ 国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑨ 国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑩ 幹部国家公務員法案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第6号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑪ 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外2名提出、第177回国会衆法第31号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑫ 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第6号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第60号）	(23. 4. 22)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）	(23. 6. 3)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）	(23. 6. 3)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）	(23. 6. 3)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）	(23. 6. 3)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）	(21. 11. 26)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審 査		
死因究明推進法案（下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号）	(22. 6. 11)		9. 13			9. 30 閉会中 審 査		
国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号）	(22. 6. 14)		9. 13			9. 30 閉会中 審 査		
国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号）	(22. 11. 4)		9. 13			9. 30 閉会中 審 査		
幹部国家公務員法案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第6号）	(22. 11. 4)		9. 13			9. 30 閉会中 審 査		
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外2名提出、第177回国会衆法第31号）	(23. 8. 26)		9. 13			9. 30 閉会中 審 査		

承認を求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第6号）	(23. 6. 3)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審 査		

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	荒井	聰君	民主				
理事	岡島	一正君	民主	理事	後藤	祐一君	民主
理事	田村	謙治君	民主	理事	津村	啓介君	民主
理事	若泉	征三君	民主	理事	鴨下	一郎君	自民
理事	平沢	勝栄君	自民	理事	高木	美智代君	公明
	青木	愛君	民主		石田	勝之君	民主
	石山	敬貴君	民主		磯谷	香代子君	民主
	金子	健一君	民主		小林	正枝君	民主
	園田	康博君	民主		高井	崇志君	民主
	玉城	デニー君	民主		長島	一由君	民主
	橋本	博明君	民主		福嶋	健一郎君	民主
	福島	伸享君	民主		村上	史好君	民主
	本村	賢太郎君	民主		森山	浩行君	民主
	矢崎	公二君	民主		湯原	俊二君	民主
	渡辺	浩一郎君	民主		小泉	進次郎君	自民
	塩崎	恭久君	自民		平	将明君	自民
	竹本	直一君	自民		徳田	毅君	自民
	中川	秀直君	自民		長島	忠美君	自民
	野田	聖子君	自民		遠山	清彦君	公明
	塩川	鉄也君	共産		浅尾	慶一郎君	みんな

欠員1

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案5件（継続審査）、議員提出法律案6件（継続審査）及び承認を求めるの件1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第60号)

○ 要旨

(第177回国会参照)

○ 審査結果

継続審査

② 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）

○ 要旨

(第177回国会参照)

○ 審査結果

継続審査

③ 国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑤ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑥ 地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑦ 死因究明推進法案（下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑧ 国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑨ 国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑩ 幹部国家公務員法案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第6号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑪ 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外2名提出、第177回国会衆法第31号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑫ 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第6号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第60号）	(23. 4. 22)		23. 10. 20			12. 9 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）	(23. 6. 3)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）	(23. 6. 3)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）	(23. 6. 3)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）	(23. 6. 3)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）	(21. 11. 26)		23. 10. 20				12. 9 閉会中 審 査		
死因究明推進法案（下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号）	(22. 6. 11)		10. 20				12. 9 閉会中 審 査		
国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号）	(22. 6. 14)		10. 20				12. 9 閉会中 審 査		
国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号）	(22. 11. 4)		10. 20				12. 9 閉会中 審 査		
幹部国家公務員法案（河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第6号）	(22. 11. 4)		10. 20				12. 9 閉会中 審 査		
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外2名提出、第177回国会衆法第31号）	(23. 8. 26)		10. 20				12. 9 閉会中 審 査		

承認を求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第6号）	(23. 6. 3)		23. 10. 20				12. 9 閉会中 審 査		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 円高対策では国際社会に不退転の決意を示すことの必要性
- ・ 民主党政権下における事業仕分けの成果
- ・ 平成23年度人事院勧告実施見送りの憲法上の問題点に関する内閣官房長官の認識
- ・ 国の出先機関の地方移管による国家公務員人件費の減少額と、民主党の政権公約である国家公務員の総人件費2割削減との関係
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の除染に対する「国の責任」についての原発事故の収束及び再発防止担当大臣の見解
- ・ 内閣官房長官の職務である危機管理に対する同長官の認識
- ・ 2010年代半ばまでに消費税率を10%まで引き上げることについての政府の方針
- ・ 暴力団排除の推進に関する国家公安委員会委員長の決意
- ・ 特定非営利活動促進法の改正に関する国民への周知の進め方

2 総務委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	原口	一博君	民主				
理事	石津	政雄君	民主	理事	稲見	哲男君	民主
理事	古賀	敬章君	民主	理事	福田	昭夫君	民主
理事	皆吉	稲生君	民主	理事	石田	真敏君	自民
理事	坂本	哲志君	自民	理事	西	博義君	公明
	石井	章君	民主		内山	晃君	民主
	小川	淳也君	民主		大谷	啓君	民主
	大西	孝典君	民主		逢坂	誠二君	民主
	奥野	総一郎君	民主		笠原	多見子君	民主
	黄川田	徹君	民主		小室	寿明君	民主
	後藤	祐一君	民主		鈴木	克昌君	民主
	高井	崇志君	民主		中後	淳君	民主
	永江	孝子君	民主		平岡	秀夫君	民主
	藤田	憲彦君	民主		松崎	公昭君	民主
	湯原	俊二君	民主		赤澤	亮正君	自民
	加藤	紘一君	自民		川崎	二郎君	自民
	佐藤	勉君	自民		橘	慶一郎君	自民
	谷	公一君	自民		中谷	元君	自民
	森山	裕君	自民		稲津	久君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	柿澤	未途君	みんな				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案21件（うち継続審査6件）、議員提出法律案1件、参議院提出法律案1件、承認を求めるの件1件及び決算等3件、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会内閣提出第56号、参議院送付)

○ 要旨

内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを見直すため、関係41法律を改正する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 歴史的、政治的に見て地域主権という言葉は正しい使い方なのか、また、この用語を法律に盛り込むことは適切なのかについての地域主権推進担当大臣見解
- ・ 施設の設置管理の基準を条例に委任するに当たって、地方公共団体が条例を制定する場合によるべき三段階の基準についての地域主権推進担当大臣見解

- ・ 待機児童解消を目的とする保育所に係る居室床面積の特例の見直しが床面積基準引下げの方向に作用するとすることについての地域主権推進担当大臣見解

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

法律の題名を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に改めること、内閣府設置法の改正規定について「地域主権改革」という用語及び地域主権戦略会議に係る規定を削除すること、地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定を附則に追加すること等

② 国と地方の協議の場に関する法律案（第174回国会内閣提出第57号、参議院送付）

○ 要旨

地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに地方公共団体の長及び議会議長の全国的連合組織の代表者が協議を行う国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象その他所要の事項を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 協議の場を法定化する必要性についての地域主権推進担当大臣見解
- ・ 地方財政計画の策定過程への国と地方の協議の場の関わり方についての地域主権推進担当大臣見解
- ・ 協議が調わなかった場合の取扱いについての総務大臣政務官見解

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の修正に伴う「地域主権改革」の用語の削除等

③ 地方自治法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第58号、参議院送付）

○ 要旨

地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するため、所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地方議会の議員定数の上限数を廃止することとした理由及び廃止要望の有無についての総務大臣見解
- ・ 政令で定めるものを除き法定受託事務に係る事件を条例により議会の議決事件にできることとする改正に関し、政令で定めることを予定している事項についての総務大臣見解

○ 審査結果

修正

＜修正内容＞

所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）に定める法人税法第2条の改正規定が平成22年10月1日に施行されたことに伴う所要の規定の整理

④ 郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）

○ 要旨

郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めるもの

※ 付託替え

4月12日、郵政改革に関する特別委員会

⑤ 日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）

○ 要旨

郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定めるもの

※ 付託替え

4月12日、郵政改革に関する特別委員会

⑥ 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）

○ 要旨

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの

※ 付託替え

4月12日、郵政改革に関する特別委員会

⑦ 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）

○ 要旨

個人住民税における扶養控除の見直し及び退職所得に係る税額控除特例の廃止等を行うほか、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等の所要の措置を講ずるもの

※ なお、本法律案は、平成23年1月28日に提出された「地方税法等の一部を改正する法律案」について、一部の改正事項を削除するとともに、題名を改める内閣修正（同年6月10日本会議において承諾）が行われたものである。また、削除された改正項目については、新たに「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」（内閣提出第83号）により措置された。

○ 審査結果

継続審査

⑧ 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）

○ 要旨

平成23年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、普通交付税と特別交付税との割合を改め、あわせて、平成23年度における子ども手当の支給に伴い地方特例交付金の制度を改正する等の措置を

講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 巨額の地方財源不足が発生しているにもかかわらず、地方交付税の法定率の引上げを行わない理由についての総務大臣見解
- ・ 特別交付税の割合を引き下げる改正の実施を3年間凍結する修正に乗じて特別交付税の透明性確保のための改善がもとに戻るようなことがないようにすべきであるとする事について総務大臣見解
- ・ 交付税特別会計借入金の一部を長期資金で調達する等の方法により、将来の金利上昇リスクを回避・緩和することについての総務大臣政務官見解

○ 審査結果

修正

<修正内容>

地方交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げる改正の実施を3年間凍結する等

⑨ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

○ 要旨

法律の適用期限を10年間延長するほか、対象事業の見直しを行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 今回対象事業から廃棄物処理施設の設置事業を除外することとした理由についての総務大臣政務官見解
- ・ 適用期限を10年間延長することとした理由についての総務大臣政務官見解

○ 審査結果

可決

⑩ 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）（参議院送付）

○ 要旨

電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置を講じようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 電波利用料の使途事業の透明性を高めるため財務諸表等の作成・公表に努める必要性
- ・ 周波数再編で新たに携帯電話用に割り当てられる帯域幅及び災害時優先の携帯電話の確保についての総務副大臣見解
- ・ 今後電波オークションを導入するのかを含め、電波オークションのメリットとデメリット

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑪ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第35号) (参議院送付)

○ 要旨

電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 業務委託子会社に係るNTT東西から総務省への報告について、総務省令で定める内容及び報告の公表の有無、NTT東西の子会社数及び規制の対象となる業務委託子会社数の総務省への確認
- ・ NTT東西の機能分離について、機能分離の実効を上げるため及び実効が上がっていることを確認するための取組についての総務副大臣への確認及び機能分離の達成状況いかんによって、構造分離や資本分離を今後行う可能性
- ・ NTT東西の活用業務を認可制から届出制へと緩和することに関し、公正な競争と国民の利便性を両立させることについての総務副大臣所見

○ 審査結果

可決 (附帯決議)

⑫ 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第36号) (参議院送付)

○ 要旨

現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 高度通信施設に追加される電気通信設備について、学校、病院その他これらに類する施設で総務省令に定めるものについての総務省への確認
- ・ 超高速ブロードバンドの未整備地域における基盤整備について、基盤整備の方策についての総務大臣見解及び光ファイバーだけでなく、CATV等も活用して整備をする必要性についての総務省見解

○ 審査結果

可決 (附帯決議)

⑬ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案 (内閣提出第41号)

○ 要旨

地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地方議会議員の年金制度については、平成14年、同18年と改正を行ってきたにもかかわらず今回廃止に至ったのは総務省が制度設計を誤ったからであるとする指摘があることについての総務大臣見解
- ・ 地方議会議員年金の終息までに必要となる費用見込額及びその積算根拠について

の総務省見解

- ・ 地方議会議員の地方公務員共済組合への加入を検討すべきであるとする事及び首長の年金・退職金制度を見直すべきであるとする事についての総務大臣見解
- ・ 財政の厳しさ等を理由として地方議会議員年金の廃止が行われるにもかかわらず一時金の支給額を現行制度より高率の8割としたことの妥当性についての総務大臣見解

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑭ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第49号）

○ 要旨

都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関連法律を改正する等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 基礎自治体への権限移譲に伴う基礎自治体の事務負担増加の程度、基礎自治体の人員体制や事務処理のノウハウの権限移譲への対応可能性及び基礎自治体が権限移譲に対応できない場合の対応方針についての地域主権推進担当大臣見解
- ・ 地方分権改革推進委員会第3次勧告に含まれていなかったにもかかわらず、地方債の起債に係る総務大臣等との協議及び国等への寄附の原則禁止に関する規定の改正以外の条項を本法律案に追加した理由及びこれらを選定した基準の総務大臣政務官への確認
- ・ 地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しが地方公共団体間の国の施設等の誘致競争を助長する懸念があるとする事についての地域主権推進担当大臣見解
- ・ 国による義務付け・枠付けの見直しの議論は、都道府県計画及び市町村計画の策定を義務付けている各種基本法の全体像を把握した上で行うべきであるとする事についての地域主権推進担当大臣見解

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑮ 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）

○ 要旨

東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 固定資産税及び都市計画税の課税免除の対象を津波による被害に限定した理由
- ・ 被災地域内の企業の事業用地の取得に係る固定資産税の減免措置及び一定額以上の被災代替償却資産の取得に係る減免措置を拡充する必要性
- ・ 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置（いわゆるトリガー条項）を一時停止する理由

○ 審査結果

可決

⑯ 平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（内閣提出第64号）

○ 要旨

平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定に係る特例を設けるとともに、同年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災の場合と阪神・淡路大震災の場合の特別交付税の特例措置の相違点についての総務大臣見解
- ・ 増額される特別交付税1,200億円の早期交付のための段取りについての総務大臣見解

○ 審査結果

可決

⑰ 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案（内閣提出第69号）

○ 要旨

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、特定の無線局区分の周波数の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定めようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災に伴う放送に係る被災状況並びにアナログ放送停波の延期を3県に限った理由及び延期幅についての説明
- ・ 3県においても延期幅の1年を待たずに早期に地上デジタル放送に移行させる必要性
- ・ 放送局においてアナログ放送を継続するために要する経費の見込み及び費用負担支援の考え方
- ・ アナログ放送停波後の空き周波数帯の利用を予定した新たな通信・放送サービスに与える影響

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑱ 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（内閣提出第78号）

○ 要旨

我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑲ 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第83号）

○ 要旨

寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等

の整理合理化等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案が当初提案の法律案（平成23年1月28日提出の地方税法等の一部を改正する法律案）の一部を切り出したことによる平成23年度地方財政計画への影響
- ・ 地方公共団体の条例指定による個人住民税の寄附金税額控除の対象法人の範囲について総務省から基準又はガイドラインを提示する予定の確認
- ・ 個人住民税に係る上場株式等の配当所得等に係る軽減税率の適用期限を2年間延長する理由

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑳ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（内閣提出第88号）

○ 要旨

避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 避難先市町村が住民に対して提供している法律等に基づかない独自の行政サービスの避難住民への提供の可能性とこれに対する財政措置についての総務大臣見解
- ・ 対象を津波被害等にも拡大すべきであるとするものについての総務大臣見解
- ・ 対象となる避難住民数の把握の現状と把握に係る今後の対処方針についての総務大臣見解

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

この法律に定めるもののほか、東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関し必要な措置を講ずべき旨の規定を附則に追加

㉑ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第89号）

○ 要旨

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講じ、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例において、課税免除対象区域に特定避難勧奨地点を含めないこととした理由
- ・ 税負担軽減措置等によっては適用対象区域とされていない計画的避難区域、緊急時避難準備区域についても適用対象とする必要性及び自主的に避難している世帯に対する措置の必要性

○ 審査結果

可決

⑳ 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏君外4名提出、衆法第5号）

○ 要旨

平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、同年3月31日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講ずるもの

○ 審査結果

可決

㉑ 運輸事業の振興の助成に関する法律案（総務委員長提出、衆法第27号）

○ 要旨

軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるもの

○ 結果

成案・提出決定

㉒ 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案（総務委員長提出、衆法第28号）

○ 要旨

東日本大震災による被害を受けた合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する特定経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長しようとするもの

○ 結果

成案・提出決定

㉓ 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参議院提出、参法第16号）

○ 要旨

当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための事業又は事務に要する経費に充てるために市町村に交付する交付金について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

㉔ 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）

○ 概要

日本放送協会（NHK）の平成23年度予算につき、受信料の額を前年度どおりとし、一般勘定事業収支については、事業収入6,926億円、事業支出6,886億円、事業収支差金が40億円となっているもの

なお、債務償還に要する49.9億円及び建設費の一部22.2億円の計72億円を、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんするとするもの

また、事業運営に当たっては、デジタルテレビジョン放送の普及に努めるほか、国

内・国際放送の充実、受信料の公平負担に向けた取組の強化等に取り組むとともに、効率的な業務運営を行うとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災が地上放送のデジタル化やNHK平成23年度予算の執行に与える影響
- ・ 平成24年度以降の視聴者への受信料収入の10%還元の実現可能性についてのNHK会長見解
- ・ 地震・津波情報が等しく迅速かつ的確に伝わるような速報体制の確保に係る総務副大臣見解

○ 審査結果

承認（附帯決議）

⑳ 日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○ 概要

日本放送協会の平成19年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,847億円、経常事業支出6,416億円、経常事業収支差金431億円、当期事業収支差金375億円とするもの

○ 主な質疑内容（㉑及び㉒の2件について）

- ・ 受信料収入の10%還元の実施に係る現経営計画策定以来の経緯を踏まえた上での経営委員長認識及び東日本大震災に伴うコスト等の影響を踏まえた上での平成24年度からの実行可能性
- ・ 東日本大震災被災3県における地上デジタル放送関連施設復旧の状況等を踏まえた平成23年度末日での地上デジタル放送への移行の可否
- ・ NHKにおける放送と同時のネット配信をめぐる課題等についてのNHK会長、民放連及び総務大臣の見解

○ 審査結果

異議がない

㉑ 日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○ 概要

日本放送協会の平成20年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,616億円、経常事業支出6,288億円、経常事業収支差金327億円、当期事業収支差金275億円とするもの

○ 主な質疑内容

（㉑参照）

○ 審査結果

異議がない

㉒ 日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○ 概要

日本放送協会の平成21年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,655億円、経常事業支出6,462億円、経常事業収支差金193億円、当期事業収支差金124億円とするもの

○ 審査結果
(審査未了)

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	趣 旨 説 明	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
			委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会内閣提出第56号、参議院送付)	参 (22. 3. 29)		23. 1. 24 4. 14	4. 19 4. 21	4. 21 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな) (反-共産) (附)	4. 22 修正	総務 4. 28 可決 (附)	4. 28 可決	5. 2 法37号
国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会内閣提出第57号、参議院送付)	参 (22. 3. 29)		1. 24 4. 14	4. 19 4. 21	4. 21 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな) (反-共産) (附)	4. 22 修正	総務 4. 28 可決 (附)	4. 28 可決	5. 2 法38号
地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出第58号、参議院送付)	参 (22. 3. 29)		1. 24 4. 14	4. 19 4. 21	4. 21 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな) (反-共産)	4. 22 修正	総務 4. 28 可決	4. 28 可決	5. 2 法35号
郵政改革法案(内閣提出、第176回国会閣法第1号)	(22. 10. 13)		1. 24		4月12日郵政改革に関する特別委員会に付託替え				
日本郵政株式会社法案(内閣提出、第176回国会閣法第2号)	(22. 10. 13)		1. 24		4月12日郵政改革に関する特別委員会に付託替え				
郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第176回国会閣法第3号)	(22. 10. 13)		1. 24		4月12日郵政改革に関する特別委員会に付託替え				
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)(注)	1. 28	2. 15	2. 15 2. 22	3. 29 6. 16		8. 31 閉会中 審査			
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	1. 28	2. 15	2. 15 2. 22	3. 10 3. 22	3. 22 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな) (反-共産)	3. 22 修正	総務 3. 30 可決	3. 31 可決	3. 31 法5号

(注) 6月10日、「地方税法等の一部を改正する法律案」について、法律の題名の変更等を行う内閣修正を承諾

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	1.28	2.15	2.15 2.22	3.8	3.8 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな）	3.10 可決	総務 3.25 可決	3.29 可決	3.31 法3号
電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）（参議院送付）	参 3.8		5.18 5.19	5.24	5.24 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな） （附）	5.26 可決	総務 4.19 可決 （附）	4.20 可決	6.1 法60号
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）	参 3.8		5.18 5.19	5.24	5.24 可決（多） （賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな） （反-共産） （附）	5.26 可決	総務 4.19 可決 （附）	4.20 可決	6.1 法58号
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）（参議院送付）	参 3.8		5.18 5.19	5.24	5.24 可決（多） （賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな） （反-共産） （附）	5.26 可決	総務 4.19 可決 （附）	4.20 可決	6.1 法59号
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	4.1		4.21 4.22	4.28	4.28 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな） （附）	4.30 可決	総務 5.19 可決 （附）	5.20 可決	5.27 法56号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第49号）	4.5		8.2 8.2	8.9 8.11	8.11 可決（多） （賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな） （反-共産） （附）	8.11 可決	総務 8.26 可決 （附）	8.26 可決	8.30 法105号
地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	4.19		4.20 4.22	4.22	4.22 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな）	4.22 可決	総務 4.26 可決	4.27 可決	4.27 法30号
平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（内閣提出第64号）	4.26		4.29 4.30	4.30	4.30 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな）	4.30 可決	総務 5.2 可決	5.2 可決	5.2 法41号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案（内閣提出第69号）	5.10		5.23	5.26	5.26 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな) (附)	5.31 可決	総務 6.7 可決 (附)	6.8 可決	6.15 法68号
			5.24						
国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（内閣提出第78号）	6.3		8.29			8.31 閉会中 審査			
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第83号）	6.10		6.13	6.16	6.16 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな) (反-共産) (附)	6.16 可決	総務 6.21 可決 (附)	6.22 可決	6.30 法83号
			6.14						
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（内閣提出第88号）	7.22		7.27	8.2	8.2 修正(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな) (附)	8.2 修正	総務 8.4 可決 (附)	8.5 可決	8.12 法98号
			7.28						
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第89号）	7.22		7.27	8.2	8.2 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな)	8.2 可決	総務 8.4 可決	8.5 可決	8.12 法96号
			7.28						

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏君外4名提出、衆法第5号）	23. 3.22		3.22		3.29 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな) (反-共産)	3.29 可決	総務 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法13号
			3.29						

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
運輸事業の振興の助成に関する法律案（総務委員長提出、衆法第27号）	8.11				8.11 成案・提出決定(多) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民) (反-みんな)	8.11 可決	総務 8.23 可決 (附)	8.24 可決	8.30 法101号
東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案（総務委員長提出、衆法第28号）	8.11				8.11 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな)	8.11 可決	総務 8.23 可決 (附)	8.24 可決	8.30 法102号

参法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参議院提出、参法第16号）	参 23. 8. 4		8.29			8.31 閉会中 審査	総務 8.25 可決 (附)	8.26 可決	

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	23. 2. 15		3.23	3.24	3.24 承認(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな) (附)	3.25 承認	総務 3.31 承認 (附)	3.31 承認	

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(21. 2. 6)	23. 1. 24	7. 14	7. 14 異議がない(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな)	7. 15 異議がない				
	7. 14								
日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(22. 2. 9)	1. 24	7. 14	7. 14 異議がない(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな)	7. 15 異議がない				
	7. 14								
日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	4. 12	8. 29		(審査未了)					

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 平成22年12月28日に総務省から各都道府県知事等に「指定管理者制度の運用について」通知を改めて行った趣旨
- ・ 東日本大震災に係る職員の派遣について総務大臣に特別の権限を付与し援助を行うことについての総務大臣見解
- ・ 東日本大震災に伴う避難に際して住民が住民票を移したために人口が減少した被災団体の普通交付税の算定についての総務大臣見解
- ・ 国家公務員給与1割削減に係る内閣総理大臣からの指示の有無、削減率を1割とした根拠及びこれにより捻出される財源見込額についての総務大臣への確認
- ・ 国家公務員給与1割削減の目的は震災復興財源の捻出のためか、総人件費を2割削減するとした現政権のマニフェストを踏まえたものかについての総務大臣への確認
- ・ 国家公務員給与1割削減の妥当性についての人事院総裁見解
- ・ 公務員への団体交渉権の付与の我が国の公務員制度にとっての妥当性についての総務大臣見解
- ・ 消防団の運営について、消防団員の減少を止め、増加させるための国の施策及び今後の方策
- ・ 東日本大震災により殉職した消防職団員に対する賞じゅつ金及び公務災害補償に係る予算措置
- ・ 消防団員等公務災害補償等共済基金に対する地方交付税以外の方法による手当の必要性

- ・ 海溝型地震の発生確率が高い東北地方の地方公共団体において全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備が全国の中でも遅れてしまった理由
- ・ 災害時における携帯電話の通信確保対策についての総務大臣見解
- ・ 地上デジタル放送への移行の完全実施について、経営基盤の弱い地方放送局が地上デジタル化の設備投資により経営が悪化する可能性の有無及び悪化した場合の支援策の総務副大臣への確認
- ・ 地上波デジタル放送移行を間近に控えての啓蒙活動、相談体制及び衛星放送による対応では地域番組が視聴できないことを踏まえた今後の難視聴地域への対応についての総務副大臣見解
- ・ 日本郵便の赤字を拡大させた日本通運との宅配便事業統合に係る問題点
- ・ 東日本大震災被害からの再建に向けた日本郵政の具体的取組

(4) 決議

決議は3件で、その内容は次のとおりである。

① 平成23年東北地方太平洋沖地震への対応及び地方税財政基盤の早期確立に関する件 (平成23.3.22)

政府は次の諸点について措置すべきである。

- 1 平成23年東北地方太平洋沖地震に関連した平成23年度補正予算の編成に当たっては、被災状況を的確に把握し、所要の地方交付税措置をはじめ十分な地方財政措置を講じ、被災地域の地方公共団体に対して万全の対策を講ずること。
- 2 現下の厳しい経済環境の下において、地方の疲弊が極めて深刻化していることに鑑み、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、税制の抜本的な改革に向けて、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。
- 3 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、地方消費税の拡充・強化をはじめ、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。
- 4 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 5 地方債制度及びその運用の在り方については、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性を確保するとともに、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する観点から、見直しを検討すること。
- 6 地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うこと。特に、今回、地方交付税の総額に対する特別交付税の割合を引き下げ、普通交付税に移行させるに当たっては、この点に十分留意すること。

7 地域自主戦略交付金については、国と地方の協議を通じ、その運用に地方の意見を十分反映させるとともに、これへの移行を契機とした国庫補助負担金の総額の削減を行わないこと。

8 政策的促進策の下に、多くの市町村合併が行われてから相当の期間が経過している現在、合併当時に予想できなかった社会経済情勢の変動が生じている団体も多いことに鑑み、合併市町村の合併に伴う特例措置の適用状況と行財政運営の現状を分析し、これを踏まえ、合併市町村の今後の行財政運営に不測の支障が生じることがないように、適切な措置を講ずること。

なお、市町村合併による議員定数の減少、行政改革に伴う議員定数及び報酬の削減等を背景とする地方議会議員年金制度の廃止については、年金受給権者等に対し十分な説明を行う等円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うとともに、国民の政治参加や人材確保の観点から踏まえた新たな年金制度の可能性についても検討を行うこと。

右決議する。

② 運輸事業の振興助成に関する件（平成23.8.11）

国は、運輸事業振興助成交付金の創設の経緯及び今般の運輸事業の振興の助成に関する法律の施行後における同交付金の交付の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、運輸事業の振興助成の手法のあり方、営業用車両に係る軽油引取税の税制上の取扱い等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置をとるべきである。

右決議する。

③ 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する件（平成23.8.11）

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長するものである。

この期間の延長は被災地域の合併市町村の実情を考慮した緊急の特例措置であるが、被災地域の合併市町村において、復旧・復興事業の見通し等、実態の把握や当該合併市町村の要望を踏まえ、必要があると認められる場合は政府として適切な措置を講ずるべきである。

また、被災地域以外の合併市町村においても、東日本大震災に起因する事情により市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施が遅延する等の影響が生じている場合には、そうした実情も考慮し、被災地域の合併市町村に対するものと類似の特例措置を政府として講ずるべきである。

右決議する。

委員会等の概況

(5) 参考人・意見陳述者

① 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 2. 22	日本放送協会経営委員会委員長職務代行者	安田 喜憲君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会経営委員会委員（監査委員）	井原 理代君	
	日本郵政株式会社専務執行役	中城 吉郎君	
3. 24	日本放送協会会長	松本 正之君	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）
	日本放送協会技師長・専務理事	永井 研二君	
	日本放送協会専務理事	日向 英実君	
	日本放送協会理事	大西 典良君	
4. 12	新潟県知事（全国知事会災害対策特別委員会委員長）	泉田 裕彦君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	釜石市長	野田 武則君	
	東京都三宅村長	平野 祐康君	
	新潟大学災害・復興科学研究所助教	井ノ口宗成君	
5. 17	日本郵政株式会社専務執行役	斎尾 親徳君	
5. 26	日本放送協会理事	石田 研一君	東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案（内閣提出）
7. 14	日本放送協会経営委員会委員長	數土 文夫君	日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 日本放送協会平成20年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
	日本放送協会会長	松本 正之君	
	日本放送協会技師長・専務理事	永井 研二君	
	日本放送協会専務理事	金田 新君	
	日本放送協会理事	大西 典良君	
	日本放送協会理事	塚田 祐之君	
	日本放送協会理事	吉国 浩二君	
	日本放送協会理事	石田 研一君	
	社団法人日本民間放送連盟専務理事	福田 俊男君	

② 意見陳述者

期日	場所	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成 23. 7. 27	福島県	双葉町長	井戸川克隆君	東日本大震災被災地における地方行政等の実情
		富岡町長	遠藤 勝也君	
		大熊町長	渡辺 利綱君	
		川俣町長	古川 道郎君	
		郡山市長	原 正夫君	
		会津美里町長	渡部 英敏君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 23. 5. 10 ～ 5. 11	岩手県	東日本大震災被災地における地方行政、情報通信等の実情調査	11人
7. 27	福島県	東日本大震災被災地における地方行政等の実情調査	26人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	原口	一博君	民主				
理事	稲見	哲男君	民主	理事	内山	晃君	民主
理事	逢坂	誠二君	民主	理事	野木	実君	民主
理事	皆吉	稲生君	民主	理事	石田	真敏君	自民
理事	坂本	哲志君	自民	理事	西	博義君	公明
	小原	舞君	民主		大泉	ひろこ君	民主
	大西	孝典君	民主		奥野	総一郎君	民主
	黄川田	徹君	民主		桑原	功君	民主
	小室	寿明君	民主		後藤	祐一君	民主
	白石	洋一君	民主		杉本	かずみ君	民主
	高井	崇志君	民主		永江	孝子君	民主
	長島	一由君	民主		福田	昭夫君	民主
	松崎	公昭君	民主		山田	良司君	民主
	湯原	俊二君	民主		吉川	政重君	民主
	和嶋	未希君	民主		赤澤	亮正君	自民
	加藤	紘一君	自民		川崎	二郎君	自民
	佐藤	勉君	自民		橘	慶一郎君	自民
	谷	公一君	自民		中谷	元君	自民
	森山	裕君	自民		稲津	久君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	柿澤	未途君	みんな				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件（継続審査）、参議院提出法律案1件（継続審査）及び決算等1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第4号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第78号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第16号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
（審査未了）

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第4号）	(23. 1. 28)	(23. 2. 15)	23. 9. 13 (23. 2. 22)					9. 30 閉会中 審査	
国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第78号）	(23. 6. 3)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第16号）	参 (23. 8. 4)		23. 9. 13					9. 30 閉会中 審査	

決算等

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		趣旨説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(23. 4. 12)	23. 9. 13		(審査未了)				

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	原口	一博君	民主				
理事	稲見	哲男君	民主	理事	内山	晃君	民主
理事	逢坂	誠二君	民主	理事	野木	実君	民主
理事	皆吉	稲生君	民主	理事	石田	真敏君	自民
理事	坂本	哲志君	自民	理事	西	博義君	公明
	小原	舞君	民主		大泉	ひろこ君	民主
	大西	孝典君	民主		奥野	総一郎君	民主
	黄川田	徹君	民主		桑原	功君	民主
	小室	寿明君	民主		後藤	祐一君	民主
	白石	洋一君	民主		杉本	かずみ君	民主
	高井	崇志君	民主		永江	孝子君	民主
	長島	一由君	民主		福田	昭夫君	民主
	松崎	公昭君	民主		山田	良司君	民主
	湯原	俊二君	民主		吉川	政重君	民主
	和嶋	未希君	民主		加藤	紘一君	自民
	川崎	二郎君	自民		菅	義偉君	自民
	橘	慶一郎君	自民		谷	公一君	自民
	中谷	元君	自民		平井	たくや君	自民
	森山	裕君	自民		稲津	久君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	柿澤	未途君	みんな				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案6件（うち継続審査2件）、議員提出法律案1件、参議院提出法律案1件（継続審査）及び決算等1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第4号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

※ なお、本法律案は、地方税に関する税務調査手続等の見直しに関する改正規定中、新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除する等の内閣修正（平成23年10月28日本会議において承諾）が行われたものである。

○ 主な質疑内容

- ・ 地方公共団体の徴税吏員の質問検査権に関し、帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出を求めることができることを明文化した趣旨
- ・ 更正の請求者に更正請求書の提出を義務付けた趣旨
- ・ 道府県民税利子割額の道府県民税法人税割額からの控除は、法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類が添付されなければ適用しないこととした趣旨

○ 審査結果

修正

<修正内容>

題名を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」に改めるとともに、個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定を削除する等

② 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第78号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

○ 要旨

東日本大震災の復興事業等の実施に係る特別の財政需要等に対応するための震災復興特別交付税約1兆6,635億円を措置するため、平成23年度分の地方交付税の総額及び一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の特例を設けるとともに、震災復興特別交付税の額の決定に関する特例を設ける等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 震災復興特別交付税の創設理由及び通常の特別交付税との相違点
- ・ 震災復興特別交付税による措置の対象となる事業の内容
- ・ 震災復興特別交付税と使途の制限がないという地方交付税の本質的性格との関係

○ 審査結果

可決

④ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出第3号）

○ 要旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方のたばこ税の税率を引き上げる特例を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 全国防災事業に5年間で1.3兆円を見込んでいる根拠と考え方、事業内容及び事業効果
- ・ 緊急防災・減災事業の財源を個人住民税均等割に求める理由
- ・ 本法律案による地方公共団体の増収額と当該地方公共団体における全国防災対策費に係る地方負担額等が必ずしも一致しないことについての考え方
- ・ 修正案によりたばこ税の引上げを行わないこととする結果として所得税非課税の低所得者に一層の負担を求めることの問題

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

個人住民税の均等割の標準税率の特例の期間の延長（5年度間→10年度間）及び税率の引上幅の増大（500円→1,000円）を行うとともに、地方のたばこ税の税率を引き上げる特例に係る規定を削除する等

⑤ 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）

○ 要旨

東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長するもの

○ 審査結果

継続審査

⑥ 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

○ 要旨

東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、平成24年度における固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本改正案施行に伴う地方税の減収額に対する補填措置
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の被災事業者用仮施設整備事業により整備された仮施設について入居事業者退去後の売却や無償譲渡の可否
- ・ 被災鉄道車両等の代替資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象となる鉄道事業者の復旧状況

○ 審査結果

可決

⑦ 一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案（平井たくや君外4名提出、衆法第1号）

○ 要旨

人事院の平成23年9月30日付の職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額等の改定等を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑧ 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第16号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

（審査未了）

⑨ 日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○ 概要

(第177回国会参照)

○ 審査結果

(審査未了)

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	趣 旨 説 明	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
			委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第4号）（注）	(23. 1. 28)	(23. 2. 15)	23. 10. 20 (23. 2. 22) 11. 17	11. 22	11. 22 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明) (反-共産・社民・ みんな)	11. 24 修正	総務 11. 29 可決	11. 30 可決	12. 2 法115号
国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第78号）	(23. 6. 3)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	10. 28	11. 7	11. 7 11. 17	11. 22	11. 22 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな)	11. 24 可決	総務 11. 29 可決	11. 30 可決	12. 2 法116号
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出第3号）	10. 28	11. 7	11. 7 11. 17	11. 22	11. 22 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明) (反-共産・社民・ みんな) (附)	11. 24 修正	総務 11. 29 可決 (附)	11. 30 可決	12. 2 法118号
東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	11. 1		12. 8			12. 9 閉会中 審査			
地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	11. 4		11. 24 11. 24	12. 1	12. 1 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな)	12. 1 可決	総務 12. 6 可決	12. 7 可決	12. 14 法120号

(注) 10月28日、内閣修正を承諾

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案（平井たくや君外4名提出、衆法第1号）	23.12.7		12.8					12.9 閉会中 審査

参 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第16号）	参 (23.8.4)		23.10.20				(審査未了)	

決算等

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(23.4.12)		23.10.20				(審査未了)	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 国家公務員給与特例法案の目的が震災財源の確保であるのに他の公的セクターが負担を負わない理由の総務大臣への確認
- ・ 一般職の国家公務員のうち組織率が23%に過ぎない職員団体との合意のみをもって国家公務員給与引下げの進めることの妥当性についての総務大臣見解
- ・ 平成17年の人事院勧告に基づく給与の減額措置については経過措置が必要なものであったのか及び現給保障方式が民間では一般化しているといえるのかについての人事院見解

- ・ 国家公務員給与特例法案に関する憲法上の問題及び平均7.8%、課長職相当以上で10%という給与削減幅についての人事院総裁見解
- ・ 民主党のマニフェストに公務員人件費2割削減を掲げているにもかかわらず、国家公務員給与特例法案を恒久法としなかった理由について総務大臣への確認
- ・ 創設が予定されている震災復興基金に係る地方の裁量権の具体的な内容、他の補助金との併用の可否、配分方法、運用主体と運用方法、基金の財源となる特別交付税の交付時期
- ・ 地域自主戦略交付金を一旦廃止して、制度設計をやり直すべきであるとすることについての総務大臣見解
- ・ 出先機関の原則廃止についての検討状況
- ・ 東日本大震災に伴う地方税の減免措置について、法律に基づく減免だけでなく、条例に基づく減免による減収も震災復興特別交付税で措置されることの確認
- ・ 提言型事業仕分けにおける周波数オークションを前倒しすべきとの提言についての総務大臣見解
- ・ 情報セキュリティ対策の見直しの必要性についての総務大臣見解

3 法務委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	奥田	建君	民主				
理事	滝	実君	民主	理事	辻	惠君	民主
理事	橋本	清仁君	民主	理事	樋口	俊一君	民主
理事	牧野	聖修君	民主	理事	稲田	朋美君	自民
理事	平沢	勝栄君	自民	理事	大口	善徳君	公明
	相原	史乃君	民主		井戸	まさえ君	民主
	大泉	ひろこ君	民主		川越	孝洋君	民主
	京野	公子君	民主		熊谷	貞俊君	民主
	黒岩	宇洋君	民主		黒田	雄君	民主
	桑原	功君	民主		階	猛君	民主
	橋	秀徳君	民主		中島	政希君	民主
	野木	実君	民主		三輪	信昭君	民主
	水野	智彦君	民主		山崎	摩耶君	民主
	河井	克行君	自民		北村	茂男君	自民
	柴山	昌彦君	自民		棚橋	泰文君	自民
	森	英介君	自民		柳本	卓治君	自民
	漆原	良夫君	公明		園田	博之君	日本
	城内	実君	国守		横糸	勝仁君	無

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案9件（うち参議院において継続審査1件）及び議員提出法律案2件（うち継続審査1件）、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（第176回国会閣法第8号）（参議院送付）

○ 要旨

国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めるもの

○ 審査結果

可決

② 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

○ 要旨

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を45人増加するもの

- 主な質疑内容
 - ・ 平成24年度以降の裁判官の増員計画の必要性
 - ・ 地家裁支部における裁判官の配置基準及び増員する判事の配置先
 - ・ 法曹の需要と法曹養成制度の抜本的改革についての法務大臣の見解
- 審査結果
 - 可決

③ 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）

- 要旨

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度の創設、複数又は法人の未成年後見人の許容、児童相談所長による親権代行等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 協議離婚の際に定めるべき事項として面会交流及び監護費用の分担を明示した趣旨及び理念
 - ・ 親権の一時停止制度の導入理由及び親権の一部制限制度の導入が見送られた理由
 - ・ 親権者に優先して施設長等が必要な措置をとることができる場合についてのガイドラインを作成する必要性
- 青少年問題に関する特別委員会との連合審査会
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
 - 可決（附帯決議）

④ 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）

- 要旨

近年における情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処し、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設、電子データに係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行うとともに、悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するための罰則の整備を行うもの
- 主な質疑内容
 - ・ 不正指令電磁的記録作成罪の当罰性、既遂時期及び認知・検挙方法
 - ・ 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えにおける差押え対象の特定
 - ・ 通信履歴の電磁的記録の保全要請の在るべき運用及び通信の秘密との関係
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
 - 可決

⑤ 非訟事件手続法案（内閣提出第54号）（参議院送付）

- 要旨

非訟事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、当事者や裁判により影響を受ける者の手続保障を図るための制度を拡充し、管轄、代理、不服申立て等の手続の基本に関する規定を整備するとともに、表記を現代語化する等、非訟事件の手続に関する法整備を行うもの

- **主な質疑内容** (⑤から⑦までの3件について)
 - ・ 「当事者参加」と「利害関係参加」の2種類の制度を設けた趣旨と両者の違い
 - ・ 裁判所が終局決定を職権で取消し又は変更することができるとする規定の趣旨及び具体的な事例
 - ・ 離婚・離縁の調停事件について、電話会議システム及びテレビ会議システムを認めていない理由
 - ・ 家事事件における子の陳述について、15歳以上の子に限定している理由
- **審査結果**
可決

⑥ 家事事件手続法案 (内閣提出第55号) (参議院送付)

- **要旨**
家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、当事者や審判等により影響を受ける者の手続保障を図るための制度を拡充するとともに、管轄、代理、不服申立て等の手続の基本に関する規定の整備等を行うもの
- **主な質疑内容**
(⑤参照)
- **審査結果**
可決

⑦ 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (内閣提出第56号) (参議院送付)

- **要旨**
非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、家事審判法を廃止するほか、会社法、民事調停法、労働審判法その他の関連する諸法律の規定の整備を行うもの
- **主な質疑内容**
(⑤参照)
- **審査結果**
可決

⑧ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第79号)

- **要旨**
一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めるもの
- **審査結果**
継続審査

⑨ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第80号)

- **要旨**
一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定めるもの
- **審査結果**
継続審査

⑩ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号）

○ 要旨

児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑪ 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（法務委員長提出、衆法第18号）

○ 要旨

東日本大震災の被災者である相続人が、相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長するもの

○ 主な発言内容

- ・ 適用対象を平成22年12月11日以後に相続の開始があったことを知った者とした理由及び熟慮期間の伸長を平成23年11月30日までとした理由
- ・ 被災者が未成年者であり、その法定代理人が不存在の場合の配慮
- ・ 熟慮期間延長の対象となる者の住所の意義

○ 結果

成案・提出決定

⑫ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻恵君外2名提出、衆法第23号）

○ 要旨

みだりに児童ポルノを有償でかつ反復して取得すること等を処罰する罰則を設けるとともに、児童ポルノの定義を明確化し、あわせて心身に有害な影響を受けた児童の保護等に関する施策を推進するための規定の新設等を行うもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		
民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（第176回国会閣法第8号）（参議院送付）	(22.10.13)		23.4.20 (22.10.29)		4.26 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・日本・ 国守)	4.28 可決	法務 4.19 可決	4.20 可決	5.2 法36号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	2. 4		3.24	3.30	3.30 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・日本・ 国守)	3.31 可決	法務 4.14 可決	4.15 可決	4.22 法18号
			3.25						
民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	3. 4		4.12	4.15 4.19 4.20 4.20(連) 4.26	4.26 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・日本・ 国守) (附)	4.28 可決	法務 5.26 可決 (附)	5.27 可決	6. 3 法61号
			4.13						
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	4. 1		5.24	5.25 5.27 5.31	5.31 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・日本・ 国守)	5.31 可決	法務 6.16 可決 (附)	6.17 可決	6.24 法74号
			5.25						
非訟事件手続法案（内閣提出第54号）（参議院送付）	参 4. 5		5.10	5.17	5.18 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・国守) (欠-日本)	5.19 可決	法務 4.26 可決	4.27 可決	5.25 法51号
			5.11						
家事事件手続法案（内閣提出第55号）（参議院送付）	参 4. 5		5.10	5.17	5.18 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・国守) (欠-日本)	5.19 可決	法務 4.26 可決	4.27 可決	5.25 法52号
			5.11						
非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第56号）（参議院送付）	参 4. 5		5.10	5.17	5.18 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・国守) (欠-日本)	5.19 可決	法務 4.26 可決	4.27 可決	5.25 法53号
			5.11						
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）	6. 3		8.29			8.31 閉会中 審査			
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第80号）	6. 3		8.29			8.31 閉会中 審査			

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	議決日 結 果	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号）	(21. 11. 20)		23. 1. 24			8. 31 閉会中 審 査			
東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（法務委員長提出、衆法第18号）	6. 15			6. 15(第)	6. 15 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・日本・ 国守・ 横糸勝仁君)	6. 16 可 決	法務 6. 16 可 決	6. 17 可 決	6. 21 法69号
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻恵君外2名提出、衆法第23号）	8. 8		8. 8			8. 31 閉会中 審 査			
			8. 9						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 最高検察庁の「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について」の検証結果についての法務大臣の見解
- ・ 尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件において中国人船長を不起訴とした理由及び衝突ビデオの公開に対する法務大臣の見解
- ・ 検察審査会の三権分立における位置付け及び審査の在り方
- ・ 取調べの可視化について法務省内勉強会において検討結果を取りまとめる時期の見通し及び新たな捜査手法の導入との関係
- ・ 死刑制度の廃止及び終身刑の創設についての法務大臣の見解
- ・ 外国人への地方参政権の付与についての法務大臣の賛否
- ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結に向けた検討状況及び同条約を締結する場合の問題点
- ・ 人権侵害救済法案の提出時期及び問題点
- ・ 法曹養成に関するフォーラムの開催時期の見通し
- ・ 東日本大震災に伴う法務省の対応（滅失した戸籍の再製、死亡の証明書を利用した死亡の届出、被災者に対する法律相談業務、被災者の二重ローン問題、被災地の治安状況、福島地方検察庁等による被疑者の釈放等）

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
法務委員会 青少年問題に関する特別委員会連合審査会	平成 23. 4. 20	民法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 13	日本郵政株式会社専務執行役	中城 吉郎君	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
4. 20	駿河台大学法学部教授・副学長	吉田 恒雄君	民法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	大村 敦志君	
	弁護士 日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事	磯谷 文明君	
5. 11	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（東日本大震災に係る司法関係等の課題等）
5. 18	弁護士 元検事総長	但木 敬一君	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（検察の在り方にかかわる諸問題）
	弁護士	石田省三郎君	
	ジャーナリスト	江川 紹子君	
5. 31	成城大学法学部教授	指宿 信君	情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	法政大学大学院法務研究科教授	今井 猛嘉君	
	慶應義塾大学法務研究科教授	安富 潔君	

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 23. 7. 13	東京都（新宿区）	児童買春及び児童ポルノ等に関する実情調査	8人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	小林	興起君	民主				
理事	熊谷	貞俊君	民主	理事	黒岩	宇洋君	民主
理事	階	猛君	民主	理事	辻	惠君	民主
理事	樋口	俊一君	民主	理事	稲田	朋美君	自民
理事	平沢	勝栄君	自民	理事	大口	善徳君	公明
	井戸	まさえ君	民主		大谷	啓君	民主
	大西	孝典君	民主		加藤	学君	民主
	勝又	恒一郎君	民主		京野	公子君	民主
	桑原	功君	民主		小室	寿明君	民主
	滝	実君	民主		橘	秀徳君	民主
	玉置	公良君	民主		中島	政希君	民主
	中屋	大介君	民主		平山	泰朗君	民主
	三輪	信昭君	民主		皆吉	稲生君	民主
	河井	克行君	自民		北村	茂男君	自民
	柴山	昌彦君	自民		棚橋	泰文君	自民
	森	英介君	自民		柳本	卓治君	自民
	漆原	良夫君	公明		園田	博之君	日本
	城内	実君	国守		横糸	勝仁君	無

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件（継続審査）及び議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第79号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第80号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

- 審査結果
継続審査

④ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻恵君外2名提出、第177回国会衆法第23号）

- 要旨
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第79号）	(23. 6. 3)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査		
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第80号）	(23. 6. 3)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号）	(21. 11. 20)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査		
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻恵君外2名提出、第177回国会衆法第23号）	(23. 8. 8)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 23. 10. 11 ～10. 12	愛媛県、香川県	裁判所の司法行政及び法務行政等に関する実情調査	6人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	小林	興起君	民主				
理事	熊谷	貞俊君	民主	理事	黒岩	宇洋君	民主
理事	階	猛君	民主	理事	辻	惠君	民主
理事	樋口	俊一君	民主	理事	稲田	朋美君	自民
理事	棚橋	泰文君	自民	理事	大口	善徳君	公明
	井戸	まさえ君	民主		大谷	啓君	民主
	大西	孝典君	民主		加藤	学君	民主
	勝又	恒一郎君	民主		川口	浩君	民主
	京野	公子君	民主		桑原	功君	民主
	小室	寿明君	民主		滝	実君	民主
	橋	秀徳君	民主		玉置	公良君	民主
	中島	政希君	民主		中屋	大介君	民主
	平山	泰朗君	民主		皆吉	稲生君	民主
	河井	克行君	自民		城内	実君	自民
	北村	茂男君	自民		柴山	昌彦君	自民
	平沢	勝栄君	自民		森	英介君	自民
	柳本	卓治君	自民		漆原	良夫君	公明
	園田	博之君	日本		横糸	勝仁君	無

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案5件（うち継続審査2件）及び議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第79号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第80号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

○ 要旨

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済

的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるようにするもの

- 主な質疑内容
 - ・ 法曹養成制度全般を早急に見直す必要性
 - ・ 本法律案に対する修正案において、政府提出の改正事項を取り除いた理由
 - ・ 司法試験年間合格者の目標値と実数との乖離に関する法務大臣の見解
- 審査結果
継続審査

④ 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）（参議院送付）

- 要旨
初入者等について刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えるなどするもの
- 審査結果
継続審査

⑤ 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（内閣提出第14号）（参議院送付）

- 要旨
刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするもの
- 審査結果
継続審査

⑥ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第177回国会衆法第5号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑦ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻恵君外2名提出、第177回国会衆法第23号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第79号）	(23. 6. 3)		23.10.20			12. 9 閉会中 審査		
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第80号）	(23. 6. 3)		10.20			12. 9 閉会中 審査		
裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	11. 4		12. 2 12. 2	12. 6		12. 9 閉会中 審査		
刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）（参議院送付）	参 11. 4		12. 8			12. 9 閉会中 審査	法務 12. 1 可決 (附)	12. 2 可決
薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（内閣提出第14号）（参議院送付）	参 11. 4		12. 8			12. 9 閉会中 審査	法務 12. 1 可決 (附)	12. 2 可決

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号）	(21.11.20)		23.10.20 (23. 8. 9)			12. 9 閉会中 審査		
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻恵君外2名提出、第177回国会衆法第23号）	(23. 8. 8)		10.20 (23. 8. 9)			12. 9 閉会中 審査		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ いわゆる厚労省元局長無罪事件の国家賠償請求訴訟において、認否を留保したまま国家賠償請求を認諾した理由
- ・ 少年を被疑者とする事件の取調べの録音・録画の必要性についての法務大臣の見解
- ・ 米空母艦載機部隊の厚木基地から岩国基地への移転問題について、移転を閣議決定した場合はその決定に従うと法務大臣が発言した理由
- ・ 平成13年に発生した大津市障害者リンチ殺害事件の被害者遺族に対するテレビ番組での法務大臣の発言内容
- ・ 詐欺罪で有罪判決を受けたことがある者を公設秘書及び法務大臣秘書官に採用した理由
- ・ 人権救済機関の設置理由及び必要性
- ・ 尖閣諸島における漁船衝突事件の中国人船長釈放に関して、刑事訴訟法第248条の解釈として外交的配慮が認められることの可否

4 外務委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	小平	忠正君	民主				
理事	大泉	ひろこ君	民主	理事	吉良	州司君	民主
理事	首藤	信彦君	民主	理事	長島	昭久君	民主
理事	西村	智奈美君	民主	理事	秋葉	賢也君	自民
理事	小野寺	五典君	自民	理事	赤松	正雄君	公明
	浅野	貴博君	民主		勝又	恒一郎君	民主
	菊田	真紀子君	民主		阪口	直人君	民主
	道休	誠一郎君	民主		中津川	博郷君	民主
	中野	讓君	民主		中林	美恵子君	民主
	萩原	仁君	民主		浜本	宏君	民主
	早川	久美子君	民主		伴野	豊君	民主
	山尾	志桜里君	民主		山花	郁夫君	民主
	金田	勝年君	自民		河井	克行君	自民
	河野	太郎君	自民		高村	正彦君	自民
	松野	博一君	自民		笠井	亮君	共産
	服部	良一君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、条約19件（うち継続審査1件）及び内閣提出法律案2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第176回国会条約第5号）

○ 要旨

我が国政府が朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書1,205冊を大韓民国政府に対して引き渡すとともに、両国政府がこれらの図書の引渡しによって両国間の文化交流及び文化協力の一層の発展に努めることについて定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 1965年の日韓基本条約を空洞化させるおそれがある本協定に署名した理由
- ・ 韓国に図書が引き渡されることで、我が国関係者の研究活動が妨げられないように何らかの措置を我が国政府が講じる必要性
- ・ 今後も政府が説明する「自発的措置」に基づき、我が国が韓国に文化財の引渡しを行う可能性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 視察

○ 審査結果

承認

- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）

○ 要旨

日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米間の経費負担の原則を定める日米地位協定第24条についての新たな特別の措置を講じようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 前回の2008年特別協定の締結に民主党が反対した理由
- ・ 東日本大震災に伴い多額の復興経費を要するにもかかわらず、駐留経費負担を継続することの妥当性
- ・ 駐留経費負担について国民の理解や支持を得る必要性

○ 審査結果

承認

- ③ 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）

○ 要旨

我が国とロシアとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの

○ 審査結果

継続審査

- ④ 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）

○ 要旨

我が国と韓国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの

○ 審査結果

継続審査

- ⑤ 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）

○ 要旨

我が国とベトナムとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの

○ 審査結果

継続審査

- ⑥ 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）

○ 要旨

我が国とブラジルとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 日・ブラジル社会保障協定の発効により予測される在日ブラジル人の生活環境の変化
- ・ 在日外国人の我が国年金制度への加入率を向上させるための厚生労働省の取組及び外国人を雇用する事業所に対する指導内容
- ・ 在日外国人労働者の義務教育段階の子どもを対象に日本語等の指導を行う「虹の架け橋教室」事業を、義務教育を修了した子女に対しても行う必要性

○ 審査結果

承認

⑦ 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）

○ 要旨

我が国とスイスとの間で、年金制度及び医療保険制度への加入に関する法令の適用調整等について定めるもの

○ 審査結果

承認

⑧ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）

○ 要旨

我が国と香港との間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地課税を減免すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定締結により香港に進出する我が国の企業が享受する税負担上のメリット
- ・ 香港との間で、情報交換規定主体の租税協定ではなく二重課税の排除等を目的とする租税条約を締結する理由
- ・ 本協定と同種の二重課税の回避等を目的とする租税条約の今後の締結方針

○ 審査結果

承認

⑨ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）

○ 要旨

我が国とサウジアラビアとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地課税を減免すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本条約と同種の二重課税の回避等を目的とする租税条約の今後の締結方針
- ・ 多国籍企業に対する租税の優遇政策を一層拡大する租税条約の今後の締結方針
- ・ サウジアラビアを含めた対中東外交の現況

○ 審査結果

承認

⑩ 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）

○ 要旨

我が国とケイマン諸島との間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税権の配分を規定するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 情報交換規定を主体とする租税協定の今後の締結方針
- ・ 本協定に退職年金等に係る課税権の配分に関する規定を盛り込んだ理由
- ・ 租税に関する情報交換のための国際約束を「国会承認条約」と「行政取極」のいずれの形態で締結するかについての基準をあらかじめ明確にしておく必要性

○ 審査結果

承認

⑪ 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）

○ 要旨

我が国とバハマとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、双方の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税権の配分を規定するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 情報交換規定を主体とする租税協定の今後の締結方針
- ・ 本協定に退職年金等に係る課税権の配分に関する規定を盛り込んだ理由
- ・ 退職年金等に関する課税権の配分に関する規定が租税回避等に濫用されることを防ぐための方策

○ 審査結果

承認

⑫ 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）

○ 要旨

東南アジアにおける友好協力条約（T A C）の締約国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えるための改正について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本議定書締結の意義
- ・ 本改正により欧州連合（E U）のT A C加入が可能となるが、それにより東南アジア諸国連合（A S E A N）地域に生ずる変化についての見通し
- ・ E UのT A C加入に寄せる我が国の期待及びアジア地域における我が国の将来的な立場

○ 審査結果

承認

⑬ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する2009年6月15日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（条約第12号）

○ 要旨

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、平成14年1月1日に効力を生じた商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に適合させることを目的とする修正及び訂正について定めるもの

○ 審査結果

承認

⑭ 理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第13号）

○ 要旨

国際通貨基金（IMF）における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための改正について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本改正と我が国の国益との関係
- ・ IMFの日本人職員を増加させる必要性
- ・ 歴代専務理事が欧州出身者で占められてきたことに対する我が国政府の見解

○ 審査結果

承認

⑮ 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）（参議院送付）

○ 要旨

我が国とヨルダンとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

継続審査

⑯ 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付）

○ 要旨

我が国とスイスとの間で、現行の租税条約を部分的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、国際的な標準に沿った税務当局間の租税に関する情報交換の枠組みを創設すること等について定めるもの

○ 審査結果

承認

⑰ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付）

○ 要旨

我が国とオランダとの間で、現行の租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する

源泉地国課税を更に減免するとともに、相互協議に係る仲裁手続を導入すること等について定めるもの

- 審査結果
承認

⑱ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付）

- 要旨

我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間で、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動等のために必要な物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定めるもの

- 審査結果
承認

⑲ 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）

- 要旨

我が国とインドとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの

- 主な質疑内容

- ・ 本協定締結により我が国にもたらされるメリット
- ・ 我が国に輸入実績のある農産品について関税撤廃措置がとられた理由
- ・ 本協定への国対投資家の紛争解決条項導入の是非

- 審査結果
承認

⑳ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

- 要旨

東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設し、大使館の兼館である日本国総領事館（在ジャカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ、在ロンドン）を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定及び子女教育手当の支給に関する制度を改正するもの

- 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災の復旧・復興に充当するために、与党内で議論が進められている政府開発援助（ODA）の2割削減よりも先に在勤手当を精査する必要性
- ・ 我が国の大使館150館体制の実現に向けたスケジュールと取組状況
- ・ 新設予定の東南アジア諸国連合日本政府代表部の果たす役割

- 審査結果
修正

<修正内容>

原案では「平成23年4月1日」としている施行期日を「公布の日」に改め、改正後の法律の在勤基本手当の基準額に関するものは、平成23年4月1日から適用すること等

⑳ 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案（内閣提出第72号）

○ 要旨

東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めるもの

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第176回国会条約第5号）	(22. 11. 16)		23. 1. 24 4. 20	4. 22 4. 27	4. 27 承認(多) (賛-民主・公明・ 共産・社民) (反-自民)	4. 28 承認	外交防衛 5. 26 承認	5. 27 承認	6. 10 条6号
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	2. 1		3. 22 3. 23	3. 30	3. 30 承認(多) (賛-民主・自民・ 公明) (反-共産・社民)	3. 31 承認	外交防衛 3. 31 承認	3. 31 承認	4. 1 条4号
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	2. 22		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	2. 22		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	2. 22		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	3. 8		4. 26 4. 27	5. 11	5. 11 承認(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	5. 12 承認	外交防衛 5. 19 承認	5. 20 承認	12. 9 条16号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第6号)	3. 8		4.26 4.27	5.11	5.11 承認(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	5.12 承認	外交防衛 5.19 承認	5.20 承認	12.16 条17号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第7号)	3. 8		5.12 5.13	5.20	5.20 承認(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民) (反-共産)	5.24 承認	外交防衛 6.14 承認	6.15 承認	7.21 条8号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第8号)	3. 8		5.12 5.13	5.20	5.20 承認(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民) (反-共産)	5.24 承認	外交防衛 6.14 承認	6.15 承認	7.21 条9号
脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第9号)	3. 8		5.12 5.13	5.20	5.20 承認(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	5.24 承認	外交防衛 6.14 承認	6.15 承認	10.19 条12号
脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とパナマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第10号)	3. 8		5.12 5.13	5.20	5.20 承認(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	5.24 承認	外交防衛 6.14 承認	6.15 承認	7.29 条10号
東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件(条約第11号)	3. 8		7.26 7.27	7.29	7.29 承認(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	8. 2 承認	外交防衛 8. 9 承認	8.10 承認	
1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する2009年6月15日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(条約第12号)	3. 8		7.26 7.27	7.29	7.29 承認(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	8. 2 承認	外交防衛 8. 9 承認	8.10 承認	8.26 条11号
理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第13号)	3. 8		7.26 7.27	7.29	7.29 承認(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民) (反-共産)	8. 2 承認	外交防衛 8. 9 承認	8.10 承認	

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）（参議院送付）	参 3. 8		4. 12 8. 10	8. 24		8. 31 閉会中 審査	外交防衛 3. 31 承認	3. 31 承認	
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付）	参 3. 8		4. 12 4. 13		4. 15 承認（多） （賛-民主・自民・ 公明・社民） （反-共産）	4. 15 承認	外交防衛 3. 31 承認	3. 31 承認	12. 2 条13号
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付）	参 3. 8		4. 12 4. 13		4. 15 承認（多） （賛-民主・自民・ 公明・社民） （反-共産）	4. 15 承認	外交防衛 3. 31 承認	3. 31 承認	12. 2 条15号
日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付）	参 3. 8		4. 12 4. 13		4. 15 承認（多） （賛-民主・自民・ 公明） （反-共産・社民）	4. 15 承認	外交防衛 3. 31 承認	3. 31 承認	
日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）	4. 5		4. 26 4. 27	5. 11	5. 11 承認（多） （賛-民主・自民・ 公明・社民） （反-共産）	5. 12 承認	外交防衛 5. 19 承認	5. 20 承認	7. 1 条7号

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	23. 2. 1		4. 12 4. 13	4. 13	4. 15 修正（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民）	4. 15 修正	外交防衛 4. 19 可決	4. 20 可決	4. 27 法22号
東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案（内閣提出第72号）	5. 13		5. 19 5. 20		5. 25 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民）	5. 26 可決	外交防衛 5. 31 可決	6. 1 可決	6. 8 法64号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災関係（諸外国からの支援、外務省の取組等）
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故関係（風評被害、放射性物質を含む汚染水の海への放出等）
- ・ 普天間飛行場移設問題関係
- ・ 日中関係（尖閣諸島領有権問題等）
- ・ 日露関係（北方領土問題、ビザなし交流等）
- ・ 日韓関係（竹島領有権問題、韓国国会議員の国後島訪問等）
- ・ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定関係
- ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）関係
- ・ 政府開発援助（ODA）関係

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会 外務委員会 連合審査会	平成 23. 5. 20	鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 15	日本放送協会専務理事	日向 英実君	国際情勢に関する件
4. 20	原子力安全委員会委員長代理 原子力安全委員会委員	久木田 豊君 代谷 誠治君	
4. 27	慶應義塾大学名誉教授 拓殖大学教授 茨城大学名誉教授	田代 和生君 下條 正男君 荒井 信一君	図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約）
8. 24	社団法人日本原子力産業協会理事長 国際環境経済研究所所長 元日本原子力研究所研究員 「環境・持続社会」研究センター理事	服部 拓也君 澤 昭裕君 青柳 長紀君 田辺 有輝君	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約）

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 23. 4. 20	東京都（千代田区）	図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約）の審査に資するため	8人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	田中 真紀子君	民主			
理事	浅野 貴博君	民主	理事	市村 浩一郎君	民主
理事	菊田 真紀子君	民主	理事	長安 豊君	民主
理事	村越 祐民君	民主	理事	秋葉 賢也君	自民
理事	小野寺 五典君	自民	理事	赤松 正雄君	公明
	阿久津 幸彦君	民主		相原 史乃君	民主
	小川 淳也君	民主		大泉 ひろこ君	民主
	勝又 恒一郎君	民主		阪口 直人君	民主
	首藤 信彦君	民主		中津川 博郷君	民主
	中野 譲君	民主		萩原 仁君	民主
	浜本 宏君	民主		早川 久美子君	民主
	山尾 志桜里君	民主		山口 壯君	民主
	金田 勝年君	自民		河井 克行君	自民
	河野 太郎君	自民		高村 正彦君	自民
	松野 博一君	自民		笠井 亮君	共産
	服部 良一君	社民			

(2) 議案審査

付託された議案は、条約4件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第2号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第3号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第4号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

④ 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第14号、参議院送付）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第2号）	(23. 2. 22)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査		
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第3号）	(23. 2. 22)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		
原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第4号）	(23. 2. 22)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第14号、参議院送付）	参 (23. 3. 8)		9. 13 (23. 8. 10)			9. 30 閉会中 審査		

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	田中 真紀子君	民主			
理事	浅野 貴博君	民主	理事	市村 浩一郎君	民主
理事	菊田 真紀子君	民主	理事	長安 豊君	民主
理事	村越 祐民君	民主	理事	河井 克行君	自民
理事	三ッ矢 憲生君	自民	理事	赤松 正雄君	公明
	相原 史乃君	民主		小川 淳也君	民主
	大泉 ひろこ君	民主		勝又 恒一郎君	民主
	阪口 直人君	民主		首藤 信彦君	民主
	中津川 博郷君	民主		中野 譲君	民主
	萩原 仁君	民主		浜本 宏君	民主
	早川 久美子君	民主		山尾 志桜里君	民主
	山岡 達丸君	民主		山口 壯君	民主
	秋葉 賢也君	自民		小野寺 五典君	自民
	金田 勝年君	自民		後藤田 正純君	自民
	高村 正彦君	自民		笠井 亮君	共産
	服部 良一君	社民			

(2) 議案審査

付託された議案は、条約6件（うち継続審査4件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第2号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定を締結する必要性及び意義
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故が未収束かつ調査結果も示されていない中で本協定の国会承認を求める理由

○ 審査結果

承認

② 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第3号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定を締結する必要性及び意義
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故が未収束かつ調査結果も示されていない中で本協定の国会承認を求める理由

○ 審査結果

承認

③ 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第4号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ ベトナムにおける原発建設予定地の安全性
- ・ ベトナムにおける汚職腐敗等のガバナンスの欠如及び独立規制機関設置の必要性を指摘する国際原子力機関勧告への対応状況
- ・ ベトナムへの原発輸出に対して国際協力銀行が融資する場合、原発建設予定地が同行の環境社会配慮ガイドラインに基づく審査で不適格とされる可能性

○ 審査結果

承認

④ 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第177回国会条約第14号、参議院送付）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ ヨルダン原発建設予定地の問題点についての政府の認識
- ・ ヨルダンで東京電力福島第一原子力発電所事故と同様の事故が発生した場合の冷却水の確保力
- ・ ヨルダン原発建設計画に対する技術的懸念への政府の対処

○ 審査結果

承認

⑤ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）（参議院送付）

○ 要旨

我が国とペルーとの間で、物品及び国境を越えるサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国が関税撤廃の対象から除外した保護品目の種類及び品目数ベースの自由化率
- ・ 約13%の品目を関税撤廃の対象から除外した本協定と「質の高い経済連携」の締結という政府目標との整合性
- ・ 本協定と例外なき関税撤廃を目指すTPP協定との整合性

○ 審査結果

承認

⑥ 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第2号）（参議院送付）

○ 要旨

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の規定に基づ

き、物品の貿易に関する市場アクセスの条件の更なる改善、原産地の証明手続の改正等について定めるもの

○ 審査結果
承認

《議案審査一覧》
条 約

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			議決日 結 果	
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (第177回国会条約第2号)	(23. 2. 22)		23. 10. 20 11. 30	12. 2	12. 2 承認(多) (賛-民主・自民) (反-公明・共産・社民)	12. 6 承認	外交防衛 12. 8 承認	12. 9 承認	
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (第177回国会条約第3号)	(23. 2. 22)		10. 20 11. 30	12. 2	12. 2 承認(多) (賛-民主・自民) (反-公明・共産・社民)	12. 6 承認	外交防衛 12. 8 承認	12. 9 承認	12. 28 条19号
原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (第177回国会条約第4号)	(23. 2. 22)		10. 20 11. 30	12. 2	12. 2 承認(多) (賛-民主・自民) (反-公明・共産・社民)	12. 6 承認	外交防衛 12. 8 承認	12. 9 承認	12. 28 条20号
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (第177回国会条約第14号、参議院送付)	参 (23. 3. 8)		10. 20 (23. 8. 10)	12. 2	12. 2 承認(多) (賛-民主・自民) (反-公明・共産・社民)	12. 6 承認	外交防衛 12. 8 承認	12. 9 承認	24. 1. 10 条1号
経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (条約第1号) (参議院送付)	参 11. 1		12. 6 12. 7	12. 9	12. 9 承認(多) (賛-民主) (反-共産) (欠-自民・公明・社民)	12. 9 承認	外交防衛 11. 29 承認	11. 30 承認	24. 1. 25 条2号
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (条約第2号) (参議院送付)	参 11. 1		12. 6 12. 7	12. 9	12. 9 承認(多) (賛-民主) (反-共産) (欠-自民・公明・社民)	12. 9 承認	外交防衛 11. 29 承認	11. 30 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 原発輸出問題
- ・ 普天間飛行場移設問題
- ・ T P P 協定関係
- ・ 北方領土問題
- ・ 竹島領有権問題
- ・ 政府開発援助（O D A）関係
- ・ 気候変動枠組条約第17回締約国会議（C O P 17）関係
- ・ 従軍慰安婦問題

5 財務金融委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	石田	勝之君	民主				
理事	泉	健太君	民主	理事	大串	博志君	民主
理事	岸本	周平君	民主	理事	古本	伸一郎君	民主
理事	鷺尾	英一郎君	民主	理事	竹下	亘君	自民
理事	山本	幸三君	自民	理事	竹内	譲君	公明
	東	祥三君	民主		網屋	信介君	民主
	五十嵐	文彦君	民主		今井	雅人君	民主
	江端	貴子君	民主		小野塚	勝俊君	民主
	岡田	康裕君	民主		柿沼	正明君	民主
	勝又	恒一郎君	民主		木内	孝胤君	民主
	小山	展弘君	民主		近藤	和也君	民主
	菅川	洋君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	豊田	潤多郎君	民主		中塚	一宏君	民主
	中林	美恵子君	民主		松原	仁君	民主
	三村	和也君	民主		柳田	和己君	民主
	和田	隆志君	民主		今津	寛君	自民
	齋藤	健君	自民		竹本	直一君	自民
	徳田	毅君	自民		野田	毅君	自民
	村田	吉隆君	自民		茂木	敏充君	自民
	山口	俊一君	自民		斉藤	鉄夫君	公明
	佐々木	憲昭君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案13件及び議員提出法律案2件（うち継続審査1件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出第1号）

○ 要旨

平成23年度の財政運営を適切に行うため、公債発行の特例に関する措置を定めるもの

※ なお、本法律案は、平成23年1月24日に提出された「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」について、基礎年金の国庫負担の追加に係る規定を削除するとともに、題名を改める等の内閣修正（同年4月28日本会議において承諾）が行われたものである。

○ 主な質疑内容

- ・ 平成23年度における新規国債発行額の抑制目標の妥当性
- ・ 特例公債法案未成立により予算の執行に支障が生ずる期日と執行抑制の具体例
- ・ 震災を視野に入れた長期的な財政規律に対する財務大臣の見解

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

<修正内容>

「政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度の補正予算において必要な措置を講ずるものとする」との規定の追加

② 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

○ 要旨

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、所得税の諸控除の見直し、法人税率の引下げ、相続税の基礎控除等の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずるもの

※ なお、本法律案は、平成23年1月25日に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」について、一部の改正事項を削除するとともに、題名を改める内閣修正（同年6月10日本会議において承諾）が行われたものである。また、削除された改正項目については、新たに「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」（内閣提出第82号）により措置された。

○ 主な質疑内容

- ・ 法人税率の引下げに係る効果及び減税が実施できない場合の影響
- ・ 石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税の導入目的
- ・ 国税通則法改正の基本的考え方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

継続審査

③ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

○ 要旨

引き続き中小企業者や住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限を平成24年3月31日まで1年間延長するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 中小企業金融円滑化法施行後の実績、効果及び意義
- ・ 法の施行に伴う金融検査マニュアル改正による金融機関の融資姿勢の変化の有無
- ・ 金融庁及び金融機関による東日本大震災の被災者支援策

○ 審査結果

可決

④ 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）

○ 要旨

最近における内外の経済情勢等に対応するため、特惠関税制度及び暫定関税率等の

適用期限の延長等のほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実・強化等を図るもの

○ 主な質疑内容

- ・ 税関について増員も含めて専門性の高い人材を確保する必要性
- ・ 税関における震災による被害の有無

○ 審査結果

可決

⑤ 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）

○ 要旨

国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなることに伴い、我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 震災時においても国際機関に出資する必要性
- ・ 国際通貨基金等の国際機関の財務内容の健全性

○ 審査結果

可決

⑥ 株式会社国際協力銀行法案（内閣提出第28号）

○ 要旨

株式会社日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し同公庫から独立した政策金融機関とするための措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 日本政策金融公庫への統合（平成20年）によるメリット及びデメリット
- ・ 独立による民業圧迫等への懸念に対する財務大臣の見解
- ・ 原子力発電分野に係る輸出金融業務を中止する必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑦ 預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）

○ 要旨

平成23年12月を目途として完了するものとされている住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置を講ずるとともに、当該業務の終了に伴い整理回収機構の機能を見直す等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 住専債権の二次損失処理についての政府及び民間の負担分の内訳
- ・ 住専破綻の原因
- ・ 整理回収機構の肥大化への懸念に対する金融当局の見解

○ 審査結果

可決

⑧ 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第44号)(参議院送付)

○ 要旨

資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、新株予約権無償割当てによる増資に係る開示制度等の整備、英文開示の拡大、無登録業者による未公開株等の取引に関する対応等、所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国民の投資機会を増やすための規制緩和の必要性
- ・ プロ限定投資運用業の規制緩和と国際的な金融規制強化との関係
- ・ 参議院における修正(公認会計士制度の見直しに関する規定の削除)によって公認会計士試験合格者の未就職問題が放置される懸念

○ 審査結果

可決(附帯決議)

⑨ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出第57号)

○ 要旨

東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、被災納税者の実態等に照らし、緊急対応の措置として、現行税制を適用した場合の負担を軽減する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 阪神・淡路大震災に際しての税制特例措置の効果
- ・ 被災者の所得が安定しない中での所得税軽減措置の意義
- ・ 揮発油税等のトリガー条項凍結に至った背景

○ 審査結果

可決

⑩ 東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第67号)

○ 要旨

平成23年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 基礎年金国庫負担割合引上げ分に係る財源を平成23年度第1次補正予算に転用する理由
- ・ 上記転用財源の穴埋めの在り方
- ・ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が2,500億円を国庫に納付する措置の平成24年度以降の見通し

○ 審査結果

可決

⑪ 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）

○ 要旨

国の資本参加の申請期限を平成29年3月31日まで延長するほか、東日本大震災の影響により自己資本の充実が必要となった金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合の特例を設けるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 改正をこの時期に行う必要性
- ・ 経営強化計画の策定において収益性・効率性に関する目標設定を求めないとした理由
- ・ 原発事故の影響を受けている金融機関の取扱いに対する配慮の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑫ 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第82号）

○ 要旨

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、寄附税制の拡充、金融・証券税制の改正、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案における租税特別措置の見直しについての基本理念
- ・ 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の再延長の決定経緯及び必要性

○ 審査結果

可決

⑬ 平成22年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第87号）

○ 要旨

財政法第6条第1項においては、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を公債等の償還財源に充てなければならないと規定されているが、平成22年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、この規定は適用しないこととするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 平成22年度決算剰余金の発生要因
- ・ 剰余金全額を平成23年度第2次補正予算の一般財源に充てる理由
- ・ 国債償還に充てるべき額を一般財源に充てることに対する財務大臣の所見

○ 審査結果

可決

⑭ 国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案（後藤田正純君外4名提出、第176回国会衆法第4号）

○ 要旨

国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、国及

び地方公共団体の責任ある財政運営を確保するため、財政の健全化に関し、国及び地方公共団体の責務、当面の目標、中期計画の策定、予算作成における遵守事項、社会保障制度等の改革及びこれに要する安定財源の確保のための税制の抜本的な改革その他の必要な事項を定めるもの

○ 審査結果

撤回許可

⑮ 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅君外3名提出、衆法第4号）

○ 要旨

平成23年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 期限の延長期間を3か月とした理由
- ・ 期限延長する項目に政策的判断を加えず単純延長とした理由
- ・ 歳入法案の国会議決が予算と分離されたことについての財務大臣の所見

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出第1号）（注1）	23. 1. 24	2. 15	2. 15	2. 25 3. 8 3. 9 3. 25 7. 15 7. 29 8. 2 8. 10	8. 10 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明) (反-共産)	8. 11 修正	財政金融 8. 26 可決 (附)	8. 26 可決	8. 30 法106号
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）（注2）	1. 25	2. 15	2. 15	2. 25 3. 8 3. 9 3. 25 7. 15 7. 29 8. 2		8. 31 閉会中 審査			

（注1） 4月28日、「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」について、法律の題名の変更等を行う内閣修正を承諾

（注2） 6月10日、「所得税法等の一部を改正する法律案」について、法律の題名の変更等を行う内閣修正を承諾

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	1.25		3.18 3.22	3.22	3.22 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産)	3.25 可決	財政金融 3.30 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法8号
関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	1.28		3.18 3.22	3.22	3.22 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明) (反-共産)	3.25 可決	財政金融 3.30 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法7号
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	1.28		3.18 3.22	3.22	3.22 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明) (反-共産)	3.25 可決	財政金融 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法10号
株式会社国際協力銀行法案（内閣提出第28号）	2.25		4.18 4.19	4.19	4.19 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明) (反-共産) (附)	4.22 可決	財政金融 4.28 可決 (附)	4.28 可決	5.2 法39号
預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	4.1		4.14 4.15	4.20	4.20 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明) (反-共産)	4.22 可決	財政金融 5.12 可決	5.13 可決	5.20 法45号
資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）	参 4.1		5.10 5.11	5.13	5.13 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明) (反-共産) (附)	5.17 可決	財政金融 4.21 修正 (附)	4.27 修正	5.25 法49号
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（内閣提出第57号）	4.19		4.20 4.22	4.22	4.22 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産)	4.22 可決	財政金融 4.26 可決	4.27 可決	4.27 法29号
東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出第67号）	4.28		4.29 4.30	4.30	4.30 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産)	4.30 可決	財政金融 5.2 可決 (附)	5.2 可決	5.2 法42号
東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）	5.27		5.31 6.1	6.8	6.8 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産) (附)	6.9 可決	財政金融 6.21 可決 (附)	6.22 可決	6.29 法80号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第82号）	6.10	6.13	6.15	6.15 議決日 結果 (賛-民主・自民・公明) (反-共産)	6.15 可決(多)	6.16 可決	財政金融 6.21 可決 (附)	6.22 可決	6.30 法82号
	6.14								
平成22年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第87号）	7.15	7.19	7.20	7.20 議決日 結果 (賛-民主・自民・公明) (反-共産)	7.20 可決(多)	7.20 可決	財政金融 7.25 可決 (附)	7.25 可決	7.29 法88号
	7.20								

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案（後藤田正純君外4名提出、第176回国会衆法第4号）	(22.10.26)	23.1.24		8.31 撤回許可					
国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅君外3名提出、衆法第4号）	3.22	3.22	3.29	3.29 議決日 結果 (賛-民主・自民・公明) (反-共産)	3.29 可決(多)	3.29 可決	財政金融 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法12号
	3.29								

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 復興財源確保に向けた民主党マニフェストの抜本的見直しに係る議論の動向
- ・ 復興債の償還期間として短期間を想定している理由
- ・ 社会保障・税一体改革成案に盛り込まれた消費税率引上げの具体的時期
- ・ 具体的な税目を含めた震災復興財源についての財務大臣の見解
- ・ デフレ脱却のために日銀が大量に国債を購入すべきという考え方に対する日銀総裁の見解
- ・ 東日本大震災に伴う地震保険の支払保険金額の見込み及び地震再保険特別会計への影響
- ・ 同震災被災者の二重ローン対策のための新たな機構による債権買取りの在り方

- ・ ハイリスクな為替デリバティブ商品に対する検査・監督の在り方
- ・ 最近の円高傾向と世界経済のリスクとの関係
- ・ 復興構想会議の「復興への提言」で言及されている基金の設立に対する財務大臣の認識

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
財務金融委員会 経済産業委員会連合審査会	平成 23. 8. 3	財政及び金融に関する件（円高問題等）

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 2. 25	日本銀行総裁	白川 方明君	財政及び金融に関する件
3. 2	日本銀行総裁	白川 方明君	
3. 9	日本銀行副総裁	山口 廣秀君	平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出） 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
3. 22	日本銀行総裁	白川 方明君	関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出） 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
3. 23	日本銀行総裁	白川 方明君	財政及び金融に関する件
3. 25	日本銀行総裁	白川 方明君	平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出） 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
3. 29	日本銀行理事	山本 謙三君	国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅君外3名提出）
4. 12	一般社団法人全国銀行協会会長	奥 正之君	財政及び金融に関する件
	一般社団法人全国銀行協会副会長	西堀 利君	
	社団法人全国地方銀行協会会長	小川 是君	
	社団法人全国地方銀行協会副会長	北村 清士君	
	社団法人生命保険協会会長	渡邊光一郎君	
	社団法人日本損害保険協会会長	鈴木 久仁君	

委員会等の概況

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
4. 30	日本銀行総裁	白川 方明君	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出）
7. 13	日本銀行総裁	白川 方明君	財政及び金融に関する件 財政及び金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行副総裁	山口 廣秀君	
	日本銀行審議委員	白井早由里君	
	日本銀行審議委員	石田 浩二君	
	日本銀行理事	山本 謙三君	
	日本銀行理事	田中 洋樹君	
7. 15	クレディ・スイス証券株式会社チーフ・マーケット・ストラテジスト	市川 眞一君	平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出） 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	一橋大学国際・公共政策大学院教授	渡辺 智之君	
	専修大学経済学部教授	野口 旭君	
	株式会社大和総研金融・公共コンサルティング部副部長	鈴木 文彦君	
7. 27	東日本大震災復興構想会議議長	五百旗頭真君	財政及び金融に関する件
	東日本大震災復興構想会議検討部会部会長	飯尾 潤君	
7. 29	日本銀行理事	雨宮 正佳君	平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出） 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
8. 10	日本銀行総裁	白川 方明君	平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）

(財務金融委員会 経済産業委員会連合審査会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 8. 3	日本銀行総裁	白川 方明君	財政及び金融に関する件(円高問題等)

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 23. 6. 27	宮城県	東日本大震災の被災地域における財政及び金融等の実情調査	15人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	海江田	万里君	民主						
理事	網屋	信介君	民主	理事	泉	健太君	民主		
理事	岸本	周平君	民主	理事	寺田	学君	民主		
理事	豊田	潤多郎君	民主	理事	竹下	亘君	自民		
理事	山本	幸三君	自民	理事	竹内	譲君	公明		
	五十嵐	文彦君	民主		江端	貴子君	民主		
	小野塚	勝俊君	民主		緒方	林太郎君	民主		
	大串	博志君	民主		岡田	康裕君	民主		
	木内	孝胤君	民主		楠田	大蔵君	民主		
	小山	展弘君	民主		近藤	和也君	民主		
	齋藤	やすのり君	民主		菅川	洋君	民主		
	鈴木	克昌君	民主		中塚	一宏君	民主		
	中林	美恵子君	民主		藤田	憲彦君	民主		
	古本	伸一郎君	民主		三谷	光男君	民主		
	三村	和也君	民主		森本	和義君	民主		
	今津	寛君	自民		齋藤	健君	自民		
	竹本	直一君	自民		徳田	毅君	自民		
	野田	毅君	自民		村田	吉隆君	自民		
	茂木	敏充君	自民		山口	俊一君	自民		
	斉藤	鉄夫君	公明		佐々木	憲昭君	共産		
	田中	康夫君	国民						

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第2号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第2号）	(23. 1. 25)	(23. 2. 15)	23. 9. 13 (23. 2. 23)			9. 30 閉会中 審査			

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	海江田 万里君	民主			
理事	網屋 信介君	民主	理事	泉 健太君	民主
理事	岸本 周平君	民主	理事	寺田 学君	民主
理事	豊田 潤多郎君	民主	理事	竹下 亘君	自民
理事	山口 俊一君	自民	理事	竹内 譲君	公明
	五十嵐 文彦君	民主		江端 貴子君	民主
	小野塚 勝俊君	民主		緒方 林太郎君	民主
	大串 博志君	民主		岡田 康裕君	民主
	木内 孝胤君	民主		楠田 大蔵君	民主
	小山 展弘君	民主		近藤 和也君	民主
	斎藤やすのり君	民主		菅川 洋君	民主
	鈴木 克昌君	民主		中塚 一宏君	民主
	中林 美恵子君	民主		藤田 憲彦君	民主
	古本 伸一郎君	民主		三谷 光男君	民主
	三村 和也君	民主		森本 和義君	民主
	齋藤 健君	自民		竹本 直一君	自民
	丹羽 秀樹君	自民		西村 康稔君	自民
	野田 毅君	自民		三ッ矢 憲生君	自民
	村田 吉隆君	自民		山本 幸三君	自民
	斉藤 鉄夫君	公明		佐々木 憲昭君	共産
	田中 康夫君	国民			

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案3件（うち継続審査1件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第2号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

※ なお、本法律案は、施行日等について所要の修正を加えるとともに、国税通則法の改正規定中、題名及び目的の改正、納税者権利憲章の作成並びに新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除すること等の内閣修正（平成23年10月28日本会議において承諾）が行われたものである。

○ 主な質疑内容

- ・ 納税者権利憲章に係る規定の修正内容の確認及び修正の経緯
- ・ 地球温暖化対策税導入の適否
- ・ 利用の有無により税負担が異なることとなる研究開発促進税制の見直しを法人税の課税ベース拡大項目に含めることの妥当性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

＜修正内容＞

所得税法、相続税法、租税特別措置法等に係る改正事項の一部を削除する等

② 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第4号）

○ 要旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ等の税外収入の確保のための措置、復興特別税の創設、復興債の発行に関する措置等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 現在の景況の下での増税の妥当性
- ・ 国産葉たばこ問題等を踏まえた日本たばこ産業株式会社の株式の売却の在り方
- ・ 集中復興期間における復興債の発行額の上限

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

復興特別所得税の課税対象期間及び税率の変更、復興特別たばこ税に係る規定の削除並びに復興債等の償還期間の変更を行うとともに、附則に決算剰余金の償還費用の財源への活用及び復興に係る特別会計の設置についての規定を追加する等

③ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

○ 要旨

東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の一層の推進を図るため、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例、一定の復興産業集積区域における法人税に係る新規立地促進税制の創設、被災認定承継会社等に係る非上場株式等についての相続税の納税猶予等の特例、被災二輪車等に係る自動車重量税の還付等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 復興産業集積区域等における機械等の特別償却について適用可能期間をより長期にする必要性
- ・ 再投資等準備金制度の適用対象を新設法人に限定する理由
- ・ 利用する側の便宜と租税回避防止のバランスを踏まえた特例措置の要件等の在り方

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	趣旨説明	衆議院				参議院		公布日番号
			委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第2号）（注）	(23. 1. 25)	(23. 2. 15)	23. 10. 20 (23. 2. 23) 11. 18	11. 18 11. 22	11. 22 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・国民) (反-共産)	11. 24 修正	財政金融 11. 29 可決	11. 30 可決	12. 2 法114号
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第4号）	10. 28	11. 7	11. 7 11. 9	11. 18 11. 22	11. 22 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・国民) (反-共産) (附)	11. 24 修正	財政金融 11. 29 可決 (附)	11. 30 可決	12. 2 法117号
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	11. 4		11. 28 11. 29	11. 30	11. 30 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 国民)	12. 1 可決	財政金融 12. 6 可決 (附)	12. 7 可決	12. 14 法119号

（注）10月28日、内閣修正を承諾

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 減債制度の意義及び過去における定率繰入停止の事例
- ・ 財政再建のためのレベニュー債等の新制度導入に関する検討状況
- ・ 消費税の増税を進める前に年金改革の道筋をつける必要性
- ・ 円高を是正するために市場の予想を超える大規模な為替介入を行う必要性
- ・ デフレ脱却のために日銀の資産買入等の基金を大幅に増額し、積極的な国債買入れを行う必要性
- ・ 中小企業金融円滑化法の効果
- ・ 欧州債務危機問題に対する認識

(4) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 23. 10. 26	日本銀行総裁	白川 方明君	財政及び金融に関する件
11. 18	日本銀行理事	雨宮 正佳君	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会） 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出）
	日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長	志水 雅一君	
11. 22	BNPパリバ証券株式会社投資調査本部長	中空 麻奈君	
	横浜国立大学・大学院環境情報研究院教授	三井 逸友君	
	日本銀行副総裁	西村 清彦君	

6 文部科学委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	田中 眞紀子君	民主			
理事	糸川 正晃君	民主	理事	金森 正君	民主
理事	高井 美穂君	民主	理事	野木 実君	民主
理事	松崎 哲久君	民主	理事	下村 博文君	自民
理事	馳 浩君	自民	理事	池坊 保子君	公明
	石井 登志郎君	民主		大山 昌宏君	民主
	奥村 展三君	民主		川口 浩君	民主
	木村たけつか君	民主		城井 崇君	民主
	熊谷 貞俊君	民主		笹木 竜三君	民主
	瑞慶覧 長敏君	民主		高野 守君	民主
	中屋 大介君	民主		平山 泰朗君	民主
	松宮 勲君	民主		村上 史好君	民主
	室井 秀子君	民主		本村 賢太郎君	民主
	山田 良司君	民主		笠 浩史君	民主
	和嶋 未希君	民主		あべ 俊子君	自民
	遠藤 利明君	自民		河村 建夫君	自民
	塩谷 立君	自民		田野瀬良太郎君	自民
	永岡 桂子君	自民		古屋 圭司君	自民
	松野 博一君	自民		富田 茂之君	公明
	宮本 岳志君	共産		城内 実君	国守
	土肥 隆一君	無			

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案3件（うち参議院において継続審査1件）、議員提出法律案4件（うち継続審査3件）及び参議院提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第176回国会閣法第14号）（参議院送付）

○ 要旨

国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするもの

○ 審査結果

可決

② 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

○ 要旨

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第1学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 小学校第2学年以上への35人以下学級実施の見通し
- ・ 地方の実情に応えるため基礎定数の改善より加配定数増を優先させる必要性
- ・ 平成23年度概算要求において、公立学校教職員の給与費に係る義務教育費国庫負担金をマイナスシーリングの対象としたことの妥当性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

教職員定数の新たな加配事由の創設、東日本大震災に係る教職員定数の特別の措置を講ずること、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正し、教職員の定数配分に当たり都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務付けること等

③ 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）

○ 要旨

学術の振興を図るため、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 科学研究費補助金（科研費）の他の研究種目への拡大及び基金拡充の必要性
- ・ 科研費の基金化が柔軟かつ機動的な支出につながるとされている理由
- ・ 研究成果の評価機関及び評価方法の具体的な改善策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号）

○ 要旨

公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合について、罰則を設けるもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ スポーツ基本法案（森喜朗君外5名提出、第174回国会衆法第29号）

○ 要旨

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展

に寄与するため、スポーツに関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの

- 審査結果
撤回許可

⑥ 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（古屋圭司君外4名提出、第176回国会衆法第12号）

- 要旨

海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図ろうとするもの

- 審査結果
撤回許可

⑦ 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第1号）

- 要旨

海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図ろうとするもの

- 結果
成案・提出決定

⑧ スポーツ基本法案（奥村展三君外16名提出、衆法第11号）

- 要旨

スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの

- 審査結果
可決

⑨ 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、参法第21号）

- 要旨

東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるもの

- 審査結果
継続審査

《議案審査等一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質 疑	議決日 結 果	議決日 結 果			
展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第176回国会閣法第14号）（参議院送付）	(22.10.29)		23. 3.25 (22.11.17)		3.25 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 国守・ 土肥隆一君)	3.29 可決	文教科学 3.24 修正	3.25 修正	4.4 法17号
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	2.4		3.22 3.23	3.23 3.25 3.30	3.30 修正(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 国守・ 土肥隆一君) (附)	3.31 修正	文教科学 4.14 可決 (附)	4.15 可決	4.22 法19号
独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	2.4		4.5 4.6	4.13	4.13 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 国守・ 土肥隆一君) (附)	4.15 可決	文教科学 4.19 可決 (附)	4.20 可決	4.27 法23号

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質 疑	議決日 結 果	議決日 結 果			
教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号）	(22.3.10)		23. 1.24			8.31 閉会中 審査			
スポーツ基本法案（森喜朗君外5名提出、第174回国会衆法第29号）	(22.6.11)		1.24		6.1 撤回許可				
海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（古屋圭司君外4名提出、第176回国会衆法第12号）	(22.11.24)		1.24		3.9 撤回許可				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第1号）	3.9				3.9 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 国守)	3.10 可決	文教科学 3.24 可決	3.25 可決	4.1 法15号
スポーツ基本法案（奥村展三君外16名提出、衆法第11号）	5.31		5.31		6.1 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 国守・ 土肥隆一君)	6.9 可決	文教科学 6.16 可決	6.17 可決	6.24 法78号

参法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、参法第21号）	参 23.8.9		8.26			8.31 閉会中 審査	文教科学 8.18 否決	8.22 可決	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 八百長問題への財団法人日本相撲協会の対応
- ・ 高等学校等就学支援金の朝鮮学校の生徒への支給に係る審査手続の停止の理由
- ・ 今後のスポーツ振興策の在り方
- ・ 東日本大震災により被災した学校の復旧及び児童生徒等への就学支援への対応
- ・ 給付型奨学金の必要性
- ・ 学校施設の耐震化を推進する必要性
- ・ 福島県内の学校等の校庭等の利用判断暫定基準の妥当性及び放射線量の低減に向けた対応
- ・ 公財政教育支出における大学の公私間格差是正の必要性
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線測定情報の公表の在り方
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会の東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力損害賠償に係る指針の公表時期及び内容
- ・ もんじゅ及び核燃料サイクルの今後の在り方

委員会等の概況

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 3. 25	放送大学教授	小川 正人君	公立義務教育諸学校の学級編制及び 教職員定数の標準に関する法律の一 部を改正する法律案（内閣提出）
	元全国特殊学校長会会長 東洋大学文学部教授	宮崎 英憲君	
	東京都教育委員会次長	松田 芳和君	
	茅ヶ崎市教育委員会教育長	谷井 茂久君	
4. 13	原子力安全委員会委員	久住 静代君	独立行政法人日本学術振興会法の一 部を改正する法律案（内閣提出）
	独立行政法人日本学術振興会理事長	小野 元之君	
4. 27	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	文部科学行政の基本施策に関する件
	原子力安全委員会委員	久住 静代君	
5. 13	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	文部科学行政の基本施策に関する件 （文部科学行政における原子力関連 施策）
	原子力安全委員会委員	久住 静代君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構理 事長	鈴木 篤之君	
5. 18	長崎大学名誉教授	長瀧 重信君	文部科学行政の基本施策に関する件
	福島県伊達市長	仁志田昇司君	
	中部大学教授	武田 邦彦君	
	静岡県立静岡がんセンター総長	山口 建君	
	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
5. 27	総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹 事長	小倉 式郎君	文部科学行政の基本施策に関する件
	公益財団法人日本オリンピック委員会理事	河野 一郎君	
	学校法人了徳寺大学理事長 学校法人了徳寺学園理事長	了徳寺健二君	
	学校法人タイケン学園スーパーバイザー	佐伯年詩雄君	
8. 3	独立行政法人放射線医学総合研究所理事長	米倉 義晴君	文部科学行政の基本施策に関する件
	独立行政法人日本原子力研究開発機構理 事長	鈴木 篤之君	
8. 10	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 核融合科学研究所所長	小森 彰夫君	

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 23. 8. 24	青森県	科学技術の研究開発に関する実情調査	19人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	石毛	鏝子君	民主				
理事	金森	正君	民主	理事	田島	一成君	民主
理事	高井	美穂君	民主	理事	松本	大輔君	民主
理事	村上	史好君	民主	理事	下村	博文君	自民
理事	馳	浩君	自民	理事	池坊	保子君	公明
	石井	登志郎君	民主		石田	三示君	民主
	石原	洋三郎君	民主		大山	昌宏君	民主
	岡本	英子君	民主		奥村	展三君	民主
	川口	浩君	民主		城井	崇君	民主
	笹木	竜三君	民主		瑞慶覧	長敏君	民主
	杉本	かずみ君	民主		高野	守君	民主
	中島	政希君	民主		中屋	大介君	民主
	永江	孝子君	民主		室井	秀子君	民主
	本村	賢太郎君	民主		笠	浩史君	民主
	和嶋	未希君	民主		あべ	俊子君	自民
	遠藤	利明君	自民		河村	建夫君	自民
	塩谷	立君	自民		田野瀬良太郎君		自民
	永岡	桂子君	自民		古屋	圭司君	自民
	松野	博一君	自民		富田	茂之君	公明
	宮本	岳志君	共産		城内	実君	国守
	土肥	隆一君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案1件（継続審査）及び参議院提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果			
教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号）	(22. 3. 10)		23. 9. 13					9. 30 閉会中 審査

参 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果			
東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）	参 (23. 8. 9)		23. 9. 13					9. 30 閉会中 審査

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	石毛	鏝子君	民主				
理事	金森	正君	民主	理事	田島	一成君	民主
理事	高井	美穂君	民主	理事	松本	大輔君	民主
理事	村上	史好君	民主	理事	馳	浩君	自民
理事	松野	博一君	自民	理事	池坊	保子君	公明
	石井	登志郎君	民主		石田	三示君	民主
	石原	洋三郎君	民主		大山	昌宏君	民主
	岡本	英子君	民主		奥村	展三君	民主
	川口	浩君	民主		城井	崇君	民主
	笹木	竜三君	民主		瑞慶覧	長敏君	民主
	杉本	かずみ君	民主		高野	守君	民主
	中島	政希君	民主		中屋	大介君	民主
	永江	孝子君	民主		室井	秀子君	民主
	本村	賢太郎君	民主		笠	浩史君	民主
	和嶋	未希君	民主		あべ	俊子君	自民
	甘利	明君	自民		遠藤	利明君	自民
	河村	建夫君	自民		下村	博文君	自民
	田野瀬	良太郎君	自民		永岡	桂子君	自民
	古屋	圭司君	自民		富田	茂之君	公明
	古屋	範子君	公明		宮本	岳志君	共産
	土肥	隆一君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案1件（継続審査）及び参議院提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号）	(22. 3. 10)		23. 10. 20					

参 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）	参 (23. 8. 9)		23. 10. 20 (23. 8. 26)					

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 沖縄県八重山地区における中学校公民教科書の採択問題の解決に向けた文部科学省の対応
- ・ 朝鮮学校への高等学校等就学支援金支給の審査手続の再開に係る経緯並びに朝鮮学校における教育内容に「懸念される実態」がある場合の改善方策及び現時点における同実態の有無に関する認識
- ・ 高校の定数の公私比率を生徒の進学希望が実現できるよう柔軟に扱うことに関する文部科学大臣の見解
- ・ 給付型奨学金や無利子奨学金を軸とした奨学金制度の実現に向けた検討の必要性
- ・ 教職員の勤務実態に照らし不適切な給与支給があった場合における義務教育費国庫負担金の返還の必要性
- ・ 平成22年度限りで廃止された「伝統文化子ども教室事業」の後継事業の実施状況の検証及び平成24年度予算概算要求への反映状況
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故により生じた放射性物質による土壌の汚染対策
- ・ 国際熱核融合実験炉（ITER）計画を我が国が各国に働き掛けて推進を図る必要性

(4) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 23. 11. 30	福島県	福島県における学校教育等に関する実情調査	16人

7 厚生労働委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	牧	義夫君	民主				
理事	郡	和子君	民主	理事	中根	康浩君	民主
理事	藤田	一枝君	民主	理事	柚木	道義君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	加藤	勝信君	自民
理事	田村	憲久君	自民	理事	古屋	範子君	公明
	青木	愛君	民主		石毛	鏡子君	民主
	石森	久嗣君	民主		稲富	修二君	民主
	大西	健介君	民主		岡本	充功君	民主
	工藤	仁美君	民主		小宮山	洋子君	民主
	斉藤	進君	民主		田中	美絵子君	民主
	竹田	光明君	民主		玉木	朝子君	民主
	長尾	敬君	民主		仁木	博文君	民主
	初鹿	明博君	民主		樋口	俊一君	民主
	平山	泰朗君	民主		福田	衣里子君	民主
	三宅	雪子君	民主		宮崎	岳志君	民主
	山口	和之君	民主		山崎	摩耶君	民主
	吉田	統彦君	民主		あべ	俊子君	自民
	鴨下	一郎君	自民		菅原	一秀君	自民
	棚橋	泰文君	自民		谷畑	孝君	自民
	長勢	甚遠君	自民		西村	康稔君	自民
	松浪	健太君	自民		松本	純君	自民
	坂口	力君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		江田	憲司君	みんな

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案11件（うち継続審査2件、参議院において継続審査2件）、議員提出法律案4件（うち継続審査2件）及び参議院提出法律案1件、委員会提出法律案は3件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第41号）（参議院送付）

○ 要旨

高齢期における所得の一層の確保を支援するため、3年間の時限措置として徴収時効の過ぎた一定期間に係る国民年金保険料の納付を可能とするとともに、企業型確定拠出年金の加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入することなど企業年金制度等の改善の措置等を講ずるもの

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第54号、参議院送付）

○ 要旨

今後、平成21年に発生した新型インフルエンザと同程度の感染力や症状を呈する新型インフルエンザ等感染症が発生した場合の対応に万全を期するため、予防接種法において新たな臨時の予防接種の類型を創設する等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 新たな臨時接種の対象となる感染力は強いが病原性は高くない新型インフルエンザの判断基準、判断主体及び判断手順
- ・ 新たな臨時接種という類型を設ける必要性
- ・ 新たな臨時接種に係る健康被害の救済の給付水準を一類の定期接種と同じ水準にする必要性

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

法律番号及び法律の略称の年表示を「平成22年」から「平成23年」に改めること

③ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）

○ 要旨

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、違法派遣の場合に派遣先が派遣労働者に労働契約の申込みをしたものとみなすことなど派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

④ 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案（第176回国会閣法第9号）（参議院送付）

○ 要旨

独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構を解散するとともに、職業能力開発業務を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管する等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案（内閣提出第9号）

○ 要旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるもの

○ 結果

本会議において撤回承諾

⑥ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

○ 要旨

新たに戦傷病者等の妻になった者等を特別給付金の支給対象とするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案の内容は簡単に理解できないことから、対象者の高齢化を踏まえ制度の周知を丁寧に行う必要性
- ・ 次の法律改正の際に対象者にとってわかりやすい制度に変える必要性
- ・ 特別給付金等の請求権の時効を撤廃する必要性

○ 審査結果

可決

⑦ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）

○ 要旨

基礎年金の国庫負担割合について、平成23年度において2分の1とする等のため、所要の措置を講ずるもの

※ なお、本法律案は、平成23年度の「国庫負担割合約36.5%と2分の1の差額」を負担するための財源に関する規定等について内閣修正（平成23年4月28日内閣から修正申入書を受領）が行われたものである。

○ 審査結果

継続審査

⑧ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（内閣提出第23号）

○ 要旨

雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給すること等を通じ、その就職を支援しようとするもの

○ 主な質疑内容（⑧及び⑨の2件について）

- ・ 民間訓練実施機関が質の高い職業訓練を実施するために必要な仕組みの在り方
- ・ 求職者支援制度におけるハローワークの機能を評価するため制度利用者の就職実績を公表する必要性
- ・ 雇用保険の国庫負担の本則復帰のための安定財源の確保策及び暫定措置廃止時期

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

⑨ 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）

○ 要旨

基本手当算定の基礎となる賃金日額の下限額等の引上げ及び再就職手当について受給要件の緩和と給付水準の引上げを行うとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の措置を講ずるもの

- 主な質疑内容
(⑧参照)
- 審査結果
可決 (附帯決議)

⑩ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第50号)

- 要旨
高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の実効性を確保するための方策
 - ・ 介護福祉士や研修を受けた介護職員がたんの吸引等を実施する際に十分な安全性を確保する必要性
 - ・ 介護サービス情報の都道府県による調査の義務付け廃止後も適正な調査が行われるようにガイドラインの作成及び調査員の活用等の方策を検討する必要性
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
修正 (附帯決議)
- <修正内容>
社会医療法人について、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置を可能とする旨の規定を削除すること

⑪ 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案 (内閣提出第90号)

- 要旨
平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年10月分から平成24年3月分までの子ども手当の支給等について必要な事項を定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 民主・自民・公明の3党合意に基づいて子どもに対する手当の内容を決めていくことの確認
 - ・ 年少扶養控除の廃止が地方財政及び子育て世帯に与える影響への対応策
 - ・ 手当への所得制限の導入が子育て世帯に与える影響への対応策
- 審査結果
可決

⑫ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案 (馳浩君外4名提出、第173回国会衆法第6号)

- 要旨
障害者の虐待を防止するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めるもの
- 審査結果
撤回許可

⑬ 国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号）

○ 要旨

施設で就労する障害者の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設から物品等を調達するよう努めるものとするもの

○ 審査結果

継続審査

⑭ 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（城島光力君外6名提出、衆法第3号）

○ 要旨

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく子ども手当の支給が平成23年3月分で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子どもの手当について、暫定的に同年9月分まで支給するよう、所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 政府が提出した平成23年度子ども手当支給法案を撤回する必要性及び本法律案で手当の支給内容を変更することにより捻出した予算を東日本大震災の復興財源に充当する必要性
- ・ 児童養護施設に入所する子どもにも手当を支給する必要性
- ・ 年少扶養控除の廃止が子育て世帯に与える影響への対応策

○ 審査結果

可決

⑮ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号）

○ 要旨

社会保険病院、厚生年金病院等の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を病院等の運営等を目的とした独立行政法人地域医療機能推進機構に改組するもの

○ 結果

成案・提出決定

⑯ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第16号）

○ 要旨

障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めるもの

○ 結果

成案・提出決定

⑰ 母体保護法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第17号）

○ 要旨

通常の一般社団法人となる都道府県医師会について、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせるとともに、厚生労働大臣は、当該指定に関し必要があると認めるときは、当該医師会に対し報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができることとするもの

○ 結果

成案・提出決定

⑱ アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、衆法第32号）

○ 要旨

アレルギー疾患対策を総合的かつ計画的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑲ 歯科口腔保健の推進に関する法律案（参議院提出、参法第13号）

○ 要旨

歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進しようとするもの

○ 審査結果

可決

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第41号）（参議院送付）	(22. 3. 5)		23. 7. 29 (22. 11. 12)		8. 3 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな) (反-共産) (附)	8. 4 可決	厚生労働 7. 28 修正 (附)	7. 29 修正	8. 10 法93号
予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第54号、参議院送付）	参 (22. 3. 12)		1. 24 6. 1	6. 15 7. 8	7. 8 修正(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな) (附)	7. 8 修正	厚生労働 7. 14 可決 (附)	7. 15 可決	7. 22 法85号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）	(22. 4. 6)	(22. 4. 16)	1. 24 (22. 4. 23) (22. 11. 26)			8. 31 閉会中 審査			
独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案（第176回国会閣法第9号）（参議院送付）	(22. 10. 13)		4. 15 (22. 10. 29)		4. 20 可決（多） （賛-民主・自民・ 公明） （反-共産・社民・ みんな） （附）	4. 22 可決	厚生労働 4. 12 修正 （附）	4. 15 修正	4. 27 法26号
平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案（内閣提出第9号）	1. 28	2. 24	2. 24 3. 9			3. 31 撤回承諾			
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	1. 28		4. 12 4. 13	4. 15	4. 15 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな）	4. 15 可決	厚生労働 4. 19 可決	4. 20 可決	4. 27 法25号
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）（注）	2. 14		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（内閣提出第23号）	2. 14		4. 19 4. 20	4. 22 4. 27	4. 27 修正（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな） （附）	4. 28 修正	厚生労働 5. 12 可決 （附）	5. 13 可決	5. 20 法47号
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	2. 14		4. 19 4. 20	4. 22 4. 27	4. 27 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな） （附）	4. 28 可決	厚生労働 5. 12 可決 （附）	5. 13 可決	5. 20 法46号
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	4. 5		5. 10 5. 11	5. 20 5. 24 5. 25 5. 27	5. 27 修正（多） （賛-民主・自民・ 公明・みんな） （反-共産・社民） （附）	5. 31 修正	厚生労働 6. 14 可決 （附）	6. 15 可決	6. 22 法72号
平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（内閣提出第90号）	8. 17		8. 22 8. 23	8. 23	8. 23 可決（多） （賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな） （反-共産）	8. 23 可決	厚生労働 8. 25 可決	8. 26 可決	8. 30 法107号

（注）4月28日、内閣から修正申入書を受領

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			議決日 結果	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（馳浩君外4名提出、第173回国会衆法第6号）	(21. 11. 25)		23. 1. 24		6. 14 撤回許可				
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号）	(21. 11. 26)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			
国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（城島光力君外6名提出、衆法第3号）	3. 22		3. 28	3. 29	3. 29 可決(多) (賛-民主・共産・社民) (反-自民・公明・みんな)	3. 29 可決	厚生労働 3. 31 可決	3. 31 可決	3. 31 法14号
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第15号）	6. 10				6. 10 成案・提出決定(多) (賛-民主・自民・公明・共産・社民) (反-みんな)	6. 10 可決	厚生労働 6. 16 可決 (附)	6. 17 可決	6. 24 法73号
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第16号）	6. 14				6. 14 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・共産・社民・みんな)	6. 14 可決	厚生労働 6. 16 可決	6. 17 可決	6. 24 法79号
母体保護法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第17号）	6. 14				6. 14 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・公明・共産・社民・みんな)	6. 14 可決	厚生労働 6. 16 可決	6. 17 可決	6. 24 法75号
アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、衆法第32号）	8. 26		8. 29			8. 31 閉会中 審査			

参法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			議決日 結果	
歯科口腔保健の推進に関する法律案（参議院提出、参法第13号）	参 23. 7. 26		7. 27		7. 29 可決(全) (賛-民主・自民・公明・共産・社民・みんな)	8. 2 可決	厚生労働 7. 26 成案・提出 決定	7. 27 可決	8. 10 法95号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 国民年金の第3号被保険者の不整合記録問題を立法措置で解決する場合には議員立法ではなく内閣提出法律案とする必要性
- ・ 大阪地裁のイレッサ訴訟の判決内容の趣旨を酌み取り国の責任を不問とせず今後のがん対策に生かしていくべきとの見解に対する厚生労働大臣の所見
- ・ 複数ワクチンの同時接種を行うに当たっては安全性を第一とする必要性
- ・ 食中毒事件の再発防止のために強制力のある生食用食肉の衛生基準を策定する必要性
- ・ 15歳未満の児童の臓器提供に際して確認が求められる「虐待」にいじめを含める必要性
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故による食品や水道水への放射性物質の影響を国民に分かりやすく説明する必要性
- ・ 東日本大震災に伴う雇用保険の失業給付の特例措置が請負や派遣労働者にも適用されることを周知徹底する必要性
- ・ 遠隔地の病院、介護施設等に避難する患者、入所者等を受け入れる自治体及び施設の負担を増やさないための厚生労働省の取組
- ・ 被災地の企業に対し雇用調整助成金の活用や融資制度等に関する情報提供をハローワークがワンストップで行う等の雇用の維持に向けた取組の必要性
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所で緊急作業に従事する作業員の被曝に関する政府の把握状況並びに作業員及び家族の長期的な健康管理に万全を期する必要性

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

独立行政法人地域医療機能推進機構の運営等に関する件（平成23.6.10）

政府は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付するよう、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。
- 2 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、改組後も、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、可能な限り譲渡に向けた取組に努めること。
- 3 政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。
右決議する。

委員会等の概況

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 20	日本銀行理事	雨宮 正佳君	厚生労働関係の基本施策に関する件
	原子力安全委員会委員	代谷 誠治君	
5. 24	東京大学名誉教授 社会保障審議会会長 社会保障審議会介護給付費分科会分科会長	大森 彌君	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)
	財団法人日本訪問看護振興財団常務理事	佐藤美穂子君	
	一般社団法人日本介護支援専門員協会会長	木村 隆次君	
	東京介護福祉労働組合書記長	田原 聖子君	
	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授	服部万里子君	
7. 27	独立行政法人放射線医学総合研究所理事 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会委員	明石 真言君	厚生労働関係の基本施策に関する件 (放射線の健康への影響)
	日本学術会議副会長 東京大学名誉教授	唐木 英明君	
	長崎大学名誉教授	長瀬 重信君	
	名古屋大学名誉教授	沢田 昭二君	
	東京大学先端科学技術研究センター教授 東京大学アイソトープ総合センター長	児玉 龍彦君	
	京都大学原子炉実験所助教	今中 哲二君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 23. 5. 6	宮城県	東日本大震災被災地の医療施設等の実情調査	12人
8. 1	福島県	東日本大震災被災地における雇用・失業対策等の実情調査	11人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	池田	元久君	民主				
理事	岡本	充功君	民主	理事	中根	康浩君	民主
理事	長妻	昭君	民主	理事	柚木	道義君	民主
理事	和田	隆志君	民主	理事	加藤	勝信君	自民
理事	田村	憲久君	自民	理事	古屋	範子君	公明
	石森	久嗣君	民主		稲富	修二君	民主
	大西	健介君	民主		工藤	仁美君	民主
	斉藤	進君	民主		白石	洋一君	民主
	田中	美絵子君	民主		竹田	光明君	民主
	玉木	朝子君	民主		長尾	敬君	民主
	仁木	博文君	民主		橋本	勉君	民主
	初鹿	明博君	民主		樋口	俊一君	民主
	福田	衣里子君	民主		藤田	一枝君	民主
	牧	義夫君	民主		三宅	雪子君	民主
	水野	智彦君	民主		宮崎	岳志君	民主
	山口	和之君	民主		山崎	摩耶君	民主
	吉田	統彦君	民主		あべ	俊子君	自民
	鴨下	一郎君	自民		菅原	一秀君	自民
	棚橋	泰文君	自民		谷畑	孝君	自民
	長勢	甚遠君	自民		西村	康稔君	自民
	松浪	健太君	自民		松本	純君	自民
	坂口	力君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		江田	憲司君	みんな

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件（継続審査）及び議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第22号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

委員会等の概況

③ 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）	(22. 4. 6)	(22. 4. 16)	23. 9. 13 (22. 4. 23) (22. 11. 26)			9. 30 閉会中 審査			
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第22号）	(23. 2. 14)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号）	(21. 11. 26)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査			
アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号）	(23. 8. 26)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(開会中) 平成 23. 10. 11 ～ 10. 12	岩手県	東日本大震災被災地における医療、労働、福祉等の実情調査	17人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	池田	元久君	民主				
理事	岡本	充功君	民主	理事	中根	康浩君	民主
理事	長妻	昭君	民主	理事	柚木	道義君	民主
理事	和田	隆志君	民主	理事	加藤	勝信君	自民
理事	田村	憲久君	自民	理事	古屋	範子君	公明
	石森	久嗣君	民主		稲富	修二君	民主
	大西	健介君	民主		工藤	仁美君	民主
	斉藤	進君	民主		白石	洋一君	民主
	田中	美絵子君	民主		竹田	光明君	民主
	玉木	朝子君	民主		長尾	敬君	民主
	仁木	博文君	民主		橋本	勉君	民主
	初鹿	明博君	民主		樋口	俊一君	民主
	福田	衣里子君	民主		藤田	一枝君	民主
	牧	義夫君	民主		三宅	雪子君	民主
	水野	智彦君	民主		宮崎	岳志君	民主
	山口	和之君	民主		山崎	摩耶君	民主
	吉田	統彦君	民主		あべ	俊子君	自民
	嶋下	一郎君	自民		菅原	一秀君	自民
	棚橋	泰文君	自民		谷畑	孝君	自民
	永岡	桂子君	自民		長勢	甚遠君	自民
	松浪	健太君	自民		松本	純君	自民
	坂口	力君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		江田	憲司君	みんな

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案5件（うち継続審査2件）及び議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 労働者派遣制度を肯定的に捉える派遣労働者の意見を踏まえて同制度を検討すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- ・ 登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止を原案から修正案により削除する理由
- ・ 労働契約申込みみなし制度の施行期日を法律の施行から3年後に修正する理由

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止する規定を削除すること

※ 院議により本委員会において閉会中審査（継続審査）

② 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第22号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

※ なお、本法律案は、平成23年度の「国庫負担割合36.5%と2分の1の差額」を負担するための財源に関する規定について内閣修正（平成23年10月28日本会議において承諾）が行われたものである。

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案による基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げが将来の新たな年金制度に及ぼす効果
- ・ 平成23年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1にするための財源として復興債を充てることの妥当性
- ・ 税制の抜本的な改革が行われるまでの間の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするための財源確保策

○ 審査結果

修正

<修正内容>

平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの間、基礎年金の国庫負担割合36.5%と2分の1の差額を、必要な税制上の措置を講じた上で国庫が負担するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする

③ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（内閣提出第5号）

○ 要旨

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害について、その迅速かつ全体的な解決を図るため、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 社会保障費を削減することなく給付金等の支給のための財源を確保する必要性
- ・ 発症から20年を経過した肝硬変、肝がんの患者等から提訴があった場合に誠実に対応することを厚生労働大臣が約束する必要性
- ・ B型肝炎ワクチンを予防接種法上の定期接種に位置付ける必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

平成24年度から平成28年度までにおける交付金の財源について、政府は平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて確保するものとする

④ 国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

○ 要旨

国民年金の第3号被保険者に関する記録の不整合に対処するため、届出の行われた不整合期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入することができる期間とみなすほか、当該不整合期間に係る特定保険料を納付することを可能とする等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）

○ 要旨

労働安全衛生対策をより一層充実するため、メンタルヘルス対策の強化を図り、電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等の制限の対象に追加するとともに、職場における受動喫煙防止のために必要な措置を講ずること等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑥ 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑦ アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議 決 日 結 果		議 決 日 結 果	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）	(22. 4. 6)	(22. 4. 16)	23. 10. 20 (22. 4. 23) (22. 11. 26)	12. 7	12. 7 修正(多) (賛-民主・自民・公明) (反-共産・社民・みんな) (附)	12. 9 閉会中 審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第22号）（注）	(23. 2. 14)		10. 20 11. 25	11. 30	11. 30 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民) (反-共産・みんな)	12. 1 修正	厚生労働 12. 6 可決	12. 7 可決	12. 14 法121号
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（内閣提出第5号）	10. 28		11. 29 11. 30	12. 2	12. 2 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民) (反-みんな) (附)	12. 2 修正	厚生労働 12. 8 可決 (附)	12. 9 可決	12. 16 法126号
国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	11. 22		12. 8			12. 9 閉会中 審査			
労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	12. 2		12. 8			12. 9 閉会中 審査			

(注) 10月28日、内閣修正を承諾

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号）	(21. 11. 26)		23. 10. 20			12. 9 閉会中 審査			
アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号）	(23. 8. 26)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災被災地のハローワークにおいて被災者の雇用に関する数値目標を設定する必要性
- ・ 生ポリオワクチンの接種率が低下している状況に鑑み不活化ポリオワクチンを早期

に国内承認する必要性

- ・ 平成24年度以降は子ども手当ではなく児童手当法の改正による新たな手当を実施することの確認
- ・ 年金支給開始年齢上げをめぐる厚生労働大臣発言が国民に不安をもたらしたことを踏まえ発言を慎重に行う必要性
- ・ 後期高齢者医療制度は廃止するとした民主党マニフェストの妥当性
- ・ TPP協定参加について混合診療を解禁すべきとの意見と医療保険制度が崩壊してしまうとの意見の対立が懸念される中での厚生労働省の対応方針
- ・ 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を平成24年度から予防接種法上の定期接種に位置付ける必要性
- ・ 受診時定額負担の導入により高額療養費見直しの財源を賄おうとすることの妥当性
- ・ 緊急雇用対策本部の廃止により政府全体として雇用対策がおろそかになる懸念
- ・ 食品の放射性物質に関する現行の暫定規制値を見直し、恒久的な規制値を設定することの確認

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 12. 2	全国B型肝炎訴訟全国原告団代表	谷口三枝子君	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法案（内閣提出）
12. 7	労働政策審議会会長	諏訪 康雄君	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会）

8 農林水産委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	山田	正彦君	民主				
理事	梶原	康弘君	民主	理事	佐々木	隆博君	民主
理事	津島	恭一君	民主	理事	仲野	博子君	民主
理事	柳田	和己君	民主	理事	谷	公一君	自民
理事	宮腰	光寛君	自民	理事	石田	祝稔君	公明
	網屋	信介君	民主		石田	三示君	民主
	石原	洋三郎君	民主		石山	敬貴君	民主
	今井	雅人君	民主		大串	博志君	民主
	加藤	学君	民主		金子	健一君	民主
	近藤	和也君	民主		篠原	孝君	民主
	田名部	匡代君	民主		高橋	英行君	民主
	玉木	雄一郎君	民主		筒井	信隆君	民主
	道休	誠一郎君	民主		中野渡	詔子君	民主
	野田	国義君	民主		山岡	達丸君	民主
	吉田	公一君	民主		伊東	良孝君	自民
	今村	雅弘君	自民		江藤	拓君	自民
	小里	泰弘君	自民		北村	誠吾君	自民
	谷川	弥一君	自民		保利	耕輔君	自民
	山本	拓君	自民		西	博義君	公明
	吉泉	秀男君	社民		石川	知裕君	無
	松木	けんこう君	無				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案6件、議員提出法律案3件（うち継続審査2件）及び承認を求めるの件1件、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）

○ 要旨

農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案には、第174回国会に提出され廃案となった農林水産省設置法の一部を改正する法律案に掲げられていた農林水産行政監察・評価本部の設置と農林水産技術会議の廃止が盛り込まれていない理由
- ・ 東日本大震災の影響が大きい時期に農林水産省の地方組織の再編を行う理由

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）

○ 要旨

森林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、森林所有者等が作成する計画について認定要件を追加するとともに、早急に間伐等を実施する必要がある森林の整備を図るための措置の充実、森林施業に必要な路網を設置する際の他人の土地への使用権の設定手続の見直し等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 森林・林業再生プランを推進するための森林経営計画の実効性確保に向けた体制づくり
- ・ 法改正による伐採後の造林確保の実効性
- ・ 土地所有者が不明な場合における森林施業に必要な土地の使用権設定に係る使用料及び土地所有者への補償金の取扱い

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

森林の土地の所有者となった旨の届出、森林所有者等に関する情報の利用等、伐採の中止命令、国及び地方公共団体が講ずる措置に関する規定を追加すること等

③ 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）

○ 要旨

家畜防疫を的確に実施するため、家畜伝染病の発生を早期に発見するための届出制度並びに口蹄疫のまん延を防止するための患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分制度を導入するとともに、海外からの入国時における消毒措置の拡充等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 宮崎県で発生した口蹄疫に係る初動対応やワクチン接種の判断時期等を含めた一連の対応についての総括
- ・ 家畜伝染病について迅速な防疫対応を行う体制を構築する観点から、動物を所管する省庁間の連携の確保に向けた農林水産大臣の決意
- ・ 法律の早期施行の必要性

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

法律の施行期日を「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めること。ただし、新たに義務を課す規定で罰則を伴うもの及びこれに関連する規定については「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日」から、これらの規定以外の規定で政省令の制定又は改正を伴わないものについては「公布の日」から、それぞれ施行するものとする等

④ 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（内閣提出第65号）

○ 要旨

東日本大震災に対処するため、農用地が受けた塩害を除去するための事業を土地改良事業として行うとともに、災害復旧等に係る土地改良事業についての都道府県の負担の軽減等を図るための土地改良法の特例を定めるもの

- 主な質疑内容
 - ・ 農地被害の復旧・復興の進捗状況と中長期のスケジュール
 - ・ 水没した農地・市街地を国が買い上げて海岸として保全して欲しいという地域の声に対する農林水産大臣の見解
 - ・ 復旧・復興に向けた土地改良事業において被災農業者を雇用する必要性
- 審査結果
 - 可決（附帯決議）

⑤ 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案（内閣提出第66号）

- 要旨
 - 東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講ずるもの
- 審査結果
 - 可決

⑥ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）

- 要旨
 - 東日本大震災に対処して信用事業を行う農漁協等の信用事業の強化を図るため、その自己資本の充実に関する特別の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 資本増強に際しての弾力的な運用によるモラルハザードの懸念への対応方針
 - ・ 農林中央金庫を後ろ盾にしたセーフティネットがある農漁協に対し、本法律案で更なる支援措置を講じる理由
 - ・ 貯金保険機構に公的資金が注入されないにもかかわらず、本法律案改正附則第24条において、震災特例勘定の廃止の際、残余の額を国庫に納付させる理由
- 審査結果
 - 可決（附帯決議）

⑦ 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号）

- 要旨
 - 農業、森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るため、農林水産業者等に対して交付金を交付するもの
- 審査結果
 - 継続審査

⑧ 森林法の一部を改正する法律案（高市早苗君外16名提出、第176回国会衆法第16号）

- 要旨
 - 森林の有する公益的機能を維持するため、森林所有者等の届出の制度並びに伐採及び伐採後の造林の届出をせずに伐採を行った者に対する伐採の中止及び造林の命令に係る制度を創設する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 届出の義務付けに伴う市町村の事務負担の増加に対する国の支援の在り方
- ・ 閣法に規定されていない伐採中止命令を規定する意義
- ・ 森林所有者等となった旨の届出制度の導入に当たっての森林所有者等に関する情報の管理の在り方

○ 審査結果

撤回許可

⑨ お茶の振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第6号）

○ 要旨

近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、お茶の生産者の経営安定、消費拡大、輸出促進、お茶の文化の振興等の措置を講ずるもの

○ 結果

成案・提出決定

⑩ 農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外6名提出、衆法第10号）

○ 要旨

農業の担い手の育成及び確保に係る制度を見直すこと等を通じて施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の施策の基本となる事項を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑪ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第21号）

○ 要旨

有明海及び八代海並びにこれらに隣接する海面の海域における赤潮等による漁業被害の発生状況等を踏まえ、対象海域の拡張、特定の漁港漁場整備事業に係る国の補助の割合の特例についての期限延長、赤潮被害等を受けた漁業者等に対する被害救済対策等の強化、有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務の見直し等の措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

⑫ 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

○ 要旨

農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター65か所を設置する必要があるため、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするもの

※ なお、本件は、東日本大震災に対応して、地域センターの業務を円滑に遂行できるようにするため、農林水産大臣が地域センターの管轄区域の弾力化が行えるよう、

内閣修正（平成23年5月20日内閣から修正申込書を受領）が行われたものである。

○ 主な質疑内容

- ・ 国会承認案件において、災害その他特別の事由が生じた場合に農林水産大臣が地域センターの管轄区域の弾力化を行えることにより国会承認の意義が損なわれる可能性
- ・ 地域センターの管轄区域の弾力化に関する具体的な内容及び手続

○ 審査結果

承認

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	23. 2. 8		5.23				5.26 5.31	5.31 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・社民） （欠-石川知裕君） （附）	5.31 可決
森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	3. 1		3.22	3.30	3.30 修正（全） （賛-民主・自民・ 公明・社民・ 石川知裕君） （附）	3.31 修正	農林水産 4.14 可決 （附）	4.15 可決	4.22 法20号
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	3. 4		3. 8	3.10	3.22 修正（全） （賛-民主・自民・ 公明・社民・ 石川知裕君） （附）	3.22 修正	農林水産 3.25 可決 （附）	3.29 可決	4. 4 法16号
東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（内閣提出第65号）	4.26		4.29	4.30	4.30 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・社民） （欠-石川知裕君） （附）	4.30 可決	農林水産 5. 2 可決 （附）	5. 2 可決	5. 2 法43号
東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案（内閣提出第66号）	4.26		4.29	4.30	4.30 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・社民） （欠-石川知裕君）	4.30 可決	農林水産 5. 2 可決	5. 2 可決	5. 2 法44号
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）	6. 3		6. 7	7.14	7.14 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・社民・ 石川知裕君） （欠-松木けんこう君） （附）	7.15 可決	農林水産 7.26 可決 （附）	7.27 可決	8. 3 法89号

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号）	(22. 6. 14)		23. 1. 24 5. 31				8. 31 閉会中 審査		
森林法の一部を改正する法律案（高市早苗君外16名提出、第176回国会衆法第16号）	(22. 11. 30)		1. 24 3. 23	3. 30	3. 30 撤回許可				
お茶の振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第6号）	3. 30				3. 30 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ 石川知裕君)	3. 31 可決	農林水産 4. 14 可決	4. 15 可決	4. 22 法21号
農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外6名提出、衆法第10号）	5. 27		5. 30 5. 31				8. 31 閉会中 審査		
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第21号）	7. 27				7. 27 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ 石川知裕君、 松木けんこう君)	7. 28 可決	農林水産 8. 4 可決	8. 5 可決	8. 12 法97号

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）（注）	23. 2. 8		5. 23 5. 24	5. 26 5. 31	5. 31 承認(全) (賛-民主・自民・ 公明・社民) (欠-石川知裕君)	5. 31 承認	農林水産 6. 7 承認	6. 8 承認	

(注) 5月20日、内閣から修正申入書を受領

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた農山漁村の復旧・復興に向けた農林水産大臣の決意
- ・ 大きなポテンシャルを有する小水力・バイオマス発電の推進方策
- ・ TPP交渉の現状と今後の対応方針
- ・ 農業者戸別所得補償制度の実施法案を今国会に提出しない理由
- ・ 米先物取引の試験上場を行う妥当性
- ・ 配合飼料価格の見通し及び価格の更なる上昇を見据えて配合飼料価格安定制度に係る補填を確実に行う必要性
- ・ 牛肉・稲わらから暫定規制値等を超える放射性セシウムが検出された問題に対する新たな対策（8月5日農林水産省公表）の早期実行と農家に安心を与えるメッセージを送る必要性
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係るJA等からの東京電力への農林水産関係の損害賠償請求額及び仮払いの状況
- ・ 新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業の必要性
- ・ 諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に向けた農林水産省の方針
- ・ 国際捕鯨委員会（IWC）年次会合に向けて、「鯨類捕獲調査に関する検討委員会」での検討を踏まえ今後の捕鯨の基本姿勢を示す必要性

(4) 決議

決議は2件で、その内容は次のとおりである。

① 平成23年度畜産物価格等に関する件（平成23.3.23）

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。

こうした中、我が国の畜産・酪農経営は配合飼料価格の高止まりに加え、国際的な穀物需給のひっ迫を背景に今後更なる飼料価格の上昇が見込まれる。加えて昨年来の口蹄疫の発生や高病原性鳥インフルエンザの続発など、これまでにない厳しい環境下にある。

また、平成23年度は畜産・酪農経営安定対策等と畜産物価格の決定が、別々に行われるという初めての年度である。

よって政府は、畜産農家を取り巻く現状を踏まえ、畜産物の需要を喚起し、困難に直面する農家が将来を展望できる畜産・酪農政策を確立するため、平成23年度の畜産物価格の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 1 WTO農業交渉、EPA交渉及びTPPの検討に当たっては、平成18年12月の本委員会決議の「日豪EPAの交渉開始に関する件」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。
- 2 酪農は、昨年の猛暑の影響を受け、生乳生産量の低下、乳質及び受胎率の低下など極めて厳しい年であった。

東日本大震災の影響も踏まえ、今回の価格決定に当たっては、現行の生産レベルの維持はもちろん酪農家の経営努力と生産意欲を喚起する上でも、加工限度数量及び補給金単価を適切に決定すること。

- 3 肉用子牛生産者補給金については、今後の飼料価格の再高騰局面を見据えて、保証基準価格及び合理化目標価格を適切に設定すること。
- 4 飼料価格の再高騰局面を十分に踏まえ、指定食肉の牛肉安定価格並びに豚肉安定価格については、現行を基本に適切に決定すること。
- 5 配合飼料価格安定基金については、今後の基金の発動状況等では財源の枯渇が懸念されることから、必要に応じ、国による追加財源の確保等の支援対策を措置すること。
飼料用米、エコフィードの活用推進のための対策を充実させること。また、更なる飼料用米利用促進のため、政府所有のMA米の売渡価格を適切に決定すること。
- 6 国際的な穀物相場の高騰や東日本大震災の影響により、飼料価格は生産者の経営を相当圧迫する事態が想定されることから、必要に応じ、政策価格の期中改定や追加的経営安定対策、並びに配合飼料価格安定基金の借入金の償還の繰り延べ等、肉用牛・養豚・酪農等の経営支援の対策を機動的に措置すること。
- 7 食の安全と消費者の信頼の確保を図るため、加工食品と外食の原料原産地表示の義務対象の拡大を早急に検討するとともに、米国産牛肉の輸入条件については、食品安全委員会による科学的根拠に基づき慎重に対応すること。
- 8 近隣諸国において深刻な状況となっている悪性家畜伝染病の国内侵入防止に係る防疫体制の強化を図ること。
右決議する。

② 原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する件（平成23.8.3）

東京電力株式会社の原発事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失と精神的苦痛を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしている。

他方、畜産業者等の損害賠償請求に対する東京電力株式会社の仮払いは遅滞し、支払額も少額に留まり、本払いの見通しも立っておらず、被害者の早期救済に向けた目途が全く立っていない状況にある。

このような事情の下で、食の安全・安心を確保するとともに、畜産業に携わる方々が安心して経営できる環境を整えるため、政府は、稲わら等の利用制限についての周知徹底が十分でなかったことにより被害が拡大したことを重く受けとめ、また、様々な影響が生じていることにかんがみ、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 1 消費者の信頼回復に向けた安全管理体制を確立するため、汚染された牛肉を出荷した県については、国の主導により速やかに全頭検査を行い、安全証明書を発行すること。その際、検査基準を明示するとともに、検査機器や検査要員の確保、検査費用等について国による財政支援を行うこと。
- 2 今回の原発事故により被害を受けた生産者、流通業者等の早期救済を図るため、出荷制限以外の牛肉で市場価格の下落等により被害を受けた生産者、流通業者等への被害の賠償につき、適切に指針に位置付けるよう原子力損害賠償紛争審査会に働きかけ、

- 早期の仮払いが実現され、全損害額の賠償が早急かつ適切になされるようにすること。
- 3 2による賠償の支払いに当たっては、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律及び原子力損害賠償支援機構法に基づき、速やかに仮払いを行うこと。
- 4 3に加え、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、先般農林水産省が公表した緊急対策を国による主体的な取組としてさらに充実・強化し、農家等に対して早急に立替払いをすること。特に、出荷遅延対策として立替払いの増額など肉用牛農家等に対する経営支援の一層の充実や、汚染された稲わらを給与された牛の肉については、すべて国の責任によって、市場から隔離すること、加えて、出荷制限の指示が出された県については、出荷適期にある肉用牛についても農家の意向を踏まえ全頭を買い上げること等買上対象の範囲の拡大を図ること。
- さらに、汚染された牛肉を出荷したすべての県については、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）の運用改善を適用するとともに、平成13年のBSE発生時に講じた「BSEマルキン」を参考に、物財費をすべてまかなうことを前提として、生産者の負担を求めず、毎月補てん金を支払うこと。また、出荷制限・出荷自粛について、解除のルールを明確にすること。
- 5 「稲わら等の緊急供給支援対策」では、稲わらについて、当面の必要数量と供給可能数量及び供給方法を早急に明示し、農家の不安の解消に努めるとともに、今後生産される稲わら等の自給粗飼料について放射性物質の検査を実施し、安全性の確認と万全の流通対策を行うこと。
- 6 政府は、早急に実態調査を行った上で、金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うとともに、飼料メーカーに対する飼料代の支払い猶予のさらなる要請に加え、その経営に支障を来さないよう、対策を講じること。
- また、汚染された牛肉を出荷した県や農協等が、独自に生産者や関連産業に融資を行った場合、国は支援を行うこと。
- 7 農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生上問題がない農産物の生産を確保するため、早急に堆肥等の放射性セシウムの基準を設定するとともに、基準を超えるものの取扱いについて、政府全体としての方針を明確にすること。
- 8 汚染牛肉については、市場隔離を徹底するとともに、早急に処理方法について検討し実行すること。
- 右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会 農林水産委員会 環境委員会連合審査会	平成 23. 8. 10	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出） 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 23. 2. 10 ～ 2. 11	鹿児島県、宮崎県	高病原性鳥インフルエンザの発生状況等の実情調査	7人
4. 20 ～ 4. 21	岩手県、宮城県	東日本大震災による農林水産関係の被害状況等の実情調査	8人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	吉田	公一君	民主				
理事	石津	政雄君	民主	理事	梶原	康弘君	民主
理事	菊池	長右エ門君	民主	理事	京野	公子君	民主
理事	佐々木	隆博君	民主	理事	谷	公一君	自民
理事	宮腰	光寛君	自民	理事	石田	祝稔君	公明
	石田	三示君	民主		石山	敬貴君	民主
	今井	雅人君	民主		打越	あかし君	民主
	大谷	啓君	民主		笠原	多見子君	民主
	金子	健一君	民主		田名部	匡代君	民主
	高橋	英行君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	筒井	信隆君	民主		道休	誠一郎君	民主
	富岡	芳忠君	民主		中野渡	詔子君	民主
	仲野	博子君	民主		野田	国義君	民主
	福島	伸享君	民主		森本	哲生君	民主
	山田	正彦君	民主		伊東	良孝君	自民
	今村	雅弘君	自民		江藤	拓君	自民
	小里	泰弘君	自民		北村	誠吾君	自民
	谷川	弥一君	自民		保利	耕輔君	自民
	山本	拓君	自民		西	博義君	公明
	吉泉	秀男君	社民		石川	知裕君	無
	松木	けんこう君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外6名提出、第177回国会衆法第10号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
農業等の有する多面的機能の 発揮を図るための交付金の交 付に関する法律案（加藤紘一 君外4名提出、第174回国会衆 法第35号）	(22. 6. 14)		23. 9. 13 (23. 5. 31)			9. 30 閉会中 審査			
農業の担い手の育成及び確保 の促進に関する法律案（宮腰 光寛君外6名提出、第177回国 会衆法第10号）	(23. 5. 27)		9. 13 (23. 5. 31)			9. 30 閉会中 審査			

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	吉田	公一君	民主				
理事	石津	政雄君	民主	理事	梶原	康弘君	民主
理事	菊池	長右エ門君	民主	理事	京野	公子君	民主
理事	佐々木	隆博君	民主	理事	小里	泰弘君	自民
理事	宮腰	光寛君	自民	理事	石田	祝稔君	公明
	石田	三示君	民主		石山	敬貴君	民主
	今井	雅人君	民主		打越	あかし君	民主
	大谷	啓君	民主		笠原	多見子君	民主
	金子	健一君	民主		田名部	匡代君	民主
	高橋	英行君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	筒井	信隆君	民主		道休	誠一郎君	民主
	富岡	芳忠君	民主		中野渡	詔子君	民主
	仲野	博子君	民主		野田	国義君	民主
	福島	伸享君	民主		森本	哲生君	民主
	山田	正彦君	民主		伊東	良孝君	自民
	今村	雅弘君	自民		江藤	拓君	自民
	北村	誠吾君	自民		武部	勤君	自民
	谷川	弥一君	自民		保利	耕輔君	自民
	山本	拓君	自民		西	博義君	公明
	吉泉	秀男君	社民		石川	知裕君	無
	松木	けんこう君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外6名提出、第177回国会衆法第10号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果			
農業等の有する多面的機能の 発揮を図るための交付金の交 付に関する法律案（加藤紘一 君外4名提出、第174回国会衆 法第35号）	(22. 6. 14)	23. 10. 20					12. 9 閉会中 審 査	
農業の担い手の育成及び確保 の促進に関する法律案（宮腰 光寛君外6名提出、第177回国 会衆法第10号）	(23. 5. 27)	10. 20			12. 9 閉会中 審 査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 米の関税撤廃につながる T P P への参加については、その影響や対策に要する費用等を様々な観点から科学的に検証した上で判断するよう農林水産大臣が閣内で訴えていく必要性
- ・ 日本にとってメリットが少ない T P P への参加ではなく、アジアにおける自由貿易圏の創設を目指す必要性
- ・ T P P 問題が出てきてから、農業者戸別所得補償制度は規模拡大のツールに変質しているとの指摘に対する農林水産省の見解
- ・ 食と農林漁業の再生実現会議での T P P 交渉参加についての議論の状況
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る農林水産関係の損害賠償の支払状況
- ・ 放射性セシウムに汚染された稲わらの保管について、万が一、放射能による二次被害が発生した場合には東京電力による賠償対象とすることを明確にした上で、周辺住民の理解を得る必要性
- ・ 重要な役割を果たす我が国の中山間地域の農業を保護する必要性
- ・ 平成23年度第1次補正予算で措置された共同利用漁船等復旧支援対策事業の執行状況
(閉会中審査)
- ・ 農業者戸別所得補償制度の検証・見直しに関する3党協議打ち切り後の同事業の平成24年度予算計上額及び関連法案の提出の有無
- ・ 2年連続して800万tを下回った米の生産数量目標の設定に係る農林水産大臣の基本的な考え方
- ・ 果樹関係団体からの要望を踏まえ、平成13年度から18年度に行われていた果樹経営安定対策を復活する必要性
- ・ 鳥獣の生息数の把握や捕獲等に係る管理体制の現状

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故により除染が必要な農地・森林の面積、除染のタイムスケジュール及び必要となる予算額
- ・ 離島の農林水産業に関する農林水産省の認識及び施策内容

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件 (平成23.12.6)

本年11月11日、野田内閣総理大臣は「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明した。しかしながら、TPPについては、政府からの情報提供及び国民的議論とも不十分であると言わざるを得ない状況であり、先のAPEC首脳会合において交渉参加を表明することに対し、各界各層から強い懸念が相次いで示されたところである。TPPは原則として関税をすべて撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招くおそれがある。さらに、TPPにより食の安全が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

よって、政府は、TPP交渉参加に向けた関係国との協議を行う場合には、左記の事項に留意することを強く求めるものである。

記

- 1 交渉参加に向けた関係国との協議により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 2 交渉参加に向けた関係国との協議は、国益を最大限に実現するため、政府一体となって慎重に行うこと。その際、国益を損なうことが明らかになった場合には、政府は交渉参加の見送りも含め厳しい判断をもって臨むこと。
- 3 交渉参加に向けた関係国との協議を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、協議の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。
- 4 我が国は自由貿易の推進を対外通商政策の柱とし、様々なEPA・FTA、地域協定のメリット、デメリットを検討し、メリットの大きなものについては積極的に推進するとともに、これによって打撃を受ける分野については必要な国境措置を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じてきたところである。今後とも、我が国のとるべき戦略について精力的に構築すること。

右決議する。

9 経済産業委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	田中けいしゅう君	民主			
理事	北神圭朗君	民主	理事	櫛渕万里君	民主
理事	楠田大蔵君	民主	理事	後藤斎君	民主
理事	近藤洋介君	民主	理事	谷畑孝君	自民
理事	西村康稔君	自民	理事	佐藤茂樹君	公明
	池田元久君	民主		石関貴史君	民主
	石森久嗣君	民主		緒方林太郎君	民主
	川口博君	民主		川島智太郎君	民主
	木村たけつか君	民主		熊田篤嗣君	民主
	斉木武志君	民主		斎藤やすのり君	民主
	柴橋正直君	民主		白石洋一君	民主
	杉本かずみ君	民主		平智之君	民主
	高松和夫君	民主		中山義活君	民主
	橋本勉君	民主		花咲宏基君	民主
	山本剛正君	民主		吉田おさむ君	民主
	梶山弘志君	自民		近藤三津枝君	自民
	高市早苗君	自民		橘慶一郎君	自民
	西野あきら君	自民		額賀福志郎君	自民
	望月義夫君	自民		稲津久君	公明
	吉井英勝君	共産		山内康一君	みんな
	園田博之君	日本			

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案8件（うち継続審査1件）及び承認を求めるの件1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）

○ 要旨

公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

② 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

○ 要旨

我が国産業を取り巻く諸課題に対応するため、産業再編促進のための組織面・金融

面等からの支援、ベンチャー等成長企業の新商品生産に対する支援、中小企業の事業引継ぎの仲介支援等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国際競争力強化のための産業再編の在り方と今後の取組について経済産業大臣及び公正取引委員会の見解
- ・ 事業再構築計画等認定の際の主務大臣と公正取引委員会の協議制度の導入により期待される効果
- ・ 産業再編により企業の合理化等が進む一方で雇用や下請事業者等へ影響を及ぼす懸念

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

<修正内容>

主務大臣と公正取引委員会との協議の制度について、主務大臣及び公正取引委員会は所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡すること等

③ 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出第26号）

○ 要旨

我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

④ 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）

○ 要旨

オープン・イノベーションの進展等知的財産制度をめぐる状況の変化に対応し、通常実施権の登録対抗制度の見直し、中小企業に係る特許料金の減免制度の拡充、無効審判等の紛争処理制度の見直し等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 審決取消訴訟提起後の訂正審判の禁止により見込まれる紛争処理の迅速化の効果
- ・ 当然対抗制度の導入に伴い、特許権を譲り受けた善意の第三者保護のため、本改正の内容を周知徹底する必要性
- ・ 共同開発等における紛争の未然防止のため、中小企業者に対し本改正の内容を周知徹底する必要性

○ 審査結果

可決

⑤ 不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）

○ 要旨

技術的制限手段に係る規制を強化するとともに、営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続を整備するもの

- 主な質疑内容
 - ・ 技術的制限手段回避装置による被害規模
 - ・ 技術的制限手段に係る規制について、刑事罰導入が遅れたとの指摘に対する経済産業大臣の見解
 - ・ 技術やノウハウなどの営業秘密を守るための手法を中小企業に分かりやすく周知する必要性
- 審査結果
 - 可決

⑥ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出第51号）

- 要旨

エネルギー安定供給、地球温暖化対策及び環境関連産業等の育成のため、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度を導入し、その利用拡大を図るもの。あわせて「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（R P S法）」を廃止する措置を講ずるもの
- 主な質疑内容（⑥及び⑦の2件について）
 - ・ 国民の生活や経済活動に悪影響を及ぼさない、各エネルギーの特性を生かしたベストミックスの追求についての経済産業大臣の見解
 - ・ 制度導入による大幅な電気料金値上げへの歯止め措置の有無
 - ・ R P S法の総括についての経済産業大臣の見解
- 農林水産委員会、環境委員会との連合審査会
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
 - 修正（附帯決議）
 - <修正内容>

調達価格等算定委員会の新設、電力多消費産業及び東日本大震災で著しい被害を受けた者に対する賦課金の減免措置導入及び費用負担調整機関の交付金に対する予算措置を導入すること等

⑦ 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）

- 要旨

再生可能エネルギーの普及拡大等に資するよう、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度による賦課金等、外生的及び固定的なコストの変動に起因する料金改定手続を整備する等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - （⑥参照）
- 農林水産委員会、環境委員会との連合審査会
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
 - 可決

⑧ 鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第53号）

○ 要旨

国内の資源開発を促進するため、石油等の特定鉱物の開発について国による公募制の導入、鉱業権に係る許可基準の追加、鉱物探査に係る許可制度の導入等の措置を講ずるもの。あわせて「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」を廃止する措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 現行鉱業法で鉱業権者の国籍要件を規定している趣旨及びその具体的な定義の無い現行規定では法律の実効性が損なわれるおそれ
- ・ 外国企業の日本法人による海底熱水鉱床に係る鉱業権出願の事実関係及びその具体的な場所
- ・ 国籍要件に係る具体的な定義規定創設に対する国際条約等の阻害要因の有無及び阻害要因となっている条約等を改訂する必要性

○ 外務委員会との連合審査会

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑨ 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）

○ 要旨

平成23年4月14日から平成24年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置並びに北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 北朝鮮への輸出入禁止措置の恒久化及び今後の対策についての経済産業大臣の見解
- ・ 北朝鮮への送金や現金持ち出しを全面的に禁止する必要性
- ・ 北朝鮮国籍者の我が国への入国者数の確認及び入国の経緯等の分析の有無

○ 審査結果

承認

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	(22. 3. 12)	23. 1. 24						8. 31 閉会中 審査
		(22. 5. 26)						

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	2.14		4.19 4.20	4.22 4.27	4.27 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・みんな・ 日本) (反-共産)	4.28 修正	経済産業 5.17 可決	5.18 可決	5.25 法48号
特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出第26号）	2.14		8.29			8.31 閉会中 審査			
特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）	参 4.1		5.24 5.25	5.27	5.27 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ みんな・日本)	5.31 可決	経済産業 4.14 可決	4.15 可決	6.8 法63号
不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）	参 4.1		5.24 5.25	5.27	5.27 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ みんな・日本)	5.31 可決	経済産業 4.14 可決	4.15 可決	6.8 法62号
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出第51号）	4.5	7.14	7.14 7.15	7.15 7.27 7.29 8.3 8.10(連) 8.10 8.23	8.23 修正(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ みんな・日本) (附)	8.23 修正	経済産業 8.25 可決 (附)	8.26 可決	8.30 法108号
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	4.5	7.14	7.14 7.15	7.15 7.27 7.29 8.3 8.10(連) 8.10 8.23	8.23 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・みんな・ 日本) (反-共産)	8.23 可決	経済産業 8.25 可決	8.26 可決	8.30 法109号
鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第53号）	4.5		5.10 5.11	5.13 5.20(連)	5.20 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ みんな・日本) (附)	5.24 可決	経済産業 7.14 可決 (附)	7.15 可決	7.22 法84号

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	23. 4. 15	5. 31	7. 15	7. 15 承認（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ みんな・日本）	7. 15 承認	経済産業 7. 22 承認	7. 25 承認		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の経過及び現状
- ・ 同事故に伴う住民への避難指示等の対応状況及び、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）等の情報公開の在り方
- ・ エネルギー基本計画の見直しの方向性に関する経済産業大臣の見解
- ・ 原子力安全・保安院の資源エネルギー庁からの分離と原子力安全委員会との統合の必要性
- ・ 東日本大震災による被災中小企業に対する資金繰り支援として重点的に実施する施策
- ・ 今般の円高の原因や産業空洞化問題を踏まえ、為替介入だけでなく金融緩和をはじめとした総合的経済対策を講じる必要性
- ・ 産業空洞化防止の観点から企業の立地促進補助を平成23年度第3次補正予算に盛り込む必要性

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会 内閣委員会 連合審査会	平成 23. 4. 27	経済産業の基本施策に関する件（原子力発電所事故による経済被害対応等）
経済産業委員会 外務委員会 連合審査会	5. 20	鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）
財務金融委員会 経済産業委員会 連合審査会	8. 3	財政及び金融に関する件（円高問題等）
経済産業委員会 農林水産委員会 環境委員会連合審査会	8. 10	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出） 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 6	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	経済産業の基本施策に関する件 資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
	独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長	鈴木 篤之君	
4. 13	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	経済産業の基本施策に関する件 資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件
4. 20	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
4. 22	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
4. 27	株式会社サクラクレパス代表取締役社長	西村 貞一君	
	東京大学大学院経済学研究科准教授	大橋 弘君	
	野村ホールディングス株式会社常務執行役員	永井 智亮君	
5. 11	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
5. 25	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
6. 1	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
7. 29	電気事業連合会会長	八木 誠君	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出） 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会地球環境部会長 新日本製鐵株式会社代表取締役副社長	進藤 孝生君	
	一橋大学大学院商学研究科教授	山内 弘隆君	
	立命館大学国際関係学部教授	大島 堅一君	
8. 23	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	

(経済産業委員会 内閣委員会連合審査会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 27	原子力委員会委員長	近藤 駿介君	経済産業の基本施策に関する件（原子力発電所事故による経済被害対応等）
	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	

(6) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国におけるエネルギー事情等調査議員団	平成23. 7. 16 ～ 7. 20	フランス、スペイン、ドイツ	欧州各国におけるエネルギー事情等の実情調査	4人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	吉田	おさむ君	民主				
理事	石関	貴史君	民主	理事	吉良	州司君	民主
理事	近藤	洋介君	民主	理事	田嶋	要君	民主
理事	中山	義活君	民主	理事	谷畑	孝君	自民
理事	西村	康稔君	自民	理事	佐藤	茂樹君	公明
	井戸	まさえ君	民主		大島	章宏君	民主
	加藤	学君	民主		川口	博君	民主
	木村	たけつか君	民主		北神	圭朗君	民主
	櫛淵	万里君	民主		斉木	武志君	民主
	柴橋	正直君	民主		平	智之君	民主
	高松	和夫君	民主		中後	淳君	民主
	花咲	宏基君	民主		平山	泰朗君	民主
	藤田	大助君	民主		牧野	聖修君	民主
	松岡	広隆君	民主		山崎	誠君	民主
	山本	剛正君	民主		渡辺	義彦君	民主
	梶山	弘志君	自民		近藤	三津枝君	自民
	高市	早苗君	自民		橘	慶一郎君	自民
	西野	あきら君	自民		額賀	福志郎君	自民
	望月	義夫君	自民		稲津	久君	公明
	吉井	英勝君	共産		山内	康一君	みんな
	園田	博之君	日本				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律の一部を 改正する法律案（内閣提出、 第174回国会閣法第49号）	(22. 3. 12)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審 査		
			(22. 5. 26)					
特定多国籍企業による研究開 発事業等の促進に関する特別 措置法案（内閣提出、第177回 国会閣法第26号）	(23. 2. 14)		9. 13			9. 30 閉会中 審 査		

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	吉田	おさむ君	民主				
理事	石関	貴史君	民主	理事	近藤	洋介君	民主
理事	田嶋	要君	民主	理事	中山	義活君	民主
理事	渡辺	浩一郎君	民主	理事	梶山	弘志君	自民
理事	菅原	一秀君	自民	理事	佐藤	茂樹君	公明
	井戸	まさえ君	民主		大島	章宏君	民主
	加藤	学君	民主		川口	博君	民主
	木村	たけつか君	民主		北神	圭朗君	民主
	櫛渕	万里君	民主		斉木	武志君	民主
	柴橋	正直君	民主		平	智之君	民主
	高松	和夫君	民主		中後	淳君	民主
	花咲	宏基君	民主		平山	泰朗君	民主
	藤田	大助君	民主		牧野	聖修君	民主
	松岡	広隆君	民主		山崎	誠君	民主
	山本	剛正君	民主		渡辺	義彦君	民主
	近藤	三津枝君	自民		高市	早苗君	自民
	橘	慶一郎君	自民		谷畑	孝君	自民
	西野	あきら君	自民		西村	康稔君	自民
	額賀	福志郎君	自民		江田	康幸君	公明
	吉井	英勝君	共産		山内	康一君	みんな
	園田	博之君	日本				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災の発生や急激な円高等、平成22年6月の「新成長戦略」策定後の厳しい状況を踏まえた本法案の意義

- ・ 本法案の効果を日本全国に波及させていくための取組
- ・ 本法案と総合特区制度及び復興特区制度の違い

○ 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		議 決 日 結 果	本会議 議 決 日 結 果	委員会名 議 決 日 結 果	本会議 議 決 日 結 果	
			付託日	質 疑					
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	(22. 3. 12)		23. 10. 20			12. 9 閉会中 審査			
			(22. 5. 26)						
特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）	(23. 2. 14)		10. 20	12. 2		12. 9 閉会中 審査			
			12. 2						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 円高等による産業空洞化対策として平成23年度第3次補正予算に計上された国内企業立地推進事業費補助金の内容とその効果
- ・ TPP協定について、政府が国民に詳しい情報提供と丁寧な説明を行う必要性及び交渉参加後の離脱の可能性
- ・ 定期検査で停止中の原子力発電所の再稼動及び海外への原発輸出についての経済産業大臣の見解
- ・ 再生可能エネルギー固定価格買取制度における調達価格等算定委員会の人選及び運営の在り方についての経済産業大臣の見解
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故における損害賠償額の見通し及び東京電力の経営合理化徹底の必要性
- ・ 平成23年度第3次補正予算等に計上された中小企業支援策の有効活用及び平成24年度予算に引き続き計上する必要性
- ・ クール・ジャパン戦略の進捗状況及び全国的展開の在り方

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 10. 26	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 23. 11. 21	福井県	経済産業等の実情調査	13人
11. 28	新潟県	経済産業等の実情調査	10人
(閉会中) 12. 12	福島県	東京電力福島第一原子力発電所事故の被災状況等調査	19人

10 国土交通委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	古賀	一成君	民主				
理事	小宮山	泰子君	民主	理事	田村	謙治君	民主
理事	中川	治君	民主	理事	長安	豊君	民主
理事	若井	康彦君	民主	理事	福井	照君	自民
理事	山本	公一君	自民	理事	高木	陽介君	公明
	阿知波	吉信君	民主		石関	貴史君	民主
	市村	浩一郎君	民主		糸川	正晃君	民主
	川村	秀三郎君	民主		杳掛	哲男君	民主
	小泉	俊明君	民主		古賀	敬章君	民主
	坂口	岳洋君	民主		下条	みつ君	民主
	高邑	勉君	民主		富岡	芳忠君	民主
	橋本	清仁君	民主		畑	浩治君	民主
	三村	和也君	民主		三井	辨雄君	民主
	向山	好一君	民主		森本	和義君	民主
	矢崎	公二君	民主		谷田川	元君	民主
	赤澤	亮正君	自民		小渕	優子君	自民
	金子	恭之君	自民		北村	茂男君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		徳田	毅君	自民
	二階	俊博君	自民		林	幹雄君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		竹内	譲君	公明
	穀田	恵二君	共産		中島	隆利君	社民
	柿澤	未途君	みんな		亀井	静香君	国民
	田中	康夫君	国民		中島	正純君	無

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案11件（うち継続審査1件）、議員提出法律案4件（継続審査）及び承認を求めるの件1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）

○ 要旨

賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業を営む者及び家賃等弁済情報提供事業を営む者について登録制度を実施し、これらの事業に対し必要な規制を行い、家賃債務保証業者及び家賃等弁済情報提供事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、家賃等弁済情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、あわせて賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関する不当な行為を規制するもの

○ 審査結果

継続審査

② 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

○ 要旨

交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成23年度以降の5箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、国土交通大臣が指定した踏切道の改良に関する手続の見直し等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 平成18年に実施された踏切交通実態総点検に基づく踏切道の改善状況

○ 審査結果

可決

③ 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

○ 要旨

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について、国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 港湾政策に対する基本的認識及び日本の港湾の国際的な地位が相対的に低下している原因
- ・ 港湾運営を民営化する利点
- ・ 国際戦略港湾政策によって、アジア諸港から貨物を取り戻し、貨物取扱量を増やせる可能性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

○ 要旨

官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 都市再生特別措置法制定以降の都市再生の進捗状況
- ・ 「都市の国際競争力の強化」の定義及び必要性
- ・ 特定都市再生緊急整備地域の指定要件

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）

○ 要旨

高齢者の居住の安定を確保するため、加齢に伴う高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造等を有し、心身の状況の確認、生活相談等のサービスが提供される「サ

サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ サービス付き高齢者向け住宅におけるサービスと福祉・介護制度との関係
- ・ 高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の廃止による影響
- ・ 東日本大震災の被災地域におけるサービス付き高齢者向け住宅制度の十分な活用
の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
（内閣提出第32号）

○ 要旨

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化、我が国の鉄道事業の活性化等の必要性並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務の実施状況に鑑み、同機構による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する支援措置に関する規定を整備するとともに、同機構の建設勘定において経理を行う業務の一部に要する費用に充てるため同機構の特例業務勘定から建設勘定に繰入れを行うことができることとする等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 利益剰余金の在るべき水準について不断の精査を行う必要性
- ・ JR三島貨物会社に対する無利子貸付金及び助成金の使途
- ・ 本法律案における整備新幹線の位置付け

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑦ 交通基本法案（内閣提出第33号）

○ 要旨

交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑧ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案
（内閣提出第47号）（参議院送付）

○ 要旨

関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西における航空輸送需要の拡大を図るため、関西国際空港及び大阪国際空港の設置及び管理を一体的に行う新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、両空港の事業運営を行う権利の設定等に関する事項等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 両空港の経営統合による関空の長期債務1.3兆円の早期削減の見通し
- ・ 新関西国際空港株式会社と土地保有会社が継承する関空の長期債務の負担割合

- ・ 大阪国際空港における安全・環境対策を新関西国際空港株式会社の業務内容とすることの確認及び国の関与の有無

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑨ 航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）

○ 要旨

国際民間航空条約附属書の改正等に対応し、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 准定期運送用操縦士制度を創設する目的及び創設による安全性向上の担保方策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑩ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（内閣提出第61号）

○ 要旨

東日本大震災による被害を受けた地域の実情に鑑み、国又は県が、被災地方公共団体からの要請に基づき、これに代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できる制度を創設するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用除外となる小規模工事についても弾力的に適用して補助対象とする必要性
- ・ 本法律案に基づく工事や資材の発注に当たっては地元業者に配慮する必要性
- ・ 代行による災害復旧事業費の地方負担分を軽減する必要性

○ 審査結果

可決

⑪ 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（内閣提出第62号）

○ 要旨

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、災害発生の日から6か月（延長の場合、最大で8か月）以内の期間に限って、指定した区域の建築物の建築を制限し、又は禁止することができることとする措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 津波、高潮、出水等の危険の著しい区域として建築基準法第39条に基づいて指定される災害危険区域での建築制限と本法律案による建築制限との関係
- ・ 建築制限区域内の住民が自分の土地に仮設の住宅を建設する場合の柔軟な対応の必要性
- ・ 本法律案に私権の制限に対する補償の規定がないことに係る憲法上の問題の有無

○ 審査結果

可決

⑫ 北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外 4 名提出、第174回国会衆法第11号）

○ 要旨

北海道知事による観光振興計画の作成及びこれに基づく観光の振興を図るための特別の措置等北海道における観光の振興に関し必要な事項を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑬ 離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外 4 名提出、第174回国会衆法第33号）

○ 要旨

奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島を含む離島について、その自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、その振興のための施策を拡充するもの

○ 審査結果

継続審査

⑭ 離島航路航空路整備法案（武部勤君外 4 名提出、第174回国会衆法第34号）

○ 要旨

離島航路航空路の整備を促進するため、離島航路航空路の整備について、基本理念を定め、国、関係地方公共団体及び離島航路航空路事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、整備計画の作成、離島航路航空路事業者への補助等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑮ 地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）

○ 要旨

地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急的な措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制をするもの

○ 審査結果

継続審査

⑯ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第 3 号）

○ 要旨

特定船舶の入港禁止措置についての平成18年 7 月 5 日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の期間について、平成24年 4 月13日まで 1 年延長する変更をしたため、特定船舶入港禁止法第 5 条第 1 項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 入港禁止措置による拉致・核・ミサイル問題の進展と現状及び今後の方針

○ 審査結果

承認

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）	参 (22. 3. 2)		23. 1. 24 (22. 11. 19)			8. 31 閉会中 審査			
踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	2. 1		3. 10 3. 11	3. 23	3. 23 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民・ 中島正純君)	3. 25 可決	国土交通 3. 30 可決	3. 31 可決	3. 31 法6号
港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	2. 4		3. 22 3. 23	3. 25	3. 25 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・みんな・ 国民・ 中島正純君) (反-共産・社民) (附)	3. 29 可決	国土交通 3. 31 可決 (附)	3. 31 可決	3. 31 法9号
都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	2. 8		3. 29 3. 30	4. 13	4. 15 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・みんな・ 国民・ 中島正純君) (反-共産・社民) (附)	4. 15 可決	国土交通 4. 19 可決 (附)	4. 20 可決	4. 27 法24号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	2. 8		4. 14 4. 15	4. 20	4. 20 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民・ 中島正純君) (附)	4. 22 可決	国土交通 4. 26 可決 (附)	4. 27 可決	4. 28 法32号
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	3. 8		5. 23 5. 24	5. 25	5. 27 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民・ 中島正純君) (附)	5. 31 可決	国土交通 6. 7 可決 (附)	6. 8 可決	6. 15 法66号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
交通基本法案（内閣提出第33号）	3. 8		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）	参 4. 1		5. 10	5. 13	5. 13 可決（多） （賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな・国民・ 中島正純君） （反-共産） （附）	5. 17 可決	国土交通 4. 19 可決	4. 20 可決	5. 25 法54号
			5. 11						
航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）	参 4. 1		5. 10	5. 13	5. 13 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民・ 中島正純君） （附）	5. 17 可決	国土交通 4. 19 可決	4. 20 可決	5. 25 法50号
			5. 11						
東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（内閣提出第61号）	4. 22		4. 26	4. 27	4. 27 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民・ 中島正純君）	4. 28 可決	国土交通 4. 28 可決	4. 28 可決	4. 29 法33号
			4. 27						
東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（内閣提出第62号）	4. 22		4. 26	4. 27	4. 27 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民・ 中島正純君）	4. 28 可決	国土交通 4. 28 可決	4. 28 可決	4. 29 法34号
			4. 27						

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号）	(22. 4. 7)		23. 1. 24			8. 31 閉会中 審査			
離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号）	(22. 6. 14)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
離島航路航空路整備法案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号）	(22. 6. 14)		1.24			8.31 閉会中 審査			
地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）	(22. 11. 30)		1.24			8.31 閉会中 審査			

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	23. 4. 15		5.26 5.27	5.31	5.31 承認（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民・ 中島正純君）	6.9 承認	国土交通 6.16 承認	6.17 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 災害時の復旧工事における地元業者の役割に対する国土交通大臣の認識
- ・ 東北地方等の高速道路無料化を早期に実施する必要性
- ・ 東日本大震災における応急仮設住宅の建設が阪神・淡路大震災と比較して遅れている理由
- ・ 民間賃貸住宅の空き室の情報提供等により応急仮設住宅として積極的に利用することへの国土交通大臣の見解
- ・ 東日本大震災の被災者が安全な高台に住宅を移転する場合に市街化調整区域に係る規制を緩和する必要性
- ・ 東日本大震災で甚大な被害を受けた三陸鉄道の復旧のために国による支援を拡充する必要性
- ・ 震災で車を失った被災者のために新規登録手続等を円滑に進める必要性
- ・ ダム建設中止に伴う生活再建法案の見通し及び法律が未整備であっても実施可能な生活再建事業はできるだけ速やかに実施する必要性
- ・ 日本航空の安全運航確保についての大臣要請及び国土交通省による立入検査の実施状況並びに同社更生計画の進捗状況

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 3. 9	株式会社企業再生支援機構常務取締役	水留 浩一君	国土交通行政の基本施策に関する件

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 23. 6. 6 ～ 6. 7	宮城県	国土交通行政に関する実情調査（東日本大震災による被害及び復旧状況等調査）	12人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	伴野	豊君	民主				
理事	小泉	俊明君	民主	理事	小宮山	泰子君	民主
理事	古賀	敬章君	民主	理事	辻元	清美君	民主
理事	松崎	哲久君	民主	理事	福井	照君	自民
理事	山本	公一君	自民	理事	高木	陽介君	公明
	阿知波	吉信君	民主		石井	章君	民主
	奥田	建君	民主		川村	秀三郎君	民主
	沓掛	哲男君	民主		熊田	篤嗣君	民主
	黒田	雄君	民主		古賀	一成君	民主
	坂口	岳洋君	民主		高木	義明君	民主
	津島	恭一君	民主		辻	恵君	民主
	中川	治君	民主		橋本	清仁君	民主
	畑	浩治君	民主		松原	仁君	民主
	向山	好一君	民主		谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主		若井	康彦君	民主
	赤澤	亮正君	自民		小渕	優子君	自民
	金子	恭之君	自民		北村	茂男君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		徳田	毅君	自民
	二階	俊博君	自民		林	幹雄君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		竹内	譲君	公明
	穀田	恵二君	共産		中島	隆利君	社民
	柿澤	未途君	みんな		亀井	静香君	国民
	田中	康夫君	国民		中島	正純君	無

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件（継続審査）及び議員提出法律案4件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外 4 名提出、第174回国会衆法第11号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外 4 名提出、第174回国会衆法第33号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑤ 離島航路航空路整備法案（武部勤君外 4 名提出、第174回国会衆法第34号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑥ 地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）	参 (22. 3. 2)		23. 9. 13 (22. 11. 19)			9. 30 閉会中 審 査			
交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）	(23. 3. 8)		9. 13			9. 30 閉会中 審 査			

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
北海道観光振興特別措置法案 (佐田玄一郎君外4名提出、第 174回国会衆法第11号)	(22. 4. 7)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査			
離島の振興に関する施策の拡 充のための離島振興法等の一 部を改正する法律案(武部勤 君外4名提出、第174回国会 衆法第33号)	(22. 6. 14)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
離島航路航空路整備法案(武 部勤君外4名提出、第174回 国会衆法第34号)	(22. 6. 14)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
地下水の利用の規制に関する 緊急措置法案(高市早苗君外 13名提出、第176回国会衆法 第17号)	(22. 11. 30)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 23. 10. 6 ～ 10. 7	岩手県、宮城県	国土交通行政に関する実情調査(東日本大震災による被害 及び復旧状況等調査)	20人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院インドネシア・大洋州各 国国土交通事情等調査議員団	(閉会中) 平成23. 10. 8 ～ 10. 14	ニュージーラン ド、オーストラ リア、インドネ シア	インドネシア、大洋州各国にお ける津波・地震被害からの復興事業 等の実情調査	5人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	伴野	豊君	民主				
理事	小泉	俊明君	民主	理事	小宮山	泰子君	民主
理事	古賀	敬章君	民主	理事	辻元	清美君	民主
理事	松崎	哲久君	民主	理事	金子	恭之君	自民
理事	山本	公一君	自民	理事	富田	茂之君	公明
	阿知波	吉信君	民主		石井	章君	民主
	奥田	建君	民主		川村	秀三郎君	民主
	沓掛	哲男君	民主		熊田	篤嗣君	民主
	黒田	雄君	民主		古賀	一成君	民主
	坂口	岳洋君	民主		高木	義明君	民主
	津島	恭一君	民主		辻	恵君	民主
	中川	治君	民主		橋本	清仁君	民主
	畑	浩治君	民主		松原	仁君	民主
	向山	好一君	民主		谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主		若井	康彦君	民主
	赤澤	亮正君	自民		小渕	優子君	自民
	北村	茂男君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	徳田	毅君	自民		二階	俊博君	自民
	林	幹雄君	自民		福井	照君	自民
	望月	義夫君	自民		竹内	譲君	公明
	穀田	恵二君	共産		中島	隆利君	社民
	柿澤	未途君	みんな		亀井	静香君	国民
	田中	康夫君	国民		中島	正純君	国民

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案4件（うち継続審査2件）及び議員提出法律案4件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

（審査未了）

② 交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 津波防災地域づくりに関する法律案（内閣提出第6号）

○ 要旨

津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項を定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 津波浸水想定において想定する津波の規模
- ・ 津波防災地域づくり推進のための国からの助成措置
- ・ 津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の規制が過度のものとなる懸念

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第7号）

○ 要旨

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする等関係法律の規定の整備等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災による多数の消防団員の犠牲を踏まえた今後の消防団員及び水防団員の安全確保策及び待遇改善策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑥ 離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑦ 離島航路航空路整備法案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

- 審査結果
継続審査

⑧ 地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑					議 決 日 結 果
賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案（第174回国会内閣提出第36号、参議院送付）	参 (22. 3. 2)		23. 10. 20 (22. 11. 19)		(審査未了)				
交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）	(23. 3. 8)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
津波防災地域づくりに関する法律案（内閣提出第6号）	10. 28		11. 24 11. 25	11. 29	11. 29 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな 国民 (附)	12. 1 可決	国土交通 12. 6 可決 (附)	12. 7 可決	12. 14 法123号
津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第7号）	10. 28		11. 24 11. 25	11. 29	11. 29 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな 国民 (附)	12. 1 可決	国土交通 12. 6 可決 (附)	12. 7 可決	12. 14 法124号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
北海道観光振興特別措置法案 (佐田玄一郎君外4名提出、第 174回国会衆法第11号)	(22. 4. 7)		23. 10. 20			12. 9 閉会中 審 査		
離島の振興に関する施策の拡 充のための離島振興法等の一 部を改正する法律案 (武部勤 君外4名提出、第174回国会衆 法第33号)	(22. 6. 14)		10. 20			12. 9 閉会中 審 査		
離島航路航空路整備法案 (武 部勤君外4名提出、第174回国 会衆法第34号)	(22. 6. 14)		10. 20			12. 9 閉会中 審 査		
地下水の利用の規制に関する 緊急措置法案 (高市早苗君外 13名提出、第176回国会衆法第 17号)	(22. 11. 30)		10. 20			12. 9 閉会中 審 査		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 除雪や災害時の対応を担っている地域建設業の疲弊を食い止める必要性
- ・ 第3次補正予算による東北地方の高速道路の無料開放の概要及び無料開放対象地域外に避難している人への対応策
- ・ 今後の災害公営住宅の整備の在り方
- ・ 早急に八ッ場ダム建設についての最終判断をする必要性
- ・ 液状化対策推進事業創設の背景及び適用要件
- ・ 東日本大震災の被害を受けた3セク鉄道の復旧に当たっては地元の負担をなくす必要性
- ・ 日本航空における安全確保及び職場環境の現状を国が調査し適切に指導する必要性
- ・ 訪日外国人の誘致目標達成に向けた観光庁長官及び国土交通大臣の意気込み

11 環境委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	小沢	鋭仁君	民主				
理事	大谷	信盛君	民主	理事	太田	和美君	民主
理事	田島	一成君	民主	理事	中野	譲君	民主
理事	横光	克彦君	民主	理事	田中	和徳君	自民
理事	吉野	正芳君	自民	理事	江田	康幸君	公明
	石田	三示君	民主		岡本	英子君	民主
	川内	博史君	民主		川越	孝洋君	民主
	工藤	仁美君	民主		櫛渕	万里君	民主
	近藤	昭一君	民主		阪口	直人君	民主
	玉置	公良君	民主		樋高	剛君	民主
	森岡	洋一郎君	民主		山崎	誠君	民主
	吉川	政重君	民主		井上	信治君	自民
	後藤田	正純君	自民		近藤	三津枝君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		福井	照君	自民
	古川	禎久君	自民		町村	信孝君	自民
	佐藤	ゆうこ君	無				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案3件（うち継続審査1件、参議院において継続審査1件）及び議員提出法律案2件（継続審査）、委員会提出法律案は3件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 環境影響評価法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第55号）（参議院送付）

○ 要旨

法の施行後の状況の変化及び施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業計画の立案段階における環境保全のために配慮すべき事項についての検討（いわゆる戦略的環境アセスメント）、環境保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 環境影響評価法第52条第2項の適用除外規定の対象事業の実施による環境影響についても環境省がしっかりと責任を果たしていく必要性
- ・ 環境影響評価法の適用が除外されている放射性物質による大気、水、土壌の汚染について同法において一元的に扱えるよう検討すべきとの考えに対する環境大臣の見解
- ・ 本改正の趣旨に鑑み政令指定都市に対して都道府県と同レベルの環境影響評価に関する権限を付与する必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）

○ 要旨

地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量削減に関する中長期目標を設定し、地球温暖化対策の基本事項を定める等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

③ 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）（参議院送付）

○ 要旨

工場等からの有害物質の漏えい・浸透による地下水汚染の未然防止を図るため、指定施設であって有害物質を貯蔵するものに係る構造等の定期点検等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本改正で規制対象外とされたガソリンの貯蔵施設からの漏えい防止策及び施設以外の貯蔵場所等についてガイドライン等により地下水汚染の未然防止対策を講じる必要性
- ・ 本改正について、平時だけでなく有事の状況も考えた改正を行うべきとの意見に対する環境大臣の所見
- ・ 有害物質の地下への浸透を防止するための構造等の基準の策定に当たり事業者の意見を反映させる必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）

○ 要旨

低炭素社会づくりに関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、中長期的な目標の設定、低炭素社会づくり国家戦略の策定等の低炭素社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ 気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）

○ 要旨

気候変動対策を推進するため、同対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、気候変動対策の基本となる事項等を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑥ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第9号）

○ 要旨

自然との共生の哲学を生かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育を一層充実させること並びに環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に当たり、各主体間の協働取組を推進することが重要であることに鑑み、環境の保全のための国民の取組を促すため、所要の措置を講じようとするもの

○ 結果

成案・提出決定

⑦ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案（環境委員長提出、衆法第29号）

○ 要旨

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）による環境汚染が生じていることに鑑み、同放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、所要の措置を講じようとするもの

○ 結果

成案・提出決定

⑧ 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第30号）

○ 要旨

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結果	議決日 結果	
環境影響評価法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出第55号）（参議院送付）	参 (22. 3.19)	(22. 5.11)	23. 4.15 (22. 5.25) (22.11. 5)			4.19	4.19 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明) (附)	4.22 可決	環境 4.14 可決 (附)

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	(22. 10. 13)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号） （参議院送付）	参 3. 8		5. 27	5. 31 6. 10	6. 10 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・ 佐藤ゆうこ君 （附）	6. 14 可決	環境 5. 26 可決 （附）	5. 27 可決	6. 22 法71号

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）	(22. 3. 19)	(22. 4. 20)	23. 1. 24 (22. 4. 23)			8. 31 閉会中 審査			
気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）	(22. 4. 14)	(22. 4. 20)	1. 24 (22. 4. 23)			8. 31 閉会中 審査			
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第9号）	5. 27				5. 27 成案・提出決定（全） （賛-民主・自民・ 公明・ 佐藤ゆうこ君）	5. 31 可決	環境 6. 7 可決	6. 8 可決	6. 15 法67号
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案（環境委員長提出、衆法第29号）	8. 23				8. 23 成案・提出決定（全） （賛-民主・自民・ 公明・ 佐藤ゆうこ君）	8. 23 可決	環境 8. 26 可決 （附）	8. 26 可決	8. 30 法110号
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第30号）	8. 23				8. 23 成案・提出決定（全） （賛-民主・自民・ 公明・ 佐藤ゆうこ君）	8. 23 可決	環境 8. 26 可決	8. 26 可決	8. 30 法104号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 京都議定書の削減約束達成の見通し
- ・ 2011年末に南アフリカで開かれる国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（C O P 17）に向けた国際交渉の状況
- ・ 東日本大震災が地球温暖化対策の今後の国際交渉に与える影響
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた今後のエネルギー基本計画の見直しについての政府の見解及び再生可能エネルギーへの代替を加速させる必要性
- ・ エネルギー基本計画の見直しとともに地球温暖化対策基本法案の前提となる中長期ロードマップを検証し見直す必要性
- ・ 災害廃棄物の処理における民間の産業廃棄物処理・リサイクル施設の活用方針
- ・ 東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理について、仮置き場用地の確保に向けた国及び県の支援状況
- ・ 船舶を利用した広域的な運搬による災害廃棄物の処理事業を国の直轄事業として行う必要性
- ・ 放射性物質が付着した一般廃棄物等の処理に関する地域住民への説明及び賠償についての対応方針
- ・ 放射性物質を環境省の所掌外とする現在の法体系を、国民の視点から、環境省が関与する法体系へと見直していく必要性

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件（平成23.8.23）

政府は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 1 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、この法律に基づく放射性廃棄物の処理及び除染に当たっては、国の責任において万全な対策を講じるとともに、地方公共団体はそれぞれの実情に応じて国に協力するものであること。
- 2 国は、事業が円滑に進むよう、この法律に基づき地方公共団体が実施する民有地除染事業について、これに要する計画策定費用、調査費用も含め、費用の全額を国が一旦負担した上、国が関係原子力事業者に必要な求償を行うこと。また、国は、この法律に基づき地方公共団体が実施する公有地除染事業について、必要な財政上の支援措置を実施すること。
- 3 この法律に基づく放射性廃棄物の処理や除染の措置に関わる基準については、地域の汚染状況を踏まえ、客観的に、速やかに設定すること。また、その設定に当たっては、感受性の強い子供の健康に特に配慮すること。
- 4 この法律に基づく除染の対象については、国民の安全・安心を確保するため、地方

公共団体との協議の上、土壌や建築物等のみならず、道路、河川、湖沼、海、港湾、農地及び山林等を含むものとする。

- 5 この法律に基づく放射性廃棄物や除染により発生した除染土壌等の処分を円滑に進めるため、国の責任において最終処分場等を確保すること。
 - 6 国は、環境中に放出された放射性物質の総合的な対策を万全に行うために、この法律の権能に応じた環境省の組織・体制を整備するとともに、環境大臣は関係行政機関の長と緊密な連携協力を図ること。
 - 7 国は、放射性物質による健康被害から国民を守るため、継続した健康調査の実施や疫学調査の研究を進めること。
 - 8 海洋汚染対策や地下水汚染対策など、水、大気、土壌、生態系などへの長期にわたる放射性物質の環境汚染対策の方針を示すこと。
 - 9 今回の事故により環境中に放出された放射性物質による汚染への対処の必要性については、国際社会への説明責任を果たすこと。
 - 10 この法律に基づいて行われる放射性廃棄物処理や除染の措置等を実施するために、必要な予算を計上すること。
- 右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会 農林水産委員会 環境委員会連合審査会	平成 23. 8. 10	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出） 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

(6) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 15	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	環境の基本施策に関する件

(7) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 23. 5. 11	宮城県	東日本大震災に係る災害廃棄物対策等の実情調査	15人
8. 1	福島県	東日本大震災により生じた福島県内の災害廃棄物に係る対策の実情調査	22人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	生方	幸夫君	民主				
理事	大谷	信盛君	民主	理事	川越	孝洋君	民主
理事	近藤	昭一君	民主	理事	篠原	孝君	民主
理事	横山	北斗君	民主	理事	田中	和徳君	自民
理事	吉野	正芳君	自民	理事	江田	康幸君	公明
	岡本	英子君	民主		柿沼	正明君	民主
	工藤	仁美君	民主		斎藤やすのり君		民主
	空本	誠喜君	民主		高邑	勉君	民主
	高山	智司君	民主		玉置	公良君	民主
	森岡	洋一郎君	民主		矢崎	公二君	民主
	山花	郁夫君	民主		横光	克彦君	民主
	吉川	政重君	民主		井上	信治君	自民
	後藤田	正純君	自民		近藤	三津枝君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		福井	照君	自民
	古川	禎久君	自民		町村	信孝君	自民
	佐藤	ゆうこ君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件（継続審査）及び議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	(22. 10. 13)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査		

衆法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）	(22. 3. 19)	(22. 4. 20)	23. 9. 13 (22. 4. 23)			9. 30 閉会中 審査		
気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）	(22. 4. 14)	(22. 4. 20)	9. 13 (22. 4. 23)			9. 30 閉会中 審査		

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	生方	幸夫君	民主				
理事	大谷	信盛君	民主	理事	川越	孝洋君	民主
理事	近藤	昭一君	民主	理事	篠原	孝君	民主
理事	横山	北斗君	民主	理事	田中	和徳君	自民
理事	吉野	正芳君	自民	理事	江田	康幸君	公明
	岡本	英子君	民主		柿沼	正明君	民主
	工藤	仁美君	民主		斎藤やすのり君		民主
	空本	誠喜君	民主		高邑	勉君	民主
	高山	智司君	民主		玉置	公良君	民主
	森岡	洋一郎君	民主		矢崎	公二君	民主
	山花	郁夫君	民主		横光	克彦君	民主
	吉川	政重君	民主		井上	信治君	自民
	岸田	文雄君	自民		近藤	三津枝君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		福井	照君	自民
	古川	禎久君	自民		町村	信孝君	自民
	佐藤	ゆうこ君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件（継続審査）及び議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	(22.10.13)		23.10.20			12.9 閉会中 審査		

衆法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）	(22.3.19)	(22.4.20)	23.10.20 (22.4.23)			12.9 閉会中 審査		
気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）	(22.4.14)	(22.4.20)	10.20 (22.4.23)			12.9 閉会中 審査		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 民主党政権下でこれまで3代続けて環境大臣が他の重要分野の閣僚との兼務となっていることに対する環境大臣の認識
- ・ 東日本大震災による原発稼働停止等により達成が難しくなった温室効果ガス25%削減目標も明記されている政府提出の地球温暖化対策基本法案を撤回する必要性
- ・ 災害廃棄物の迅速かつ円滑な広域処理推進のため、政府が放射能に関する安全性についての全国自治体、住民への十分な説明等を行っていく必要性
- ・ 放射性物質汚染土壌等の中間貯蔵施設及び最終処分場について、国の責任で確保することを被災市町村及び住民に対して丁寧に説明し理解を得ていく必要性
- ・ 各省庁間の横断的組織を構築して一元的に放射性物質汚染土壌等の除染等を実施していく必要性

- 平成24年4月創設予定の原子力安全庁について、環境大臣の指揮下に入る同省の外局ではなく、独立性の高い国家行政組織法上の三条委員会にする必要性

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23.10.25	東京電力株式会社常務取締役	廣瀬 直己君	環境の基本施策に関する件

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 23.11.21	福島県	福島県における放射性物質除染対策等の実情調査	17人

12 安全保障委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	平野	博文君	民主				
理事	浅野	貴博君	民主	理事	下条	みつ君	民主
理事	神風	英男君	民主	理事	宮島	大典君	民主
理事	村越	祐民君	民主	理事	今津	寛君	自民
理事	浜田	靖一君	自民	理事	佐藤	茂樹君	公明
	小原	舞君	民主		神山	洋介君	民主
	菊池長右	エ門君	民主		空本	誠喜君	民主
	高橋	昭一君	民主		玉城	デニー君	民主
	萩原	仁君	民主		福嶋	健一郎君	民主
	松本	大輔君	民主		森山	浩行君	民主
	渡辺	浩一郎君	民主		渡辺	義彦君	民主
	岩屋	毅君	自民		江渡	聡徳君	自民
	大野	功統君	自民		木村	太郎君	自民
	武田	良太君	自民		中谷	元君	自民
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民
	下地	幹郎君	国民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件（うち参議院において継続審査1件）及び議員提出法律案3件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第27号) (参議院送付)

○ 要旨

防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等にかんがみ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業として、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定するもの

○ 審査結果

可決

② 防衛省設置法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第21号)

○ 要旨

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、防衛審議官の新設、防衛医科大学校の看護師養成課程の新設、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定の整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 防衛審議官を新設する意義及び自衛官の実員を定員に近づける努力の必要性に対する防衛大臣の見解
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえ充実・強化されるべき中央特殊武器防護隊の人員が削減対象となった理由
- ・ 現防衛大綱について国会で議論されていない中で同大綱に基づく自衛官定員の削減を含む本法律案を審議することの妥当性に対する防衛大臣の見解
- ・ 日豪物品役務相互提供協定と武器輸出三原則等における武器の範囲の相違点についての防衛省の見解
- ・ 現防衛大綱における二国間及び多国間の共同訓練の強化方針について政府が想定している訓練内容及び頻度についての防衛省の見解

○ 審査結果

可決

(参議院において継続審査)

③ 国際平和協力法案 (中谷元君外 4 名提出、第174回国会衆法第24号)

○ 要旨

国際連合を中心として国際の平和及び安全の維持に係る多様な取組が行われていることを踏まえ、国及び国民の安全を保ち我が国の繁栄を維持するためには国際の平和及び安全の確保が不可欠であるとの認識の下に、国際の平和及び安全の維持に係る国際社会の取組に我が国として主体的かつ積極的に寄与するため、国際平和協力活動及び物資協力、これらの実施の手續その他の必要な事項を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

④ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(中谷元君外 4 名提出、第174回国会衆法第25号)

○ 要旨

我が国として国際緊急援助活動の一層の充実を図るため、国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送の職務に従事する警察官、海上保安官若しくは海上保安官補又は自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の国際緊急援助活動等を行う者若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防衛のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとするもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ 自衛隊法の一部を改正する法律案 (小野寺五典君外 7 名提出、第174回国会衆法第31号)

○ 要旨

外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、より広範に対応できるよう、生命又は身体の保護を要する邦人について、その避難のために必要な輸送及び輸送の際の警護並びにこれらの措置を実施する際の権限について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号	
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案 理由	質 疑	議 決 日 結 果				議決日 結果
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第27号）（参議院送付）	(22. 2. 9)		23. 4. 20 (22. 5. 28) (22. 11. 11)		4. 21 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ 国民) (反-共産)	4. 22 可決	外交防衛 4. 19 可決	4. 20 可決	4. 27 法28号
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	2. 8		5. 18 5. 19	5. 26	5. 27 可決(多) (賛-民主・公明・ 国民) (反-自民・共産・ 社民)	5. 31 可決	外交防衛	8. 31 閉会中 審査	

衆法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号	
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案 理由	質 疑	議 決 日 結 果				議決日 結果
国際平和協力法案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号）	(22. 5. 26)		23. 1. 24			8. 31 閉会中 審査			
国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号）	(22. 5. 26)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			
自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号）	(22. 6. 11)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災に係る災害派遣における即応予備自衛官及び予備自衛官を含めた自衛隊の活動状況
- ・ 派遣自衛官に対するメンタルヘルス・ケアの取組状況

- ・ 震災対応において過酷な任務に当たる自衛隊員の災害派遣等手当及び死体処理手当を引き上げる必要性
- ・ トモダチ作戦による米軍の支援活動への防衛大臣の評価
- ・ 震災対応に10万人超を動員したことを踏まえた自衛隊の十分な装備・適切な人員の確保のための防衛大綱及び中期防衛力整備計画の見直しの必要性についての防衛大臣の見解
- ・ 戦闘機パイロット育成の拠点であった航空自衛隊松島基地の被災が今後の戦闘機パイロット育成に与える影響についての防衛省の見解
- ・ 我が国が尖閣諸島を有効に支配するために現在取っている対応の妥当性についての防衛大臣及び外務大臣の認識
- ・ 自衛隊主催の行事に関する平成22年11月10日付防衛事務次官通達「隊員の政治的中立性の確保について」が国民の言論の自由を侵すおそれについての防衛省の認識
- ・ 日米地位協定第17条第3項に規定される米国が第一次裁判権を有する「公務執行中」の犯罪における「公務執行中」の解釈に関する1956年の日米合同委員会合意の妥当性についての外務省の見解
- ・ 米上院軍事委員会レビン委員長らによる東アジアにおける米軍再編計画の見直しを求める超党派の提言に対する防衛大臣の認識

(4) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 23. 5. 11	宮城県	東日本大震災における自衛隊の活動状況等の実情調査	11人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	東 祥三君	民主			
理事	神山 洋介君	民主	理事	川島 智太郎君	民主
理事	楠田 大蔵君	民主	理事	宮島 大典君	民主
理事	渡辺 浩一郎君	民主	理事	今津 寛君	自民
理事	浜田 靖一君	自民	理事	佐藤 茂樹君	公明
	浅野 貴博君	民主		小原 舞君	民主
	下条 みつ君	民主		神風 英男君	民主
	高橋 昭一君	民主		橘 秀徳君	民主
	玉城 デニー君	民主		萩原 仁君	民主
	福嶋 健一郎君	民主		松宮 勲君	民主
	渡辺 周君	民主		渡辺 義彦君	民主
	岩屋 毅君	自民		江渡 聡徳君	自民
	大野 功統君	自民		木村 太郎君	自民
	武田 良太君	自民		中谷 元君	自民
	赤嶺 政賢君	共産		照屋 寛徳君	社民
	下地 幹郎君	国民			

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案3件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 国際平和協力法案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
国際平和協力法案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号）	(22. 5. 26)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査		
国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号）	(22. 5. 26)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		
自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号）	(22. 6. 11)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		

(3) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院安全保障調査議員団	(閉会中) 平成23. 10. 2 ～ 10. 8	米国	米国における安全保障政策等の実情調査	5人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	東	祥三君	民主				
理事	神山	洋介君	民主	理事	川島	智太郎君	民主
理事	吉良	州司君	民主	理事	楠田	大蔵君	民主
理事	宮島	大典君	民主	理事	今津	寛君	自民
理事	岩屋	毅君	自民	理事	東	順治君	公明
	浅野	貴博君	民主		小原	舞君	民主
	下条	みつ君	民主		神風	英男君	民主
	高橋	昭一君	民主		橘	秀徳君	民主
	玉城	デニー君	民主		萩原	仁君	民主
	福嶋	健一郎君	民主		松宮	勲君	民主
	渡辺	周君	民主		渡辺	義彦君	民主
	江渡	聡徳君	自民		大野	功統君	自民
	木村	太郎君	自民		武田	良太君	自民
	中谷	元君	自民		浜田	靖一君	自民
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民
	下地	幹郎君	国民				

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案3件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 国際平和協力法案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
国際平和協力法案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号）	(22. 5. 26)		23. 10. 20					12. 9 閉会中 審査
国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号）	(22. 5. 26)		10. 20			12. 9 閉会中 審査		
自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号）	(22. 6. 11)		10. 20			12. 9 閉会中 審査		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 一川防衛大臣の就任前の「安全保障は素人だがこれが本当のシビリアンコントロールだ」との発言の真意及びシビリアンコントロールについての防衛大臣の認識
- ・ サイバー攻撃に対して防衛省・自衛隊が国全体の安全保障の観点から取り組む必要性についての防衛大臣の見解
- ・ 東日本大震災への対応で輸送艦が不足した教訓も踏まえ早期に海上輸送力を充実する必要性についての防衛省の見解
- ・ 北日本の防衛の在り方についての防衛大臣の認識
- ・ 我が国の重要な隣国であり経済的にも軍事的にも台頭する中国への対応姿勢についての防衛大臣及び外務大臣の見解
- ・ 南西地域の防衛体制を強化するため与那国島に配置される予定の沿岸監視部隊及び移動警戒隊の役割及び機能等に対する防衛省の説明
- ・ 沖縄県議会等沖縄県が要望している「駐留軍用地跡地利用推進法案」の検討状況及び同法案に対する防衛大臣の認識
- ・ 在沖海兵隊のグアム移転に係る「真水」事業への我が国の資金拠出は米国側が執行可能になってから拠出できるようにする必要性についての防衛大臣の見解

13 国家基本政策委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	樽床	伸二君	民主				
理事	齋藤	勁君	民主	理事	三日月	大造君	民主
理事	森本	哲生君	民主	理事	若井	康彦君	民主
理事	若泉	征三君	民主	理事	岸田	文雄君	自民
理事	柴山	昌彦君	自民	理事	井上	義久君	公明
	安住	淳君	民主		岡田	克也君	民主
	仙谷	由人君	民主		武正	公一君	民主
	手塚	仁雄君	民主		寺田	学君	民主
	長妻	昭君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	藤井	裕久君	民主		藤村	修君	民主
	古川	元久君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	松野	頼久君	民主		松本	龍君	民主
	石破	茂君	自民		石原	伸晃君	自民
	大島	理森君	自民		小池	百合子君	自民
	谷垣	禎一君	自民		志位	和夫君	共産
							欠員1

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会日	討 議 者
1 政治資金規正法違反問題		
小沢元民主党代表の証人喚問を早期に実現させる必要性	平成 23. 2. 9	谷垣 禎一君 (自民) 菅 直人内閣総理大臣
2 社会保障と税の一体改革		
① 社会保障改革案の作成 (4月)、税制を含む一体改革案の作成 (6月) 及びマニフェストの見直し (9月前後) という今後のスケジュールの確認	2. 9	谷垣 禎一君 (自民) 菅 直人内閣総理大臣
② 消費税率の引上げを明記した新しいマニフェストを作成し、国民の信を問い直す必要性		

討 議 内 容	開会日	討 議 者
③ 社会保障と税の一体改革についての与野党協議を受け入れる必要性	2. 9	谷垣 禎一君（自民） 菅 直人内閣総理大臣
④ 4月に提示予定の社会保障改革案について、政府与党案の前に、マニフェストに沿った民主党案を示す必要性		山口那津男君（公明） 菅 直人内閣総理大臣
⑤ マニフェストで国民に約束した施策が実現できないことに対する菅内閣総理大臣の責任		
3 平成23年度予算案とマニフェスト		
① 与党内でも平成21年総選挙のマニフェストの見直し論が出ている中、政権運営におけるマニフェストの位置付け	2. 23	谷垣 禎一君（自民） 菅 直人内閣総理大臣
② 総選挙時のマニフェストの実行が不可能であることが明らかになり、政権の正統性及び党の統制が失われた以上、解散して国民に信を問う必要性		
③ 平成23年度予算案は国民生活の益とならないため、自民党が提出する予算の組替え動議を検討する必要性		
④ 政府が丸のみできるような平成23年度予算案の組替え動議提出に対する期待		
4 外交・安保関係		
(1) 普天間飛行場移設問題等		
① 普天間飛行場を辺野古沖に移設するとの日米合意（平成22年5月28日）を確実に履行する意思の確認	2. 23	谷垣 禎一君（自民） 菅 直人内閣総理大臣
② 在沖海兵隊がなくても極東の安全は維持できるとした菅内閣総理大臣のかつての発言（平成15年11月1日）に対する現在の認識		
③ 普天間飛行場の県外移設を断念した理由として米海兵隊の抑止力を挙げたのは「方便だった」とした鳩山前総理の発言（平成23年2月13日報道）に対する責任		
④ 米国、中国、ロシアとの外交関係を悪化させた現状を踏まえ、防衛大綱の見直しを含めた外交・安全保障政策の基本的な議論を行う必要性		
(2) 日露関係		
ロシアの対日強硬姿勢の背景には、民主党外交のガバナビリティの欠如及び日米安保体制の揺らぎがあることについての認識	2. 23	谷垣 禎一君（自民） 菅 直人内閣総理大臣
(3) ニュージーランド地震（平成23年2月22日）への対応		
① 地震当日中の国際緊急援助隊派遣の必要性	2. 23	谷垣 禎一君（自民） 菅 直人内閣総理大臣
② 日本の経験を生かした耐震化推進外交を展開する必要性		

討 議 内 容	開会日	討 議 者
5 東日本大震災（平成23年3月11日）への対応		
① 国内、海外、国債マーケット、閣内の4方面より不信感を持たれている菅内閣総理大臣の下では、震災からの復旧・復興は不可能であるため総理を辞任する必要性	6. 1	谷垣 禎一君（自民） 菅 直人内閣総理大臣
② 遅々として進まない被災者の生活再建支援、原子力損害賠償等を急ぐ必要性		
③ 第二次補正予算案を早急に提出する必要性及び財務省への指示の有無		
④ 国会を大幅に延長し、震災復興に向け、与野党協同して議論する必要性		
⑤ 被災者の実態に応え、原発事故の賠償を政府が前面に立ち迅速に行う必要性		山口那津男君（公明） 菅 直人内閣総理大臣
⑥ 震災対応を迅速に行うためにも総理を辞任する必要性		



党首討論（第177回国会）

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	田中けいしゅう君	民主			
理事	加藤 公一君	民主	理事	樋高 剛君	民主
理事	馬淵 澄夫君	民主	理事	松本 剛明君	民主
理事	三日月 大造君	民主	理事	岸田 文雄君	自民
理事	柴山 昌彦君	自民	理事	井上 義久君	公明
	阿久津 幸彦君	民主		大島 敦君	民主
	城島 光力君	民主		末松 義規君	民主
	鈴木 克昌君	民主		仙谷 由人君	民主
	樽床 伸二君	民主		手塚 仁雄君	民主
	長島 昭久君	民主		平野 博文君	民主
	本多 平直君	民主		前原 誠司君	民主
	三井 辨雄君	民主		石破 茂君	自民
	石原 伸晃君	自民		大島 理森君	自民
	小池 百合子君	自民		谷垣 禎一君	自民
	志位 和夫君	共産		与謝野 馨君	無

欠員 1

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	田中けいしゅう君	民主			
理事	大島 敦君	民主	理事	樋高 剛君	民主
理事	馬淵 澄夫君	民主	理事	松本 剛明君	民主
理事	三日月 大造君	民主	理事	逢沢 一郎君	自民
理事	井上 信治君	自民	理事	井上 義久君	公明
	阿久津 幸彦君	民主		加藤 公一君	民主
	城島 光力君	民主		末松 義規君	民主
	鈴木 克昌君	民主		仙谷 由人君	民主
	樽床 伸二君	民主		手塚 仁雄君	民主
	長島 昭久君	民主		平野 博文君	民主
	本多 平直君	民主		前原 誠司君	民主
	三井 辨雄君	民主		石原 伸晃君	自民
	大島 理森君	自民		塩谷 立君	自民
	谷垣 禎一君	自民		茂木 敏充君	自民
	志位 和夫君	共産		与謝野 馨君	無
					欠員 1

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会日	討 議 者
1 普天間飛行場移設問題		
① 防衛省沖縄防衛局長の普天間飛行場移設に向けた環境影響評価書の提出をめぐる不適切な発言(平成23年11月28日)や一川防衛大臣の一連の公務に対する責任感の欠如への対応	平成 23. 11. 30	谷垣 禎一君(自民) 野田佳彦内閣総理大臣
② 沖縄県民の信頼を失っている現状で、年内に環境影響評価書を提出する意志の有無		
③ 野田内閣総理大臣が一刻も早く訪沖し、「正心誠意」謝罪する必要性		
④ 同問題での民主党の方針の迷走及び防衛省沖縄防衛局長の普天間飛行場移設に向けた環境影響評価書の提出をめぐる不適切な発言(平成23年11月28日)について、野田内閣総理大臣自身が訪沖し、県民に釈明陳謝する必要性	11. 30	山口那津男君(公明) 野田佳彦内閣総理大臣

討 議 内 容	開会日	討 議 者
2 TPP協定交渉への参加問題		
① 情報公開の必要性、特に国会の場で協議し国民に物事を明らかにするため、経済連携に関する特別委員会を設ける必要性	11.30	谷垣 禎一君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣
② 野田内閣総理大臣の考える日本として確保及び守るべき国益や制度の具体的内容		
③ TPP問題についての自民党の現在の立ち位置		
3 社会保障・税一体改革成案（平成23年6月30日）		
① 消費税増税に関し、年内に、税率、引上げ時期を含んだ法律案をまとめて閣議決定する意志の有無	11.30	谷垣 禎一君（自民） 野田佳彦内閣総理大臣
② 成案作成時に年金一元化や最低保障年金について行った検討の内容		
③ 財源確保のために、給与削減を国家公務員のみならず地方公務員にも波及させる必要性		
④ 消費税増税についての政府の素案が提示された場合に、自民党として与野党協議に応じる意志の有無		
⑤ 社会保障・税一体改革の全体像を明らかにし、本年度内に、抜本的な年金制度改革に関する法律案を提出する必要性	11.30	山口那津男君（公明） 野田佳彦内閣総理大臣
4 東日本大震災（平成23年3月11日）への対応		
福島県をはじめとする被災地の復興の推進とそのため の予算の速やかな執行に向けた野田内閣総理大臣の 決意	11.30	山口那津男君（公明） 野田佳彦内閣総理大臣

14 予算委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	中井	洽君	民主				
理事	泉	健太君	民主	理事	城井	崇君	民主
理事	武正	公一君	民主	理事	手塚	仁雄君	民主
理事	中川	正春君	民主	理事	若泉	征三君	民主
理事	塩崎	恭久君	自民	理事	武部	勤君	自民
理事	富田	茂之君	公明		石毛	鏡子君	民主
	稲見	哲男君	民主		打越	あかし君	民主
	生方	幸夫君	民主		小川	淳也君	民主
	大串	博志君	民主		金森	正君	民主
	川村	秀三郎君	民主		吉良	州司君	民主
	郡	和子君	民主		佐々木	隆博君	民主
	城島	光力君	民主		高井	美穂君	民主
	高邑	勉君	民主		竹田	光明君	民主
	津村	啓介君	民主		中根	康浩君	民主
	仲野	博子君	民主		畑	浩治君	民主
	本多	平直君	民主		三谷	光男君	民主
	宮島	大典君	民主		村越	祐民君	民主
	森本	哲生君	民主		渡部	恒三君	民主
	小里	泰弘君	自民		金子	一義君	自民
	金田	勝年君	自民		小泉	進次郎君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		齋藤	健君	自民
	菅原	一秀君	自民		野田	毅君	自民
	馳	浩君	自民		山本	幸三君	自民
	遠山	清彦君	公明		笠井	亮君	共産
	阿部	知子君	社民		山内	康一君	みんな
	下地	幹郎君	国民				

(2) 予算審議の概況

- ① 平成23年度一般会計予算
平成23年度特別会計予算
平成23年度政府関係機関予算

○ 予算の概要

我が国経済はリーマンショック後の経済危機を克服したものの、足元については、失業率が若年層を中心に依然として高水準で推移するなど厳しい状況にある。加えて、デフレ

が続いており、円高、世界経済の動向等、景気の下押しリスクについても注視していく必要がある。また、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進んでいる上、我が国財政は厳しさを増しており、国債発行に過度に依存した財

政運営はもはや困難な状況にある。

このような中で、平成23年度予算は、「中期財政フレーム」に基づき財政規律を堅持するとともに、成長と雇用や国民の生活を重視し、「新成長戦略」及びマニフェスト工程表の主要事項を着実に実施する「元気な日本復活予算」として編成され、平成23年1月24日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、92兆4,116億円で、平成22年度当初予算額に対して1,124億円(0.1%)の増加となっている。

歳出については、国債費を除いた、基礎的財政収支対象経費の規模は70兆8,625億円であり、平成22年度当初予算額に対して694億円(▲0.1%)の減少となっている。

ア 社会保障関係費については、高齢化等に伴って年金・医療等の経費を引き続き増額するとともに、3歳未満の子どもについて子ども手当の支給額を引き上げ、雇用のセーフティネットを広げるため求職者支援制度を創設し、また、成長や雇用の観点も踏まえて、ライフ・イノベーションプロジェクト、新卒者の就職支援などの施策を充実することとし、平成22年度当初予算額に対して5.3%増の28兆7,079億円を計上している。

イ 文教及び科学振興費については、高校の授業料実質無償化の着実な実施や小学校1年生の35人以下学級の実現、大学における教育研究基盤の強化を図るなど教育環境の整備を進めるとともに、基礎研究の充実に資する基金の創設やグリーン・イノベーション及びライフ・イノベーション分野をはじめとする最先端の研究開発等への重点配分を行うこととし、平成22年度当初予算額に対して1.4%減の5兆5,100億円を計上している。

ウ 防衛関係費については、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定を踏まえ、即応性、機動性等を重視した動的防衛力の整備を図るとともに、コスト縮減への取組など経費の合理化・効率化を行うこととし、平成22年度当初予算額に対して

0.3%減の4兆7,752億円を計上している。

エ 公共事業関係費については、大規模公共事業の抜本的な見直しを引き続き進めるとともに、更なる選択と集中やコスト縮減の徹底を通じて合理化・効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に重点的に予算を配分することとし、平成22年度当初予算額に対して13.8%減の4兆9,743億円を計上している。

オ 経済協力費については、事業の見直しを行い、メリハリを強化しつつ、国際的な評価の対象となるODA全体の事業量の確保を図ることとし、平成22年度当初予算額に対して9.0%減の5,298億円を計上している。

カ 中小企業対策費については、中小企業の活性化を図るため、中小企業の海外展開支援、研究開発支援、資金調達の円滑化に関する施策等に重点化を行うほか、最低賃金引上げに向けた中小企業支援にも取り組むこととし、平成22年度当初予算額に対して3.0%増の1,969億円を計上している。

キ エネルギー対策費については、地球温暖化対策の中心的な役割を果たす省エネルギー促進事業などの施策に重点的に取り組むこととし、平成22年度当初予算額に対して1.7%増の8,559億円を計上している。

ク 国債費については、一般会計の負担に属する公債及び借入金の償還、公債及び借入金の利子等の支払に必要な経費と、これらの事務取扱いに必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、平成22年度当初予算額に対して4.4%増の21兆5,491億円を計上している。

ケ 地方財政については、地方歳出について国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の財源不足の状況を踏まえた加算を1兆500億円行うこととしている。一般会計の地方交付税交付金等として、平成22年度当初予算額に対して4.0%減の16兆7,845億円を計上している。

なお、地方自治体に交付される地方交付税交付金の総額は4年連続で増加し、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、引き

続き地方に最大限配慮している。

歳入については、租税及印紙収入は、法人課税、個人所得課税等の税制改正を行うこととしている結果、平成22年度当初予算額に対して、9.4%増の40兆9,270億円になると見込まれている。その他収入については、平成22年度当初予算額に対して32.2%減の7兆1,866億円が見込まれている。

公債発行額については、平成22年度当初予算額に対して0.0%減の44兆2,980億円を予定しており、公債依存度は47.9%となる。

特別会計及び政府関係機関予算については、特別会計の歳出総額は384兆8,851億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は182兆2,131億円となっている。特別会計の数は17であり、政府関係機関の数は3である。

財政投融资計画については、行政刷新会議における事業仕分けの評価結果及び「新成長戦略」等を踏まえ、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な資金需要に的確に対応することとし、特に、「新成長戦略」の牽引役としての役割が期待される産業投資については、長期リスクマネーの供給源として積極的に活用することとしている。その規模は、平成22年度計画に対して18.8%減の14兆9,059億円となっている。

○ 審議経過

平成23年1月24日、衆・参両院の本会議において菅内閣総理大臣の施政方針演説、野田財務大臣の財政演説等政府4演説が行われ、これらに対する各党の代表質問は、1月26日、27日及び28日の3日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、1月28日、野田財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

1月31日から2月3日までの4日間、基本的質疑が行われた。

1月31日には、災害・鳥インフルエンザ対策、予算関連法案の取扱い、エジプトにおける大規模デモ、国家公務員の総人件費削減への取組、TPP、郵政事業、沖縄米軍基地移設問題等について質疑が行われた。

2月1日には、政治資金問題、我が国の経済情勢、子ども手当、社会保障と税の一体改革、民主党マニフェストの見直し、TPP、財政再建、税制改革、新成長戦略、民主党マニフェスト実施のための財源等について質疑が行われた。

同月2日には、社会保障と税の一体改革、年金改革、高額療養費制度の患者自己負担、公共事業費削減の影響、日本航空の再生計画、TPP、少子化対策、国家公務員の総人件費削減、行政事業レビュー、財政運営等について質疑が行われた。

同月3日には、地域自主戦略交付金、温暖化対策、民主党マニフェスト実施のための財源、社会保障と税の一体改革、TPP、就学支援、子ども手当、諫早湾干拓事業、尖閣諸島、普天間飛行場移設、ODA、国家公務員制度改革、雇用対策、新成長戦略等について質疑が行われた。

2月4日及び7日には、一般的質疑が行われた。

同月4日には、八ッ場ダム事業、民主党マニフェスト実施のための財源、子ども手当、予算の経済効果、TPP、農業者戸別所得補償制度、新卒者就職支援、公立小中学校における35人以下学級の実施、普天間基地移設問題、公務員天下り問題等について質疑が行われた。

同月7日には、民主党マニフェストの見直し、新防衛大綱、在日米軍駐留経費負担特別協定、子ども手当、経済政策、所得税、職業訓練、地上デジタル放送移行等について質疑が行われた。

2月8日には、菅内閣総理大臣も出席して社会保障など民主党マニフェストの財源問題等について集中審議が行われ、子ども手当、法人税、民主党マニフェスト実施のための財源、社会保障と税の一体改革、民主党マニフェストの進捗状況、子ども・子育て新システム、国民健康保険、年金制度改革等について質疑が行われた。

2月9日及び10日には、一般的質疑が行われた。

同月9日には、農業政策、卒業クライシス

問題、朝鮮学校授業料無償化問題、財政健全化、子ども手当等について質疑が行われた。

同月10日には、日米同盟、政治資金問題、北方領土問題、新防衛大綱、子ども手当、T P P、事業仕分け、雇用対策、社会保障と税の一体改革等について質疑が行われた。

2月14日には、国民各層から意見を聴取するため、北海道及び福井県においていわゆる地方公聴会（委員派遣）が開会された。

2月15日には、一般的質疑が行われ、災害・鳥インフルエンザ対策、予算関連法案の取扱い、子ども手当等について質疑が行われた。

2月16日には、菅内閣総理大臣も出席して外交・安保等について集中審議が行われ、我が国の情報収集能力及び分析能力、次期主力戦闘機の選定、T P P、普天間基地移設問題、日米関係、日中関係、日露関係、在沖縄米軍基地問題等について質疑が行われた。

2月17日には、一般的質疑が行われ、公共事業の削減、地域自主戦略交付金、国の出先機関改革、子ども手当、新しい福祉ビジョン、石炭政策、豪雪被害対策、日本航空の再建、T P P、公益法人制度改革等について質疑が行われた。

2月18日には、地方自治全般、特に子ども手当、一括交付金及びT P Pについて、参考人質疑が行われた。

2月21日には、菅内閣総理大臣も出席して政治とカネについて集中審議が行われ、企業・団体献金の禁止、一票の格差、国会の一元制化、北朝鮮問題、J R総連及びJ R東日本労組関係、政党交付金問題、菅内閣総理大臣の政治姿勢、検察審査会、公務員の人件費削減等について質疑が行われた。

2月22日には、公聴会が開会された。

2月23日には、菅内閣総理大臣も出席して菅内閣の政治姿勢について集中審議が行われ、中小企業に対する支援、一者応札の改善策、日本航空の再建、平成23年度公債発行特例法案の取扱い、高速道路無料化、T P P、子ども手当、消費税、ダム事業等について質疑が行われた。

2月24日には、一般的質疑が行われ、温暖化対策、尖閣諸島、八ッ場ダム事業、第3号

被保険者不整合記録問題、イレッサ訴訟、平成23年度公債発行特例法案の取扱い、新成長戦略、新卒者の就職支援策、国の出先機関改革、リビア情勢等について質疑が行われた。

2月25日には、分科会が開会された。

2月28日には、まず、菅内閣総理大臣も出席して菅内閣の基本姿勢について集中審議が行われ、菅内閣総理大臣の政治姿勢、第3号被保険者不整合記録問題、地域自主戦略交付金、子ども手当、民主党マニフェストの検証、T P P、社会保障制度等について質疑が行われた。

その後、一般的質疑が行われ、第3号被保険者不整合記録問題について質疑が行われた。

その後、締めくくり質疑が行われ、子ども手当、郵政改革法案、第3号被保険者不整合記録問題、T P P、取調べの可視化、在日米軍駐留関連経費、少額随意契約等について質疑があり、平成23年度予算3案の質疑は終局した。

平成23年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第1に、**財政政策**について、財政健全化への道筋についての質疑に対し、菅内閣総理大臣から「昨年来申し上げていたように、財政規模で基礎的財政収支の対象になっている部分については約71兆円以下に抑制する、そして新規の国債発行は約44兆円以下に抑制するという、この財政規律はきちっと守った上で来年度の予算案を提示いたしたところであり、財政健全化の道筋については、この来年度の予算とその前に決めている財政運営戦略によって道筋を示し、その道筋に沿って進めているということは御理解いただけるもの、このように考えている」旨の答弁があった。

第2に、**経済対策**について、デフレ対策についての質疑に対し、菅内閣総理大臣から「1980年代までの、公共事業中心のそういう需要拡大が必ずしも日本の成長につながらなかった。そして、小泉、竹中さんの時代の、デフレ下においてデフレを促進するような、つまりはリストラを積極的にやるような政策こそが日本の経済をよくするといって、一層

格差の拡大とかそういう面で悪くした。こういう第一の道と第二の道の間違いを正して、雇用を中心に経済を立て直そうという第三の道を提唱した。そして、特に、潜在的な需要がある介護とか医療とかあるいは子育てとか、そういう分野にある程度の財政的な支援もすることによって新たな雇用を生み出す。新たな雇用が生み出されると、賃金に対する引上げ圧力になり、新たな収入を得た人は税金も払い、そして新しい消費も行うから、そういう形でデフレ脱却をしていく。つまりは、雇用と成長、これの好循環を実現するために、この間、ステップワン、ステップツー、そして現在審議をいただいている来年度予算をステップスリーとして一連の政策を打ってきて、私は、じわじわではあるけれども、その効果があらわれつつある、このように見ている」旨の答弁があった。

第3に、**普天間基地移設問題**について、辺野古周辺への移設についての質疑に対し、菅内閣総理大臣から「あの辺野古への普天間の移転というのは、あわせて、約4割の海兵隊をグアムに移す、あるいは嘉手納以南のかなりの基地を、米軍の施設を返還する等がいわば合わさっており、トータルとしては、沖縄の負担を少なくとも今の状態よりは軽減する効果はあるのではないかと。特に普天間は、もうよくよく御承知のとおり、人口密集地域にある基地であり、その危険性を除去するということがいけば、少なくとも比較という意味でいけば、辺野古は人口密集地域ではないので、そういう危険性が軽減することにもつながる。そういう意味で、その場でも申し上げたが、沖縄の皆さんの思いどおりであるとは思わないが、私は、沖縄の皆さんに、普天間基地の危険の除去と基地負担の軽減という中でいけば、少なくとも今の状態よりは、それは一足飛びにもっといい案が抽象的にはあるかもしれないが、いろいろな現実を考えると、今の状態よりはかなり改善することを含めて、ぜひ御理解をいただきたいと、その努力を続けている」旨の答弁があった。

第4に、**社会保障と税の一体改革**について、消費税増税を念頭に置いているのではないかと

との質疑に対し、菅内閣総理大臣から「まず、社会保障制度の在り方の根本的な在り方について一定の方向を出し、その上で、社会保障をそういう形で安定的なものにする上での財源についても税等を含めて一体的な改革の方向性を出していく、それに是非野党の皆さんにも共同の場で御議論いただきたい、こういうことを申し上げているわけで、今、消費税をすぐどうするかということではなくて、正にこの議論は大変手順、段取りが重要であり、今申し上げているのは、まずは社会保障制度についての改革の方向性を出し、そして、それをサステナブルな、維持可能な形でやっていくための財源についてもあわせて議論をしていく、こういうことを申し上げている」旨の答弁があった。

第5に、**地域自主戦略交付金**について、その合理的な配分基準についての質疑に対し、片山総務大臣から「国と地方団体との関係、特に財政の関係でいいますと、できるだけ自治体に自主的な財政運営を可能とするような、そういう仕組みが望ましいと私は基本的に思っている。そのことを念頭に置くと、国から自治体に交付されるこの種のお金というのは、自治体から見て予見性が高い、要するに、個別に恣意的に配られるというのではなくて、自治体自らも予見できる、そういう制度が望ましいと思う。そこで、このような一括交付金のような、ある種の客観化された指標によってということになるわけで、その際に、できるだけシンプルであった方がいいということ、これは一つあるだろうと思う。ただ、これまでの経緯を考えると、一挙に人口とか面積ということにはなかなか難しいという面があるし、もう一つは、ここが一番難しいが、47の都道府県の中で利害というか、決して一様ではないわけである。都市的な要素を重視するか、それとも地方的な要素を重視するか、財政力をどう勘案するか、この辺が非常に悩ましいところで、御指摘のように難しいことはもうよくわかっている。これを今どういうふう調整するかということに苦吟しているわけである。いずれにしても、何らかの客観指標を設けなければいけないということで、

鋭意、今検討作業を進めていて、その途中経過なども随時国会の方に御報告を申し上げるということにしているわけである。いずれにしても、最後は割り切らないといけない部分が出てくると思う。それは割り切りも問題がないわけではないが、今のように個別の事業ごとに箇所付けをしていくというやり方よりは、やはりある程度割り切っても何らかの客観指標がいいだろうというのが私の基本的な考え方である」旨の答弁があった。

第6に、TPPについて、TPP交渉に参加する場合の判断の在り方についての質疑に対し、菅内閣総理大臣から「現在、いろいろな情報を集めるという中での関係国との協議である。今、オーストラリアとの間での二国間、これはFTAであるが、その議論もしていただいているわけであり、ある意味ではそういう、TPPに参加する、あるいは参加している国との二国間の交渉も並行的に行っているわけで、そういう中でいろいろなことがある程度可能性として見えてくる。私たちは、今指摘をされた日本の食の安全、安定供給、食料自給率の向上、国内の農業、農村振興を損なわないようにというその考え方は、一方でしっかりと実現を図りながら情報収集を行っていく、こういう状況にあることを御理解いただきたいと思う」旨の答弁があった。

2月28日の質疑終局後、自民、共産、みんなからそれぞれ提出された「平成23年度一般会計予算、平成23年度特別会計予算及び平成23年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、各動議は否決され、平成23年度予算3案はいずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

3月1日の本会議において、自民から提出

された「平成23年度一般会計予算、平成23年度特別会計予算及び平成23年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、平成23年度予算3案は記名投票による採決の結果、賛成295、反対158で可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、3月4日に野田財務大臣から平成23年度予算3案の趣旨説明を聴取し、同日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、公聴会、委嘱審査、締めくり質疑を行い、同月29日に質疑を終局した。その後、討論、採決の結果、平成23年度予算3案は、賛成少数で否決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成109、反対132で否決された。

3月29日、平成23年度予算3案が参議院で否決されたため、衆議院は、参議院から否決の通知及び平成23年度予算3案の返付を受けた後直ちに、両院協議会を開くことを求めた。両院協議会においては、衆議院側が議長を務め、各議院から議決の趣旨について説明を聴取した後、東日本大震災への対応、消費税の在り方、経済・雇用対策としての当該予算3案の有効性、予算関連法案の取扱い等について種々協議が重ねられたが、意見の一致は得られず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(予算通過後の主な動き)

4月26日、菅内閣総理大臣も出席して東日本大震災関連について集中審議が行われ、瓦れき処理、仮設住宅の建設、二重債務問題、原発事故の収束に向けた工程表、原発事故に係る損害賠償、復興財源等について、質疑が行われた。

- ② 平成23年度一般会計補正予算（第1号）
 平成23年度特別会計補正予算（特第1号）
 平成23年度政府関係機関補正予算（機第1号）

○ 補正予算の概要

本補正予算は、東日本大震災に関し、当面緊急に必要な経費の追加等を行うため、歳出面において、東日本大震災関係経費及びその他の経費として合計4兆157億円を計上するとともに、既定経費の減額として、基礎年金国庫負担の年金特別会計への繰入れの減額など、合計3兆7,107億円の修正減少を行う一方、歳入面においては、その他収入3,051億円の増収を見込むこと等を内容とするもので、平成23年4月28日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成23年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも、3,051億円増加して、92兆7,167億円となっている。

特別会計予算においては、エネルギー対策特別会計、労働保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計など13特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行っている。

また、財政投融资計画においては、被災事業者の経営安定や災害復旧等のための資金需要に対応するため、本補正予算において4兆3,220億円を追加している。

○ 審議経過

衆議院予算委員会においては、4月28日、野田財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

4月29日には、基本的質疑が行われ、東京電力福島第一原子力発電所事故への政府の対応、農地の津波被害、復旧・復興のための財源確保、瓦れき処理、仮設住宅建設・入居、復興のための行政組織の創設、被災中小企業対策、漁業の復旧・復興対策、液状化災害対策、原発事故補償、震災孤児支援等について質疑が行われた。

4月30日には締めくくり質疑が行われ、政

府の震災対応、復興構想会議、学校耐震化、液状化災害対策、被災者生活再建支援金、学校の校庭利用制限に関する児童生徒の年間被曝許容量基準値、緊急事対策支援システム等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、みんなから提出された「平成23年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、本補正予算は全会一致で可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議において、討論、採決の結果、本補正予算は全会一致で可決され参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、5月1日、野田財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日及び2日に質疑を行い、質疑を終局した後、討論、採決の結果、全会一致で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、全会一致で可決され、本補正予算は成立した。

（予算通過後の主な動き）

5月16日、菅内閣総理大臣も出席して東日本大震災対策並びに原発問題等について集中審議が行われ、原発事故に係る損害賠償、二重債務問題、原発事故への初動対応、エネルギー基本計画の見直し、農作物等の風評被害、浜岡原子力発電所の運転停止、被災地での職員体制、避難所の実態調査、住民の内部被曝の調査等について、質疑が行われた。

7月6日、菅内閣総理大臣も出席して延長国会における諸課題について集中審議が行われ、震災復興、電気予報の信頼性、内閣改造、政治資金問題、原子力損害賠償スキーム、玄海原子力発電所再稼働、菅内閣の政治姿勢、IAEAへの政府報告書、瓦れき処理、発送電分離等について、質疑が行われた。

③ 平成23年度一般会計補正予算（第2号）
平成23年度特別会計補正予算（特第2号）

○ 補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期するため、必要となる合計1兆9,988億円の経費の追加を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入れ1兆9,988億円を計上すること等を内容とするもので、平成23年7月15日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成23年度一般会計予算の総額は、第1次補正後予算に対し、歳入歳出とも、1兆9,988億円増加して、94兆7,155億円となっている。

特別会計予算においては、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計など4特別会計について、所要の補正を行っている。

○ 審議経過

衆議院予算委員会においては、7月15日、野田財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

7月19日及び20日には、基本的質疑が行われた。

同月19日には、二重債務問題、円高対策、エネルギー政策、郵政改革関連法案、被災地の復旧対応、復興基金、政治資金問題、原発事故対応、マニフェストの見直し、瓦れき処理等について質疑が行われた。

同月20日には、漁業の復旧・復興対策、原発事故対応、菅内閣の政治姿勢等について質

疑が行われた。

その後、締めくくり質疑が行われ、瓦れきの処理、脱原発、菅内閣の政治姿勢、行方不明者の捜索、九州電力メール投稿要請問題、再生可能エネルギー政策等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、みんなから提出された「平成23年度補正予算（第2号及び特第2号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、本補正予算は賛成多数で可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議において、討論の後、採決の結果、本補正予算は賛成多数で可決され参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、7月21日、野田財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から質疑入りし、同月25日に質疑を終局した後、討論、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成227、反対6で可決され、本補正予算は成立した。

（予算通過後の主な動き）

8月8日、菅内閣総理大臣も出席して外交・安保等について集中審議が行われ、日米同盟、普天間基地移設問題、菅内閣総理大臣の進退、北朝鮮外交、政治資金問題、普天間基地へのオスプレイ配備、ODA予算、日中関係、放射性廃棄物の処理方針、円高対策等について、質疑が行われた。

《議案審査一覧》

予 算

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		備 考	
		大 臣 発 言	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果				議決日 結果
平成23年度一般会計予算 平成23年度特別会計予算 平成23年度政府関係機関予算	23. 1. 24		1. 24	1. 31 ＼ 2. 4 2. 7 ＼ 2. 10 2. 14(機) 2. 15 ＼ 2. 18 2. 21 2. 22(機) 2. 23 2. 24 2. 25(機) 2. 28	2. 28 可決(多) (賛-民主・国民) (反-自民・公明・ 共産・社民・ みんな)	3. 1 可決	予算 3. 29 否決	3. 29 否決 (注)	
平成23年度一般会計補正予算 (第1号) 平成23年度特別会計補正予算 (特第1号) 平成23年度政府関係機関補正 予算 (機第1号)	4. 28		4. 28	4. 29 4. 30	4. 30 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民)	4. 30 可決	予算 5. 2 可決	5. 2 可決	
平成23年度一般会計補正予算 (第2号) 平成23年度特別会計補正予算 (特第2号)	7. 15		7. 15	7. 19 7. 20	7. 20 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな・国民) (反-共産)	7. 20 可決	予算 7. 25 可決	7. 25 可決	

(注) 3月29日、両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(3) 分科会・公聴会

① 分科会

分科会	所 管	設置日	構 成	開会日
第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項	平成 23. 2. 23	分科員 7人	2. 25
第2分科会	総務省所管	2. 23	分科員 6人	2. 25
第3分科会	法務省、外務省及び財務省所管	2. 23	分科員 7人	2. 25
第4分科会	文部科学省所管	2. 23	分科員 6人	2. 25

分科会	所 管	設置日	構 成	開会日
第5分科会	厚生労働省所管	2.23	分科員6人	2.25
第6分科会	農林水産省及び環境省所管	2.23	分科員6人	2.25
第7分科会	経済産業省所管	2.23	分科員5人	2.25
第8分科会	国土交通省所管	2.23	分科員7人	2.25

② 公聴会

開会承認 要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 23. 2. 16	2. 16	平成23年度一般会計予算 平成23年度特別会計予算 平成23年度政府関係機関予算	平成23年度総予算について	2. 22

(4) 公述人・参考人・意見陳述者

① 公述人

出頭日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成 23. 2. 22	早稲田大学法学学術院教授	犬飼 重仁君	平成23年度総予算について
	岡本アソシエイツ代表	岡本 行夫君	
	株式会社野村総合研究所主任エコノミスト	佐々木雅也君	
	上智大学名誉教授	堀 勝洋君	
	日本労働組合総連合会副事務局長	逢見 直人君	
	全国農業協同組合中央会専務理事	富士 重夫君	
	慶應義塾大学経済学部教授	駒村 康平君	
	全国労働組合総連合事務局長	小田川義和君	

② 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 2. 18	大阪府池田市市長 全国市長会社会文教委員長	倉田 薫君	平成23年度一般会計予算 平成23年度特別会計予算 平成23年度政府関係機関予算
	神奈川県開成町長	露木 順一君	
	慶應義塾大学経済学部准教授	井手 英策君	
	千葉県市長会会長 千葉県野田市市長	根本 崇君	
	社団法人日本経済団体連合会専務理事	久保田政一君	
	早稲田大学政治経済学術院教授	堀口 健治君	
	日本生活協同組合連合会会長	山下 俊史君	
	横浜国立大学大学院教授	萩原伸次郎君	

委員会等の概況

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
4. 26	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	予算の実施状況に関する件（東日本大震災関連）
	東京電力株式会社取締役社長	清水 正孝君	
4. 29	東京電力株式会社取締役社長	清水 正孝君	平成23年度一般会計補正予算（第1号） 平成23年度特別会計補正予算（特第1号） 平成23年度政府関係機関補正予算（機第1号）
4. 30	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	予算の実施状況に関する件（東日本大震災対策並びに原発問題等）
5. 16	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
	東京電力株式会社取締役社長	清水 正孝君	
7. 6	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	予算の実施状況に関する件（延長国会における諸課題）
	中部電力株式会社代表取締役社長社長執行役員	水野 明久君	
7. 19	日本銀行副総裁	山口 廣秀君	平成23年度一般会計補正予算（第2号） 平成23年度特別会計補正予算（特第2号）
	東京電力株式会社取締役社長	西澤 俊夫君	
7. 20	九州電力株式会社代表取締役社長	眞部 利應君	

(第2分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 2. 25	日本放送協会専務理事	日向 英実君	平成23年度一般会計予算 平成23年度特別会計予算 平成23年度政府関係機関予算 (総務省所管)

③ 意見陳述者

期日	場所	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成 23. 2. 14	北海道	札幌市長	上田 文雄君	平成23年度一般会計予算、平成23年度特別会計予算及び平成23年度政府関係機関予算について
		北海道知事	高橋はるみ君	
		北海道奈井江町長	北 良治君	
		北海道農業協同組合中央会会長	飛田 稔章君	
	福井県	福井県越前市長	奈良 俊幸君	
		福井県池田町長	杉本 博文君	
		北陸郵政退職者共助会副会長	山本 照彦君	
		福井県歯科医師会長	齊藤 愛夫君	

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 23. 2. 14	第1班 北海道 第2班 福井県	平成23年度一般会計予算、平成23年度特別会計予算及び平成23年度政府関係機関予算の審査	第1班 15人 第2班 15人
5. 18	第1班 福島県 第2班 岩手県 第3班 宮城県	予算の実施状況調査（東日本大震災による被害状況及び復興支援等調査）	第1班 11人 第2班 9人 第3班 8人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	中井	洽君	民主				
理事	岡田	克也君	民主	理事	笹木	竜三君	民主
理事	武正	公一君	民主	理事	西村	智奈美君	民主
理事	若井	康彦君	民主	理事	若泉	征三君	民主
理事	塩崎	恭久君	自民	理事	武部	勤君	自民
理事	富田	茂之君	公明		石関	貴史君	民主
	今井	雅人君	民主		打越	あかし君	民主
	江端	貴子君	民主		大西	健介君	民主
	逢坂	誠二君	民主		金森	正君	民主
	川内	博史君	民主		岸本	周平君	民主
	小山	展弘君	民主		近藤	和也君	民主
	佐々木	隆博君	民主		中野	寛成君	民主
	仁木	博文君	民主		橋本	博明君	民主
	花咲	宏基君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	村越	祐民君	民主		室井	秀子君	民主
	山岡	達丸君	民主		山崎	誠君	民主
	山田	良司君	民主		横山	北斗君	民主
	和田	隆志君	民主		渡部	恒三君	民主
	小里	泰弘君	自民		金子	一義君	自民
	金田	勝年君	自民		小泉	進次郎君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		齋藤	健君	自民
	菅原	一秀君	自民		野田	毅君	自民
	馳	浩君	自民		山本	幸三君	自民
	遠山	清彦君	公明		笠井	亮君	共産
	阿部	知子君	社民		山内	康一君	みんな
	下地	幹郎君	国民				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 野田内閣の基本的政治姿勢
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興への取組
- ・ 普天間基地移設問題の見通し
- ・ 復興財源の確保についての財務大臣の所見
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の損害賠償手続の問題点

- ・ P K O活動における自衛隊の武器使用基準についての内閣総理大臣の所見
- ・ 政治資金問題についての内閣総理大臣の所見
- ・ 放射性物質に汚染された地域の除染への取組

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 9. 26	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	予算の実施状況に関する件
	東京電力株式会社取締役副社長	山崎 雅男君	
	東京電力株式会社取締役社長	西澤 俊夫君	
9. 27	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
	東京電力株式会社取締役社長	西澤 俊夫君	

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院ユーロ圏経済・財政状況等調査議員団	(閉会中) 平成23. 10. 1 ～ 10. 7	ギリシャ、フランス	ユーロ圏諸国における経済・財政状況及びギリシャ等の財政危機への対応に関する調査	7人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	中井	洽君	民主				
理事	岡田	克也君	民主	理事	笹木	竜三君	民主
理事	武正	公一君	民主	理事	西村	智奈美君	民主
理事	若井	康彦君	民主	理事	若泉	征三君	民主
理事	石破	茂君	自民	理事	小池	百合子君	自民
理事	高木	陽介君	公明		石関	貴史君	民主
	今井	雅人君	民主		打越	あかし君	民主
	江端	貴子君	民主		大西	健介君	民主
	逢坂	誠二君	民主		金森	正君	民主
	川内	博史君	民主		岸本	周平君	民主
	小山	展弘君	民主		近藤	和也君	民主
	佐々木	隆博君	民主		中野	寛成君	民主
	仁木	博文君	民主		橋本	博明君	民主
	花咲	宏基君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	村越	祐民君	民主		室井	秀子君	民主
	山岡	達丸君	民主		山崎	誠君	民主
	山田	良司君	民主		横山	北斗君	民主
	和田	隆志君	民主		渡部	恒三君	民主
	赤澤	亮正君	自民		伊東	良孝君	自民
	小里	泰弘君	自民		金子	一義君	自民
	金田	勝年君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	橘	慶一郎君	自民		野田	毅君	自民
	馳	浩君	自民		山本	幸三君	自民
	東	順治君	公明		笠井	亮君	共産
	阿部	知子君	社民		山内	康一君	みんな
	下地	幹郎君	国民				

(2) 予算審議の概況

平成23年度一般会計補正予算（第3号）

平成23年度特別会計補正予算（特第3号）

平成23年度政府関係機関補正予算（機第2号）

○ 補正予算の概要

本補正予算は、東日本大震災からの本格的な復興等に資するため、歳出面において、東日本大震災関係経費、その他の経費（平成23年台風第12号等に係る災害対策費など）及びB型肝炎関係経費として、合計12兆1,025億円を計上するとともに、既定経費の減額等とし

て、子ども手当の減額、東日本大震災復旧・復興予備費の減額など、合計4,193億円の修正減少を行う一方、歳入面においては、その他収入の増収等を見込むとともに、11兆5,500億円の復興債の発行を行うことを内容とするもので、平成23年10月28日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成23年度一般会計予算の総額は、第2次補正後予算に対し、歳入歳出とも11兆6,832億円増加して、106兆3,987億円となっている。

特別会計予算においては、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計など13特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、株式会社日本政策金融公庫について所要の補正を行っている。

また、財政投融资計画においては、東日本大震災からの復興及び円高による影響への対応に必要となる資金需要に対応するため、本補正予算において1兆3,421億円を追加している。

○ 審議経過

衆議院予算委員会においては、11月2日、安住財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

11月7日、8日及び9日には、基本的質疑が行われた。

同月7日には、被災地における社会インフラの復旧・復興、地震・津波観測の在り方、提言型政策仕分けの内容と効果、普天間飛行場移設問題等について質疑が行われた。

同月8日には、TPP、原発事故対応、社会保障・税一体改革成案、復興債、除染によって発生する土壌・廃棄物の処分、消費増税、野田内閣の政治姿勢、国家公務員給与臨時特例法案等について質疑が行われた。

同月9日には、復興財源、円高・中小企業対策、TPP、食の安全等について質疑が行われた。

また同9日には、一般的質疑も行われ、消費者担当大臣の政治姿勢、医療分野における諸課題、被災自治体の体制強化、普天間飛行場移設問題、津波被害を受けたF2戦闘機の修理費用等について質疑が行われた。

11月10日には締めくくり質疑が行われ、復

興債、野田内閣の政治姿勢、選挙制度改革、普天間飛行場移設問題、TPP、被用者年金制度の一元化等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、みんなから提出された「平成23年度一般会計補正予算（第3号）、平成23年度特別会計補正予算（特第3号）及び平成23年度政府関係機関補正予算（機第2号）につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、本補正予算3案は賛成多数で可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議において、討論の後、採決の結果、本補正予算3案は賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、11月2日、安住財務大臣から趣旨説明を聴取し、同月15日、16日、17日及び21日の4日間質疑を行った。同月21日、質疑を終局した後、討論、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成225、反対6で可決され、本補正予算は成立した。

（予算通過後の主な動き）

11月11日、野田内閣総理大臣も出席して経済連携等について集中審議が行われ、経済連携の必要性、TPPと農林水産業、TPPと震災復興、TPPとFTAAP構想、TPPに関する国民への説明責任、TPPに関する国と地方の協議、TPPと医療等について、質疑が行われた。

12月5日、野田内閣総理大臣も出席して政治とカネ等について集中審議が行われ、消費者担当大臣とマルチ商法との関係、JR東日本労組に対する認識、沖縄防衛局長発言問題、衆議院所管国有地の自民党本部使用、調達価格等算定委員会委員の選定、電力会社等からの献金及び寄附、政党助成金制度、防衛大臣の進退等について、質疑が行われた。

《議案審査一覧》

予 算

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		備 考
		大 臣 発 言	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
平成23年度一般会計補正予算 (第3号) 平成23年度特別会計補正予算 (特第3号) 平成23年度政府関係機関補正 予算 (機第2号)	23.10.28		10.28			11.7 11.8 11.9 11.10	11.10 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな・国民) (反-共産)	11.10 可決

(3) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

第3次補正予算の執行に関する件 (平成23.11.11)

政府は、第3次補正予算の執行に当っては、被災者、納税者の立場に立ち、公正かつ透明性の確保された入札の徹底など、更なる合理化、効率化に努め、真に被災地の復興に資するものとすべきである。

右決議する。

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23.11.8	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	平成23年度一般会計補正予算 (第3号) 平成23年度特別会計補正予算 (特第3号) 平成23年度政府関係機関補正予算 (機第2号)
	東京電力株式会社常務取締役	小森 明生君	
	東京電力株式会社取締役社長	西澤 俊夫君	

15 決算行政監視委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	新藤	義孝君	自民				
理事	太田	和美君	民主	理事	小林	興起君	民主
理事	辻	恵君	民主	理事	中塚	一宏君	民主
理事	柚木	道義君	民主	理事	木村	太郎君	自民
理事	平	将明君	自民	理事	東	順治君	公明
	稲富	修二君	民主		小原	舞君	民主
	神山	洋介君	民主		小山	展弘君	民主
	斉木	武志君	民主		柴橋	正直君	民主
	城島	光力君	民主		田中	美絵子君	民主
	高橋	英行君	民主		玉木	朝子君	民主
	中川	治君	民主		長島	一由君	民主
	福田	衣里子君	民主		藤田	一枝君	民主
	藤田	大助君	民主		藤田	憲彦君	民主
	三輪	信昭君	民主		森岡	洋一郎君	民主
	森本	和義君	民主		吉田	統彦君	民主
	逢沢	一郎君	自民		伊吹	文明君	自民
	古賀	誠君	自民		坂本	哲志君	自民
	中村	喜四郎君	自民		細田	博之君	自民
	村上	誠一郎君	自民		石井	啓一君	公明
	小泉	龍司君	国守		鳩山	邦夫君	無

欠員1

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等6件（継続審査）及び承諾を求めるの件13件（うち継続審査4件、参議院において継続審査3件）で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 平成20年度一般会計歳入歳出決算
 平成20年度特別会計歳入歳出決算
 平成20年度国税収納金整理資金受払計算書
 平成20年度政府関係機関決算書

○ 概要

平成20年度一般会計決算は、収納済歳入額は89兆2,082億円余、支出済歳出額は84兆6,973億円余であり、収納済歳入額には歳入歳出の決算上の不足額を補てんするための決算調整資金からの組入額7,181億円余が含まれている。

平成20年度特別会計（21会計）決算は、収納済歳入額の合計額は387兆7,395億円余、支出済歳出額の合計額は359兆1,982億円余である。

平成20年度国税収納金整理資金の収納済額は、56兆1,857億円余である。

平成20年度政府関係機関（9機関）決算は、収入済額の合計額は1兆8,248億円余、支出済額の合計額は1兆7,847億円余である。

○ **主な質疑内容** (①から③までの3件について)

- ・ 石垣市長が提出した尖閣諸島上陸の要望書への政府の対応
- ・ 事業仕分けの今後の方針
- ・ 東日本大震災による宅地被害対策
- ・ 原子力発電所におけるストレステスト（耐性試験）の内容
- ・ 社会保障と税の一体改革及び円高是正についての総理の見解
- ・ 郵政民営化の見直しについての総理の見解
- ・ 国会が事業仕分けを行うことにより決算行政監視委員会の機能を発揮する必要性
- ・ 我が国の外交政策
- ・ 選挙制度改革の必要性

○ **審査結果**

議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決

<議決案>

本院は、平成20年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- 1 政府は、財政規律を維持し、財政に対する信認を確保するため、平成33年度以降において国と地方の公債等残高の対国内総生産比を安定的に低下させるよう、歳入・歳出両面にわたる取組を行う必要がある。効果が不透明な施策については費用対効果の観点から見直すとともに、新たな政策の財源は既存予算の削減等によって安定的に確保することを原則とし、国の総予算の全面的な見直しを徹底すべきである。あわせて、国の資産売却、国家公務員の総人件費削減等を強力に進めていくべきである。また、特別会計については、ゼロベースで見直しを行い、事務事業の聖域なき見直し等により、無駄の排除や資金等の有効活用を徹底すべきである。
- 2 GDPギャップの解消はデフレ脱却や円高対策の観点からも重要である。公共事業は即効性ある有効需要を創出するとともに、将来の経済成長の芽となる内需拡大のための基盤づくりに資するものであり、高速道路等のミッシングリンクの解消、アジアの活力を取り込む港湾・空港の整備等を積極的に進めるべきである。また、事業を進めるに当たっては、国民にとって真に必要なものかどうか見直し、優先順位付けを行うとともに、既存の社会資本ストックの急速な老朽化に対応し戦略的な維持管理、更新を進めるべきである。
- 3 独立行政法人改革に当たっては、不要な事業や民間で可能な事業は廃止し、高額な給与・報酬等の見直しなどを行い、更なる無駄の削減をして、抜本的な見直しを進めるべきである。また、公益法人については、非効率な事業を洗い出し、全面的に見直すべきである。

公務員制度改革については、国家公務員制度改革基本法にのっとり、内閣による人事管理機能の強化を図り、幹部人事の一元的管理に関する制度を確実に実施すべきである。また、天下りを根絶するため、定年まで働ける環境づくりを行うべきである。

- 4 年金、医療、介護等については、国民の信頼を得られる持続可能なシステムとするため、給付と負担の関係を明らかにして、明確なビジョンを示すとともに、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供するため、的確な医師の需給見通しを踏まえた医師養成数の増加、処遇の改善による医療・介護従事者の確保を進め、国民各層が納得できる社会保障制度を確立すべきである。特に、医療・介護・健康関連分野については、安全の確保や質の向上を図りつつ利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築すべきである。また、少子化の流れを食い止めるため、保育所等における待機児童の解消策の強化、出産環境の整備充実等の子育て支援に積極的に取り組むべきである。さらに、住宅セーフティーネット対策の強化による高齢者世帯等の居住の安定を図るとともに、障害者の移動の利便性及び安全性の向上を増進するため、公共交通機関のバリアフリーの促進や障害者に対する支援策の一層の充実を図るべきである。
- 5 雇用対策については、経済成長政策を戦略的に実行して、経済成長による雇用の拡大を基礎とすべきである。失業しても速やかに再就職することが可能な社会の構築に全力を尽くすとともに、働きかたの多様性を維持しつつ、正規雇用の維持・拡大、非正規労働者の待遇改善、総合的な就労・生活支援、若年者を中心とした雇用対策の拡充などにより、国民すべてが意欲と能力に応じて働ける社会を実現すべきである。
- 6 学力の向上やいじめ、不登校等各般の課題に的確に対応した質の高い学校教育を実現すべきである。そのために、学校教育に関する公財政支出の確保等に努め、よりきめ細やかな教育指導を実現できるよう、質の高い教員を確保し、現場の教職員に対する適切な支援体制の整備・強化や、不登校児童生徒を支援しているフリースクール・サポート校等との一層の連携の推進に努めるとともに、地方公共団体間の財政力による教育費格差の解消に努めるべきである。また、高等教育の教育費負担を軽減するため、経済的支援に積極的に取り組むべきである。
- 7 地産地消、農商工連携などの推進や、国産木材の利用率の向上、水産業の安定した経営への支援等を通じ、農林漁業の持続性強化や食料安全保障の確立を図るべきである。さらに、口蹄疫問題については、再発防止に万全を期すとともに、影響を受けた方々の生活支援・経営再建対策に取り組むべきである。
- 8 ODAについては、透明性・効率性を確保するとともに、他の援助国や国際機関、NGOとの協調・連携を深めることで、援助対象国のニーズに合った無駄のない援助を行うべきである。
- 9 地方警察官の増員を行う場合には、警察官一人当たりの負担人口や事件、事故の発生状況等都道府県間の各種負担の差異にも配慮して、警察官定員の適正な管理に努めるべきである。また、犯罪被害者団体、被害者支援団体への財政支援を含め、犯罪被害者のための施策を拡充していくべきである。
- 10 東日本大震災への対応に当たっては、前例にとられないあらゆる必要な措置を早急に実施し、速やかな被災者の生活の回復と被災地の復興の実現に全力で取り組むとともに、本震災を契機に、将来にわたり災害に強く、持続可能な地域社会の実現に努めるべきである。また、地震及び津波に伴い発生した原子力発電所事故については、情報公開を徹底し、国内外のあらゆる英知を結集して一刻も早い収束を図るとともに、健康及び環境への被害の拡大回避、地域住民等に対する補償・救済対策に万全を期するべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

② 平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成20年度中の国有財産の総増加額は39兆5,847億円余、総減少額は42兆3,834億円余であり、年度末の国有財産現在額は102兆3,690億円余である。

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 審査結果

是認

③ 平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書

○ 概要

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成20年度末現在、国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆886億円余である。

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 審査結果

是認

④ 平成21年度一般会計歳入歳出決算

平成21年度特別会計歳入歳出決算

平成21年度国税収納金整理資金受払計算書

平成21年度政府関係機関決算書

○ 概要

平成21年度一般会計決算は、収納済歳入額は107兆1,142億円余、支出済歳出額は100兆9,734億円余であり、差引き6兆1,408億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成22年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成21年度特別会計（21会計）決算は、収納済歳入額の合計額は377兆8,931億円余、支出済歳出額の合計額は348兆600億円余である。

平成21年度国税収納金整理資金の収納済額は、50兆4,845億円余である。

平成21年度政府関係機関（3機関）決算は、収入済額の合計額は1兆2,771億円余、支出済額の合計額は1兆5,300億円余である。

- 審査結果
継続審査

⑤ 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成21年度中の国有財産の総増加額は12兆6,745億円余、総減少額は7兆6,687億円余であり、年度末の国有財産現在額は107兆3,748億円余である。

- 審査結果
継続審査

⑥ 平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 概要

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成21年度末現在、国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆834億円余である。

- 審査結果
継続審査

⑦ 平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)(参議院送付)

- 概要

平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上の不足を生ずることとなり、当該決算上不足額を補てんするため、決算調整資金から一般会計の歳入への組入額7,181億円余について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
承諾

⑧ 平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)(参議院送付)

- 概要

平成20年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から平成21年3月17日までの間に使用を決定した「賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費」等11件、計297億円余について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
承諾

⑨ 平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第173回国会、内閣提出)(参議院送付)

- 概要

平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年6月27日から11

月21日までの間に経費の増額を決定した「社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額」等2特別会計15件、計427億円余について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
承諾

⑩ 平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

- 概要
平成21年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から12月22日までの間に使用を決定した「新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費」等8件、計626億円余について事後に承諾を求めるもの
- 審査結果
継続審査

⑪ 平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

- 概要
平成21年度特別会計予備費予算総額9,924億円余のうち、平成21年12月15日から平成22年1月20日までの間に使用を決定した「農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費」等1特別会計2件、計50億円余について事後に承諾を求めるもの
- 審査結果
継続審査

⑫ 平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

- 概要
平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成21年6月30日から11月27日までの間に経費の増額を決定した「交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額」等3特別会計8件、計390億円余について事後に承諾を求めるもの
- 審査結果
継続審査

⑬ 平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

- 概要
平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成22年2月23日から3月26日までの間に経費の増額を決定した「交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額」等2特別会計2件、計125億円余について事後に承諾を求めるもの
- 審査結果
継続審査

⑭ 平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額は9,996億7,409万3千円であり、平成22年6月18日から9月24日までの間に使用を決定した「優良住宅取得支援事業に必要な経費」等62件、計9,996億7,409万3千円について事後に承諾を求めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑮ 平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成22年度一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から11月8日までの間に使用を決定した「水俣病被害者の救済に必要な経費」等11件、計961億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑯ 平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成22年7月6日から12月7日までの間に経費の増額を決定した「社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額」等3特別会計12件、計912億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑰ 平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成22年度一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から30日までの間に使用を決定した「東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費」等6件、計687億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑱ 平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成22年度特別会計予備費予算総額1兆8,497億円余のうち、平成23年2月4日から3月18日までの間に使用を決定した「農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費」等1特別会計2件、計29億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 審査結果
継続審査

⑱ 平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成23年2月22日から3月29日までの間に経費の増額を決定した「交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額」等1特別会計2件、計1,520億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》
決算等

件名	提出日	衆議院				参議院		備考	
		大臣 発言	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				議決日 結果
平成20年度一般会計歳入歳出決算 平成20年度特別会計歳入歳出決算 平成20年度国税収納金整理資金受払計算書 平成20年度政府関係機関決算書	(21.11.24)		23. 1. 24 (22. 4. 6)	7. 14 8. 10	8. 10 議決(全) (賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君)	8. 11 議決	決算 2. 14 是認	2. 16 是認	
平成20年度国有財産増減及び 現在額総計算書	(21.11.24)		1. 24 (22. 4. 6)	7. 14 8. 10	8. 10 是認(全) (賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君)	8. 11 是認	決算 2. 14 是認	2. 16 是認	
平成20年度国有財産無償貸付 状況総計算書	(21.11.24)		1. 24 (22. 4. 6)	7. 14 8. 10	8. 10 是認(全) (賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君)	8. 11 是認	決算 2. 14 是認	2. 16 是認	
平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	(22.11.19)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成21年度国有財産増減及び 現在額総計算書	(22. 11. 19)		1.24			8.31 閉会中 審査			
平成21年度国有財産無償貸付 状況総計算書	(22. 11. 19)		1.24			8.31 閉会中 審査			

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成20年度決算調整資金から の歳入組入れに関する調査 (承諾を求めるの件) (第173 回国会、内閣提出) (参議院送 付)	(21. 11. 24)		23. 2.16 (22. 4. 6)		3.25 承諾(全) (賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君)	3.29 承諾	決算 2.14 承諾	2.16 承諾	
平成20年度一般会計予備費使 用総調査及び各省各庁所管使 用調査(承諾を求めるの件) (第173回国会、内閣提出) (参 議院送付)	(21. 11. 24)		2.16 (22. 4. 6)		3.25 承諾(全) (賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君)	3.29 承諾	決算 2.14 承諾	2.16 承諾	
平成20年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調査及び各省各庁所管 経費増額調査(承諾を求め るの件) (第173回国会、内閣提 出) (参議院送付)	(21. 11. 24)		2.16 (22. 4. 6)		3.25 承諾(全) (賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君)	3.29 承諾	決算 2.14 承諾	2.16 承諾	
平成21年度一般会計予備費使 用総調査及び各省各庁所管使 用調査(その1)(承諾を求め るの件) (第174回国会、内閣 提出)	(22. 3. 19)		1.24			8.31 閉会中 審査			
平成21年度特別会計予備費使 用総調査及び各省各庁所管使 用調査(その1)(承諾を求め るの件) (第174回国会、内閣 提出)	(22. 3. 19)		1.24			8.31 閉会中 審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
平成21年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その1）（承諾 を求めるの件）（第174回国会、 内閣提出）	(22. 3. 19)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			
平成21年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その2）（承諾 を求めるの件）（第174回国会、 内閣提出）	(22. 5. 18)		1. 24			8. 31 閉会中 審査			
平成22年度一般会計経済危機 対応・地域活性化予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用 調書（承諾を求めるの件）	4. 12		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
平成22年度一般会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書（その1）（承諾を求め るの件）	4. 12		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
平成22年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その1）（承諾 を求めるの件）	4. 12		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
平成22年度一般会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書（その2）（承諾を求め るの件）	5. 20		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
平成22年度特別会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書（承諾を求めるの件）	5. 20		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
平成22年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その2）（承諾 を求めるの件）	5. 20		8. 29			8. 31 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 福島県内の学校施設等における放射線対策
- ・ 原発事故に対する政府及び東京電力の初動体制
- ・ 放射能汚染水の海洋放出についての調査対応
- ・ 今後の原子力の安全規制の在り方

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

福島第一原子力発電所事故の早期収束と原子力発電の安全確保に関する決議（平成23.6.16）

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故は、未だ収束が見られず、地域の生活再建、経済復興の障害となっている。本委員会は、4月27日に福島第一原子力発電所事故問題について集中審議を行い、経済産業省原子力安全・保安院、原子力安全委員会及び電力会社から説明を聴取し、民間の専門家を有識者参考人として招いて意見の開陳を受けるとともに、委員とこれら出席者が活発かつ濃密な議論を行ったところである。その結果、政府はあらゆる知見を活用して一刻も早い収束に向け全力で立ち向かうとともに、同様な原子力災害を引き起こすことがないように安全対策を含めた我が国原子力政策のあり方を改めて検証すべきであるとの結論を得るに至った。本委員会は政府に対し次の事項について必要な措置をとるよう提言する。なお、行政監視機能を達成するため、その成果について各事項ごとに本委員会に報告を求める。

1 初動の対応

原子力災害発生時に瞬時に全体像を把握できる技術レベルの高い専門家の知見を政府の本部が活用できるよう、その即応・常駐態勢を確保するとともに、意思決定のプロセスを明確にすること。また、迅速かつ的確に初動を行うため、所定の安全機能が不全に陥ったときにも備えられるような手順と体制を確立し、訓練を重ねること。

2 原子炉への対応

(1) 原子炉内に残された燃料、使用済み燃料プールに貯蔵されている燃料については、発熱が続いているので冷却が第一の課題であるが、汚染水処理が確立されていない注水を長期に続けることは、排水の問題からも望ましくない。政府は、東京電力が設置者の責任として原子炉を冷温停止に持っていくよう、計測機器の回復にも努め、原子炉内部の状況を分析しつつ、より安全かつ効率的に冷却し冷温停止に導く方策を検討・導入するよう求めること。また、汚染水の処理コスト、余震や台風に襲われたときの耐性、燃料棒取り出しに伴う困難など、東京電力が講じる対策についての技術的問題点を精査し、破綻しない対策が選択されるようにすること。

(2) 4月初めに海洋に放出された汚染水は、放射性物質の拡散に関する国際社会の懸念も発生させている。汚染水問題を解決するため、汚染水を処理して原子炉の冷却などに再利用する仕組みについても検討すること。また、漏洩が生じそうな箇所については点検し、適切な処理を執ること。汚染水に関する政府の担当部局の責任を

明確にし、海洋汚染のモニタリングを行うとともに、近隣国及び国際社会に対して、正確、迅速に適切な情報提供を行い、我が国への信頼回復を図ること。

- (3) 事故の収束を図るためには、多量の放射性物質が存在する現場における作業が不可避であり、特に気温が高い時季には極めて過酷になる。これまでの事業者による被曝管理には万全でない面があったことから、ハード、ソフト両面で適切な管理が行われるような対応を行うこと。専門医師を派遣することなどにより、放射線被曝管理を徹底するとともに、作業員の就業環境を改善すること。熱中症対策など現場作業員の健康に配慮した作業管理を確保すること。

3 市民の安全

- (1) 放射性物質の大量放出時に安全な地域への避難が確保されるよう、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）が有効に活用できるようにすること。

また、放射性物質の拡散予測の提供や各地域の詳細な汚染状況を把握することは、今後の避難区域の見直しなどにおいて極めて重要であることを念頭に置き、汚染状況を実測で把握するため、定点観測点を増やし、大学の協力を得るなどして必要な人員と測定器を確保し、SPEEDIによる計算結果等を有効活用して精度の高い「汚染マップ」を作成するプロジェクトを専門家の参画のもとに政府が統合的、統一的に推進すること。

放射性物質に関する専門的知識がない国民も放射線による健康影響を理解できるよう、単位などにも留意してわかりやすく説明すること。

- (2) 周辺住民等の健康と安全を守るため、放射線防護に関し、被曝を合理的に達成可能な限り低く抑えるというALARAの考え方を徹底するとともに、警戒区域、計画的避難区域等の設定及び解除、飲食物の摂取、学校活動等に関する基準について、一時的な基準と恒久的な許容基準の相違、避難に伴う負担、成人と年少者等の相違に留意しながら合理的なものとする。

4 損害賠償

原子力発電所事故の損害賠償について迅速な支払いが可能となり、かつ支払い能力が担保される制度を整備すること。

5 知識・技術・人材の結集

事故の早期の収束のため、最終決定の責任者を明確にして、広く国内の関連した研究者、技術者、研究開発機関、学会等に協力を求めるとともに、世界のあらゆる英知を結集できる体制を整えること。

6 情報公開のあり方

今回の事故を踏まえ、放射性物質の環境、生活への影響に関する重要な情報が国民に届くよう、情報公開を徹底すること。

7 事故調査と対応評価

今回の事故については、徹底的な分析と評価を行うことが求められる。事故の事態推移と対応経緯の詳細については、記録を精査するなどして、速やかに事故調査報告書を作成し、国民、特に事故現場周辺住民の厳しい目に耐えるよう、その公正性について更に検証すること。

8 原子力発電所の安全対策

今回の事故について、徹底的な検証を行い、その結果を踏まえて安全規制の見直しを行うこと。見直しに当たっては、原子力の安全神話を捨て、所定の安全機能が機能しない場合にも備えることができるようなアクシデントマネジメント策を求めるも

のとすること。また、リスク情報の活用など、海外の規制手法も参考にした検討を行うこと。

例えば、長期間電源喪失時における冷却継続対策、過酷事故時における放射性物質の大量放出回避対策、地震・津波対策に留意して、安全審査の指針類を抜本的に見直すとともに、自然災害対策と原子力防災対策の連携を強化すること。

また、原子力発電所を設置、運転する事業者に対し、常に最新の知見を取り入れて不断の安全設計の見直しを行うよう指導すること。

9 原子力安全行政

原子力安全行政は人の安全、環境を守ることを使命とした重い任務を負っていることから、推進と規制の分離の観点からの規制機関の再編を検討すべきである。その際、研究組織による実体的なサポート体制を充実するとともに、推進と規制の分離と、安全性に係るダブルチェックを併せて確保するよう留意すること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 27	東京電力株式会社常務取締役原子力・立地 本部副本部長	小森 明生君	歳入歳出の実況に関する件及び行政 監視に関する件（福島第一原子力発 電所事故問題）
	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
	公益財団法人原子力安全研究協会評議員 会長	松浦祥次郎君	
	インターナショナルアクセスコーポレー ション上級原子力コンサルタント	佐藤 暁君	
	大阪大学名誉教授	住田 健二君	
8. 10	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	平成20年度一般会計歳入歳出決算 平成20年度特別会計歳入歳出決算 平成20年度国税収納金整理資金受払 計算書 平成20年度政府関係機関決算書 平成20年度国有財産増減及び現在額 総計算書 平成20年度国有財産無償貸付状況総 計算書

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	新藤	義孝君	自民				
理事	岡島	一正君	民主	理事	階	猛君	民主
理事	玉木	朝子君	民主	理事	三輪	信昭君	民主
理事	森岡	洋一郎君	民主	理事	木村	太郎君	自民
理事	平	将明君	自民	理事	東	順治君	公明
	石原	洋三郎君	民主		小野塚	勝俊君	民主
	岡田	康裕君	民主		奥野	総一郎君	民主
	神山	洋介君	民主		熊谷	貞俊君	民主
	黒田	雄君	民主		斉木	武志君	民主
	阪口	直人君	民主		田中	美絵子君	民主
	平	智之君	民主		高橋	英行君	民主
	野木	実君	民主		初鹿	明博君	民主
	松岡	広隆君	民主		向山	好一君	民主
	村井	宗明君	民主		森本	和義君	民主
	柳田	和己君	民主		吉田	統彦君	民主
	逢沢	一郎君	自民		伊吹	文明君	自民
	古賀	誠君	自民		坂本	哲志君	自民
	中村	喜四郎君	自民		細田	博之君	自民
	村上	誠一郎君	自民		石井	啓一君	公明
	小泉	龍司君	国守		鳩山	邦夫君	無

欠員 1

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等3件（継続審査）及び承諾を求めるの件10件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 平成21年度一般会計歳入歳出決算
平成21年度特別会計歳入歳出決算
平成21年度国税収納金整理資金受払計算書
平成21年度政府関係機関決算書

- 概要
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

- ② 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 概要
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

③ 平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 概要
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

④ 平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)

- 概要
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑤ 平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)

- 概要
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑥ 平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)

- 概要
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑦ 平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第174回国会、内閣提出)

- 概要
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑧ 平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)

- 概要
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑨ 平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を
求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑩ 平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各
庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑪ 平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を
求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑫ 平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの
件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑬ 平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各
庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》
決算等

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		大臣 発言	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	(22. 11. 19)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査		
平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	(22. 11. 19)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		
平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	(22. 11. 19)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		大臣 発言	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）	(22. 3. 19)		23. 9. 13			9. 30 閉会中 審査		
平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）	(22. 3. 19)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		
平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）	(22. 3. 19)		9. 13			9. 30 閉会中 審査		

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
平成21年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その2）（承諾 を求めるの件）（第174回国会、 内閣提出）	(22. 5. 18)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
平成22年度一般会計経済危機 対応・地域活性化予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用 調書（承諾を求めるの件）（第 177回国会、内閣提出）	(23. 4. 12)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
平成22年度一般会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書（その1）（承諾を求め るの件）（第177回国会、内閣 提出）	(23. 4. 12)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
平成22年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その1）（承諾 を求めるの件）（第177回国会、 内閣提出）	(23. 4. 12)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
平成22年度一般会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書（その2）（承諾を求め るの件）（第177回国会、内閣 提出）	(23. 5. 20)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
平成22年度特別会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書（承諾を求めるの件） （第177回国会、内閣提出）	(23. 5. 20)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			
平成22年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その2）（承諾 を求めるの件）（第177回国会、 内閣提出）	(23. 5. 20)		9. 13			9. 30 閉会中 審査			

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	新藤	義孝君	自民				
理事	岡島	一正君	民主	理事	階	猛君	民主
理事	玉木	朝子君	民主	理事	三輪	信昭君	民主
理事	森岡	洋一郎君	民主	理事	木村	太郎君	自民
理事	平	将明君	自民	理事	遠山	清彦君	公明
	石原	洋三郎君	民主		小野塚	勝俊君	民主
	岡田	康裕君	民主		奥野	総一郎君	民主
	神山	洋介君	民主		熊谷	貞俊君	民主
	黒田	雄君	民主		斉木	武志君	民主
	阪口	直人君	民主		田中	美絵子君	民主
	平	智之君	民主		高橋	英行君	民主
	野木	実君	民主		初鹿	明博君	民主
	松岡	広隆君	民主		向山	好一君	民主
	村井	宗明君	民主		森本	和義君	民主
	柳田	和己君	民主		吉田	統彦君	民主
	伊吹	文明君	自民		小泉	龍司君	自民
	古賀	誠君	自民		河野	太郎君	自民
	坂本	哲志君	自民		中村	喜四郎君	自民
	細田	博之君	自民		村上	誠一郎君	自民
	石井	啓一君	公明		鳩山	邦夫君	無

欠員1

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等6件（うち継続審査3件）及び承諾を求めるの件10件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 平成21年度一般会計歳入歳出決算
 平成21年度特別会計歳入歳出決算
 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書
 平成21年度政府関係機関決算書

- 概要
 （第177回国会参照）
- 審査結果
 継続審査

- ② 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 概要
 （第177回国会参照）
- 審査結果
 継続審査

③ 平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 概要
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

④ 平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書

- 概要
平成22年度一般会計決算は、収納済歳入額は100兆5,345億円余、支出済歳出額は95兆3,123億円余であり、差引き5兆2,222億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成23年度一般会計歳入に繰り入れることとした。
平成22年度特別会計(18会計)決算は、収納済歳入額の合計額は386兆9,849億円余、支出済歳出額の合計額は345兆740億円余である。
平成22年度国税収納金整理資金の収納済額は、51兆3,859億円余である。
平成22年度政府関係機関(3機関)決算は、収入済額の合計額は1兆2,044億円余、支出済額の合計額は1兆4,063億円余である。
- 審査結果
継続審査

⑤ 平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 概要
国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産(土地、土地の定着物)、動産の一部(船舶、航空機等)及びその他の財産である。
平成22年度中の国有財産の総増加額は11兆4,195億円余、総減少額は17兆6,004億円余であり、年度末の国有財産現在額は101兆1,939億円余である。
- 審査結果
継続審査

⑥ 平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 概要
国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成22年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆598億円余である。
- 審査結果
継続審査

⑦ 平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

○ 概要

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容（⑦から⑩までの4件について）

- ・ 新型インフルエンザ対策
- ・ 国家公務員宿舎削減の在り方
- ・ 原子力関連施設等の安全対策
- ・ プライマリー・バランス黒字化についての財務大臣の見解
- ・ 事業仕分けの今後の取扱い
- ・ 東日本大震災被災地におけるアスベスト対策

○ 審査結果

承諾

⑧ 平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

○ 概要

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

（⑦参照）

○ 審査結果

承諾

⑨ 平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

○ 概要

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

（⑦参照）

○ 審査結果

承諾

⑩ 平成21年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）

○ 概要

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

（⑦参照）

○ 審査結果

承諾

⑪ 平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑫ 平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑬ 平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑭ 平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑮ 平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑯ 平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）

- 概要
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》
決算等

件名	提出日	衆議院				参議院		備考	
		大臣 発言	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				議決日 結果
平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	(22. 11. 19)		23. 10. 20			12. 9 閉会中 審査	決算 12. 7 是認しない	12. 9 是認 しない	
平成21年度国有財産増減及び 現在額総計算書	(22. 11. 19)		10. 20 12. 8			12. 9 閉会中 審査	決算 12. 7 是認しない	12. 9 是認 しない	
平成21年度国有財産無償貸付 状況総計算書	(22. 11. 19)		10. 20 12. 8			12. 9 閉会中 審査	決算 12. 7 是認	12. 9 是認	
平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書	11. 22		12. 7 12. 8			12. 9 閉会中 審査			
平成22年度国有財産増減及び 現在額総計算書	11. 22		12. 7 12. 8			12. 9 閉会中 審査			
平成22年度国有財産無償貸付 状況総計算書	11. 22		12. 7 12. 8			12. 9 閉会中 審査			

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院				参議院		備考	
		大臣 発言	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				議決日 結果
平成21年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）	(22. 3. 19)		23. 10. 20 11. 24	11. 30	11. 30 承諾（全） （賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君）	12. 1 承諾	決算 12. 7 承諾	12. 9 承諾	
平成21年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第174回国会、内閣提出）	(22. 3. 19)		10. 20 11. 24	11. 30	11. 30 承諾（全） （賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君）	12. 1 承諾	決算 12. 7 承諾	12. 9 承諾	

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
			提 案 理 由						
平成21年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その1）（承諾 を求めるの件）（第174回国会、 内閣提出）	(22. 3. 19)		10. 20	11. 30	11. 30 承諾（全） （賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君）	12. 1 承諾	決算 12. 7 承諾	12. 9 承諾	
			11. 24						
平成21年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その2）（承諾 を求めるの件）（第174回国会、 内閣提出）	(22. 5. 18)		10. 20	11. 30	11. 30 承諾（全） （賛-民主・自民・ 公明・国守・ 鳩山邦夫君）	12. 1 承諾	決算 12. 7 承諾	12. 9 承諾	
			11. 24						
平成22年度一般会計経済危機 対応・地域活性化予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用 調書（承諾を求めるの件）（第 177回国会、内閣提出）	(23. 4. 12)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
平成22年度一般会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書（その1）（承諾を求め るの件）（第177回国会、内閣 提出）	(23. 4. 12)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
平成22年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その1）（承諾 を求めるの件）（第177回国会、 内閣提出）	(23. 4. 12)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
平成22年度一般会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書（その2）（承諾を求め るの件）（第177回国会、内閣 提出）	(23. 5. 20)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
平成22年度特別会計予備費使 用総調書及び各省各庁所管使 用調書（承諾を求めるの件） （第177回国会、内閣提出）	(23. 5. 20)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			
平成22年度特別会計予算総則 第7条第1項の規定による経費 増額総調書及び各省各庁所管 経費増額調書（その2）（承諾 を求めるの件）（第177回国会、 内閣提出）	(23. 5. 20)		10. 20			12. 9 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、行政監視に関する小委員会が設置され、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。また、この小委員会での議論を受けて、本委員会において決議が行われた。

○ 主な質疑内容

(行政監視に関する小委員会)

- ・ スーパーコンピュータの運用経費及び研究開発経費の妥当性並びに今後の研究開発体制の在り方
- ・ 医療費レセプトの審査支払機関の統合効果及び審査事務への民間参入の是非
- ・ 公務員宿舎の必要性についての財務省の見解及び公務員宿舎削減の在り方
- ・ 原子力関連事業を実施する独立行政法人等の職員数及び国からの予算の状況

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

行政監視に基づく事業の見直しに関する決議（平成23.12.8）

財政運営の健全化は積年の課題であり、また震災復興に取り組むためにも国の総予算の見直しが求められている。本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、去る11月16日及び17日に同小委員会において、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、有識者の意見を求めつつ集中的に討議して評価を行ったところ、次の事項について改善を求めるべきとの結論に至った。

政府は、この結論を重く受け止め、来年度以降の予算編成及び執行に十分に反映させるなど速やかに対応するよう求める。また、これらの反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し6箇月以内に報告するよう求める。

なお、今回の討議に際し、政府の資料の作成、資料の提出について十分でないものがあり、改善を求める。今後も各テーマとその関連する施策について、行政監視を行っていく。

1 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築

スーパーコンピュータ「京」については、当初のスカラー・ベクトル混合型の技術選択がなぜ途中で方針転換されたのか、また、その変更が予算執行にどのように反映されたのかを政府は国民に明確に説明する義務がある。開示されていない会議の資料、議事録を公開するとともに、技術選択の過程、ベクトル型スーパーコンピュータとの連携など今後の方針が明確に説明される必要がある。

また、スーパーコンピュータに関しては、最速の1台の能力だけでなく、国内における必要な総計算能力、地域分散の必要性、民間のニーズなどについてのデータを政府は明らかにすべきであり、「京」完成後のスーパーコンピュータの開発については、その戦略を早急に検討して公表するとともに、費用を精査することによりコストの縮減を図る必要がある。

「京」の利用に当たっては、その能力を有効に活用するため、コンソーシアム体制に依存することなく、ニーズの高い利用者が透明・公平な手続で選定されるような枠組みを構築して早期に供用を開始するとともに、純粋な科学、自然大災害予測など重

要な国家的要請に基づく研究利用と、対価を得られる民生技術開発とを区別した利用のためのルールを策定すべきであり、後者については利用料金等を徴収するなどして、運用経費負担を圧縮すべきである。

2 医療費レセプト審査事務

社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会のレセプト審査事務については、政府の検討会の中間まとめにおいて、競争原理による質の向上とコスト削減が重要との指摘もなされている。しかし、今回の討論を通じて合理的な根拠が示されなかった。競争による改善が期待できないのであれば、審査の効率化を図り、医療費を削減するため、保険者たる市町村に混乱を来たさないようにしつつ、統合に向けた検討を速やかに進めるべきである。その際、既存の統合コスト試算を抜本的に見直し、統合による長期的なコスト削減効果を明確に示すべきである。

また、電子レセプトの更なる活用やレセプト審査に係る民間参入の環境整備について検討するとともに、労災診療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についても検討を進めるべきである。

3 公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費

公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費については、内閣総理大臣が、「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」の結果のみならず、諸般の事情を考慮してトップダウンで決断すべきである。

朝霞の公務員宿舎については、5年間の凍結という問題の先送りではなく、地元の意向も踏まえて公務員宿舎としての建設を中止し即刻廃止すべきである。他の公務員宿舎については、職務上、真に公務員宿舎を必要とする職員のためのものであるかどうかを厳しく精査し仕分けした上、該当する職員用の最低限の宿舎整備にとどめるべきである。

右の精査と仕分けにより、真に保有すべきとされた戸数については、新規建設を極力控え、維持管理の民間委託を推進し、民間宿舎の借上げ等の方式も検討するなどして、予算を最大限縮減すべきである。

4 原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出

原子力関連予算については、独立行政法人及び公益法人への支出の妥当性、有効性を再検証するとともに、原子力政策の見直しの結論が出るまでの間は、高速増殖炉及び核燃料サイクル関連予算を縮減しながら、シビア・アクシデント対応等原子力安全向上分野及び放射性物質の最終処分分野に力点を置き、総組み替えを検討すべきである。

高速増殖炉については、昭和42年以来2兆円以上の巨費を投じながら、平成7年のもんじゅナトリウム漏れ事故の収束もままならないまま、約40年後の2050年までの実現を予測するなど、その費用規模と技術的な実現性を国民に説明することは極めて困難である。高速増殖炉の開発計画そのものの妥当性を検証するとともに、縮減すべきである。

核燃料サイクル計画については、高速増殖炉の開発等を前提に使用済み核燃料の全量再処理を目指してきたものであるが、再処理工場の立地を受け入れた地域に配慮しつつ、再検証を行うべきである。

この再検証を踏まえ、全量再処理路線を見直す場合は、使用済み核燃料については、その他高レベル放射性廃棄物とともに、すでに存在する量を最終処分する技術の確立に所要の予算を投じるべきである。

なお、原子力関連事業の実施が特定の独立行政法人及び公益法人に集中し、天下りや利権を生み出す構造については、原子力規制行政組織の改編に伴い厳しく検証し、法人の整理統廃合を進めるべきである。

原子力政策や原子力発電に関する情報が正しく国民に伝えられなかったという反省から、経済産業省は、原子力発電事業に関する情報を国民に速やかに開示するとともに、開示を阻害してきた様々な要因を排除できる体制を作り上げるべきである。右決議する。

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
行政監視に関する小委員会	平成 23.11.1	小委員14人	11.16	行政監視に関する件（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築及び医療費レセプト審査事務）
			11.17	行政監視に関する件（公務員宿舍建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出） 行政監視に関する件（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舍建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出）

(6) 参考人

(行政監視に関する小委員会)

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 23.11.16	株式会社PHP研究所代表取締役常務	永久 寿夫君	行政監視に関する件（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築及び医療費レセプト審査事務）
	上智大学法科大学院長	小幡 純子君	
	東京大学情報基盤センタースーパーコンピューティング研究部門教授	金田 康正君	
	公益財団法人東京財団研究員兼政策プロデューサー	亀井善太郎君	
	独立行政法人理化学研究所理事	田中 正朗君	
	独立行政法人理化学研究所理事	古屋 輝夫君	
	独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構長	平尾 公彦君	
	独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構運転技術課長	庄司 文由君	
	独立行政法人理化学研究所人事部人事課課長代理	大伴 康志君	
	独立行政法人理化学研究所経営企画部調査役	温井 勝敏君	
	独立行政法人理化学研究所契約業務部長	石川 弥君	
	独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構企画部長	安藤 慶明君	
	神奈川県厚木市協働安全部人権男女参画課長	小瀬村寿美子君	
埼玉県草加市副市長	中村 卓君		

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
11.17	株式会社P H P 研究所代表取締役常務	永久 寿夫君	行政監視に関する件（公務員宿舍建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出）
	上智大学法科大学院長	小幡 純子君	
	株式会社大和総研顧問	原田 泰君	
	元国家公務員制度改革推進本部事務局審議官	古賀 茂明君	
	独立行政法人放射線医学総合研究所理事	村田 貴司君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構副理事長	辻倉 米藏君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構理事	戸谷 一夫君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター所長	近藤 悟君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発部門副部門長	牛草 健吉君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長	圖師 修一君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構人事部長	出沼 節男君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構総務部長	窪山 明彦君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構経営企画部長	三浦 幸俊君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構次世代原子力システム研究開発部門再処理技術開発計画室室長	藤田 雄二君	
独立行政法人原子力安全基盤機構理事	福島 章君		

(7) 視察

(行政監視に関する小委員会)

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 23.11.14	兵庫県	行政監視に関する実情調査	12人

16 議院運営委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	川端 達夫君	民主			
理事	山井 和則君	民主	理事	加藤 公一君	民主
理事	高山 智司君	民主	理事	村井 宗明君	民主
理事	三谷 光男君	民主	理事	横山 北斗君	民主
理事	菅 義偉君	自民	理事	高木 毅君	自民
理事	遠藤 乙彦君	公明		相原 史乃君	民主
	小宮山 泰子君	民主		中屋 大介君	民主
	浜本 宏君	民主		福島 伸享君	民主
	松岡 広隆君	民主		山岡 達丸君	民主
	山本 剛正君	民主		伊東 良孝君	自民
	小泉 進次郎君	自民		齋藤 健君	自民
	橘 慶一郎君	自民		佐々木 憲昭君	共産
	服部 良一君	社民		下地 幹郎君	国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外6特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決日	構成	設置目的
科学技術・イノベーション推進特別委員会	平成 23. 1. 24	委員40人	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため
郵政改革に関する特別委員会	4. 12	委員45人	郵政改革に関連する諸法案を審査するため
東日本大震災復興特別委員会	5. 19	委員45人	東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外13案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案3件（うち継続審査1件）及び議員提出規則案1件（継続審査）、委員会提出法律案は1件、決議案1件及び本会議の議題とすることに協議決定した決議案5件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案（小沢一郎君外 4 名提出、第174回国会衆法第20号）

○ 要旨

政府特別補佐人から内閣法制局長官を除くほか、内閣府に置かれる副大臣の定数を 2 人、大臣政務官の定数を 6 人増員し、法務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省に置かれる大臣政務官の定数をそれぞれ 1 人増員するもの

○ 審査結果

撤回許可

② 平成23年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第 7 号）

○ 要旨

議長、副議長及び議員の歳費の月額を、平成23年 4 月分から 9 月分まで歳費法第 1 条に規定する額からそれぞれ50万円を減じた額とするもの

○ 結果

成案・提出決定

③ 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（塩崎恭久君外 5 名提出、衆法第24号）

○ 要旨

国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くもの

○ 審査結果

継続審査

④ 国会法の一部を改正する法律案（塩崎恭久君外 5 名提出、衆法第25号）

○ 要旨

国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両院合同特別調査会を置くもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ 衆議院規則の一部を改正する規則案（小沢一郎君外 4 名提出、第174回国会規則第 1 号）

○ 要旨

国会審議の活性化のため、政府参考人制度を廃止するとともに、委員会が参考人から意見又は説明を聴こうとするときは意見聴取会を開いて行うこととするもの

○ 審査結果

撤回許可

⑥ 議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案（逢沢一郎君外 4 名提出、決議第 1 号）

○ 審査結果

（審査未了）

⑦ 予算委員長中井治君解任決議案（佐藤勉君外 7 名提出、決議第 2 号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

⑧ 東日本大震災に関する決議案（川端達夫君外24名提出、決議第3号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑨ 東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議案（川端達夫君外24名提出、決議第4号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑩ 日独交流150周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議案（川端達夫君外15名提出、決議第5号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑪ 菅内閣不信任決議案（谷垣禎一君外10名提出、決議第6号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案（小沢一郎君外4名提出、第174回国会衆法第20号）	(22. 5. 14)		23. 1. 24				5. 17 撤回許可		
平成23年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第7号）	3. 31				3. 31 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民 (欠-国民)	3. 31 可決	議院運営 3. 31 可決	3. 31 可決	3. 31 法11号
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（塩崎恭久君外5名提出、衆法第24号）	8. 9		8. 29			8. 31 閉会中 審査			
国会法の一部を改正する法律案（塩崎恭久君外5名提出、衆法第25号）	8. 9		8. 29			8. 31 閉会中 審査			

規則案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日	質疑	議決日結果	議決日結果
衆議院規則の一部を改正する規則案（小沢一郎君外4名提出、第174回国会規則第1号）	(22. 5. 14)		23. 1. 24			

決議案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日	質疑	議決日結果	議決日結果
議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案（逢沢一郎君外4名提出、決議第1号）	23. 2. 8		2. 8			
予算委員長中井洽君解任決議案（佐藤勉君外7名提出、決議第2号）	2. 28				審査省略	2. 28 否決
東日本大震災に関する決議案（川端達夫君外24名提出、決議第3号）	4. 21				審査省略	4. 22 可決
東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議案（川端達夫君外24名提出、決議第4号）	4. 21				審査省略	4. 22 可決
日独交流150周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議案（川端達夫君外15名提出、決議第5号）	4. 21				審査省略	4. 22 可決
菅内閣不信任決議案（谷垣禎一君外10名提出、決議第6号）	6. 1				審査省略	6. 2 否決

また、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正の件について3月25日、協議決定し、国立国会図書館組織規程の一部改正の件について6月10日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 23. 1. 24	小委員10人	(開会するに 至らず)	
図書館運営小委員会	1. 24	小委員 9 人	(開会するに 至らず)	
院内の警察及び秩序に関する小委員会	1. 24	小委員 9 人	(開会するに 至らず)	
庶務小委員会	1. 24	小委員 9 人	(開会するに 至らず)	

(6) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 23. 1. 27	検査官候補者（公認会計士・公認情報システム監査人・有限責任監査法人トーマツパートナー）	森田 祐司君	検査官任命につき同意を求めるの件

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	小平	忠正君	民主				
理事	松野	頼久君	民主	理事	山井	和則君	民主
理事	笠	浩史君	民主	理事	田名部	匡代君	民主
理事	糸川	正晃君	民主	理事	鷺尾	英一郎君	民主
理事	菅	義偉君	自民	理事	高木	毅君	自民
理事	遠藤	乙彦君	公明		相原	史乃君	民主
	太田	和美君	民主		岡田	康裕君	民主
	坂口	岳洋君	民主		浜本	宏君	民主
	水野	智彦君	民主		森山	浩行君	民主
	山岡	達丸君	民主		伊東	良孝君	自民
	小泉	進次郎君	自民		齋藤	健君	自民
	橘	慶一郎君	自民		佐々木	憲昭君	共産
	服部	良一君	社民		下地	幹郎君	国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外 9 特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案 2 件（継続審査）及び決議案 1 件、委員会提出法律案は 2 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（塩崎恭久君外 5 名提出、第177回国会衆法第24号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

撤回許可

② 国会法の一部を改正する法律案（塩崎恭久君外 5 名提出、第177回国会衆法第25号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

撤回許可

③ 国会法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第 1 号）

○ 要旨

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因究明等のため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置く等のもの

- 結果
成案・提出決定

④ 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（議院運営委員長提出、衆法第2号）

- 要旨
東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因究明等のため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くもの
- 内閣の意見の聴取
- 結果
成案・提出決定

⑤ 議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案（逢沢一郎君外5名提出、決議第1号）

- 審査結果
(審査未了)

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（塩崎恭久君外5名提出、第177回国会衆法第24号）	(23. 8. 9)		23. 9. 13		9. 29 撤回許可				
国会法の一部を改正する法律案（塩崎恭久君外5名提出、第177回国会衆法第25号）	(23. 8. 9)		9. 13		9. 29 撤回許可				
国会法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第1号）	9. 29				9. 29 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・国民)	9. 29 可決	議院運営 9. 30 可決	9. 30 可決	10. 7 法111号
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（議院運営委員長提出、衆法第2号）	9. 29				9. 29 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・国民)	9. 29 可決	議院運営 9. 30 可決	9. 30 可決	10. 7 法112号

決議案

件名	提出日	衆議院			
		趣旨説明	委員会		本会議
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果
議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案（逢沢一郎君外5名提出、決議第1号）	23. 9. 28	9. 28		（審査未了）	

(4) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 23. 9. 13	小委員10人	（開会するに至らず）	
図書館運営小委員会	9. 13	小委員9人	9. 14	平成24年度国立国会図書館予算概算要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	9. 13	小委員9人	（開会するに至らず）	
庶務小委員会	9. 13	小委員9人	9. 14	平成24年度本院予算概算要求の件

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院チェルノブイリ原子力発電所事故等調査議員団	（閉会中） 平成23. 10. 5 ～ 10. 13	ウクライナ、オーストリア、フランス	チェルノブイリ原子力発電所事故、国際原子力機関（IAEA）、国際熱核融合実験炉（ITER）等の実情調査及び欧州各国議会制度調査	13人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	小平	忠正君	民主				
理事	松野	頼久君	民主	理事	山井	和則君	民主
理事	笠	浩史君	民主	理事	田名部	匡代君	民主
理事	糸川	正晃君	民主	理事	鷺尾	英一郎君	民主
理事	佐藤	勉君	自民	理事	高木	毅君	自民
理事	遠藤	乙彦君	公明		相原	史乃君	民主
	太田	和美君	民主		岡田	康裕君	民主
	川内	博史君	民主		坂口	岳洋君	民主
	浜本	宏君	民主		水野	智彦君	民主
	森山	浩行君	民主		伊東	良孝君	自民
	小泉	進次郎君	自民		齋藤	健君	自民
	塩崎	恭久君	自民		佐々木	憲昭君	共産
	服部	良一君	社民		中島	正純君	国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外9特別委員会を設置することに協議決定した。

なお、「郵政改革に関する特別委員会」の設置目的は、「郵政改革に関する諸問題を調査するため」とすることに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案外4案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

委員会提出規程案は1件、決議案1件及び本会議の議題とすることに協議決定した決議案2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程案
(議院運営委員長提出、規程第1号)

○ 要旨

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会に関する事項を定めるもの

○ 結果

成案・提出決定

② APECの場での「TPP交渉協議への参加表明」に反対する決議案（小野寺五典君外17名提出、決議第1号）

○ 結果

11月10日、本会議の議題としないことに協議決定

③ 難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議案（小平忠正君外17名提出、決議第2号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

④ 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（鳩山由紀夫君外19名提出、決議第3号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

《議案審査等一覧》

規程案

件名	提出日	衆議院				本会議
		趣旨説明	委員会			
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	
東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程案（議院運営委員長提出、規程第1号）	23.11.1			11.1 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・国民)	11.1 可決	

決議案

件名	提出日	衆議院				本会議
		趣旨説明	委員会			
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	
APECの場での「TPP交渉協議への参加表明」に反対する決議案（小野寺五典君外17名提出、決議第1号）	23.11.10			(注)	(未決)	
難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議案（小平忠正君外17名提出、決議第2号）	11.17			審査省略	11.17 可決	
第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（鳩山由紀夫君外19名提出、決議第3号）	12.6			審査省略	12.6 可決	

(注) 11月10日、委員会で本会議に上程しないことに決定

委員会等の概況

また、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に関する件の制定の件、国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件及び衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件について11月1日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 23.10.20	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	10.20	小委員9人	24. 1.20	平成24年度国立国会図書館歳出予算要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	10.20	小委員9人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	10.20	小委員9人	23.10.25	衆議院へのサイバー攻撃報道に関する件
			10.26	
			10.27	
			10.28	
			11.14	
			12. 8	衆議院へのサイバー攻撃に関する件
			24. 1.20	平成24年度本院歳出予算要求の件

(6) 参考人

(庶務小委員会)

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 23.10.28	東日本電信電話株式会社理事ビジネス&オフィス事業推進本部公共営業部長	齋藤 義男君	衆議院へのサイバー攻撃報道に関する件
	東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス事業推進本部ソリューションエンジニアリング部公共部門中央省庁担当課長	猪股 康子君	
	東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス事業推進本部ソリューションエンジニアリング部公共部門中央省庁担当	大西 浩正君	
	東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス事業推進本部公共営業部公共営業担当課長代理	久保 哲也君	
	東日本電信電話株式会社経営企画部広報室報道担当主査	野寄 新吾君	
	株式会社ラック取締役	西本 逸郎君	
	株式会社ラックサイバー救急センター調査員	大村 康晴君	

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
11. 14	東日本電信電話株式会社理事ビジネス&オフィス事業推進本部公共営業部長	齋藤 義男君	衆議院へのサイバー攻撃報道に関する件
	東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス事業推進本部ソリューションエンジニアリング部公共部門中央省庁担当	大西 浩正君	
	東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス事業推進本部ソリューションエンジニアリング部公共部門中央省庁担当課長	猪股 康子君	
	東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス事業推進本部公共営業部公共営業担当課長代理	久保 哲也君	
	東日本電信電話株式会社経営企画部広報室報道担当主査	野寄 新吾君	
	株式会社ラック取締役	西本 逸郎君	
12. 8	東日本電信電話株式会社理事ビジネス&オフィス事業推進本部公共営業部長	齋藤 義男君	衆議院へのサイバー攻撃に関する件
	東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス事業推進本部ソリューションエンジニアリング部公共部門中央省庁担当	大西 浩正君	
	東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス事業推進本部ソリューションエンジニアリング部公共部門中央省庁担当課長	猪股 康子君	
	東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス事業推進本部公共営業部公共営業担当課長代理	久保 哲也君	
	東日本電信電話株式会社経営企画部広報室報道担当主査	野寄 新吾君	

(7) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 23. 11. 8 ～ 11. 9	福島県、宮城県	東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会の今後の活動に資する現地実情等調査	10人

17 懲罰委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (20人)

委員長	山本	有二君	自民				
理事	赤松	広隆君	民主	理事	高山	智司君	民主
理事	牧野	聖修君	民主	理事	安倍	晋三君	自民
	小沢	一郎君	民主		杳掛	哲男君	民主
	仙谷	由人君	民主		滝	実君	民主
	羽田	孜君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	鳩山	由紀夫君	民主		前原	誠司君	民主
	山岡	賢次君	民主		山井	和則君	民主
	麻生	太郎君	自民		福田	康夫君	自民
	森	喜朗君	自民		渡辺	喜美君	みんな
	平沼	赳夫君	日本				

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (20人)

委員長	山本	有二君	自民
理事	赤松	広隆君	民主
	小沢	一郎君	民主
	加藤	公一君	民主
	羽田	孜君	民主
	鳩山	由紀夫君	民主
	細川	律夫君	民主
	松本	龍君	民主
	麻生	太郎君	自民
	森	喜朗君	自民
	平沼	赳夫君	日本

理事	安倍	晋三君	自民
	小沢	鋭仁君	民主
	菅	直人君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主
	藤井	裕久君	民主
	前原	誠司君	民主
	山井	和則君	民主
	福田	康夫君	自民
	渡辺	喜美君	みんな

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (20人)

委員長	山本	有二君	自民				
理事	赤松	広隆君	民主	理事	安倍	晋三君	自民
	小沢	一郎君	民主		小沢	鋭仁君	民主
	加藤	公一君	民主		菅	直人君	民主
	羽田	孜君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	鳩山	由紀夫君	民主		藤井	裕久君	民主
	細川	律夫君	民主		前原	誠司君	民主
	松本	龍君	民主		山井	和則君	民主
	麻生	太郎君	自民		福田	康夫君	自民
	森	喜朗君	自民		渡辺	喜美君	みんな
	平沼	赳夫君	日本				

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

18 災害対策特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	吉田	おさむ君	民主				
理事	糸川	正晃君	民主	理事	梶原	康弘君	民主
理事	古賀	敬章君	民主	理事	中根	康浩君	民主
理事	橋本	清仁君	民主	理事	長島	忠美君	自民
理事	古川	禎久君	自民	理事	石田	祝稔君	公明
	網屋	信介君	民主		石山	敬貴君	民主
	今井	雅人君	民主		打越	あかし君	民主
	大西	健介君	民主		大西	孝典君	民主
	岸本	周平君	民主		小山	展弘君	民主
	近藤	和也君	民主		斎藤	やすのり君	民主
	空本	誠喜君	民主		高橋	昭一君	民主
	高邑	勉君	民主		富岡	芳忠君	民主
	畑	浩治君	民主		皆吉	稲生君	民主
	森本	和義君	民主		山本	剛正君	民主
	吉川	政重君	民主		若泉	征三君	民主
	秋葉	賢也君	自民		江藤	拓君	自民
	小里	泰弘君	自民		梶山	弘志君	自民
	竹下	亘君	自民		谷	公一君	自民
	林	幹雄君	自民		森山	裕君	自民
	江田	康幸君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	重野	安正君	社民				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案2件、議員提出法律案1件（継続審査）及び参議院提出法律案2件、委員会提出法律案は3件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（内閣提出第63号）

○ 要旨

東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 阪神・淡路大震災と東日本大震災との特別の財政援助等の違い
- ・ 被災した中小企業の事業再開のために融資以外の支援策を実施する必要性

- ・ 本法律案第130条で定める中小企業基盤整備機構が行う工場、貸店舗等の整備事業の対象業種

- 審査結果
可決

② 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第86号）

- 要旨

東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援金に係る国の補助率の特例を定めるもの

- 主な質疑内容

- ・ 今後の大規模災害発生に備えた被災者生活再建支援基金の拠出の在り方
- ・ 都道府県の基金への新たな拠出分に対し国が補助を行う必要性
- ・ 今回に限り国の補助率を80%とした理由及び法改正を東日本大震災財特法で行う理由

- 審査結果
可決

③ 津波対策の推進に関する法律案（二階俊博君外6名提出、第174回国会衆法第28号）

- 要旨

津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めるもの

- 審査結果
撤回許可

④ 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第2号）

- 要旨

地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成28年3月31日まで延長するもの

- 内閣の意見の聴取
- 結果
成案・提出決定

⑤ 津波対策の推進に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第14号）

- 要旨

津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めるもの

- 結果
成案・提出決定

⑥ 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）

○ 要旨

災害弔慰金について、支給対象となる遺族の範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合における死亡した者の兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものを加えるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

⑦ 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第19号）

○ 要旨

災害により死亡した遺族に対する弔慰及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確実なものとするため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止すること等を定めるもの

○ 審査結果

可決

⑧ 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（参議院提出、参法第20号）

○ 要旨

東日本大震災関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連義援金について、差押えを禁止すること等を定めるもの

○ 審査結果

可決

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（内閣提出第63号）	23. 4. 26		4. 29	4. 30	4. 30 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民）	4. 30 可決	災害対策特 5. 2 可決	5. 2 可決	5. 2 法40号
		4. 30							
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第86号）	7. 15		7. 19	7. 20	7. 20 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民）	7. 20 可決	災害対策特 7. 25 可決	7. 25 可決	7. 29 法87号
		7. 20							

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
津波対策の推進に関する法律案（二階俊博君外6名提出、第174回国会衆法第28号）	(22. 6. 11)		23. 1. 24		6. 9 撤回許可				
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第2号）	3. 17				3. 17 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	3. 17 可決	災害対策特 3. 17 可決	3. 18 可決	3. 22 法1号
津波対策の推進に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第14号）	6. 9				6. 9 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	6. 10 可決	災害対策特 6. 15 可決	6. 17 可決	6. 24 法77号
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第20号）	7. 14				7. 14 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	7. 14 可決	災害対策特 7. 25 可決	7. 25 可決	7. 29 法86号

参法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第19号）	参 23. 8. 9		8. 10		8. 23 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	8. 23 可決	災害対策特 8. 9 成案・提出 決定	8. 10 可決	8. 30 法100号
東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（参議院提出、参法第20号）	参 8. 9		8. 10		8. 23 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民)	8. 23 可決	災害対策特 8. 9 成案・提出 決定	8. 10 可決	8. 30 法103号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 平成23年東北地方太平洋沖地震以前にチリ沖地震津波でも被災している漁業者に対する借入金の返済猶予・延長及び資金等の円滑な融通等に関する政府の所見
- ・ 東日本大震災からの復旧のために東北地方の高速道路を無料化する必要性
- ・ 平成23年新潟県・福島県等における大雨により被災した農地について平成24年の稲の作付けに間に合うよう査定前着工を行う必要性
- ・ 災害時に代替機能を果たす複数の道路を一体的に整備する必要性
- ・ 避難所における電源確保の方策を検討する必要性
- ・ 大規模地震対策及び防災基本計画の見直しの予定
- ・ 地域の多様性や住民のコミュニティに配慮した復興計画を考える必要性

(閉会中審査)

- ・ 避難指示・避難勧告の発令基準を見直す必要性及び基準を作成していない市町村に対し国や県が支援を行う必要性
- ・ 災害時における視力障害者や聴力障害者など情報弱者への配慮の必要性
- ・ 平成23年台風第12号による土砂崩れの発生箇所のうち土砂災害警戒区域に指定されていなかった箇所数及び指定されなかった理由

(5) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

津波対策の推進に関する件（平成23.6.9）

去る3月11日に発生した東日本大震災では、地震に伴う大津波により多くの尊い生命が犠牲となった。このような悲劇を二度と繰り返さないために、政府は、国民の生命、財産を災害から守ることは国の責務であることを深く認識し、特に次の諸点について遺漏なきを期するべきである。

- 1 津波は、一度発生した場合には甚大な被害が発生する危険性があるが、迅速に避難することにより人命被害を相当程度軽減することができる災害であることから、国として、学校、地域社会等における津波防災教育を通じて、国民が津波に対する理解と認識を共有できるようにすること。
- 2 津波被害の発生を防止又は軽減するために、その規模等を迅速かつ適切に予測することが重要であることに鑑み、国、地方公共団体、大学等の研究機関との連携を図り、観測及び調査研究の充実に努めること。なお、津波の研究に当たっては、学術的な研究に偏ることなく、津波防災施設建設等の実務的研究との密接な連携を重視すること。
また、我が国が主導して国際的な観測及び調査研究体制を構築すること。
- 3 津波による被害は、その土地の形状や土地利用の現況等により大きく影響されることに鑑み、国は、都道府県及び市町村が行う津波対策が適宜、適切なものとなるよう情報の提供、技術的助言を積極的に行うこと。
- 4 我が国における津波災害の教訓を踏まえ、津波に関する記録（国民の津波に関する体験の記録を含む。）の収集及びその活用が適切に行われるよう努めるとともに、津波防災教育においては、映像等の視覚を通じた方法が有効であると考えられることから、

国が主導して、啓発資料の作成及び普及を積極的に行うこと。

- 5 津波からの避難対策においては、迅速な情報伝達のための体制の構築を図り、特に高齢者等の災害時要援護者についての避難体制を確立するとともに、避難のための手段、避難路及び避難施設の確保に留意すること。また、避難場所に指定されている学校施設等において、津波を想定した第二次避難場所等の策定を実施し、迅速な避難が行われるようにすること。
 - 6 防潮堤、防波堤、海岸防災林等にかかる効果についての検証を行いつつ、ソフト、ハード両面における津波対策を総合的かつ効果的に推進すること。
 - 7 津波からの復旧に当たっては、単なる原状回復ではなく、地域の実情や、防災に配慮した復興に努めること。
 - 8 津波避難施設、避難路等の整備については、附則第2条第1項の趣旨に則り、適切に対応すること。また、被災した住民に対する心のケアを十分に行うこと。
 - 9 原子力発電施設については、原子力災害が我が国の経済社会の健全な発展と国民生活に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、安全確保に向けて総点検を含む万全な対策を講じること。
 - 10 11月5日の「津波防災の日」を創設した趣旨について周知を図るよう指導するとともに、速やかな避難及び救援活動が行われるよう、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった訓練及び啓発行事を積極的に行うよう努めること。また、広域エリアに配慮した体制整備に努めること。災害時の国内のエネルギーの安定供給体制の確立のため、関連事業者が一度に被災することのないよう、分散配置などに万全の対策を講じること。
- 右決議する。

(6) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 3. 28	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	災害対策に関する件（平成23年東北地方太平洋沖地震による被害及び対策状況）
4. 7	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	災害対策に関する件（東日本大震災による被害及び対策状況）
	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	
4. 14	原子力安全委員会委員長代理	久木田 豊君	
4. 21	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	

(7) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 23. 4. 18	福島県	東日本大震災による被害状況等調査	9人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	村井 宗明君	民主			
理事	市村 浩一郎君	民主	理事	大西 孝典君	民主
理事	梶原 康弘君	民主	理事	古賀 敬章君	民主
理事	中根 康浩君	民主	理事	長島 忠美君	自民
理事	古川 禎久君	自民	理事	石田 祝稔君	公明
	網屋 信介君	民主		打越 あかし君	民主
	笠原 多見子君	民主		金森 正君	民主
	神山 洋介君	民主		黒岩 宇洋君	民主
	小林 正枝君	民主		阪口 直人君	民主
	高野 守君	民主		高橋 昭一君	民主
	高邑 勉君	民主		玉置 公良君	民主
	中林 美恵子君	民主		橋本 勉君	民主
	細川 律夫君	民主		三村 和也君	民主
	矢崎 公二君	民主		山本 剛正君	民主
	吉川 政重君	民主		秋葉 賢也君	自民
	江藤 拓君	自民		小里 泰弘君	自民
	梶山 弘志君	自民		竹下 亘君	自民
	谷 公一君	自民		林 幹雄君	自民
	森山 裕君	自民		江田 康幸君	公明
	高橋 千鶴子君	共産		重野 安正君	社民
	柿澤 未途君	みんな			

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(5) 委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 23. 9. 22	和歌山県、奈良県	平成23年台風第12号による被害状況等調査	8人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧米各国における防災対策等実情調査議員団	(開会中) 平成23. 10. 2 ～ 10. 9	米国、アイスランド、オランダ	欧米各国における防災対策等に関する調査	4人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	村井	宗明君	民主				
理事	市村	浩一郎君	民主	理事	大西	孝典君	民主
理事	梶原	康弘君	民主	理事	古賀	敬章君	民主
理事	中根	康浩君	民主	理事	長島	忠美君	自民
理事	古川	禎久君	自民	理事	石田	祝稔君	公明
	網屋	信介君	民主		打越	あかし君	民主
	笠原	多見子君	民主		金森	正君	民主
	神山	洋介君	民主		黒岩	宇洋君	民主
	小林	正枝君	民主		阪口	直人君	民主
	高野	守君	民主		高橋	昭一君	民主
	高邑	勉君	民主		玉置	公良君	民主
	中林	美恵子君	民主		橋本	勉君	民主
	細川	律夫君	民主		三村	和也君	民主
	矢崎	公二君	民主		山本	剛正君	民主
	吉川	政重君	民主		秋葉	賢也君	自民
	江藤	拓君	自民		小里	泰弘君	自民
	梶山	弘志君	自民		竹下	亘君	自民
	谷	公一君	自民		林	幹雄君	自民
	森山	裕君	自民		江田	康幸君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		重野	安正君	社民
	柿澤	未途君	みんな				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 平成23年台風第12号により被災した中小企業者に対し東日本大震災における二重ローン対策等と同様にきめ細かい支援を行う必要性
- ・ 東日本大震災により被災した民間の診療所に対する使い勝手のよい支援策を創設する必要性
- ・ 三連動地震の被害想定早期実施についての必要性
- ・ 住家の一部損壊に対する支援がないことについての防災担当大臣の見解

- ・ 地震発生前後の火山噴火の可能性に備えた火山の調査研究体制の在り方
- ・ 新燃岳の火山活動についての今後の見通し
- ・ 基礎研究において大学の研究機関と関係省庁が連携して一体的に火山の観測・監視体制を整え、人材を育成する必要性
- ・ 地震とは異なり火山の観測体制が整わない理由
- ・ 雲仙・普賢岳の噴火の前兆を捉えることができなかった理由
- ・ 火山防災に資する火山噴火予知連絡会の在り方

(5) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

火山活動の観測監視及び調査研究体制等の充実強化に関する件（平成23.12.8）

我が国は100を超える活火山を有する世界有数の火山国であり、火山防災対策は喫緊の課題であることに鑑み、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

- 1 雲仙岳、有珠山、三宅島及び桜島、また、最近の霧島山の噴火に見られるように、火山災害は国民の生命及び財産、地域の社会経済に大きな影響を及ぼすことから、対策の基本となる火山の観測監視体制の一層の強化を図ること。特に、平成23年東北地方太平洋沖地震を境に、今後、火山活動が活発化する可能性も否定できないことから、火山観測施設の新設及び観測点の増強を図り、地震計、GPS、傾斜計等の整備を推進するとともに、必要な財源の確保に万全を期すること。
- 2 大学等の研究機関と関係省庁とが有機的に連携し、一体的に火山の観測監視及び調査研究を行えるような体制の強化を図ること。
- 3 観測監視体制の強化のためには、人材の育成が不可欠であることから、大学等の研究機関への必要な財政面での支援を行うこと及び政府の関係機関における人材の確保を行うこと。
- 4 火山の噴火予知に当たっては、長期にわたる観測監視及び調査研究が不可欠であることに鑑み、そのための総合的な計画を策定し、継続的に必要な財政措置を講ずること。

右決議する。

(6) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23.12.8	東京大学名誉教授 火山噴火予知連絡会会長 特定非営利活動法人環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所所長	藤井 敏嗣君	災害対策に関する件（火山対策）

19 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	松崎	公昭君	民主				
理事	石井	登志郎君	民主	理事	階	猛君	民主
理事	田村	謙治君	民主	理事	手塚	仁雄君	民主
理事	松崎	哲久君	民主	理事	赤澤	亮正君	自民
理事	西野	あきら君	自民	理事	富田	茂之君	公明
	青木	愛君	民主		石井	章君	民主
	大山	昌宏君	民主		柿沼	正明君	民主
	川越	孝洋君	民主		木村たけつか君		民主
	京野	公子君	民主		黒田	雄君	民主
	桑原	功君	民主		小室	寿明君	民主
	田中	美絵子君	民主		高井	崇志君	民主
	高橋	英行君	民主		中後	淳君	民主
	中島	政希君	民主		橋本	勉君	民主
	宮崎	岳志君	民主		森岡	洋一郎君	民主
	矢崎	公二君	民主		横山	北斗君	民主
	あべ	俊子君	自民		伊東	良孝君	自民
	加藤	勝信君	自民		北村	茂男君	自民
	齋藤	健君	自民		武部	勤君	自民
	二階	俊博君	自民		松野	博一君	自民
	東	順治君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	中島	隆利君	社民				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案3件（うち継続審査1件）及び議員提出法律案3件（継続審査）、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）

○ 要旨

最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするもの

○ 審査結果

継続審査

② 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第38号）

○ 要旨

平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域について、平成23年4月の統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 選挙期日の延長期間を最長6か月とした理由及び6か月を経過した後も選挙の適正な執行が困難な場合の取扱いについて総務大臣の見解
- ・ 本法律案により選挙期日が最大6か月延長されるが、統一地方選挙の対象以外でその間に行われる選挙について適正な執行が困難な場合の取扱い及び繰延投票の適用可否について総務大臣の見解
- ・ 避難等により住所地と異なる場所にいる選挙人への周知方法及び救援・救護活動等に携わる選挙人への不在者投票制度等の周知徹底
- ・ 選挙期日の延期について県選管と市町村選管の意見が異なる場合の対応

○ 審査結果

可決

③ 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）

○ 要旨

法律の題名を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改めるとともに、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 平成23年9月22日までに選挙期日の延期の指定を受けた全ての自治体において選挙を執行できる見通し
- ・ 被災自治体において早期に選挙を実施するための総務省の支援策について総務大臣の見解
- ・ 全国各地に避難している被災者の選挙権を保障するための対応策について総務大臣の見解
- ・ 選挙期日の延期の指定に当たり、県選管と市町村選管の意見をそれぞれ尊重する規定を入れた意義について総務大臣の見解

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号）

○ 要旨

政治資金の透明性を確保するため、政治団体の代表者の会計責任者に対する選任・監督責任を強化するもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ 政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号）

○ 要旨

政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散等を決定した日後は、政党交付金による支出として寄附をすることができないこととするもの

○ 審査結果

継続審査

⑥ 公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号）

○ 要旨

近時におけるインターネット等の普及にかんがみ、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治への参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの

○ 審査結果

継続審査

⑦ 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第22号）

○ 要旨

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成23年12月31日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするもの

○ 主な発言内容

- ・ 今般の特例法により選挙が延期された自治体について、次回統一地方選挙に再統一した場合に生じる選挙期日と任期満了の大幅なずれについて総務大臣の見解
- ・ 12月末までに被災自治体で選挙を執行するための国としての人的・財政的支援についての総務大臣の決意
- ・ 特例選挙期日の告示日を早めた場合に選挙運動期間も延びるが、その場合の法定選挙運動費用及び選挙公営について
- ・ 地方選挙の選挙期日の期限が12月末まで延期されることによる解散権の拘束の有無

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）	(22. 10. 13)		23. 1. 24					8. 31 閉会中 審 査	
平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第38号）	3. 16		3. 16	3. 17	3. 17 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民）	3. 17 可決	倫理選挙特 3. 17 可決	3. 18 可決	3. 22 法2号
		3. 17							
平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）	5. 10		5. 12	5. 13	5. 13 可決（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民） （附）	5. 17 可決	倫理選挙特 5. 18 可決 （附）	5. 20 可決	5. 27 法55号
		5. 13							

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号）	(21. 11. 11)		23. 1. 24					8. 31 閉会中 審 査	
			(22. 5. 25)						
政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号）	(22. 1. 20)		1. 24			8. 31 閉会中 審 査			
公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号）	(22. 4. 28)		1. 24			8. 31 閉会中 審 査			
東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出、衆法第22号）	7. 28			7. 28(賛)	7. 28 成案・提出決定（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民）	7. 28 可決	倫理選挙特 7. 29 可決 （附）	8. 3 可決	8. 10 法92号

(4) 国政調査

国政調査では、決議が行われた。

(5) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する件（平成23.7.28）

本委員会は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を提出することに決した。

本案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成23年12月31日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするものである。

これらの選挙期日の延期は被災地域の実状を考慮した真にやむを得ない臨時特例措置ではあるが、もとより、選挙は民主主義と地方自治の根幹をなすものであり、地域住民の選挙権は最大限尊重されなければならない。今後の復興に向けた取組を可能な限り加速するためにも、関係地方公共団体において、できる限り早期に選挙が執行されるべきものである。

そのため、政府は、関係地方公共団体の意向等を踏まえ、選挙実施体制確立のために必要な職員の派遣その他の人的支援、被災地域において選挙を実施するために追加的に必要となる経費に対する財政的支援、その他避難者の不在者投票を円滑に実施するための措置など、関係地方公共団体に対して十分な支援を行うべきである。

右、決議する。

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	山田	正彦君	民主				
理事	石井	登志郎君	民主	理事	内山	晃君	民主
理事	柿沼	正明君	民主	理事	西村	智奈美君	民主
理事	横山	北斗君	民主	理事	赤澤	亮正君	自民
理事	西野	あきら君	自民	理事	富田	茂之君	公明
	阿知波	吉信君	民主		網屋	信介君	民主
	石井	章君	民主		勝又	恒一郎君	民主
	金子	健一君	民主		川越	孝洋君	民主
	川島	智太郎君	民主		木内	孝胤君	民主
	桑原	功君	民主		坂口	岳洋君	民主
	篠原	孝君	民主		早川	久美子君	民主
	松崎	哲久君	民主		松本	龍君	民主
	皆吉	稻生君	民主		宮崎	岳志君	民主
	本村	賢太郎君	民主		森岡	洋一郎君	民主
	渡辺	義彦君	民主		あべ	俊子君	自民
	伊東	良孝君	自民		加藤	勝信君	自民
	北村	茂男君	自民		齋藤	健君	自民
	武部	勤君	自民		二階	俊博君	自民
	松野	博一君	自民		東	順治君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		中島	隆利君	社民
	山内	康一君	みんな				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件（継続審査）及び議員提出法律案3件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）	(22.10.13)		23. 9. 13			9.30 閉会中 審査		

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号）	(21.11.11)		23. 9. 13 (22. 5. 25)			9.30 閉会中 審査		

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
政党助成法の一部を改正する 法律案（林幹雄君外4名提出、 第174回国会衆法第2号）	(22. 1. 20)	9. 13			9. 30 閉会中 審査			
公職選挙法の一部を改正する 法律案（村田吉隆君外4名提 出、第174回国会衆法第18号）	(22. 4. 28)	9. 13			9. 30 閉会中 審査			

(4) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院フランス及び英国にお ける選挙制度実情調査議員団	(閉会中) 平成23. 10. 6 ～ 10. 13	フランス、英国	フランス及び英国における選挙制 度の実情調査	4人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	山田	正彦君	民主				
理事	石井	登志郎君	民主	理事	内山	晃君	民主
理事	柿沼	正明君	民主	理事	西村	智奈美君	民主
理事	横山	北斗君	民主	理事	西野	あきら君	自民
理事	村田	吉隆君	自民	理事	富田	茂之君	公明
	阿知波	吉信君	民主		網屋	信介君	民主
	石井	章君	民主		勝又	恒一郎君	民主
	金子	健一君	民主		川越	孝洋君	民主
	川島	智太郎君	民主		木内	孝胤君	民主
	桑原	功君	民主		坂口	岳洋君	民主
	篠原	孝君	民主		早川	久美子君	民主
	松崎	哲久君	民主		松本	龍君	民主
	皆吉	稻生君	民主		宮崎	岳志君	民主
	本村	賢太郎君	民主		森岡	洋一郎君	民主
	渡辺	義彦君	民主		あべ	俊子君	自民
	加藤	勝信君	自民		北村	茂男君	自民
	小泉	進次郎君	自民		齋藤	健君	自民
	武部	勤君	自民		二階	俊博君	自民
	松野	博一君	自民		東	順治君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		中島	隆利君	社民
	山内	康一君	みんな				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件（継続審査）及び議員提出法律案3件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

- 審査結果
継続審査

③ 政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号)

- 要旨
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

④ 公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号)

- 要旨
(第177回国会参照)
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第176回国会閣法第4号)	(22. 10. 13)		23. 10. 20					12. 9 閉会中 審査

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号)	(21. 11. 11)		23. 10. 20					12. 9 閉会中 審査
政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号)	(22. 1. 20)		10. 20			12. 9 閉会中 審査		
公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号)	(22. 4. 28)		10. 20			12. 9 閉会中 審査		

20 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	北村 誠吾君	自民			
理事	小林 興起君	民主	理事	佐々木 隆博君	民主
理事	瑞慶覧 長敏君	民主	理事	玉城 デニー君	民主
理事	仲野 博子君	民主	理事	秋葉 賢也君	自民
理事	伊東 良孝君	自民	理事	遠山 清彦君	公明
	浅野 貴博君	民主		石関 貴史君	民主
	石原 洋三郎君	民主		大泉 ひろこ君	民主
	木内 孝胤君	民主		杉本 かずみ君	民主
	福島 健一郎君	民主		福田 昭夫君	民主
	山岡 達丸君	民主		若井 康彦君	民主
	井上 信治君	自民		岸田 文雄君	自民
	宮腰 光寛君	自民		赤嶺 政賢君	共産
	照屋 寛徳君	社民		下地 幹郎君	国民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 沖縄県に使用の自由度を高めた一括交付金を措置するべきだとの考えに対する沖縄及び北方対策担当大臣の見解
- ・ 新たに策定される沖縄振興計画に盛り込まれない制度について沖縄県が総合特区として申請することの可否
- ・ 本土復帰以降の沖縄振興の下、沖縄の貴重な干潟や自然の砂浜が失われていることに対する沖縄及び北方対策担当大臣の所感
- ・ いわゆる軍転特措法が平成24年3月に期限を迎えるに当たり、沖縄県が求めている駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定を、内閣提出の恒久法として立法化を図っていくことに対する沖縄及び北方対策担当大臣の見解
- ・ 米軍普天間飛行場の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ配備に関する米国政府からの事前情報の有無
- ・ 下地島空港を災害時の国際拠点として整備し、同空港を含む南西諸島を日米共同訓

- 練や多国間の共同訓練のために使用しようとする構想は、内閣の一致した方針か否か
- ・ 尖閣諸島の土地所有者は国の機関を除き同諸島への立入りを認めていないことを踏まえ、国会議員が国政調査権を行使し同諸島の調査を行うことに対する政府の見解
 - ・ 北方領土における日ロ経済協力を早期に実現化すべきであるとの考え方に対する外務大臣の見解
 - ・ 北方領土問題に関してロシアの政府関係者等から不法占拠を正当化する主張が重ねて述べられていることについての外務大臣の見解
 - ・ 韓国国会「独島領土守護対策特別委員会」所属議員団の国後島の訪問は韓国政府とは無関係と表明していることに対する外務大臣の見解

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 8. 3	根室市長	長谷川俊輔君	北方問題に関する件
	羅臼町長	脇 紀美夫君	
	社団法人千島歯舞諸島居住者連盟理事長	小泉 敏夫君	
	千島歯舞諸島居住者連盟根室管内青年部連絡協議会会長	舘下 雅志君	
	沖縄県知事	仲井眞弘多君	沖縄問題に関する件
	社団法人沖縄県経営者協会会長	知念 榮治君	
	琉球大学国際沖縄研究所所長	我部 政明君	
	沖縄大学非常勤講師	山内 優子君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 23. 6. 26 ～ 6. 27	北海道	北方問題等に関する実情調査	11人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	北村 誠吾君	自民			
理事	小川 淳也君	民主	理事	大谷 信盛君	民主
理事	吉良 州司君	民主	理事	瑞慶覧 長敏君	民主
理事	玉城 デニー君	民主	理事	秋葉 賢也君	自民
理事	伊東 良孝君	自民	理事	遠山 清彦君	公明
	浅野 貴博君	民主		小原 舞君	民主
	岡本 英子君	民主		笠原 多見子君	民主
	川島 智太郎君	民主		木内 孝胤君	民主
	木村たけつか君	民主		黒田 雄君	民主
	杉本 かずみ君	民主		福嶋 健一郎君	民主
	井上 信治君	自民		岸田 文雄君	自民
	宮腰 光寛君	自民		赤嶺 政賢君	共産
	照屋 寛徳君	社民		下地 幹郎君	国民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院沖縄問題等に関する調査議員団	(閉会中) 平成23. 10. 2 ～ 10. 8	米国	沖縄における米軍基地再編問題及び沖縄振興策等に関する調査	4人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	福井	照君	自民				
理事	小川	淳也君	民主	理事	大谷	信盛君	民主
理事	吉良	州司君	民主	理事	瑞慶覧	長敏君	民主
理事	玉城	デニー君	民主	理事	秋葉	賢也君	自民
理事	伊東	良孝君	自民	理事	遠山	清彦君	公明
	浅野	貴博君	民主		小原	舞君	民主
	岡本	英子君	民主		笠原	多見子君	民主
	川島	智太郎君	民主		木内	孝胤君	民主
	木村	たけつか君	民主		黒田	雄君	民主
	杉本	かずみ君	民主		福嶋	健一郎君	民主
	井上	信治君	自民		岸田	文雄君	自民
	宮腰	光寛君	自民		赤嶺	政賢君	共産
	照屋	寛徳君	社民		下地	幹郎君	国民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 鳩山元総理が普天間飛行場の移設先を「最低でも県外」と発言したことにより、これまでの日米両政府による合意が反故にされたことに関する外務大臣の所見
- ・ 普天間飛行場の移設先における環境アセスメントの評価書提出後に沖縄県知事及び沖縄県民から理解を得られる可能性とそのための具体的方策に関する外務大臣の見解
- ・ 在沖米軍基地において枯れ葉剤が使用されていたとする退役軍人の証言の事実確認のため、米側に調査の実施を要求する必要性
- ・ 駐留軍用地跡地の未利用状況が続き、地主が使用収益を得られない現状及びその改善の必要性に対する沖縄及び北方対策担当大臣の認識
- ・ 平成23年度で失効する駐留軍用地跡地利用関連2法の改正を期限の単純延長だけとする方針の有無
- ・ 泡瀬地区開発後の需要予測を行うに当たり前提を「沖縄県の観光入域客数は平成30年には850万人」とした根拠
- ・ 政府が平成26年度中に行うとしている国の出先機関改革における沖縄総合事務局の取扱い
- ・ 1956年の日ソ共同宣言以降、今日に至るまでの北方領土返還交渉に対する外務大臣の見解及び今後の交渉の方向性
- ・ 平成24年度予算概算要求における北方領土関連予算が対前年度比約1割減の理由及び満額確保の必要性

21 青少年問題に関する特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	高木	美智代君	公明				
理事	岡本	英子君	民主	理事	川村	秀三郎君	民主
理事	城井	崇君	民主	理事	高井	美穂君	民主
理事	湯原	俊二君	民主	理事	棚橋	泰文君	自民
理事	松浪	健太君	自民	理事	池坊	保子君	公明
	小野塚	勝俊君	民主		金子	健一君	民主
	神山	洋介君	民主		川口	浩君	民主
	橋	秀徳君	民主		橋本	博明君	民主
	初鹿	明博君	民主		松岡	広隆君	民主
	山尾	志桜里君	民主		山田	良司君	民主
	吉田	統彦君	民主		あべ	俊子君	自民
	小淵	優子君	自民		馳	浩君	自民
	宮本	岳志君	共産		吉泉	秀男君	社民

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災で両親が死亡又は行方不明となった子どもの実態把握の現状
- ・ 東日本大震災の被災地における児童養護施設等の被害の状況
- ・ 子どもの受ける放射線量の基準を成人よりも低く設定する必要性
- ・ 子どもの貧困に対する取組の具体的内容
- ・ インターネットを利用したいじめの現状と対策
- ・ 学校における精神疾患教育を促進させる必要性
- ・ 放課後児童クラブに対する支援を拡充する必要性
- ・ 「こうのとりのゆりかご」の法的な位置付け
- ・ 児童虐待をした親に対する指導・支援を強化する必要性
- ・ 児童相談所職員の経験と専門性を深める施策の必要性

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
法務委員会 青少年問題に関する特別委員会連合審査会	平成 23. 4. 20	民法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

(6) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 20	原子力安全委員会委員	久住 静代君	青少年問題に関する件
5. 19	独立行政法人放射線医学総合研究所理事長	米倉 義晴君	青少年問題に関する件（東日本大震災による子どもへの影響）
	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR） 専門職職員 NPO法人パレスチナ子どものキャンペーン現地事業アドバイザー（無償ボランティア）	千田 悦子君	
	日本大学専任講師	野口 邦和君	

(7) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 23. 7. 13	埼玉県	東日本大震災に係る青少年問題に関する実情調査	18人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	高木	美智代君	公明				
理事	川村	秀三郎君	民主	理事	笹木	竜三君	民主
理事	竹田	光明君	民主	理事	道休	誠一郎君	民主
理事	柚木	道義君	民主	理事	棚橋	泰文君	自民
理事	松浪	健太君	自民	理事	池坊	保子君	公明
	川口	浩君	民主		橋	秀徳君	民主
	富岡	芳忠君	民主		初鹿	明博君	民主
	松岡	広隆君	民主		三宅	雪子君	民主
	室井	秀子君	民主		森山	浩行君	民主
	山崎	摩耶君	民主		山田	良司君	民主
	湯原	俊二君	民主		あべ	俊子君	自民
	小淵	優子君	自民		馳	浩君	自民
	宮本	岳志君	共産		吉泉	秀男君	社民

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	稲津	久君	公明				
理事	川村	秀三郎君	民主	理事	笹木	竜三君	民主
理事	竹田	光明君	民主	理事	道休	誠一郎君	民主
理事	柚木	道義君	民主	理事	あべ	俊子君	自民
理事	松浪	健太君	自民	理事	池坊	保子君	公明
	川口	浩君	民主		橘	秀徳君	民主
	富岡	芳忠君	民主		初鹿	明博君	民主
	松岡	広隆君	民主		三宅	雪子君	民主
	室井	秀子君	民主		森山	浩行君	民主
	山崎	摩耶君	民主		山田	良司君	民主
	湯原	俊二君	民主		小淵	優子君	自民
	棚橋	泰文君	自民		馳	浩君	自民
	宮本	岳志君	共産		吉泉	秀男君	社民

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 政府が把握しているひきこもりの実数及びその調査方法
- ・ いじめの予防対策及び事後対応に関する文部科学省の取組
- ・ 東日本大震災における震災遺児・孤児の数及び具体的な支援策
- ・ 児童虐待の未然防止及び早期発見のために歯科医師を活用する必要性
- ・ 青少年インターネット環境整備法に基づく政府の取組及び共生社会政策担当大臣の所見
- ・ 沖縄振興策の中心的課題として「沖縄子ども振興計画」を位置付ける必要性
- ・ 子どもを守る観点から児童ポルノのいわゆる単純所持を禁止する必要性
- ・ 心に傷を持つ東日本大震災の遺児・孤児を長期的に支えていくため、里親制度等を活用した手厚い支援を行う必要性
- ・ 放課後児童クラブの運営基準を国が策定する必要性
- ・ 「福島県原子力被災者・子ども健康基金」を利用した放射線被曝対策の具体的な取組

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 24. 1. 10 ～ 1. 11	沖縄県	青少年問題に関する実情調査	6人

22 海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	松原	仁君	民主				
理事	岡島	一正君	民主	理事	楠田	大蔵君	民主
理事	首藤	信彦君	民主	理事	武正	公一君	民主
理事	中野	譲君	民主	理事	武田	良太君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	赤松	正雄君	公明
	稲富	修二君	民主		小原	舞君	民主
	緒方	林太郎君	民主		奥野	総一郎君	民主
	加藤	学君	民主		菊池	長右エ門君	民主
	小林	正枝君	民主		斉木	武志君	民主
	坂口	岳洋君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	中塚	一宏君	民主		中野渡	詔子君	民主
	中林	美恵子君	民主		長島	一由君	民主
	浜本	宏君	民主		早川	久美子君	民主
	藤田	大助君	民主		藤田	憲彦君	民主
	三村	和也君	民主		水野	智彦君	民主
	宮島	大典君	民主		森山	浩行君	民主
	渡辺	浩一郎君	民主		稲田	朋美君	自民
	岩屋	毅君	自民		江渡	聡徳君	自民
	新藤	義孝君	自民		谷川	弥一君	自民
	徳田	毅君	自民		西村	康稔君	自民
	浜田	靖一君	自民		松浪	健太君	自民
	石井	啓一君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	服部	良一君	社民		山内	康一君	みんな

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 反捕鯨団体シーシェパードによる我が国の調査捕鯨に対する妨害行為を国際海洋法条約が定める海賊行為と認定することの可否についての外務省の見解
- ・ インド洋における補給支援活動を再開するとともに同海域で海賊対処行動の任務を併せて付与することについての外務大臣及び防衛大臣の見解
- ・ 拘束した海賊の裁判をどの国で行うかについての我が国の判断基準についての海上保安庁の見解
- ・ ミャンマー（ビルマ）及びスリランカ等の人権侵害や戦争犯罪が行われているとされる国への支援に関する外務大臣の見解
- ・ 2009年11月に政府が発表した5年間で最大50億ドル規模のアフガニスタン支援により実施した事業及び予算の執行状況

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 8. 23	日本郵船株式会社代表取締役・専務経営委員	諸岡 正道君	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する件
	社団法人日本船主協会会長	芦田 昭充君	
	社団法人日本船長協会会長	小島 茂君	
	全日本海員組合組合長	藤澤 洋二君	
	獨協大学外国語学部教授	竹田いさみ君	

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	首藤	信彦君	民主				
理事	岡島	一正君	民主	理事	小宮山	泰子君	民主
理事	浜本	宏君	民主	理事	宮島	大典君	民主
理事	渡辺	浩一郎君	民主	理事	武田	良太君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	赤松	正雄君	公明
	石井	章君	民主		石井	登志郎君	民主
	岡本	充功君	民主		川口	博君	民主
	岸本	周平君	民主		熊田	篤嗣君	民主
	小山	展弘君	民主		芥木	武志君	民主
	空本	誠喜君	民主		田中	美絵子君	民主
	高松	和夫君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	豊田	潤多郎君	民主		中島	政希君	民主
	中野渡	詔子君	民主		中林	美恵子君	民主
	長島	一由君	民主		萩原	仁君	民主
	早川	久美子君	民主		藤田	大助君	民主
	三村	和也君	民主		三宅	雪子君	民主
	稲田	朋美君	自民		岩屋	毅君	自民
	江渡	聡徳君	自民		谷川	弥一君	自民
	徳田	毅君	自民		西村	康稔君	自民
	浜田	靖一君	自民		松浪	健太君	自民
	望月	義夫君	自民		石井	啓一君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		服部	良一君	社民
	山内	康一君	みんな		下地	幹郎君	国民

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	首藤	信彦君	民主				
理事	岡島	一正君	民主	理事	小宮山	泰子君	民主
理事	浜本	宏君	民主	理事	宮島	大典君	民主
理事	渡辺	浩一郎君	民主	理事	武田	良太君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	赤松	正雄君	公明
	石井	章君	民主		石井	登志郎君	民主
	岡本	充功君	民主		川口	博君	民主
	岸本	周平君	民主		熊田	篤嗣君	民主
	小山	展弘君	民主		斉木	武志君	民主
	空本	誠喜君	民主		田中	美絵子君	民主
	高松	和夫君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	豊田	潤多郎君	民主		中島	政希君	民主
	中野渡	詔子君	民主		中林	美恵子君	民主
	長島	一由君	民主		萩原	仁君	民主
	早川	久美子君	民主		藤田	大助君	民主
	三村	和也君	民主		三宅	雪子君	民主
	稲田	朋美君	自民		岩屋	毅君	自民
	江渡	聡徳君	自民		谷川	弥一君	自民
	徳田	毅君	自民		西村	康稔君	自民
	浜田	靖一君	自民		松浪	健太君	自民
	望月	義夫君	自民		石井	啓一君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		服部	良一君	社民
	山内	康一君	みんな		下地	幹郎君	国民

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

23 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	奥村	展三君	民主				
理事	北神	圭朗君	民主	理事	松宮	勲君	民主
理事	向山	好一君	民主	理事	村上	史好君	民主
理事	鷺尾	英一郎君	民主	理事	江藤	拓君	自民
理事	古屋	圭司君	自民	理事	竹内	譲君	公明
	大谷	啓君	民主		櫛渕	万里君	民主
	熊田	篤嗣君	民主		長尾	敬君	民主
	萩原	仁君	民主		花咲	宏基君	民主
	福島	伸享君	民主		室井	秀子君	民主
	本村	賢太郎君	民主		谷田川	元君	民主
	小里	泰弘君	自民		坂本	哲志君	自民
	高木	毅君	自民		永岡	桂子君	自民
	笠井	亮君	共産		中島	隆利君	社民

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 平成20年8月の日朝実務者協議における合意事項が履行されない理由及び打開策
- ・ 特定失踪者の調査を含めた拉致問題関係予算の充足性
- ・ 拉致・核・ミサイル問題の解決に向けた日米韓の連携強化及び中国に対する協力要請の必要性
- ・ 朝鮮半島有事の際の拉致被害者を含む邦人を救出するため自衛隊法を改正する必要性
- ・ 六者会合についての現状及び拉致問題解決に向けての取組
- ・ 金正日国防委員長の訪中（平成23年5月20日～27日）の目的

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 23. 7. 25	福井県	北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	15人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	中津川	博郷君	民主				
理事	黒岩	宇洋君	民主	理事	後藤	祐一君	民主
理事	柴橋	正直君	民主	理事	谷田川	元君	民主
理事	山花	郁夫君	民主	理事	江藤	拓君	自民
理事	古屋	圭司君	自民	理事	竹内	譲君	公明
	小野塚	勝俊君	民主		櫛渕	万里君	民主
	楠田	大蔵君	民主		高野	守君	民主
	中野	寛成君	民主		長尾	敬君	民主
	野木	実君	民主		福田	衣里子君	民主
	向山	好一君	民主		村上	史好君	民主
	小里	泰弘君	自民		坂本	哲志君	自民
	高木	毅君	自民		永岡	桂子君	自民
	笠井	亮君	共産		中島	隆利君	社民

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	中津川	博郷君	民主				
理事	黒岩	宇洋君	民主	理事	後藤	祐一君	民主
理事	柴橋	正直君	民主	理事	谷田川	元君	民主
理事	山花	郁夫君	民主	理事	江藤	拓君	自民
理事	古屋	圭司君	自民	理事	竹内	讓君	公明
	小野塚	勝俊君	民主		櫛渕	万里君	民主
	楠田	大蔵君	民主		高野	守君	民主
	中野	寛成君	民主		長尾	敬君	民主
	野木	実君	民主		福田	衣里子君	民主
	向山	好一君	民主		村上	史好君	民主
	小里	泰弘君	自民		北村	誠吾君	自民
	坂本	哲志君	自民		高木	毅君	自民
	笠井	亮君	共産		中島	隆利君	社民

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 北朝鮮に対して平成20年8月の日朝実務者協議において合意された拉致被害者の再調査委員会の立ち上げを求める必要性
- ・ 横田めぐみさんの2005年前後までの生存を示唆する報道についての政府の見解
- ・ 米国の民間団体である北朝鮮人権委員会の報告書に記載されている中国国内における米国人留学生の拉致疑惑（2004年8月14日）についての日米両国の認識
- ・ 北朝鮮を再びテロ支援国家に指定するよう米国に要請する外務大臣の意志の有無
- ・ 拉致・核・ミサイル問題の包括的な解決に向けた我が国の外交戦略
- ・ 朝鮮学校に対する高校授業料無償化適用問題についての見解

24 消費者問題に関する特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	石毛	鏡子君	民主				
理事	青木	愛君	民主	理事	郡	和子君	民主
理事	田島	一成君	民主	理事	藤田	一枝君	民主
理事	本多	平直君	民主	理事	竹本	直一君	自民
理事	永岡	桂子君	自民	理事	大口	善徳君	公明
	阿知波	吉信君	民主		相原	史乃君	民主
	磯谷	香代子君	民主		生方	幸夫君	民主
	笠原	多見子君	民主		川口	博君	民主
	工藤	仁美君	民主		後藤	祐一君	民主
	斉藤	進君	民主		高野	守君	民主
	玉木	朝子君	民主		中屋	大介君	民主
	永江	孝子君	民主		仁木	博文君	民主
	野田	国義君	民主		樋口	俊一君	民主
	福田	衣里子君	民主		室井	秀子君	民主
	山口	和之君	民主		和嶋	未希君	民主
	今津	寛君	自民		北村	茂男君	自民
	後藤田	正純君	自民		近藤	三津枝君	自民
	柴山	昌彦君	自民		野田	聖子君	自民
	平井	たくや君	自民		福井	照君	自民
	吉野	正芳君	自民		吉井	英勝君	共産
	吉泉	秀男君	社民				

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災による燃料の不足・価格高騰問題への対応
- ・ 魚介類の放射性物質暫定規制値に対する食品安全委員会の評価
- ・ 生活関連物資の品薄状況及び今後の見通し
- ・ 消費生活センター等で食品等の放射線量を測定する体制を整備する必要性

- ・ 被災地における消費生活センターへの消費者庁の支援内容
- ・ 消費者行政強化のための消費者庁定員増の必要性和目標定員数
- ・ 食品表示の一元化に関する検討状況
- ・ 正確でわかりやすい情報提供を行うという消費者庁の役割の重要性

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 14	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 23. 7. 25	宮城県	消費者問題に関する実情調査(東日本大震災による被害及び復興状況等調査)	10人

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	青木	愛君	民主				
理事	井戸	まさえ君	民主	理事	辻	恵君	民主
理事	永江	孝子君	民主	理事	樋口	俊一君	民主
理事	和田	隆志君	民主	理事	竹本	直一君	自民
理事	永岡	桂子君	自民	理事	大口	善徳君	公明
	相原	史乃君	民主		磯谷	香代子君	民主
	緒方	林太郎君	民主		川口	博君	民主
	工藤	仁美君	民主		櫛渕	万里君	民主
	斉藤	進君	民主		玉木	朝子君	民主
	中川	治君	民主		中屋	大介君	民主
	仁木	博文君	民主		野田	国義君	民主
	福田	衣里子君	民主		藤田	憲彦君	民主
	宮崎	岳志君	民主		森山	浩行君	民主
	山口	和之君	民主		山本	剛正君	民主
	和嶋	未希君	民主		今津	寛君	自民
	北村	茂男君	自民		後藤田	正純君	自民
	近藤	三津枝君	自民		柴山	昌彦君	自民
	野田	聖子君	自民		平井	たくや君	自民
	福井	照君	自民		吉野	正芳君	自民
	吉井	英勝君	共産		吉泉	秀男君	社民
	山内	康一君	みんな				

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	青木	愛君	民主				
理事	井戸	まさえ君	民主	理事	辻	恵君	民主
理事	永江	孝子君	民主	理事	樋口	俊一君	民主
理事	和田	隆志君	民主	理事	竹本	直一君	自民
理事	永岡	桂子君	自民	理事	大口	善徳君	公明
	相原	史乃君	民主		磯谷	香代子君	民主
	緒方	林太郎君	民主		川口	博君	民主
	工藤	仁美君	民主		櫛渕	万里君	民主
	斉藤	進君	民主		玉木	朝子君	民主
	中川	治君	民主		中屋	大介君	民主
	仁木	博文君	民主		野田	国義君	民主
	福田	衣里子君	民主		藤田	憲彦君	民主
	宮崎	岳志君	民主		森山	浩行君	民主
	山口	和之君	民主		山本	剛正君	民主
	和嶋	未希君	民主		今津	寛君	自民
	北村	茂男君	自民		後藤田	正純君	自民
	近藤	三津枝君	自民		柴山	昌彦君	自民
	野田	聖子君	自民		平井	たくや君	自民
	福井	照君	自民		吉野	正芳君	自民
	吉井	英勝君	共産		吉泉	秀男君	社民
	中島	正純君	国民				

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」の結果に対する消費者担当大臣の受け止め方及びリーダーシップの取り方
- ・ 消費者庁の予算及び人員の拡大の加速に向けての消費者担当大臣の決意
- ・ 他国と比べ、我が国の食品中の放射性物質の規制値が大きく異なる理由
- ・ 放射能汚染に関する妊産婦の不安解消のため、放射能に関する医師の指導等の政府の取組
- ・ 食品中の放射性物質の検査体制の現状及び強化策
- ・ 市販されている放射線線量計に係る消費者被害の現状
- ・ 合法であればマルチ商法は問題がないということについての消費者担当大臣としての認識
- ・ 地方消費者行政の活性化のため、国による財政支援を検討する必要性
- ・ 検討されている消費者庁の事故調査委員会の権限及び位置付け

25 科学技術・イノベーション推進特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	川内	博史君	民主				
理事	阿知波	吉信君	民主	理事	稲見	哲男君	民主
理事	熊谷	貞俊君	民主	理事	空本	誠喜君	民主
理事	津村	啓介君	民主	理事	馳	浩君	自民
理事	松野	博一君	自民	理事	遠藤	乙彦君	公明
	石田	三示君	民主		石津	政雄君	民主
	石森	久嗣君	民主		小川	淳也君	民主
	太田	和美君	民主		勝又	恒一郎君	民主
	金森	正君	民主		川島	智太郎君	民主
	熊田	篤嗣君	民主		阪口	直人君	民主
	菅川	洋君	民主		平	智之君	民主
	竹田	光明君	民主		玉置	公良君	民主
	豊田	潤多郎君	民主		中川	治君	民主
	野木	実君	民主		本多	平直君	民主
	山崎	誠君	民主		柚木	道義君	民主
	江渡	聡徳君	自民		金田	勝年君	自民
	河井	克行君	自民		河村	建夫君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		塩谷	立君	自民
	谷	公一君	自民		吉野	正芳君	自民
	斉藤	鉄夫君	公明		吉井	英勝君	共産
	阿部	知子君	社民				

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 原子力発電所事故が発生した際の原子力委員会の組織としての関与の在り方
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故による内部被曝の健康影響
- ・ 我が国の科学技術政策の課題としてイノベーション戦略の転換の必要性
- ・ 東日本大震災を踏まえた海域における地震発生予測及び津波の早期予知の実現のため

めに、科学技術の粋を集めて取り組む必要性

- ・ 東日本大震災を受けた科学技術基本計画答申の見直しについてのより踏み込んだ議論の必要性及び今回の大震災が科学技術に突き付けた課題
- ・ 総合科学技術会議としての科学技術政策の政策点検機能の必要性
- ・ 科学者の意見が分かれる問題について日本学術会議がより積極的に政府に提言・勧告を行う必要性
- ・ これまでの原子力安全行政の問題点の整理及び改善方策
- ・ 科学技術をイノベーションにつなげるための立法府の役割
- ・ 科学技術に対する規制見直しのために必要な専門家意見の統一方法

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 4. 26	原子力委員会委員長	近藤 駿介君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件（原子力政策について）
	原子力委員会委員長代理	鈴木達治郎君	
	原子力委員会委員	秋庭 悦子君	
	原子力委員会委員	大庭 三枝君	
	原子力委員会委員	尾本 彰君	
5. 19	原子力委員会委員長	近藤 駿介君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件
	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
	独立行政法人日本原子力研究開発機構理事 長	鈴木 篤之君	
5. 20	原子力安全委員会委員	久住 静代君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件（放射線の健康影響について）
	琉球大学名誉教授	矢ヶ崎克馬君	
	高木学校 元放射線医学総合研究所主任研究官 医学博士	崎山比早子君	
	中部大学教授	武田 邦彦君	
5. 25	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件
7. 22	総合科学技術会議議員	相澤 益男君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件（科学技術基本計画について）
	総合科学技術会議議員	本庶 佑君	
	総合科学技術会議議員	奥村 直樹君	
	総合科学技術会議議員	白石 隆君	
	総合科学技術会議議員	廣渡 清吾君	
8. 3	公益財団法人平成基礎科学財団理事長 東京大学特別栄誉教授	小柴 昌俊君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件（我が国の科学技術、イノベーション推進の今後の在り方について）
8. 9	原子力委員会委員長	近藤 駿介君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件
	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
8. 26	株式会社三菱総合研究所理事長	小宮山 宏君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件（我が国の科学技術、イノベーション推進の今後の在り方について）

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	松宮	勲君	民主				
理事	菊田	真紀子君	民主	理事	田村	謙治君	民主
理事	高井	美穂君	民主	理事	津村	啓介君	民主
理事	吉田	統彦君	民主	理事	馳	浩君	自民
理事	松野	博一君	自民	理事	遠藤	乙彦君	公明
	石田	三示君	民主		石森	久嗣君	民主
	稲富	修二君	民主		江端	貴子君	民主
	大泉	ひろこ君	民主		大西	健介君	民主
	大嶋	章宏君	民主		大山	昌宏君	民主
	川内	博史君	民主		熊谷	貞俊君	民主
	熊田	篤嗣君	民主		空本	誠喜君	民主
	平	智之君	民主		高木	義明君	民主
	中後	淳君	民主		橋本	博明君	民主
	平山	泰朗君	民主		水野	智彦君	民主
	柚木	道義君	民主		江渡	聡徳君	自民
	金田	勝年君	自民		河井	克行君	自民
	河村	建夫君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	塩谷	立君	自民		谷	公一君	自民
	吉野	正芳君	自民		斉藤	鉄夫君	公明
	吉井	英勝君	共産		阿部	知子君	社民
	柿澤	未途君	みんな				

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	松宮	勲君	民主				
理事	菊田	真紀子君	民主	理事	田村	謙治君	民主
理事	高井	美穂君	民主	理事	津村	啓介君	民主
理事	吉田	統彦君	民主	理事	馳	浩君	自民
理事	松野	博一君	自民	理事	遠藤	乙彦君	公明
	石田	三示君	民主		石森	久嗣君	民主
	稲富	修二君	民主		江端	貴子君	民主
	大泉	ひろこ君	民主		大西	健介君	民主
	大畠	章宏君	民主		大山	昌宏君	民主
	川内	博史君	民主		熊谷	貞俊君	民主
	熊田	篤嗣君	民主		空本	誠喜君	民主
	平	智之君	民主		高木	義明君	民主
	中後	淳君	民主		橋本	博明君	民主
	平山	泰朗君	民主		水野	智彦君	民主
	柚木	道義君	民主		江渡	聡徳君	自民
	金田	勝年君	自民		河井	克行君	自民
	河村	建夫君	自民		近藤	三津枝君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		谷	公一君	自民
	吉野	正芳君	自民		斉藤	鉄夫君	公明
	吉井	英勝君	共産		阿部	知子君	社民
	柿澤	未途君	みんな				

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 実用準天頂衛星システム事業の推進
- ・ 高速増殖炉、核燃料サイクル事業を見直す必要性
- ・ 第4期科学技術基本計画に示されたGDP比1%を科学技術予算に充てる目標の実現方法
- ・ 総合科学技術会議の改組についての検討状況
- ・ 企業の国際競争力の低下を防止するため、最先端分野に対する開発費確保の仕組み

づくりを行う必要性

- ・ 科学技術面での支援による東北地方の震災からの復興を図る必要性
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所における全電源喪失を想定したシビアアクシデントマニュアルの存在の有無及び問題点
- ・ 再生可能エネルギー促進の国家戦略上の位置付け
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射性物質による汚染の除去
- ・ イーター（国際熱核融合実験炉）計画の進捗状況及び核融合炉の実用化が我が国の安定したエネルギー供給源となる可能性に関する本島参考人の見解

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 10. 25	原子力委員会委員長代理	鈴木達治郎君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件
11. 24	イーター国際核融合エネルギー機構機構長	本島 修君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件（我が国の科学技術、イノベーション推進の今後の在り方について）

26 郵政改革に関する特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	赤松	広隆君	民主				
理事	糸川	正晃君	民主	理事	楠田	大蔵君	民主
理事	佐々木	隆博君	民主	理事	武正	公一君	民主
理事	津島	恭一君	民主	理事	赤澤	亮正君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	斉藤	鉄夫君	公明
	阿知波	吉信君	民主		大西	孝典君	民主
	奥野	総一郎君	民主		加藤	学君	民主
	梶原	康弘君	民主		金子	健一君	民主
	京野	公子君	民主		小室	寿明君	民主
	近藤	和也君	民主		菅川	洋君	民主
	田島	一成君	民主		高井	崇志君	民主
	玉木	雄一郎君	民主		玉置	公良君	民主
	永江	孝子君	民主		野田	国義君	民主
	福島	伸享君	民主		藤田	大助君	民主
	牧野	聖修君	民主		湯原	俊二君	民主
	横光	克彦君	民主		和嶋	未希君	民主
	石田	真敏君	自民		加藤	紘一君	自民
	川崎	二郎君	自民		佐藤	勉君	自民
	坂本	哲志君	自民		橘	慶一郎君	自民
	谷	公一君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	森山	裕君	自民		西	博義君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	山内	康一君	みんな		田中	康夫君	国民

(2) 設置の目的

郵政改革に関連する諸法案を審査するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案3件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）

○ 要旨

郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

② 日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）

○ 要旨

郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

③ 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）

○ 要旨

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）	(22.10.13)		23.4.12 (注)			8.31 閉会中 審 査			
日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）	(22.10.13)		4.12 (注)			8.31 閉会中 審 査			
郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）	(22.10.13)		4.12 (注)			8.31 閉会中 審 査			

(注) 同日、総務委員会から付託替え

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	赤松	広隆君	民主				
理事	石関	貴史君	民主	理事	佐々木	隆博君	民主
理事	田島	一成君	民主	理事	武正	公一君	民主
理事	山花	郁夫君	民主	理事	赤澤	亮正君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	斉藤	鉄夫君	公明
	今井	雅人君	民主		緒方	林太郎君	民主
	大谷	啓君	民主		逢坂	誠二君	民主
	奥野	総一郎君	民主		加藤	学君	民主
	柿沼	正明君	民主		京野	公子君	民主
	小室	寿明君	民主		近藤	和也君	民主
	近藤	昭一君	民主		高井	崇志君	民主
	高橋	英行君	民主		高邑	勉君	民主
	野田	国義君	民主		橋本	勉君	民主
	花咲	宏基君	民主		福島	伸享君	民主
	藤田	大助君	民主		藤田	憲彦君	民主
	山尾	志桜里君	民主		山岡	達丸君	民主
	石田	真敏君	自民		加藤	紘一君	自民
	川崎	二郎君	自民		佐藤	勉君	自民
	坂本	哲志君	自民		橘	慶一郎君	自民
	谷	公一君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	森山	裕君	自民		西	博義君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	山内	康一君	みんな		田中	康夫君	国民

(2) 設置の目的

郵政改革に関連する諸法案を審査するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案3件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）	(22.10.13)		23. 9.13			9.30 閉会中 審査		
日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）	(22.10.13)		9.13			9.30 閉会中 審査		
郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）	(22.10.13)		9.13			9.30 閉会中 審査		

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	赤松	広隆君	民主				
理事	石関	貴史君	民主	理事	佐々木	隆博君	民主
理事	田島	一成君	民主	理事	武正	公一君	民主
理事	山花	郁夫君	民主	理事	赤澤	亮正君	自民
理事	森山	裕君	自民	理事	斉藤	鉄夫君	公明
	今井	雅人君	民主		緒方	林太郎君	民主
	大谷	啓君	民主		逢坂	誠二君	民主
	奥野	総一郎君	民主		加藤	学君	民主
	柿沼	正明君	民主		京野	公子君	民主
	小室	寿明君	民主		近藤	和也君	民主
	近藤	昭一君	民主		高井	崇志君	民主
	高橋	英行君	民主		高邑	勉君	民主
	野田	国義君	民主		橋本	勉君	民主
	花咲	宏基君	民主		福島	伸享君	民主
	藤田	大助君	民主		藤田	憲彦君	民主
	山尾	志桜里君	民主		山岡	達丸君	民主
	石田	真敏君	自民		加藤	紘一君	自民
	川崎	二郎君	自民		佐藤	勉君	自民
	坂本	哲志君	自民		橘	慶一郎君	自民
	谷	公一君	自民		中谷	元君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		西	博義君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	山内	康一君	みんな		田中	康夫君	国民

(2) 設置の目的

郵政改革に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案3件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）

- 要旨
（第177回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）	(22.10.13)		23.10.20			12.9 閉会中 審査		
			12.1					
日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）	(22.10.13)		10.20			12.9 閉会中 審査		
			12.1					
郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）	(22.10.13)		10.20			12.9 閉会中 審査		
			12.1					

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 郵政事業の経営を改善するためには、郵貯の預入限度額引上げ及び新規事業の拡大を行う必要があるとすることについての総務大臣及び郵政改革担当大臣見解
- ・ 郵政民営化に伴い日本郵政グループが5社体制となったことのマイナス面についての郵政改革担当大臣見解
- ・ 新聞記事等で郵政改革法案を放置することは国益に反する等とされていることについての郵政改革担当大臣及び総務大臣の所感と法案審議に向けての決意

- ・ 平成22年に当時の郵政改革担当大臣と総務大臣が合意した限度額を現在も有効な政府見解として受け取ることの適否についての郵政改革担当大臣及び総務大臣見解
- ・ 日本郵政株式会社の株式売却のため、郵政改革法案の成立以前に、日本郵政株式会社の企業価値を高める努力が必要と考えるが、現状の取組についての日本郵政への確認
- ・ 郵便局会社におけるコンプライアンス確立の取組状況に対する日本郵政見解
- ・ 貯金・保険の金融サービスも、郵便と同じくユニバーサルサービスでなくてはならず、国家が備えるべき基本的なインフラであるとする事についての郵政改革担当大臣見解
- ・ 郵政株式の売却を的確な判断に基づいて行うことに対する財務大臣の決意
- ・ 東日本大震災の被災地における郵政三事業の確保の必要について、長期にわたる郵便局の閉鎖状況をいつまでに解消するのかについての総務大臣見解
- ・ 郵便事業会社の経営状況について、平成22年からの1年間に約2万人もの契約社員が増加したことについての郵政改革担当大臣及び総務大臣政務官見解

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 10. 25	日本郵政株式会社専務執行役	高橋 亨君	郵政改革に関する件
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社専務執行役	中城 吉郎君	
	日本郵政株式会社専務執行役	斎尾 親徳君	
	日本郵政株式会社常務執行役	田中 進君	

27 東日本大震災復興特別委員会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	黄川田 徹君	民主			
理事	柿沼 正明君	民主	理事	後藤 斎君	民主
理事	橋本 清仁君	民主	理事	藤村 修君	民主
理事	三日月 大造君	民主	理事	谷 公一君	自民
理事	額賀 福志郎君	自民	理事	石田 祝稔君	公明
	石津 政雄君	民主		石原 洋三郎君	民主
	石山 敬貴君	民主		太田 和美君	民主
	梶原 康弘君	民主		川口 博君	民主
	菊池長右エ門君	民主		郡 和子君	民主
	近藤 洋介君	民主		斉藤 進君	民主
	斎藤やすのり君	民主		階 猛君	民主
	白石 洋一君	民主		高井 美穂君	民主
	高邑 勉君	民主		富岡 芳忠君	民主
	中野渡 詔子君	民主		長尾 敬君	民主
	畑 浩治君	民主		谷田川 元君	民主
	山口 和之君	民主		若井 康彦君	民主
	秋葉 賢也君	自民		井上 信治君	自民
	小里 泰弘君	自民		小野寺 五典君	自民
	加藤 勝信君	自民		梶山 弘志君	自民
	長島 忠美君	自民		吉野 正芳君	自民
	斉藤 鉄夫君	公明		高橋 千鶴子君	共産
	吉泉 秀男君	社民		柿澤 未途君	みんな
	下地 幹郎君	国民		園田 博之君	日本

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案4件、議員提出法律案2件、参議院提出法律案2件及び承認を求めるの件2件、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案 (内閣提出第70号)

○ 要旨

東日本大震災が、被害が甚大で、被災地域が広範にわたる等大規模であるとともに、地震・津波・原発事故の複合災害であるという未曾有の災害であることに鑑み、被災地域の復興についての基本理念、東日本大震災復興対策本部の設置等を定めるもの

- 主な質疑内容（①、②、⑤及び⑪の4件について）
 - ・ 復興を進めていく上での基本的な考え方
 - ・ 復興を進めるための一元的組織の必要性
 - ・ 復興特区の創設及び復興債の発行の必要性
 - ・ 国務大臣等増員により期待される効果
 - ・ 国務大臣の増員についての目的、職務及び期間を法に明記する必要性
 - ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る政府の対応の是非
 - ・ 被災者のいわゆる二重ローン問題に対する支援の必要性
 - ・ 瓦れき処理に係る費用を全額国庫負担にする必要性
 - ・ 早急に応急仮設住宅を建設する必要性
 - ・ 被災者生活再建支援金の支給及び義援金の配分の遅れ
- 参考人からの意見の聴取
- 委員派遣
- 結果
 - 本会議において撤回承諾

② 内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）

- 要旨
 - 当分の間、特別に必要がある場合において増加することができる国務大臣の数を6人を限度とすることとともに、内閣府に置かれる副大臣の数を6人以内の限度で、大臣政務官の数を6人以内の限度で、それぞれ増加することができることとするもの
- 主な質疑内容
 - （①参照）
- 参考人からの意見の聴取
- 委員派遣
- 審査結果
 - （審査未了）

③ 原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出第84号）

- 要旨
 - 原子力損害賠償支援機構を設立し、大規模な原子力損害が生じた場合において、賠償責任を負う原子力事業者に対し、機構が資金の交付等を行うことにより、被害者への賠償の迅速かつ適切な実施を確保するとともに、電力の安定供給等を図るための所要の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 原子力損害賠償における国及び事業者の責任の明確化の必要性
 - ・ 特別資金援助に係る債権者等のステークホルダー（利害関係者）の協力の在り方
 - ・ 事業者が納付する一般負担金が電気料金に転嫁される懸念
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
 - 修正（附帯決議）
 - <修正内容>
 - 国の責務規定を設けること、国債が交付されても、特別資金援助に係る資金が不

足すときに限り、政府は機構に資金を交付することができること、機構は原子力事業者の委託を受け、損害賠償の全部又は一部の支払を行うことができること等

④ 東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案（内閣提出第85号）

○ 要旨

東日本大震災による被害を受けた市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、その処理に関する専門的知識及び技術の必要性並びにその広域的な処理の重要性に鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定めるもの

○ 主な質疑内容（④及び⑦の2件について）

- ・ 東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案において、災害廃棄物処理に対する国庫補助率を10割にしなかった理由及び10割にした場合の問題点
- ・ 災害廃棄物処理に当たっての地元雇用の確保及び被災地域外の事業者の活用の在り方に関し、国として明確な指針を示す必要性
- ・ 広域処理について費用負担を含め、全面的に国の責務とする必要性
- ・ 災害廃棄物の撤去に従事する労働者の適正な賃金水準等を確保するために国が講ずべき施策

○ 審査結果

（審査未了）

⑤ 東日本大震災復興再生基本法案（石破茂君外4名提出、衆法第8号）

○ 要旨

東日本大震災が、被害が甚大で、被災地域が広範にわたる等大規模であるとともに、地震・津波・原発事故の複合災害であるという未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興再生についての基本理念、復興再生基本計画・復興再生計画、東日本大震災復興再生院の設置に関する基本方針等を定めるもの

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣

○ 審査結果

撤回許可

⑥ 東日本大震災復興基本法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第13号）

○ 要旨

東日本大震災が未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めるもの

○ 主な発言内容

- ・ 復興交付金及び復興基金の創設の必要性
- ・ 公共土木施設の災害査定迅速化及び簡素化の必要性
- ・ 法案成立後、早期に復興対策本部の設置を行う必要性

○ 結果

成案・提出決定

⑦ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（小里泰弘君外10名提出、衆法第19号）

○ 要旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が著しく停滞し、被災地域の復旧復興が著しく遅延している現状に鑑み、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、災害廃棄物の処理に関し、国の責務を明らかにするとともに、国による代行に関する規定を設け、当該処理に要する費用の全部を国が補助することとし、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるもの

○ 主な質疑内容

（④参照）

○ 審査結果

（審査未了）

⑧ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第26号）

○ 要旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるもの

○ 主な発言内容

- ・ 既存のグリーンニューディール基金を活用した災害廃棄物処理費用に係る国庫補助スキームに対する環境大臣及び財務大臣の見解
- ・ 病院及び公民館等の被災公共施設を移転して復旧する場合の解体及び撤去に係る費用も災害廃棄物処理事業の補助対象とする必要性
- ・ 被災市町村の負担費用に対する地方交付税の確実な手当及び起債した地方債の早期償還のための具体的な支援策
- ・ 放射性物質を含む災害廃棄物に係る処理基準の遵守及びその監視のルール等を作る必要性

○ 結果

成案・提出決定

⑨ 平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出、参法第9号）

○ 要旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による災害が大規模かつ長期間にわたる未曾有のものであり、これによる被害を受けた者を早期に救済する必要があること等に鑑み、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、同事故による損害を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 仮払いの金額の下限を損害額の10分の5とした理由
- ・ 賠償金の支払に関する国と東京電力の役割分担の在り方
- ・ 東京電力による被害者への賠償金の仮払いが遅滞している理由

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

国が行う仮払金の支払は、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならないものとする、この法律の施行後おおむね2年以内にこの法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする等

⑩ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出、参法第12号）

○ 要旨

東日本大震災の被害により過大な債務を負い、被災地域において事業の再生を図ろうとする事業者に対し、金融機関等が当該事業者に対して有する債権の買取り等を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援するため、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立しようとするもの

○ 審査結果

継続審査

⑪ 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求め
るの件（内閣提出、承認第5号）

○ 要旨

関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる被災地域の復興のための施策の実施の推進及びそれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、現地対策本部を設置することについて、国会の承認を求めもの

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣

○ 結果

本会議において撤回承諾

⑫ 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求め
るの件（内閣提出、承認第7号）

○ 要旨

関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、現地対策本部を設置することについて、国会の承認を求めもの

○ 審査結果

承認

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
東日本大震災復興の基本方針 及び組織に関する法律案（内 閣提出第70号）	23. 5. 13	5. 19	5. 20			5. 23 5. 24 5. 25 5. 30 5. 31 6. 9		6. 9 撤回承諾	
内閣法及び内閣府設置法の一 部を改正する法律案（内閣提 出第71号）	5. 13	5. 19	5. 20	5. 23 5. 24 5. 25 5. 30 5. 31 6. 9	(審査未了)				
原子力損害賠償支援機構法案 （内閣提出第84号）	6. 14	7. 8	7. 8	7. 11 7. 12 7. 13 7. 14 7. 20 7. 26	7. 26 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・国民・ 日本) (反-共産・社民・ みんな) (附)	7. 28 修正	東日本大震 災復興特 8. 2 可決 (附)	8. 3 可決	8. 10 法94号
東日本大震災により生じた廃 棄物の処理の特例に関する法 律案（内閣提出第85号）	7. 8	7. 28	7. 28 7. 29	8. 2	(審査未了)				

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
東日本大震災復興再生基本法 案（石破茂君外4名提出、衆法 第8号）	23. 5. 18	5. 19	5. 20			5. 23 5. 24 5. 25 5. 30 5. 31 6. 9	6. 9 撤回許可		
東日本大震災復興基本法案 （東日本大震災復興特別委員 長提出、衆法第13号）	6. 9			6. 9(廻)	6. 9 成案・提出決定(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ 国民・日本) (反-共産・みんな)	6. 10 可決	東日本大震 災復興特 6. 20 可決	6. 20 可決	6. 24 法76号
東日本大震災により生じた災 害廃棄物の処理に関する特別 措置法案（小里泰弘君外10名 提出、衆法第19号）	7. 1	7. 28	7. 28 7. 29	8. 2	(審査未了)				

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第26号）	8. 9		8. 9(疑)	8. 9 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民・日本)	8.11 可決	東日本大震 災復興特 8.11 可決	8.12 可決	8.18 法99号	

参法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出、参法第9号）	参 23. 6.21	7.19	7.25 7.26	7.26 修正(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな・国民・ 日本) (反-共産) (附)	7.28 修正	東日本大震 災復興特 7.14 可決	7.15 可決 7.29 回付同意	8. 5 法91号	
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出、参法第12号）	参 7.11	8.11	8.25		8.31 閉会中 審査	東日本大震 災復興特 7.28 修正	7.29 修正		

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第5号）	23. 5.13	5.20	5.23 5.24 5.25 5.30 5.31 6. 9		6. 9 撤回承諾				
地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第7号）	6. 9	6. 9	6.10	6.10 承認(多) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・国民・ 日本) (反-みんな)	6.10 承認	東日本大震 災復興特 6.20 承認	6.20 承認		

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 復興基本方針の策定時期
- ・ 復興庁を早急に設置する必要性
- ・ 復興対策本部及び現地対策本部の体制の概要
- ・ 現地対策本部に権限と予算を一任する必要性
- ・ 復興特別区域制度の内容及び法案化指示の有無
- ・ 被災地における土地利用についての指針を作成する必要性
- ・ 災害廃棄物の処理を全額国費負担で行う必要性
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の避難者がふるさとに戻れるようにする手順のイメージ
- ・ 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの現状
- ・ 玄海原発の再稼動問題

(5) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件（平成23.8.9）

政府は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が被災地域における復旧復興に不可欠であることに鑑み、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 1 災害廃棄物の処理は、復旧復興の大前提であり、今回の特別立法を制定した趣旨を十分踏まえ、スピード感を持って、災害廃棄物処理の加速を図ること。
- 2 災害廃棄物の処理に関する措置を講ずるに当たっては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の意向を最大限に尊重すること。
- 3 災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を控除した地方の一時負担分について、グリーンニューディール基金を通じた支援により、国の実質負担額を平均95%とし、残りの地方負担額についても全額交付税措置を行い、実質的に100%国の支援とすること。
- 4 グリーンニューディール基金からの支援に当たっては、特定被災地方公共団体の地方負担額の実情を十分考慮したものとすること。
- 5 グリーンニューディール基金からの支援は、東日本大震災発生以降の災害廃棄物処理についても、遡及して適用すること。
- 6 災害廃棄物処理事業費に係る国庫補助金につき、特定被災地方公共団体である市町村から概算払いの請求があった場合には、速やかな事務処理の下、迅速に支払うこと。
- 7 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の状況を最大限に勘案し、災害廃棄物の処理施設の整備等、必要な措置を講ずること。
- 8 災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する統一的な指針の策定に当たっては、被災者の財産、遺留品等の適切な取扱いに要する費用、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者の賃金、受注者の資金繰りに配慮した支払の方法、受注後の事情変更への対応などを勘案すること。

委員会等の概況

- 9 東日本大震災により特にその処理が必要となった廃棄物のうち、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理に関しては、特段の配慮を要することに鑑み、必要な措置を講ずること。
- 10 既に都道府県知事に対して災害廃棄物の処理を委託している特定被災地方公共団体である市町村の長から代行の要請があった場合には、当該都道府県知事の意見を尊重すること。
右決議する。

(6) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 5.23	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出） 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出） 内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出） 東日本大震災復興再生基本法案（石破茂君外4名提出）
5.24	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
5.25	福島県商工会議所連合会会長	瀬谷 俊雄君	
	福島県農業協同組合中央会会長	庄條 徳一君	
	福島県漁業協同組合連合会代表理事会長	野崎 哲君	
	茨城県商工会連合会会長	外山 崇行君	
	茨城県農業協同組合中央会常務理事	成田 治彦君	
	茨城沿海地区漁業協同組合連合会専務理事	今橋 一也君	
	青森県商工会議所連合会会長	林 光男君	
	青森県農業協同組合中央会会長	工藤 信君	
	八戸水産加工業協同組合連合会会長	榊 佳弘君	
	全国商工会連合会監事 岩手県商工会連合会会長	千葉 庄悦君	
岩手県農業協同組合中央会会長	長澤 壽一君		
岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長	大井 誠治君		
全国商工会連合会理事 宮城県商工会連合会会長	天野 忠正君		
宮城県農業協同組合中央会副会長	菅原 章夫君		
宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長	木村 稔君		
5.30	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
5.31	原子力委員会委員長代理	鈴木達治郎君	
	原子力安全委員会委員長 東京電力株式会社取締役副社長原子力・立地本部長	班目 春樹君 武藤 栄君	
6. 9	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
7.12	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	
	東京電力株式会社取締役社長	西澤 俊夫君	
7.13	電気事業連合会会長	八木 誠君	
	株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長	斉藤 惇君	
	一般社団法人全国銀行協会会長	永易 克典君	
	大阪市立大学大学院経営学研究科准教授	除本 理史君	
7.20	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
7.26	原子力安全委員会委員長	班目 春樹君	原子力損害賠償支援機構法案（内閣提出） 平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参議院提出）

(7) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 23. 5.27	福島県、宮城県、岩手県	東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出）、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）、内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び東日本大震災復興再生基本法案（石破茂君外4名提出）の審査	10人



東日本大震災復興特別委員会（第177回国会）

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	古賀	一成君	民主				
理事	大島	敦君	民主	理事	近藤	洋介君	民主
理事	田嶋	要君	民主	理事	中川	治君	民主
理事	橋本	清仁君	民主	理事	谷	公一君	自民
理事	額賀	福志郎君	自民	理事	石田	祝稔君	公明
	石津	政雄君	民主		石原	洋三郎君	民主
	石山	敬貴君	民主		市村	浩一郎君	民主
	太田	和美君	民主		菊池長右エ門君		民主
	沓掛	哲男君	民主		斉藤	進君	民主
	斎藤やすのり君		民主		階	猛君	民主
	白石	洋一君	民主		菅川	洋君	民主
	辻元	清美君	民主		中野渡	詔子君	民主
	長尾	敬君	民主		畑	浩治君	民主
	森本	和義君	民主		谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主		山口	和之君	民主
	若井	康彦君	民主		若泉	征三君	民主
	秋葉	賢也君	自民		井上	信治君	自民
	小里	泰弘君	自民		小野寺	五典君	自民
	加藤	勝信君	自民		梶山	弘志君	自民
	長島	忠美君	自民		吉野	正芳君	自民
	斉藤	鉄夫君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	吉泉	秀男君	社民		柿澤	未途君	みんな
	下地	幹郎君	国民		園田	博之君	日本

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、参議院提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出、第177回国会参法第12号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

参 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
株式会社東日本大震災事業者 再生支援機構法案（参議院提 出、第177回国会参法第12号）	参 (23. 7. 11)	23. 9. 13					9. 30 閉会中 審査	
		(23. 8. 25)						

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

(閉会中審査)

- ・ 被災企業のいわゆる二重ローン問題
- ・ 緊急時避難準備区域における指定解除後の除染対策
- ・ 子どもたちを守るための放射能の防止対策
- ・ 原子力発電所再稼働に対する総理の見解
- ・ エネルギー基本計画改定の時期及び改定を前倒しする必要性
- ・ 復興財源の11. 2兆円を賄うための復興増税を圧縮するため、税外収入を当初の政府案の5兆円から2兆円上積みしたことの根拠
- ・ 被災者にとって使い勝手のよい復興基金を創設する必要性
- ・ 防災集団移転促進事業による高台移転の事業費
- ・ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の国の補助率かさ上げの必要性
- ・ 地方自治体が自由に使える復興交付金の必要性
- ・ 国家公務員総人件費2割削減に向けた総理の決意

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
(閉会中) 平成 23. 10. 5	日本銀行総裁	白川 方明君	東日本大震災復興の総合的対策に関する件（東日本大震災復旧・復興等）
	東京電力株式会社取締役社長	西澤 俊夫君	

(6) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州及び中近東各国における災害・復興状況等実情調査議員団	(閉会中) 平成23. 10. 9 ～ 10. 15	オーストリア、 ウクライナ、 トルコ	ウクライナにおける原子力事故対策等及びトルコにおける大地震復興政策等の実情調査	8人

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	古賀	一成君	民主				
理事	大島	敦君	民主	理事	近藤	洋介君	民主
理事	田嶋	要君	民主	理事	中川	治君	民主
理事	橋本	清仁君	民主	理事	谷	公一君	自民
理事	額賀	福志郎君	自民	理事	石田	祝稔君	公明
	石津	政雄君	民主		石原	洋三郎君	民主
	石山	敬貴君	民主		市村	浩一郎君	民主
	太田	和美君	民主		菊池長右エ門君		民主
	沓掛	哲男君	民主		斉藤	進君	民主
	斎藤やすのり君		民主		階	猛君	民主
	白石	洋一君	民主		菅川	洋君	民主
	辻元	清美君	民主		中野渡	詔子君	民主
	長尾	敬君	民主		畑	浩治君	民主
	森本	和義君	民主		谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主		山口	和之君	民主
	若井	康彦君	民主		若泉	征三君	民主
	秋葉	賢也君	自民		井上	信治君	自民
	小里	泰弘君	自民		小野寺	五典君	自民
	加藤	勝信君	自民		梶山	弘志君	自民
	長島	忠美君	自民		吉野	正芳君	自民
	高木	美智代君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	吉泉	秀男君	社民		柿澤	未途君	みんな
	下地	幹郎君	国民		園田	博之君	日本

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件及び参議院提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 東日本大震災復興特別区域法案（内閣提出第1号）

○ 要旨

東日本大震災からの復興が、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力が確保され、かつ、被災地域住民の意向が尊重され、地域の創意工夫を生かして行われるべきものであることに鑑み、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置、復興整備計画の実施に係る特別の措置、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 防災集団移転促進事業と土地利用再編の在り方
- ・ 条例による法律の上書き権の趣旨の修正案への反映状況
- ・ 復興交付金事業計画に記載する事項について、効果促進事業に加え基幹事業に関連するものも対象とした修正の趣旨

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等について、国会に対して復興特別意見書を提出することができるものとし、国会は、復興特別意見書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。復興交付金事業計画に記載する事項のうち、第77条第2項第4号に掲げるものについて、著しい被害を受けた地域の復興のため同項第3号に掲げる事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務が含まれるものとする。等

② 復興庁設置法案（内閣提出第8号）

○ 要旨

東日本大震災復興基本法に基づき、復興に関する施策の企画立案及び総合調整並びに実施に関する事務等を所掌する復興庁を設置し、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るもの

○ 主な質疑内容

- ・ 復興に係る事業の予算の要求及び予算の各省への配分を復興庁で一括して行う必要性
- ・ 復興庁本庁を被災地ではなく東京に置くこととした理由
- ・ 修正により政府原案の政務官3人を削除し、大臣1人、副大臣2人とした理由

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

復興庁の所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること、東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、一括して要求し、確保すること等の事務を追加すること、関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこと、復興庁に、副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができるものとする。とともに、復興庁に、大臣政務官3人を置くこととする規定を削除し、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができるものとする。等

③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出、第177回国会参法第12号）

○ 要旨

（第177回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 従来の政府・与党の方針による産業復興機構の債権の買取りでは、対象及び額が不十分であったことの認識

- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構と産業復興機構の連携の必要性
- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構の業務に必要となる額及び政府による予算措置

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

東日本大震災事業者再生機構が業務として行う資金の貸付けをつなぎ融資等に限定するとともに担保財産の取得等の規定を削除すること、債権の買取価格は支援決定に係る事業再生計画等を勘案した適正な時価を上回ってはならないこと、同機構は、関係金融機関等と損害担保契約を締結することができること、同機構は、買取債権について、一部免除及び一定期間の弁済猶予ができること等

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
東日本大震災復興特別区域法案（内閣提出第1号）	23.10.28	11.18	11.18	11.21 11.22 11.24 11.25 11.29	11.29 修正（全） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民・日本） （附）	11.29 修正	東日本大震 災復興特 12.2 可決 （附）	12.7 可決	12.14 法122号
復興庁設置法案（内閣提出第8号）	11.1	11.24	11.24 12.2 12.5 12.6	12.6 修正（多） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・国民・ 日本） （反-みんな） （附）	12.6 修正	東日本大震 災復興特 12.8 可決 （附）	12.9 可決	12.16 法125号	

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参議院提出、第177回国会参法第12号）	参 （23.7.11）	23.10.20 （23.8.25）	11.14	11.14 修正（多） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・国民・ 日本） （反-みんな） （附）	11.14 修正（多） （賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・国民・ 日本） （反-みんな） （附）	11.15 修正	東日本大震 災復興特 11.18 可決 （附）	11.21 可決	11.28 法113号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 災害廃棄物の広域処理を進めるため、受入先の自治体が国の基準値よりも厳しい基準を設定しないようにする必要性
- ・ 被災地における地方自治体の行政機能の回復の現状及び対策
- ・ 東日本大震災復興特別区域法案及び復興庁設置法案の提出時期及び閣議決定時期
- ・ 各省に任せるのではなく復興庁が一元的に復興関係予算を計上する必要性
- ・ 集団移転事業の際に市町村が買い取った土地を震災前の価格で国が買い取る必要性
- ・ いわゆる二重ローン問題に関する法律の実効性を担保するための方策
- ・ 復興交付金の使途の透明性を確保する必要性
- ・ 食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定
- ・ 復興特別区域制度を東日本全体に適用する必要性
- ・ 低コストで良質な災害復興住宅を建設する必要性

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 23.12.22	福島県	東京電力福島原子力発電所事故等による被災状況等の実情調査	14人

28 政治倫理審査会

【第177回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

会 長	鉢呂 吉雄君	民主			
幹 事	後藤 齋君	民主	幹 事	白石 洋一君	民主
幹 事	村越 祐民君	民主	幹 事	森本 哲生君	民主
幹 事	横光 克彦君	民主	幹 事	菅 義偉君	自民
幹 事	高木 毅君	自民	幹 事	東 順治君	公明
	井戸 まさえ君	民主		石山 敬貴君	民主
	江端 貴子君	民主		岡田 康裕君	民主
	柴橋 正直君	民主		辻 惠君	民主
	道休 誠一郎君	民主		中野渡 詔子君	民主
	橋本 勉君	民主		平山 泰朗君	民主
	三宅 雪子君	民主		逢沢 一郎君	自民
	伊東 良孝君	自民		小泉 進次郎君	自民
	齋藤 健君	自民		橘 慶一郎君	自民

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

【第178回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

会 長	川内	博史君	民主				
幹 事	泉	健太君	民主	幹 事	長安	豊君	民主
幹 事	樋高	剛君	民主	幹 事	松本	大輔君	民主
幹 事	三日月	大造君	民主	幹 事	菅	義偉君	自民
幹 事	高木	毅君	自民	幹 事	東	順治君	公明
	石森	久嗣君	民主		石山	敬貴君	民主
	小林	正枝君	民主		階	猛君	民主
	柴橋	正直君	民主		仙谷	由人君	民主
	辻	恵君	民主		道休	誠一郎君	民主
	西村	智奈美君	民主		細川	律夫君	民主
	山尾	志桜里君	民主		逢沢	一郎君	自民
	伊東	良孝君	自民		小泉	進次郎君	自民
	齋藤	健君	自民		橘	慶一郎君	自民

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

会 長	川内	博史君	民主				
幹 事	泉	健太君	民主	幹 事	長安	豊君	民主
幹 事	樋高	剛君	民主	幹 事	松本	大輔君	民主
幹 事	三日月	大造君	民主	幹 事	高木	毅君	自民
幹 事	東	順治君	公明		石森	久嗣君	民主
	石山	敬貴君	民主		小林	正枝君	民主
	階	猛君	民主		柴橋	正直君	民主
	仙谷	由人君	民主		辻	惠君	民主
	道休	誠一郎君	民主		西村	智奈美君	民主
	細川	律夫君	民主		山尾	志桜里君	民主
	伊東	良孝君	自民		岸田	文雄君	自民
	小泉	進次郎君	自民		佐藤	勉君	自民
	齋藤	健君	自民		橘	慶一郎君	自民

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

第4

宪法审查会

第4 憲法審査会

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関である。

憲法審査会は、第167回国会の召集の日（平成19年8月7日）から、国会法の規定に基づき各議院に設けられ、第171回国会の平成21年6月11日には、委員の員数、議事手続等の詳細を定める衆議院憲法審査会規程が制定された。なお、第178回国会まで委員の選任はなく、第179回国会において、委員が選任され、会長及び幹事の互選等が行われた。

【第179回国会】

1 委員名簿（50人）

会長	大畠	章宏君	民主	幹事	大谷	信盛君	民主
幹事	小沢	鋭仁君	民主	幹事	宮島	大典君	民主
幹事	三日月	大造君	民主	幹事	鷺尾	英一郎君	民主
幹事	山花	郁夫君	民主	幹事	保利	耕輔君	自民
※幹事	中谷	元君	自民	幹事	阿知波	吉信君	民主
幹事	赤松	正雄君	公明		稲見	哲男君	民主
	網屋	信介君	民主		緒方	林太郎君	民主
	今井	雅人君	民主		逢坂	誠二君	民主
	大泉	ひろこ君	民主		川越	孝洋君	民主
	岡本	充功君	民主		木村	たけつか君	民主
	川村	秀三郎君	民主		近藤	昭一君	民主
	楠田	大蔵君	民主		辻	恵君	民主
	篠原	孝君	民主		中川	治君	民主
	辻元	清美君	民主		鳩山	由紀夫君	民主
	中野	寛成君	民主		山尾	志桜里君	民主
	浜本	宏君	民主		笠	浩史君	民主
	山崎	摩耶君	民主		井上	信治君	自民
	渡辺	浩一郎君	民主		木村	太郎君	自民
	石破	茂君	自民		柴山	昌彦君	自民
	近藤	三津枝君	自民		棚橋	泰文君	自民
	田村	憲久君	自民		野田	毅君	自民
	中川	秀直君	自民		古屋	圭司君	自民
	平沢	勝栄君	自民		笠井	亮君	共産
	大口	善徳君	公明		柿澤	未途君	みんな
	照屋	寛徳君	社民				
	中島	正純君	国民				

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

2 議案審査

付託された議案はなかった。

3 国政調査

国政調査では、自由討議が行われた。主な発言内容は、次のとおりである。

○ 主な発言内容

- ・ 憲法調査会及び憲法調査特別委員会における議論の経過
- ・ 憲法審査会における今後の議論の進め方
- ・ 憲法改正国民投票法の附則に定められた検討課題（いわゆる「3つの宿題」）の取扱い
- ・ 憲法改正の発議要件緩和の是非
- ・ 憲法に非常事態に関する規定を設けることの是非

4 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 23. 11. 17	前衆議院憲法調査会会長 元外務大臣	中山 太郎君	日本国憲法及び日本国憲法に密接に 関連する基本法制に関する件

第5

東京電力福島原子力発電所
事故に係る両議院の議院
運営委員会の合同協議会
東京電力福島原子力発電所
事故調査委員会

第5 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

1 概要及び設置経緯

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会(以下「両院議運合同協議会」という。)は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、国会に置かれるものである。

両院議運合同協議会は、第178回国会に提出された「国会法の一部を改正する法律案」(議院運営委員長提出、衆法第1号)が、同年9月30日に成立し、同年10月7日公布、同月30日施行によって設置された。また、両院議運合同協議会とともに、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案」(議院運営委員長提出、衆法第2号)の成立、公布、施行によって、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という。)が設置された。なお、両法案の提出に際して、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案」(塩崎恭久君外5名提出、第177回国会衆法第24号)及び「国会法の一部を改正する法律案」(塩崎恭久君外5名提出、第177回国会衆法第25号)は撤回された。

事故調査委員会は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の直接又は間接の原因及び当該事故に伴い発生した被害の直接又は間接の原因並びに関係行政機関その他関係者が当該事故に対し講じた措置及び当該被害の軽減のために講じた措置の内容、当該措置が講じられるまでの経緯並びに当該措置の効果を究明し、又は検証するための調査並びにこれまでの原子力に関する政策の決定又は了解及びその経緯その他の事項についての調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について提言を行い、もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資するため、国会に置かれるものである。

事故調査委員会は、両院議運合同協議会の推薦に基づき両議院の承認を得て両議院の議長が任命する委員長及び委員9人をもって構成される。事故調査委員会は、特に必要があると認めるときは、両院議運合同協議会に対し、国政調査の要請を行うことができる。そして、委員長及び委員任命の日から起算しておおむね6月後を目途として、報告書を両議院の議長に提出し、同報告をもってその調査活動を終了することとしている。

2 事故調査委員会の活動に至る経緯

両院議運合同協議会は、12月1日、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員の推薦の件について協議決定した。これに基づき、同委員長及び委員は、同月2日、両議院の本会議で承認され、同月8日、両議院の議長から任命された。

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

3 両院議運合同協議会及び事故調査委員会の概況

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会

【第179回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

【衆議院】

会 長	小平	忠正君	民主
幹 事	松野	頼久君	民主
幹 事	山井	和則君	民主
幹 事	笠	浩史君	民主
幹 事	川内	博史君	民主
幹 事	塩崎	恭久君	自民
幹 事	佐藤	勉君	自民
幹 事	遠藤	乙彦君	公明
	田名部	匡代君	民主
	糸川	正晃君	民主
	鷲尾	英一郎君	民主
	太田	和美君	民主
	高木	毅君	自民
	佐々木	憲昭君	共産
	服部	良一君	社民
	[委員外議員]		
	中島	正純君	国民

【参議院】

会長代理	鶴保	庸介君	自民
幹 事	榛葉	賀津也君	民主
幹 事	松井	孝治君	民主
幹 事	川崎	稔君	民主
幹 事	松山	政司君	自民
幹 事	義家	弘介君	自民
幹 事	長沢	広明君	公明
幹 事	水野	賢一君	みんな
	川合	孝典君	民主
	藤本	祐司君	民主
	相原	久美子君	民主
	藤原	良信君	民主
	水戸	将史君	民主
	岩城	光英君	自民
	山崎	力君	自民
	[委員外議員]		
	荒井	広幸君	日改

(2) 経過

回	年月日	経 過
1	平成23. 11. 2	会長を互選した。 会長において、会長代理を指名した。 幹事及び委員外議員を選任した。
2	12. 1	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員の推薦の件について、協議決定した。 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会事務局の事務局長及び部長についての意見に関する件について、協議決定した。 幹事の補欠選任を行った。
3	12. 8	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員から就任挨拶があった後、各党から発言があった。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

(1) 委員名簿 (10人)

委員長	黒川	清君	医学博士、東京大学名誉教授、元日本学術会議会長
委員	石橋	克彦君	地震学者、神戸大学名誉教授
	大島	賢三君	独立行政法人国際協力機構顧問、元国際連合大使
	崎山	比早子君	医学博士、元放射線医学総合研究所主任研究官
	櫻井	正史君	弁護士、元名古屋高等検察庁検事長、元防衛省防衛監察監
	田中	耕一君	化学者、株式会社島津製作所フェロー
	田中	三彦君	科学ジャーナリスト
	野村	修也君	中央大学大学院法務研究科教授、弁護士
	蜂須賀	禮子君	福島県大熊町商工会会長
	横山	禎徳君	社会システム・デザイナー、東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム企画・推進責任者

(2) 経過

回	年月日	経過
1	平成23. 12. 19 (於：福島ビューホテル)	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会運営規程制定の件について、協議決定した。 守秘義務等に関する申合せ事項について、協議決定した。 参考人出頭要求に関する件について、協議決定した。 参与についての意見に関する件について、協議決定した。 事故後の福島の状態について、委員蜂須賀禮子君から説明を聴いた。 本委員会の運営等について、協議した。
2	平成 24. 1. 16 (於：憲政記念館)	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会「中間報告」等について、参考人から意見等を聴取した後、質疑を行った。 本委員会の運営等について、協議した。

(3) 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 23. 12. 18 ～12. 19	福島県	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故及び当該事故に伴う被害の現状調査等のため	10人

(4) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 24. 1. 16	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会委員長	畑村洋太郎君	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会「中間報告」について
	内閣官房東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局長	小川 新二君	

東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 24. 1. 16	東京電力株式会社取締役副社長	山崎 雅男君	東京電力「福島原子力事故調査報告書（中間報告書）」について
	東京電力株式会社原子力品質監査部長	石田 昌幸君	
	東京電力株式会社原子力品質・安全部部長	尾野 昌之君	
	文部科学省科学技術・学術政策局次長	渡辺 格君	文部科学省「東日本大震災からの復旧・復興に関する取組についての中間的な検証結果のまとめ（第一次報告書）」について
	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長	明野 吉成君	
	文部科学省大臣官房政策課評価室長	神田 忠雄君	



東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会

第6

請願等

第6 請願等

1 請願審議の概況等

【第177回国会】

第177回国会に提出された請願は、2,752件（258種類）であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」183件、「障害者権利条約の批准にふさわしい国内法の整備に関する請願」180件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」153件、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願」105件、「教育格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」88件などであった。

請願者の総数は、1,332万1,026人であった。

8月30日及び31日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において246件（8種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、8月31日の本会議において「視覚障害者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビへの移行を求めることに関する請願」外245件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第177回国会に受領し、各委員会に参考送付した陳情書は232件、意見書は6,099件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内閣	475	0	0	475	0	0	12	253
総務	8	4	0	4	0	4	11	280
法務	163	35	0	128	0	35	41	132
外務	57	0	0	57	0	0	13	189
財務金融	254	0	0	254	0	0	4	62
文部科学	185	0	0	185	0	0	13	424
厚生労働	1,116	138	0	978	0	138	32	1,515
農林水産	43	0	0	43	0	0	20	1,334
経済産業	97	0	0	97	0	0	25	483
国土交通	109	0	0	109	0	0	12	519
環境	150	69	0	81	0	69	8	148
安全保障	11	0	0	11	0	0	1	15
予算	0	0	0	0	0	0	0	90
議院運営	3	0	0	3	0	0	2	1
災害対策特	11	0	0	11	0	0	9	63
倫理選挙特	61	0	0	61	0	0	6	47
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	2	114
青少年特	0	0	0	0	0	0	1	2
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	1	26
消費者問題特	0	0	0	0	0	0	5	75
科学技術特	0	0	0	0	0	0	0	1
郵政改革特	0	0	0	0	0	0	0	30
震災復興特	9	0	0	9	0	0	14	296
計	2,752	246	0	2,506	0	246	232	6,099

※1 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

2 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第178回国会】

第178回国会に提出された請願は、68件（6種類）であり、このうち件数の多かったものは、「尖閣諸島を初め我が領土領海を守ることに係る請願」38件、「思いやり予算の削減・廃止を求めることに係る請願」9件、「労働者派遣法抜本改正に係る請願」9件、「原発からの撤退を求めることに係る請願」9件などであった。

請願者の総数は、1万9,474人であった。

各委員会に付託された請願68件（6種類）は、審査未了となった。

また、第178回国会に受領し、各委員会に参考送付した陳情書は23件、意見書は238件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内閣	0	0	0	0	0	0	1	9
総務	0	0	0	0	0	0	2	9
法務	2	0	0	2	0	0	2	3
外務	9	0	0	9	0	0	1	1
財務金融	0	0	0	0	0	0	0	2
文部科学	0	0	0	0	0	0	2	37
厚生労働	9	0	0	9	0	0	0	9
農林水産	0	0	0	0	0	0	1	76
経済産業	9	0	0	9	0	0	3	16
国土交通	38	0	0	38	0	0	4	31
環境	1	0	0	1	0	0	1	9
予算	0	0	0	0	0	0	0	1
災害対策特	0	0	0	0	0	0	1	7
倫理選挙特	0	0	0	0	0	0	2	0
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	1	1
消費者問題特	0	0	0	0	0	0	1	7
郵政改革特	0	0	0	0	0	0	0	12
震災復興特	0	0	0	0	0	0	1	8
計	68	0	0	68	0	0	23	238

※1 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

2 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第179回国会】

第179回国会に提出された請願は、735件（115種類）であり、このうち件数の多かったものは、「T P P（環太平洋連携協定）交渉参加への反対を求めることに関する請願」102件、「尖閣諸島を初め我が領土領海を守ることに係る請願」48件、「治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願」42件、「窓口負担を軽減し、保険のきく範囲を広げお金の心配がない保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願」39件、「保育・幼児教育・子育て支援・学童保育施策の拡充に関する請願」33件などであった。

請願者の総数は、272万7,247人であった。

12月9日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、沖縄及び北方問題に関する特別委員会において「北方領土返還促進に関する請願」1件（1種類）が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、同日の本会議において同請願1件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第179回国会に受領し、各委員会及び憲法審査会に参考送付した陳情書は105件、意見書は2,098件であった。

委員会及び 審査会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委員会及び審査会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内閣	152	0	0	152	0	0	2	205
総務	8	0	0	8	0	0	9	208
法務	74	0	0	74	0	0	9	9
外務	26	0	0	26	0	0	3	16
財務金融	110	0	0	110	0	0	3	13
文部科学	24	0	0	24	0	0	11	251
厚生労働	151	0	0	151	0	0	19	197
農林水産	12	0	0	12	0	0	8	387
経済産業	91	0	0	91	0	0	8	207
国土交通	51	0	0	51	0	0	12	226
環境	0	0	0	0	0	0	3	80
安全保障	0	0	0	0	0	0	1	2
予算	0	0	0	0	0	0	0	3
災害対策特	0	0	0	0	0	0	4	22
倫理選挙特	12	0	0	12	0	0	0	4
沖縄北方特	1	1	0	0	0	1	2	21
青少年特	1	0	0	1	0	0	0	1
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	0	12
消費者問題特	0	0	0	0	0	0	2	92
郵政改革特	0	0	0	0	0	0	0	77
震災復興特	10	0	0	10	0	0	8	64
憲法審査会	12	0	0	12	0	0	1	1
計	735	1	0	734	0	1	105	2,098

※1 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

2 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

2 採択された請願の概要

【第177回国会】

◇総務委員会

○視覚障害者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビへの移行を求めることに関する請願（4件）

- 1 受信機や録画機のリモコンのすべての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じること。その際、複数の機能を一つのボタンに当てない、操作ボタンをわかりやすくするなど、視覚障害者の声と使いやすさを最大限考慮すること。
- 2 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅にふやし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。
- 3 携帯用ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、これまでどおりテレビ放送が聞けるようにすること。

◇法務委員会

○法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（15件）

「法務局」、「更生保護官署」、「入国管理官署」、「少年院施設」の定員を増員されたい。

○裁判所の人的・物的充実に関する請願（20件）

- 1 裁判所職員の定員を大幅にふやすこと。
- 2 裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を大幅にふやすこと。

◇厚生労働委員会

○難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願（105件）

- 1 医療、福祉、年金、介護、就労支援などを含めた総合的な難病対策の実現を急ぐこと。
- 2 高額療養費制度の見直しを行い、患者負担を軽減すること。生涯にわたって治療を必要とする難病や長期慢性疾患の医療費助成施策の拡充を行うとともに、当面、難治性疾患克服研究事業及び特定疾患治療研究事業の対象疾患を大幅に拡充すること。
- 3 難病・慢性疾患の子供たちの医療費助成制度の拡充、特別支援教育の充実を進めること。特に小児慢性特定疾患治療研究事業対象者の二十歳からの医療費助成を継続（いわゆるキャリアオーバー問題の解消）すること。
- 4 全国どこに住んでいても我が国の進んだ医療が受けられるよう、専門医療の充実を図るとともに、医師、看護師、医療スタッフの不足による医療の地域不平等の解消を急ぐこと。
- 5 都道府県難病相談・支援センターの活動の充実と患者・家族団体の活動を支援し、難病問題についての国民的な理解を促進するため、全国難病相談・支援センターの設置を検討すること。

○不妊患者の経済的負担軽減に関する請願（12件）

- 1 特定不妊治療費助成事業より給付される補助金のさらなる増額と制度（条件等）の見直しをすること。
- 2 不妊治療の保険適用範囲の拡大をすること。

○HTLV-1総合対策に関する請願（1件）

- 1 感染拡大防止対策として、全国一律の妊婦健診での抗体検査実施による母子感染予防、抗体検査の推進及び国民に対する正しい知識の普及と理解の推進、感染予防を徹底すること。
- 2 キャリアへの対策として、キャリアのための全国的な診療体制の整備、心のケアを目的とした相談窓口を設置すること。
- 3 患者への対策として、全国的な診療体制の整備、ATL患者の医療費軽減や、HAMの特定疾患認定などの患者救済策及び新薬の薬事承認・保険適用等の推進を図ること。
- 4 発症予防薬、治療方法に関する研究開発を大幅に推進すること。

(注)HTLV-1＝ヒトT細胞白血病ウイルス

○肝硬変・肝がん患者等の療養支援などを求めることに関する請願（20件）

- 1 肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方を検討すること。
- 2 新しい検査方法、治療法、治療薬の保険適用の早期実現を図ること。
- 3 潜在している肝炎患者・感染者を早期発見するため、肝炎ウイルス検診のさらなる取り組みを図ること。
- 4 身体障害者手帳交付の認定基準の緩和を検討すること。

◇環境委員会

○容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求めることに関する請願（69件）

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担のあり方を検討すること。
- 2 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、次のようなさまざまな課題への対応について検討すること。
 - (1) レジ袋など使い捨て容器の発生を抑制し、リユース容器の普及を促すこと。
 - (2) 容器包装リサイクル法の対象範囲を拡大すること。
- 3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みのあり方について検討すること。

【第178回国会】

採択された請願はなかった。

【第179回国会】

◇沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○北方領土返還促進に関する請願（1件）

- 1 国民運動を支えるのは、「絶対に北方四島の返還を実現する」という日本政府の毅然とした態度である。改めて国会において北方四島の返還を求める決議をすること。
- 2 ロシア政府との返還交渉を加速させること。交渉に当たっては国民の要望を受けとめ、「北方四島の返還なくして日ロ平和条約の締結はあり得ない」との原点に立ち、毅然たる姿勢で敏速かつ誠意を持って取り組むこと。

第7

予備的調查

第7 予備的調査

1 予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

2 平成23年における予備的調査の概要等

平成23年における予備的調査の命令はなかったが、平成22年に命令のあった以下の予備的調査の報告書が提出された。

最近の天下り・渡りの実態に関する予備的調査（中川秀直君外115名提出、平成22年衆予調第1号）

（主な調査事項）

公益社団・財団法人等の調査対象法人につき、平成21年9月19日から平成22年10月1日までの間における

- ア 新たに当該団体の役職員となった国家公務員再就職者数等
- イ 新たに当該団体の取締役相当役職員となった国家公務員再就職者数等
- ウ 新たに当該団体の職員となった国家公務員再就職者数等
- エ 新たに当該団体の役職員となった国家公務員再就職者のうち、当該団体の所管課に所属した経験を有する者の数等
- オ 新たに当該団体の取締役相当役職員となった国家公務員再就職者の役職名、氏名、就任年月日、就任時の年齢等

[参考] 平成22年における予備的調査一覧（1件）

	件名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報告書 提出日
1	最近の天下り・渡りの実態に関する予備的調査	中川秀直君 外115名	平成 22.11.26	11.26 (内閣)	12.3	23.2.2 (第1次) 2.10 (第2次)

第8

衆議院改革の動き

第8 衆議院改革の動き

議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年3月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間

で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」「議院の運営上の問題」「政治倫理の問題」「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されている。

第9

國際交流

第9 国際交流

1 議員海外派遣

平成23年の議員海外派遣は以下のとおりである。

【第176回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 23. 1. 3 ～ 1. 8	カナダ	カナダ連邦議会議員との会議・交流促進及び政治経済事情調査	村田 吉隆君、中川 正春君、 後藤 祐一君、川越 孝洋君、 桑原 功君
1. 14 ～ 1. 20	フランス	フランス議会との交流促進及び政治経済事情調査	大野 功統君、糸川 正晃君、 首藤 信彦君、早川久美子君

【第177回国会開会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 23. 7. 16 ～ 7. 20	フランス スペイン ドイツ	欧州各国におけるエネルギー事情等の実情調査	田中けいしゅう君、後藤 齋君、 西村 康稔君、佐藤 茂樹君

【第177回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 23. 9. 4 ～ 9. 11	ウクライナ フランス	第10回G8下院議長会議出席及びウクライナ親善訪問	横路 孝弘議長

【第178回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 23. 10. 1 ～ 10. 7	ギリシャ フランス	ユーロ圏諸国における経済・財政状況及びギリシャ等の財政危機への対応に関する調査	中井 洽君、泉 健太君、 笹木 竜三君、若井 康彦君、 小里 泰弘君、富田 茂之君、 笠井 亮君
10. 2 ～ 10. 9	米国 アイスランド オランダ	欧米各国における防災対策等に関する調査	村井 宗明君、市村浩一郎君、 古賀 敬章君、古川 禎久君

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 23.10.2 ～10.8	米国	米国における安全保障政策等の実情調査	東 祥三君、楠田 大蔵君、 渡辺浩一郎君、今津 寛君、 中谷 元君
10.2 ～10.8	米国	沖縄における米軍基地再編問題及び沖縄振興策等に関する調査	北村 誠吾君、瑞慶覧長敏君、 玉城デニー君、秋葉 賢也君
10.5 ～10.8	米国	アメリカ合衆国訪問及び政治経済事情等調査	衛藤征士郎副議長、 谷畑 孝君
10.5 ～10.13	ウクライナ オーストリア フランス	チェルノブイリ原子力発電所事故、国際原子力機関（IAEA）、国際熱核融合実験炉（ITER）等の実情調査及び欧州各国議会制度調査	小平 忠正君、松野 頼久君、 山井 和則君、笠 浩史君、 田名部匡代君、糸川 正晃君、 鷺尾英一郎君、菅 義偉君、 遠藤 乙彦君、太田 和美君、 河井 克行君、吉井 英勝君、 照屋 寛徳君
10.6 ～10.13	フランス 英国	フランス及び英国における選挙制度の実情調査	内山 晃君、石井登志郎君、 金子 健一君、あべ 俊子君
10.8 ～10.14	ニュージーランド オーストラリア インドネシア	インドネシア、大洋州各国における津波・地震被害からの復興事業等の実情調査	伴野 豊君、松崎 哲久君、 小宮山泰子君、山本 公一君、 福井 照君
10.9 ～10.15	オーストリア ウクライナ トルコ	ウクライナにおける原子力事故対策等及びトルコにおける大地震復興政策等の実情調査	古賀 一成君、額賀福志郎君、 大島 敦君、田嶋 要君、 橋本 清仁君、石田 祝稔君、 高橋千鶴子君、柿澤 未途君
10.10 ～10.12	韓国	大韓民国親善訪問	横路 孝弘議長

2 国際会議及び出席議員

平成23年の国際会議及び出席議員は以下のとおりである。

【第176回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 23. 1. 23 ～ 1. 27	モンゴル (ウランバートル)	第19回アジア・太平洋議員フォーラム (APPF) 総会	長島 昭久君、柳本 卓治君、 後藤 斎君、神風 英男君

【第177回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 23. 4. 15 ～ 4. 20	パナマ (パナマシティ)	第124回 I P U 会議	西村智奈美君、森本 哲生君、 石関 貴史君
5. 19 ～ 5. 20	日本 (東京)	第32回日本・EU議員会議	鳩山由紀夫君、江端 貴子君、 大谷 信盛君、後藤 斎君、 首藤 信彦君、中川 正春君、 中林美恵子君、西村智奈美君、 初鹿 明博君、浜本 宏君、 福島 伸享君、藤田 一枝君、 森本 哲生君、森山 浩行君、 吉田 統彦君、渡辺 周君、 北村 誠吾君、後藤田正純君、 菅原 一秀君、西村 康稔君、 平井たくや君、保利 耕輔君、 佐藤 茂樹君、笠井 亮君 〔オブザーバー〕 柿澤 未途君
7. 6	日本 (東京)	第6回日中議会交流委員会	川端 達夫君、山井 和則君、 加藤 公一君、高山 智司君、 村井 宗明君、三谷 光男君、 横山 北斗君、菅 義偉君、 高木 毅君、遠藤 乙彦君、 小宮山泰子君、佐々木憲昭君、 服部 良一君、下地 幹郎君
7. 22 ～ 7. 24	韓国 (ソウル)	日韓議会間交流	石毛 鏡子君、藤田 一枝君、 中林美恵子君、井戸まさえ君、 相原 史乃君、近藤三津枝君、 古屋 範子君
8. 8 ～ 8. 10	オーストラリア (ゴールドコースト)	太平洋諸国議会を対象とした気候 変動に関するワークショップ	大谷 信盛君

【第177回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 23. 9. 8 ～ 9. 10	フランス (パリ)	第10回G 8 下院議長会議	横路 孝弘議長

【第178回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 23. 10. 16 ～10. 19	スイス (ベルン)	第125回 I P U 会議	横路 孝弘議長、西村智奈美君、 逢坂 誠二君、柚木 道義君

【第179回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 23. 10. 25 ～10. 27	フランス (ストラスブール)	第33回日本・EU議員会議・準備会 合	大谷 信盛君、江端 貴子君、 村田 吉隆君
11. 28 ～11. 29	米国 (ニューヨーク)	第66回国連総会の際の I P U 議 会人會合	阿久津幸彦君
12. 5	南アフリカ (ダーバン)	気候変動枠組条約第17回締約国会 議 (C O P 17) の際の議員会議	近藤 昭一君、田中 和徳君

3 国賓・公賓等の国会訪問及び行事

平成23年の国賓・公賓等の国会訪問及び行事は以下のとおりである。

【第176回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 23. 1. 18	公式実務訪問 賓 客	ヴィクトル・ヤヌコーヴィチ ウクライナ大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

【第177回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 23. 1. 25	実務訪問賓客	ボイコ・ボリソフ ブルガリア共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
1. 25	参議院招待	マーガレット・ナニャナ・ナシヤ ボツワナ共和国国民議会議長	衆議院議長表敬
2. 10	公式実務訪問 賓 客	イスラム・カリモフ ウズベキスタン共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
3. 8	公式実務訪問 賓 客	ボリス・タディッチ セルビア共和国大統領	衆議院議長表敬
6. 1	外務省賓客	チュオン・タン・サン ベトナム社会主義共和国共産党書記局常務	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
8. 3	外務省賓客	トンルン・シースリット ラオス人民民主共和国副首相兼外務大臣	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

【第177回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 23. 9. 12	実務訪問賓客	フアン・マヌエル・サントス・カルデロン コロンビア共和国大統領	衆議院議長表敬

【第178回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 23. 9. 27	参議院招待	ナムギェ・ペンジョール ブータン王国上院議長	衆議院議長表敬

【第178回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 23. 10. 7	外務省賓客	カレル・シュワルツェンベルグ チェコ共和国第一副首相兼外務大臣	衆議院議長表敬

【第179回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 23. 10. 21	外務省賓客	ワナ・マウン・ルイン ミャンマー連邦共和国外務大臣	衆議院副議長表敬
11. 1	公式実務訪問 賓 客	グエン・タン・ズン ベトナム社会主義共和国首相	衆議院議長表敬
11. 17	国 賓	ジグミ・ケサル ブータン王国国王陛下	衆議院議場演説
12. 7	公式実務訪問 賓 客	ラウラ・チンチージャ・ミランダ コスタリカ共和国大統領	衆議院議長表敬

【第179回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 23. 12. 12	参議院招待	ダムディン・デンベルル モンゴル国国家大会議議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬



ブータン王国国王陛下及び同王妃陛下歓迎会（衆議院議場）

4 正式招待による訪日外国国会議員団

平成23年の正式招待による訪日外国国会議員団は以下のとおりである。

【第177回国会開会中】

議員団名	団長名及び招待人数	滞在期間	招待者
メキシコ合衆国下院議長一行	ホルヘ・カルロス・ラミレス・マリン 下院議長 外6名	平成 23. 6. 6～ 6. 11	衆議院議長

【第178回国会閉会中】

議員団名	団長名及び招待人数	滞在期間	招待者
インド連邦下院議長一行	ミーラ・クマール 下院議長 外9名	平成 23. 10. 2～10. 6	衆議院議長

【第179回国会開会中】

議員団名	団長名及び招待人数	滞在期間	招待者
南アフリカ共和国国民議会議長一行	マックス・ヴィシレ・シスル 国民議会議長 外9名	平成 23. 11. 12～11. 16	衆議院議長
セルビア共和国議会議長一行	スラビツァ・ジュキッチ・デヤノビッチ 議会議長 外6名	11. 27～11. 30	衆議院議長

5 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

平成23年の各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談は以下のとおりである。

【第176回国会閉会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 23. 1. 20	南アフリカ共和国国民議会議長一行	財務金融委員会

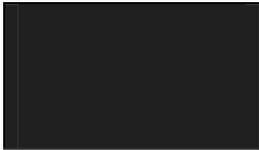
【第177回国会開会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 23. 1. 24	ドイツ連邦共和国連邦首相府文化メディア担当国務大臣一行	文部科学委員長
2. 21	欧州議会国際貿易委員会委員長	経済産業委員会
3. 2	イタリア共和国下院農業委員会一行	農林水産委員長
5. 25	フランス共和国上院外交・防衛・軍隊委員会一行	外務委員会 安全保障委員長
5. 25	イラン・イスラム共和国経営・人的資源開発担当副大統領一行	総務委員会
6. 15	駐北朝鮮英国大使	北朝鮮による拉致問題 等に関する特別委員会
6. 17	ドイツ連邦共和国同盟90／緑の党連邦議会議長一行	経済産業委員会
6. 30	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）副高等弁務官一行	法務委員会

【第179回国会開会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 23. 11. 1	エストニア共和国国会外務委員会一行	外務委員会
11. 15	南アフリカ共和国国民議会議長一行	東日本大震災復興特別 委員会
12. 2	国際連合開発計画（UNDP）総裁一行	外務委員長
12. 7	カンボジア王国国民議会（下院）第7委員会委員長一行	文部科学委員会

※ 懇談者欄の「〇〇委員会」は、委員長、理事及び委員、「〇〇委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。



国会関係資料

1 各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

第177回国会 召集日 平成23. 1. 24		第178回国会 召集日 平成23. 9. 13		第179回国会 召集日 平成23. 10. 20	
会派名	議員数	会派名	議員数	会派名	議員数
民主党・ 無所属クラブ	307	民主党・ 無所属クラブ	302	民主党・ 無所属クラブ	302
自由民主党・ 無所属の会	117	自由民主党・ 無所属の会	118	自由民主党・ 無所属の会	118
公明党	21	公明党	21	公明党	21
日本共産党	9	日本共産党	9	日本共産党	9
社会民主党・ 市民連合	6	社会民主党・ 市民連合	6	社会民主党・ 市民連合	6
みんなの党	5	みんなの党	5	みんなの党	5
国民新党・ 新党日本	4	国民新党・ 新党日本	4	国民新党・ 新党日本	5
たちあがれ日本	2	たちあがれ日本	2	たちあがれ日本	2
国益と国民の 生活を守る会	2	国益と国民の 生活を守る会	2	国益と国民の 生活を守る会	2
無所属	5	無所属	10	無所属	9
欠員	2	欠員	1	欠員	1
計	480	計	480	計	480

(2) 衆議院役員等一覧
【第177回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	横 路 孝 弘 君		
副 議 長	衛 藤 征 士 郎 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	荒 井 聰 君 (民主)	
	総 務 委 員 長	原 口 一 博 君 (民主)	
	法 務 委 員 長	奥 田 建 君 (民主)	平成23. 9. 5 辞任
	外 務 委 員 長	小 平 忠 正 君 (民主)	平成23. 9. 7 辞任
	財 務 金 融 委 員 長	石 田 勝 之 君 (民主)	平成23. 9. 5 辞任
	文 部 科 学 委 員 長	田 中 眞 紀 子 君 (民主)	
	厚 生 労 働 委 員 長	牧 義 夫 君 (民主)	平成23. 9. 5 辞任
	農 林 水 産 委 員 長	山 田 正 彦 君 (民主)	
	経 済 産 業 委 員 長	田 中 けいしゅう君 (民主)	
	国 土 交 通 委 員 長	古 賀 一 成 君 (民主)	
	環 境 委 員 長	小 沢 鋭 仁 君 (民主)	
	安 全 保 障 委 員 長	平 野 博 文 君 (民主)	平成23. 9. 6 辞任
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	樽 床 伸 二 君 (民主)	平成23. 9. 5 辞任
	予 算 委 員 長	中 井 洽 君 (民主)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	新 藤 義 孝 君 (自民)	
	議 院 運 営 委 員 長	川 端 達 夫 君 (民主)	平成23. 9. 2 辞任
	懲 罰 委 員 長	山 本 有 二 君 (自民)	
	特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	吉 田 おさむ 君 (民主)
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長		松 崎 公 昭 君 (民主)	同 上
沖縄及び北方問題に関する特別委員長		北 村 誠 吾 君 (自民)	同 上
青少年問題に関する特別委員長		高 木 美 智 代 君 (公明)	同 上
海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長		松 原 仁 君 (民主)	同 上
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長		奥 村 展 三 君 (民主)	同 上
消費者問題に関する特別委員長		生 方 幸 夫 君 (民主) 石 毛 鉄 子 君 (民主)	平成23. 1. 24 設置 平成23. 5. 13 辞任 同 日 就任
科学技術・イノベーション推進特別委員長		川 内 博 史 君 (民主)	平成23. 1. 24 設置
郵政改革に関する特別委員長		赤 松 広 隆 君 (民主)	平成23. 4. 12 設置 平成23. 5. 13 就任
東日本大震災復興特別委員長		黄 川 田 徹 君 (民主)	平成23. 5. 19 設置 平成23. 5. 20 就任
憲 法 審 査 会 会 長	—		
政 治 倫 理 審 査 会 会 長	土 肥 隆 一 君 (民主) 鉢 呂 吉 雄 君 (民主)	平成23. 3. 25 辞任 平成23. 3. 25 就任	
事 務 総 長	鬼 塚 誠 君		

【第178回国会】

役 職 名		氏 名 (会派)	備 考
議 長		横 路 孝 弘 君	
副 議 長		衛 藤 征 士 郎 君	
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	荒 井 聰 君 (民主)	
	総 務 委 員 長	原 口 一 博 君 (民主)	
	法 務 委 員 長	小 林 興 起 君 (民主)	
	外 務 委 員 長	田 中 眞 紀 子 君 (民主)	
	財 務 金 融 委 員 長	海江田 万 里 君 (民主)	
	文 部 科 学 委 員 長	石 毛 鍈 子 君 (民主)	
	厚 生 労 働 委 員 長	池 田 元 久 君 (民主)	
	農 林 水 産 委 員 長	吉 田 公 一 君 (民主)	
	経 済 産 業 委 員 長	吉 田 お さ む 君 (民主)	
	国 土 交 通 委 員 長	伴 野 豊 君 (民主)	
	環 境 委 員 長	生 方 幸 夫 君 (民主)	
	安 全 保 障 委 員 長	東 祥 三 君 (民主)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	田 中 け い し ゅ う 君 (民主)	
	予 算 委 員 長	中 井 洽 君 (民主)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	新 藤 義 孝 君 (自民)	
	議 院 運 営 委 員 長	小 平 忠 正 君 (民主)	
	懲 罰 委 員 長	山 本 有 二 君 (自民)	
	特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	村 井 宗 明 君 (民主)
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長		山 田 正 彦 君 (民主)	同 上
沖縄及び北方問題に関する特別委員長		北 村 誠 吾 君 (自民)	同 上
青少年問題に関する特別委員長		高 木 美 智 代 君 (公明)	同 上
海賊行為への対処並びに国際テロリズムノ防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長		首 藤 信 彦 君 (民主)	同 上
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長		中 津 川 博 郷 君 (民主)	同 上
消費者問題に関する特別委員長		青 木 愛 君 (民主)	同 上
科学技術・イノベーション推進特別委員長		松 宮 勲 君 (民主)	同 上
郵政改革に関する特別委員長		赤 松 広 隆 君 (民主)	同 上
東日本大震災復興特別委員長	古 賀 一 成 君 (民主)	同 上	
憲 法 審 査 会 会 長		—	
政 治 倫 理 審 査 会 会 長		川 内 博 史 君 (民主)	
事 務 総 長		鬼 塚 誠 君	

【第179回国会】

役 職 名		氏 名 (会派)	備 考
議 長		横 路 孝 弘 君	
副 議 長		衛 藤 征 士 郎 君	
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	荒 井 聰 君 (民主)	
	総 務 委 員 長	原 口 一 博 君 (民主)	
	法 務 委 員 長	小 林 興 起 君 (民主)	
	外 務 委 員 長	田 中 眞 紀 子 君 (民主)	
	財 務 金 融 委 員 長	海江田 万 里 君 (民主)	
	文 部 科 学 委 員 長	石 毛 鍬 子 君 (民主)	
	厚 生 労 働 委 員 長	池 田 元 久 君 (民主)	
	農 林 水 産 委 員 長	吉 田 公 一 君 (民主)	
	経 済 産 業 委 員 長	吉 田 お さ む 君 (民主)	
	国 土 交 通 委 員 長	伴 野 豊 君 (民主)	
	環 境 委 員 長	生 方 幸 夫 君 (民主)	
	安 全 保 障 委 員 長	東 祥 三 君 (民主)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	田 中 け い し ゅ う 君 (民主)	
	予 算 委 員 長	中 井 洽 君 (民主)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	新 藤 義 孝 君 (自民)	
	議 院 運 営 委 員 長	小 平 忠 正 君 (民主)	
	懲 罰 委 員 長	山 本 有 二 君 (自民)	
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	村 井 宗 明 君 (民主)	平成23. 10. 20 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	山 田 正 彦 君 (民主)	同 上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	福 井 照 君 (自民)	同 上
	青少年問題に関する特別委員長	稲 津 久 君 (公明)	同 上
	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長	首 藤 信 彦 君 (民主)	同 上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	中津川 博 郷 君 (民主)	同 上
	消費者問題に関する特別委員長	青 木 愛 君 (民主)	同 上
	科学技術・イノベーション推進特別委員長	松 宮 勲 君 (民主)	同 上
	郵政改革に関する特別委員長	赤 松 広 隆 君 (民主)	同 上
	東日本大震災復興特別委員長	古 賀 一 成 君 (民主)	同 上
憲 法 審 査 会 会 長		大 島 章 宏 君 (民主)	平成23. 10. 21 就任
政 治 倫 理 審 査 会 会 長		川 内 博 史 君 (民主)	
東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会会長		小 平 忠 正 君 (民主)	平成23. 11. 2 就任
事 務 総 長		鬼 塚 誠 君	

2 閣僚一覧

(国務大臣の所属会派は内閣発足時)

菅 改 造 内 閣	(平成22. 9. 17~23. 1. 14)	備 考
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 君 (民主)	
総 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (地域主権推進) 地域活性化担当	片 山 善 博 君	
法 務 大 臣 拉致問題担当	柳 田 稔 君 (民主) 仙 谷 由 人 君 (民主)	平成22. 11. 22 辞任 同 日 就任
外 務 大 臣	前 原 誠 司 君 (民主)	
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 君 (民主)	
文 部 科 学 大 臣	高 木 義 明 君 (民主)	
厚 生 労 働 大 臣	細 川 律 夫 君 (民主)	
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 君 (民主)	
経 済 産 業 大 臣	大 畠 章 宏 君 (民主)	
国 土 交 通 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策) 海洋政策担当	馬 淵 澄 夫 君 (民主)	
環 境 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防災)	松 本 龍 君 (民主)	
防 衛 大 臣	北 澤 俊 美 君 (民主)	
内 閣 官 房 長 官	仙 谷 由 人 君 (民主)	
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (消費者及び食品安全 少子化対策 男女共同参画)	岡 崎 トミ子 君 (民主)	
郵政改革担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融)	自 見 庄三郎 君 (国民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策 科学技術政策) 宇宙開発担当	海江田 万 里 君 (民主)	
国家戦略担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (「新しい公共」)	玄 葉 光一郎 君 (民主)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (行政刷新) 公務員制度改革担当	蓮 舫 君 (民主)	

菅 第 2 次 改 造 内 閣 (平成23. 1. 14~23. 9. 2)		備 考
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 君 (民主)	
総 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (地域主権推進) 地域活性化担当	片 山 善 博 君	
法 務 大 臣	江 田 五 月 君 (民主)	
外 務 大 臣	前 原 誠 司 君 (民主) 松 本 剛 明 君 (民主)	平成23. 3. 7 辞任 平成23. 3. 9 就任
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 君 (民主)	
文 部 科 学 大 臣	高 木 義 明 君 (民主)	
厚 生 労 働 大 臣	細 川 律 夫 君 (民主)	
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 君 (民主)	
経 済 産 業 大 臣 原子力経済被害担当*	海江田 万 里 君 (民主)	*平成23. 4. 11 就任
国 土 交 通 大 臣 海洋政策担当	大 畠 章 宏 君 (民主)	
環 境 大 臣	松 本 龍 君 (民主) 江 田 五 月 君 (民主)	平成23. 6. 27 辞任 同 日 就任
防 衛 大 臣	北 澤 俊 美 君 (民主)	
内 閣 官 房 長 官 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策)	枝 野 幸 男 君 (民主)	
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 公務員制度改革担当 拉致問題担当	中 野 寛 成 君 (民主)	
郵政改革担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融)	自 見 庄三郎 君 (国民)	
節電啓発担当* 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (消費者及び食品安全) 原発事故の収束及び再発防止担当	蓮 舫 君 (民主) 細 野 豪 志 君 (民主)	*平成23. 3. 13 就任 平成23. 6. 27 辞任 同 日 就任
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (行政刷新)	蓮 舫 君 (民主) 枝 野 幸 男 君 (民主)	平成23. 6. 27 辞任 同 日 就任
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策 少子化対策 男女共同参画) 社会保障・税一体改革担当	与謝野 馨 君 (無*)	*平成23. 1. 18から民主
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防災) (東日本大震災復興対策)	松 本 龍 君 (民主) 平 野 達 男 君 (民主)	平成23. 6. 27 就任 平成23. 7. 5 辞任 同 日 就任
国家戦略担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (「新しい公共」 科学技術政策) 宇宙開発担当	玄 葉 光一郎 君 (民主)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原子力損害賠償支援機構)	細 野 豪 志 君 (民主)	平成23. 8. 10 就任

野 田 内 閣 (平成23. 9. 2~24. 1. 13)		備 考
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 君 (民主)	
総 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策 地域主権推進) 地域活性化担当	川 端 達 夫 君 (民主)	
法 務 大 臣	平 岡 秀 夫 君 (民主)	
外 務 大 臣	玄 葉 光 一 郎 君 (民主)	
財 務 大 臣	安 住 淳 君 (民主)	
文 部 科 学 大 臣	中 川 正 春 君 (民主)	
厚 生 労 働 大 臣	小 宮 山 洋 子 君 (民主)	
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 君 (民主)	
経 済 産 業 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原子力損害賠償支援機構) [*] 原子力経済被害担当	鉢 呂 吉 雄 君 (民主) 枝 野 幸 男 君 (民主)	平成23. 9. 11 辞任 平成23. 9. 12 就任 [*] 平成23. 10. 3 就任
国 土 交 通 大 臣 海洋政策担当	前 田 武 志 君 (民主)	
環 境 大 臣 原発事故の収束及び再発防止担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原子力損害賠償支援機構) ^{*1} (原子力行政) ^{*2}	細 野 豪 志 君 (民主)	^{*1} 平成23. 10. 3 辞任 ^{*2} 平成23. 10. 3 就任
防 衛 大 臣	一 川 保 夫 君 (民主)	
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 君 (民主)	
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (消費者及び食品安全) 拉致問題担当	山 岡 賢 次 君 (民主)	
郵政改革担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融)	自 見 庄 三 郎 君 (国民)	
国家戦略担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策 科学技術政策) 社会保障・税一体改革担当 宇宙開発担当	古 川 元 久 君 (民主)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (行政刷新 「新しい公共」 少子化対策 男女共同参画) 公務員制度改革担当	蓮 舫 君 (民主)	
東日本大震災復興対策担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防災)	平 野 達 男 君 (民主)	

野 田 改 造 内 閣 (平成24. 1.13～)		備 考
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 君 (民主)	
内閣法第9条の第1順位指定大臣(副総理) 行政改革担当 社会保障・税一体改革担当 公務員制度改革担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (行政刷新 「新しい公共」 少子化対策 男女共同参画)	岡 田 克 也 君 (民主)	
総 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策 地域主権推進) 地域活性化担当	川 端 達 夫 君 (民主)	
法 務 大 臣	小 川 敏 夫 君 (民主)	
外 務 大 臣	玄 葉 光 一 郎 君 (民主)	
財 務 大 臣	安 住 淳 君 (民主)	
文 部 科 学 大 臣	平 野 博 文 君 (民主)	
厚 生 労 働 大 臣	小 宮 山 洋 子 君 (民主)	
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 君 (民主)	
経 済 産 業 大 臣 原子力経済被害担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原子力損害賠償支援機構)	枝 野 幸 男 君 (民主)	
国 土 交 通 大 臣 海洋政策担当	前 田 武 志 君 (民主)	
環 境 大 臣 原発事故の収束及び再発防止担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原子力行政)	細 野 豪 志 君 (民主)	
防 衛 大 臣	田 中 直 紀 君 (民主)	
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 君 (民主)	
国家公安委員会委員長 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (消費者及び食品安全) 拉致問題担当	松 原 仁 君 (民主)	
郵政改革担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融)	自 見 庄 三 郎 君 (国民)	
国家戦略担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策 科学技術政策) 宇宙開発担当	古 川 元 久 君 (民主)	
東日本大震災復興対策担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防災)	平 野 達 男 君 (民主)	

3 議案経過一覧

【第177回国会】

衆議院における議案件数は、予算8件（両院通過8件）、条約19件（両院通過15件、衆議院継続4件）、内閣提出法律案109件（成立82件、衆議院継続21件、参議院継続1件、衆議院未了2件、撤回3件）、衆議院議員提出法律案60件（成立24件、衆議院継続27件、衆議院未了1件、撤回8件）、参議院議員提出法律案28件（成立4件、衆議院継続3件、参議院継続7件、参議院未了11件、撤回3件）、承諾13件（両院通過3件、衆議院継続10件）、承認7件（両院通過5件、衆議院継続1件、撤回1件）、決算等9件（委員長報告のとおり議決したもの5件、衆議院継続3件、衆議院未了1件）、決議案6件（可決3件、否決2件、衆議院未了1件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
予算	8	8							
条約	18 継続 1	14 継続 1	4						
閣法	90 継続 19	72 継続 10	13 継続 8	1			2 継続 1	2	
衆法	32 継続 28	24	6 継続 21				1 継続 7	1	
参法	24 継続 4	4	3	4 継続 3			3		10 継続 1
承諾	6 継続 7	3 継続 3	6 継続 4						
承認	7	5	1				1		
決算等	1 継続 8	(本院議了) 継続 5						1	
決議案	6				3	2		1	
計	259	141 (本院議了) 5	69	8	3	2	15	5	11

【第178回国会】

衆議院における議案件数は、条約4件（衆議院継続4件）、内閣提出法律案22件（衆議院継続21件、参議院継続1件）、衆議院議員提出法律案29件（成立2件、衆議院継続25件、撤回2件）、参議院議員提出法律案12件（衆議院継続3件、参議院継続7件、参議院未了2件）、承諾10件（衆議院継続10件）、承認1件（衆議院継続1件）、決算等4件（衆議院継続3件、衆議院未了1件）、決議案1件（衆議院未了1件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
条約	継続 4		継続 4						
閣法	継続 22		継続 21	継続 1					
衆法	2	2	継続 25				継続 2		
	継続 27								
参法	2		継続 3	継続 7					2
	継続 10								
承諾	継続 10		継続 10						
承認	継続 1		継続 1						
決算等	継続 4		継続 3					継続 1	
決議案	1							1	
計	83	2	67	8			2	2	2

【第179回国会】

衆議院における議案件数は、予算3件（両院通過3件）、条約6件（両院通過6件）、内閣提出法律案38件（成立13件、衆議院継続23件、衆議院未了1件、参議院未了1件）、衆議院議員提出法律案26件（衆議院継続26件）、参議院議員提出法律案18件（成立1件、衆議院継続1件、参議院継続8件、衆議院未了1件、参議院未了7件）、承諾10件（両院通過4件、衆議院継続6件）、承認1件（衆議院継続1件）、決算等7件（衆議院継続6件、衆議院未了1件）、決議案3件（可決2件、衆議院未了1件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
予算	3	3							
条約	2 継続 4	2 継続 4							
閣法	16 継続 22	10 継続 3	6 継続 17					継続 1	継続 1
衆法	1 継続 25		1 継続 25						
参法	8 継続 10			1 継続 7				継続 1	7
承諾	継続 10	継続 4	継続 6						
承認	継続 1		継続 1						
決算等	3 継続 4		3 継続 3					継続 1	
決議案	3				2			1	
計	112	27	63	8	2			4	8

4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

※ 本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案である。

【第177回国会】

参 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 22. 10. 26	インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（佐藤正久君外1名提出、第176回国会参法第1号）	参議院 継 続
11. 19	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案（松あきら君外5名提出、第176回国会参法第3号）	参議院 継 続
11. 19	郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案（中西健治君提出、第176回国会参法第4号）	参議院 継 続
23. 2. 8	国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案（林芳正君外4名提出、参法第1号）（予備審査）	参議院 未 了
3. 3	政治主導の確立のための国の行政機構の改革に関する法律案（小野次郎君提出、参法第2号）（予備審査）	参議院 未 了
3. 11	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（上野ひろし君提出、参法第3号）（予備審査）	参議院 未 了
3. 16	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎君提出、参法第4号）（予備審査）	参議院 未 了
5. 31	東日本大震災復興の基本理念及び特別の行政体制に係る基本方針等に関する法律案（小野次郎君提出、参法第5号）（予備審査）	参議院 未 了
6. 15	雨水の利用の推進に関する法律案（加藤修一君外2名提出、参法第6号）（予備審査）	参議院 未 了
6. 17	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（林芳正君外7名提出、参法第7号）（予備審査）	参議院 継 続
6. 17	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（林芳正君外7名提出、参法第8号）（予備審査）	参議院 継 続
7. 7	原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案（松田公太君提出、参法第10号）（予備審査）	参議院 継 続
7. 8	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（片山さつき君外4名提出、参法第11号）	参議院 撤 回
8. 3	災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（前川清成君外6名提出、参法第14号）（予備審査）	参議院 撤 回
8. 3	東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（前川清成君外6名提出、参法第15号）（予備審査）	参議院 撤 回
8. 5	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎君提出、参法第17号）（予備審査）	参議院 未 了
8. 5	日本銀行法の一部を改正する法律案（桜内文城君提出、参法第18号）（予備審査）	参議院 未 了

提出日	議 案 名	備 考
平成 23. 8. 11	エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案（上野ひろし君提出、参法第22号）（予備審査）	参議院 未 了
8. 26	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（鶴保庸介君外2名提出、参法第23号）（予備審査）	参議院 継 続
8. 30	国会法の一部を改正する法律案（松田公太君提出、参法第24号）（予備審査）	参議院 未 了

【第178回国会】

参 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 22. 10. 26	インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（佐藤正久君外1名提出、第176回国会参法第1号）	参議院 継 続
11. 19	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案（松あきら君外5名提出、第176回国会参法第3号）	参議院 継 続
11. 19	郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案（中西健治君提出、第176回国会参法第4号）	参議院 継 続
23. 6. 17	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（林芳正君外7名提出、第177回国会参法第7号）	参議院 継 続
6. 17	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（林芳正君外7名提出、第177回国会参法第8号）	参議院 継 続
7. 7	原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案（松田公太君提出、第177回国会参法第10号）	参議院 継 続
8. 26	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（鶴保庸介君外2名提出、第177回国会参法第23号）	参議院 継 続
9. 26	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（上野ひろし君提出、参法第1号）（予備審査）	参議院 未 了
9. 27	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎君提出、参法第2号）（予備審査）	参議院 未 了

【第179回国会】

参 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 22. 10. 26	インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（佐藤正久君外1名提出、第176回国会参法第1号）	参議院 継 続
11. 19	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案（松あきら君外5名提出、第176回国会参法第3号）	参議院 継 続

提出日	議 案 名	備 考
平成 22. 11. 19	郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案（中西健治君提出、第176回国会参法第4号）	参議院 継 続
23. 6. 17	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（林芳正君外7名提出、第177回国会参法第7号）	参議院 継 続
6. 17	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（林芳正君外7名提出、第177回国会参法第8号）	参議院 継 続
7. 7	原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案（松田公太君提出、第177回国会参法第10号）	参議院 継 続
8. 26	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（野村哲郎君外2名提出、第177回国会参法第23号）	参議院 継 続
10. 28	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（上野ひろし君提出、参法第1号）（予備審査）	参議院 未 了
10. 28	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎君提出、参法第2号）（予備審査）	参議院 未 了
11. 30	雨水の利用の推進に関する法律案（加藤修一君外1名提出、参法第3号）（予備審査）	参議院 継 続
12. 6	特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案（小野次郎君外1名提出、参法第4号）（予備審査）	参議院 未 了
12. 7	エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案（上野ひろし君提出、参法第5号）（予備審査）	参議院 未 了
12. 7	実用発電用原子炉等の運転の再開についての関係都道府県知事の同意及びこれに係る住民投票に関する法律案（上野ひろし君提出、参法第6号）（予備審査）	参議院 未 了
12. 8	平成23年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案（加藤修一君外1名提出、参法第7号）（予備審査）	参議院 未 了
12. 8	放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案（加藤修一君外1名提出、参法第8号）（予備審査）	参議院 未 了

決議案

提出日	議 案 名	備 考
平成 23. 11. 10	A P E C の場での「T P P 交渉協議への参加表明」に反対する決議案（小野寺五典君外17名提出、決議第1号）	未 決

5 質問主意書一覧

【第177回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、439件である。

※ 経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページをご覧ください。

番号	提出日	件名
1	平成 23. 1. 24	旧日本兵らの遺骨収集に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
2	1. 24	民主党政権が2009年総選挙のマニフェスト（政権公約）を全面的に見直す方針を決めたことに関する質問主意書（木村太郎君提出）
3	1. 24	航空自衛隊入間基地における納涼祭及び航空祭と、それに係る防衛省通達及び事務連絡に関する質問主意書（柴山昌彦君提出）
4	1. 24	我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
5	1. 24	尖閣諸島の実効支配強化に向けた政府の取組に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
6	1. 24	中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）に関する質問主意書（井上信治君提出）
7	1. 24	「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づく菅内閣の取り組みの現状に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
8	1. 24	尖閣諸島上陸をめざす中国民間団体の動向に関する質問主意書（下村博文君提出）
9	1. 24	尖閣諸島の国有化及び日本国領土・領海の保護のための政府の取り組みに関する質問主意書（塩崎恭久君提出）
10	1. 24	国後島を訪問したメドベージェフ・ロシア大統領による更なる北方領土訪問に係る外務省の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
11	1. 25	菅再改造内閣に関する質問主意書（木村太郎君提出）
12	1. 25	韓国政府による竹島の実効支配強化についての政府の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
13	1. 26	環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に係る政府による国民への説明等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
14	1. 26	原子力関連施設の受け入れをしている各県における全県的な国の支援策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
15	1. 27	ロシアのメドベージェフ大統領の国後島訪問を受けての外務省内の人事異動等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
16	1. 27	今冬の大雪対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
17	1. 27	インターネットを利用した選挙活動に関する質問主意書（馳浩君提出）
18	1. 27	クマの大量出沒に関する質問主意書（馳浩君提出）
19	1. 27	たばこ税に関する質問主意書（馳浩君提出）
20	1. 27	花粉症に関する質問主意書（馳浩君提出）
21	1. 27	司法修習生への給与制の1年間延長措置に関する質問主意書（馳浩君提出）
22	1. 27	自殺対策に関する質問主意書（馳浩君提出）
23	1. 27	精神疾患による教職員の休職に関する質問主意書（馳浩君提出）
24	1. 27	中学校での武道・ダンスの必修化に関する質問主意書（馳浩君提出）
25	1. 27	北陸新幹線の早期の整備着工に関する質問主意書（馳浩君提出）
26	1. 28	菅直人内閣総理大臣による外交演説「歴史の分水嶺に立つ日本外交」に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
27	1. 28	除雪体制崩壊の危機に関する質問主意書（木村太郎君提出）
28	1. 28	地方における医師不足解消のための女性医師の活用に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
29	1. 31	灯油・ガソリン価格の高騰に関する質問主意書（木村太郎君提出）

番号	提出日	件名
30	1. 31	学生の就職難に関する質問主意書（馳浩君提出）
31	1. 31	メドベージェフ・ロシア大統領が提唱しているいわゆる北方領土自由貿易圏に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
32	2. 1	中国軍ステルス機に見える不明瞭な軍事力の近代化に関する質問主意書（木村太郎君提出）
33	2. 1	日本・オーストラリア経済連携協定に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
34	2. 2	運動器リハビリテーションに関する質問主意書（稲津久君提出）
35	2. 2	2010年10月5日に行われた日中首脳会談におけるやり取りに関する質問主意書（浅野貴博君提出）
36	2. 2	日本郵便の来春採用見送りに関する質問主意書（木村太郎君提出）
37	2. 2	第四紀火山岩層の影響に関する質問主意書（河野太郎君提出）
38	2. 2	複数ピーク洪水での流出計算に関する質問主意書（河野太郎君提出）
39	2. 2	利根川水系の基本高水に関する質問主意書（河野太郎君提出）
40	2. 3	財政破綻リスクに関する質問主意書（城内実君提出）
41	2. 3	雪寒指定路線の見直しに関する質問主意書（木村太郎君提出）
42	2. 3	取調べの全面可視化実現に向けた法務大臣並びに国家公安委員会委員長の見解等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
43	2. 4	平成23年度予算における普天間飛行場移設関連経費に関する質問主意書（遠山清彦君提出）
44	2. 4	高速道路無料化による事故の急増に関する質問主意書（木村太郎君提出）
45	2. 4	国家公務員総人件費2割削減の進捗に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
46	2. 4	閣議決定文書の文体に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
47	2. 4	ロシア政府による第三国企業に対する北方領土開発の打診に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
48	2. 7	所定内給与平均額に関する質問主意書（木村太郎君提出）
49	2. 7	鉄道建設・運輸施設整備支援機構の剰余金と基礎年金の財源に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
50	2. 7	巡視船の損害賠償請求に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
51	2. 7	北方領土問題解決に向けた前内閣総理大臣の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
52	2. 8	日米地位協定の改定に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
53	2. 8	環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に係る政府による国民への説明等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
54	2. 8	中小企業向け健康保険制度に関する質問主意書（木村太郎君提出）
55	2. 8	竹島における韓国の施設建設に関する質問主意書（新藤義孝君提出）
56	2. 8	平成21年の民主党「マニフェスト」における『埋蔵金』の活用に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
57	2. 9	菅内閣の閣僚懇親会等に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
58	2. 9	ナラ枯れ被害の対応に関する質問主意書（木村太郎君提出）
59	2. 9	メドベージェフ・ロシア大統領が提唱しているいわゆる北方領土自由貿易圏に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
60	2. 10	漁業における救命胴衣着用率の向上対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
61	2. 10	意見の申出に対する関係行政庁等の回答に関する質問主意書（坂本哲志君提出）
62	2. 10	2月22日の「竹島の日」に対する菅直人内閣の関与、協力に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
63	2. 14	韓国政府による竹島の実効支配強化についての政府の対応等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
64	2. 14	住宅の耐震化に向けた取り組みに関する質問主意書（木村太郎君提出）
65	2. 14	公職選挙法に関する質問主意書（坂本哲志君提出）
66	2. 14	前経済産業省資源エネルギー庁長官の再就職問題に関する質問主意書（中川秀直君提出）

番号	提出日	件名
67	2. 14	菅内閣の営利企業への天下り・渡り根絶についての基本姿勢に関する質問主意書（中川秀直君提出）
68	2. 15	指定試験事業の統廃合による農業における品種開発への悪影響に関する質問主意書（木村太郎君提出）
69	2. 15	「在留特別許可に係るガイドライン」の運用における家族の取扱い及び子どもの最善の利益の尊重に関する質問主意書（服部良一君提出）
70	2. 15	北方領土問題解決に向けた前内閣総理大臣の発言に対する政府の見解等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
71	2. 16	本年2月7日の「北方領土の日」における菅直人内閣総理大臣の発言に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
72	2. 16	北方領土のロシア不法支配に関する質問主意書（木村太郎君提出）
73	2. 17	第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書（阿部知子君提出）
74	2. 17	ロシアのメドベージェフ大統領の国後島訪問を受けての外務省内の人事異動等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
75	2. 17	学校栄養教諭の配置促進に関する質問主意書（木村太郎君提出）
76	2. 17	吉野川の基本高水計算に関する質問主意書（河野太郎君提出）
77	2. 17	淀川水系における流出計算に関する質問主意書（河野太郎君提出）
78	2. 17	利根川水系の第四紀火山岩層に関する質問主意書（河野太郎君提出）
79	2. 17	複数ピーク洪水での貯留関数法による流出計算に関する質問主意書（河野太郎君提出）
80	2. 17	所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条に関する質問主意書（中川秀直君提出）
81	2. 17	平成23年度当初予算政府案に関する質問主意書（山口俊一君提出）
82	2. 18	内閣官房長官公邸の必要性に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
83	2. 18	水害発生時における避難勧告などの判断基準に関する質問主意書（木村太郎君提出）
84	2. 18	地方における有害鳥獣捕獲体制の維持充実に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
85	2. 18	小学校1年生における35人以下学級に関する質問主意書（馳浩君提出）
86	2. 21	平成23年度以降に係る防衛計画の大綱に関する質問主意書（佐藤茂樹君提出）
87	2. 21	国立青少年交流の家に関する質問主意書（木村太郎君提出）
88	2. 21	地域自主戦略交付金の配分基準に関する質問主意書（山口俊一君提出）
89	2. 21	米軍牧港補給地区内の退役軍人用施設移転に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
90	2. 21	2月22日の「竹島の日」に対する菅直人内閣の関与、協力に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
91	2. 22	日本の就業構造の変化に関する質問主意書（木村太郎君提出）
92	2. 22	日本の長期国債の格下げに関する質問主意書（馳浩君提出）
93	2. 22	海上保安庁巡視船の損害賠償請求に対する中国政府の対応に関する質問主意書（馳浩君提出）
94	2. 22	日本・オーストラリア経済連携協定に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
95	2. 23	北方領土における日ロ経済協力に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
96	2. 23	歯科技工の安全性に関する質問主意書（木村太郎君提出）
97	2. 23	民主党マニフェストと国家公務員総人件費2割削減に関する質問主意書（谷公一君提出）
98	2. 23	菅内閣の営利企業への天下り・渡り根絶についての基本姿勢に関する再質問主意書（中川秀直君提出）
99	2. 24	自転車交通の安全確保に関する質問主意書（木村太郎君提出）
100	2. 24	最高検察庁による取調べの一部可視化実施方針に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
101	2. 25	本年2月7日の「北方領土の日」における菅直人内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）

番号	提出日	件名
102	2. 25	急増する準要保護児童生徒就学援助に関する質問主意書（木村太郎君提出）
103	2. 25	公共交通におけるＩＣカードの導入促進に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
104	2. 28	使用済核燃料の処理に関する質問主意書（服部良一君提出）
105	2. 28	後継者不足による社長交代率の低迷に関する質問主意書（木村太郎君提出）
106	2. 28	スポーツ基本法案に関する質問主意書（馳浩君提出）
107	2. 28	国技としての大相撲のあり方に関する質問主意書（馳浩君提出）
108	2. 28	北陸新幹線の早期の整備着工に関する再質問主意書（馳浩君提出）
109	2. 28	前経済産業省資源エネルギー庁長官の再就職問題に関する再質問主意書（中川秀直君提出）
110	2. 28	北方領土を含む日ロ隣接地域における生態系の保全等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
111	3. 1	2月22日の「竹島の日」に対する菅直人内閣の関与、協力に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
112	3. 1	余剰になった公共施設の今後における方向性に関する質問主意書（木村太郎君提出）
113	3. 2	米軍牧港補給地区内の退役軍人用施設移転に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）
114	3. 2	菅内閣の質問主意書に対する不誠実な姿勢に関する質問主意書（木村太郎君提出）
115	3. 2	政府によるアイヌ民族政策に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
116	3. 3	国民の生命線たる道路に関する質問主意書（木村太郎君提出）
117	3. 3	ロシア軍による北方領土での軍備増強計画に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
118	3. 4	成田国際空港周辺地区の騒音問題に関する質問主意書（服部良一君提出）
119	3. 4	「腎疾患総合対策」の早期確立に関する質問主意書（木村太郎君提出）
120	3. 4	法律等により政府に検討を義務付けられた案件の処理状況に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
121	3. 4	平成23年度当初予算政府案に関する再質問主意書（山口俊一君提出）
122	3. 4	シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する質問主意書（馳浩君提出）
123	3. 4	保育所での園児の死亡事故に関する質問主意書（馳浩君提出）
124	3. 4	最高検察庁による取調べの一部可視化実施方針に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
125	3. 4	韓国政府による竹島問題についての指導書の作成に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
126	3. 7	東北新幹線新青森（全線開業）に関する質問主意書（木村太郎君提出）
127	3. 7	沖縄をはじめ我が国の文化等に係る米国務省高官の発言に対する政府の認識及び対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
128	3. 7	酪農業の現状及び乳価の適正な水準等に対する政府の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
129	3. 8	環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）に係る政府による国民への説明等に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）（撤回）
130	3. 8	「ふるい下米」販売に対する日本農林規格法の表示義務化に関する質問主意書（木村太郎君提出）
131	3. 9	中国企業による東シナ海ガス田「白樺」の一方向的な掘削に関する質問主意書（浅野貴博君提出）（撤回）
132	3. 9	中国国防費増加に対しての菅民主党政権の認識と対応に関する質問主意書（木村太郎君提出）
133	3. 9	地域自主戦略交付金の配分基準に関する再質問主意書（山口俊一君提出）（撤回）
134	3. 10	内水氾濫に対応したハザードマップに関する質問主意書（木村太郎君提出）
135	3. 10	社会資本整備に関する質問主意書（金子一義君提出）
136	3. 10	北方領土における日ロ経済協力に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）（撤回）
137	3. 10	人種差別に対する政府の見解等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）（撤回）
138	3. 10	1924年の排日移民法に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）（撤回）
139	3. 10	第二次世界大戦時における米国による日系人強制収容に関する質問主意書（浅野貴博君提出）（撤回）
140	3. 11	高速道路無料化による事故の急増に関する再質問主意書（木村太郎君提出）

番号	提出日	件名
141	3. 11	「幼保一体化」の進め方に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）（撤回）
142	3. 11	2月22日の「竹島の日」に対する菅直人内閣の関与、協力に係る国民への説明に関する質問主意書（浅野貴博君提出）（撤回）
143	4. 18	株式会社国際協力銀行法案に関する質問主意書（山内康一君提出）
144	4. 25	福島第一原子力発電所事故をめぐる日米協議と連携対応に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
145	4. 25	地域自主戦略交付金の配分基準に関する再質問主意書（山口俊一君提出）
146	4. 25	米軍基地内で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことに関する質問主意書（木村太郎君提出）
147	4. 26	第三者管理方式実施に関する質問主意書（大口善徳君提出）
148	4. 26	教員の不祥事に関する質問主意書（木村太郎君提出）
149	4. 27	若年性認知症対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
150	4. 27	鳥インフルエンザ対策に関する質問主意書（馳浩君提出）
151	4. 27	政府専用機に関する質問主意書（馳浩君提出）
152	4. 27	教員の欠員に対する代替教員不足に関する質問主意書（馳浩君提出）
153	4. 27	公共交通システムとしての自転車の活用に関する質問主意書（馳浩君提出）
154	4. 28	りんごをはじめとする国内産果実の輸出急減に関する質問主意書（木村太郎君提出）
155	4. 28	「幼保一体化」の進め方に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
156	4. 28	地方都市における水系及び用排水路の一体的整備に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
157	4. 28	民主党政権の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
158	5. 2	特別支援学校の過密化に関する質問主意書（木村太郎君提出）
159	5. 2	シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する再質問主意書（馳浩君提出）
160	5. 2	海賊対策に関する質問主意書（馳浩君提出）
161	5. 2	海賊対処法の適用に関する質問主意書（馳浩君提出）
162	5. 2	東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故への対応に関する質問主意書（佐藤勉君提出）
163	5. 6	東日本大震災発生を受けたいわゆる「復興外交」に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
164	5. 6	内閣総理大臣の衆議院解散権に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
165	5. 6	介護現場における医療行為に関する質問主意書（木村太郎君提出）
166	5. 9	フランスのドービルで開催されるG8サミットでの菅直人内閣総理大臣のスピーチに関する質問主意書（浅野貴博君提出）
167	5. 9	小学校児童・中学校生徒における肥満傾向児対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
168	5. 9	ワクチン同時接種後における乳幼児の死亡事例に関する質問主意書（馳浩君提出）
169	5. 9	ラグビーワールドカップ2019日本大会開催に関する質問主意書（馳浩君提出）
170	5. 10	学生の年金保険料の支払猶予をする特例制度に関する質問主意書（木村太郎君提出）
171	5. 10	東京電力福島第一原発での冷却作業等に従事している作業員に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
172	5. 11	東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所での事故に係る政府による外国知見の活用等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
173	5. 11	菅内閣の原子力エネルギー政策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
174	5. 11	福島第一原子力発電所事故に係る被災者支援に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
175	5. 12	6月5日投票の青森県知事選挙における菅内閣の姿勢に関する質問主意書（木村太郎君提出）
176	5. 12	東日本大震災により発生したがれき処理に係る政府の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
177	5. 13	ロシアによる国後島及び択捉島における軍事拠点の構築に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
178	5. 13	日米安保共同宣言先送りに関する質問主意書（木村太郎君提出）
179	5. 13	地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）

番号	提出日	件名
180	5.16	「ふるい下米」販売に対する日本農林規格法の表示義務化に関する再質問主意書（木村太郎君提出）
181	5.16	外国人漁業の規制に関する法律の適用に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
182	5.17	被災地の暮らし再建に関する質問主意書（木村太郎君提出）
183	5.17	平成23年5月16日の衆議院予算委員会質疑に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
184	5.17	尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
185	5.18	東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に係る政府の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
186	5.18	青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問主意書（木村太郎君提出）
187	5.19	ロシア閣僚による度重なる北方領土訪問に対する外務省の一連の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
188	5.19	国立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問主意書（木村太郎君提出）
189	5.19	普天間飛行場の嘉手納基地統合等「県内移設」案に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
190	5.20	ホタテ漁に関する質問主意書（木村太郎君提出）
191	5.20	人工内耳を装着している聴覚障害児に対する支援及び教育に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
192	5.20	韓国国会議員による北方領土訪問に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
193	5.23	インターネット上での誹謗中傷、いわゆる「ネットいじめ」対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
194	5.23	外国による我が国領空、領海及び領土の侵犯に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
195	5.23	東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償における政府の支援の枠組みに関する質問主意書（塩崎恭久君提出）
196	5.23	東日本大震災発生後我が国が被っている風評被害に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
197	5.24	放射能が検出された学校の屋外活動制限の基準に関する質問主意書（木村太郎君提出）
198	5.24	スポーツの国際競技力の向上に関する質問主意書（馳浩君提出）
199	5.24	検察の在り方検討会議による提言「検察の再生に向けて」に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
200	5.25	北方領土における日ロ経済協力に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
201	5.25	本格的な復旧・復興と日本再生に関する質問主意書（木村太郎君提出）
202	5.25	地方公務員の給与削減に関する質問主意書（山口俊一君提出）
203	5.25	原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
204	5.25	原子力発電所の地下立地に関する質問主意書（山本拓君提出）
205	5.26	米軍嘉手納基地戦闘機部隊の三沢基地移転に関する質問主意書（木村太郎君、江渡聡徳君提出）
206	5.26	米軍嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
207	5.26	尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
208	5.27	菅内閣の原子力エネルギー政策に関する再質問主意書（木村太郎君提出）
209	5.27	地方公共団体等が国の委託を受けて行う調査において使用する物品の取り扱いに関する再質問主意書（橘慶一郎君提出）
210	5.27	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
211	5.27	統一地方選挙投票日直前に児童・生徒に配布された菅直人内閣総理大臣等のメッセージに関する質問主意書（高市早苗君提出）
212	5.27	一票の格差に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
213	5.30	消費税増税に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
214	5.30	被災地の仮設住宅に関する質問主意書（木村太郎君提出）

番号	提出日	件名
215	5.30	東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害賠償及び当該事故を起因とするエネルギー政策の見直し等に関する質問主意書（野田聖子君提出）
216	5.31	非常時における空・海の救急救命室に関する質問主意書（木村太郎君提出）
217	5.31	東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に係る政府の認識に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
218	6.1	韓国国会議員による北方領土訪問に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
219	6.1	緊急時における日本の危機管理に関する質問主意書（木村太郎君提出）
220	6.1	災害時の指定避難所の防災備品等の整備に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
221	6.2	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に伴う、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」の改正に関する質問主意書（田中康夫君提出）
222	6.2	JAS法「生鮮食品品質表示基準」と「玄米及び精米品質表示基準」の整合性に関する質問主意書（田中康夫君提出）
223	6.2	公立学校施設の耐震化に関する質問主意書（木村太郎君提出）
224	6.2	東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出处進退についての発言の真意等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
225	6.3	日本の伝統文化における大相撲に関する質問主意書（木村太郎君提出）
226	6.3	我が国のエネルギー環境が大きく変化する中での北海道・苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域の新たな利用方向に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
227	6.3	生活保護と不正受給の問題に関する質問主意書（馳浩君提出）
228	6.3	尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
229	6.6	北方領土における日ロ経済協力に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
230	6.6	新たなエイズ（後天性免疫不全症候群）発症者数の増加に関する質問主意書（木村太郎君提出）
231	6.7	自衛隊の国際貢献に関する質問主意書（木村太郎君提出）
232	6.7	一票の格差に対する政府の見解に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
233	6.8	いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
234	6.8	自殺者対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
235	6.9	菅内閣の再生可能エネルギー拡大に関する質問主意書（木村太郎君提出）
236	6.9	原子力発電所の地下立地に関する再質問主意書（山本拓君提出）
237	6.9	消費税増税に対する菅直人内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
238	6.10	住宅用火災警報器の普及に関する質問主意書（木村太郎君提出）
239	6.10	GPS波浪計の活用に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
240	6.10	東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出处進退についての発言の真意等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
241	6.13	教職員の労働時間管理に関する質問主意書（高橋千鶴子君提出）
242	6.13	介護報酬の地域係数に乗ずる人件費比率と地域区分の考え方に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
243	6.13	東日本大震災による遺産相続放棄問題に関する質問主意書（木村太郎君提出）
244	6.13	ロシア副首相による日ロ平和条約不要論に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
245	6.14	尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
246	6.14	青森県に設置された「県原子力安全対策検証委員会」に関する質問主意書（木村太郎君提出）
247	6.15	普天間飛行場の代替施設誘致計画「国頭村安波案」に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
248	6.15	菅内閣を巡るこれまでの体質に関する質問主意書（木村太郎君提出）

番号	提出日	件名
249	6. 15	特別な医療の加算時間に関する質問主意書（河野太郎君提出）
250	6. 15	北方領土における日ロ経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
251	6. 16	電力会社による「電気予報」に関する質問主意書（木村太郎君提出）
252	6. 16	検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の過去の取り組み並びに現在の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
253	6. 17	最高検察庁による検察組織改革における調査活動費の裏金流用疑惑の取り扱いに関する質問主意書（浅野貴博君提出）
254	6. 17	欧州で発生した「O104」感染問題に関する質問主意書（木村太郎君提出）
255	6. 17	国家公務員の高齢期雇用問題への内閣の取り組み状況に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
256	6. 17	第1回「国と地方の協議の場」に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
257	6. 20	自転車事故対策に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
258	6. 20	下水汚泥施設の放射能の調査に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
259	6. 20	君が代斉唱命令に関する質問主意書（木村太郎君提出）
260	6. 20	海賊対策に関する再質問主意書（馳浩君提出）
261	6. 20	浜岡原子力発電所の全面停止要請に関する質問主意書（馳浩君提出）
262	6. 20	性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
263	6. 20	東日本大震災に係る被災者支援の現状に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
264	6. 20	北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
265	6. 22	国際熱核融合実験炉（ITER）の実験開始時期に関する質問主意書（木村太郎君提出）
266	6. 22	インターネット上に流出した警察捜査資料に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
267	6. 22	東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出处進退についての発言の真意等に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
268	6. 22	お茶における放射性物質の暫定規制値に関する質問主意書（大口善徳君提出）
269	6. 23	韓国国会議員が我が国固有の領土である竹島で会議開催を目論んでいることに対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
270	6. 23	東北自動車道における物損事故の増加に関する質問主意書（木村太郎君提出）
271	6. 24	中国の海洋覇権に関する質問主意書（木村太郎君提出）
272	6. 24	自由貿易地域に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
273	6. 24	いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に対する政府の見解に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
274	6. 27	埋蔵電力に関する質問主意書（山内康一君提出）
275	6. 27	海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
276	6. 27	被災地におけるホタテ・カキの特定養殖共済に関する質問主意書（木村太郎君提出）
277	6. 27	九州電力・玄海原子力発電所の安全性に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
278	6. 28	東北地方の高速道路無料化に関する質問主意書（木村太郎君提出）
279	6. 28	自身の辞任時期及び国会での法案審議に対する菅直人内閣総理大臣の基本的認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
280	6. 29	古賀茂明氏への退職勧奨に関する質問主意書（渡辺喜美君提出）
281	6. 29	ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
282	6. 29	東日本大震災における民間賃貸住宅の活用に関する質問主意書（木村太郎君提出）
283	6. 29	OECDのより良い暮らし指標に関する質問主意書（馳浩君提出）
284	6. 29	シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する第3回質問主意書（馳浩君提出）

番号	提出日	件名
285	6.30	北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
286	6.30	大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
287	6.30	菅内閣の政治姿勢に関する質問主意書（木村太郎君提出）
288	6.30	財団法人道路保全技術センター（清算手続き中）に関する質問主意書（河野太郎君提出）
289	7.1	東北自動車道無料化開始による混乱に関する質問主意書（木村太郎君提出）
290	7.1	地方制度調査会の今後の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
291	7.1	尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
292	7.4	邦人保護並びに対ミャンマーODAに対する外務省の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
293	7.4	自動体外式除細動器（AED）の重要性に関する質問主意書（木村太郎君提出）
294	7.4	東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
295	7.4	原子力発電所の安全基準に関する質問主意書（稲田朋美君提出）
296	7.5	米先物取引の誘導に関する質問主意書（木村太郎君提出）
297	7.5	性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する再質問主意書（秋葉賢也君提出）
298	7.5	菅直人内閣総理大臣が自身の出処進退について述べた本年6月2日の発言に対する説明等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
299	7.6	消防団員の弔慰金に関する質問主意書（木村太郎君提出）
300	7.6	東日本大震災からの復興を担当する大臣の被災地における一連の言動に対する菅直人内閣総理大臣の見解等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
301	7.7	自衛隊における装備強化の必要性に関する質問主意書（木村太郎君提出）
302	7.7	北朝鮮による拉致問題についての政府の対応に関する質問主意書（坂本哲志君提出）
303	7.7	北方領土における日ロ経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
304	7.8	垂直離着陸機MV22オスプレイの耐空性基準に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
305	7.8	東日本大震災による東北地方への観光に対する影響に関する質問主意書（木村太郎君提出）
306	7.8	地方公共団体における上下水道事業の一体的運営に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
307	7.8	生活保護と不正受給の問題に関する再質問主意書（馳浩君提出）
308	7.8	北方領土問題解決に向けた外務省の態勢づくりに関する質問主意書（浅野貴博君提出）
309	7.11	仮設住宅用地不足に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
310	7.11	古賀茂明氏への退職勧奨に関する再質問主意書（渡辺喜美君提出）
311	7.11	社会保障と税一体改革成案に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
312	7.11	モンゴルへの核廃棄物貯蔵・処分場建設計画に関する質問主意書（木村太郎君提出）
313	7.11	菅首相の政治主導により実施されるストレステスト等に関する質問主意書（山本拓君提出）
314	7.11	中国企業による東シナ海ガス田「白樺」の一方向的な掘削に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
315	7.11	大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する再質問主意書（吉井英勝君提出）
316	7.11	埋蔵電力に関する再質問主意書（山内康一君提出）
317	7.12	尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
318	7.12	緊急時避難準備区域における入院規制に関する質問主意書（木村太郎君提出）
319	7.13	我が国からの農林水産物・食品における輸入規制に関する質問主意書（木村太郎君提出）
320	7.13	南スーダン共和国の独立に関する質問主意書（赤澤亮正君提出）
321	7.13	三浦半島活断層群の地震発生確率の発表及び津波の被害等に関する質問主意書（赤澤亮正君、小泉進次郎君提出）

番号	提出日	件名
322	7. 13	東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する再質問主意書（橘慶一郎君提出）
323	7. 13	北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
324	7. 14	埋蔵電力に対する政府見解に関する質問主意書（山内康一君提出）
325	7. 14	J R 八戸線及び三陸鉄道の復旧に関する質問主意書（木村太郎君提出）
326	7. 14	ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
327	7. 15	東日本大震災発生以降の公共事業等の実施における二次災害に関する質問主意書（木村太郎君提出）
328	7. 15	小中学校における「電子黒板」の活用に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
329	7. 15	原子力安全委員会の関与に関する質問主意書（山本拓君提出）
330	7. 15	福井県議会において7月14日に決議された意見書に関する質問主意書（山本拓君提出）
331	7. 15	菅直人内閣総理大臣による脱原発依存発言に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
332	7. 19	デフレの定義等に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
333	7. 19	現下の円高の進行に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
334	7. 19	東日本大震災における木炭の活用に関する質問主意書（木村太郎君提出）
335	7. 19	第1回「国と地方の協議の場」の報告書の国会提出に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
336	7. 19	北方領土における日ロ経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
337	7. 20	東京電力福島第一原発事故による福島県はじめ各地域の畜産農家等への被害に対する政府の取り組み等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
338	7. 20	路線高速バス及びツアーバスに関する質問主意書（木村太郎君提出）
339	7. 20	日・韓図書協定に基づく図書の引き渡しに関する質問主意書（小野寺五典君提出）
340	7. 21	S P E E D I 試算図の公開に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
341	7. 21	被災地における路線価の調整率に関する質問主意書（木村太郎君提出）
342	7. 21	海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
343	7. 22	高齢者の災害関連死に関する質問主意書（木村太郎君提出）
344	7. 22	東日本大震災に係る災害廃棄物処理の進捗状況に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
345	7. 22	原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
346	7. 22	尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
347	7. 25	我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
348	7. 25	液化化被害に対する国の支援に関する質問主意書（木村太郎君提出）
349	7. 26	外務省職員の守秘義務に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
350	7. 26	外務省職員の人事に対する国会議員の関与に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
351	7. 26	安心して暮らせる復興住宅の確保に関する質問主意書（木村太郎君提出）
352	7. 27	今夏の電力需給見通しの詳細及び根拠に関する質問主意書（服部良一君提出）
353	7. 27	国勢調査にみる生産性に関する質問主意書（木村太郎君提出）
354	7. 27	リーガルマインドに係る外務省の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
355	7. 28	北方領土における日露資源協力に関する質問主意書（木村太郎君提出）
356	7. 28	原子力発電所の安全基準に関する再質問主意書（稲田朋美君提出）
357	7. 28	中井衆議院予算委員長の中国訪問に関する質問主意書（今津寛君提出）
358	7. 28	外務省職員と報道機関との関係に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
359	7. 28	外務省職員による情報操作に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

番号	提出日	件名
360	7. 28	外務省職員による情報管理に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
361	7. 29	森林の整備・保全と国有林の管理運営に関する質問主意書（木村太郎君提出）
362	7. 29	「安心こども基金」及び「妊婦健康診査支援基金」の今後の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
363	7. 29	北方領土交渉に係る政府の方針に対する元外務審議官の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
364	8. 1	食料の安定供給に資する国営土地改良事業に関する質問主意書（木村太郎君提出）
365	8. 1	被災地での窃盗等の犯罪に関する質問主意書（馳浩君提出）
366	8. 1	再生エネルギー特別措置法案の対象となる北海道内の発電施設に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
367	8. 2	我が国国民が韓国の法的手続きに従って竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
368	8. 2	児童虐待防止対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
369	8. 3	食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問主意書（木村太郎君提出）
370	8. 3	わが国の国会議員が韓国において入国を拒否された事案に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
371	8. 3	我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
372	8. 4	東北自動車道無料化の制度設計に関する質問主意書（木村太郎君提出）
373	8. 4	韓国政府による自由民主党議員に対する入国拒否措置についての日本政府の姿勢に関する質問主意書（今津寛君提出）
374	8. 4	放射性物質による土壌汚染地域における国の責任による除染の実施等に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
375	8. 4	尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
376	8. 5	「賠償機構法案に関する文書について」に関する質問主意書（渡辺喜美君提出）
377	8. 5	豪雨における避難勧告に関する質問主意書（木村太郎君提出）
378	8. 5	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
379	8. 5	学校給食における国産水産物の活用に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
380	8. 5	我が国の資金循環の現状を踏まえた「社会保障・税一体改革成案」の遂行に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
381	8. 5	東京電力福島第一原子力発電所の事故処理に関する質問主意書（北村誠吾君提出）
382	8. 5	北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応並びにロシア側への働きかけに関する質問主意書（浅野貴博君提出）
383	8. 8	外務省欧州局ロシア課に新設された「日露経済室」に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
384	8. 8	国民の財産たる過疎地域の支援に関する質問主意書（木村太郎君提出）
385	8. 9	スマートインターチェンジの整備促進に関する質問主意書（稲津久君提出）
386	8. 9	介護保険料に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
387	8. 9	被災者生活再建支援制度の基準に関する質問主意書（木村太郎君提出）
388	8. 9	取調べの可視化を法制化すべきとする法務省の調査報告書に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
389	8. 10	津波の観測態勢に関する質問主意書（木村太郎君提出）
390	8. 10	我が国における海事産業の国際競争力強化のためのトン数税制の拡充に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
391	8. 10	本年9月以降の内閣総理大臣の外交日程に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
392	8. 11	節電における収蔵品の保護に関する質問主意書（木村太郎君提出）

番号	提出日	件名
393	8. 11	菅直人内閣総理大臣が自身の出処進退について述べた本年6月2日の発言に対する説明等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
394	8. 12	太陽光発電の押し売りに関する質問主意書（木村太郎君提出）
395	8. 12	我が国国民が韓国の法的手続きに従って竹島を訪問することに対する外務省の見解に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
396	8. 15	産業空洞化政策における最低賃金に関する質問主意書（木村太郎君提出）
397	8. 15	平成24年度予算編成に向けた内閣の方針に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
398	8. 16	緊急時避難準備区域の一斉解除に関する質問主意書（木村太郎君提出）
399	8. 16	竹島への韓国軍駐留計画に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
400	8. 17	「賠償機構法案に関する文書について」に関する再質問主意書（渡辺喜美君提出）
401	8. 17	防衛大綱見直しの必要性に関する質問主意書（木村太郎君提出）
402	8. 17	元外務省職員の著書等が我が国の国益に及ぼす影響等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
403	8. 18	学校教員統計調査による教員の高齢化に関する質問主意書（木村太郎君提出）
404	8. 18	盗聴防止に対する外務省の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
405	8. 18	北方領土問題に係る日ロ交渉の情勢に対する外務省の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
406	8. 19	特別養護老人ホームに関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
407	8. 19	全国の学校におけるいじめ増加に関する質問主意書（木村太郎君提出）
408	8. 19	ビザなし交流に参加する人物の選定等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
409	8. 19	北方領土におけるロシア国旗掲揚に対する外務省の認識に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
410	8. 22	株式会社整理回収機構の債権回収に関する質問主意書（松木けんこう君提出）
411	8. 22	上場企業の倒産処理に関する質問主意書（松木けんこう君提出）
412	8. 22	特定避難勧奨地点を巡る指定基準に関する質問主意書（木村太郎君提出）
413	8. 22	江田五月法務大臣の死刑執行命令書への署名拒否に関する質問主意書（河井克行君提出）
414	8. 22	我が国固有の領土である竹島で大韓航空機が示威飛行を行ったことに対する政府の対応に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
415	8. 23	津波被災地への派遣職員不足に関する質問主意書（木村太郎君提出）
416	8. 23	我が国の国旗を侮辱する演劇が韓国で公演されたことに対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
417	8. 23	国後島で我が国国民がロシア国境警備隊に拘束された件に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
418	8. 24	被災地における復興の大幅な遅れに関する質問主意書（木村太郎君提出）
419	8. 24	社会保険労務士に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
420	8. 24	海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
421	8. 24	密漁密輸出対策に関する日ロ関係省庁会議に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
422	8. 25	津波被害を受けた公立小中学校の復旧計画に関する質問主意書（木村太郎君提出）
423	8. 25	福島第一原発事故による放射性物質の除染に当たっての放出放射線量の試算に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
424	8. 25	尖閣諸島近海での中国漁船監視船による領海侵犯に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
425	8. 26	新たな子育て支援システムに関する質問主意書（稲津久君提出）
426	8. 26	震災復興における企業の投資環境整備と雇用創出に関する質問主意書（木村太郎君提出）
427	8. 26	第三号被保険者の記録不整合問題への今後の政府の対処方針に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
428	8. 26	節電対策による事業所の土日操業に伴う休日保育需要の増大への対応に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
429	8. 26	政府における今後の行政改革への取り組み方針に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）

番号	提出日	件名
430	8.26	竹島への韓国軍駐留計画に対する政府の見解に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
431	8.29	過去最悪のナラ枯れ被害の対応に関する質問主意書（木村太郎君提出）
432	8.29	軽油引取税の免税制度に関する質問主意書（木村太郎君提出）
433	8.29	日本郵政グループの平成23年3月期決算に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
434	8.29	原子力発電所事故による牛乳・乳製品販売事業者への影響に関する質問主意書（高市早苗君提出）
435	8.29	ガソリン販売価格差と地方のSS廃業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
436	8.29	世界陸上等の国際イベントにおける韓国による政治プロパガンダ行動に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
437	8.29	羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
438	8.29	東日本大震災により被災した民間医療機関への公的支援に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
439	8.29	東日本大震災におけるみなし仮設住宅の契約手続きに関する質問主意書（秋葉賢也君提出）

【第178回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、53件である。

※ 経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページをご覧ください。

番号	提出日	件名
1	平成 23. 9. 13	菅直人前内閣における内閣官房機密費の用途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
2	9. 13	厚生労働大臣の不見識なたばこ増税発言に関する質問主意書（木村太郎君提出）
3	9. 13	J R総連及びJ R東労組への革マル派の浸透に関する質問主意書（佐藤勉君提出）
4	9. 13	野田内閣の内政及び重要外交課題に対する基本姿勢に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
5	9. 13	野田内閣の安全保障政策への姿勢に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
6	9. 13	野田内閣の経済連携協定に対する姿勢に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
7	9. 13	平成23年度第二次補正予算の執行状況に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
8	9. 14	原子力発電所事故の賠償に関する質問主意書（渡辺喜美君提出）
9	9. 14	脳卒中対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
10	9. 14	今後の法曹養成制度の検討の進捗状況に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
11	9. 14	国と地方自治体との関係に係る菅内閣から野田内閣への引継ぎに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
12	9. 14	我が国巡視船の損害賠償請求等に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
13	9. 14	日本－ヨルダン原子力協定のうち予定地に関する質問主意書（河野太郎君提出）
14	9. 14	日本－ヨルダン原子力協定のうち貯水池に関する質問主意書（河野太郎君提出）
15	9. 14	日本－ヨルダン原子力協定のうちポンプに関する質問主意書（河野太郎君提出）
16	9. 14	日本－ヨルダン原子力協定のうち電力供給システムに関する質問主意書（河野太郎君提出）
17	9. 14	日本－ヨルダン原子力協定のうち最終処分に関する質問主意書（河野太郎君提出）
18	9. 14	日本－ヨルダン原子力協定のうち地震に関する質問主意書（河野太郎君提出）
19	9. 14	原子力発電所の輸出に伴う使用済み核燃料に関する質問主意書（河野太郎君提出）
20	9. 14	原子力発電所の輸出に伴う政府保証に関する質問主意書（河野太郎君提出）
21	9. 14	政府の昨今の複数の問いのある質問主意書への回答に関する質問主意書（河野太郎君提出）
22	9. 14	政府の昨今の質問主意書への回答に関する質問主意書（河野太郎君提出）
23	9. 14	政府の昨今の質問主意書への回答への政務三役の介入に関する質問主意書（河野太郎君提出）
24	9. 14	再就職等監視委員会の委員長および委員の任命に関する質問主意書（河野太郎君提出）
25	9. 14	台風12号被災地の復旧対策及び今後の防災対策等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
26	9. 14	野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
27	9. 14	沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
28	9. 14	取調べの全過程可視化に対する野田佳彦内閣の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
29	9. 14	国会議員からの電話等に対する警察庁の対応等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
30	9. 14	外務省が発行している雑誌「外交」に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
31	9. 16	豪雨発生時における避難・救助対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
32	9. 16	能登半島沖で脱北者が保護された件に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
33	9. 20	津波被害を受けて間借りしている公立小中学校の再建に関する質問主意書（木村太郎君提出）
34	9. 20	在韓国日本国大使館前に反日的記念碑が建立される計画に対する政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
35	9. 21	羅臼沖におけるロシアトロール漁船の操業に対する政府の対応並びにロシア政府との協議等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
36	9. 21	野田内閣の普天間飛行場移設問題への対応等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

番号	提出日	件名
37	9. 21	松くい虫被害の対応に関する質問主意書（木村太郎君提出）
38	9. 22	我が国における攻めの農林水産業を展開していく上での風評被害対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
39	9. 22	国連総会の際に行われた日ロ外相会談に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
40	9. 26	沖縄県八重山採択地区における教科書採択に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
41	9. 26	市区町村の学校設計における防災機能に関する質問主意書（木村太郎君提出）
42	9. 26	尖閣諸島沖で発生した我が国の海上保安船と中国漁船との衝突事件に係る報道等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
43	9. 27	チャイルドシート使用率の向上に関する質問主意書（木村太郎君提出）
44	9. 27	菅直人前内閣における内閣官房機密費の使途並びに野田佳彦新内閣における同機密費の情報開示等のあり方に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
45	9. 28	女性の学童擁護員（みどりのおばさん）に関する質問主意書（木村太郎君提出）
46	9. 28	中国漁船衝突事案における中国人船長釈放の経緯に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
47	9. 28	韓国で開催されたプロサッカーの試合において東日本大震災を中傷する横断幕が掲げられた件に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
48	9. 28	野田内閣が「なるべく早く」取り組もうとする諸課題に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
49	9. 28	児童・生徒が少ない地域における小中学校教育の体制確保に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
50	9. 28	野田総理が主宰する「新たな会議体」に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
51	9. 28	オバマ米大統領の被爆地訪問に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
52	9. 28	政府による邦人保護に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
53	9. 28	沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）

【第179回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、121件である。

※ 経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページをご覧ください。

番号	提出日	件名
1	平成 23. 10. 20	東京都小金井市の「ごみ危機」に関する質問主意書（横糸勝仁君提出）
2	10. 20	食料供給に資する農業農村整備事業の推進に関する質問主意書（木村太郎君提出）
3	10. 20	我が国が目指す自由貿易体制のあり方に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
4	10. 21	我が国の二国間による経済連携協定（E P A）と多国間協定である環太平洋経済連携協定（T P P）との関連性等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
5	10. 21	高齢化社会における「街の青果・鮮魚店」の担う役割とその振興に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
6	10. 24	政府による対ミャンマーODA再開に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
7	10. 24	T P Pに関する質問主意書（赤澤亮正君提出）
8	10. 25	外務省職員の職務遂行の義務に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
9	10. 26	政府の情報セキュリティ対策に関する質問主意書（横糸勝仁君提出）
10	10. 26	環太平洋経済連携協定（T P P）への交渉参加並びに参加後の交渉離脱の可能性に対する政府の見解に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
11	10. 27	2011年10月19日の日韓首脳会談に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
12	10. 27	いわゆる郵便不正事件に係る国家賠償等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
13	10. 27	被災地における生活再建と復興まちづくりに関する質問主意書（木村太郎君、江渡聡徳君提出）
14	10. 27	東日本大震災発生以降の日本経済及びT P P対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
15	10. 28	中川文部科学大臣の教育権を否定する違法・不当介入な国会答弁に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
16	10. 28	日本航空への公的融資に係る国民負担に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
17	10. 28	地域における里山林整備活動への支援に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
18	10. 31	最近のガソリンスタンド経営に関する質問主意書（今村雅弘君提出）
19	10. 31	取調べの可視化の法制化に向けた政府の取り組み等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
20	10. 31	環太平洋経済連携協定（T P P）交渉の場において政府が行おうとしている主張の内容等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
21	11. 1	我が国の二国間による経済連携協定（E P A）と多国間協定である環太平洋経済連携協定（T P P）との関連性等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
22	11. 2	勇敢なる消防団員の水門操作に関する質問主意書（木村太郎君提出）
23	11. 2	緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問主意書（近藤三津枝君提出）
24	11. 2	全国健康福祉祭に関する質問主意書（坂本哲志君提出）
25	11. 2	第45回衆議院議員総選挙並びに第22回参議院議員通常選挙における民主党公約と政府の施策との関係に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
26	11. 2	我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（T P P）の関係等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
27	11. 4	政府による対ミャンマーODA再開に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
28	11. 4	国家戦略会議の発足に伴う経済財政諮問会議の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
29	11. 4	政府におけるS P E E D Iデータ共有に関する質問主意書（近藤三津枝君提出）
30	11. 7	国選付添人制度（少年事件）に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
31	11. 7	環太平洋経済連携協定（T P P）のルール策定に我が国が影響を及ぼすことができる余地等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

番号	提出日	件名
32	11. 8	環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉の場において政府が行おうとしている主張の内容等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
33	11. 8	戸別所得補償制度による農地集約化への影響に関する質問主意書（木村太郎君提出）
34	11. 8	台風や局地的な大雨等に対応する気象観測・予報業務の構築に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
35	11. 9	施設園芸の促進に関する質問主意書（木村太郎君提出）
36	11. 9	自由貿易の定義に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
37	11. 9	2010年6月に閣議決定された新成長戦略で言及されている「質の高い経済連携」に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
38	11. 10	G P S 波浪計の設置に関する質問主意書（大口善徳君提出）
39	11. 10	冤罪の定義に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
40	11. 10	新規就農者への支援制度に関する質問主意書（木村太郎君提出）
41	11. 11	「社会保障・税一体改革」及び今般の人事院勧告の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
42	11. 11	いわゆる「明細付き領収書」の手数料に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
43	11. 11	政府におけるエネルギー基本計画の取扱いに関する質問主意書（近藤三津枝君提出）
44	11. 11	日ロの密漁・密輸出対策に係る政府の国民に対する説明等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
45	11. 11	本年11月12日から始まるA P E C 首脳会議における日ロ首脳会談に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
46	11. 14	都教組が竹島について日本政府の見解を否定していることに関する質問主意書（木村太郎君提出）
47	11. 14	第45回衆議院議員総選挙並びに第22回参議院議員通常選挙における民主党公約と政府の施策との関係に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
48	11. 14	環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の交渉への参加と事前協議の開始に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
49	11. 14	実用準天頂衛星システムに関する質問主意書（吉井英勝君提出）
50	11. 15	「復興増税」に関する質問主意書（城内実君提出）
51	11. 15	外務省職員の職務遂行の義務に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
52	11. 15	特定の政党による国有地の無償利用の是非に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
53	11. 15	東日本大震災後の我が国の多軸連携型国土形成に関する質問主意書（木村太郎君提出）
54	11. 16	放射性物質による健康被害に対する政府の対応に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
55	11. 16	政府による対ミャンマーODA再開に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
56	11. 17	ハッ場ダムの費用対効果に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
57	11. 17	取調べの可視化の法制化に向けた政府の取り組み等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
58	11. 17	国家戦略会議の発足に伴う経済財政諮問会議の取り扱いに関する再質問主意書（橘慶一郎君提出）
59	11. 18	クール・ジャパンの幅広い展開の期待に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
60	11. 18	枝野幸男経済産業大臣がロン・カーク米国通商代表と会談する際の参考資料として経済産業省が作成した書類に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
61	11. 21	北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
62	11. 22	生活保護に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
63	11. 22	後期高齢者医療制度に関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
64	11. 22	日ソ共同宣言に係る大学教授の見解等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
65	11. 22	バルダイ会議に関する質問主意書（浅野貴博君提出）

番号	提出日	件名
66	11. 24	農家の安心に資する農業共済事業に関する質問主意書（木村太郎君提出）
67	11. 24	冤罪の定義に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
68	11. 24	いわゆる郵便不正事件に係る国家賠償等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
69	11. 25	サイバーテロ攻撃対策に関する質問主意書（山内康一君提出）
70	11. 25	今般の人事院勧告の野田内閣における取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
71	11. 25	法科大学院を修了する人材の活用策を求めることに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
72	11. 25	新たな北海道総合開発計画の推進及び総合的点検に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
73	11. 25	平成23年度北方領土返還要求行進に対する野田佳彦内閣の関与等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
74	11. 28	環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉への参加と事前協議の開始に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
75	11. 29	浜田和幸外務大臣政務官のアメリカ陰謀論に関する質問主意書（山内康一君提出）
76	11. 29	緊急事態に対する現行憲法の問題に関する再質問主意書（近藤三津枝君提出）
77	11. 29	野田佳彦内閣における在勤基本手当に係る改革に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
78	11. 29	野田佳彦内閣における外務省在外職員の住居手当に係る改革に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
79	11. 29	野田佳彦内閣における外務省在外職員の配偶者手当に係る改革に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
80	11. 29	野田佳彦内閣における外務省在外職員の子女教育手当に係る改革に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
81	11. 29	野田佳彦内閣における外務省在外職員の健康管理休暇制度に係る改革に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
82	11. 30	大規模被害に耐えうる岩木川改修事業と津軽ダム建設の促進に関する質問主意書（木村太郎君提出）
83	11. 30	個別労働紛争の解決促進と社会保険労務士の役割に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
84	11. 30	刑法に規定される仮釈放に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
85	11. 30	外務省が保管するワインに関する質問主意書（浅野貴博君提出）
86	12. 1	実用準天頂衛星システムに関する再質問主意書（吉井英勝君提出）
87	12. 1	在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
88	12. 1	法務省における情報管理のあり方に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
89	12. 1	国土交通省現役官僚の天下りあっせん疑惑に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
90	12. 2	普天間飛行場の辺野古移設に伴う公有水面埋め立てに関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
91	12. 2	整備新幹線の着実な建設を進める上で考慮すべき事項の進捗状況に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
92	12. 2	元沖縄防衛局長の暴言等に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
93	12. 5	北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
94	12. 5	枝野幸男経済産業大臣がロン・カーク米国通商代表と会談する際の参考資料として経済産業省が作成した書類に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）
95	12. 5	自衛隊が保有する通信衛星と無人機の導入に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
96	12. 6	東日本大震災発生以降における防災に向けた道路整備に関する質問主意書（木村太郎君提出）
97	12. 6	政府におけるエネルギー基本計画の取扱いに関する再質問主意書（近藤三津枝君提出）
98	12. 6	東日本大震災被災者の奨学金債務の返済免除に関する質問主意書（宮本岳志君提出）
99	12. 6	日口の密漁・密輸出対策に係る政府の国民に対する説明等に関する再質問主意書（浅野貴博君提出）

番号	提出日	件名
100	12. 6	検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
101	12. 7	教育の政治的中立性に関する質問主意書（渡辺喜美君提出）
102	12. 7	生活保護制度における外国人の取扱いに関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
103	12. 7	訪問介護の生活援助の時間区分等の見直しに関する質問主意書（佐藤ゆうこ君提出）
104	12. 7	T P Pに関する質問主意書（城内実君提出）
105	12. 7	「復興増税」に関する再質問主意書（城内実君提出）
106	12. 7	磐石不動の農業生産基盤に関する質問主意書（木村太郎君提出）
107	12. 7	医師数に基づく医療体制と地域医療再生計画のさらなる推進に関する質問主意書（木村太郎君提出）
108	12. 7	原子力施設再稼働についての政府の方針に関する質問主意書（木村太郎君提出）
109	12. 7	公務員住宅の必要性に関する質問主意書（河野太郎君提出）
110	12. 7	スーパーコンピューター「京」のコストに関する質問主意書（河野太郎君提出）
111	12. 7	スーパーコンピューター「京」の国際競争力に関する質問主意書（河野太郎君提出）
112	12. 7	スーパーコンピューター「京」のプロセッサに関する質問主意書（河野太郎君提出）
113	12. 7	スーパーコンピューター「京」のプロジェクトの比較に関する質問主意書（河野太郎君提出）
114	12. 7	スーパーコンピューター「京」の新方式の設計の可能性に関する質問主意書（河野太郎君提出）
115	12. 7	国家公務員給与が人事院勧告に基づかず民間の賃金水準を上回って支給される事態への野田内閣の対応に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
116	12. 7	中小企業金融円滑化法の施行状況及び今後の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
117	12. 7	今後の我が国の経済連携の進め方に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
118	12. 7	刑事再審請求事件における証拠開示に関する質問主意書（浅野貴博君提出）
119	12. 7	冤罪の定義に関する第3回質問主意書（浅野貴博君提出）
120	12. 7	情報収集衛星の予算組換えに関する質問主意書（吉井英勝君提出）
121	12. 7	国際的な人権諸条約の締結及び実施、ならびに外国人の年金や教育等に関する質問主意書（阿部知子君提出）

6 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

国会回次 区分	第177回国会（常会）				第178回国会（臨時会）				第179回国会（臨時会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
本会議	41				6				15			
(常任委員会)												
内閣	17			7	1				3			
総務	28			22	1				7			
法務	18			11	1				5			
外務	18			10	1				6			
財務金融	36			29	1				8			6
文部科学	19			23	1				3			
厚生労働	27			13	1				7			2
農林水産	20				1				5			
経済産業	20			16	1				5			1
国土交通	17			1	1				5			
環境	15			1	1				3			1
安全保障	8				1				3			
国家基本政策	2				1				1			
予算	29 {1} [2]	8 [8]		19	3			5	8			3
決算行政監視	7			6	2				5 (2)			(29)
議院運営	43			1	6 (2)				17 (8)			(18)
懲罰												
(特別委員会)												
災害対策	16			5	3				5			1
倫理選挙	5				2				3			
沖縄北方	7			8	2				4			
青少年	7			4	2				4			
海賊・テロ	4			5	2				3			
拉致問題	6				2				5			
消費者問題	5			1	2				4			
科学技術	12			22	2				6			2
郵政改革	4				2				5			5
震災復興	21			30	3			2	14			

国会回次 区分	第177回国会（常会）				第178回国会（臨時会）				第179回国会（臨時会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
（審査会等）												
政 倫 審	1				1							
分 科 会 （予算委）	8 8分科 1日間			1								
連 合 審 査 会	5			3								
合 同 審 査 会	3 （国家基本 政策）								1 （国家基本 政策）			
両 院 協 議 会	1											
憲 法 審 査 会									4			1
両 院 議 運 合 同 協 議 会									3			{10}
常 任 委 員 長 会 議	1				2				1			
計	471 {1} [2]	8 [8]		238	55 (2)			7	168 (10)			22 (47) {10}

※1 開会回数欄の、（ ）内の数は小委員会、{ }内の数は公聴会、[]内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。

2 開会回数には閉会中審査を含む。

3 公述人欄の []内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。

4 参考人欄の（ ）内の数は、小委員会における参考人数で外数である。

5 参考人欄の { }内の数は、両院議運合同協議会における東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び委員数で外数である。

7 国会に対する報告等一覧

法律の規定に基づき国会に対して報告、勧告又は提出されるもののうち、平成23年に内閣、人事院等から受領したものは、次のとおりである。

※ 報告書等のうち、政府が「白書」として刊行しているものについては、刊行の際の名称を（ ）内に記載した。

(1) 内閣から報告又は提出されたもの

年月日	名 称
平成 23. 1. 25	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
1. 28	ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告
	平成22年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	平成21年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
	平成21年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
	平成21年度特別会計財務書類
	平成23年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
2. 1	平成22年10月1日から平成23年1月23日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
2. 4	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成22年）
2. 25	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
3. 8	平成22年度第3・四半期における予算使用の状況
	平成22年度第3・四半期における国庫の状況
3. 14	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害現地対策本部の設置の報告
3. 15	地方財政の状況報告書（地方財政白書）
3. 18	平成23年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
4. 1	平成22年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
	平成22年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
4. 8	東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	東ティモール国際平和協力業務の実施の状況の報告
	ネパール国際平和協力業務の実施の結果の報告
	スーダン住民投票監視国際平和協力業務の実施の結果の報告
4. 15	平成22年1月1日から同年12月31日までの間における無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告
4. 26	「平成22年度森林及び林業の動向」に関する報告
	「平成23年度森林及び林業施策」についての文書（森林・林業白書）
5. 24	「平成22年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告
	「平成23年度交通安全施策に関する計画」の報告（交通安全白書）
5. 27	「平成22年度食育推進施策」に関する報告（食育白書）
	「平成22年度水産の動向」に関する報告
	「平成23年度水産施策」についての文書（水産白書）
5. 31	「平成22年度食料・農業・農村の動向」に関する報告
	「平成23年度食料・農業・農村施策」についての文書（食料・農業・農村白書）
6. 3	「平成22年度犯罪被害者等施策」に関する報告（犯罪被害者白書）

年月日	名 称
6. 7	「平成22年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告
	「平成23年度高齢社会対策」についての文書〈高齢社会白書〉
	「平成22年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告 〈子ども・若者白書〉
	「平成22年度環境の状況」に関する報告
	「平成23年度環境の保全に関する施策」についての文書
	「平成22年度循環型社会の形成の状況」に関する報告
	「平成23年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書
	「平成22年度生物の多様性の状況」に関する報告
6. 10	「平成22年度障害者施策の概況」に関する報告〈障害者白書〉
	「平成22年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告〈自殺対策白書〉
6. 14	「防災に関してとった措置の概況」の報告
	「平成23年度の防災に関する計画」の報告〈防災白書〉
	2010年の国際労働機関第99回総会において採択された勧告に関する報告書
	「平成22年度首都圏整備に関する年次報告」〈首都圏白書〉
	「平成22年度土地に関する動向」に関する報告
	「平成23年度土地に関する基本的施策」についての文書〈土地白書〉
	「平成22年度観光の状況」に関する報告
	「平成23年度観光施策」についての文書〈観光白書〉
6. 17	「平成22年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告〈子ども・子育て白書〉
	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
	平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
	「平成22年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告〈人権教育・啓発白書〉
	平成22年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
6. 21	「平成22年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告
	「平成23年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書〈男女共同参画白書〉
6. 24	スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
	平成22年度第4・四半期（出納整理期間を含まず。）における予算使用の状況
	平成22年度第4・四半期における国庫の状況
7. 1	「平成22年度中小企業の動向」に関する報告
	「平成23年度中小企業施策」についての文書〈中小企業白書〉
7. 8	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
7. 12	「平成22年度科学技術の振興に関する年次報告」〈科学技術白書〉
7. 26	平成23年1月1日から同年6月30日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
	森林・林業基本計画の報告
7. 29	ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告

年月日	名 称
9. 9	平成22年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況
9. 13	平成23年度第1・四半期における予算使用の状況
	平成23年度第1・四半期における国庫の状況
9. 16	平成22年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
	平成23年1月24日から同年9月12日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
	平成22年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
10. 25	「平成22年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告〈ものづくり白書〉
10. 28	平成23年9月13日から同年10月19日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
	「平成22年度エネルギーに関する年次報告」〈エネルギー白書〉
11. 15	南スーダン国際平和協力業務実施計画の報告
11. 22	平成22年度国の債権の現在額総報告
	平成22年度物品増減及び現在額総報告
12. 2	平成23年度第2・四半期における予算使用の状況
	平成23年度第2・四半期における国庫の状況
12. 9	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
12. 16	広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
12. 20	南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
	スーダン国際平和協力業務の実施の結果の報告

(2) 内閣を経由して報告又は提出されたもの

年月日	名 称
平成 23. 2. 4	地方財政法第13条第2項の規定による意見書（神奈川県知事）
3. 29	地方財政法第13条第2項の規定による意見書（足利市長、太田市長、みどり市長、群馬県榛東村長、群馬県吉岡町長、群馬県上野村長、群馬県神流町長、群馬県下仁田町長、群馬県南牧村長、群馬県甘楽町長、群馬県中之条町長、群馬県長野原町長、群馬県嬭恋村長、群馬県草津町長、群馬県高山村長、群馬県東吾妻町長、群馬県片品村長、群馬県川場村長、群馬県昭和村長、群馬県みなかみ町長、群馬県玉村町長、群馬県板倉町長、群馬県明和町長、群馬県千代田町長、群馬県大泉町長、群馬県邑楽町長、和光市長、浦安市、松阪市長）

年月日	名 称
4. 12	日本放送協会平成21年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書（総務大臣）
4. 15	平成22年団体規制状況の年次報告（法務大臣）
6. 3	平成22年度公害等調整委員会年次報告書（公害等調整委員会委員長）〈公害紛争処理白書〉
6. 10	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）
10. 4	平成22年度公正取引委員会年次報告書（公正取引委員会委員長）〈独占禁止白書〉
11. 18	独立行政法人日本学術振興会平成22年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
	独立行政法人日本スポーツ振興センター平成22年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
12. 9	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）

※ 報告書等の報告者又は提出者を（ ）内に記載した。

(3) 人事院の国会に対する報告、勧告及び意見の申出

年月日	名 称
平成 23. 3. 23	平成22年官民人事交流に関する年次報告
6. 17	平成22年度人事院業務状況の報告〈公務員白書〉
9. 30	一般職の職員の給与についての報告、給与の改定についての勧告及び国家公務員制度改革についての報告
	定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見

(4) 会計検査院から報告されたもの

年月日	名 称
平成 23. 9. 22	報告書「東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう農林水産大臣に対して意見を表示したもの」
	報告書「各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう文部科学大臣に対して意見を表示したもの」
	報告書「航空自衛隊第1補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について」
10. 5	報告書「緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう厚生労働大臣に対して意見を表示したもの」
	報告書「独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、2種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう国土交通大臣及び独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して意見を表示したもの」
	報告書「エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう経済産業大臣に対して意見を表示したもの」
10. 17	報告書「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」
	報告書「独立行政法人における運営費交付金の状況について」
	報告書「消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について」

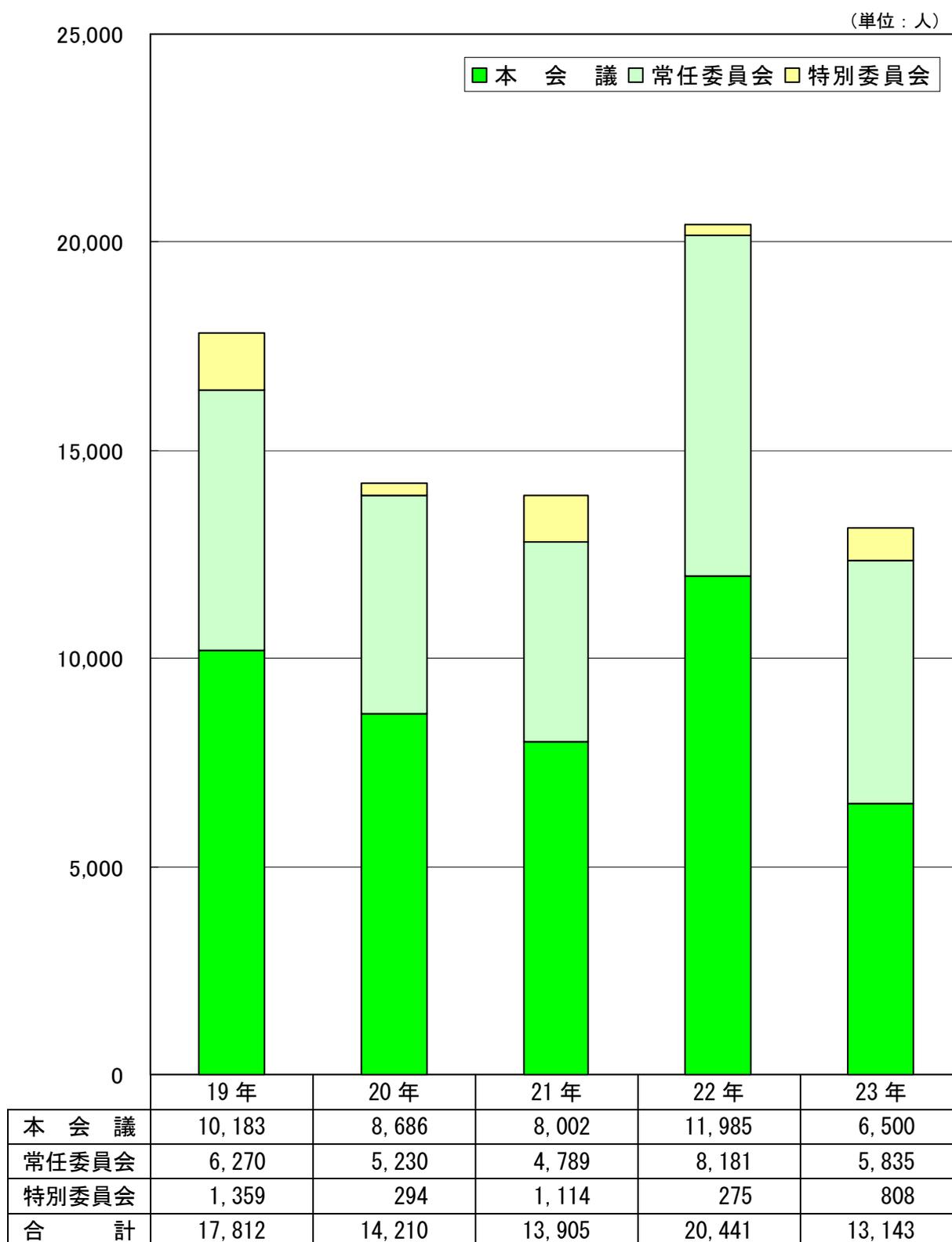
年月日	名 称
11. 29	報告書「高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長に対して意見を表示したもの」
11. 29	報告書「情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について」

(5) 国と地方の協議の場から報告されたもの

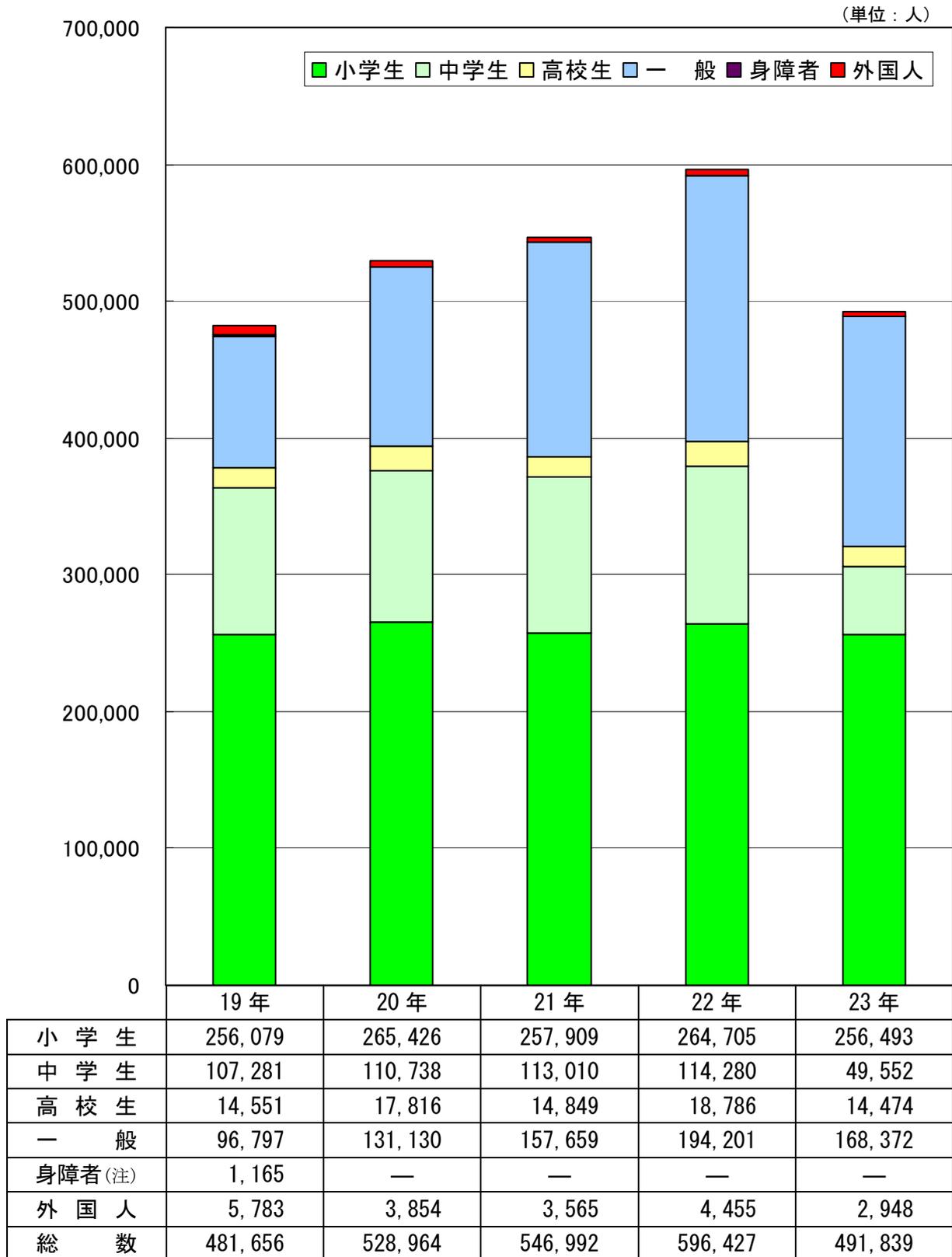
年月日	名 称
平成 23. 7. 27	国と地方の協議の場（平成23年度第1回）における協議の概要に関する報告書
8. 29	国と地方の協議の場（平成23年度第1回臨時会合）における協議の概要に関する報告書
11. 16	国と地方の協議の場（平成23年度第2回）における協議の概要に関する報告書
12. 22	国と地方の協議の場（平成23年度第2回臨時会合）における協議の概要に関する報告書

8 傍聴人数

本会議・委員会（常任・特別）



9 参観者数



(注) 身障者の人数については、平成20年分からそれぞれのカテゴリーに含めて集計することとした。

〔参考〕

1 国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日（回次）等	定数	増減	備 考
昭和 21. 4. 10(第22回)	468 (466)		沖縄県（定数2）は米国占領下にあり、選挙は事実上の定数466で実施
22. 4. 25(第23回)	466	－ 2	沖縄県を除く
29. 4. 30	467	＋ 1	奄美群島区（定数1）で実施
42. 1. 29(第31回)	486	＋19	大都市の人口増加に伴う定数是正
45. 11. 15	491	＋ 5	沖縄県（定数5）で実施
51. 12. 5(第34回)	511	＋20	選挙区別人口による定数是正
61. 7. 6(第38回)	512	＋ 1	選挙区別人口による定数是正
平成 5. 7. 18(第40回)	511	－ 1	選挙区別人口による定数是正
8. 10. 20(第41回)	500	－11	平成6年公選法改正後初の総選挙
12. 6. 25(第42回)	480	－20	比を20削減（小300 比180）

- ※ 平成6年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入
定数500（小選挙区300、比例代表200）
小…小選挙区、比…比例代表（11ブロックにおいて実施）

(2) 参議院議員

通常選挙期日（回次）等	改選議席数	定数	増減	備 考
昭和 22. 4. 20(第1回)	全100 地150	250		半数は任期3年 第2回以降半数改選
45. 11. 15	沖縄県定数2	252	＋ 2	1名次期選挙で改選
58. 6. 26(第13回)	比 50 選 76	252	0	全国区改め比例代表
平成 13. 7. 29(第19回)	比 48 選 73	247	－ 5	比を2、選を3削減
16. 7. 11(第20回)	比 48 選 73	242	－ 5	比を2、選を3削減

- ※1 全…全国区、地…地方区
2 昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入
定数252（比例代表100、選挙区152）
比…比例代表、選…選挙区
3 平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入
定数を10削減して、242（比例代表96、選挙区146）とする。
ただし、平成16年7月25日までの間の定数は、247（比例代表98、選挙区149）とする。

2 国会議員会派別議員数の推移

(1) 衆議院

(召集日現在)

国会 回次(召集日)	民 主	自 民	公 明	共 産	社 民	み ん な	国 民	日 本	国 守	無	欠 員
162(常)(平成17. 1. 21)	177	249	34	9	6					3	2
163(特)(17. 9. 21)	114	296	31	9	7		6			17	
164(常)(18. 1. 20)	112	294	31	9	7		6			20	1
165(臨)(18. 9. 26)	113	292	31	9	7		6			20	2
166(常)(19. 1. 25)	113	306	31	9	7		5			9	
167(臨)(19. 8. 7)	113	306	31	9	7		6			8	
168(臨)(19. 9. 10)	113	305	31	9	7		6			9	
169(常)(20. 1. 18)	113	305	31	9	7		6			9	
170(臨)(20. 9. 24)	114	303	31	9	7		7			8	1
171(常)(21. 1. 5)	113	304	31	9	7		7			8	1
172(特)(21. 9. 16)	312	119	21	9	7	5	3		3	1	
173(臨)(21. 10. 26)	311	119	21	9	7	5	3		3	2	
174(常)(22. 1. 18)	311	119	21	9	7	5	3		3	2	
175(臨)(22. 7. 30)	307	116	21	9	7	5	4	3	2	4	2
176(臨)(22. 10. 1)	307	116	21	9	6	5	4	3	2	5	2
177(常)(23. 1. 24)	307	117	21	9	6	5	4	2	2	5	2
178(臨)(23. 9. 13)	302	118	21	9	6	5	4	2	2	10	1
179(臨)(23. 10. 20)	302	118	21	9	6	5	5	2	2	9	1

※ 各国会回次(召集日現在)における会派の正式名称は次のとおりである。

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 民 主:「民主党・無所属クラブ」 | 国 民:「国民新党・日本・無所属の会」(～165回) |
| 自 民:「自由民主党」(～166回、169回～172回) | 「国民新党・無所属の会」(166回) |
| 「自由民主党・無所属会」(167回、168回) | 「国民新党・そうぞう・無所属の会」 |
| 「自由民主党・改革クラブ」(173回、174回) | (167回～169回) |
| 「自由民主党・無所属の会」(175回～) | 「国民新党・大地・無所属の会」 |
| 公 明:「公明党」 | (170回、171回) |
| 共 産:「日本共産党」 | 「国民新党」(172回～174回) |
| 社 民:「社会民主党・市民連合」 | 「国民新党・新党日本」(175回～) |
| みんな:「みんなの党」 | 日 本:「たちあがれ日本」 |
| | 国 守:「国益と国民の生活を守る会」 |

(2) 参議院

(召集日現在)

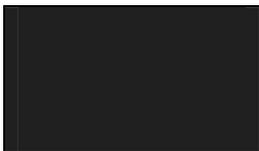
国会 回次(召集日)	民 主	自 民	公 明	み ん	共 産	日 改	社 民	国 民	改 ク	無 所 属	欠 員
162(常)(平成17. 1. 21)	84	114	24		9		6			5	
163(特)(17. 9. 21)	82	112	24		9		6	3		5	1
164(常)(18. 1. 20)	83	112	24		9		6	4		4	
165(臨)(18. 9. 26)	83	111	24		9		6	5		4	
166(常)(19. 1. 25)	82	111	24		9		6	4		4	2
167(臨)(19. 8. 7)	112	84	20		7		5	4		10	
168(臨)(19. 9. 10)	115	84	21		7		5	4		6	
169(常)(20. 1. 18)	120	84	21		7		5			5	
170(臨)(20. 9. 24)	118	83	21		7		5		4	4	
171(常)(21. 1. 5)	118	82	21		7		5		4	5	
172(特)(21. 9. 16)	118	85	21		7		5			4	2
173(臨)(21. 10. 26)	118	85	21		7		5			4	2
174(常)(22. 1. 18)	120	82	21		7		5			7	
175(臨)(22. 7. 30)	106	83	19	11	6	5	4	3		5	
176(臨)(22. 10. 1)	106	83	19	11	6	5	4	3		5	
177(常)(23. 1. 24)	106	83	19	11	6	5	4	3		5	
178(臨)(23. 9. 13)	106	83	19	11	6	5	4	3		5	
179(臨)(23. 10. 20)	106	83	19	11	6	5	4	3		5	

※ 各国会回次(召集日現在)における会派の正式名称は次のとおりである。

民 主：「民主党・新緑風会」(～167回、175回～)
「民主党・新緑風会・日本」(168回)
「民主党・新緑風会・国民新・日本」
(169回～174回)
自 民：「自由民主党」
(～167回、170回、171回、175回～177回)
「自由民主党・改革クラブ」(172回～174回)
「自由民主党・無所属の会」
(168回、169回、178回～)
公 明：「公明党」
み ん：「みんなの党」
共 産：「日本共産党」
日 改：「たちあがれ日本・新党改革」
社 民：「社会民主党・護憲連合」
国 民：「国民新党・新党日本の会」
(略称：国日)(～165回)
「国民新党」
(166回～168回、175回～)
改 ク：「改革クラブ」

3 会期等

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期	上段：当初会期 下段：延長
第162回（常会）	平成 17. 1. 21	17. 1. 21	17. 8. 8 （解散）		150 55 （200日目に解散）
第163回（特別会）	17. 9. 21	17. 9. 26	17. 11. 1		42
第164回（常会）	18. 1. 20	18. 1. 20	18. 6. 18		150
第165回（臨時会）	18. 9. 26	18. 9. 28	18. 12. 19		81 4
第166回（常会）	19. 1. 25	19. 1. 26	19. 7. 5		150 12
第167回（臨時会）	19. 8. 7	19. 8. 7	19. 8. 10		4
第168回（臨時会）	19. 9. 10	19. 9. 10	20. 1. 15		62 66
第169回（常会）	20. 1. 18	20. 1. 18	20. 6. 21		150 6
第170回（臨時会）	20. 9. 24	20. 9. 29	20. 12. 25		68 25
第171回（常会）	21. 1. 5	21. 1. 5	21. 7. 21 （解散）		150 55 （198日目に解散）
第172回（特別会）	21. 9. 16	21. 9. 18	21. 9. 19		4
第173回（臨時会）	21. 10. 26	21. 10. 26	21. 12. 4		36 4
第174回（常会）	22. 1. 18	22. 1. 18	22. 6. 16		150
第175回（臨時会）	22. 7. 30	22. 7. 30	22. 8. 6		8
第176回（臨時会）	22. 10. 1	22. 10. 1	22. 12. 3		64
第177回（常会）	23. 1. 24	23. 1. 24	23. 8. 31		150 70
第178回（臨時会）	23. 9. 13	23. 9. 13	23. 9. 30		4 14
第179回（臨時会）	23. 10. 20	23. 10. 21	23. 12. 9		51



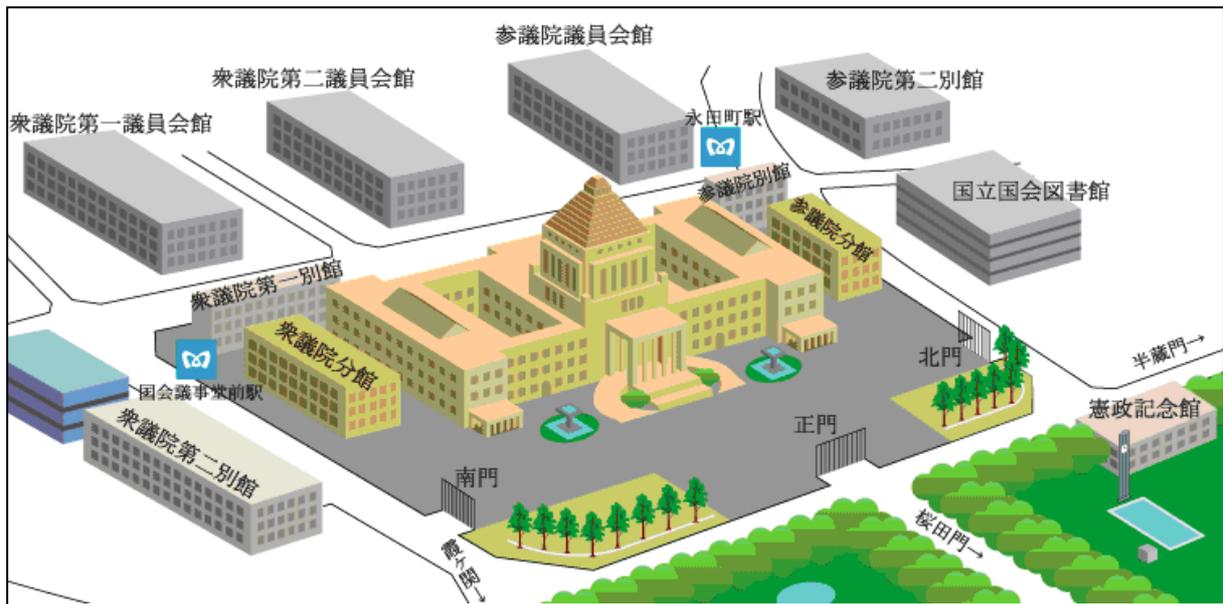
国会案内

国会案内

目 次

	頁
○ 国会周辺図	503
○ 広報・広聴	504
○ <衆議院ホームページ>	505
○ <国会審議中継>	507
○ <参観者ホールでの情報提供>	508
○ <会議録等刊行物の閲覧及び購入>	509
○ 国会会議録検索システム	511
○ 国会参観（衆議院）の手続	512
○ 本会議・委員会・憲法審査会・両院議運合同協議会の傍聴	513
○ 請願の手続	514
○ 陳情の手続	516
○ 地方議会からの意見書の手続	516
○ 復興特別意見書の手続	516
○ 行政に関する苦情受付窓口	517
○ 意見窓口「憲法のひろば」	518
○ 憲政記念館	519
○ 国会議員政策担当秘書資格試験	521
○ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧	523
○ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧	523
○ 衆議院事務局の情報公開	524

○ 国会周辺図



■ 衆議院 (The House of Representatives)

郵便番号 100-0014
 東京都千代田区永田町1-7-1
 電話番号 (代表) 03-3581-5111

<最寄り駅>

東京メトロ 丸ノ内線、千代田線 …… 国会議事堂前駅
 有楽町線、半蔵門線、南北線 …… 永田町駅

○ 広報・広聴

衆議院では、「開かれた国会」を大きな目標に、国民に国会審議の情報を速やかに提供し、国会の機能及び仕組みを広報することにより、国会活動の現況について国民の理解を深めることに寄与するとともに、国民からの問い合わせ等に迅速かつ的確に答えていくことに努めています。

広報課では、広報・広聴等に関する事項の一元的な対応を行い、衆議院ホームページ、国会審議中継、参観者ホールにおける映像情報システム等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しています。また、衆議院の構成、本会議・委員会等の会議に関する基本情報、議案等に関する基本情報、衆議院及び衆議院事務局の各種手続に関する問い合わせ等にお答えするとともに、国民からのご意見、ご要望等にも対応しています。

問合せ先

衆議院事務局庶務部広報課

住 所 〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

受 付 平日9時～17時45分（土、日、休日及び年末年始を除く。）

電 話 03（3581）5151

F A X 03（3581）5399

<衆議院ホームページ>

衆議院では、インターネット上に衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会関係、議案関係並びに請願関係等の国会活動にかかわる基本的な情報のほか、国会案内等の一般広報情報を提供しています。

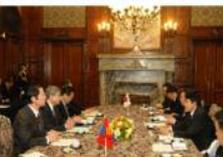
衆議院ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>



[サイトマップ](#)
[ヘルプ](#)
[English](#)

[詳細な検索](#)

ユニバーサルデザインに配慮し、読み上げ、文字拡大、配色変換ができるツールを提供しています。 [衆議院ホームページ閲覧支援ツール](#)

<div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 議長の挨拶  <ul style="list-style-type: none"> ◆ 衆議院議長からのメッセージです。 ◆ 歴代議長・副議長一覧 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 国会会期情報 第179回国会(臨時会)は平成23年12月9日に終了いたしました。 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 国会について ◆ 国会の地位、組織、権限、役割等について説明します。 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 衆議院の構成 ◆ 衆議院の役員等一覧 ◆ 会派名及び会派別所属議員数 ◆ 議員一覧 ◆ 会派別議員一覧 ◆ 議員氏名の正確な表記 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 国会関係法規 ◆ 日本国憲法 ◆ 国会法 ◆ 衆議院規則 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 資料集 ◆ 国会会期一覧 ◆ 衆議院の動き ◆ 衆議院議員総選挙一覧 ◆ 衆議院議員会館議員事務所一覧表 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 調査局作成資料 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 所在地 衆議院 郵便番号 100-0014 東京都千代田区永田町 一丁目7番1号 電話番号 (代表) 03-3581-5111 案内図 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px;"> このホームページについて ◆ ホームページ作成の考え方 ◆ 著作権・リンクについて 当サイトは、Web技術の標準化と推進を目的とした国際団体であるW3Cに準拠した「衆議院ユニバーサルデザインガイドライン」を定め運営しております。 ◆ このホームページに関するお問い合わせ </div>	<div style="background-color: #ffe0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> トピックス <ul style="list-style-type: none"> ◆ モンゴル国国家大会議議長一行の衆議院訪問(平成23年12月12日) ◆ 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会ホームページを開設しました。(平成23年12月8日) <p style="text-align: right;">◆ 掲載トピックス一覧</p> </div> <div style="background-color: #ffe0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 立法情報 ☆ 新着情報☆ (平成23年12月27日更新) ◆ 質問主意書・答弁書を更新しました。 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <th style="width: 33%;">本会議・委員会等</th> <th style="width: 33%;">会議録</th> <th style="width: 33%;">議案</th> </tr> <tr> <td>◆ 本会議 ◆ 本会議開会情報 ◆ 委員会 ◆ 委員名簿 ◆ 法律案審査経過概要 ◆ 憲法審査会 ◆ 政治倫理審査会 ◆ 両院議員合同協議会</td> <td>◆ 本会議、委員会等の会議録の録音部分を掲載しています。 ----- ◆ 国立国会図書館 国会会議録検索システム</td> <td>◆ 議案の審議経過及び法律案・修正案・本会議法律案の本文等に関する情報を掲載しています。 ----- ◆ 法律案審査経過概要 国会に提出された法律案等の審査経過概要を掲載しています。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <th style="width: 33%;">質問主意書・答弁書</th> <th style="width: 33%;">請願</th> <th style="width: 33%;">制定法律</th> </tr> <tr> <td>◆ 質問主意書・答弁書の経過と本文に関する情報を掲載しています。</td> <td>◆ 委員会に付託された請願に関する情報を掲載しています。</td> <td>◆ 国会で成立した法律の本文に関する情報を掲載しています。</td> </tr> </table> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 委員会ニュース ◆ 各委員会の審査経過や質疑者、主な質疑項目に加え、議論とされた法律案等の概要、修正案、附帯決議等の情報を掲載しています。 </div> <div style="background-color: #ffe0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 行政に関する苦情受付窓口 ◆ 衆議院法執行監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。 </div> <div style="background-color: #ffe0ff; padding: 5px;"> 各種手続 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 33%;">◆ 議院・陣営・意見会の手続</td> <td style="width: 33%;">◆ 本会議、委員会等の傍聴案内</td> <td style="width: 33%;">◆ 国会参観の手続</td> </tr> <tr> <td>◆ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内</td> <td>◆ 会議録等刊行物の閲覧及び購入案内</td> <td>国会参観各種パンフレットのダウンロードはこちら</td> </tr> </table> </div>	本会議・委員会等	会議録	議案	◆ 本会議 ◆ 本会議開会情報 ◆ 委員会 ◆ 委員名簿 ◆ 法律案審査経過概要 ◆ 憲法審査会 ◆ 政治倫理審査会 ◆ 両院議員合同協議会	◆ 本会議、委員会等の会議録の録音部分を掲載しています。 ----- ◆ 国立国会図書館 国会会議録検索システム	◆ 議案の審議経過及び法律案・修正案・本会議法律案の本文等に関する情報を掲載しています。 ----- ◆ 法律案審査経過概要 国会に提出された法律案等の審査経過概要を掲載しています。	質問主意書・答弁書	請願	制定法律	◆ 質問主意書・答弁書の経過と本文に関する情報を掲載しています。	◆ 委員会に付託された請願に関する情報を掲載しています。	◆ 国会で成立した法律の本文に関する情報を掲載しています。	◆ 議院・陣営・意見会の手続	◆ 本会議、委員会等の傍聴案内	◆ 国会参観の手続	◆ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内	◆ 会議録等刊行物の閲覧及び購入案内	国会参観各種パンフレットのダウンロードはこちら	<div style="background-color: #ffffe0; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> フォトギャラリー  ◆ フォトギャラリー </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 衆議院公報(会議情報) ◆ 本会議、委員会等の開会及び経過に関する情報を掲載しています。 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 衆議院審議中継  ◆ 今日の審議中継予定 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 衆議院憲政記念館 常設展及び特別展等についての情報を提供しています。 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px;"> 衆議院事務局・衆議院法制局からのお知らせ <ul style="list-style-type: none"> ◆ 【衆議院事務局】大学説明会開催のお知らせ(平成23年12月26日) NEW ◆ 【衆議院事務局】非効力職員(一任専任)募集案内(平成23年12月9日) ◆ 【衆議院法制局】平成24年度衆議院法制局国会職員採用に関する説明会開催のお知らせ(平成23年11月9日) ◆ 衆議院を元拠とする電子メールについて <p style="text-align: right;">◆ お知らせ一覧</p> </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 関連リンク ◆ 国会関連 政党、官公庁等のホームページへリンクできます。 </div>
本会議・委員会等	会議録	議案																		
◆ 本会議 ◆ 本会議開会情報 ◆ 委員会 ◆ 委員名簿 ◆ 法律案審査経過概要 ◆ 憲法審査会 ◆ 政治倫理審査会 ◆ 両院議員合同協議会	◆ 本会議、委員会等の会議録の録音部分を掲載しています。 ----- ◆ 国立国会図書館 国会会議録検索システム	◆ 議案の審議経過及び法律案・修正案・本会議法律案の本文等に関する情報を掲載しています。 ----- ◆ 法律案審査経過概要 国会に提出された法律案等の審査経過概要を掲載しています。																		
質問主意書・答弁書	請願	制定法律																		
◆ 質問主意書・答弁書の経過と本文に関する情報を掲載しています。	◆ 委員会に付託された請願に関する情報を掲載しています。	◆ 国会で成立した法律の本文に関する情報を掲載しています。																		
◆ 議院・陣営・意見会の手続	◆ 本会議、委員会等の傍聴案内	◆ 国会参観の手続																		
◆ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内	◆ 会議録等刊行物の閲覧及び購入案内	国会参観各種パンフレットのダウンロードはこちら																		


 第20回アジア・太平洋議員フォーラム (APFV) 賛会

衆議院ホームページの主な提供情報

議長挨拶	衆議院議長からのメッセージ
歴代議長・副議長一覧	帝国議会からの歴代議長・副議長一覧
国会会期情報	最新の国会会期情報
国会について	国会の地位、組織、権限及び役割等の説明、国会議事堂及び憲政記念館の施設案内、事務局及び法制局に関する情報等
衆議院の構成	役員等一覧、会派名及び会派別所属議員数、議員一覧、会派別議員一覧、議員プロフィール、議員氏名の正確な表記と読み方
国会関係法規	日本国憲法、国会法、衆議院規則
資料集	国会会期一覧、衆議院の動き、衆議院議員総選挙一覧及び衆議院議員会館議員事務室一覧表
調査局作成資料	衆議院調査局が作成した資料
トピックス	主なトピックス
立法情報	
本会議・委員会等	本会議、委員会、憲法審査会、政治倫理審査会及び両院議連合同協議会に関する情報
本会議	
本会議開会情報	本会議の議事日程及び議事経過【掲載回次】第151回国会以降
委員会	
委員名簿	各委員会の最新の委員名簿
法律案等審査経過概要	国会に提出された法律案等の審査経過概要【掲載回次】第148回国会以降
憲法審査会	新着情報、憲法審査会委員名簿、会議日誌、会議資料、今後の開会予定等【掲載回次】第167回国会以降
政治倫理審査会	政治倫理審査会の最新の名簿
両院議連合同協議会	両院議連合同協議会の最新の名簿
会議録	本会議、委員会、憲法審査会等の会議録に関する情報【掲載回次】第145回国会以降
国会会議録検索システム	衆参両院のすべての会議録の検索【掲載回次】第1回国会以降 (国立国会図書館サイトへのリンク)
議案	議案の審議経過及び法律案・決議案の本文等【掲載回次】第142回国会以降
質問主意書・答弁書	質問主意書・答弁書の本文及び経過に関する情報【掲載回次】第1回国会以降
請願	委員会に付託された請願に関する情報【掲載回次】第143回国会以降
制定法律	国会で成立した法律の本文に関する情報【掲載回次】第1回国会以降
委員会ニュース	各委員会の審査経過、質疑者、主な質疑項目及び議題とされた法律案等の概要、修正案要旨及び附帯決議
衆議院公報（会議情報）	本会議、委員会、憲法審査会等の開会及び経過に関する情報【掲載回次】第147回国会以降
行政に関する苦情受付窓口	行政に関する苦情受付窓口についての情報
各種手続	請願・陳情・意見書の手続、本会議・委員会の傍聴案内、衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内、衆議院刊行物の案内、国会参観の手続（参観パンフレットのダウンロード含む）についての情報
フォトギャラリー	国会活動に伴う写真
衆議院審議中継	衆議院における審議状況のインターネット中継及びビデオライブラリ
衆議院憲政記念館	常設展及び特別展等についての情報
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	委員会について、委員会情報、参考資料（報告等）、当委員会関係法令等（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会サイトへのリンク）
衆議院事務局・衆議院法制局からのお知らせ	調達情報、国会議員政策担当秘書資格試験、職員採用案内、新議員会館整備等事業、情報公開等
関連リンク	国会関連、政党及び官公庁等のホームページへのリンク案内
第20回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会	衆参両議長メッセージ、仮日程案、議題案、決議案等（第20回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会サイトへのリンク）

<国会審議中継>

1 国会審議テレビ中継放送

衆議院では、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、衆参両院の本会議や委員会等の国会審議を開会から散会まで、有線テレビジョンにより国会内の各施設、各府省等及び政党本部に中継しています。

また、国会審議を報道機関等を通じて国民に公開するため、放送局や通信社等にも配信しています。

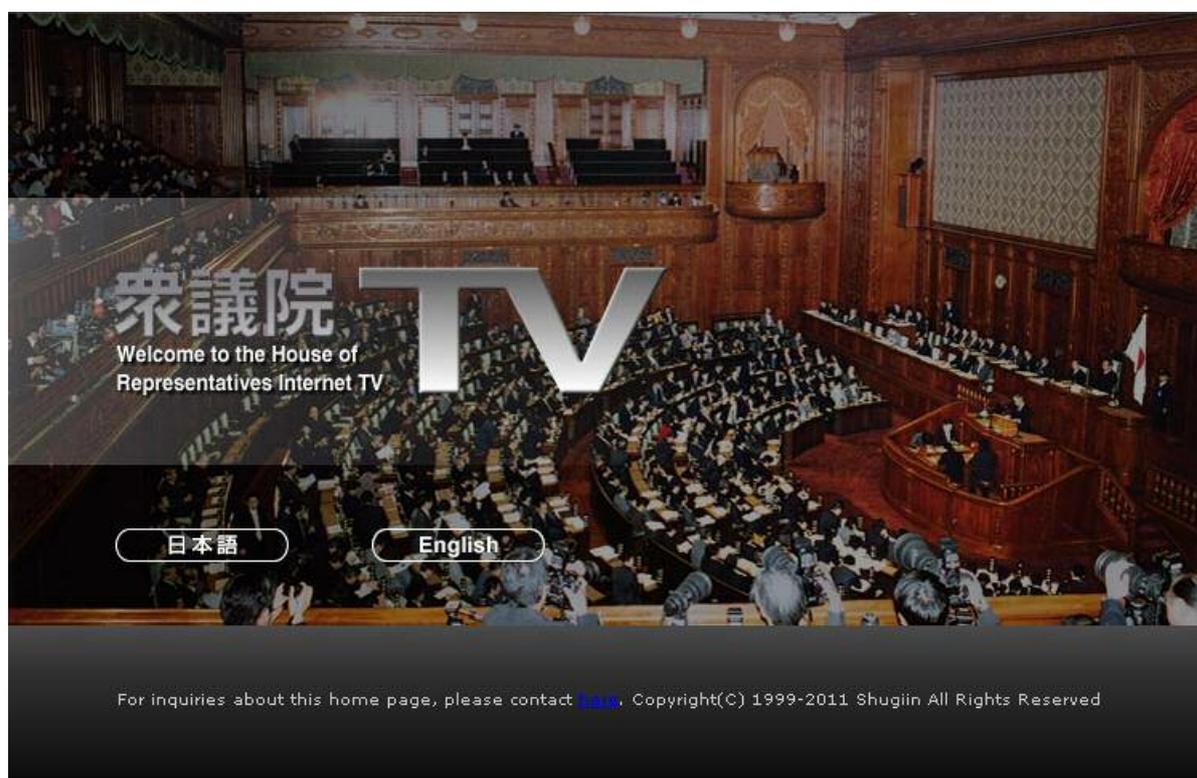
2 国会審議インターネット中継

インターネット上に本院の審議中継ホームページを開設し、本会議や委員会等の審議を国内外に中継しています。

このインターネット審議中継は、ライブ中継とともにビデオオンデマンドによる録画中継（ビデオライブラリ）も行っています。録画中継は、第174回通常国会以降の審議映像を視聴することができます。

なお、衆議院ホームページの「衆議院審議中継」からもアクセスできます。

国会審議中継ホームページアドレス <http://www.shugiintv.go.jp>



< 参観者ホールでの情報提供 >

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所であるとともに、立法府としての国会の情報公開を推進するため、大型映像装置、パソコン及び各種パネル等により、国会に関する情報の提供を行っています。

1 ハイビジョンプロジェクター

国会の立法活動及び施設内を紹介したオリジナルビデオを、ハイビジョンプロジェクターにより放映

2 マルチビジョンプロジェクター

本院の本会議や委員会等の国会審議を、マルチビジョンプロジェクターによりライブ中継

3 パソコン情報検索コーナー

クイズや模擬国会などの本院のオリジナルコンテンツの閲覧、インターネットを利用した衆議院、参議院、国立国会図書館及び中央省庁のホームページの検索・閲覧並びに本院の国会審議のライブ及び録画中継の視聴

4 各種パネル

「議長・副議長の顔写真」「国会議事堂周辺の空撮写真」「国会とその周辺の官庁の案内図」「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」「衆議院内会派別所属議員数一覧」「国会豆知識（議会制度と国会、国会の役割と運営、国会あれこれ、議事堂あれこれ）」

5 衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び「衆議院の動き」などの各種刊行物の展示と紹介

<会議録等刊行物の閲覧及び購入>

1 主な刊行物の種類

(1) 会議録

- ・衆議院本会議録
- ・衆議院委員会議録
- ・国家基本政策委員会合同審査会会議録
- ・憲法審査会議録

(2) 議案類等

- ・法律案
 - 内閣提出法律案（閣法）
 - 議員及び委員会提出法律案（衆法）
- ・質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
- ・衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
- ・予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
- ・決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

- ・衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
- ・衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
- ・衆議院の動き（法律案の審議状況等1年間の活動を国会ごとにまとめたもの）
- ・衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録
- ・帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
- ・議会制度百年史（全12巻）及び目で見る議会政治百年史
- ・目で見る議会政治百年史 追録（百十年史CD-ROM添付）
- ・衆議院要覧（乙）

2 刊行物の閲覧案内

1に掲載した刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録は原則として直近のもののみ展示）又は国立国会図書館において閲覧できます。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付していますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

・衆議院刊行物展示コーナー

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-3

衆議院第二別館

電 話 03(3581)5111 内線34622

・国立国会図書館

住 所 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

電 話 03(3581)2331（代表）

3 刊行物の購入案内

衆議院本会議録、予算書及び決算書は、全国の政府刊行物サービス・センター及び官報販売所において注文販売しています。

上記以外の刊行物は、衆栄会において販売（委員会議録、議案類等については予約販売）しています。なお、取扱いがないものがありますので、衆栄会にお問い合わせの上、文書、FAX又は電話にてお申し込みください。

・衆栄会

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-3

衆議院第二別館

電 話 03(3581)5111 内線37921

F A X 03(3580)4889

○ 国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第1回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（FAQ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」又は国立国会図書館ホームページの「国会会議録」からアクセスできます。

国会会議録検索システムホームページアドレス <http://kokkai.ndl.go.jp>



Navigation menu for the National Diet Record Search System:

- 簡単検索 (Simple Search)
- 詳細検索 (Detailed Search)
- 選択閲覧 (Selected Viewing)
- 追録冊録目次索引検索 (Supplemental Record Table of Contents Index Search)
- FAQ よく寄せられる質問 (FAQ Frequently Asked Questions)
- メール・アンケート (Email Survey)

Link section:

- 衆議院 (House of Representatives)
- 参議院 (Senate)
- 国立国会図書館 (National Diet Library)
- 帝国議会会議録検索システム (Imperial Diet Record Search System)

このホームページはNetscape Communicator4.5 または Internet Explorer 5.01 (SP2) 以上でご覧ください。

○ 国会参観（衆議院）の手続

1 参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っております。
お申込みの手続は参観受付窓口で行っております。
なお、衆議院議員の紹介によるお申込みは従前のおりです。

【一般参観の申込み方法】

参観受付窓口にて電話又はFAXで申込みができます。FAXで申し込まれる方は、衆議院ホームページから参観申込書・参観者名簿をダウンロードし、必要事項を記載した上、下記FAX番号まで送信してください。

（電話）平日 03-3581-5111 内線33771、33772

（FAX）平日 03-3581-7954

土・日・休日 03-3581-5387

※ 申込みは、2か月前から受け付けておりますが、当日の申込みも可能です。
なお、申込み手続は午後4時までをお願いします。

2 参観時間

平日 8時～17時（16時までに受付を終了してください。）

土曜日、日曜日及び休日 午前、午後それぞれ3回

午前 9時30分、10時30分、11時30分

午後 1時、2時、3時

なお、本会議開会前1時間及び本会議開会中は、参観はできません。
また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

3 交通

地下鉄丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩3分）

地下鉄有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩5分）

なお、駐車場は、バス専用となっています。

4 問合せ先

衆議院事務局警務部参観係

住所 〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

電話 03(3581)5111 内線33771、33772

○ 本会議・委員会・憲法審査会・両院議運合同協議会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会、憲法審査会及び両院議運合同協議会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会、憲法審査会及び両院議運合同協議会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

1 本会議の傍聴

本会議は、憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の2種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員1人につき1枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限及び傍聴規則（昭和22年7月11日制定）の遵守が要求されます。

2 委員会、憲法審査会及び両院議運合同協議会の傍聴

委員会の傍聴は、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

なお、憲法審査会及び両院議運合同協議会も、委員会に準じた手続で傍聴できます。

3 問合せ先

- ・ 本会議の傍聴は「警務部傍聴券係」
電 話 03 (3581) 5111 内線33861
- ・ 委員会及び両院議運合同協議会の傍聴は「委員部総務課」
電 話 03 (3581) 5104 (直通)
- ・ 憲法審査会の傍聴は「憲法審査会事務局」
電 話 03 (3581) 5563 (直通)

○ 請願の手続

1 国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されています。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干渉しないこととされています。

2 衆議院における請願の手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会（理事会）の決定により、おおむね会期終了日の5日ないし7日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所・氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字を使った場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっても同様です。

3 請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所・氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

4 請願の審査

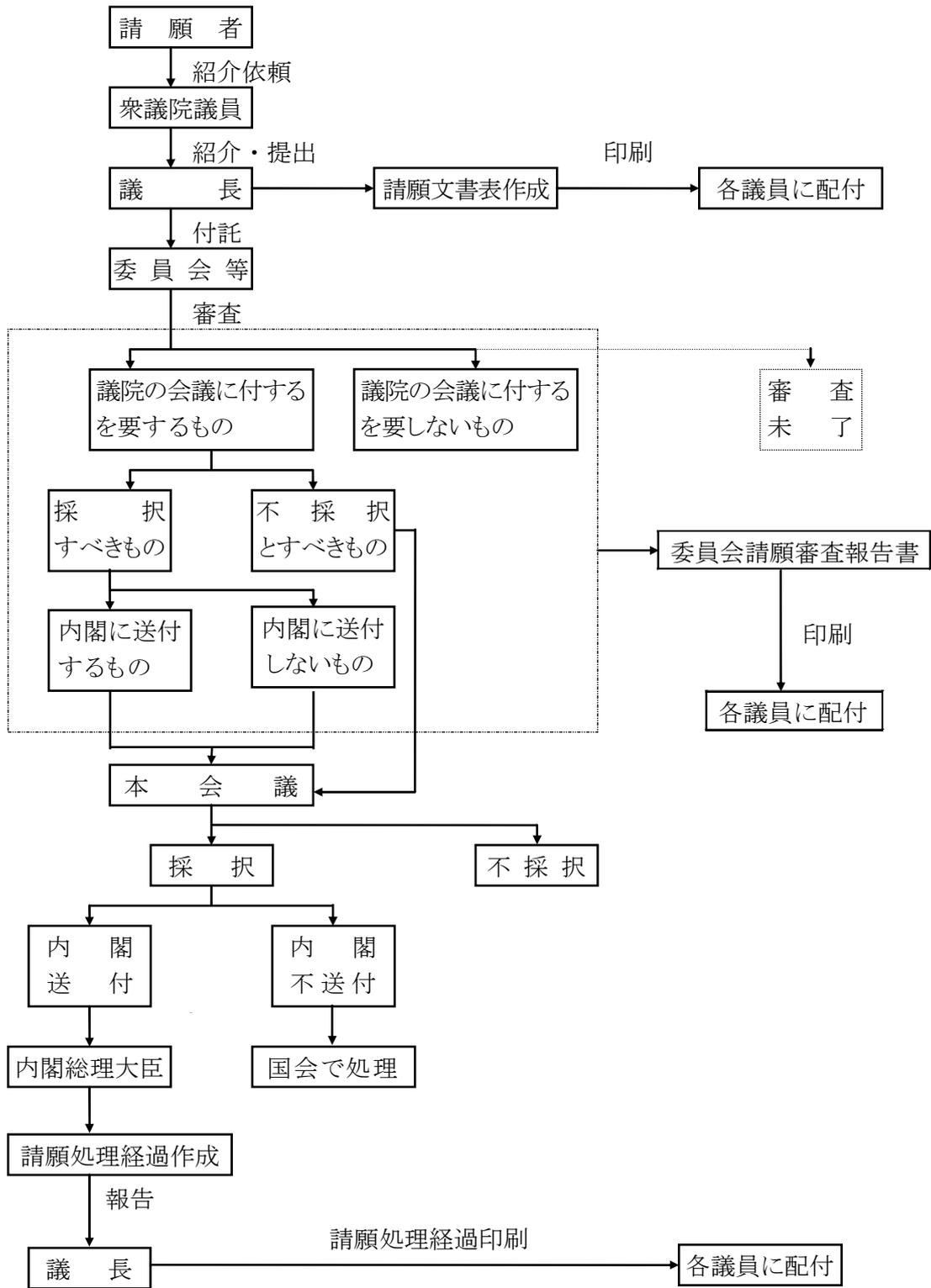
請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適当の委員会等に付託されます。

委員会等では、審査の結果に従い、議院の会議に付するを要するものと要しないものに区別し、要するものについては、採択すべきものとする請願と不採択とすべきものとする請願に区別をし、さらに採択すべきもののうち、内閣に送付することを適当と認めるものについてはその旨を附記し、議院に報告することになっています。

本会議では、委員会等において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年2回、その処理経過が議院に報告されます。

衆議院における請願処理の概要図



なお、国会閉会後、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

○ 陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所・氏名を明記し、郵送等で議長宛に提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適當の委員会等に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字による場合は押印が必要です。

○ 地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会は国会に意見書を提出することができます。

衆議院への意見書は、議長宛に、表題を「〇〇〇意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適當の委員会等に参考のため送付されます。

○ 復興特別意見書の手続

東日本大震災復興特別区域法第11条第8項により、認定地方公共団体等は、国会に対して「復興特別意見書」を提出できるようになりました。

衆議院への復興特別意見書は、議長宛に、表題を「〇〇〇復興特別意見書」とし、当該地方公共団体名及び首長名を記載し公印を押印の上、東日本大震災復興特別区域法第11条第8項に基づく復興特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることとなります。

なお、提出された復興特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

○ 行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。

1 この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。委員会が取り上げる苦情の内容は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益の救済や行政機関等の不正等に関するものを対象としております。

なお、裁判中のもの、具体性がない意見等については、委員会として取り上げず参考的な扱いとなります。

2 この制度は、寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的に答えるものではありません。

また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

3 皆様が、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や、行政の改善について、具体的な苦情をお寄せください。

苦情の受付は次のとおりです。

1 F A Xによる受付 03 (3581) 7731

2 封書、はがきによる受付

〒100-8960

(東京都千代田区永田町1-7-1)

衆議院決算行政監視委員会

「行政に関する苦情」係 宛

(注) 郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

3 電子メールによる受付

アドレス : kujo@shugiinjk.go.jp

(注) 内容が詳細かつ大量のものについては郵便等をお願いします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、F A X 番号を明記してください。

○ 意見窓口 「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民の皆様の見解を受け付けております。いただいたご意見は、本審査会の参考にさせていただきます。

意見の受付は次のとおりです。

1 FAXによる受付 03(3581)5875

2 封書、はがきによる受付

〒100-8960

(東京都千代田区永田町1-7-1)

衆議院憲法審査会

「憲法のひろば」係 宛

3 電子メールによる受付

アドレス：kenpou@shugiinjk.go.jp

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はFAX番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

○ 憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年3月に開館しました。

憲政記念館のある高台は、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には、藩主であり時の大老でもあった井伊直弼が居住し、後に明治時代になってからは参謀本部・陸軍省が置かれました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されました。その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館では、国会の組織や運営などを資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

1 憲政史シアター

議会思想が移入された幕末から明治維新、帝国憲法の制定、帝国議会の開設を経て、戦後、新憲法の制定によって新しい国会が発足し、今日に至るまでの「憲政の歩み」をハイビジョン映像で見ることができます。

2 憲政史映像選択コーナー

3台のモニターで、「国会のすすめ」「憲政の歩み」「憲政のあけぼの」「帝国議会の歩み」「新しい国会の歩み」「婦人参政への道」「議事堂ものがたり」「憲政擁護運動から普選の実施まで」「昭和の開幕から新国会の誕生まで」などのソフトを選択して見ることができます。

3 憲政の歩みコーナー

明治維新から帝国議会を経て現在の国会に至る憲政の歩みを、文書類をはじめ、関係資料・写真などで見ることができます。また、憲政の歴史に関係ある資料を企画展示しています。

4 映像検索コーナー

3台のパソコンで、「憲政史上の人々」「歴代の衆議院議長」「歴代の内閣総理大臣」「錦絵紹介」の中から好みの項目を検索して、人物の肉声を聞いたり、略歴などを見ることができます。

5 立体ビジョンコーナー

帝国議会第1次仮議事堂に初登院する議員たちの有様や、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の様態などを立体映像で見ることができます。

6 議場体験コーナー

本会議開会ベルが鳴り、内閣総理大臣の演説する映像が映し出されます。これを議席に座って見ることができます。また、演壇や議席で自由に記念写真を撮ることもできます。

7 国会の仕組みコーナー

5台のパソコンで、国会の仕組みや世界の議会をわかりやすく紹介するほか、国会の知識をQ & Aのクイズ方式でランキングを競うなど楽しみながら学習できます。

8 情報検索コーナー

10台のパソコンで、憲政記念館特別展の展示資料・映像ソフトや、衆議院審議中継などを見ることができます。

9 尾崎メモリアルホール

衆議院議員当選25回、議員として60年7か月在職し、衆議院から憲政功労者として表彰され、名誉議員の称号を贈られた尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品、著作、書跡、写真などを展示しています。

※「大正デモクラシー期の政治特別展」が平成23年11月10日（木）から12月2日（金）まで開催されました。

入館料 無料
開館時間 9時30分～17時（入館は16時30分まで）
休館日 毎月の末日及び12月28日から翌年1月4日

衆議院事務局憲政記念館

住所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1-1
電話 03(3581)1651（直通）
FAX 03(3581)7962

ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>



憲政記念館

○ 国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年4月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成23年度の例を掲載します。

1 試験の名称

平成23年度国会議員政策担当秘書資格試験

2 受験資格

- (1) 平成23年9月12日（最終合格者発表）現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者
- ① 大学を卒業した者及び平成24年3月までに大学卒業見込みの者
 - ② 国会議員政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第7条の規定により、受験することができない。
- ・ 日本国籍を有しない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験

(1) 第1次試験

- ① 試験日 平成23年7月2日（土）
- ② 試験場 東京大学本郷校舎（東京都文京区本郷7-3-1）
- ③ 試験方法 多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）
- ④ 第1次試験合格者発表 平成23年8月16日（火）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合格者に郵送で通知する。

(2) 第2次試験

- ① 試験日 平成23年8月24日（水）
- ② 試験場 衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町1-7-1）
- ③ 試験方法 口述式

4 最終合格者発表

平成23年9月12日（月）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、官報、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合否については各人に郵送で通知する。

5 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

衆議院及び参議院のホームページにおいてPDF形式で交付する。

また、衆議院議員面会所受付及び参議院議員面会所受付において平成23年4月13日（水）から5月13日（金）の9時30分から17時15分の間交付する（土曜日、日曜日及び休日を除く）。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号・A4判が入る大きさ）を必ず同封すること（5月11日（水）必着）。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙（受験申込書、写真票、受験票）に所要事項を記入の上、受験申込書・写真票に写真（最近6か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼り、受験票を通常はがきに貼って、参議院事務局庶務部議員課宛に特定記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書・受験票・写真票（第1次試験合格者については、大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書及び住民票（いずれも平成23年4月1日以降発行のもの）を第2次試験の際に提出のこと。）

(4) 受験申込受付期間

平成23年5月6日（金）から5月13日（金）まで。

ただし、平成23年5月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

7 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03(3581)5165(直通)

ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>

参議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03(5521)7485(直通)

ホームページアドレス <http://www.sangiin.go.jp>

○ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- ・ 資産等報告書
- ・ 資産等補充報告書
- ・ 所得等報告書
- ・ 関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去7年分のものになります。

・ 閲覧場所

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館地下1階 資産等報告書等閲覧室

交通：地下鉄千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（1番出口）

地下鉄銀座線及び南北線溜池山王駅下車（5番出口）

・ 閲覧日時

閲覧日：原則として、1月4日～12月28日までの毎日

ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日に当たる日は
閲覧できません。

時間：9時30分～12時、13時～17時30分

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111 内線68106）
までお問い合わせください。

○ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

・ 閲覧場所

・ 閲覧日時

衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111 内線68101、
68110）までお問い合わせください。

○ 衆議院事務局の情報公開

国会は、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）の対象とされていませんが、衆議院事務局は、情報公開法の趣旨を踏まえ、国民に対する説明責任を果たすために議院行政文書の開示の取扱いについて規程等を定め、平成20年4月1日から、次のとおり、情報公開制度の運用を行っています。

1 開示の申出ができる文書

どなたでも衆議院事務局が保有する「議院行政文書」について、開示の申出を行うことができます。ただし、官報、新聞、書籍（市販されているなど、一般に容易に閲覧可能なもの。）等や、憲政記念館において一般の閲覧に供するために特別の管理がされている歴史的資料又は学術研究用資料等は除かれます。

「議院行政文書」とは、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のことをいいます。したがって、立法や調査に係る文書すなわち本会議や委員会等の会議の運営や立法活動・調査活動に関わる文書は、この規程による開示対象文書に含まれていません。

国会の会議録等については、衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」からアクセスすることができます（511頁参照）。また、衆議院の本会議や委員会等の審議中継についても、同ホームページの「衆議院審議中継」から見るすることができます（507頁参照）。

2 議院行政文書ファイル管理簿の閲覧

情報公開窓口にて、開示の対象となる議院行政文書をファイル名ごとにまとめた「議院行政文書ファイル管理簿」を備えていますので、開示申出文書を特定する参考としてご利用ください。

3 開示申出から開示の実施まで

- ・ 所要事項を記載した「議院行政文書開示申出書」（以下「開示申出書」という。）を情報公開窓口にて提出（郵送も可）してください。手数料は不要です。開示申出書は、衆議院ホームページからダウンロードすることができます。
- ・ 開示申出書が受理されてから、原則として30日以内に、開示あるいは不開示の決定を行い、開示申出人に「議院行政文書開示通知書」又は「議院行政文書不開示通知書」により、開示あるいは不開示の通知を行います。期限内に通知ができない場合には、その理由及び連絡予定時期を、文書等により連絡します。
- ・ 開示申出人は、議院行政文書の開示の実施を受けるときは、「議院行政文書開示通知書」を情報公開窓口へ提示してください。
- ・ 開示の実施方法は、原則として閲覧又は謄写です（謄写は有料）。

4 苦情の申出

開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しないことについて異議がある場合には、衆議院事務局に対して「苦情」の申出を行うことができます。苦情の申出がなされた場合には、事務総長が「衆議院事務局情報公開苦情審査会」に諮問し、その答申を受けて扱いを決定します。

5 その他

- 衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程
- 衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則
- 議院行政文書開示申出書

については、衆議院ホームページの「衆議院事務局・衆議院法制局からのお知らせ」欄の「情報公開」から見るすることができます。

6 問合せ先等

衆議院事務局情報公開窓口（衆議院第二別館8階・庶務部文書課内）

受付時間 9時30分～12時、13時～17時

※土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-3

電 話 03(3581)5097（直通）

03(3581)5111（代表） 内線35035

郵送の場合

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院文書課情報公開担当 宛

※電子メール及びFAXでは受け付けていません。



国会年表

○国会年表

平成23年1月1日から12月31日までの政治等の主な動きについて国会に関する事項を中心に作成したものである。

年月日	事 項
平成23(2011)	
1. 11	○衆議院愛知県第6区選出議員石田芳弘君（民主）辞職
13	衆院 ・日本、与謝野馨君の会派離脱届提出 ○民主党定期大会
14	○衆議院東海選挙区選出議員大村秀章君（自民）辞職 ○菅第2次改造内閣成立（民主・国民連立政権） 政府 ・基本方針について閣議決定 ○第177回国会（常会）召集詔書公布（1.24召集日） ○大規模デモが続いていたチュニジアでベン・アリ大統領が国外に出国し、政権が崩壊
18	衆院 ・民主、与謝野馨君の会派所属届提出
20	○菅内閣総理大臣、都内の民間外交推進協会主催の会で外交演説（日米機軸など5本柱の外交安保政策推進を表明） ○中国、2010年の国内総生産（GDP）が実質10.3%増で日本を抜き世界第2位の経済大国へ
21	○衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区繰上補充（望月義夫君（自民）当選人決定 1.24当選報告書受領）
22	○農林水産省と宮崎県は同県宮崎市の養鶏場で死んだ鶏から鳥インフルエンザウイルスを検出（41万羽殺処分へ）（以後、同県新富町、鹿児島県、愛知県等複数県でも検出）
23	○自由民主党定期大会 ○第19回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会開催（モンゴル・ウランバートル）（～1.27）
24	第177回国会（常会）召集 （会期150日間 延長1回70日間 会期実数220日間 8.31まで） 衆院会派別議員数（民主307 自民117 公明21 共産9 社民6 みんな5 国民4 日本2 国守2 無5 欠2） 参院会派別議員数（民主106 自民83 公明19 みんな11 共産6 日改5 社民4 国民3 無5） 開会式 両院 ・施政方針・外交・財政・経済演説 衆院 ・常任委員長選任（決算行政監視－自民） ・特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 海賊・テロ 拉致問題 消費者問題 科学技術） ・平成23年度総予算提出（3.29成立） ・平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（平成23年度公債発行特例法案）（閣法）提出（8.26成立） ・自民、望月義夫君の会派所属届提出

年月日	事 項
	<p>参院 ・特別委員会設置（災害対策 沖縄北方 倫理選挙 拉致問題 ODA 消費者問題）</p> <p>政府 ・平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について閣議決定 ○ロシア・モスクワのドモジエドヴォ空港で爆弾テロ（死者35人、負傷者180人）</p>
1. 25	<p>衆院 ・所得税法等の一部を改正する法律案（所得税法等改正案）（閣法）提出（11. 30成立）</p> <p>政府 ・「新成長戦略実現2011」について閣議決定 ○エジプトで30年にわたるムバラク大統領の独裁体制を批判し退陣を求める大規模デモ発生（2. 11ムバラク大統領辞任）</p>
26	<p>衆院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間）</p>
27	<p>参院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間）</p> <p>○米国格付け会社S & P、日本の長期国債格付けを8年9か月ぶりに一段階引下げ（「AA」から「AA-」に） ○霧島山（新燃岳）が爆発的噴火</p>
28	<p>衆院 ・地方税法等の一部を改正する法律案（地方税法等改正案）（閣法）提出（11. 30成立）</p> <p>・地方交付税法等の一部を改正する法律案（地方交付税法等改正案）（閣法）提出（3. 31成立）</p> <p>・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（公害防止事業財政特措法改正案）（閣法）提出（3. 29成立）</p> <p>・平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案（平成23年度子ども手当支給法案）（閣法）提出（3. 31撤回）</p> <p>○菅内閣総理大臣、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）出席のためスイス連邦に出発（1. 29特別講演「開国と絆」 1. 30帰国）</p>
31	<p>○小沢一郎民主党元代表の資金管理団体「陸山会」の収支報告書虚偽記載事件で、東京第5検察審査会の起訴議決を受けて選任された検察官役の指定弁護士は、政治資金規正法違反罪で小沢元代表を強制起訴</p>
2. 1	<p>衆院 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（日米地位協定特別措置協定）提出（3. 31承認）</p> <p>政府 ・大雪等及び新燃岳噴火に関する関係閣僚会議</p>
2	<p>○大相撲の八百長問題が発覚（2. 6春場所（3月）の開催中止決定）</p>
4	<p>衆院 ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（義務教育諸学校標準法改正案）（閣法）提出（4. 15成立）</p>
8	<p>衆院 ・予算委 社会保障などマニフェストの財源問題等について集中審議</p> <p>・議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案（自民・公明・日本共同）提出（未了）</p> <p>政府 ・文化芸術の振興に関する基本的な方針について閣議決定</p>

年月日	事	項
2. 9	両院	・国家基本政策委合同審査会 国家の基本政策について討議（同2. 23、6. 1 討議）
10	衆院	・農林水産委 高病原性鳥インフルエンザの発生状況等の実情調査のため 鹿児島県及び宮崎県に委員派遣（～2. 11）
15		○リビアでカダフィ革命指導者の独裁体制を批判し退陣を求める大規模デモ（カダフィ革命指導者、徹底抗戦を宣言し反体制派を武力攻撃 3. 19多国籍軍（英米仏など）がリビア空爆）
16	衆院	・予算委 外交・安保等について集中審議
17		○民主16人が岡田幹事長に会派離脱届提出（8. 31撤回）
18	衆院	・予算委 地方自治全般（特に子ども手当、一括交付金）及びT P Pについて参考人から意見聴取
		○第2次菅内閣 新たに就任した4人の閣僚の資産公開（家族名義資産も公開）
21	衆院	・予算委 政治とカネについて集中審議
22	衆院	・予算委公聴会 平成23年度総予算について公述人から意見聴取
		○民主党、検察審査会により強制起訴された小沢一郎元代表の党員資格停止（判決確定までの間）処分を決定
		○ニュージーランド南島クライストチャーチ付近でM6. 3の強い地震発生（4. 4現在、死者128人（うち日本人28人）・行方不明者200人以上、政府、緊急援助隊派遣・50万ドルの緊急無償資金協力）
23	衆院	・予算委 菅内閣の政治姿勢について集中審議
24	政府	・ニュージーランド地震対策本部の設置について閣議決定
28	衆院	・予算委 菅内閣の基本姿勢について集中審議
		・予算委員長中井洽君解任決議案（自民・公明・みんな・日本共同）提出（同日否決）
		○参議院の野党国対委員長会談（自民・公明・みん・共産・日改・社民）、予算案と予算関連法案を別々に参院に送付することは容認できないとして政府・与党に経緯を説明するよう求めることで一致
3. 1	衆院	・平成23年度総予算可決（民主16人、国守欠席）
2		○西岡参議院議長、予算関連法案と分離して参議院に送付された平成23年度総予算の取扱いについて、議院運営委理事会で政府からの説明があったとして受領を決定
3		○横路衆議院議長、議案の送付・受領は機械的に行われるべきものであり、予算案の参院受領日は衆院送付日と同日である旨の談話を発表
4	衆院	・民法等の一部を改正する法律案（民法等改正案）（閣法）提出（5. 27成立）
	参院	・予算委 前原外相、政治資金規正法で禁じられている外国人からの政治献金受領を認める
7		○外務大臣前原誠司君辞任 臨時代理内閣官房長官枝野幸男君
8		○外務大臣松本剛明君任命
10	参院	・予算委 社会保障に関する集中審議
		○訪日したキャンベル米國務次官補、松本外務大臣と会談（沖縄の人を「ごまかしとゆすりの名人」と発言したケビン・メア國務省日本部長の更迭を伝え謝罪）

年月日	事 項
3. 11	<p>○三陸沖を震源とする「東北地方太平洋沖地震（4. 1東日本大震災と呼称を閣議決定）」発生（M9. 0、震度7、三陸海岸などへ巨大津波が襲い、岩手、宮城、福島3県で壊滅状態の地区が続出（12. 14現在、死者1万5,842人、行方不明者約3,485人、3. 15時点で避難者最大55万7,000人）</p> <p>政府 ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の設置について閣議決定（本部長 菅内閣総理大臣）</p> <p>・平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について閣議決定（本部長 菅内閣総理大臣）（原子力緊急事態宣言）</p> <p>・原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の半径3km圏内住民対象に避難指示、3～10km圏内の屋内退避指示（3. 12追加指示、福島第一原子力発電所の20km圏内、福島第二原子力発電所の10km圏内の避難）（3. 15追加指示、20～30km圏内の屋内退避）</p>
12	<p>○菅内閣総理大臣 東京電力福島第一原子力発電所の被災状況について現地視察</p> <p>政府 ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について閣議決定</p> <p>○オバマ米大統領、菅内閣総理大臣と電話会談で日本における震災について全面的な支援を表明</p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所1号機の原子炉建屋で水素爆発（3. 14 3号機原子炉建屋でも水素爆発 3. 15 2号機原子炉建屋で爆発音）、放射性物質飛散、敷地外住民3人が被曝</p> <p>○長野県北部で震度6強の地震</p>
13	<p>政府 ・東北地方太平洋沖地震電力需給緊急対策本部を設置（本部長 枝野内閣官房長官）</p> <p>○内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、行政刷新）蓮舫君、節電啓発等担当大臣を兼任</p>
14	<p>政府 ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害現地対策本部の設置を国会に報告することについて閣議決定</p> <p>○衆参正副議長・議院運営委員長、東北地方太平洋沖地震に際し国会として被災状況に応じて柔軟かつ迅速に対処する旨で一致</p> <p>○東京電力は、東北地方太平洋沖地震による電力供給不足のため、首都圏の「計画停電」を初めて実施（4. 8計画停電終了宣言）</p>
15	<p>衆院 ・民主、土肥隆一君の会派離脱届提出</p> <p>政府 ・福島原子力発電所事故対策統合本部の設置（本部長 菅内閣総理大臣）</p> <p>○静岡県東部で震度6強の地震</p>
16	<p>衆院 ・平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法）提出（3. 18成立）</p> <p>○天皇陛下、東北地方太平洋沖地震の被災者や国民に向けたビデオメッセージによるおことば</p> <p>○ニューヨーク外国為替市場において、円相場が一時、1ドル＝76円25銭まで急騰し、史上最高値を更新</p>

年月日	事 項
3. 17	<p>衆院 ・平成23年東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による犠牲者の冥福を祈り、黙祷（3. 18参院）</p> <p>・地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長）提出（3. 18成立）</p> <p>政府 ・緊急災害現地対策本部の下、被災者生活支援特別対策本部を設置（本部長 松本防災担当大臣）</p> <p>○国連安全保障理事会、リビアのカダフィ政権による市民への攻撃を防ぐため同国上空に飛行禁止空域を設ける決議案を採択（3. 19英米仏など5か国が同政権の軍事拠点を攻撃）</p>
18	<p>○経済産業省原子力安全・保安院、東京電力福島第一原子力発電所の事故は国際評価尺度を上から3番目のレベル5と暫定評価（1979年スリーマイル島原発事故と同じ評価）（4. 12レベル7に引上げ）</p>
22	<p>衆院 ・国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（子ども手当支給法改正案）（衆法）提出（3. 31成立）（参院採決は可否同数のため参院議長が可とした）</p> <p>・国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（租税特別措置法等改正案）（衆法）提出（3. 31成立）</p> <p>・国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（地方税法改正案）（衆法）提出（3. 31成立）</p>
23	<p>参院 ・予算委公聴会 平成23年度総予算について公述人から意見聴取</p> <p>○最高裁、平成21年8月30日執行衆議院議員総選挙小選挙区をめぐる「一票の較差（最大2. 30倍）」訴訟の上告審で現行小選挙区の「一人別枠方式」を違憲状態と判決（選挙無効請求は棄却）</p>
24	<p>○横路衆議院議長、「一票の格差」を違憲とした最高裁判決に関し、談話を発表</p>
25	<p>衆院 ・政治倫理審査会会長辞任・補欠選任（土肥隆一君（民主）辞任 鉢呂吉雄君（民主）選任）</p>
28	<p>衆院 ・災害対策特委 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害及び対策状況について説明聴取及び質疑</p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所の敷地の土壌から毒性の強いプルトニウムを検出（3. 30南放出口付近の海水から法令基準の最大4, 385倍の放射性ヨウ素131を検出）（3. 31 1号機建屋近くにある地下水の排水設備の水から国の安全基準の約1万倍の放射性ヨウ素131を検出）</p>
29	<p>衆院 ・子ども手当支給法改正案（衆法）可決</p> <p>・租税特別措置法等改正案（衆法）可決</p> <p>・地方税法改正案（衆法）可決</p> <p>参院 ・平成23年度総予算否決（議案返付）</p> <p>衆院 ・平成23年度総予算について両院協議会を請求</p> <p>両院協議会 成案得られず</p> <p>衆院 ・平成23年度総予算（両院の意見が一致せず）、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決（可決）が国会の議決</p>

年月日	事 項
3. 30	○天皇皇后両陛下、東日本大震災被災の避難者を見舞うため、都内足立区をご訪問 (4. 8埼玉県) ○テイン・セインミャンマー大統領就任 (新政権が発足し軍政に終止符、民政移管が完了)
31	衆院 ・平成23年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律案 (議院運営委員長) 提出 (同日成立) ・平成23年度子ども手当支給法案 (閣法) 撤回 ・日米地位協定特別措置協定承認 ・義務教育諸学校標準法改正案 (閣法) 修正議決 参院 ・子ども手当支給法改正案 (衆法) 可決・成立 ・租税特別措置法等改正案 (衆法) 可決・成立 ・地方税法改正案 (衆法) 可決・成立 ・日米地位協定特別措置協定承認 ○サルコジ仏大統領と菅内閣総理大臣、総理官邸で日仏首脳会談 (東京電力福島第一原発事故対策への技術支援表明)
4. 1	政府 ・東北地方太平洋沖地震による災害の呼称 (東日本大震災) について閣議決定
2	○菅内閣総理大臣、東日本大震災の被災地 (岩手県・福島県) 視察 (4. 10宮城県、4. 21福島県、5. 4埼玉県、6. 11岩手県、6. 18千葉県、7. 16福島県) ○元参議院副議長小山一平君死去 (96歳)
5	衆院 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案 (再生可能エネルギー電気調達特措法案) (閣法) 提出 (8. 26成立) ・電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案 (電気事業法及びガス事業法改正案) (閣法) 提出 (8. 26成立)
8	政府 ・電力需給緊急対策本部、大口需要家に電力使用制限令を発動し、家庭に削減目標を設ける夏場の電力不足対策の骨格案提示
10	○第17回統一地方選前半戦 (12都道府県知事、5 政令市長、41道府県議、15政令市議) 投票日 北海道・高橋はるみ、東京都・石原慎太郎、神奈川県・黒岩祐治、福井県・西川一誠、三重県・鈴木英敬、奈良県・荒井正吾、鳥取県・平井伸治、島根県・溝口善兵衛、徳島県・飯泉嘉門、福岡県・小川洋、佐賀県・古川康、大分県・広瀬勝貞、札幌市・上田文雄、相模原市・加山俊夫、静岡市・田辺信宏、浜松市・鈴木康友、広島市・松井一実
11	政府 ・東日本大震災復興構想会議の開催について閣議決定 ○経済産業大臣海江田万里君、原子力経済被害担当を兼任 ○茨城県及び福島県で震度6弱の地震が相次ぎ、4人が死亡
12	衆院 ・特別委員会設置 (郵政改革) ○経済産業省原子力安全・保安院及び原子力安全委員会、東京電力福島第一原子力発電所事故で国際的な基準に基づく事故の評価を最悪のレベル7 (1986年チェルノブイリ原発事故と同じ評価) に引き上げ ○日本臓器移植ネット、事故で関東甲信越地方の病院に入院していた10歳以上15歳未満の男子が法的脳死と判定 (15歳未満の脳死判定は初)

年月日	事 項
4. 14	○天皇皇后両陛下、東日本大震災に伴う被災地（千葉県旭市）お見舞い（4. 22茨城県、4. 27宮城県、5. 6岩手県、5. 11福島県） ○20か国財務相・中央銀行総裁会議開催（ワシントン）（東日本大震災からの復興に取り組む日本に対し、連帯して支援する方針を盛り込んだ共同声明を採択）（～4. 15）
15	参院 ・義務教育諸学校標準法改正案（閣法）可決・成立 ○第124回 I P U会議開催（パナマ・パナマシティ）（～4. 20）
17	○東京電力、福島第一原子力発電所事故収束に向けた工程表（原発安定化へ6～9か月と設定）を発表 ○クリントン米国務長官、天皇皇后両陛下に拝謁
18	衆院 ・災害対策特委 東日本大震災による被害状況等の実情調査のため福島県に委員派遣 参院 ・予算委 東日本大震災に関する集中審議
19	衆院 ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法）提出（4. 27成立） ・地方税法の一部を改正する法律案（閣法）提出（4. 27成立）
20	衆院 ・農林水産委 東日本大震災による農林水産関係の被害状況等の実情調査のため岩手県及び宮城県に委員派遣（～4. 21） ・法務・青少年特委連合審査会 民法等改正案について質疑
21	衆院 ・東日本大震災に関する決議案（民主・自民・公明・社民・みんな・国民・日本・国守共同）提出（4. 22可決） ・東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議案（民主・自民・公明・共産・社民・みんな・国民・日本・国守共同）提出（4. 22可決） ・日独交流150周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議案（民主・自民・公明・みんな・国民・国守共同）提出（4. 22可決） 政府 ・原子力災害対策特別措置法に基づいて、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内を「警戒区域」に（4. 22半径20～30km圏内の屋内退避指示を解除し、半径20km圏外の一部を「計画的避難地域」に、半径20～30km圏内の一部を「緊急時避難準備区域」に）設定
22	衆院 ・東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（閣法）提出（4. 28成立） ・東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（閣法）提出（4. 28成立）
23	○ギラード・オーストラリア首相、外国首脳として初めて東日本大震災の被災地（宮城県南三陸町）を視察（松本外務大臣同行）
24	○衆議院愛知県第6区選出議員補欠選挙（丹羽秀樹君（自民）当選 4. 25当選報告書受領） ○第17回統一地方選挙後半戦（一般市長・市議、町村長・町村議、区長・区議）投票日
25	衆院 ・自民、丹羽秀樹君の会派所属届提出 参院 ・災害対策特委 東日本大震災による被害状況等の実情調査のため宮城県に委員派遣 ・予算委 東日本大震災・原発事故に関する集中審議

年月日	事 項
4. 26	<p>衆院 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（閣法）提出（5. 2成立）</p> <p>・平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（閣法）提出（5. 2成立）</p> <p>・東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（閣法）提出（5. 2成立）</p> <p>・東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案（閣法）提出（5. 2成立）</p> <p>・予算委 東日本大震災関連について集中審議</p> <p>参院 ・農林水産委 東日本大震災による農山漁村及び農林水産業の被害状況等に関する実情調査のため宮城県に委員派遣</p>
27	<p>衆院 ・経済産業・内閣委連合審査会 原子力発電所事故による経済被害対応等について質疑</p> <p>○米国南部の広い地域で巨大竜巻が発生（死者330人以上）</p>
28	<p>両院 ・財政演説及び財政演説に対する質疑</p> <p>衆院 ・平成23年度第1次補正予算提出（5. 2成立）</p> <p>・東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法）提出（5. 2成立）</p> <p>・平成23年度公債発行特例法案（閣法）内閣修正承諾（題名を「平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案」に改める等）</p> <p>・民法等改正案（閣法）可決</p> <p>・函書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第176回国会提出）承認（参院5. 27承認）</p>
30	<p>衆院 ・平成23年度第1次補正予算可決</p>
5. 1	<p>衆院 ・電力需給逼迫に対応するため、クールビズを前倒しで実施（～10. 31）</p> <p>参院 ・財政金融・厚生労働・国土交通委連合審査会 東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法）について質疑</p> <p>政府 ・東京電力福島第一原発事故を受けた節電対策として、クールビズを前倒しで実施（～10. 31）</p> <p>○オバマ米大統領、米国同時多発テロ等国際テロ組織アル・カイダ首謀者ウサマ・ビン・ラディンを殺害したと発表</p>
2	<p>参院 ・平成23年度第1次補正予算可決・成立</p>
6	<p>衆院 ・厚生労働委 東日本大震災被災地の医療施設等の実情調査のため宮城県に委員派遣</p> <p>○菅内閣総理大臣、中部電力浜岡原子力発電所の全ての原子炉の運転を停止するよう、中部電力に要請（5. 9要請受入決定）（5. 15全ての停止作業終了）</p>
9	<p>政府 ・東日本大震災関係組織を「緊急災害対策本部」「原子力災害対策本部」の2本部に統合</p>
10	<p>衆院 ・総務委 東日本大震災被災地における地方行政、情報通信等の実情調査のため岩手県に委員派遣（～5. 11）</p>

年月日	事 項
5. 21	○菅内閣総理大臣、日中韓サミット出席のため来日している温家宝中国国務院総理及び李明博韓国大統領とともに、福島市内の避難所を訪問 ○第4回日中韓サミット開催（東京）（～5.22）（5.22三国間の原子力安全や防災など幅広い分野での協力を強化する首脳宣言採択）
24	政府 ・東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について閣議決定 ○菅内閣総理大臣、OECD設立50周年記念式典（パリ）、第37回主要国首脳会議（G8ドーヴィル・サミット）（フランス・ドーヴィル）及び日・EU定期首脳協議（ベルギー・ブリュッセル）出席のため出発（各国首脳と会談 5.29帰国）
25	○スイス政府、原子力発電所の稼働を「2034年」までに全面停止し、「脱原発」を図ると発表
26	参院 ・財政金融委 東日本大震災による被災地域の経済・財政・金融情勢等に関する実情調査のため宮城県に委員派遣 ○G8ドーヴィル・サミット開催（フランス・ドーヴィル）（～5.27）（東日本大震災からの日本の復興に向けて連帯する姿勢を明確にした首脳宣言を採択）
27	衆院 ・震災復興特委 東日本大震災復興基本法案（閣法）外3法案の審査のため福島県、宮城県、岩手県に委員派遣 ・東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.22成立） 参院 ・民法等改正案（閣法）可決・成立
30	○最高裁、君が代の起立斉唱命令をめぐる上告審で「命令」を合憲と判断 ○ドイツ与党、福島第一原発事故を受けて検討している「脱原発」の時期について「2022年末まで」で基本合意
31	衆院 ・スポーツ基本法案（衆法）提出（6.17成立）
6. 1	衆院 ・スポーツ基本法案（衆法第174回国会提出）撤回 ・菅内閣不信任決議案（自民・公明・日本共同）提出（6.2否決） 政府 ・海賊対策強化のため自衛隊初の本格的な海外活動拠点（海外駐留基地）をアフリカ東部のジブチに開設
2	○菅内閣総理大臣、衆院本会議前の民主党代議士会において、「大震災の取組に一定の目途がついた段階で、若い世代の皆さんに色々な責任を引き継いでいただきたい」旨発言
3	衆院 ・民主、松木けんこう君及び横糸勝仁君の会派離脱届提出 ・国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続） ・国家公務員の労働関係に関する法律案（閣法）提出（衆院継続） ・公務員庁設置法案（閣法）提出（衆院継続） ・国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（衆院継続） ・国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（閣法）提出（衆院継続） ・裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続）

年月日	事 項
6. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続） ・ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（7. 27成立） <p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の給与減額支給措置について閣議決定 <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通委 国土交通行政に関する実情調査（東日本大震災による被害及び復旧状況等調査）のため宮城県に委員派遣（～6. 7） <p>○ラミレス・メキシコ合衆国下院議長一行来日（衆議院議長招請 6. 11離日）</p> <p>8</p> <p>○ロシア宇宙庁、ソユーズロケット打上げ成功（日本人宇宙飛行士古川聡さん搭乗、国際宇宙ステーションに約5か月半滞在、11. 22帰還）</p> <p>9</p> <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波対策の推進に関する法律案（衆法第174回国会提出）撤回 ・ 東日本大震災復興基本法案（震災復興特別委員長）提出（6. 20成立） ・ 津波対策の推進に関する法律案（災害対策特別委員長）提出（6. 17成立） ・ 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（現地対策本部設置承認案件）（承認第7号）提出（6. 20承認） <p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文教科学委 東日本大震災による児童生徒及び学校施設の被災状況等に関する実情調査のため岩手県に委員派遣 <p>10</p> <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税法等改正案（閣法）内閣修正承諾（題名を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」に改める等） ・ 地方税法等改正案（閣法）内閣修正承諾（題名を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」に改める等） ・ 東日本大震災復興基本法案（震災復興特別委員長）可決 ・ 現地対策本部設置承認案件承認 ・ 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（経済・雇用対応所得税法等改正案）（閣法）提出（6. 22成立） ・ 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（経済・雇用対応地方税法等改正案）（閣法）提出（6. 22成立） <p>13</p> <p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別委員会設置（震災復興） <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆法第173回国会提出）撤回 ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（厚生労働委員長）提出（6. 17成立） <p>14</p> <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力損害賠償支援機構法案（閣法）提出（8. 3成立） <p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて閣議決定 <p>○イタリア、原発再開の是非を問う国民投票が行われ（6. 12～13）、原発再開反対票が94%に達した</p>

年月日	事 項
6. 15	衆院 ・東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（法務委員長）提出（6. 17成立）
16	衆院 ・経済・雇用対応所得税法等改正案（閣法）可決 ・経済・雇用対応地方税法等改正案（閣法）可決 政府 ・原子力災害対策本部、東京電力福島第一原子力発電所事故発生後、1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される特定の地点について、「特定避難勧奨地点」に指定
20	参院 ・東日本大震災復興基本法案（衆法）可決・成立 ・現地対策本部設置承認案件承認 ○国際原子力機関（IAEA）閣僚級会合（ウィーン）、東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓に、国際的な原発の安全性強化を目指した25項目の閣僚会議宣言を全会一致で採択
21	参院 ・平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（平成23年原子力事故被害緊急措置法案）（参法）提出（7. 29成立）
22	衆院 ・会期延長を議決（70日間 6. 23～8. 31 参院議決に至らず） 参院 ・経済・雇用対応所得税法等改正案（閣法）可決・成立 ・経済・雇用対応地方税法等改正案（閣法）可決・成立
23	○菅内閣総理大臣、平成23年沖縄全戦没者追悼式出席
24	○第35回ユネスコ世界遺産委員会（パリ 6. 19～6. 29）、「小笠原諸島（東京都小笠原村）」を世界自然遺産登録決定（6. 29登録）
25	政府 ・東日本大震災復興構想会議、「復興への提言～悲惨のなかの希望～」答申 ○第35回ユネスコ世界遺産委員会（パリ 6. 19～6. 29）、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－（岩手県平泉町）」を世界文化遺産登録決定（6. 29登録）
27	衆院 ・財務金融委 東日本大震災の被災地域における財政及び金融等の実情調査のため宮城県に委員派遣 ○内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、行政刷新、節電啓発等担当）蓮舫君辞任 後任内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、節電啓発等担当、原発事故の収束及び再発防止担当）細野豪志君任命 ○環境大臣松本龍君辞任 後任法務大臣江田五月君兼任 ○内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）枝野幸男君、内閣府特命担当大臣（行政刷新）を兼任 ○内閣府特命担当大臣（防災）松本龍君、東日本大震災復興対策担当大臣を兼任
28	○全国B型肝炎訴訟、国と原告団、弁護団が和解の基本合意書に調印（菅内閣総理大臣、原告・弁護団に謝罪）
30	政府 ・政府・与党社会保障改革検討本部、社会保障・税一体改革成案を決定（2010年代半ばまでに段階的に消費税を10%まで引き上げる等） ○長野県松本市で震度5強の地震
7. 1	衆院 ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（衆法）提出（審査未了） 政府 ・電気事業法に基づく電力使用制限令を発動（約37年ぶり）（東京電力及び東北電力管内の大口需要家対象に15%削減）

年月日	事 項
7. 3	○タイ総選挙でタクシン元首相の妹インラック氏率いる、野党タイ貢献党が下院の過半数を獲得（8.5インラック氏新首相に選出）
5	参院 ・自民、浜田和幸君の退会届提出 ○東日本大震災復興対策担当・内閣府特命担当大臣（防災）松本龍君辞任 後任平野達男君任命
6	衆院 ・予算委 延長国会における諸課題について集中審議 ○第6回日中議会交流委員会開催（東京）
8	衆院 ・東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案（閣法）提出（審査未了）
9	○南スーダンがスーダンから分離独立（新首都ジュバ、アフリカとして54か国目の国家誕生）（7.14国連総会で193番目の加盟国として承認）
11	参院 ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（東日本大震災事業者再生支援機構法案）（参法第12号）提出（11.21成立） 政府 ・原発再稼動をめぐり、全国の原子力発電所のストレステスト（耐性試験）について政府統一見解「我が国原子力発電所の安全性の確認について（欧州諸国で導入されたストレステストを参考にした安全評価の実施等）」を決定
13	衆院 ・青少年特委 東日本大震災に係る青少年問題に関する実情調査のため埼玉県に委員派遣 ○菅内閣総理大臣、今後のエネルギー政策について、脱原発依存に取り組むと表明
14	衆院 ・災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長）提出（7.25成立）
15	衆院 ・平成23年度第2次補正予算提出（7.25成立） ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（7.25成立） ・平成22年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法）提出（7.25成立）
	参院 ・平成23年原子力事故被害緊急措置法案（参法）可決
	両院 ・財政演説及び財政演説に対する質疑
17	○第6回F I F A女子ワールドカップドイツ大会において日本が初優勝
20	衆院 ・平成23年度第2次補正予算可決
22	衆院 ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法）提出（8.5成立） ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（8.5成立）
	参院 ・予算委 菅内閣総理大臣、民主党2009衆院選マニフェストに関し、「財源についてやや見通しの甘かった部分があった」旨陳謝 ○日韓議会間交流開催（韓国・ソウル）（～7.24） ○ノルウェー・オスロで爆弾テロ・銃乱射事件（死者77人）

年月日	事 項
7. 23	○中国高速鉄道で追突事故（中国浙江省温州、死者40人以上）
24	○東日本大震災の被害が大きい東北3県を除く44都道府県において、地上波テレビ放送がデジタル放送に完全移行
25	衆院 ・消費者問題特委 消費者問題に関する実情調査（東日本大震災による被害及び復興状況等調査）のため宮城県に委員派遣 参院 ・平成23年度第2次補正予算可決・成立
27	衆院 ・総務委 東日本大震災被災地における地方行政等の実情調査のため福島県に委員派遣
28	衆院 ・原子力損害賠償支援機構法案（閣法）修正議決 ・平成23年原子力事故被害緊急措置法案（参法）修正議決（7.29 参院 回付案同意） ・東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（倫理選挙特別委員長）提出（8.3成立） 参院 ・外交防衛委 東日本大震災に対する自衛隊の活動等の実情調査のため宮城県及び福島県に委員派遣
	○平成23年7月新潟・福島豪雨、30日にかけて、新潟県、福島県で記録的な大雨（9.8現在死者4人、行方不明者2人）
29	参院 ・東日本大震災事業者再生支援機構法案（参法第12号）修正議決（衆院継続） 政府 ・東日本大震災復興対策本部、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定 ・B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針について閣議決定
8. 1	衆院 ・厚生労働委 東日本大震災被災地における雇用・失業対策等の実情調査のため福島県に委員派遣 ・環境委 東日本大震災により生じた福島県内の災害廃棄物に係る対策の実情調査のため福島県に委員派遣
3	衆院 ・財務金融・経済産業委連合審査会 円高問題等について質疑 参院 ・原子力損害賠償支援機構法案（閣法）可決・成立
4	参院 ・東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時的交付金の交付に関する法律案（参法）提出（8.26可決）（衆院継続） ○子ども手当を廃止、児童手当復活で民主、自民、公明3党が合意（平成24年度から子ども手当を廃止、児童手当を拡充・復活し、所得制限を諸控除前の額面年収960万円程度に設定）
5	政府 ・「日本再生のための戦略に向けて」について閣議決定 ○タイ、インラック首相選出（タイ初の女性首相） ○米国債、初の格下げ（米国S&P、赤字削減が不十分として「AAA」から「AA+」に一段階引下げ）
8	衆院 ・予算委 外交・安保等について集中審議 ○太平洋諸国議会を対象とした気候変動に関するワークショップ開催（オーストラリア・ゴールドコースト）（～8.10） ○G7財務相・中央銀行総裁、米国債格下げや欧州の財政不安による金融市場混乱回避のため緊急電話会談し、市場の安定化に向けた協調を確認する共同声明採択

年月日	事 項
8. 9	<p>衆院 ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（震災廃棄物処理特別措置法案）（震災復興特別委員長）提出（8.12成立）</p> <p>・東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（衆法）提出（9.29撤回）</p> <p>・国会法の一部を改正する法律案（衆法）提出（9.29撤回）</p> <p>参院 ・災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（参法）提出（8.23成立）</p> <p>・東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（参法）提出（8.23成立）</p> <p>・東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参法）提出（衆院継続）</p> <p>○民主・自民・公明、平成23年度公債発行特例法案成立と民主党の主要政策見直しで合意</p>
10	<p>衆院 ・内閣委 東日本大震災の発生に伴う原子力発電所の安全対策等の実情調査のため宮城県に委員派遣</p> <p>・経済産業・農林水産・環境委連合審査会 再生可能エネルギー電気調達特措法案、電気事業法及びガス事業法改正案について質疑</p> <p>○内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）細野豪志君、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）兼任</p>
11	<p>衆院 ・平成23年度公債発行特例法案（閣法）修正議決</p> <p>・東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案（総務委員長）提出（8.24成立）</p> <p>・震災廃棄物処理特別措置法案（衆法）可決</p> <p>・平成20年度決算議決</p> <p>○民主・自民・公明、再生可能エネルギー電気調達特措法案の修正合意</p>
12	<p>参院 ・震災廃棄物処理特別措置法案（衆法）可決・成立</p> <p>政府 ・中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）について閣議決定</p>
15	<p>政府 ・政策推進の全体像について閣議決定（東日本大震災を踏まえた経済財政運営の基本方針等）</p> <p>・総合特別区域基本方針について閣議決定</p> <p>・原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について閣議決定</p>
17	<p>衆院 ・平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（平成23年度子ども手当支給特措法案）（閣法）提出（8.26成立）</p>
18	<p>○菅内閣総理大臣、F I F A女子ワールドカップドイツ大会日本女子代表チームに国民栄誉賞授与（団体として初）</p>
19	<p>政府 ・科学技術基本計画について閣議決定</p> <p>○円相場、海外市場で一時、戦後最高値（1ドル＝75円95銭）更新（3.17以来5か月ぶり）</p>
23	<p>衆院 ・平成23年度子ども手当支給特措法案（閣法）可決</p> <p>・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案（放射性物質汚染対処特措法案）（環境委員長）提出（8.26成立）</p> <p>○リビア反体制派、首都トリポリ制圧（42年に及んだカダフィ指導者の独裁体制が崩壊）</p>

年月日	事 項
8. 26	<p>参院 ・平成23年度子ども手当支給特措法案（閣法）可決・成立</p> <p>・平成23年度公債発行特例法案（閣法）可決・成立</p> <p>政府 ・「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について閣議決定</p> <p>○菅内閣総理大臣、民主党両院議員総会において辞意を表明</p>
29	○民主党代表選挙（立候補者 海江田万里君、鹿野道彦君、野田佳彦君、前原誠司君、馬淵澄夫君）両院議員総会における選挙で野田佳彦君が当選
30	○菅内閣総辞職
	<p>両院 ・内閣総理大臣に野田佳彦君（民主）指名</p> <p>○2党党首会談（民主・野田代表、国民・亀井代表、連立政権継続等で合意）</p>
31	○民主党、役員を決定（幹事長輿石東君、政策調査会長前原誠司君、国会対策委員長平野博文君、選挙対策委員長高木義明君）
	第177回国会閉会
9. 1	○野田民主党代表、自民・公明との個別党首会談
2	<p>野田内閣成立（民主・国民連立政権）</p> <p>政府 ・基本方針について閣議決定</p>
3	○平成23年台風第12号、6日にかけて、紀伊半島を中心に記録的な大雨（11.2現在、死者78人、行方不明者16人）
4	○横路衆議院議長、第10回G 8 下院議長会議（パリ）出席及びウクライナ親善訪問のため出発（9. 11帰国）
5	衆院 ・民主、与謝野馨君の会派離脱届提出
8	<p>○野田内閣総理大臣、東京電力福島第一原子力発電所及び東日本大震災の被災地視察（9. 8福島県、9. 10宮城県及び岩手県）</p> <p>○第10回G 8 下院議長会議開催（パリ）（～9. 10）</p> <p>○オバマ米大統領、35兆円の景気・雇用対策発表</p>
9	<p>衆院 ・災害対策特委 災害対策に関する件（平成23年台風第12号による被害状況等）について質疑</p> <p>参院 ・自民、「自由民主党・無所属の会」に会派名変更届提出</p> <p>・自民、大江康弘君の入会届提出</p> <p>○野田内閣総理大臣、台風第12号の被災状況把握のため和歌山県、奈良県及び三重県を訪問</p> <p>○G 7財務相・中央銀行総裁会議開催（フランス・マルセイユ）（～9. 10）</p>
11	○経済産業大臣鉢呂吉雄君辞任 臨時代理内閣官房長官藤村修君
12	○経済産業大臣枝野幸男君任命
	○フランス・マルクール地区原子力施設で爆発事故（死者1人、負傷者4人、放射能漏れ無し）

年月日	事 項
9. 13	<p>第178回国会(臨時会)召集 (会期4日間 延長1回14日間 会期実数18日間 9.30まで)</p> <p>衆院会派別議員数 (民主302 自民118 公明21 共産9 社民6 みんな5 国民4 日本2 国守2 無10 欠1)</p> <p>参院会派別議員数 (民主106 自民83 公明19 みんな11 共産6 日改5 社民4 国民3 無5)</p> <p>開会式</p> <p>両院 ・所信表明演説</p> <p>衆院 ・常任委員長選任 (議院運営外11-民主12)</p> <p>・特別委員会設置 (災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 海賊・テロ 拉致問題 消費者問題 科学技術 郵政改革 震災復興)</p> <p>・政治倫理審査会会長辞任・補欠選任 (鉢呂吉雄君 (民主) 辞任 川内博史君 (民主) 選任)</p> <p>参院 ・常任委員長選任 (内閣外8-民主8、公明1)</p> <p>・特別委員会設置 (災害対策 沖縄北方 倫理選挙 拉致問題 ODA 消費者問題 震災復興)</p> <p>○石川県輪島沖で、小型木造船に乗った脱北者9人を保護 (10.4韓国へ移送)</p>
14	衆院 ・所信表明演説に対する質疑 (2日間)
15	参院 ・所信表明演説に対する質疑 (2日間)
16	衆院 ・会期延長を議決 (14日間 9.17~9.30 参院議決に至らず)
20	<p>政府 ・平成24年度予算の概算要求組替え基準について閣議決定 (歳出大枠71兆円以内、特別枠「日本再生重点化措置」は裁量的経費各省一律一割削減で捻出、東日本大震災の復興費を別枠管理)</p> <p>○野田内閣総理大臣、第66回国連総会出席のため米国に出発 (9.21日米首脳会談、国連事務総長会談 9.23一般討論演説 9.24帰国)</p>
21	○台風第15号、翌22日にかけて、西日本から北日本の広い範囲で、暴風や記録的な大雨 (11.2現在、死者17人、行方不明者1人)
22	<p>衆院 ・災害対策特委 平成23年台風第12号による被害状況等調査のため和歌山県及び奈良県に委員派遣</p> <p>○主要20か国・地域 (G20) 財務相・中央銀行総裁会議開催 (ワシントン) (金融危機の対応で緊急声明)</p>
26	○東京地裁、小沢一郎民主党元代表の資金管理団体「陸山会」の政治資金規正法違反 (虚偽記載) 事件で、石川知裕衆議院議員ら元秘書3人に有罪判決
28	衆院 ・議員石川知裕君の議員辞職勧告に関する決議案 (自民・公明・社民・日本共同) 提出 (未了)
29	<p>衆院 ・国会法の一部を改正する法律案 (議院運営委員長) 提出 (9.30成立)</p> <p>・東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案 (議院運営委員長) 提出 (9.30成立)</p>
30	<p>両院 ・人事院勧告 (3年連続中高年齢層の月例給の引下げ等) 受領</p> <p>○自民党、役員を決定 (副総裁大島理森君 (留任)、幹事長石原伸晃君 (留任)、総務会長塩谷立君、政務調査会長茂木敏充君、国会対策委員長岸田文雄君)</p> <p>第178回国会閉会</p>

年月日	事 項
10. 2	○インド連邦下院議長一行来日（衆議院議長招請 10.6離日）
3	○経済産業大臣、原子力経済被害担当 枝野幸男君、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）を兼任 ○環境大臣、原発事故の収束及び再発防止担当、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構） 細野豪志君、内閣府特命担当大臣（原子力行政）を兼任、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）を辞任 ○野田内閣総理大臣、国家公務員宿舎「朝霞住宅（埼玉県朝霞市）」の建設について東日本大震災集中復興期間の5年間の凍結を指示
5	衆院 ・震災復興特委 東日本大震災復旧・復興等について集中審議 ○衛藤衆議院副議長、アメリカ合衆国訪問及び政治経済事情等調査のため出発（10.8帰国）
6	衆院 ・国土交通委 国土交通行政に関する実情調査（東日本大震災による被害及び復旧状況等調査）のため岩手県及び宮城県に委員派遣（～10.7） 参院 ・震災復興特委 東日本大震災後の復旧復興の進捗状況と今後の課題について集中審議 ○自民党、参議院役員を決定（幹事長溝手顕正君、政審会長岩城光英君、国会対策委員長脇雅史君（再任））
7	政府 ・平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針について閣議決定
10	○横路衆議院議長、大韓民国親善訪問のため出発（10.12帰国）
11	衆院 ・厚生労働委 東日本大震災被災地における医療・労働・福祉等の実情調査のため岩手県に委員派遣（～10.12）
12	○米上下両院、韓国とのFTA（自由貿易協定）実施法案を可決
14	○野田内閣資産公開（閣僚、副大臣、政務官の家族名義資産も公開）
15	○横路衆議院議長、第125回IPU会議出席のためスイス（ベルン）に出発（10.20帰国） ○ニューヨークに端を発した反経済格差デモが日本を含む世界一斉行動に発展
16	○第125回IPU会議開催（スイス・ベルン）（～10.19）
17	○第179回国会（臨時会）召集詔書公布（10.20召集日）
18	○野田内閣総理大臣、日韓首脳会談のため韓国に出発（10.19首脳会談、同日帰国）
19	衆院 ・国民、中島正純君の会派所属届提出 ○ギリシャ、財政悪化が深刻化しアテネでゼネスト（5万人以上が国会議事堂を取り囲む）（～10.20）
20	第179回国会（臨時会）召集 （会期51日間 12.9まで） 衆院会派別議員数（民主302 自民118 公明21 共産9 社民6 みんな5 国民5 日本2 国守2 無9 欠1） 参院会派別議員数（民主106 自民83 公明19 みんな11 共産6 日改5 社民4 国民3 無5） 衆院 ・特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 海賊・テロ 拉致問題 消費者問題 科学技術 郵政改革 震災復興） 参院 ・常任委員長選任（議院運営外6－自民7）

年月日	事 項
10. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会設置（災害対策 沖縄北方 倫理選挙 拉致問題 ODA 消費者問題 震災復興） ○カダフィ元指導者死亡（リビア国民暫定評議会部隊が拘束し、その後死亡。42年間続いたカダフィ体制が完全消滅、10. 23リビア国民暫定評議会が解放宣言） 開会式 衆院 ・憲法審査会、会長に大畠章宏君を互選 政府 ・国家戦略会議の開催について閣議決定 ・海外経済協力会議等の廃止等について閣議決定 ・「円高への総合的対応策」について閣議決定 ○円相場、ニューヨーク外国為替市場で一時、戦後最高値（1ドル＝75円78銭）更新（8. 19以来2か月ぶり。その後も断続的に最高値を更新。10. 27ロンドン外国為替市場で1ドル＝75円67銭まで上昇） 22 ○タイ大洪水、首都中心部において大規模な浸水被害（7月下旬からの大雨で国土の3分の1が水没。10. 28現在、死者377人、工業団地も水没し、400社以上の日系企業も被害） 23 ○トルコ東部でM7. 2の地震（10. 27現在、死者534人） ○野田内閣総理大臣、フィヨン仏首相と会談、「原子力及びエネルギー政策に関する日仏首脳共同宣言」を発表 25 ○第33回日本・EU議員会議・準備会合開催（フランス・ストラスブール）（～10. 27） ○衆院のコンピュータ及びサーバがサイバー攻撃を受け、コンピュータウイルスに感染していたとの報道（10. 26数か国の在外公館において、11. 2参院及び総務省において、同様にウイルス感染が判明） ○最高裁、「混合診療」において保険給付せず、全額を自己負担とする現行制度の是非が争われた上告審判決で、「現行制度は適法」と初判断 26 ○総務省、2010年国勢調査確定値で、日本人人口（外国人除く）が1億2,535万8,854人となり、前回2005年調査から37万人（0. 3%）減少し、国籍別集計（1970年以降）で初のマイナスと発表 ○国連人口基金、「世界人口白書」発表（10. 31に世界の人口が70億人を突破すると推計） 28 両院 ・所信表明・財政演説 衆院 ・平成23年度第3次補正予算提出（11. 21成立） ・東日本大震災復興特別区域法案（震災復興特区法案）（閣法）提出（12. 7成立） ・平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（地方交付税総額特例法案）（閣法）提出（11. 30成立） ・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（地方税臨時特例法案）（閣法）提出（11. 30成立） ・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（東日本大震災復興財源確保法案）（閣法）提出（11. 30成立） ・津波防災地域づくりに関する法律案（閣法）提出（12. 7成立）

年月日	事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（12.7成立） ・所得税法等改正案（閣法）（第177回国会提出）内閣修正承諾（施行期日の修正、国税通則法の改正規定中の一部削除等） ・地方税法等改正案（閣法）（第177回国会提出）内閣修正承諾（新たな税務調査手続の追加に係る規定削除等）
10. 31	<p>政府 ・公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定</p> <p>衆院 ・所信表明演説等に対する質疑（2日間）</p> <p>○ユネスコ（国連教育・科学・文化機関）、パレスチナを195番目の「加盟国」として承認（主要国連機関による加盟国としての承認は初）</p>
11. 1	<p>衆院 ・東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会規程案（議院運営委員長）提出（同日可決）（11.2参院議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興庁設置法案（閣法）提出（12.9成立） ・東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続）
2	<p>参院 ・所信表明演説等に対する質疑（2日間）</p> <p>両院 ・東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（両院議運合同協議会）、会長に小平忠正君を互選</p> <p>○裁判官弾劾裁判所、裁判長に細川律夫君を互選</p> <p>○野田内閣総理大臣、主要20か国・地域（G20）首脳会議（カンヌ・サミット）出席のためフランスへ出発（11.3～4首脳会議、11.5帰国）（11.4 欧州の財政・金融危機の拡大阻止に向け結束していくことなどを盛り込んだ首脳宣言を採択）</p>
4	<p>衆院 ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（12.7成立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法の一部を改正する法律案（閣法）提出（12.7成立）
5	<p>○参議院議長西岡武夫君死去（75歳、11.25参議院葬）</p>
8	<p>衆院 ・議院運営委 東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会の今後の活動に資する現地実情等調査のため福島県及び宮城県に委員派遣（～11.9）</p>
10	<p>衆院 ・平成23年度第3次補正予算可決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・APECの場での「TPP交渉協議への参加表明」に反対する決議案（自民・公明・社民・国民・国守・無共同）提出（未決） <p>参院 ・国土交通委 東日本大震災により被害を受けた社会資本の復旧・復興状況等の実情調査のため岩手県に委員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策特委 平成23年7月新潟・福島豪雨による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため福島県に委員派遣 <p>○参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（はたともこ君（民主）当選人決定 11.11 当選通知書受領）</p> <p>○憲政記念館特別展開催（～12.2） 大正デモクラシー期の政治特別展</p> <p>○財政危機に陥ったギリシャ、大統領府は次期首相にルーカス・パパデモス前欧州中央銀行副総裁を指名</p>

年月日	事 項
11. 11	<p>衆院 ・予算委 経済連携等について集中審議</p> <p>参院 ・予算委 環太平洋パートナーシップ協定等に関する件について集中審議</p> <p>・民主、はたともこ君の入会届提出</p> <p>政府 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針について閣議決定</p> <p>○野田内閣総理大臣、記者会見で「ホノルルAPEC首脳会合において、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨を表明</p>
12	<p>○南アフリカ共和国国民議会議長一行来日（衆議院議長招請 11. 16離日）</p> <p>○野田内閣総理大臣、APEC首脳会談出席のため米国（ホノルル）に出発（11. 12日米・日中・日露各首脳会談、11. 14帰国）</p>
14	<p>参院 ・議長選挙 平田健二君（民主）当選</p> <p>・平田議長党籍離脱</p> <p>○会計検査院、日本原子力研究開発機構公表の高速増殖原型炉もんじゅの総事業費（2010年度までに9,265億円）に関連施設の事業費や人件費などが含まれていないと指摘</p>
15	<p>衆院 ・東日本大震災事業者再生支援機構法案（参法）（第177回国会提出）修正議決</p> <p>政府 ・南スーダン国際平和協力業務の実施について閣議決定</p> <p>○ブータン王国国王ジグミ・ケサル陛下及び同王妃陛下来日（11. 15野田内閣総理大臣から表敬訪問 11. 16皇太子殿下と会見 11. 17衆院議場で演説 11. 20離日）</p>
16	<p>○最高裁、裁判員制度の合憲性が争われた刑事事件の上告審判決で合憲との初判断</p> <p>○欧州財政危機が飛び火したイタリア、モンティ内閣（政治家不在）が発足</p>
17	<p>衆院 ・難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議案（民主・自民・公明・社民・みんな・国民・日本共同）提出（同日可決）</p> <p>・憲法審査会、初の審議（民主、自民、公明、共産、社民、みんな、国民7党が意見表明等を含む自由討議）</p> <p>○野田内閣総理大臣、東南アジア諸国連合（ASEAN）関連首脳会議出席のためインドネシア（バリ）に出発（11. 18総事業費2兆円規模のインフラ支援を表明、11. 20帰国）</p> <p>○政府と東京電力、福島第一原子力発電所の事故収束に向けた工程表の改訂版を発表</p>
21	<p>参院 ・平成23年度第3次補正予算可決・成立</p> <p>・東日本大震災事業者再生支援機構法案（参法）（第177回国会提出）可決・成立</p> <p>○最高裁、オウム真理教事件被告人側（元幹部遠藤誠一）上告を棄却</p>
22	<p>両院 ・平成22年度決算提出</p>
24	<p>衆院 ・所得税法等改正案（閣法）（第177回国会提出）修正議決</p> <p>・東日本大震災復興財源確保法案（閣法）修正議決</p> <p>・地方交付税総額特例法案（閣法）可決</p> <p>・地方税臨時特例法案（閣法）修正議決</p> <p>・地方税法等改正案（閣法）（第177回国会提出）修正議決</p>

年月日	事 項
11. 27	○セルビア共和国議会議長一行来日（衆議院議長招請 11. 30離日）
28	○第66回国連総会の際の I P U 議会人会合開催（ニューヨーク）（～11. 29） ○気候変動枠組条約第17回締約国会議（C O P 17）、京都議定書第 7 回締約国会合等開催（南アフリカ・ダーバン）（～12. 11）
29	衆院 ・震災復興特区法案（閣法）修正議決
30	両院 ・国家基本政策委合同審査会 国家の基本政策について討議 参院 ・地方交付税総額特例法案（閣法）可決・成立 ・地方税臨時特例法案（閣法）可決・成立 ・地方税法等改正案（閣法）（第177回国会提出）可決・成立 ・所得税法等改正案（閣法）（第177回国会提出）可決・成立 ・東日本大震災復興財源確保法案（閣法）可決・成立
12. 1	○財務省の検討会が、東日本大震災の集中復興期間の 5 年を目途に、国家公務員宿舎約21. 8万戸のうち5. 6万戸（25. 5%）程度を削減、朝霞住宅については建設中止との報告書をまとめる
2	両院 ・東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長及び同委員の任命について承認（12. 8両院議長から任命）
3	○第66回国連総会で、米国含む99か国の共同提案国を代表し、我が国政府提出の「核軍縮決議案」が賛成多数で採択
4	○野田内閣総理大臣、第15回 I L O アジア太平洋地域会議（京都）で特別演説
5	衆院 ・予算委 政治とカネ等について集中審議 ○気候変動枠組条約第17回締約国会議（C O P 17）の際の議員会議開催（南アフリカ・ダーバン）
6	衆院 ・国益と国民の生活を守る会、会派解散届出 ・自民、城内実君及び小泉龍司君の会派所属届提出 ・復興庁設置法案（閣法）修正議決 ・第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（民主・自民・公明・社民・みんな・国民・日本・国守共同）提出（同日可決）
7	参院 ・震災復興特区法案（閣法）可決・成立
9	参院 ・復興庁設置法案（閣法）可決・成立 ・防衛大臣一川保夫君問責決議案（自民・公明共同）提出（同日可決） ・国務大臣山岡賢次君問責決議案（自民・公明共同）提出（同日可決） ・内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案（みんな）提出（未了）
	第179回国会閉会
10	政府 ・平成24年度税制改正大綱について閣議決定
13	政府 ・平成32年（2020年）第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会の東京招致について閣議決定
14	○オバマ米大統領、「イラク戦争の終結」を宣言

年月日	事 項
12. 16	政府 ・平成24年度予算編成の基本方針について閣議決定 ○野田内閣総理大臣、東京電力福島第一原子力発電所原子炉が冷温停止状態に達し、事故収束に向けた道筋のステップ2が完了したことを宣言
17	○金正日北朝鮮朝鮮労働党総書記死去（69歳）（12. 19北朝鮮の朝鮮中央テレビ特別放送において公表） ○李明博韓国大統領来日（12. 18日韓首脳会談（京都） 同日離日）
20	政府 ・安全保障会議開催（北朝鮮金正日国防委員会委員長死去、南スーダンへの自衛隊施設部隊等の派遣及び次期戦闘機整備について） ・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について閣議決定 ・次期戦闘機の整備について閣議了解（米ロッキード・マーチン社F-35Aに決定）
21	○国内格付け会社格付投資情報センター（R&I）、日本国債の格付けを一段階引下げ（最上位の「AAA」から「AA+」に）
22	衆院 ・震災復興特委 東京電力福島原子力発電所事故等による被災状況等の実情調査のため福島県に委員派遣
	政府 ・平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について閣議了解
24	政府 ・「日本再生の基本戦略」について閣議決定 ・平成24年度予算政府案閣議決定 一般会計総額は90兆3, 339億円となり、6年ぶりに前年度（92兆4, 116億円）を下回る（ただし、復興・年金の別枠分6兆3, 636億円を含む歳出総額は約96兆7, 000億円で実質過去最大規模）
25	○野田内閣総理大臣、日中首脳会談のため中国（北京）に出発（12. 25温家宝國務院総理、12. 26胡錦濤国家主席と会談 12. 26帰国）
26	○政府の東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会、「中間報告」を野田内閣総理大臣に手交
27	政府 ・安全保障会議、武器輸出3原則の新基準「防衛装備品等の海外移転に関する基準」を決定 ○野田内閣総理大臣、国賓としてインド（デリー）に出発（12. 28日印首脳会談 12. 29帰国）
28	○民主衆議院議員9人が離党届提出（12. 30「新党きづな」を設立（代表 内山晃衆議院議員）） ○大地・真民主党結成（代表 鈴木宗男前衆議院議員）
30	○政府・民主党 消費税の税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%へと二段階で引き上げることを柱とした社会保障・税の一体改革原案を決定 ○ロンドン外国為替市場において、円相場が一時、1ユーロ＝99円85銭まで急騰し、約10年半ぶりに100円割れ
31	○オウム真理教関係特別手配中の元教団幹部、平田信被疑者が出頭

衆議院の動き 第19号

平成24年3月

編集・発行

衆議院事務局
